

平成 2 6 年度

# 岐阜市包括外部監査報告書

平成 2 7 年 2 月

岐阜市包括外部監査人

弁護士 芝 英 則

# 目 次

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 序章                            | 1   |
| 第1 包括外部監査の概要                  | 1   |
| 1 外部監査の種類                     | 1   |
| 2 選定した特定の事件                   | 1   |
| 3 事件を選定した理由                   | 1   |
| 4 包括外部監査の方法                   | 3   |
| 5 外部監査の期間                     | 5   |
| 6 外部監査人及び外部監査人補助者             | 5   |
| 7 利害関係                        | 5   |
| 第2 報告書の構成                     | 5   |
| 第1章 指摘及び意見一覧表                 | 7   |
| 第1 はじめに                       | 7   |
| 第2 一覧表                        | 7   |
| 第2章 総論                        | 32  |
| 第1 市の財政状況                     | 32  |
| 1 はじめに                        | 32  |
| 2 主な財政指標の推移                   | 32  |
| 3 財政健全化法に基づく判断比率              | 34  |
| 4 近隣同規模中核市との比較                | 35  |
| 5 総合計画と行財政改革プランにおける取組との関係     | 36  |
| 第2 市の外郭団体に対する関与状況について         | 37  |
| 1 市の外郭団体の概要                   | 37  |
| 2 市における外郭団体の位置付け              | 40  |
| 3 市の外郭団体に関する指針等の策定及び取組の経過について | 46  |
| 4 外郭団体の所管根拠について               | 51  |
| 5 人的関与について                    | 53  |
| 6 財政支出について                    | 58  |
| 7 指定管理について                    | 63  |
| 8 補助金・負担金について                 | 83  |
| 9 委託契約について                    | 86  |
| 10 事業評価シートについて                | 92  |
| 11 本部事務所の利用関係について             | 94  |
| 12 暴力団排除の取組について               | 97  |
| 13 市の外郭団体に対する情報公開について         | 107 |
| 14 文書の保管・管理について               | 109 |

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第3  | 外郭団体の問題について        | 109 |
| 1   | 本監査の方針と総論の記載について   | 109 |
| 2   | 経営改善指針について         | 110 |
| 3   | 法人登記について           | 111 |
| 第4  | 過去の包括外部監査の措置状況について | 112 |
| 1   | 指摘・意見と措置状況について     | 112 |
| 2   | 措置状況の経過について        | 113 |
| 第3章 | 特別法人岐阜市土地開発公社      | 114 |
| 第1  | 概要                 | 114 |
| 1   | 基本情報               | 114 |
| 2   | 沿革                 | 116 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見        | 117 |
| 1   | はじめに               | 117 |
| 2   | 土地の取得について          | 117 |
| 3   | 土地の管理について          | 122 |
| 4   | 土地の処分について          | 127 |
| 5   | 組織の存続について          | 129 |
| 第4章 | 特殊法人岐阜市信用保証協会      | 132 |
| 第1  | 概要                 | 132 |
| 1   | 基本情報               | 132 |
| 2   | 沿革                 | 133 |
| 3   | 組織・機構              | 134 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見        | 135 |
| 1   | 人事関係について           | 135 |
| 2   | 基本財産について           | 136 |
| 3   | 信用補完制度と信用保証協会について  | 137 |
| 4   | 事業内容について           | 141 |
| 5   | 市との関係について          | 153 |
| 6   | 岐阜県信用保証協会との関係について  | 155 |
| 第5章 | 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会   | 157 |
| 第1  | 概要                 | 157 |
| 1   | 基本情報               | 157 |
| 2   | 沿革                 | 161 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見        | 162 |
| 1   | 理事について             | 162 |
| 2   | 出資割合と基本財産について      | 162 |
| 3   | 指定管理について           | 164 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 4   | 補助金について                  | 168 |
| 5   | 委託事業について                 | 174 |
| 6   | 自主事業について                 | 183 |
| 7   | 使用貸借について                 | 186 |
| 8   | 市の監査について                 | 187 |
| 9   | 決算上の確認について               | 188 |
| 第6章 | 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団         | 190 |
| 第1  | 概要                       | 190 |
| 1   | 基本情報                     | 190 |
| 2   | 沿革                       | 194 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見              | 196 |
| 1   | 役員及び評議員について              | 196 |
| 2   | 出資割合と基本財産について            | 196 |
| 3   | 指定管理について                 | 198 |
| 4   | 委託事業について                 | 210 |
| 5   | 自主事業等について                | 213 |
| 6   | 使用貸借について                 | 221 |
| 7   | 市の監査について                 | 223 |
| 8   | 賞与引当金について                | 224 |
| 9   | 存在意義について                 | 225 |
| 第7章 | 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社        | 226 |
| 第1  | 概要                       | 226 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見              | 228 |
| 1   | 指定管理について                 | 228 |
| 2   | 委託について                   | 231 |
| 3   | 補助金について                  | 252 |
| 第8章 | 一般財団法人岐阜産業会館             | 255 |
| 第1  | 概要                       | 255 |
| 1   | 基本情報                     | 255 |
| 2   | 沿革                       | 257 |
| 3   | 表記について                   | 257 |
| 第2  | 事実関係及び指摘・意見              | 257 |
| 1   | 岐阜産業会館運営管理協議会について        | 257 |
| 2   | 役員について                   | 258 |
| 3   | 所管課の関与について               | 259 |
| 4   | 定款の目的について                | 259 |
| 5   | 事業の必要性・事業の目的と事業評価シートについて | 260 |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 6    | 給与体系について             | 263 |
| 7    | 負担金について              | 263 |
| 8    | 指定管理について             | 264 |
| 9    | 情報公開について             | 267 |
| 10   | 組織のあり方について           | 268 |
| 11   | 施設のあり方について           | 268 |
| 第9章  | 公益財団法人岐阜市学校給食会       | 271 |
| 第1   | 概要                   | 271 |
| 1    | 基本情報                 | 271 |
| 2    | 沿革                   | 273 |
| 第2   | 事実関係及び指摘・意見          | 273 |
| 1    | 学校給食の流れについて          | 273 |
| 2    | 補助金について              | 279 |
| 3    | 貸付金について              | 281 |
| 4    | 学校給食費の徴収について         | 282 |
| 5    | 検収について               | 286 |
| 6    | 実際に提供される給食の確認について    | 287 |
| 7    | 各種規程の整備について          | 287 |
| 8    | 当座借越の貸借対照表の表示について    | 288 |
| 9    | 担保提供資産の注記について        | 289 |
| 10   | 定期預金と当座借越について        | 289 |
| 11   | 職員の立替金について           | 290 |
| 12   | 情報公開について             | 290 |
| 第10章 | 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団  | 292 |
| 第1   | 概要                   | 292 |
| 第2   | 事実関係及び指摘・意見          | 294 |
| 1    | 所管課としての業務について        | 294 |
| 2    | 市の出資額（経営基本情報調査票）について | 295 |
| 3    | 補助金について              | 295 |
| 4    | 委託について               | 298 |
| 5    | 指定管理について             | 311 |
| 6    | 自主事業について             | 315 |
| 7    | 存続について               | 315 |
| 第11章 | 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団   | 317 |
| 第1   | 概要                   | 317 |
| 1    | 基本情報                 | 317 |
| 2    | 沿革                   | 320 |

|      |                     |     |
|------|---------------------|-----|
| 第2章  | 事実関係及び指摘・意見         | 321 |
| 1    | 存在意義について            | 321 |
| 2    | 出資による権利について         | 322 |
| 3    | 指定管理について            | 323 |
| 4    | 委託について              | 340 |
| 第12章 | 公益財団法人岐阜市国際交流協      | 342 |
| 第1章  | 概要                  | 342 |
| 1    | 基本情報                | 342 |
| 2    | 沿革                  | 343 |
| 第2章  | 事実関係及び指摘・意見         | 344 |
| 1    | 定款記載事項について          | 344 |
| 2    | 出資について              | 344 |
| 3    | 補助金について             | 345 |
| 4    | 委託について              | 347 |
| 5    | 他組織との連携について         | 350 |
| 6    | 組織体制について            | 351 |
| 7    | 自主事業について            | 353 |
| 8    | 広報について              | 354 |
| 第13章 | 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団  | 357 |
| 第1章  | 概要                  | 357 |
| 1    | 基本情報                | 357 |
| 2    | 沿革                  | 360 |
| 第2章  | 事実関係及び指摘・意見         | 360 |
| 1    | 存在意義について            | 360 |
| 2    | 給与について              | 363 |
| 3    | 指定管理について            | 363 |
| 4    | 文化会館における受託事業について    | 374 |
| 5    | 長良川鵜飼伝承館について        | 374 |
| 第14章 | 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター | 376 |
| 第1章  | 概要                  | 376 |
| 1    | 基本情報                | 376 |
| 2    | 沿革                  | 380 |
| 第2章  | 事実関係及び指摘・意見         | 380 |
| 1    | 役員等について             | 380 |
| 2    | 指定管理について            | 384 |
| 3    | 補助金について             | 394 |
| 4    | 委託事業について            | 396 |

|        |                                |     |
|--------|--------------------------------|-----|
| 5      | 独自事業等について                      | 406 |
| 6      | その他の事業について                     | 407 |
| 7      | 使用貸借について                       | 408 |
| 8      | 指定管理者管理運営状況シートについて             | 410 |
| 9      | 市の監査について                       | 410 |
| 第 15 章 | 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会            | 414 |
| 第 1    | 概要                             | 414 |
| 1      | 基本情報                           | 414 |
| 2      | 沿革                             | 416 |
| 第 2    | 事実関係及び指摘・意見                    | 416 |
| 1      | 他との連携について                      | 416 |
| 2      | 基本財産・特定資産の管理・運用について            | 417 |
| 3      | 委託契約について                       | 419 |
| 4      | 岐阜観光コンベンション協会運営負担金について         | 421 |
| 5      | 連携団体への補助金、負担金の支出について           | 423 |
| 6      | パンフレットやノベルティグッズの管理及び会計上の表示について | 423 |
| 7      | 賛助会員と発注業者について                  | 424 |
| 終章     |                                | 426 |
| 第 1    | はじめに                           | 426 |
| 第 2    | 現状の課題                          | 426 |
| 第 3    | 提言                             | 426 |
| 第 4    | 最後に                            | 427 |
| 巻末資料   |                                |     |
| ①      | 経営基本情報調査票（フォーマット）              |     |
| ②      | 外郭団体の見直し状況調査票（フォーマット）          |     |

## 序章

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び同第 4 項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

##### (1) 外部監査のテーマ

岐阜市の外郭団体

##### (2) 外部監査の対象期間

原則として、平成 25 年度。ただし、必要に応じて、他年度。

#### 3 事件を選定した理由

##### (1) 岐阜市と外郭団体の関係

岐阜市（以下「市」という）では、平成 25 年度現在、13 の団体を、市の外郭団体等（以下「外郭団体」という）として位置づけている。

ここでいう外郭団体とは、市が、基本財産、資本金等を出資又は出えんし、あるいは、市の事務事業と密接に関係がある団体を指している。

外郭団体は、多様な市民サービスに効果的・効率的に対応し、市の政策執行の補完・代替を行うことを目的として設立された組織である。

行政組織ではないが、民間組織でもない点に、その特殊性がある。

市と外郭団体との関わりは、次のとおりである。

全ての外郭団体には、市の所管課が存在する。そして、各所管課が行う外郭団体の経営改善に関する所管課として、行財政改革課が存在する。

そして、市は、外郭団体に対し、いわゆる「ヒト」・「モノ」・「カネ」という貴重な資源を提供している。

まず、市は、外郭団体に対して、現職職員を併任・派遣している。退職職員については、外郭団体の求めに応じ、再就職の紹介をしている（「ヒト」）。

次に、市は、外郭団体 13 団体中 11 団体について、その本部事務所を無償で使用させている（「モノ」）。

さらに、市は、外郭団体に対して、出資による権利（出資金の出資、基金の出えん）を有し、公の施設の指定管理、補助金・負担金の交付、業務の委託等



の財政支出を行う（「カネ」）。

以上のような市と外郭団体との関わりにより、市民は、外郭団体と様々な場面で接点を持つこととなるため、外郭団体に対する市民の関心や生活への影響は、決して低くはないと思われる。

このようなことから、市と外郭団体の関わり及び外郭団体そのものを、外部の視点から検証することの必要性・意義があると考えた。

## （２）外郭団体に関する市の取組

市では、外郭団体に関し、平成 16 年 10 月 29 日には、「外郭団体の経営改善指針」（以下、「経営改善指針」という）を、平成 20 年 3 月には、「外郭団体の見直しの方向性」（以下「見直しの方向性」という）をそれぞれ策定した。自治体の厳しい財政状況や指定管理者制度導入など、民間活動を活発化させる国の政策といった社会経済環境の変化に伴い、外郭団体のありかたそのものが問われる時代となり、市は、これらの指針・方向性を策定したものである。

その後、平成 22 年 2 月、市は、行財政改革大綱 2010 を策定し（平成 26 年度までの 5 か年）、重点改革項目の一つとして、「行政サービスの選択と集中」を掲げ、その中に、「外郭団体の経営の健全化、公益法人制度改革」への対応を位置付けた。それを受け、市は、平成 22 年 12 月に外郭団体との意見交換会を実施し、また、毎年度、外郭団体の経営状況や見直し状況を確認するなどしている。

そして、平成 26 年 4 月 1 日までに、市の外郭団体は、特殊法人、特別法人、社会福祉法人を除き、その全てが、公益財団法人、公益社団法人、あるいは、一般財団法人に移行した。これらの移行完了により、公益法人制度改革の一つの区切りを迎えたともいえる。

しかしながら、監査テーマを設定するにあたり実施した予備調査において、監査人は、次のような事実を認識した。

そもそも、市には、外郭団体を定義づける根拠規定及び市の外郭団体に対する関与について定められた根拠規定がなかった。

経営改善指針は、平成 16 年度に策定されて以降、平成 25 年度に至るまで変更がなく、指針策定の結果、外郭団体において、どのような措置が講じられたかも、明らかではなかった。

見直しの方向性についても、外郭団体の統廃合などが考えられていたが、外郭団体の数に着目すると、策定時と平成 25 年度現在とでは、13 と同一であり、結果において、何ら変化はなかった。

さらに、情報共有の重要な機会であるはずの外郭団体と所管課の全体の意見交換会も、平成 22 年度に 1 度開催されただけであった。

加えて、市は、外郭団体全体につき、外部委員会を設置するなどして、外部の視点から検証することがなかった。

監査人が、予備監査において認識したこれらの事実からすると、これまでの市の外郭団体への対応、市と外郭団体間の連携などといった点に、課題があるのではないかと考えた。全国をみれば、外郭団体と随意契約の問題、外郭団体の影響による市の財政破綻等の問題、また、外郭団体の不適切な事務処理の問題など、課題が表面化し、報道されることがある。外郭団体の課題が表面化した場合に、そのことが、市に与える影響は小さくない。

そのような意味において、これまでの市の外郭団体に対する取組を、外部の視点から検証することは必要であると考えた。

### （３）市の財務事務の横断的検証

包括外部監査においては、指定管理、補助金、委託などを個別のテーマとして、監査する場合があるが、外郭団体という組織を軸にすれば、市の様々な財務事務の執行を横断的に検証することが可能である。そのような視点によって、何らかの問題点が発見されるのではないかと考えた。

### （４）過去の包括外部監査との関係性

市は、平成 11 年度より包括外部監査を実施している。

かつて、外郭団体が正面からテーマとして取り上げられたことがあった（平成 11 年、平成 12 年など）。また、監査テーマに関連して、取り上げられたこともあった（平成 15 年、平成 18 年、平成 19 年、平成 23 年、平成 24 年等）。しかしながら、これまでの包括外部監査においては、外郭団体全体を 1 つのテーマとして取り上げて、横断的に検証されたことはない。

外郭団体全体という切り口から、市の外郭団体に対する財務事務の執行及び外郭団体自体の財務事務の執行を検証することは、これまで実施された包括外部監査とは、異なる視点からの監査である。全ての団体を横並びに見ることで、組織の特徴、組織間の連携など、見えてくる問題点があるのではないかと考えた。

また、過年度に取り上げられた部分については、監査人が述べた指摘・意見に対する市の措置状況について、適切になされているかを検証する意義があると考えた。

### （５）結語

以上より、本年度は、「岐阜市の外郭団体」を監査テーマとした。

なお、監査テーマ名について、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び同第 4 項の記載にそって正確に示そうとすると、長くなる。市民に向けた報告ということから、判りやすさを重視したテーマ名とした。

## 4 包括外部監査の方法

### （１）監査の対象

外郭団体並びに外郭団体の所管課、行財政改革課及びその他外郭団体に対する財務事務の執行に関与している部署を対象とした。

市の外郭団体に対する財務に関する事務の執行を監査の対象としたことから、対象部署は多くなった。

### （２）監査の要点

- ①市の外郭団体に対する財務事務の執行は、適法性、有効性、経済性、効率性の他、公平性、透明性、説明責任の各観点に照らし、適切か。
- ②外郭団体の財務事務の執行は、適法性、有効性、経済性、効率性の他、公平性、透明性、説明責任の各観点に照らし、適切か。
- ③過去の包括外部監査における指摘・意見事項について、適切に措置が講じられているか。

本監査は、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項（①、③）及び同第 4 項、（②）に基づく監査である。上記①から③の要点中、本監査においては、特に、①の市の外郭団体に対する関与状況を重点に置いた。総論においては①を中心に記載している。

### （３）監査の手続

- ①関係資料の収集
- ②市の外郭団体所管課、行財政改革課及びその他外郭団体の財務に関する事務の執行に関与している部署に対するヒアリング
- ③市より提出された書類の監査
- ④外郭団体に対するヒアリング
- ⑤外郭団体より提出された書類の監査
- ⑥外郭団体の事務所及び外郭団体が指定管理者もしくは指定管理者の構成員となっている指定管理施設の現地視察、必要に応じて書類の監査

### （４）監査の考え方

本監査は、「市の外郭団体に対する財務事務の執行」と「外郭団体自身の財務事務の執行」の双方を対象としている。

市において予算を伴わない事務はないといってよく、市の外郭団体に対する財務事務の執行については、予算執行の当否の観点からすれば、事務事業の当否も含めて、幅広く監査の対象となるものとする。

また、外郭団体自身の財務事務の執行は、地方自治法第 252 条の 37 第 4 項の規定に基づく監査であるが、そのみならず、市の外郭団体に対する経営改善指針に沿って経営しているか否かの検証といった観点では、市の外郭団体に

対する財務事務の執行が問題になるものともいえる。

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項によれば、包括外部監査人は、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとするとしている。

この条項からすれば、包括外部監査は、究極的には、市民の利益のために実施するものであり、監査人は、その観点から、監査の範囲を広く捉えて、本監査を実施した。

## 5 外部監査の期間

平成 26 年 6 月 2 日～平成 27 年 2 月 20 日

## 6 外部監査人及び外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第 252 条の 32 第 1 項）。

|         |             |
|---------|-------------|
| 包括外部監査人 | 芝英則（弁護士）    |
| 同補助者    | 堀雅博（弁護士）    |
| 同補助者    | 後藤久貴（公認会計士） |
| 同補助者    | 竹中雅史（弁護士）   |
| 同補助者    | 和田恵（弁護士）    |
| 同補助者    | 木田まり子（弁護士）  |
| 同補助者    | 後藤聡（税理士）    |
| 同補助者    | 米津覚登（税理士）   |
| 同補助者    | 花村昌和（税理士）   |

## 7 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

# 第 2 報告書の構成

## 1 本報告書の構成は、次のとおりである。

### 序章

|       |               |
|-------|---------------|
| 第 1 章 | 指摘及び意見一覧表     |
| 第 2 章 | 総論            |
| 第 3 章 | 特別法人岐阜市土地開発公社 |

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 第 4 章  | 特殊法人岐阜市信用保証協会       |
| 第 5 章  | 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会    |
| 第 6 章  | 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団    |
| 第 7 章  | 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社   |
| 第 8 章  | 一般財団法人岐阜産業会館        |
| 第 9 章  | 公益財団法人岐阜市学校給食会      |
| 第 10 章 | 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団 |
| 第 11 章 | 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団  |
| 第 12 章 | 公益財団法人岐阜市国際交流協会     |
| 第 13 章 | 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団  |
| 第 14 章 | 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター |
| 第 15 章 | 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会 |
| 終章     |                     |

- 2 第 1 章は、本監査における指摘及び意見の一覧表であり、監査人の事実に基づく判断部分の結論を一覧にしたものである。第 2 章は、総論であり、外郭団体全体に係る事実関係を、市の関与という観点を中心に、整理し、指摘・意見をまとめたものである。第 3 章から第 15 章においては、市にある 13 の外郭団体ごとに、事実関係を整理し、指摘・意見を述べている。

本報告書においては、問題となる事項について、事実紹介、指摘・意見をするだけでなく、情報提供という点も、監査の重要な要素であることから、市民にとって有益と思われる事実や、取組において、評価すべき点についても記載している。

最後の終章にて、本監査を踏まえた監査人の提言を述べる。

### 3 外郭団体の略称

本報告においては、外郭団体を略して表記する場合、基本的には、順に、土地開発公社、信用保証協会、社会福祉協議会、社会福祉事業団、にぎわいまち公社、産業会館、学校給食会、みどりのまち推進財団、教育文化振興事業団、国際交流協会、公共ホール管理財団、シルバー人材センター、観光コンベンション協会とする。

- 4 本報告書の事実関係及びデータの数値については、市及び外郭団体の確認を受けている。

## 第 1 章 指摘及び意見一覧表

### 第 1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第 2」記載のとおりである。

市に対するものと外郭団体に対するものがあり、指摘は合計 197 個、意見は合計 121 個である。

本監査においては、市民に対する報告という観点から、判りやすさを重視し、「指摘」は「すべきである。」、意見は「望ましい。」という意味で用いている。

また、第 2 章 総論において、指摘及び意見を述べた部分につき、各論においても、必要に応じて、指摘及び意見を述べている部分があるので、その点ご留意いただきたい。

### 第 2 一覧表

| 番号       | 対象（課・団体）    | 指摘 | 意見 | 内 容                                                                  | 頁数 |
|----------|-------------|----|----|----------------------------------------------------------------------|----|
| 第 2 章 総論 |             |    |    |                                                                      |    |
| 1        | 外郭団体所管課、監査課 | ○  |    | 出資割合について、早急に正しい解釈に統一すべきである。全ての所管課は、法解釈に照らし、出資割合を正しく把握しているかを確認すべきである。 | 43 |
| 2        | 市民参画政策課     | ○  |    | 早急に、岐阜市住民自治基本条例施行規則第 2 条（2）記載の「別に定めるもの」を定めるべきである。                    | 44 |
| 3        | 行財政改革課      | ○  |    | 外郭団体等と表現するのではなく、13 団体が外郭団体であると明確に記載すべきである。                           | 44 |
| 4        | 外郭団体所管課     | ○  |    | 経営改善指針に基づき、毎年度、外郭団体の現状を把握し、指針に基づき経営するように指導すべきである。                    | 47 |
| 5        | 行財政改革課      |    | ○  | 時代の変化に応じて、経営改善指針自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。                           | 47 |
| 6        | 該当外郭団体所管課   | ○  |    | 経営基本情報調査票は、所管課の責任において、正確な情報を記載すべきである。                                | 48 |
| 7        | 行財政改革課      | ○  |    | 正確な情報が提供されるような経営基本情報調査票を作成すべきである。                                    | 48 |
| 8        | 行財政改革課      | ○  |    | 見直しの方向性が、経営改善指針との関係、団体の現状や意向に照らし、有効に検討・実施される体制を構                     | 49 |

|    |                       |   |   |                                                                                                                                                                 |    |
|----|-----------------------|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|    |                       |   |   | 築すべきである。                                                                                                                                                        |    |
| 9  | 行財政改革課                |   | ○ | 時代の変化に応じて、見直しの方向性自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。                                                                                                                     | 49 |
| 10 | 行財政改革課                | ○ |   | 所管課と外郭団体全体の意見交換会は、定期的を実施すべきである。そして、意見交換会でフォローが必要なことは、必ずフォローを実施すべきである。                                                                                           | 50 |
| 11 | 人事課                   | ○ |   | 早急に、外郭団体の所管根拠（行財政改革課も含む）を、岐阜市処務規則第3条及び岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則第2条に、全て明確に規定すべきである。                                                                                  | 52 |
| 12 | 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課    | ○ |   | 公共ホール管理財団においては、産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課にて協議の上、所管にふさわしい課を1つ選択すべきである。                                                                                                  | 53 |
| 13 | 人事課                   |   | ○ | 免除条例第2条第3号の「任命権者が定める場合」を具体化すべく、施行規則を設けることが望ましい。                                                                                                                 | 55 |
| 14 | 観光コンベンション課、まちづくり推進政策課 | ○ |   | 派遣の適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。また、市が派遣職員の給与を支給することの適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。                                                                       | 56 |
| 15 | 人事課                   |   | ○ | 派遣の手続きを規定した規則や要綱などを定め、適正な手続きを履践したことを記した資料を作成することが望ましい。                                                                                                          | 56 |
| 16 | 指定管理施設所管課             | ○ |   | 現在導入の各施設については、指定管理者制度の導入効果を検証した上で、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できているかを判断すべきである。<br>導入前の施設においては、これまでの市の直営の状況との比較において、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できるかを判断すべきである。 | 70 |
| 17 | 指定管理施設所管課             | ○ |   | 次期指定の際には、あくまで、公募で指定管理者を選定する方向で検討し、非公募にするのであれば、その要件の充足性を厳格に解釈すべきである。                                                                                             | 71 |
| 18 | 行財政改革課、指定管理施設所管課      |   | ○ | 非公募で選定することを決定した場合、その理由の詳細を、ホームページ上に公開することが望ましい。                                                                                                                 | 72 |
| 19 | 指定管理施設所管              | ○ |   | 一施設一指定管理者を原則であることを明確に意識                                                                                                                                         | 72 |

|    |                    |   |   |                                                                                                   |    |
|----|--------------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|    | 課                  |   |   | し、一括募集をする際には、「かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合」といえるかどうかを厳格に解釈すべきである。                              |    |
| 20 | 指定管理施設所管課          |   | ○ | 一括募集することを決定した場合については、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することを検討することが望ましい。                                      | 72 |
| 21 | 該当指定管理施設所管課        |   | ○ | 本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しない理由があるのか検討し、利用料金制度の導入を積極的に検討することが望ましい。                                  | 73 |
| 22 | 指定管理施設所管課          | ○ |   | 次期指定管理者募集の際には、適切な算定となるような算定手順を作成し、それに従って算定し、その過程を記録し、明示しておくべきである。                                 | 73 |
| 23 | 行財政改革課             |   | ○ | 選定委員会要綱の収集・検証程度はすることが望ましい。                                                                        | 75 |
| 24 | 行財政改革課             |   | ○ | 利害関係に疑問が生じる立場の委員は、議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。                                               | 76 |
| 25 | 行財政改革課             |   | ○ | 選定委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。                                       | 76 |
| 26 | 行財政改革課             |   | ○ | 評価項目ごと及び全体において、最低点を設定することが望ましい。                                                                   | 76 |
| 27 | 行財政改革課、指定管理施設所管課   |   | ○ | 募集段階では、5つの選定基準の配点だけでなく、評価項目ごとの配点を明示しておき、選定段階では、5つの選定基準の採点だけでなく、評価項目ごとの採点結果及び採点根拠を明らかにしておくことが望ましい。 | 76 |
| 28 | 行財政改革課、該当指定管理施設所管課 |   | ○ | 行財政改革課主導のもと、該当所管課において、外郭団体以外の団体が応募しなかったことについて原因分析をし、原因に応じた対応を検討することが望ましい。                         | 77 |
| 29 | 行財政改革課             |   | ○ | 「市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体」という応募資格ではなく、「緊急時の速やかな対応など安定した管理運営が可能な団体」など、業者が応募に躊躇しないような応募資格とすることが望ましい。      | 77 |
| 30 | 該当外郭団体             | ○ |   | 再委託中の契約において、市による書面承諾を得ていないものについては、書面による再委託の承認を得る                                                  | 78 |



|    |                 |   |   |                                                                                                                                          |    |
|----|-----------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|    |                 |   |   | べきである。                                                                                                                                   |    |
| 31 | 該当指定管理施設<br>所管課 | ○ |   | 今後、再委託契約を締結する場合については、市による<br>予めの書面承諾を徹底すべきである。                                                                                           | 78 |
| 32 | 行財政改革課          | ○ |   | 再委託においては、委託契約書を添付させるなどして、<br>属性・内容を確認の上、書面承諾をすることを検討すべ<br>きである。                                                                          | 78 |
| 33 | 行財政改革課          |   | ○ | 予めの書面承諾について、事務取扱要領において、書<br>面承諾書の様式を作成するなどして、所管による判断<br>のばらつきが生じないように指導することが望ましい。                                                        | 79 |
| 34 | 行財政改革課          |   | ○ | 評価委員会規則・教育委員会評価委員会規則において<br>も、利害関係人の除外についての規定を設けることが<br>望ましい。また、選定委員会と同様に、評価委員に、<br>利害関係がないことの誓約書を提出させ、利害関係の<br>有無について、強く意識を持たせることが望ましい。 | 80 |
| 35 | 行財政改革課          |   | ○ | 利害関係に疑問が生じる立場の委員は、評価委員会の<br>議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記す<br>ることが望ましい。                                                                        | 80 |
| 36 | 行財政改革課          |   | ○ | 評価委員会における発言内容の概要を含む議事録を、<br>ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検<br>討することが望ましい。                                                                      | 80 |
| 37 | 指定管理施設所管<br>課   | ○ |   | 所管課は、定期的に施設の現地調査に行くべきであ<br>る。現場を訪問した際には、モニタリング指針の様式<br>にある指定管理業務実地調査票などを利用して、モニ<br>タリングをした内容を確実に記録すべきである。                                | 81 |
| 38 | 指定管理施設所管<br>課   | ○ |   | 評価委員会においても、年2回開催という問題がある<br>が、1年間に最低1度は現場を見るべきである。                                                                                       | 81 |
| 39 | 行財政改革課          | ○ |   | 評価順序、評価方法に問題がないかを分析し、より効<br>果的な評価方法がないか検討すべきである。                                                                                         | 82 |
| 40 | 指定管理施設所管<br>課   |   | ○ | 所管課の評価を評価委員会が適正に検討できるに足<br>りだけの評価根拠を記載することが望ましい。                                                                                         | 82 |
| 41 | 指定管理施設所管<br>課   |   | ○ | 評価の結果だけでなく、評価の根拠もホームページ上<br>で公開することが望ましい。                                                                                                | 83 |
| 42 | 該当指定管理施設<br>所管課 |   | ○ | 業務日誌において、誰がどんな業務に従事していたの<br>かということについても記載させることが望ましい。                                                                                     | 83 |
| 43 | 該当補助金交付所<br>管課  | ○ |   | 補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のな<br>い場合を除き、早急に補助金交付要綱を策定すべきで<br>ある。                                                                               | 85 |

|    |                |   |   |                                                                                                                                                                                                               |    |
|----|----------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 44 | 該当補助金交付所<br>管課 |   | ○ | 要綱を定める必要がないと判断する場合には、行財政<br>改革課に対し、その合理的な理由を、客観的資料をも<br>って示すことが望ましい。                                                                                                                                          | 85 |
| 45 | 行財政改革課         |   | ○ | 補助金交付要綱を収集し、検証程度はすることが望ま<br>しい。                                                                                                                                                                               | 85 |
| 46 | 行財政改革課         |   | ○ | 負担金においても、補助金類似の性質のものは、規則<br>など何らかのルールを策定することが望ましい。                                                                                                                                                            | 85 |
| 47 | 該当委託契約所管<br>課  | ○ |   | 設計伺を必ず作成すべきである。                                                                                                                                                                                               | 89 |
| 48 | 契約課            | ○ |   | 契約事務の流れを遵守するように、所管課に徹底させ<br>るべきである。                                                                                                                                                                           | 89 |
| 49 | 契約課            |   | ○ | 随意契約ガイドラインの適用については、所管課にお<br>いて判断が区々にならないように、判断基準を統一さ<br>せることが望ましい。                                                                                                                                            | 89 |
| 50 | 契約課            |   | ○ | ホームページ上で随意契約ガイドラインについて、公<br>開することが望ましい。                                                                                                                                                                       | 90 |
| 51 | 契約課            |   | ○ | 契約規則第 29 条第 2 項を、「・・・いずれかに該当す<br>る場合においては、この限りではない」と改定するこ<br>とが望ましい。                                                                                                                                          | 90 |
| 52 | 契約課            | ○ |   | 見積書には、内訳明細を付記させるべきである。                                                                                                                                                                                        | 90 |
| 53 | 該当委託契約所管<br>課  | ○ |   | 再委託契約締結の際には、事前承認を得るよう外郭団<br>体に対し、徹底させるべきである。                                                                                                                                                                  | 91 |
| 54 | 該当外郭団体         | ○ |   | 外郭団体としても、市と密接に関連する団体であるこ<br>とから、契約違反をしないように徹底すべきである。                                                                                                                                                          | 91 |
| 55 | 契約課            | ○ |   | 再委託の禁止という条項を設けるのであれば、再委託<br>が原則として禁止されている、例外として再委託する<br>場合は、再委託の承認書類を予め市に提出し、書面に<br>よる市の事前承諾を必要とする旨の条項とすべきで<br>ある。指定管理者制度においては、事務取扱要領にて、<br>協定書の様式を定めているが、契約についても、事務<br>取扱要領を作成するなどして、適切な契約書の書式を<br>定めるべきである。 | 92 |
| 56 | 該当所管課          | ○ |   | 事業評価シートについては、必要かつ正確な情報を記<br>載すべきである。                                                                                                                                                                          | 93 |
| 57 | 行財政改革課         | ○ |   | 事業評価シートについては、可能な限り正確に作成さ<br>れるように研修を実施すべきである。                                                                                                                                                                 | 94 |
| 58 | 行財政改革課         | ○ |   | 適正な評価をして予算に反映できるように、事業評価                                                                                                                                                                                      | 94 |

|    |                                 |   |   |                                                                     |     |
|----|---------------------------------|---|---|---------------------------------------------------------------------|-----|
|    |                                 |   |   | シートの作成を要求する際には、何をもって一事業と捉えるか、その見直しを検討することも併せて、契約所管課に働きかけるべきである。     |     |
| 59 | 該当使用許可所管課（みどりのまち推進財団については公園整備課） | ○ |   | 行政財産の目的外使用の許可申請について正しい手続きをとるべきである。                                  | 97  |
| 60 | 管財課                             | ○ |   | 管財課は、該当所管課に対し、適正な手続きをとるよう指導すべきである。                                  | 97  |
| 61 | 管財課                             | ○ |   | 公有財産規則を改定し、交付規則と同様、使用許可の基準や使用許可取消の要件として、暴力団排除条項を明記すべきである。           | 100 |
| 62 | 使用許可所管課                         | ○ |   | 使用許可の条件として、暴力団関係者ではないことを示す誓約書を提出させるべきである。                           | 100 |
| 63 | 使用貸借所管課                         | ○ |   | 使用貸借契約の相手方に対して（外郭団体を含む）、暴力団排除条項を明記すべきである。                           | 100 |
| 64 | 補助金交付所管課                        | ○ |   | 暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。                                      | 101 |
| 65 | 委託契約所管課                         | ○ |   | 外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入するよう徹底すべきである。                      | 102 |
| 66 | 外郭団体                            | ○ |   | 再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。                                 | 103 |
| 67 | 指定管理施設所管課                       | ○ |   | 再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。 | 103 |
| 68 | 指定管理施設所管課、外郭団体                  | ○ |   | 指定管理施設所管課と外郭団体は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用すべきである。                     | 104 |
| 69 | 外郭団体                            |   | ○ | 暴力団等の反社会的勢力との関係遮断をホームページに明記することが望ましい。                               | 105 |
| 70 | 外郭団体                            | ○ |   | 補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することを徹底すべきである。                         | 105 |
| 71 | 外郭団体                            | ○ |   | 外郭団体が交付している補助金の申請については、補助金交付申請書に、暴力団排除条項を明記すべきである。                  | 105 |
| 72 | 外郭団体                            | ○ |   | 再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。                                 | 106 |
| 73 | 委託契約所管課                         | ○ |   | 再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力                                            | 106 |

|    |                |   |   |                                                                                          |     |
|----|----------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|    |                |   |   | 団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。                                              |     |
| 74 | 該当外郭団体         | ○ |   | 賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入するなど徹底すべきである。                  | 106 |
| 75 | 該当外郭団体所管課      | ○ |   | 外郭団体に対し、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することを指導すべきである。         | 107 |
| 76 | 行財政改革課         | ○ |   | 市の外郭団体に対する関与が判る情報をホームページ上で積極的に公開すべきである。                                                  | 108 |
| 77 | 該当指定管理施設所管課    | ○ |   | 指定管理施設の情報は、平成 18 年度の選定時からの情報を掲載すべきである。                                                   | 108 |
| 78 | 外郭団体所管課、行財政改革課 | ○ |   | 外郭団体の情報公開が積極的になされているか、適切な時期になされているかなど、外郭団体所管課及び行財政改革課において、適切に関与すべきである。                   | 108 |
| 79 | 行政課            | ○ |   | 文書取扱規則第 37 条に基づき、必要なときに必要な文書が素早く取り出せるように、適切に文書分類を行い、保管するよう指導・徹底すべきである。                   | 109 |
| 80 | 該当外郭団体         | ○ |   | 外郭団体は、経営改善指針に従って経営すべきである。経営改善指針を遵守すべきであるのに遵守されていない事項があった該当外郭団体については、その原因を分析し、改善を図るべきである。 | 110 |
| 81 | 該当外郭団体         |   | ○ | 会計基準の変更があったとしても、できる限り遡及して修正し、最低でも過去 3 年分の事業報告や決算書を掲載することが望ましい。                           | 111 |
| 82 | 該当外郭団体         | ○ |   | 変更登記が遅延した原因を分析した上で、今後は、法律に適合する形で変更登記をすべきである。                                             | 112 |
| 83 | 措置実施所管課、行政課    | ○ |   | 措置状況については、指摘・意見との対応において記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかを、措置実施所管課だけではなく、行政課において、必ず検証すべきである。         | 112 |
| 84 | 措置実施所管課        | ○ |   | 外部監査人からの指摘・意見を最大限に活かす体制を構築すべきである。                                                        | 113 |
| 85 | 行政課            | ○ |   | ホームページ上で、措置状況の経過まで公開すべきである。                                                              | 113 |

| 第3章 特別法人岐阜市土地開発公社 |                            |   |   |                                                                                |     |
|-------------------|----------------------------|---|---|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 86                | 財政課                        |   | ○ | 岐阜市土地開発基金条例に公社への貸付根拠の追加を検討することが望ましい。                                           | 121 |
| 87                | 土地開発公社                     | ○ |   | 今後も土地を使用させるのであれば、契約関係を書類上で明確にすべきである。                                           | 124 |
| 88                | 土地開発公社                     |   | ○ | 植木が植えられている土地につき、現状のまま使用させてよいかを検討することが望ましい。                                     | 125 |
| 89                | 土地開発公社                     | ○ |   | 公社が保有する土地で貸付可能な土地については、借り手を見つける努力をすべきである。                                      | 125 |
| 90                | ぎふメディアコスモス開設準備課、管財課、土地開発公社 | ○ |   | 市が公社から借り受け使用している土地につき、無償とすべきである。                                               | 126 |
| 91                | 管財課、土地開発公社                 | ○ |   | 公社の存続を前提に考えるのであれば、プロパー職員を廃止するなどし、公社の支出の大半を占める人件費の抑制・削減を早急に実施すべきである。            | 130 |
| 92                | 管財課、土地開発公社                 |   | ○ | 県の土地開発公社の利用、市としての独自の動きができる公社のメリットも考慮し、総合的に公社の存廃について再検討することが望ましい。               | 131 |
| 第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会 |                            |   |   |                                                                                |     |
| 93                | 信用保証協会                     |   | ○ | 定款の定めるとおり理事に学識経験者を選任することが望ましい。定款に再任の上限設定を検討することが望ましい。                          | 135 |
| 94                | 信用保証協会                     |   | ○ | 基金準備金の増加により基本財産を増加することができるよう、健全な経営による利益確保に努めることが望ましい。                          | 137 |
| 95                | 信用保証協会                     |   | ○ | 人件費・業務費の削減や代位弁済の発生率の削減による収益性向上に取り組むことが望ましい。<br>また、新事務所を有効利用し、営業力強化に努めることが望ましい。 | 146 |
| 96                | 産業雇用課、信用保証協会               | ○ |   | より効果的な新規申込先の開拓を行うべきである。                                                        | 147 |
| 97                | 信用保証協会                     |   | ○ | 保証債務残高に対して代位弁済発生率の高い保証制度の見直しをすることが望ましい。                                        | 150 |
| 98                | 信用保証協会                     |   | ○ | 「倒産関連保証」等において高い代位弁済率となっているため、その理由について事業報告書等に記載することが望ましい。                       | 150 |
| 99                | 信用保証協会                     |   | ○ | C R D区分下位の保証申込における、より慎重な審査                                                     | 151 |

|                      |               |   |   |                                                                                               |     |
|----------------------|---------------|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                      |               |   |   | を行うことが望ましい。                                                                                   |     |
| 100                  | 信用保証協会        |   | ○ | より効率的な求償権の回収に努めることが望ましい。サービスの回収率向上のため指導・監督を強化することが望ましい。                                       | 153 |
| 101                  | 産業雇用課         | ○ |   | 出えん金を削減すべきである。                                                                                | 155 |
| 102                  | 産業雇用課         |   | ○ | 預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。                                                                    | 155 |
| 103                  | 産業雇用課、信用保証協会  |   | ○ | 市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、市信用保証協会と県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。          | 156 |
| 第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 |               |   |   |                                                                                               |     |
| 104                  | 福祉政策課、社会福祉協議会 | ○ |   | 理事長が常勤でないことは、経営改善指針に反していないのかを検討すべきである。<br>整合性が取れないのであれば、福祉政策課は、協議会に対し、常任の会長を選任するように指導をすべきである。 | 162 |
| 105                  | 福祉政策課、監査課     |   | ○ | 社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該当しないかを検討することが望ましい。                                                | 164 |
| 106                  | 福祉政策課         |   | ○ | 岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラブ連合会副会長は、指定管理者選定委員会の議事に加わらないことが望ましい。                               | 165 |
| 107                  | 福祉政策課         | ○ |   | 指定管理者施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。                                                           | 166 |
| 108                  | 福祉政策課         | ○ |   | 評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。                                       | 167 |
| 109                  | 福祉政策課         |   | ○ | 岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び老人クラブ連合会副会長は、指定管理者評価委員会の議事に加わらないことが望ましい。                                  | 168 |
| 110                  | 福祉政策課         | ○ |   | 補助対象や人件費及び運営費の算定方法について、補助金要綱において、明確に規定すべきである。                                                 | 169 |
| 111                  | 福祉政策課         | ○ |   | 本当に補助金が必要なのか、収支計算書などの資料をもとに検討すべきである。                                                          | 170 |
| 112                  | 社会福祉協議会       | ○ |   | 明確な基準もなく、繰越金を移動させて、介護サービス事業運営積立金とするようなことは、避けるべきである。                                           | 171 |

|     |                              |   |   |                                                                                          |     |
|-----|------------------------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 113 | 福祉政策課                        | ○ |   | 事業報告書の提出日を遡らせるべきではない。仮に、受付印の日付の誤りであるならば、訂正についても、誤った受付印を二重線で削除し、正しい受付印を押すべきである。           | 171 |
| 114 | 福祉政策課                        | ○ |   | 補助金要綱を定めて、人件費を対象とすること、人件費の算定方法について、明確に規定すべきである。                                          | 173 |
| 115 | 高齢福祉課                        | ○ |   | 高齢福祉課において、記載方法を正しく統一すべきである。事業評価シートの作成に関する指導・研修を行い、人件費など正確な記載方法を周知すべきである。                 | 173 |
| 116 | 高齢福祉課                        |   | ○ | 現在の業務日報について、業務の具体的内容や活動時間について、より詳細にすることが望ましい。                                            | 174 |
| 117 | 高齢福祉課                        | ○ |   | アンケート等により、イベント内容に対する地域住民の感想を把握すべきである。                                                    | 174 |
| 118 | 障がい福祉課                       | ○ |   | 社会福祉協議会の福祉の店と社会福祉事業団の福祉ショップが、委託主体及び対象や目的の一部異なる事業であることから、事業評価シートは別々に作成すべきである。             | 181 |
| 119 | 社会福祉協議会                      | ○ |   | 貸付金について、貸し倒れ等の処理ができるよう、債権管理規程などを設けるべきである。また、規定どおりに一括返済させるか、支障があるのであれば規定を変更すべきである。        | 185 |
| 120 | 社会福祉協議会                      |   | ○ | 被後見人の財産等から報酬が見込めない案件を中心に、法人後見業務の積極化を図ることが望ましい。成年後見利用支援事業など、市町村からの援助を受ける制度を利用することが望ましい。   | 185 |
| 121 | 福祉政策課、健康政策課、柳津地域振興事務所地域振興総務課 | ○ |   | 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。                                  | 186 |
| 122 | 健康政策課                        | ○ |   | 協議会南部センターについては、公有財産台帳上、行政財産から普通財産に登録を変更すべきである。                                           | 187 |
| 123 | 指導監査課                        | ○ |   | チェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残すような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのか、確実に記録に残すように課内で徹底すべきである。 | 188 |
| 124 | 指導監査課、社会福祉協議会                | ○ |   | 協議会は、経理規程に基づき、貸借関係の元帳（紙ベース）を作成すべきである。指導監査課も、紙ベース                                         | 188 |

|                        |              |   |   |                                                                           |     |
|------------------------|--------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------|-----|
|                        |              |   |   | による元帳の作成を指導すべきである。                                                        |     |
| 第 6 章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団 |              |   |   |                                                                           |     |
| 125                    | 社会福祉事業団      |   | ○ | 今後、事業団は、理事等と評議員を兼ねるような人事は避けることが望ましい。                                      | 196 |
| 126                    | 福祉政策課、監査課    | ○ |   | 福祉政策課と監査課との間で、出資割合について、統一的な見解を出すべきである。                                    | 197 |
| 127                    | 福祉政策課、子ども家庭課 |   | ○ | サンフレンドうずら（児童センター）、サンフレンドみわ（児童センター）について、今後は、公募による選定をすることが望ましい。             | 203 |
| 128                    | 福祉政策課        |   | ○ | 岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラブ連合会副会長は、指定管理者選定委員会の議事に加わらないことが望ましい。           | 204 |
| 129                    | 高齢福祉課        | ○ |   | 指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。                                        | 206 |
| 130                    | 福祉政策課、高齢福祉課  | ○ |   | 評価委員会も、少なくとも 1 年に 1 回は、現場で、会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。               | 206 |
| 131                    | 子ども家庭課       | ○ |   | 指定管理施設所管課自身（子ども家庭課）も、モニタリングに専念した指定管理の現場を訪問（調査）する機会を設けた上で、モニタリングを徹底すべきである。 | 207 |
| 132                    | 福祉政策課、子ども家庭課 | ○ |   | 評価委員会も、現場で、少なくとも、1 年に 1 回は、評価会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視すべきである。                | 209 |
| 133                    | 福祉政策課        |   | ○ | 岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び老人クラブ連合会副会長は、評価委員会の議事に加わらないことが望ましい。                   | 209 |
| 134                    | 障がい福祉課       | ○ |   | 社会福祉協議会の福祉の店と社会福祉事業団の福祉ショップについて、事業評価シートは別々に作成すべきである。                      | 211 |
| 135                    | 福祉政策課        | ○ |   | 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。                   | 222 |
| 136                    | 指導監査課        | ○ |   | チェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残すような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのか、確実に記録に   | 224 |



|                       |               |   |   |                                                                                                       |     |
|-----------------------|---------------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                       |               |   |   | 残すように課内で徹底するべきである。                                                                                    |     |
| 137                   | 社会福祉事業団       |   | ○ | 決算賞与として夏期冬期の賞与に上乘せして支払われる金額のみを賞与引当金として計上する方法は、見直しをすることが望ましい。<br>決算賞与を支払うこと自体に問題がないかについても、検討することが望ましい。 | 224 |
| 138                   | 福祉政策課、社会福祉事業団 |   | ○ | 将来的には、合併等で整理することが望ましい。                                                                                | 225 |
| 第7章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社 |               |   |   |                                                                                                       |     |
| 139                   | 都市計画課         | ○ |   | 本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しない理由について、基本方針に従った理由で説明すべきである。                                                | 230 |
| 140                   | 都市計画課         |   | ○ | 市直営と指定管理者制度のいずれが本施設の設置目的を達成できるかということについて、検討することが望ましい。                                                 | 230 |
| 141                   | まちづくり景観課      | ○ |   | その業務を市が行うことの是非、業務を市が自ら行うのか委託に出すのかの選択、委託先の選定方法、委託する業務内容を検討するためにも、仕様書を作成すべきである。                         | 233 |
| 142                   | まちづくり景観課      | ○ |   | 公社が景観整備機構であることを一者随意契約の理由にするのであれば、それが理由として成り立つ業務のみを委託すべきである。                                           | 233 |
| 143                   | まちづくり景観課      |   | ○ | 委託の目的を明確にし、その目的と業務内容との関係性を厳密に検討した上で、委託の発注を決めることが望ましい。                                                 | 234 |
| 144                   | まちづくり景観課      | ○ |   | 措置状況報告書に記載した事実は、その存在が確認できるだけの資料を作成すべきである。                                                             | 235 |
| 145                   | まちづくり景観課      | ○ |   | 一者随意契約理由書を正確に記載すべきである。                                                                                | 236 |
| 146                   | まちづくり景観課      | ○ |   | 本委託業務の遂行に必要な人件費のみ、委託料として支出すべきである。                                                                     | 236 |
| 147                   | まちづくり景観課      |   | ○ | 精算の結果を踏まえて、適正な契約金額を算定することが望ましい。                                                                       | 236 |
| 148                   | まちづくり景観課      | ○ |   | 委託の目的と委託内容を明確にした上で、事業評価シートに記載すべきことを適切に記載すべきである。                                                       | 237 |
| 149                   | まちづくり推進政策課    | ○ |   | 仕様書に添付された資料に委託先を記載すべきではない。                                                                            | 238 |
| 150                   | まちづくり推進政      | ○ |   | 公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分で                                                                               | 238 |

|     |            |   |   |                                                                                        |     |
|-----|------------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | 策課         |   |   | ある。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                                         |     |
| 151 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。                     | 240 |
| 152 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 中心市街地活性化推進業務と柳ヶ瀬にぎわい創出業務とは、別々の事業と捉え、事業評価シートもそれぞれ作成すべきである。                              | 241 |
| 153 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 中心市街地活性化推進業務の中にも、性格の異なる業務内容が3つあることから、事業評価シートは、1つであるとしても、それぞれの業務内容の詳細な分析を行った上で作成すべきである。 | 241 |
| 154 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 事業評価シートを記載するにあたっては、委託の目的に照らしながら、具体的な根拠を示して記載すべきである。                                    | 241 |
| 155 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                  | 242 |
| 156 | まちづくり推進政策課 | ○ |   | 予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。                     | 244 |
| 157 | 区画整理課      |   | ○ | 仕様書の記載は、より具体的に記載することが望ましい。                                                             | 245 |
| 158 | 区画整理課      |   | ○ | 一者随意契約が適正であることの理由とまではなっていない。もう少し説得的な理由を記載することが望ましい。                                    | 245 |
| 159 | 区画整理課      |   | ○ | どのような根拠をもって積算が適正であるとしたのかの説明になるような記載をすることが望ましい。                                         | 246 |
| 160 | 区画整理課      | ○ |   | 契約締結時の委託料の内訳と整合する予算執行計画書と予算執行状況報告書を作成し、その内訳や理由が確認できる資料を添付させた上で精算をすべきである。               | 246 |
| 161 | 歴史まちづくり課   | ○ |   | 委託の是非などを検討するためにも仕様書を作成すべきである。                                                          | 247 |
| 162 | 歴史まちづくり課   | ○ |   | 公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                  | 247 |

|                    |                |   |   |                                                                                                               |     |
|--------------------|----------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 163                | 歴史まちづくり課       | ○ |   | 平成 16 年度の包括外部監査の結果報告書における指摘事項に留意した対応がなされているとはいえない。                                                            | 247 |
| 164                | 歴史まちづくり課       | ○ |   | 事業の目的がどれだけ達成されたのかが評価の対象であることを意識して、事業評価の重要性を再認識し、適切に事業評価すべきである。                                                | 248 |
| 165                | 歴史まちづくり課       | ○ |   | 公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                                         | 249 |
| 166                | 歴史まちづくり課       | ○ |   | 利用件数と事業の目的がどれだけ達成されたのかは別の問題であることを意識して、事業評価の重要性を再認識し、適切に事業評価すべきである。                                            | 250 |
| 167                | 公園整備課          | ○ |   | 公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                                         | 251 |
| 168                | 公園整備課、にぎわいまち公社 |   | ○ | 常に 2 名以上を岐阜公園総合案内所に配置する必要性を検証することが望ましい。                                                                       | 252 |
| 169                | 産業雇用課          | ○ |   | 当該補助金の目的に適った補助金交付要綱を策定するなどすべきである。                                                                             | 253 |
| 170                | 産業雇用課          |   | ○ | 補助金交付要綱に補助金の上限を定めることが望ましい。                                                                                    | 254 |
| 171                | 産業雇用課          |   | ○ | 「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の存在意義から遡って、今後、所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移すのか、公社の自主運営のままにするのか、運営を委託するのかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。 | 254 |
| 第 8 章 一般財団法人岐阜産業会館 |                |   |   |                                                                                                               |     |
| 172                | 産業雇用課          |   | ○ | 岐阜産業会館運営管理協議会の組織構成・決議方法につき、県とも協議の上、組織に外部委員を加えることや、重要事項については議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討することが望ましい。                   | 258 |
| 173                | 産業雇用課、産業会館     |   | ○ | 産業会館の理事長を副市長とする運用の変更を検討することが望ましい。                                                                             | 259 |
| 174                | 産業雇用課          |   | ○ | 市民に対して、疑義を生じさせないように、あり方検討会の協議の経過を書面に残しておくことが望ましい。                                                             | 259 |
| 175                | 産業会館           |   | ○ | 定款の目的を、「岐阜県及び岐阜市の産業の振興・・・」とすることを検討することが望ましい。                                                                  | 260 |

|                      |            |   |   |                                                                               |     |
|----------------------|------------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 176                  | 産業雇用課      | ○ |   | 事業評価シートには、正確な情報を記載すべきである。                                                     | 261 |
| 177                  | 産業雇用課      |   | ○ | 施設を存続させる場合、文化ホールを改修せずに休止した状態のままでよいとは思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。              | 262 |
| 178                  | 産業雇用課、産業会館 |   | ○ | 産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。産業雇用課としても、県及び産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。 | 263 |
| 179                  | 産業雇用課      |   | ○ | 施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。                           | 265 |
| 180                  | 産業雇用課      | ○ |   | 評価員会議の評価につき、評価根拠の記載を求めるなど、評価方法を改善すべきである。                                      | 266 |
| 181                  | 産業雇用課、産業会館 |   | ○ | 再委託について、県と産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。                         | 267 |
| 182                  | 産業雇用課、産業会館 | ○ |   | 産業会館は、適時の情報発信を徹底すべきである。産業雇用課は、適時の情報発信を徹底するよう指導すべきである。                         | 267 |
| 183                  | 産業雇用課、産業会館 |   | ○ | 次期指定期間（平成 29 年度）までに、産業会館の組織としての在り方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。            | 268 |
| 184                  | 産業雇用課、産業会館 |   | ○ | 施設のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を出すことが望ましい。                                   | 270 |
| 第 9 章 公益財団法人岐阜市学校給食会 |            |   |   |                                                                               |     |
| 185                  | 学校保健課      | ○ |   | 補助金対象経費の算定の内規を給食会に周知すべきである。                                                   | 279 |
| 186                  | 学校保健課      |   | ○ | 学校給食費に含まれる委託事務費と補助金との関係を認識し、補助金の算定方法が妥当であるか検討することが望ましい。                       | 279 |
| 187                  | 学校給食会      |   | ○ | 組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。                                               | 280 |
| 188                  | 学校保健課      | ○ |   | 監査意見の措置状況については、意見に対応した正確な事実記載をすべきである。                                         | 280 |
| 189                  | 学校保健課      |   | ○ | 給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則の改正も含め、改善策                              | 282 |

|                            |             |   |   |                                                                                                |     |
|----------------------------|-------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                            |             |   |   | の検討をすることが望ましい。                                                                                 |     |
| 190                        | 学校給食会       |   | ○ | 組織として必要と考える貸付額で貸付申請することが望ましい。規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を学校保険課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。 | 282 |
| 191                        | 学校保健課       | ○ |   | 学校給食費の公会計導入を検討すべきである。                                                                          | 285 |
| 192                        | 学校給食会       | ○ |   | 検収に関する規程を整備するなどして制度的な検収にすべきである。                                                                | 286 |
| 193                        | 学校保健課       | ○ |   | 学校保健課は、学校給食会の制度的な検収に向けて、積極的に指導すべきである。                                                          | 287 |
| 194                        | 学校保健課、学校給食会 |   | ○ | 完成した給食を試食し、児童・生徒の反応を聞く機会を持つことができる体制を構築することが望ましい。                                               | 287 |
| 195                        | 学校給食会       | ○ |   | 早急に実態に即した諸規程を整備すべきである。                                                                         | 288 |
| 196                        | 学校保健課       | ○ |   | 所管課として、給食会の諸規程整備について指導すべきである。                                                                  | 288 |
| 197                        | 学校給食会       | ○ |   | 当座借越を現金預金と相殺せず、短期借入金として計上すべきである。                                                               | 289 |
| 198                        | 学校給食会       | ○ |   | 担保提供資産の注記をするべきである。                                                                             | 289 |
| 199                        | 学校給食会       | ○ |   | 当座借越の借入利息の発生額を抑えるような資金繰りを行うべきである。                                                              | 290 |
| 200                        | 学校給食会       | ○ |   | 小口現金の管理規程を定めるなどして、適切に管理していく体制を早急に構築すべきである。                                                     | 290 |
| 201                        | 学校給食会       | ○ |   | ホームページによる情報開示の重要性を認識し、事務分掌担当者を定め、正しい情報を適時・適切に更新し、市民に公開すべきである。                                  | 290 |
| 202                        | 学校保健課       | ○ |   | 給食会の情報公開について検証を継続し、不適切であれば指導をすべきである。                                                           | 291 |
| 第 10 章 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団 |             |   |   |                                                                                                |     |
| 203                        | 公園整備課       | ○ |   | 所管課の業務としてなすべき管理事項を定め、それに基づいて管理業務を遂行すべきである。また、その記録をしておくべきである。                                   | 294 |
| 204                        | 公園整備課       | ○ |   | 民有地緑化助成補助事業補助金は廃止すべきである。                                                                       | 296 |
| 205                        | 公園整備課       | ○ |   | 交付申請書に記載がないものに対し、補助金を交付すべきではない。                                                                | 297 |
| 206                        | 公園整備課       | ○ |   | 補助金交付の対象である補助金についてのみ、補助金の確定をすべきである。                                                            | 298 |
| 207                        | 公園整備課       | ○ |   | 仕様書に委託先を記載すべきではない。                                                                             | 299 |

|     |            |   |   |                                                                                                                  |     |
|-----|------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 208 | 公園整備課      | ○ |   | 一つ一つの業務に分けて委託すべきである。                                                                                             | 300 |
| 209 | 公園整備課      | ○ |   | 一者随意契約で委託する理由が不十分である。一つ一つの業務の性質や目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                              | 300 |
| 210 | 公園整備課      | ○ |   | 各業務につき、委託料を払ってまで委託する必要があるのか、市が行えば足りるのではないか、委託することによって無駄な経費がかかっているのではないかといった委託の必要性・相当性を吟味した上で、委託すべきかどうかを検討すべきである。 | 300 |
| 211 | 公園整備課      | ○ |   | 前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な金額を委託料として定めるべきである。                           | 301 |
| 212 | 公園整備課      | ○ |   | 委託業務ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。                                                       | 302 |
| 213 | 公園整備課      | ○ |   | 委託契約書に従って、委託料の精算手続を行うべきである。                                                                                      | 303 |
| 214 | 公園整備課      | ○ |   | 事業評価シート作成の目的の実現に寄与する内容を記載すべきである。<br>事業評価できるような形で分けて業務を委託するか、個別具体的な業務ごとに事業評価すべきである。                               | 303 |
| 215 | 公園整備課      |   | ○ | 一つ一つの業務をできる限り分けて委託することが望ましい。                                                                                     | 305 |
| 216 | 公園整備課      | ○ |   | 財団に一者随意契約で委託する理由が不十分である。一つ一つの業務の性質や目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                           | 305 |
| 217 | 公園整備課      | ○ |   | 市が臨時職員やアルバイトを使用して業務を遂行する場合と外部に業務委託する場合における有効性、効率性、経済性について検証し、委託すべきかどうかを検討すべきである。                                 | 305 |
| 218 | 公園整備課      | ○ |   | 梅林公園の管理業務の委託の仕方（仕様書の記載の仕方）と委託料の算定方法を検討すべきである。                                                                    | 306 |
| 219 | 公園整備課      | ○ |   | 財団に対して、岐阜公園来園者休憩所使用許可の手続をとらせるべきである。                                                                              | 307 |
| 220 | みどりのまち推進財団 | ○ |   | 財団は、市に対し、岐阜公園来園者休憩所使用許可の手続をとるべきである。                                                                              | 307 |

|     |              |   |  |                                                                                                                                             |     |
|-----|--------------|---|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 221 | 公園整備課        | ○ |  | 財団が自主事業として抹茶とお菓子の提供を営んでいる立礼茶席（華松軒）の部分については、使用料を徴収すべきである。財団が事務所として使用している2階部分については、使用料を徴収するのか免除するのか、いずれが正当であるかということについて十分に検討し、明確な手続きをとるべきである。 | 308 |
| 222 | 公園整備課        | ○ |  | 使用料を徴収すべきとの監査意見（平成19年度包括外部監査報告書）に対する措置状況報告書において、使用料を徴収しないという結論を維持していることについての明確な回答をせず、その理由も明らかにしていない。明確な回答をすべきである。                           | 308 |
| 223 | 公園整備課        | ○ |  | 前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な積算をすべきである。                                                              | 308 |
| 224 | 公園整備課        | ○ |  | 委託業務ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。                                                                                  | 309 |
| 225 | 公園整備課        | ○ |  | 精算手続を行うべきである。                                                                                                                               | 309 |
| 226 | 公園整備課        | ○ |  | 事業評価シートを使用せずに評価する事務事業に該当しない。事業評価シートを作成すべきである。                                                                                               | 309 |
| 227 | 公園整備課        | ○ |  | 委託の所管でないとしても、岐阜薬科大学薬草園施設管理業務についても内容を把握しておくべきである。                                                                                            | 310 |
| 228 | 薬科大学事務局庶務会計課 | ○ |  | 財団へ一者随意契約で委託する理由が不十分である。一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。                                                                                        | 310 |
| 229 | 薬科大学事務局庶務会計課 | ○ |  | 前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な金額を委託料として定めるべきである。                                                      | 310 |
| 230 | 薬科大学事務局庶務会計課 | ○ |  | 委託契約書に精算、返還条項を入れ、実行すべきである。                                                                                                                  | 311 |
| 231 | 薬科大学事務局庶務会計課 | ○ |  | 事業評価シートを使用せずに評価する事務事業に該当しない。事業評価シートを作成すべきである。                                                                                               | 311 |
| 232 | 公園整備課        | ○ |  | 一施設ごとに指定管理者を募集すべきである。                                                                                                                       | 314 |
| 233 | 公園整備課        | ○ |  | 所管課として、自主事業が適正に行われているのかもチェックすべきである。                                                                                                         | 315 |

|                           |                    |   |   |                                                                                                             |     |
|---------------------------|--------------------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 234                       | 公園整備課              |   | ○ | 指定管理の期間を終える平成 29 年度以降においても財団を存続させるのか否か、市にとっての財団の組織としてのあり方をどうしていくのかなどといったことについて、遅くとも平成 27 年度までには検討することが望ましい。 | 315 |
| 第 11 章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団 |                    |   |   |                                                                                                             |     |
| 235                       | 教育政策課、教育文化振興事業団    | ○ |   | 公共ホール管理財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。                                          | 321 |
| 236                       | 教育文化振興事業団          |   | ○ | 指定管理者の応募を市以外の県内公共団体に広げていく経営努力を継続・発展することが望ましい。                                                               | 322 |
| 237                       | 教育文化振興事業団          |   | ○ | 市民芸術文化・スポーツ基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。                                                | 323 |
| 238                       | 市民協働推進課、男女共同参画・文化課 |   | ○ | 生涯学習センターのみでなく、女性センターの事業評価シートにおいても、施設の老朽化・大規模な修繕の必要性といった課題・問題点を記載し、両課の共通の認識であることを示しておくことが望ましい。               | 327 |
| 239                       | 青少年教育課             |   | ○ | 一括募集は例外であることを明確に認識した上で、その可否を慎重に検討することが望ましい。                                                                 | 329 |
| 240                       | 青少年教育課             | ○ |   | 青少年会館条例の目的、事業に沿う利用状況になるよう、具体的対策を講じるべきである。                                                                   | 331 |
| 241                       | 教育文化振興事業団          | ○ |   | 個人利用者向けのアンケートの周知方法を工夫するなどして、個人利用者の声を聞くようにすべきである。                                                            | 334 |
| 242                       | 市民体育課              | ○ |   | 体育ルームの次期指定管理者募集の際は、公募とすべきである。                                                                               | 336 |
| 243                       | 市民体育課              |   | ○ | 体育館・プールの次期指定管理者募集の際は、一括募集の可否・範囲について変更を検討することが望ましい。                                                          | 339 |
| 244                       | 教育政策課、青少年教育課、市民体育課 | ○ |   | 青少年会館 4 館と体育館 8 館及びプール 3 カ所のそれぞれについて、一施設ごとに指定管理運営状況シートを作成すべきである。                                            | 339 |
| 245                       | 青少年教育課、市民体育課       |   | ○ | 定期的に、異動した備品のみでなく、全体をチェックすることが望ましい。                                                                          | 340 |
| 246                       | 教育文化振興事業団          |   | ○ | 再委託先との一者随意契約理由に記載漏れがないよう、チェック体制を強化することが望ましい。                                                                | 340 |



|                        |            |   |   |                                                                |     |
|------------------------|------------|---|---|----------------------------------------------------------------|-----|
| 247                    | 社会教育課      | ○ |   | 容易に判明する誤りを訂正できるよう、決裁の手続を徹底し、チェック体制を強化すべきである。                   | 341 |
| 第 12 章 公益財団法人岐阜市国際交流協会 |            |   |   |                                                                |     |
| 248                    | 国際交流協会     |   | ○ | 定款第 4 条第 2 項を「岐阜県内及び岐阜市との間で交流を行っている海外の地域で行うものとする」に変更することが望ましい。 | 344 |
| 249                    | 国際交流協会     | ○ |   | 定款と各規程等との整合性を十分検討するべきである。                                      | 345 |
| 250                    | 国際課        | ○ |   | 要綱等における語句の定義付け、使い方の整理をし、必要があれば、要綱を改正すべきである。                    | 346 |
| 251                    | 国際課        |   | ○ | 補助金の算定根拠を明確にし、補助の必要性、補助限度額を検討することが望ましい。                        | 347 |
| 252                    | 国際課、国際交流協会 |   | ○ | 友好姉妹都市側と情報を密に交わしていくことが望ましい。                                    | 348 |
| 253                    | 国際課、国際交流協会 |   | ○ | 事業間流用など、委託料の有効活用を進めることが望ましい。                                   | 349 |
| 254                    | 国際課        |   | ○ | 一括ではなく、分けて委託できるものがあるかを検討することが望ましい。                             | 349 |
| 255                    | 国際課        | ○ |   | 随意契約の理由について、検討過程を正確に残すべきである。                                   | 349 |
| 256                    | 国際課        | ○ |   | ガイドブックの印刷が、協会に委託すべき業務内容かを十分に検討すべきである。                          | 350 |
| 257                    | 国際交流協会     |   | ○ | 類似団体の参加する協議会など、情報収集の機会を積極的に利用し、より効果的な事業実施を検討することが望ましい。         | 351 |
| 258                    | 国際課        |   | ○ | 国際課においても、市内部の施設や所管部署などとのより効果的な連携を検討することが望ましい。                  | 351 |
| 259                    | 国際課、国際交流協会 |   | ○ | 岐阜市外国人市民会議との効果的な連携を検討することが望ましい。                                | 351 |
| 260                    | 国際交流協会     | ○ |   | 早急に、常勤の経営責任者を置くべきである。                                          | 351 |
| 261                    | 国際交流協会     | ○ |   | 早急に、自立した組織運営体制を確立すべきである。                                       | 352 |
| 262                    | 国際交流協会     |   | ○ | 積極的に自主事業を展開することが望ましい。                                          | 354 |
| 263                    | 国際交流協会     |   | ○ | 国際交流ニュース GIFU の配布先の開拓など、広報の充実を図ることが望ましい。                       | 354 |
| 264                    | 国際交流協会     |   | ○ | 賛助会員が増加するよう、具体的対策を講じることが望ましい。                                  | 355 |

|                           |                              |   |   |                                                       |     |
|---------------------------|------------------------------|---|---|-------------------------------------------------------|-----|
| 265                       | 国際交流協会                       |   | ○ | ホームページを、日本語、中国語、英語だけではなく、他の言語での掲載をすることが望ましい。          | 356 |
| 第 13 章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団 |                              |   |   |                                                       |     |
| 266                       | 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団 | ○ |   | 教育文化振興事業団の意向も踏まえつつ、事業団の所管課である教育政策課との間で、合併協議を再開すべきである。 | 362 |
| 267                       | 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団 |   | ○ | 財団と類似業務を目的とする市の他の外郭団体との連携や所管課間の更なる連携の検討をすることが望ましい。    | 362 |
| 268                       | 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課           | ○ |   | 次期指定管理者募集前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。  | 362 |
| 269                       | 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団 | ○ |   | 所管課と財団において速やかに協議を開始し、独自の給与制度を導入すべきである。                | 363 |
| 270                       | 男女共同参画・文化課                   |   | ○ | 次期も指定管理とするのであれば、公募も視野に入れて検討することが望ましい。                 | 364 |
| 271                       | 男女共同参画・文化課                   |   | ○ | 次期も指定管理とするのであれば、利用料金制導入を検討することが望ましい。                  | 365 |
| 272                       | 市民参画政策課                      | ○ |   | ホームページに評価委員会の検討結果を適切に情報開示すべきである。                      | 368 |
| 273                       | 産業拠点運営課                      | ○ |   | 事業評価シートの指標を指定管理者管理運営状況シートの「料金稼働率」に統一すべきである。           | 369 |
| 274                       | 公共ホール管理財団                    |   | ○ | 文化センターの録音室のあり方を検討することが望ましい。                           | 371 |
| 275                       | 公共ホール管理財団                    |   | ○ | 施設全体の稼働率を上げる方策を検討することが望ましい。                           | 371 |
| 276                       | 男女共同参画・文化課                   | ○ |   | 作成要領に基づき、事業評価シートの人件費を正確に記載すべきである。                     | 371 |
| 277                       | 公共ホール管理財団                    |   | ○ | 少なくとも同じ公共団体との共催事業の場合は、収支情報もまとめて報告することが望ましい。           | 372 |
| 278                       | 公共ホール管理財団                    |   | ○ | 再委託契約金額がより削減できないかを検討することが望ましい。                        | 373 |
| 279                       | 男女共同参画・文化                    |   | ○ | 文化センターの備品につき、設置場所を加えたデータ                              | 373 |

|                            |                   |   |   |                                                                                     |     |
|----------------------------|-------------------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                            | 課、公共ホール管理財団       |   |   | 管理を検討することが望ましい。<br>市民会館の備品につき、年度終了ごとに備品データを取得して、実際の備品の状況と相違がないかを確認することが望ましい。        |     |
| 280                        | 公共ホール管理財団         |   | ○ | 展示スペースの清掃や展示物についてのアンケートの実施などを検討することが望ましい。                                           | 374 |
| 281                        | 公共ホール管理財団         |   | ○ | 事業計画書に記載した事業については、事業報告書にも記載することが望ましい。                                               | 374 |
| 282                        | 産業拠点運営課、公共ホール管理財団 |   | ○ | 長良川鵜飼伝承館をより多くの人に利用してもらえるように、協力し、様々な角度から試みを検討し、実施していくことが望ましい。                        | 375 |
| 第 14 章 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター |                   |   |   |                                                                                     |     |
| 283                        | シルバー人材センター        | ○ |   | 理事長が非常勤であれば、常勤の役員とすべきである。                                                           | 381 |
| 284                        | 産業雇用課             | ○ |   | 理事長が非常勤であれば、常勤の役員とするよう指導すべきである。                                                     | 381 |
| 285                        | シルバー人材センター、産業雇用課  | ○ |   | 理事長が常勤であれば、経営基本情報調査票において常勤役員として記載すべきである。                                            | 381 |
| 286                        | シルバー人材センター        | ○ |   | 招集通知の発送を省略することの全員の同意を得たというのであれば、その旨、議事録に明記すべきである。全員の同意を得ていないのであれば、招集通知を発送すべきである。    | 381 |
| 287                        | シルバー人材センター        |   | ○ | 招集通知を発送することが望ましい。招集通知には、日時・場所の連絡だけでなく、議事事項について、資料の添付などを図ることが望ましい。                   | 381 |
| 288                        | 産業雇用課             |   | ○ | 法人登記という基本的資料は、毎年、取得して、確認することが望ましい。                                                  | 382 |
| 289                        | シルバー人材センター        |   | ○ | 退任した理事と面談して、理事の責任等を述べるとともに、できる限り任期を満了するよう説明することが望ましい。退任した理事とのやり取りについて、記録を残すことが望ましい。 | 382 |
| 290                        | シルバー人材センター        |   | ○ | 出前入会説明会や就業開拓委員会、女性委員会等の活動を継続するとともに、会員や仕事の拡大につながっているのかどうかの検証をすることが望ましい。              | 383 |
| 291                        | 福祉政策課、産業雇用課       |   | ○ | センターの所管課については、産業雇用課ではなく、福祉政策課が担当することが望ましい。                                          | 383 |
| 292                        | 福祉政策課、産業雇用課       |   | ○ | センターの総会に、福祉政策課、高齢福祉課、産業雇用課                                                          | 384 |

|     |                          |   |   |                                                                                                          |     |
|-----|--------------------------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | 用課、高齢福祉課                 |   |   | 用課も出席するようにしたり、指定管理のモニタリングや監査委員監査において、福祉政策課、高齢福祉課も指定管理や委託契約の所管課が立ち会ったりするなど情報共有することが望ましい。                  |     |
| 293 | 高齢福祉課                    | ○ |   | 指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。                                                                       | 387 |
| 294 | 福祉政策課、高齢福祉課              | ○ |   | 評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。                                                | 388 |
| 295 | シルバー人材センター               | ○ |   | 収支計算書において、事務経費の具体的な内訳を正確に記載すべきである。                                                                       | 389 |
| 296 | 高齢福祉課                    | ○ |   | 高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである。                                                                | 389 |
| 297 | 土木管理課                    |   | ○ | 非公募で選定する合理的理由、非公募とする必要性や他への影響、選定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証することが望ましい。                                       | 390 |
| 298 | 土木管理課                    | ○ |   | 指定管理者施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。                                                                      | 392 |
| 299 | 土木管理課                    | ○ |   | 評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。                                                | 393 |
| 300 | 産業雇用課                    | ○ |   | 本当に必要な補助金額だったのか検討した結果を、検討資料を添付した記録に残すべきである。                                                              | 395 |
| 301 | 委託契約所管課、産業雇用課            | ○ |   | センターに対する委託契約（特定随意契約を含む。）を産業雇用課が全て把握できるよう、各委託契約所管課との連携をとるべきである。財務会計システムの検索機能を利用するなどして、特定随意契約の把握に努めるべきである。 | 404 |
| 302 | 委託契約所管課、産業雇用課、シルバー人材センター | ○ |   | 相互のやりとりについて記録化するよう、連絡シートなどを設けるべきである。                                                                     | 405 |
| 303 | 委託契約所管課、シルバー人材センター       | ○ |   | 契約書や仕様書の条項に基づいて、抜き打ち検査を含め、随時の検査や調査を実施し、その状況を具体的に記録すべきである。                                                | 405 |
| 304 | 委託契約所管課、シルバー人材センター       |   | ○ | 業務日報については、業務内容や業務の実施において気になった点を具体的に記載できる書式にすることが望ましい。                                                    | 406 |

|                            |                         |   |   |                                                                                                           |     |
|----------------------------|-------------------------|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 305                        | 福祉政策課                   | ○ |   | 速やかに、賃貸借契約（有償）に切り替える方向で検討すべきである。また、部内、課内等で議論した経過について資料も添付した上で、議事録を作成すべきである。                               | 408 |
| 306                        | 福祉政策課                   | ○ |   | 指定管理の選定、使用貸借契約など、契約行為等をする際には、対象となる物件についての不動産登記簿謄本などの基本資料を確認すべきである、また、ふれあいの館白山という建物についても、建物の滅失登記手続をすべきである。 | 409 |
| 307                        | 福祉政策課                   | ○ |   | 速やかに、ふれあいの館白山という建物についても登記手続をするべきである。                                                                      | 409 |
| 308                        | 土木管理課                   | ○ |   | 他の自転車駐車場の指定管理委託料を記載することなく、指定管理者管理運営状況シートを正確に記載すべきである。                                                     | 410 |
| 309                        | 産業雇用課、指定管理施設所管課、委託契約所管課 |   | ○ | シルバー人材センターの補助金や指定管理、契約についての調査の結果を、共有できるような体制を設けるべきである。                                                    | 412 |
| 第 15 章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会 |                         |   |   |                                                                                                           |     |
| 310                        | 観光コンベンション課              |   | ○ | 協会と類似業務を目的とする市の他の外郭団体や所管課間の更なる連携を検討することが望ましい。                                                             | 417 |
| 311                        | 観光コンベンション協会             | ○ |   | 基本財産の効率的運用をすべきである。                                                                                        | 418 |
| 312                        | 観光コンベンション課              | ○ |   | 観光コンベンション課としても、基本財産の効率的な運用をするよう指導すべきである。                                                                  | 418 |
| 313                        | 観光コンベンション課              | ○ |   | 「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。                           | 420 |
| 314                        | 観光コンベンション課              | ○ |   | 委託料の積算につき、他の自治体における同種業務との比較をするなど、他の角度からも、検証すべきである。                                                        | 421 |
| 315                        | 観光コンベンション課              | ○ |   | 平成 23 年度包括外部監査の指摘に対して、①どのように判断したのか、②現在の負担金決定方法が適切であるとするのであれば、その理由について、明確に回答すべきである。                        | 422 |
| 316                        | 観光コンベンション協会             |   | ○ | 補助金交付手続については、実態に照らして、適切な取り扱いを検討することが望ましい。また、事業負担                                                          | 423 |

|     |             |     |     |                                                                                   |     |
|-----|-------------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     |             |     |     | 金の支出については、算出の明確性の観点から、負担金支出の根拠規定を独自に策定することを検討することが望ましい。                           |     |
| 317 | 観光コンベンション協会 |     | ○   | ノベルティグッズにつき、「貯蔵品」として扱うものの金額を設定し、該当するものは数量のみならず金額でも管理し、貸借対照表上にも計上することを検討することが望ましい。 | 424 |
| 318 | 観光コンベンション協会 |     | ○   | 契約事務ガイドラインに沿って、適切な執行をすることを今後継続して意識することが望ましい。                                      | 425 |
| 合計  |             | 197 | 121 |                                                                                   |     |

## 第2章 総論

### 第1 市の財政状況について

#### 1 はじめに

市の財政状況は、監査における指摘・意見の前提事実となる部分であり、ここに記載する。なお、本監査において、以降、数値を記載する場合は、単位：千円とある部分は、千円未満の額を切り捨てている。

#### 2 主な財政指標の推移について

(単位：千円、%)

|           | 平成 21 年度   | 平成 22 年度   | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ① 基準財政収入額 | 53,582,904 | 48,354,165 | 50,123,638 | 50,087,062 | 51,447,951 |
| ② 基準財政需要額 | 61,820,590 | 60,830,467 | 61,848,761 | 61,903,069 | 61,840,278 |
| ③ 標準税収入額等 | 69,798,277 | 62,844,003 | 65,071,909 | 65,244,785 | 67,221,533 |
| ④ 標準財政規模  | 83,116,865 | 84,060,295 | 84,677,869 | 85,608,784 | 86,621,687 |
| ⑤ 実質収支比率  | 9.3        | 9.9        | 10.4       | 10.6       | 10.7       |
| ⑥ 経常収支比率  | 91.6       | 85.3       | 89.4       | 87.7       | 88.3       |
| ⑦ 財政力指数   | 0.87       | 0.84       | 0.82       | 0.80       | 0.82       |
| ⑧ 実質公債費比率 | 7.3        | 6.3        | 5.2        | 4.5        | 4.0        |
| ⑨ 公債費負担比率 | 14.9       | 13.4       | 13.6       | 13.0       | 12.4       |

#### <財政指標の内容>

①基準財政収入額とは、地方交付税（普通交付税）の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいう。実際の税収入ではなく、あくまで通常であれば徴収できるであろう税収入の見込額により算定した額である。

$$\boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times 75\% + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

②基準財政需要額とは、地方交付税（普通交付税）の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持する等のための財政需要を一定の方法によって算定した額をいう。

$$\boxed{\text{行政項目毎の基準財政需要額(単位費用} \times (\text{測定単位の数値} \times \text{補正係数))の合算額}}$$

基準財政需要額は、実際の支出額ではなく、自然的・地理的・社会的諸条件に対応して、合理的でかつ妥当な水準における財政需要を表すもので、所定の測定単位数に単位当たり費用を乗じて計算される。現状を前提として、標準的に必要と想定される支出額である。

③標準税収入額等とは、地方税法における法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額である標準税収入額に、地方譲与税と交通安全対策特別交付金額を加えた額をいう。

④標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものである。

$$\boxed{\text{標準税収入額}} + \boxed{\text{普通交付税額}} + \boxed{\text{地方譲与税額}} + \boxed{\text{交通安全対策特別交付金額}} + \boxed{\text{臨時財政対策債発行可能額}}$$

⑤実質収支比率とは、④の標準財政規模に対する、「歳入決算額－歳出決算額－翌年度繰越財源」である実質収支額の割合をいう。

⑥経常収支比率とは、経常一般財源総額に対する経常経費充当一般財源の割合をいう。財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低い方が、臨時の財政需要や自治体独自の施策に充当できる財源が大きい。

⑦財政力指数とは、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3カ年の平均値をいう。地方公共団体の財政力を示す指数であり、一般的には大きい方がより財政力が強いと考えられ、1.0を上回ると普通交付税が交付されない。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} \div \boxed{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3年間の平均値})$$



⑧実質公債費比率とは、標準財政規模に対する、公債費や公営企業債償還に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費の割合をいう。

一般的に高くなればなるほど財政運営が硬直化していると考えられ、18%以上だと新たな地方債の発行に許可が必要となり、25%以上だと地方債の発行を制限される。

⑨公債費負担比率とは、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を表している。

#### 《コメント》

5年間の推移を見ると、基準財政需要額はほぼ横ばいであるが、リーマンショックに伴う不況の影響により平成22年度の基準財政収入額が大幅に減少した。その後、基準財政収入額は回復傾向にあるものの、5年前に比べ財政力指数は低下している。一方で、実質公債費比率や公債費負担比率は下落しており、財政運営的には良くなっている。

全国的に見れば、財政的な問題はないと考えられるが、収入の増加につながる政策展開が今後ますます重要になってくると思われる。

### 3 財政健全化法に基づく判断比率について

【平成25年度】

（単位：％）

| 判断比率            | 岐阜市の比率   | 国の定める基準 |        |
|-----------------|----------|---------|--------|
| 人口（平成26年4月1日現在） | 415,113人 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| ①実質赤字比率         | －（－）     | 11.25   | 20.0   |
| ②連結実質赤字比率       | －（－）     | 16.25   | 30.0   |
| ③実質公債費比率        | 4.0（4.5） | 25.0    | 35.0   |
| ④将来負担比率         | 1.0（5.8） | 350.0   | －      |

（注）かっこ内は前年度数値である。

〈健全化判断比率について〉（以下、総務省ホームページより引用）

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らな

ければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

①実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

②連結実質赤字比率とは、当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

③実質公債費比率については1⑧を参照。

④将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（※）に対する比率。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

《コメント》

健全化判断比率については全て基準値以下であり、現状は特に問題ない。

#### 4 近隣同規模中核市との比較について

【平成 25 年度】

(単位：人、千円、%)

|             | 岐阜市        | 豊橋市        | 岡崎市        | 豊田市        | 中核市平均※     |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人口（26年4月1日） | 415,113    | 378,530    | 379,264    | 421,633    | 404,152    |
| ①基準財政収入額    | 51,447,951 | 49,738,404 | 50,474,585 | 65,143,711 | 47,063,826 |
| ②基準財政需要額    | 61,840,278 | 52,936,443 | 51,407,157 | 63,662,231 | 62,362,813 |
| ③標準税収入額等    | 67,221,533 | 64,617,688 | 65,785,304 | 84,842,260 | —          |
| ④標準財政規模     | 86,621,687 | 73,151,571 | 70,028,610 | 92,949,659 | 84,993,340 |
| ⑤実質収支比率     | 10.7       | 6.3        | 7.3        | 8.3        | 3.6        |
| ⑥経常収支比率     | 88.3       | 86.9       | 87.3       | 83.8       | 90.7       |
| ⑦財政力指数      | 0.82       | 0.94       | 0.98       | 1.06       | 0.76       |
| ⑧実質公債費比率    | 4.0        | 7.4        | △1.3       | 4.1        | 8.8        |
| ⑨将来負担比率     | 1.0        | 49.3       | —          | —          | —          |

※中核都市の平均値については平成 24 年度の数値を用いている。

（中核市市長会ホームページの決算資料を参照）

《コメント》

近隣の中核市や全国の中核市の平均値と比べても、特に大きな問題となるよ

うな比率はない。

ただし、自動車をはじめとする産業基盤が強固であり、税収が豊かな愛知県の中核市と比較すると、財政の強さを表す財政力指数が若干低く、また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は逆に若干高くなっている。

一方、中核市平均と比較すると、財政力指数は高く、経常収支比率は低い状況である。経常収支比率が高くなるということは、経常的で固定的な経費の割合が大きく、収入がそれを負担しなければならず、柔軟な財政政策が行いにくい状況にあることになるため、引続き財政の健全化に取り組んで頂きたい。

## 5 総合計画と行財政改革プランにおける取組との関係について

### (1) 岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」の取組と成果

岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」の基本計画の中で、自立した都市経営の確立を取組として掲げており、成果の指標としては、財政力指数を用いている。平成23年度の0.82から上昇することを目標としているが、平成24年度が0.80、平成25年度が0.82とわずかなではあるが低下している。

### (2) 岐阜市行財政改革プランの取組と成果

岐阜市行財政改革プランの中では二つの取組が掲げられている。

#### ①財源留保資金の確保

財源不足を起こさないための短期的視点から、財政調整基金（年度間の財源の不均衡感を調整する基金）と前年度繰越金の合計額について、80億円を超える額を維持することとしている。

平成23年度が224億円、平成24年度が251億円、平成25年度が243億円と取組目標は達成されている。

#### ②実質公債費比率の抑制

財政の硬直化を起こさないための中長期視点から、実質公債費比率を9%未満の水準に保つこととしている。

平成23年度が5.2%、平成24年度が4.5%、平成25年度が4.0%と取組目標は達成されている。

## 第2 市の外郭団体に対する関与状況について

### 1 市の外郭団体の概要について

平成26年6月1日現在、市には13の外郭団体が存在する。特別法人1、特殊法人1、一般財団法人4、公益財団法人4、公益社団法人1、社会福祉法人2の合計13団体である。平成16年度以降、数の増減はない。団体名、設立目的、業務内容及び市の所管課は、それぞれ、次表記載のとおりである。なお、本監査は、原則、平成25年度を対象としているが、本部分は情報提供が目的であることから、平成26年度現在の最新のもので記載している。

外郭団体概要一覧表

平成26年6月1日現在

| N<br>o | 団体名                   | 設立目的                                                                        | 業務内容                                                                      | 所管課名               |
|--------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1      | 特別法人<br>岐阜市土地開発公社     | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。                | 街路事業、公園緑地事業、地区計画整備事業、住宅用地の造成事業などの公有地取得事業の先行取得事業、造成その他の管理及び処分ほか            | 行政部<br>管財課         |
| 2      | 特殊法人<br>岐阜市信用保証協会     | 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、これらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。                            | 中小企業者等が銀行等、金融機関から資金の貸付、手形の割引、給付を受ける場合の金融機関等に対する債務の保証及び中小企業者の借入手続などの金融相談   | 商工観光部<br>産業雇用課     |
| 3      | 社会福祉法人<br>岐阜市社会福祉協議会  | 岐阜市における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 | 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究企画、連絡調整、助成などのほか、ボランティアセンターの設置運営、ホームヘルプサービス事業など福祉事業の実施 | 福祉部<br>福祉政策課       |
| 4      | 社会福祉法人<br>岐阜市社会福祉事業団  | 岐阜市と一体になって社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。                           | 第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び心身障害者福祉施設の管理運営ほか                                     | 福祉部<br>福祉政策課       |
| 5      | 一般財団法人<br>岐阜市にぎわいまち公社 | 岐阜市における都市整備事業を効率化ならしめるための事業及び地球環境の保全のための事業                                  | まちづくりに関する調査研究・情報の提供、市民のまちづくり活動の育成・支援、中心市街地活性化、岐阜                          | まちづくり推進部<br>まちづくり推 |

|    |                         |                                                                                                                                 |                                                                          |                   |
|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|    |                         | を実施することにより、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。                                                                         | 市駐車場条例に規定する駐車場等管理ほか                                                      | 進政策課              |
| 6  | 一般財団法人<br>岐阜産業会館        | 岐阜産業会館の運営管理をし、及び岐阜県の産業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。                                                                                   | 岐阜産業会館の運営管理（岐阜県及び岐阜市からの委託）及び県民文化の向上に必要な事業と付帯事業                           | 商工観光部<br>産業雇用課    |
| 7  | 公益財団法人<br>岐阜市学校給食会      | 岐阜市内の市立小中学校（市立幼稚園を含む。）等で学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校等における食育の推進を支援することにより、児童生徒の心身の健全な発達及び広く市民の健全な食生活に寄与することを目的とする。 | 学校給食の安定供給及び安全安心、学校給食の充実及び食育支援、学校給食の情報及び資料の提供、その他目的を達成するための事業             | 教育委員会事務局<br>学校保健課 |
| 8  | 一般財団法人<br>岐阜市みどりのまち推進財団 | 岐阜市の都市緑化推進のため、都市緑化事業を進めるとともに、都市緑化、公園緑地に関する知識と愛護思想の普及を図るほか、公園緑地の利用増進を図り、もって良好な生活環境づくりに寄与する事を目的とする。                               | 公園緑地事業及び緑化推進事業の協力、民有地緑化事業、緑化基金の造成運用等、公園緑地及び都市緑化に関する調査研究並びに普及啓蒙、公園緑地の管理ほか | 都市建設部公園整備課        |
| 9  | 公益財団法人<br>岐阜市教育文化振興事業団  | 教育、文化、スポーツ、生涯学習等の振興に資する事業を行い、地域と未来の活力を支える人づくりを推進し、もって生きがいというおおいに満ちた創造性あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。                                   | 教育・芸術文化・体育の振興に資する行事の実施及び援助、教育、文化、体育施設等の運営管理、埋蔵文化財の調査研究等                  | 教育委員会事務局<br>教育政策課 |
| 10 | 公益財団法人<br>岐阜市国際交流協会     | 産業、経済、教育、文化振興等幅広い分野での多文化共生社会の推進と、国際交流（国際協力を含む。）活動の促進を行い、もってわが国の国際化に対応したまちづくりと国際親善に寄与す                                           | 国際交流事業の実施、助成、国際交流に関する情報収集、研究及び啓発、国際交流活動への協力ほか                            | 市民参画部<br>国際課      |

|    |                         |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                            |                                         |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|    |                         | ることを目的とする。                                                                                                                                                                                                           |                                                                            |                                         |
| 11 | 一般財団法人<br>岐阜市公共ホール管理財団  | 岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、「国際コンベンション都市岐阜」及び「文化都市岐阜」の実現に寄与することを目的とする。                                                                                            | 長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び市民会館等の管理運営、イベント・コンベンションの企画、誘致及び実施、事業に関する情報及び資料の収集並びに提供 | 商工観光部<br>産業拠点運営課<br>市民参画部<br>男女共同参画・文化課 |
| 12 | 公益社団法人<br>岐阜市シルバー人材センター | 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 | 臨時的かつ短期的な就業（雇用を除く。）を希望する高齢退職者等に対する機会確保及び提供、職業紹介、高齢退職者への知識と技能を付与する講習会開催ほか   | 商工観光部<br>産業雇用課                          |
| 13 | 公益財団法人<br>岐阜観光コンベンション協会 | 岐阜市及び周辺の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンションの誘致、開催支援、及び国際会議観光都市岐阜の広報、宣伝等の事業を行うことにより、岐阜市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。                                                                   | コンベンションの誘致、開催に係る支援とコンベンション都市岐阜の広報及び宣伝のほか、観光振興事業及び情報提供に関すること。               | 商工観光部<br>観光コンベンション課                     |

## 2 市における外郭団体の位置付けについて

### (1) はじめに

市では、外郭団体という文言が使用される条例、規則は存在しない。

市が外郭団体と位置づけている団体の大半に、市は出資をしており、団体に  
出資している割合により、法令及び市の条例の適用関係が変わる。まず、以下  
で、市の外郭団体所管課において、各団体の出資割合をどのように認識してい  
るかを記載し、法令及び条例を整理する。

### (2) 出資割合

市の外郭団体所管課においては、平成 26 年 3 月 31 日現在、外郭団体に対す  
る市の出資割合について、次のとおり把握している。なお、「基本財産等」と  
いう表現は、所管課が作成する外郭団体の経営基本情報調査票（巻末資料①）  
に記載のものである。

(単位:千円・%)

| 団体名         | 基本財産等     | うち市出資額    | 出資割合  |
|-------------|-----------|-----------|-------|
| 土地開発公社      | 10,000    | 10,000    | 100   |
| 信用保証協会      | 6,447,768 | 2,377,713 | 36.88 |
| 社会福祉協議会     | 4,000     | 0         | 0     |
| 社会福祉事業団     | 351,748   | 3,000     | 0.85  |
| にぎわいまち公社    | 2,000     | 2,000     | 100   |
| 産業会館        | 3,000     | 1,500     | 50    |
| 学校給食会       | 3,000     | 1,000     | 33.33 |
| みどりのまち推進財団  | 20,000    | 20,000    | 100   |
| 教育文化振興事業団   | 10,000    | 10,000    | 100   |
| 国際交流協会      | 212,494   | 211,010   | 99.3  |
| 公共ホール管理財団   | 30,000    | 30,000    | 100   |
| シルバー人材センター  | 0         | 0         | 0     |
| 観光コンベンション協会 | 115,000   | 50,000    | 43.48 |

### (3) 位置付けの整理

市が外郭団体と位置づけている団体につき、地方自治法・同施行令及び市の  
条例・施行規則の規定に照らして整理すると、次のとおりとなる。

#### ①財政状況について議会への報告義務対象団体

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項（財政状況の議会報告義務）

長（市長）は、法第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令（地方

自治法施行令第 173 条) で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出する義務がある。

**地方自治法第 221 条第 3 項 (予算執行に関する長の調査権等)**

普通地方公共団体が出資している法人で政令 (地方自治法施行令第 152 条) で定めるもの

**地方自治法施行令第 152 条第 1 項 (法第 221 条第 3 項の法人の範囲)**

**第 1 号**

当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

**第 2 号**

当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

**②監査委員監査対象団体**

**地方自治法第 199 条第 7 項 (監査委員監査の対象)**

前段 当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。

後段 当該普通地方公共団体が出資しているもので政令 (地方自治法施行令第 140 条の 7) で定めるもの

**地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項 (法第 199 条第 7 項の法人の範囲)**

地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。

**③包括外部監査対象団体**

**地方自治法第 252 条の 37 第 4 項 (包括外部監査の対象)**

当該包括外部監査対象団体が第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

**岐阜市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条**

- (1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

**④岐阜市住民自治基本条例 (以下、「住民自治基本条例」という) 対象団体**



#### 住民自治基本条例第 8 条第 2 項

市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

#### 住民自治基本条例施行規則第 2 条（出資法人等の範囲）

- （１）市が出資する法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 140 条の 7 第 1 項に規定する法人
- （２）前号に掲げる法人のほか、市が財政的援助を与えている法人のうち市の施策及び住民自治の充実に深く関与しているもので別に定めるもの

### ⑤岐阜市情報公開条例（以下、「情報公開条例」という）対象団体

#### 情報公開条例第 17 条第 1 項

市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって市長が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、経営状況に関する情報その他その保有する文書の公開に努めるものとする。

#### 情報公開条例施行規則第 8 条

条例第 17 条第 1 項に規定する市長の定めるものは、市が出資する法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 140 条の 7 第 1 項に規定する法人とする。

### ⑥岐阜市個人情報保護条例（以下、「個人情報保護条例」という）対象団体

#### 個人情報保護条例第 37 条

市が出資その他の財政的援助等を行う法人等で市長が定めるものは、個人情報の処理を行うに当たっては、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない

#### 個人情報保護条例施行規則第 16 条

条例第 37 条の市長の定めるものは、市が出資する法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 140 条の 7 第 1 項の規定に該当する法人とする。

### ⑦岐阜市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（以下、「派遣条例」という）対象団体

#### 派遣条例第 2 条第 1 項第 1 号

岐阜市が基本金又はこれに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資しているもの

#### 【事実関係①】

市が出資割合を算出する意味は、出資割合が、上記①から⑦の団体に該当するか否かの基準となることにある。主に、地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号及び同施行令第 140 条の 7 第 1 項に該当するか否かが問題となる。

この点、外郭団体の所管課については、上記のとおり、出資割合を把握して

いるが、監査課においては、市が、外郭団体と位置づけている団体について、地方自治法第 199 条第 7 項後段に基づく監査委員監査対象団体として 11 団体と把握している。具体的には、社会福祉事業団について、福祉政策課と監査課との間で出資割合の解釈が異なっている。福祉政策課は 0.85%、監査課は、100%である。

#### 【指摘 外郭団体所管課、監査課】

出資割合の解釈は、市において統一されていなければならない。しかしながら、出資割合の算定について解釈が異なっている事実がある。

出資割合を算出するためには、地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号及び同第 140 条の 7 における、①「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」と、②「出資」の解釈、そして、③出資割合の基準時が問題となる。

この点、②「出資」については、法第 221 条第 3 項の出資は、法第 238 条第 1 項第 7 号の出資と同じ意義であり、通知・昭和 38 年 12 月 19 日自治丁行発 93 により、出えん金は該当すると考えられている。

次に、③出資割合算出時であるが、法人の資本金における地方公共団体の出資金の比率は、各事業年度の書類を提出すべきときの比率をいう（実例昭和 38 年 5 月 21 日自治丁行発第 42 号 名古屋市総務部長宛 行政課長回答）。

①「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」については、「その他これらに準ずるもの」という文言であることから、その範囲は必ずしも明確ではない。所管課においては、①につき、経営基本情報調査票において、「基本財産等」という文言で整理しており、各所管課において、適切に解釈されているか不明である。社会福祉事業団につき、福祉政策課は、①に該当するものとして「基本財産等」を 351,748 千円とするが、監査課は、①に該当するものとして 3,000 千円とする。いわゆる「①資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の捉え方に違いがある。

出資割合は、法令や条例が適用されるか否かという点で極めて重要な指標である。

そこで、出資割合について、福祉政策課と監査課で解釈が異なっていることの原因を分析した上で、早急に、正しい解釈に統一すべきである。

また、全ての所管課においても、法解釈に照らし、出資割合が正しく把握されているかを確認すべきである。

#### 【事実関係②】

住民自治基本条例対象団体は、施行規則第 2 条（1）により、法第 199 条第 7 項後段の団体である。しかし、同（2）については、「別に定める」ものが規定されておらず不明である。

【指摘 市民参画政策課】

住民自治基本条例が適用される団体か否かということは、極めて重要なことであるところ、（２）により、適用団体が不明確である。

早急に、「別に定めるもの」を定めるべきである。

【事実関係③】

行財政改革課においては、ホームページ上、13 団体を外郭団体等と記載している。

【指摘 行財政改革課】

「等」という文言がある場合、外郭団体ではない団体も含まれていると読み取れる。上述したとおり、「外郭団体」という文言は、地方自治法、同施行令上、あるいは、市の条例、同施行規則上に規定されている文言ではない。

その意味では、外郭団体の対象範囲が必ずしも明確ではないが、「等」を入れると更に曖昧となる。対象が不明確ということは、的確な対応を阻害する原因となりかねない。13 団体が外郭団体であると明確に記載すべきである。

（４）出資による権利

財政課では、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号に定める「出資による権利」につき、地方自治法第 233 条、同施行令第 166 条、同施行規則第 16 条の 2 に基づき、決算附属書類に記載している。

平成 25 年度においては、市の出資団体 24 団体中、外郭団体は 12 団体（シルバー人材センターは除く）であった。

また、岐阜市公有財産規則第 54 条（６）においては、公有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、出資による権利は出資金額とされている。

したがって、以下の表に記載の額は、市が過去に外郭団体に対して、出資した額であって、現在の実際の残高を示すものではない。外郭団体に対する出えん金については、団体において、使用されることにより、実際の残高は、少ないものがある。

平成 25 年度において、出資による権利が増加したのは、信用保証協会の 1 団体のみである。

平成 25 年度末現在高において、出資による権利として整理されている金額は、外郭団体合計で 47 億 5162 万 3000 円である。

出資による権利一覧表

(単位：千円)

| 区分             | 前年度末<br>現在高 | 決算年度中<br>増減高 | 決算年度末<br>現在高 |
|----------------|-------------|--------------|--------------|
| 岐阜県住宅供給公社      | 500         |              | 500          |
| にぎわいまち公社       | 2,000       |              | 2,000        |
| 産業会館           | 1,500       |              | 1,500        |
| 岐阜県市町村行政情報センター | 12,945      |              | 12,945       |
| 学校給食会          | 1,000       |              | 1,000        |
| 岐阜県野菜価格安定基金協会  | 100         |              | 100          |
| 岐阜県畜産協会        | 560         |              | 560          |
| 社会福祉事業団        | 3,000       |              | 3,000        |
| 岐阜県森林公社        | 20          |              | 20           |
| 岐阜中央森林組合       | 4,680       |              | 4,680        |
| みどりのまち推進財団     | 170,000     |              | 170,000      |
| 信用保証協会         | 3,311,713   | 10,000       | 3,321,713    |
| 岐阜県信用保証協会      | 4,993       |              | 4,993        |
| 岐阜県共助会         | 6,270       |              | 6,270        |
| 社会福祉協議会        | 451,000     |              | 451,000      |
| リバーフロント研究所     | 2,500       |              | 2,500        |
| 教育文化振興事業団      | 155,400     |              | 155,400      |
| 観光コンベンション協会    | 355,000     |              | 355,000      |
| 国際交流協会         | 251,010     |              | 251,010      |
| 岐阜県教育文化財団      | 2,582       |              | 2,582        |
| 洗心之家           | 1,439       |              | 1,439        |
| 土地開発公社         | 10,000      |              | 10,000       |
| 公共ホール管理財団      | 30,000      |              | 30,000       |
| 地方公共団体金融機構     | 29,000      |              | 29,000       |
| 合 計            | 4,807,212   | 10,000       | 4,817,212    |

(出典：平成 25 年度決算附属書類)

### 3 市の外郭団体に関する指針等の策定及び取組の経過について

#### (1) はじめに

本監査で外郭団体個別の検証をする前提として、これまで市が外郭団体に関して、どのような指針をもって、どのような取組をしてきたかを明らかにする。

#### (2) 経過

市は、平成 16 年 10 月 29 日付けで経営改善指針を策定した。外郭団体の人事給与制度、業務執行体制、自主的・自立的な経営、情報公開の推進という 4 つの軸から構成される。

その後、平成 20 年 3 月、市は、外郭団体の見直しの方向性を策定した。ここでは、13 団体を次のとおり 6 つに分類した。

①合併により組織体制の強化を図り、一体的かつ効果的・効率的な運営を行う団体

「公共ホール管理財団」「教育文化振興事業団」

②指定管理者の選考の結果により、あり方を判断する団体

「みどりのまち推進財団」

③管理している公の施設の大規模修繕工事が終了するまでの当面は存続する団体

「産業会館」

④類似かつ競合する団体が他に存在するため、あり方を検討する団体

「信用保証協会」

⑤自立した組織運営体制に見直して存続する団体

「国際交流協会」

⑥経営改善を図り存続する団体

「にぎわいまち公社」、「観光コンベンション協会」、「学校給食会」、「シルバー人材センター」、「社会福祉協議会」、「社会福祉事業団」、「土地開発公社」

見直しの方向性策定を踏まえ、平成 20 年度、各所管課において、行動見直し計画が策定された。

その後、平成 22 年 2 月に、平成 26 年度までを計画期間とする「行財政改革大綱 2010」が策定され、「行政サービスの選択と集中」の中で、外郭団体に関しては、外郭団体の経営の健全化、公益法人制度改革への対応が挙げられた。

平成 22 年 12 月 17 日、市と外郭団体との間で、意見交換会が開催された。これまでの取組状況の確認、更なる見直し、公益法人制度改革等の意見交換が主な議題であった。

毎年度、所管課において、経営基本情報調査票(巻末資料①のフォーマット)及び見直し状況調査票(巻末資料②のフォーマット)を作成し、行財政改革課

に提出している。

### (3) 事実関係及び指摘・意見

#### ア 経営改善指針の進捗状況

##### 【事実関係】

経営改善指針に策定されている事項について、策定から10年ほど経った平成25年度の段階で実施未了・不十分の事例が複数見受けられた。

例えば、次のものである。

- ①人事給与制度では、団体独自の給与制度が掲げられているが、市職員の人事給与制度に準じている。
- ②業務執行体制では、経営責任者は原則常勤とあるも、非常勤役員しかいない。また、役員について、任期が長期とならないようにするとあるも、任期が長期である。
- ③自主・自立的な経営では、数値目標を設定した経営改善計画を策定し、積極的な経営改善に取り組むとあるが、かかる計画が策定されていない。
- ④情報公開の推進では、情報公開条例対象団体は、インターネットを活用するなど、経営状況等の積極的な公開に努めることとあるが、インターネットの活用状況は必ずしも十分とはいえない。

##### 【指摘 外郭団体所管課】

市が経営改善指針を策定した以上、外郭団体が指針に従って経営をしているか否かを適時に検証すべきは当然である。その検証なき限り、指針策定の効果は期待できない。

外郭団体所管課において、まずは、経営改善指針の存在を認識し、指針に基づき、毎年度、外郭団体の現状を把握する、その上で、外郭団体が指針に従わないことに合理的な理由がない場合には、指針に基づき経営するように指導すべきである。

##### 【意見 行財政改革課】

行財政改革課においては、時代の変化に応じて、経営改善指針自体を改定する必要がないか、所管課及び外郭団体の意見も聞きながら、検証をすることが望ましい。例えば、公益法人制度改革による法人の自主性が尊重される方向性を踏まえることであるとか、経営改善指針の例外事由を明確化することなどが考えられる。

## イ 経営基本情報調査票

### 【事実関係】

所管課においては、毎年度、外郭団体の経営基本情報調査票を作成し、行財政改革課に提出している。行財政改革課が外郭団体の基本情報を把握するために作成するものとのことである。本監査が対象としている平成 25 年度決算分のもものは、平成 26 年 6 月 1 日現在の情報で作成されている。かかる経営基本情報調査票は、ホームページ上で公開されていない。情報は、本報告書巻末資料①のフォーマットで整理されている。

本監査においては、かかる経営基本情報調査票の情報が正しいことを前提として、監査を実施することを考えていたが、例えば、次のような問題が見受けられた。

#### ①内容が不正確

- ・事業内容につき、定款の変更が反映されていないものがあった。
- ・負担金の記載があったが、実施主体は別組織であり、本来記載すべきではなかった。
- ・数値に誤りがあった。
- ・金融機関への返済額を債務保証という項目名の欄に記載していた。

#### ②情報集約の不徹底

- ・委託の記載があるところ、所管課において、団体との委託契約のすべてが把握されていなかった。

#### ③作成主体

- ・所管課が作成すべきところ、外郭団体が作成していたケースがあった。

### 【指摘 該当外郭団体所管課】

経営基本情報調査票は、公表が前提の資料ではないが、行財政改革を進めるにあたって、必要となることから作成する資料である。

経営基本情報調査票は、所管課の責任において、正確な情報を記載すべきである。

### 【指摘 行財政改革課】

行財政改革課は、外郭団体の所管課に対し、正確な情報を提供してもらう必要がある。そのためには、「基本財産等」といった不明確な文言を使わないであるとか、常勤・非常勤の区別など、外郭団体が用いる意味と異なる基準を使わないであるとかなど、フォーマットの改善が必要である。

正確な情報が提供されるように、経営基本情報調査票を作成すべきである。

## ウ 見直し状況調査票

### 【事実関係】

市は、平成 19 年度、見直しの方向性を策定し、所管課は、翌平成 20 年度、見直し行動計画を策定した。そして、行財政改革課は、毎年度、所管課から、外郭団体の見直しの状況を、見直し状況調査票という形式で提出させて確認している。かかる見直し状況調査票は、ホームページ上で公開されていない。情報は、本報告書巻末資料②のフォーマットで整理されている。しかしながら、各団体の見直し状況調査票では、例えば、次のとおりの問題が見受けられた。

#### ①経営改善指針との関係

見直しを進めるに際しては、経営改善指針を意識すべきである。

しかしながら、見直し状況調査票においては、経営改善指針の記載がなく、指針自体が平成 16 年度策定のものであるため、時が経過すればするほど、所管において、指針の意識付けがなされにくいものとなっている。

#### ②団体との関係

見直し状況調査票は、市の観点から作成されるものではあるが、見直しをする主体は、あくまで団体である。したがって、団体の現状や意向が重要である。

しかし、見直し状況調査票においては、団体の現状や意向について、特に記載する欄がない。

### 【指摘 行財政改革課】

見直しの方向性が、経営改善指針との関係、団体の現状や意向に照らし、有効に検討・実施される体制を構築すべきである。

### 【意見 行財政改革課】

行財政改革課においては、時代の変化に応じて、見直しの方向性自体を改定する必要があるか、所管課、外郭団体の意見も聞きながら、検証をすることが望ましい。

## エ 外郭団体との意見交換の機会

### 【事実関係】

平成 22 年 12 月 17 日、行財政改革課は、市側と外郭団体側との意見交換会を実施して、外郭団体側の意見を汲み上げる機会を設けた。

行財政改革課において、これまでの市の取り組みや、見直しの方向性を説明した上で、各団体より意見交換があった。この際には、可能な限り公益法人を目指すという方向性、派遣、合併協議などが議題となった。



そして、意見交換会後のフォローがなされていない事実があった。意見交換会の際に合併協議について議題となったが、そこでの争点は公益目的事業比率であった。この点、外郭団体側より資料提供することとなっていたが、提供されないままであった。

所管課、外郭団体との意見交換会の実施は、これまでこの一度である。

**【指摘 行財政改革課】**

意見交換会は、団体の意見を汲み取る、そして他の団体の情報・意見を知ることができる貴重な機会となる。所管課と団体間、行財政改革課と所管課間だけでなく、外郭団体全体が集まって、情報を共有し、課題を共通認識することは、大変重要である。

そこで、所管課と外郭団体全体の意見交換会は、定期的の実施すべきである。

そして、意見交換会でフォローが必要なことは、必ずフォローを実施すべきである。

#### 4 外郭団体の所管根拠について

##### (1) 一覧

岐阜市処務規則第3条及び岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則第2条において、それぞれ、外郭団体の所管根拠を探索したところ、次のとおりであった。

| 外郭団体名       | 所管課        | 分掌事務の記載                                   | 明確 |
|-------------|------------|-------------------------------------------|----|
| 全体          | 行財政改革課     | (1) 行財政改革の推進及び進行管理に関すること                  |    |
| 土地開発公社      | 管財課        | (1) 財産(基金を除く)の取得、管理及び処分並びに市有財産評価委員会に関すること |    |
| 信用保証協会      | 産業雇用課      | (12) 中小企業者及び組合の融資に関すること                   |    |
| 社会福祉協議会     | 福祉政策課      | (8) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること                 |    |
| 社会福祉事業団     | 福祉政策課      | (8) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること                 |    |
| にぎわいまち公社    | まちづくり推進政策課 | (2) まちづくりに係る施策の企画、調査及び総合調整に関すること          |    |
| 産業会館        | 産業雇用課      | (1) 商工業の振興に関すること                          |    |
| 学校給食会       | 学校保健課      | (5) 学校給食に関すること                            |    |
| みどりのまち推進財団  | 公園整備課      | (4) みどりのまち推進財団に関すること                      | ○  |
| 教育文化振興事業団   | 教育政策課      | (16) 教育文化振興事業団に関すること                      | ○  |
| 国際交流協会      | 国際課        | (1) 国際交流に関すること                            |    |
| 公共ホール管理財団   | 産業拠点運営課    | (1) 商工観光施設の管理、運営及び整備に関すること                |    |
|             | 男女共同参画・文化課 | (5) 文化及び芸術に係る事業の企画及び調査並びに諸施策の推進に関すること     |    |
| シルバー人材センター  | 産業雇用課      | (10) 雇用促進及び雇用対策に関すること                     |    |
| 観光コンベンション協会 | 観光コンベンション課 | (4) 観光コンベンション協会に関すること                     | ○  |

## （２）所管根拠の明確性

### 【事実関係】

上記表のとおり、規則上、所管の根拠が明確である団体は、13 団体中 3 団体、明確ではない団体は、10 団体であった。

各所管課は、どこまで責任と権限を持って、当該外郭団体と関与すべきかについて、不明確であった。それゆえ、外郭団体への対応が消極的となっている事実が窺われた。例えば、公益財団法人の監督行政庁が市ではないことを理由に、所管課ではなく担当課にすぎないと自らを位置づけ、単なる外郭団体の窓口的な役割しか持たないと解釈している所管課があった。

また、行財政改革課においては、外郭団体の関わりについては、あくまでも、行財政改革の推進及び進行管理に関することという業務に関わる点にあり、外郭団体に対して直接関与する根拠はないことから、行財政改革課自らが、各外郭団体へ関与することができず、結局、各所管課に任せざるを得ないところもある。その結果、所管課から提出させた書類を用いた分析や改善策の提案などが必ずしも適切にできない状態にあった。

### 【指摘 人事課】

所管とは、管理または管轄することをいう。

しかしながら、そもそも、処務規則上、所管根拠が明確となっている団体は、3 団体にすぎない。所管根拠が明確でなければ、所管課において、外郭団体を適切に管理または管轄することの意識付けが困難となる。

市の条例・規則上、外郭団体の位置付けが明確ではないが、そのことに加え、所管の不明確さが、本監査で、見受けられた問題点の大きな原因となっていると考えられる。

まずは、最低限のことであるが、早急に、外郭団体の所管根拠（行財政改革課も含む）を、岐阜市処務規則第 3 条並びに岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則第 2 条に、全て明確に規定すべきである。

## （３）所管課が複数であること

### 【事実関係】

公共ホール管理財団は、所管課が 2 課あり、かつ、その 2 課は、商工観光部、市民参画部にそれぞれ属し、機構図上、全く別の組織に位置づけられているものである。この点、本監査においては、産業拠点運営課が所管課ということ述べており、そのような認識であるがゆえ、外郭団体という組織を軸とみた場合、所管課間の連携が図れていない実態があった。

【指摘 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課】

責任所在の明確化の観点から、所管課は、1 団体につき 1 つとすべきである。

公共ホール管理財団においては、産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課にて協議の上、所管にふさわしい課を 1 つ選択すべきである。

## 5 人的関与について

### (1) はじめに

市は、人的には、外郭団体に対して、現職職員を役職員、あるいは、常議員として派遣・併任させたり、市の退職職員（以下、「OB」と表現する）を、役職員として紹介したりしている。平成 26 年 3 月 31 日における、外郭団体に対する人的関与の一覧は、次のとおりである。

なお、OB は、市が団体に紹介していない者も含む。

数値は市から提供されたものである。

### 人的関与一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 団体名         | 職員 |    | 理事 |    | 監事 |    | 評議員 |    |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|----|
|             | 現職 | OB | 現職 | OB | 現職 | OB | 現職  | OB |
| 土地開発公社      | 3  | 1  | 10 | 1  | 1  | 0  | —   | —  |
| 信用保証協会      | 0  | 1  | 1  | 1  | 0  | 0  | —   | —  |
| 社会福祉協議会     | 0  | 1  | 1  | 1  | 1  | 0  | 3   | 0  |
| 社会福祉事業団     | 0  | 12 | 0  | 2  | 0  | 2  | 0   | 4  |
| にぎわいまち公社    | 4  | 3  | 0  | 1  | 0  | 1  | 1   | 0  |
| 産業会館        | 0  | 0  | 2  | 1  | 1  | 0  | 0   | 1  |
| 学校給食会       | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 0  | 1   | 1  |
| みどりのまち推進財団  | 0  | 3  | 2  | 3  | 1  | 0  | 0   | 0  |
| 教育文化振興事業団   | 0  | 35 | 2  | 2  | 0  | 1  | 2   | 1  |
| 国際交流協会      | 12 | 0  | 2  | 0  | 2  | 0  | 0   | 0  |
| 公共ホール管理財団   | 0  | 9  | 0  | 4  | 1  | 0  | 0   | 0  |
| シルバー人材センター  | 0  | 0  | 0  | 3  | 0  | 0  | —   | —  |
| 観光コンベンション協会 | 3  | 1  | 1  | 1  | 1  | 0  | 1   | 0  |
| 合計          | 22 | 67 | 22 | 20 | 8  | 4  | 8   | 7  |

## （２）現職職員

地方公共団体の職員には、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとして（地方公務員法第 35 条）、地方公共団体の本来の業務に専念する義務、いわゆる、職務専念義務がある。

市の現職職員が外郭団体の業務に従事する形態は、退職や休職などを除き、以下のものがある。

|   | 従事区分 | 従事根拠                                            | 給与の支給        |
|---|------|-------------------------------------------------|--------------|
| ① | 併任   | 「職務に専念する義務の特例に関する条例」（以下「免除条例」という）に基づく免除         | 市            |
| ② | 派遣   | 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下「派遣法」という）に基づく派遣 | 派遣先<br>例外的に市 |

### ア 免除条例に基づく場合（①）

#### 【事実関係】

免除条例（第 2 条）は、職務専念義務を免除することができる事由として、以下の 3 つを規定している。

- |                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①研修を受ける場合（１号）<br>②厚生に関する計画の実施に参加する場合（２号）<br>③前各号に規定する場合を除く外 <u>任命権者が定める場合（３号）</u> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|

他の地方公共団体では、免除条例の施行規則を設け、同条例第 2 条第 3 号の規定により職務に専念する義務を免除される場合を具体的に規定することがある。

職務専念義務が免除された職員に対し、その勤務しなかった時間について給与を支給するかどうかは、法律等に規定がある場合を除いて、条例の定めるところにより（地方公務員法第 24 条第 6 項）、「岐阜市職員の給与に関する条例」（第 16 条）は、職員が勤務しないときは、勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、給与額を減額するものとしている。

すなわち、免除条例に基づいて、市の職員を外郭団体の業務に従事させるためには、職務専念義務の免除及び勤務しないことについての承認が必要となる。

### 【意見 人事課】

免除は、地方公務員法第 35 条の例外であり、例外規定は明確にした方がよい。そこで、免除条例第 2 条第 3 号の「任命権者が定める場合」を具体化すべく、施行規則を設けることが望ましい。

### イ 派遣法に基づく職員派遣の場合（②）

派遣法は、一般財団法人等の団体のうち、その業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができるとしている（第 2 条第 1 項）。これを受けて、派遣条例は、市が基本金等の 2 分の 1 以上を出資している等の公益的法人等のうち規則で定めるものに職員を派遣することができるとしており（第 2 条第 1 項）、「派遣規則は、職員を派遣することができる公益的法人等として、観光コンベンション協会、にぎわいまち公社、一般財団法人救急振興財団の 3 法人を規定している。

また、派遣法は、当該地方公共団体は、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを原則とし（第 6 条第 1 項）、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができるとしている（同条第 2 項）。これを受けて、派遣条例は、同法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する職員に対して、その職員の派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができるとしている（第 4 条）。

### 【事実関係①】

平成 25 年度、市は、まちづくり推進政策課の 4 名の職員を、1 年間の派遣期間で、にぎわいまち公社に派遣している。また、観光コンベンション課の 3 名の職員を、1 年間の派遣期間で、観光コンベンション協会に派遣している。

しかし、職員を派遣することができる公益的法人等の要件として法が定めている、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものに、にぎわいまち公社及び観光コンベンション協会が該当することにつ

いては、その根拠を記した資料を作成していない。

また、市は、当該派遣職員に対して給料等を支給している。しかし、派遣職員に市が給与を支給することができる例外要件として法が定めている、派遣職員がにぎわいまち公社及び観光コンベンション協会において従事する業務が市の委託を受けて行う業務、市と共同して行う業務若しくは市の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により市の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務がにぎわいまち公社及び観光コンベンション協会の主たる業務である場合に該当することについて、その根拠を記した資料を作成していない。

**【指摘 観光コンベンション課、まちづくり推進政策課】**

職員の派遣は、地方自治法第 35 条の職務専念義務に対する例外である。

派遣の適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。また、市が派遣職員の給与を支給するのは、あくまで例外であることから、支給の適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。

特に、にぎわいまち公社は、一般財団法人であることから、公益財団法人である観光コンベンション協会と比較しても必要性の高い検証作業である。

**【事実関係②】**

ヒアリングによれば、派遣の手続きとしては、にぎわいまち公社及び観光コンベンション協会が市に対して派遣を依頼し、まちづくり推進政策課及び観光コンベンション課が人選の上、人事課が人事異動の一環として決定するとのことであったが、その手続きを定めた規程は作成されておらず、その過程を記した資料もない。

**【意見 人事課】**

法や条例の定める要件を充足することの確認をするため、派遣の手続きを規定した規則や要綱などを定め、適正な手続きを履践したことを記した資料を作成することが望ましい。

**(3) 職員OB**

外郭団体は、市職員OBを役員・評議員とし、あるいは、職員として雇用している。

雇用の流れは、2通りある。市が関与する場合と市が関与しない場合（団体と職員OBの直接のやりとり）である。平成 25 年度において、市が雇用に関与する場合の流れは、次のとおりである。

市より、外郭団体の長宛てに再就職に関する調査依頼を実施（平成 25 年 9 月 27 日）

↓

外郭団体より、回答。調査票の来年度配置欄において、新規及び入替とした職員の後任の紹介依頼。

↓

市より、外郭団体の長宛てに、職員の紹介（通知）。

市は、再就職を希望する者を紹介する。期限は最高 3 年までとされており、離職等する場合は、人事課長まで報告することを求めている。

市が再就職に関与する場合については、平成 24 年度退職職員分より、氏名、退職時所属及び役職、再就職先（外郭団体以外も含む）、役職・配属先等、再就職年月日が公表されている。

人事課によれば、平成 28 年 4 月 1 日の改正地方公務員法の施行に伴い、退職管理の適正の確保について、元職員による働きかけの禁止、退職管理の適正を確保するための措置、再就職情報の届出などに対応していくとのことである。



## 6 財政支出について

### (1) 一覧

市は、財源的には、外郭団体に対し、出資金の出資や基金の出えんをしているほか、毎年度、指定管理料や委託料、補助金・負担金等の支出をしている。

平成25年度決算より、市の外郭団体に対する財政支出の一覧は、次のとおりである。指定管理などの財政支出を検証する前提の数値として紹介する。

平成25年度財政支出一覧表

(単位：千円)

| 団体名         | 指定管理料     | 委託      | 補助金・負担金 | その他     | 合計               |
|-------------|-----------|---------|---------|---------|------------------|
| 土地開発公社      | —         | —       | —       | 12,258  | 12,258           |
| 信用保証協会      | —         | —       | —       | 10,000  | 10,000           |
| 社会福祉協議会     | 13,595    | 84,892  | 95,013  | 24,196  | 217,696          |
| 社会福祉事業団     | 296,303   | 68,182  | —       | 70,056  | 434,541          |
| にぎわいまち公社    | 115,332   | 77,165  | 13,000  | —       | 205,497          |
| 産業会館        | 62,151    | —       | 1,377   | —       | 63,528           |
| 学校給食会       | —         | —       | 7,150   | 20,000  | 27,150           |
| みどりのまち推進財団  | 118,321   | 55,991  | 2,273   | 100     | 176,685          |
| 教育文化振興事業団   | 700,506   | 108,480 | —       | —       | 808,986          |
| 国際交流協会      | —         | 4,437   | 240     | —       | 4,677            |
| 公共ホール管理財団   | 374,748   | 1,400   | —       | —       | 376,148          |
| シルバー人材センター  | 54,839    | 132,462 | 10,945  | 2,248   | 200,494          |
| 観光コンベンション協会 | —         | 7,956   | 54,300  | —       | 62,256           |
| 合計          | 1,735,795 | 540,965 | 184,298 | 138,858 | <b>2,599,916</b> |

(注) 合計は、項目ごとに千円未満を切り捨てた額の合計額

### (2) 財務分析

市の各外郭団体について、①市からの収入依存度、②人件費比率、③自己資本比率、④流動比率の4つの指標を用いて分析する。

#### ①市からの収入依存度（自立性の指標）

外郭団体はそれぞれ独立した一つの法人であり、本来であれば当然自立的な経営を求められるのであるが、その事業内容から自治体との結びつきが強く、経営上は、少なからず補助金、負担金、委託費などに頼らざるを得ないというのも現実である。一方で、外郭団体を取り巻く社会的状況が変化し、市をはじ

め、全国の各自治体において、その自立性、自主性の強化に取り組んでおり、その成果を判断する一つの指標として用いられるのが、この収入依存度という指標である。

市からの収入依存度（％）＝市の補助金、負担金、委託費などの合計÷収入合計×100

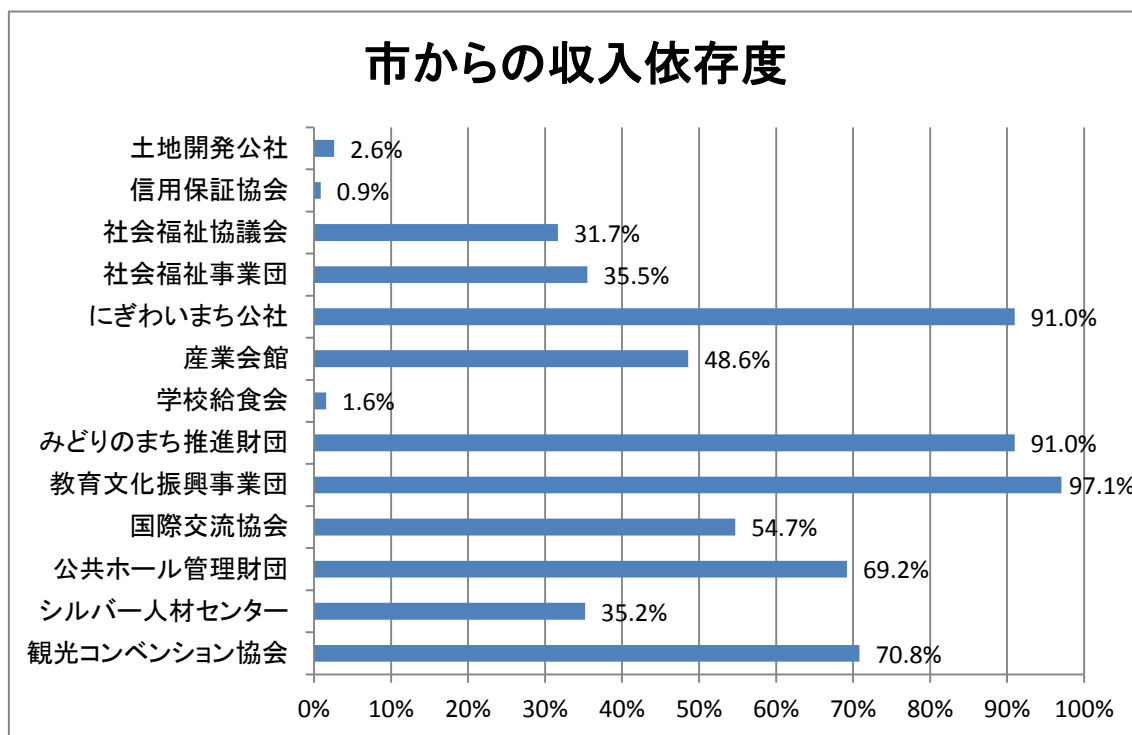
#### 上位 5 団体

①教育文化振興事業団、②にぎわいまち公社、③みどりのまち推進財団、④観光コンベンション協会、⑤公共ホール管理財団

※②にぎわいまち公社と③みどりのまち推進財団は、グラフ上 91.0%で同率であるが、小数点以下を比較すると②にぎわいまち公社の方が高いので、上記順位とした。

上位の団体は基本的に市の事業の指定管理者となっており、その指定管理料収入が収入合計に占める割合が大きくなっている。

本来指定管理者制度は、広く民間事業者のノウハウを活かし、効率化を図るとともにサービスを向上させることが目的となっているが、反面、事業内容の特殊性や不採算性から、結果的に外郭団体が指定管理者になっている場合も少なくなく、市も同様である。なお、観光コンベンション協会は、指定管理者ではないが、市からの観光事業に対する負担金の割合が大きくなっている。



## ②人件費比率（効率性の指標）

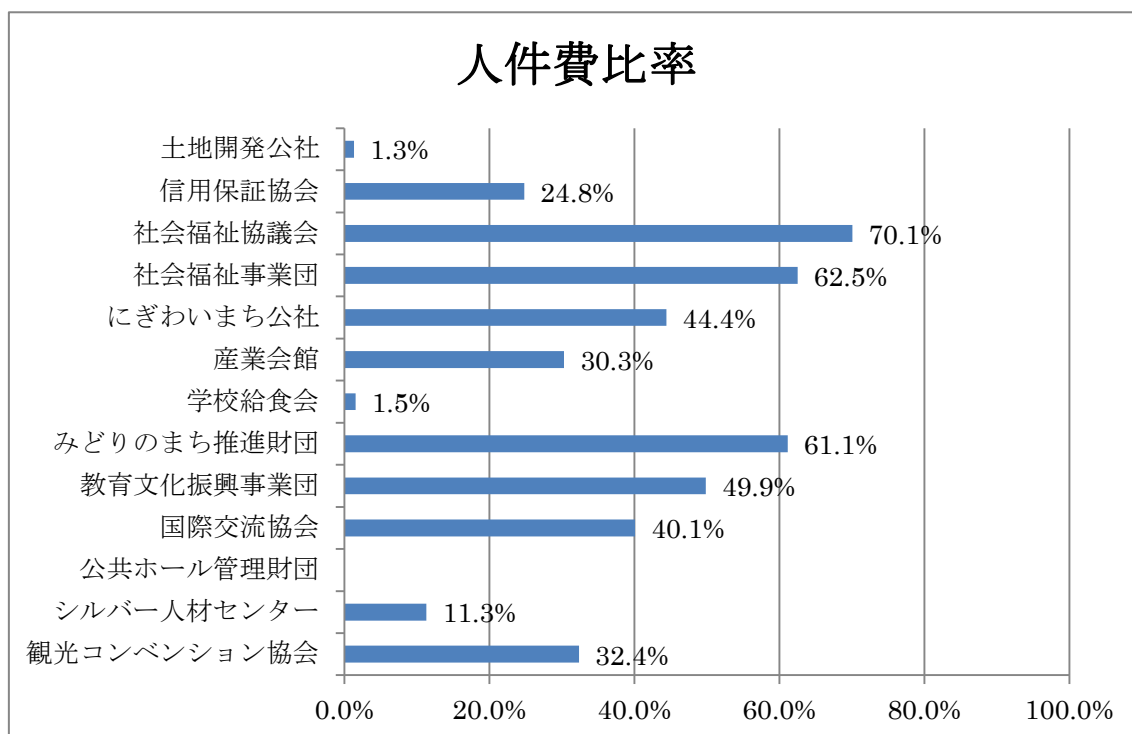
外郭団体は自治体からの天下り先ではないかと見られることがあり、そこでどれだけの人件費が支払われているかは、市民の行政に対する関心事の一つと考えられる。そのため、市においても、各団体における給与制度の適正化を図るため、規程の整備や改定を進めており、その成果を判断する一つの指標として用いられるのが、この人件費比率という指標である。

人件費比率（％）＝給与、法定福利費、福利厚生費などの人件費合計÷支出合計×100

### 上位 5 団体

①社会福祉協議会、②社会福祉事業団、③みどりのまち推進財団、④教育文化振興事業団、⑤にぎわいまち公社

上位の外郭団体については、人に依存しなければならない事業を行っているため、人件費の割合が大きくなっている。やむを得ない部分もあるが、今後も業務改善を継続的に実施するとともに、社会環境や経営状況に合った給与規程を整備し、運用していくことで、人件費の適正化に努めて頂きたい。



（注）公共ホール管理財団は、決算書上支出科目が事業ごとにまとめられて細分化されていないため、人件費が集計できず、人件費比率が算出できない。

③自己資本比率、④流動比率（ともに財務安全性の指標）

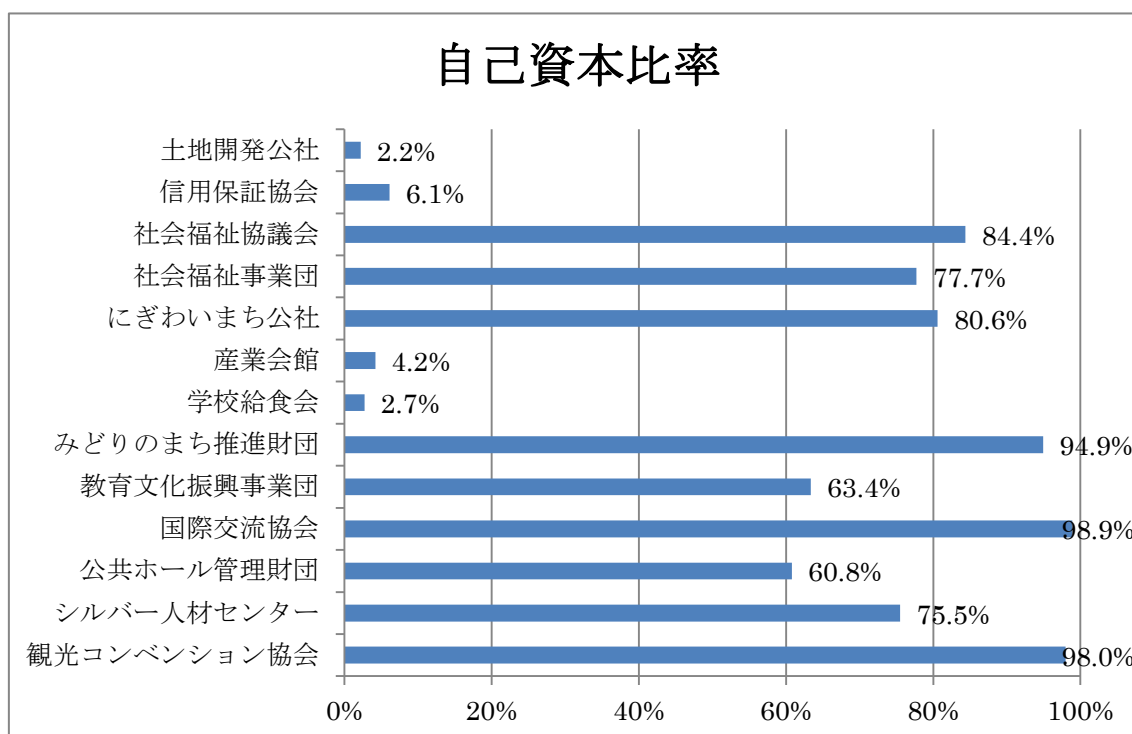
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（「財政健全化法」）においては、自治体の財政の健全化判断に際し、外郭団体の負債額等のうち実質的に自治体が負担することが見込まれるものも計算に入れることとされており、外郭団体の財務状況も健全でなければならない。その判断指標として考えられるのが、自己資本比率及び流動比率である。

$$\text{自己資本比率（\%）} = \text{正味財産合計} \div \text{総資産} \times 100$$

自己資本比率上位 5 団体

①国際交流協会、②観光コンベンション協会、③みどりのまち推進財団、④社会福祉協議会、⑤にぎわいまち公社

自己資本比率が高い外郭団体の特徴は、事業規模に比べ市からの出資額が大きいことである。確かに、それを運用した結果得られる運用益等で支出を賄うという考え方も間違っていないが、リスクをとらないとリターンが見込めない現在の日本経済においては、そのような経営は期待できない。今回の包括外部監査の結果を受け、再度、外郭団体への出資額の見直しを行うことが必要であるとする。



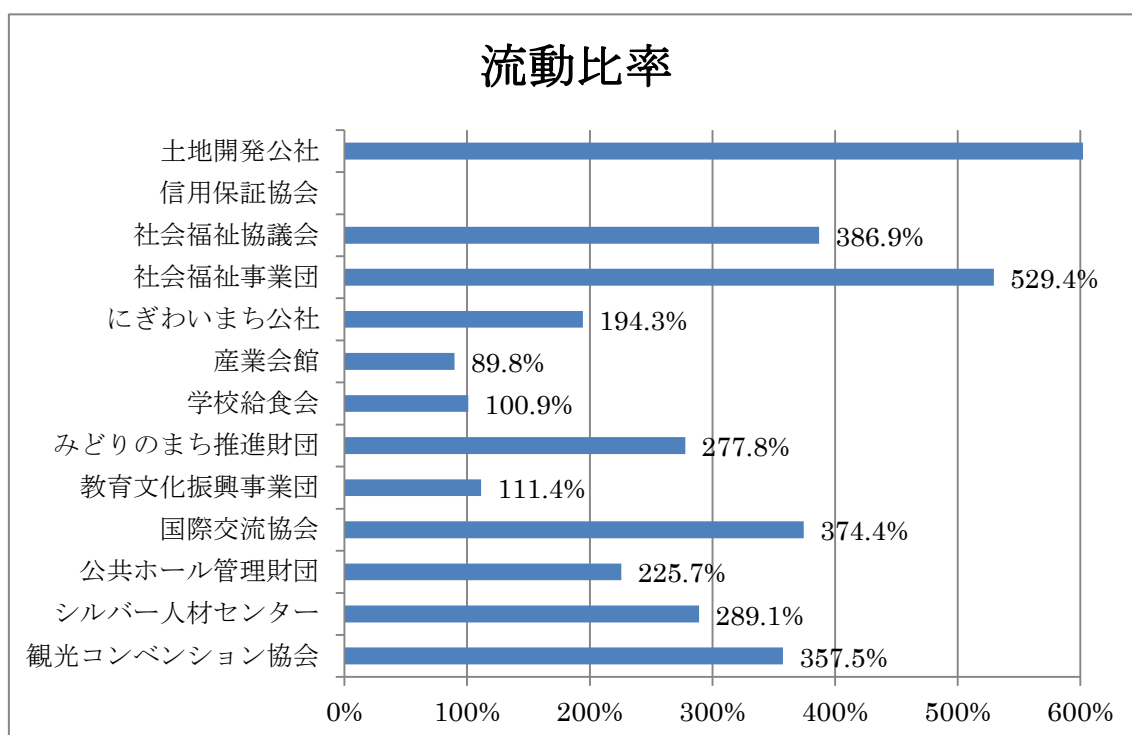
流動比率（％）＝流動資産合計÷流動負債合計×100

#### 流動比率上位5団体

①土地開発公社、②社会福祉事業団、③社会福祉協議会、④国際交流協会、⑤観光コンベンション協会

上位の外郭団体のうち、土地開発公社は流動比率が高くなっているが、これは公有用地が流動資産に計上されている一方で、取得資金は固定負債の長期借入金で計上されているためである。公有用地は流動資産に区分されるが、流動性は決して高くないため、実質的には流動性比率は低く、むしろ借入金の依存度が高いため、市の援助なしには経営が成り立たないと考えられる。

その他の外郭団体は、普通預金残高が未払金等流動負債に比べ大きくなっている。自助努力による結果と考えられるが、一方で市からは補助金、負担金、委託料なども支払われているため、その支払額が妥当でないのではと誤解される可能性もある。普通預金が毎年膨れ上がることを避けるためにも、例えば、資金繰り上問題のない程度で普通預金を定期預金や債券といった安全資産による運用で有効に活用するなど、流動資産の規模について検討することが望まれる。



（注）土地開発公社については、流動比率が 402,514.6%となっている。

また、信用保証協会は、会計上、流動固定分類がないため、流動比率の算出はできない。

## 7 指定管理について

### (1) 平成 25 年度の指定管理施設と外郭団体

平成 25 年度現在、市においては、100 の指定管理施設が存在するが、この内、53 施設は、外郭団体が単独で、あるいは、コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）により、指定管理者となっている。市の指定管理施設の半数以上は、外郭団体が指定管理者ということになる。13 団体中 8 団体が指定管理料を受領しており、指定管理料の合計は、年間 17 億円を超える

平成 25 年度指定管理施設一覧表

(出典：行財政改革課)

| 番号 | 施設名称                               | 指定管理者<br>(平成 25 年度時点)                                    | 所管部課名            | 公募・非<br>公募<br>の別 |
|----|------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 1  | 岐阜産業会館                             | 産業会館                                                     | 商工観光部<br>産業雇用課   | 非 公<br>募         |
| 2  | サンライフ岐阜 (岐阜市<br>勤労者ふれあいセンタ<br>ー)   | 株式会社技研サービス                                               | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 3  | 岐阜市勤労会館                            | 岐阜地区労働組合協議会                                              | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 4  | 長良川国際会議場                           | トリニティぎふ(代表構成<br>員：公共ホール管理財団)                             | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 5  | じゅうろくプラザ (岐阜<br>市文化産業交流センタ<br>ー)   | T・H・Bファシリティズ<br>(代表構成員 ハヤック<br>ス株式会社)                    | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 6  | 長良川うかいミュージア<br>ム (岐阜市長良川鵜飼伝<br>承館) | トリニティうかいミュー<br>ジウム(代表構成員：株式<br>会社コングレ 構成員：公<br>共ホール管理財団) | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 7  | 岐阜市道の駅柳津交流セ<br>ンター                 | 有限会社アミカル柳津                                               | 商工観光部<br>産業拠点運営課 | 公募               |
| 8  | ながら川ふれあいの森                         | 株式会社遠藤造林                                                 | 農林部<br>農林園芸課     | 公募               |
| 9  | 岐阜市健康ふれあい農園                        | ぎふ農業協同組合                                                 | 農林部<br>農林園芸課     | 公募               |

|    |                           |                         |               |          |
|----|---------------------------|-------------------------|---------------|----------|
| 10 | 岐阜市民福祉活動センター（会議室）         | 社会福祉協議会                 | 福祉部<br>福祉政策課  | 公募       |
| 11 | みやこ園                      | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>障がい福祉課 | 非 公<br>募 |
| 12 | 白杖園                       | 一般社団法人 岐阜県視<br>覚障害者福祉協会 | 福祉部<br>障がい福祉課 | 非 公<br>募 |
| 13 | 障害者生活支援センター               | 岐阜市身体障害者福祉協<br>会        | 福祉部<br>障害福祉課  | 非 公<br>募 |
| 14 | みやこ老人センター                 | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 15 | みやこ老人センター（会<br>議室）        |                         |               |          |
| 16 | ふれあいの館「白山」（高<br>齢者交流センター） | シルバー人材センター              | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 17 | ふれあいの館「白山」（会<br>議室）       |                         |               |          |
| 18 | 三田洞神仏温泉                   | 株式会社三和サービス              | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 19 | 三楽園（老人福祉センタ<br>ー）         | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 20 | 西部福祉会館（老人福祉<br>センター）      | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 21 | 友楽園（老人福祉センタ<br>ー）         | 特定非営利活動法人わい<br>わいハウス金華  | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 22 | 和楽園（老人福祉センタ<br>ー）         | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 23 | 柳津高齢者福祉センター               | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>高齢福祉課  | 公募       |
| 24 | 柳津児童館                     |                         | 福祉部<br>子ども家庭課 |          |
| 25 | 加納児童センター                  | 社会福祉法人和光会               | 福祉部<br>子ども家庭課 | 公募       |
| 26 | 黒野児童館                     | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>子ども家庭課 | 公募       |
| 27 | 西児童センター                   | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>子ども家庭課 | 公募       |
| 28 | 日光児童センター                  | 社会福祉事業団                 | 福祉部<br>子ども家庭課 | 公募       |

|    |                   |                              |                     |      |
|----|-------------------|------------------------------|---------------------|------|
| 29 | 梅林児童館             | 社会福祉法人和光会                    | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 30 | 東児童センター           | 社会福祉事業団                      | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 31 | 本郷児童センター          | 社会福祉事業団                      | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 32 | 岩野田児童センター         | 社会福祉法人中部学院福祉会                | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 33 | 長森児童センター          | 社会福祉事業団                      | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 34 | 長良児童センター          | 社会福祉法人日本児童育成園                | 福祉部<br>子ども家庭課       | 公募   |
| 35 | サンフレンド・うずら児童センター  | 社会福祉事業団                      | 福祉部<br>子ども家庭課       | 非 公募 |
| 36 | サンフレンド・みわ児童センター   | 社会福祉事業団                      | 福祉部<br>子ども家庭課       | 非 公募 |
| 37 | リフレ芥見             | 株式会社三和サービス                   | 環境事業部<br>東部クリーンセンター | 公募   |
| 38 | プラザ掛洞（余熱利用施設）     | 株式会社技研サービス                   | 環境事業部<br>掛洞プラント     | 公募   |
| 39 | 岐阜市金公園地下駐車場       | 岐阜コニックス株式会社                  | 都市建設部<br>都市計画課      | 公募   |
| 40 | 岐阜市駅西駐車場          | にぎわいまち公社                     | 都市建設部<br>都市計画課      | 公募   |
| 41 | 岐阜シティ・タワー43 地下駐車場 |                              |                     |      |
| 42 | 長良公園              | 長良公園ホールディングス（代表構成員：株式会社岐阜造園） | 都市建設部<br>公園整備課      | 公募   |
| 43 | 岐阜ファミリーパーク        | みどりのまち推進財団                   | 都市建設部<br>公園整備課      | 公募   |
| 44 | 福光中央公園            | 昭和コンクリート工業株式会社               | 都市建設部<br>公園整備課      | 公募   |
| 45 | 八ツ草公園             |                              |                     |      |
| 46 | 早田西公園             | みどりのまち推進財団                   | 都市建設部<br>公園整備課      | 公募   |
| 47 | 木ノ下公園             |                              |                     |      |
| 48 | 野一色公園             |                              |                     |      |



|    |                 |                                 |                  |                        |
|----|-----------------|---------------------------------|------------------|------------------------|
| 49 | 境川緑道公園          | 境川緑道公園管理運営企業体（代表構成員：吉村造園土木株式会社） | 都市建設部<br>公園整備課   | 公募                     |
| 50 | 北西部運動公園         | 昭和造園土木株式会社                      | 都市建設部<br>公園整備課   | 公募                     |
| 51 | 畜産センター公園        | 昭和造園土木株式会社                      | 都市建設部<br>公園整備課   | 公募                     |
| 52 | 岐阜駅西自転車駐車場      | 岐阜コニックス株式会社                     | 基盤整備部<br>土木管理課   | 公募                     |
| 53 | 岐阜駅東自転車駐車場      |                                 |                  |                        |
| 54 | 清住町自転車駐車場       |                                 |                  |                        |
| 55 | 新岐阜駅自転車駐車場      |                                 |                  |                        |
| 56 | 名鉄岐阜駅東自転車駐車場    |                                 |                  |                        |
| 57 | 西岐阜駅北 1 自転車駐車場  | シルバー人材センター                      | 基盤整備部<br>土木管理課   | 公募<br>（平成 26 年度からは非公募） |
| 58 | 西岐阜駅北 2 自転車駐車場  |                                 |                  |                        |
| 59 | 西岐阜駅南 1 自転車駐車場  |                                 |                  |                        |
| 60 | 西岐阜駅南 2 自転車駐車場  |                                 |                  |                        |
| 61 | 岐阜市市橋コミュニティセンター | 岐阜市市橋コミュニティセンター運営委員会            | 市民参画部<br>市民協働推進課 | 非公募                    |
| 62 | 岐阜市西部コミュニティセンター | 岐阜市西部コミュニティセンター運営委員会            | 市民参画部<br>市民協働推進課 | 非公募                    |
| 63 | 交楽園（老人福祉センター）   |                                 |                  |                        |
| 64 | 岐阜市東部コミュニティセンター | 岐阜市東部コミュニティセンター運営委員会            | 市民参画部<br>市民協働推進課 | 非公募                    |
| 65 | 岐阜市長森コミュニティセンター | 岐阜市長森コミュニティセンター運営委員会            | 市民参画部<br>市民協働推進課 | 非公募                    |
| 66 | 岐阜市南部コミュニティセンター | 岐阜市南部コミュニティセンター運営委員会            | 市民参画部<br>市民協働推進課 | 非公募                    |
| 67 | 陽楽園（老人福祉センター）   |                                 |                  |                        |
| 68 | 岐阜市日光コミュニティ     | 岐阜市日光コミュニティ                     | 市民参画部            | 非公                     |

|    |                  |                       |                     |          |
|----|------------------|-----------------------|---------------------|----------|
|    | センター             | センター運営委員会             | 市民協働推進課             | 募        |
| 69 | 岐阜市北部コミュニティセンター  | 岐阜市北部コミュニティセンター運営委員会  | 市民参画部<br>市民協働推進課    | 非 公<br>募 |
| 70 | 長寿園（老人福祉センター）    |                       |                     |          |
| 71 | 岐阜市北東部コミュニティセンター | 岐阜市北東部コミュニティセンター運営委員会 | 市民参画部<br>市民協働推進課    | 非 公<br>募 |
| 72 | 岐阜市生涯学習 / 女性センター | 教育文化振興事業団             | 市民参画部<br>市民協働推進課    | 非 公<br>募 |
|    |                  |                       | 市民参画部<br>男女共同参画・文化課 |          |
| 73 | 岐阜市文化センター        | 公共ホール管理財団             | 市民参画部               | 非 公<br>募 |
| 74 | 岐阜市民会館           |                       | 男女共同参画・文化課          |          |
| 75 | 岐阜市少年自然の家        | 教育文化振興事業団             | 教育委員会事務局<br>青少年教育課  | 非 公<br>募 |
| 76 | 岐阜市体育ルーム         | 教育文化振興事業団             | 教育委員会事務局<br>市民体育課   | 非 公<br>募 |
| 77 | 厚八運動場            | 岐阜県羽島郡岐南町             | 教育委員会事務局<br>市民体育課   | 非 公<br>募 |
| 78 | 岐阜市北青少年会館        | 教育文化振興事業団             | 教育委員会事務局<br>青少年教育課  | 公募       |
| 79 | 岐阜市西部福祉会館青少年ルーム  |                       |                     |          |
| 80 | 岐阜市東青少年会館        |                       |                     |          |
| 81 | 岐阜市青山青少年会館       |                       |                     |          |
| 82 | ドリームシアター岐阜       | 教育文化振興事業団             | 教育委員会事務局<br>青少年教育課  | 非 公<br>募 |
| 83 | 南部市民プール          | 教育文化振興事業団             | 教育委員会事務局<br>市民体育課   | 公募       |
| 84 | 北部市民プール          |                       |                     |          |
| 85 | 本荘市民プール          |                       |                     |          |
| 86 | 岐阜市民総合体育館        |                       |                     |          |
| 87 | 岐阜市岐陽体育館         |                       |                     |          |
| 88 | 岐阜市北西部体育館        |                       |                     |          |
| 89 | 岐阜市西部体育館         |                       |                     |          |

|     |               |                   |                      |     |
|-----|---------------|-------------------|----------------------|-----|
| 90  | 岐阜市東部体育館      |                   |                      |     |
| 91  | 岐阜市南部スポーツセンター |                   |                      |     |
| 92  | 岐阜ファミリーパーク体育館 |                   |                      |     |
| 93  | 岐阜市北部体育館      |                   |                      |     |
| 94  | 北塚会館          | 北塚会館管理運営委員会       | 柳津地域振興事務所<br>地域振興総務課 | 非公募 |
| 95  | 本郷会館          | 本郷会館管理運営委員会       |                      | 非公募 |
| 96  | 南塚会館          | 南塚会館管理運営委員会       |                      | 非公募 |
| 97  | 東栄会館          | 東栄会館管理運営委員会       |                      | 非公募 |
| 98  | 宮下コミュニティ会館    | 宮下コミュニティ会館管理運営委員会 |                      | 非公募 |
| 99  | 宮上ふれあい会館      | 宮上ふれあい会館管理運営委員会   |                      | 非公募 |
| 100 | 高桑コミュニティ会館    | 高桑コミュニティ会館管理運営委員会 |                      | 非公募 |

## （２）市の指定管理に関する指針等の策定及び取組の経過

指定管理者制度は、平成 15 年改正地方自治法第 244 条の 2 において制定された制度である。公の施設の管理主体を民間事業者まで広げることで住民サービスの向上、行政コストの削減を図ることを目的とする。行政コストの削減が着目されがちであるが、住民サービスの向上という目的との両立が必要である。市においては、平成 17 年 3 月に岐阜市指定管理者制度基本方針（以下、「基本方針」という）を策定し、平成 18 年 4 月より、市が直接管理していた公の施設や管理委託を行っていた公の施設につき、指定管理者制度に本格的に移行した。

平成 24 年 4 月には、岐阜市指定管理者制度事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という）及び指定管理者制度導入施設のモニタリング指針（以下「モニタリング指針」という）を制定した。

市は、指定管理者制度導入施設を所管する部において、指定管理者制度に関する部内での指導や調整等を行う指定管理者制度推進リーダーを選任するとともに、各部のリーダーと行財政改革課による会議を適宜開催し連携を図ることと、制度の適切な運用に努めているとのことである。

(3) 指定管理者制度に係る事務の流れ  
基本方針によれば、次のとおりである。

- ①設置条例の制定及び改正
- ②指定管理者の募集
- ③指定管理者申請の受付
- ④審査・選定
- ⑤選定結果の通知
- ⑥指定議案及び債務負担行為予算案の議決
- ⑦指定の通知・告示・協定書の締結
- ⑧事務引継
- ⑨管理運営開始後のモニタリング

(4) 本監査の視点

指定管理者制度制定の経緯からすれば、外郭団体と指定管理者制度は密接に関連する。すなわち、制度制定前の管理委託を担っていたのが外郭団体であるが、指定管理者制度は、従前、外郭団体に委ねられていた公の施設の管理について、民間事業者まで広げることで、住民サービスの向上と行政コストの削減を図るという目的で導入された制度である。しかしながら、現在でも、市においては、半数以上の施設にて、外郭団体が指定管理者である。特に、外郭団体が指定管理者である場合、かかる制度の導入経過・目的に照らして、適切なものといえるかの検証が必要である。そこで、外郭団体が指定管理者となっている施設に係る書類確認をするほか、施設の現地調査を実施した。

(5) 事実関係及び指摘・意見

ア 導入について

【事実関係】

地方自治法第244条の2第3項によれば、指定管理者制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」に、条例を定めるところにより、導入できる。ここに、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」とは、地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受することとなり、ひいては住民の福祉がさらに増進されることとなる場合をいう(新版 逐条自治法第7次改訂版 松本英昭著 学陽書房 1041頁)。

この点、市は、指定管理者制度を導入した施設につき、導入効果の検証を行

ったことを示す資料を残していなかった。

#### 【指摘 指定管理施設所管課】

導入効果の検証が十分になされなければ、市直営と指定管理者制度のいずれが施設の設置目的を達成できるかということを判断することはできないはずである。導入効果の検証は極めて重要である。

しかしながら、市において、資料がなく、資料が残されていなければ、客観的にみて、導入効果の検証を行ったかどうかも分からない。

現在導入の各施設については、指定管理者制度導入前に要した経費と導入後の指定管理料を含む経費の比較など経費削減の効果や、アンケートや業者提案など利用者サービスが向上しているかという観点から、指定管理者制度の導入効果を検証した上で、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できているかを判断すべきである。

導入前の施設においては、これまでの市の直営の状況との比較において、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できるかを判断すべきである。

#### イ 募集について

##### (ア) 公募・非公募

#### 【事実関係】

基本方針（平成 25 年 4 月改訂）では、公募・非公募の考え方について、以下のとおり、記載されている。

指定管理者の選定に関しては、「民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる団体を公募のうえ選定」を原則としますが、下記項目のいずれかに該当する場合にあっては、例外的措置として公募によらないことができます。

(ア) 次に掲げる施設に該当する場合

- (a) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等を図るために、主に地域の住民で構成される団体により管理運営することが適当であると認められる施設
- (b) 管理運営にあたり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が継続又は当面行う必要がある施設
- (c) 複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設
- (d) 岐阜市域外に設置されている施設で、施設がある地域の地方公共団体を指定管理者とする施設
- (e) 公募により募集をしたが応募者が無かった場合、又は応募者が募集要項に定める水準に達していないと認められた場合、指定の取消しがあった場合等、緊急に指定管理

者を指定する必要がある場合

(f) 施設の老朽化その他特段の事情により公募することが相応しくない施設

(イ) 特定の団体を指定していることについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合

\*ただし、公募によらない場合においても、以下の点について留意するものとする。

①民間事業者等他の団体の参加を制限することから、非公募とする必要性や他への影響等について十分に検証すること

②指定管理者制度の導入の目的である住民サービスの向上を妨げないよう、指定管理者に指定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証すること

また、ホームページ上では、非公募となっている理由として、以下のとおり、記載されている。

#### 非公募の判断基準

##### 非公募※1

特定の団体以外に実施主体があり得ない施設

##### 非公募※2

管理運営にあたり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が継続または当面行う必要がある施設

##### 非公募※3

複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設

##### 非公募※4

岐阜市域外に設置されている施設で、施設がある地元の地方公共団体の施設と一体的に設置されており、相手方の地方公共団体を指定管理者とする施設

##### 非公募※5

公募により募集をしたが応募が無かった場合、又は応募者が募集要項に定める水準に達していないと認められた場合、指定の取消しがあった場合等、緊急に指定管理者を指定する必要がある施設

##### 非公募※6

施設の老朽化その他特段の事情により公募することが相応しくない施設

##### 非公募※7

特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合

#### 【指摘 指定管理施設所管課】

基本方針によれば、指定管理者の選定に関して、非公募とすることは、原則の例外となるものであるから、非公募で選定する合理的理由が求められることはもちろんのこと、非公募とする必要性や他への影響、選定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証することが必要である。

次期指定の際には、あくまで、公募で指定管理者を選定する方向で検討し、

非公募にするのであれば、その要件の充足性を厳格に解釈すべきである。

【意見 行財政改革課、指定管理施設所管課】

単に、「非公募※2 管理運営にあたり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が継続または当面行う必要がある施設」、「非公募※3 複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設」、「非公募※7 特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合」という抽象的な理由だけでは情報として不十分であると考ええる。

仮に、非公募で選定することを決定した場合については、市民に対する説明責任の観点から、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することが望ましい。

この点、北海道帯広市や大阪府堺市、長崎県平戸市など、少なくない地方公共団体において、非公募の理由を、A4半ページから1枚程度、具体的な記載をして、ホームページ上に記載をし、市民に説明責任を果たそうとしていることが参考になる。

(イ) 一括募集

【事実関係】

平成24年4月策定の事務取扱要領によれば、一施設一指定管理者が原則であり、一施設に一指定管理者を募集することにより、かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合を除き、類似施設を束ねて一つの指定管理者を募集することは、新規参入者を排除する可能性があることに留意するよう求められている。

大半の施設は、事務取扱要領選定前の平成23年の募集であるが、複数の施設を一括で募集している事例があった。この中で、外郭団体のみが応募している事例があった。一括募集の理由としては、①類似施設であること、②市が設置する公共の施設として、同じ品質管理を行い、市民に対して同一レベルのサービスを提供すること、③経費の削減が見込まれることも一括募集の理由であるとの意見があった。

【指摘 指定管理施設所管課】

事務取扱要領においては、新規参入者排除可能性があることから、一括募集は消極的であるべきとの考えが記載されている。

次期選定の際には、かかる事務取扱要領の趣旨に則り、今後は、一施設一指定管理者を原則であることを明確に意識し、一括募集をする際には、「かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合」といえるか

どうかを厳格に解釈すべきである。

【意見 指定管理施設所管課】

一括募集することを決定した場合については、市民に対する説明責任の観点から、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することが望ましい。

(ウ) 利用料金制度

【事実関係】

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項は、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定している。

そして、市の基本方針によれば、利用料金制度は、指定管理者制度を有効に活用するための重要なツールであるとされ、導入することにより指定管理者自らの収入アップに向けた経営努力へのインセンティブが働くため、指定管理者（民間等）の能力・ノウハウ等を活用して、施設の稼働率アップや利用者に対するサービスアップなどの効果が得られることが予想されるものには導入し、他方、「法令により導入できない施設」、「指定管理者の経営努力とは関係なく稼働率が増減する施設」、「収益性が低く指定管理者の経営努力へのインセンティブが働き難い施設」、「現在の稼働率が限界に達しておりこれ以上の収益アップが見込めない施設」については導入しないとされている。市の指定管理施設については、7 施設において、利用料金制度を導入している。

【意見 該当指定管理施設所管課】

利用料金制度についてはメリットもあることから、利用料金制度を導入していない指定管理施設所管課は、本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しないことに合理的理由なき場合には、利用料金制度の導入を積極的に検討することが望ましい。

(エ) 指定管理料

【事実関係】

指定管理料につき、「指定管理者募集要項」には、「過去 3 年間の決算及び平成〇〇年度の当初予算のうち、平成〇〇年度の予算額（〇〇〇円）を上限」とすると記載され、その積算内訳が明示されていないものがあつた。

【指摘 指定管理施設所管課】

事務取扱要領によれば、指定管理料は、「過去 3 年間の決算及び募集年度の



当初予算のうち、その標準額を目安に」、上限額を明示することとされ、「新規参入者を排除することにならないよう委託料の積算内訳をできるだけ詳細に明示する」こととされている。

利用料金制と指定管理料を併用する指定管理者制度では、指定管理者に応募する側が収入と管理経費を算定して応募し、市が算定する指定管理料は管理経費の補助的な役割にとどまる。他方、利用料金制を導入しない指定管理者制度では、市が管理経費を全額負担する指定管理者制度であるから、指定管理者を募集する側である市のほうで、より一層適切に指定管理料を算定しなければならない。指定管理料が過大であれば、経費削減という指定管理者制度の目的を失うし、指定管理料が過小であれば、サービスの低下を招くことになる。

指定管理施設所管課は、次期指定管理者募集の際には、適切な算定になるような算定手順を作成し、それに従って算定し、その過程を記録し、明示しておくべきである。

## ウ 審査・選定について

### 【事実関係①】

岐阜市附属機関設置条例（平成 25 年 3 月 27 日 岐阜市条例第 7 号 以下、「附属機関設置条例」という）及び岐阜市指定管理者選定委員会規則（平成 25 年 3 月 27 日 岐阜市規則第 14 号 以下、「選定委員会規則」という）において、岐阜市指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という）が設置されている。選定委員会規則第 2 条において、選定委員会は、公の施設又は岐阜市事務分掌条例第 1 条に規定する施設所管部ごとに設置することとなっている。

同規則第 3 条において、委員は 6 人以内で組織するとされ（平成 25 年度までは 5 人）（第 1 項）、税理士、中小企業診断士等、経営分析について専門的知識を有する者（第 2 項（1））、公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者（第 2 項（2））、前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者（第 2 項（3））とされている。

選定委員会規則第 10 条に基づき、施設所管部ごとに選定委員会要綱が策定されている。

教育委員会事務局所管の指定管理施設については、附属機関設置条例及び岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会規則（平成 25 年 3 月 28 日 教育委員会規則第 4 号 以下、「教育委員会選定委員会規則」という）において、岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会（以下、「教育委員会選定委員会」という）が設置されている。教育委員会選定委員会規則第 2 条において、委員は 5 人以内で組織するとされ（第 1 項）、税理士、中小企業診断士等経営分析について専門的知識を有する者（第 2 項（1））、公の施設の設置目的を効率的かつ効果

的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者（第２項（２））、前２号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者（第２項（３））とされている。岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会要綱が策定されていたが、岐阜市附属機関設置条例の制定に伴い、平成 25 年 4 月 1 日廃止された。

#### 【意見 行財政改革課】

行財政改革課においては、選定委員会に関する不測の事態等が起きた場合などに備えて、選定委員会要綱の収集・検証程度はすることが望ましい。

#### 【事実関係②】

指定を受けようとする者と指定管理者選定委員会の選定委員の利害関係を確認する必要がある（基本方針（平成 23 年 4 月改訂））。利害関係については、以下のとおり、選定委員会規則第 8 条及び教育委員会選定委員会規則第 7 条のほか、基本方針（平成 25 年 4 月改訂）における「利害関係とは」（9 頁）を参照することになる。

#### 選定委員会規則第 8 条及び教育委員会選定規則第 7 条 （委員の除斥）

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| 委員は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定管理者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。 |
|----------------------------------------------------------|

#### 基本方針（平成 25 年 4 月改訂）（9 頁）

「利害関係」とは、

委員と応募者（コンソーシアムにおいては、その構成員である法人その他の団体。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ・委員等又は委員等が名称の如何を問わず支配力を有する地位にある団体と応募者との資本、人的、取引・営業関係等の経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること

「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

本監査において、委員が所属している団体における地位と、応募者の理事が所属している団体における地位とを考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ず

るような事態であるにもかかわらず、議事に加わっている場合が見受けられた。

**【意見 行財政改革課】**

公平性・中立性の観点からも、利害関係に疑問が生じる立場の委員は、議事に加わらないように、その旨を、基本方針に明記することが望ましい。

**【意見 行財政改革課】**

仮に、上記のように、利害関係に疑問が生じる立場の委員が議事に加わるとすれば、その採点について、適正になされているか、市民において、確認することも必要と思われる。

かかる観点からは、選定委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。

**【事実関係③】**

指定管理者の選定においては、選定委員が評価項目ごとに採点をしているが、最低点を設けることはしていない。

**【意見 行財政改革課】**

一団体しか応募がなかった場合や非公募の場合には、最低点がなければ、採点内容からは選定の是非が明確とならない。

適正な指定管理者を選定したことを採点内容からも明確にするべく、評価項目ごと及び全体において、最低点を設定することが望ましい。

**【事実関係④】**

指定管理者募集要項では、選定基準及び選定基準ごとの配点、選定基準の中の評価項目の記載はあるが、評価項目ごとの配点は記載されていない。

選定委員会の審査結果には、団体の選定基準ごとの採点結果と提案された指定管理料は記載されているが、選定基準の中の評価項目ごとの採点結果は記載されていない。同審査結果の別表には、「選定基準・採点基準」との記載があるが、採点基準は記載されていない。

他に、選定委員会による評価項目ごとの採点結果及び採点根拠を記載した資料はない。

**【意見 行財政改革課 指定管理施設所管課】**

事務取扱要領によれば、指定管理者の選定基準につき、「5つの選定基準に沿った評価項目を参考として、審査内容・選定理由などの説明責任を確保できるよう、各施設の性格等に応じて作成し明示する」とこととされ、「採点基準については、どの評価項目に重点配分するかは、施設の設置目的、特性等により

考え方が相違するため、各部の判断により設定」することとされている。すなわち、重要なのは選定基準の中の評価項目である。実際にも、選定委員会の審査結果に記載された選定理由によると、5つの選定基準ではなく、評価項目ごとの採点（優劣）で選定されている。

そうであれば、市は、選定理由について、市民への説明責任を果たすため、募集段階では、5つの選定基準の配点だけでなく、評価項目ごとの配点を明示しておき、選定段階では、5つの選定基準の採点だけでなく、評価項目ごとの採点結果及び採点根拠を明らかにしておくことが望ましい。

## エ 応募状況について

### 【事実関係①】

指定管理者制度を導入して、公募による指定管理者の募集が行われたが、応募をしたのは、指定管理者制度導入前から管理委託していた外郭団体1団体のみであるという例もあった。このことについての原因分析・対応は、特になされていないとのことであった。

### 【意見 行財政改革課、該当指定管理施設所管課】

公の施設の管理については、従来管理委託を受けてきた外郭団体が指定管理者へスライドすることがある。形としては公募であるものの、上記の結果になっている場合、外郭団体以外の民間事業者が応募することが困難または応募を躊躇するような指定管理者制度の内容になっていることが考えられ、事実上、非公募と同じ状況になってしまっている。

まずは、行財政改革課主導のもと、該当指定管理施設所管課において、外郭団体以外の団体が応募しなかったことについて原因分析をし、原因に応じた対応を検討することが望ましい。

### 【事実関係②】

指定管理者の募集要項において、「市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有すること」（「2 応募資格（2）参照」となっている。

### 【意見 行財政改革課】

この点、行財政改革課によると、同要件が存在する理由は、緊急時の速やかな対応など、安定した管理運営を確保することにあると述べている。

しかし、そうであるならば、「市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体」という応募資格ではなく、「緊急時の速やかな対応など安定した管理運営が可能な団体」など、業者が応募に躊躇しないような応募資格とすることが望ましい。

## オ 再委託について

### 【事実関係】

事務取扱要領（平成 24 年 4 月制定）の資料 13 70 頁に記載の協定書第 9 条は、「乙（指定管理者）は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定している。再委託はあくまで例外である。

しかし、かかる規定が遵守されていない事例があった。

ある所管課においては、指定管理者が条例に定める指定管理業務を外部委託しようとする場合に限り、「再委託」に該当すると限定的に解釈していた。

また、応募の時点で、市に対し、再委託をする予定である旨を報告していることから、再委託の申請をしていると考えている所管課もあった。

さらに、再委託の事前承認について、所管課において、指定管理者である外郭団体に対し、事前承認を得るように指導をしていない事例が見られた。

### 【指摘 該当外郭団体】

外郭団体が、再委託について、市から予めの書面による事前承認を得ていない点、そして、市が、再委託の事前承認を確認し、指導をしていない点は、協定書に違反していると評価される。

上記事実関係で述べた所管課の考え方については、いずれも誤りであると考ええる。再委託に該当する場合を限定的に解釈する合理的な理由はないと考えられるし、応募の時点では、どの業者に、どのような内容の再委託契約で、再委託するのかどうか不明であり、応募時点と指定管理についての協定書締結後の再委託の事前承認は、時点も異なることから、協定書締結後、別途、再委託についての事前承認は必要となる。

したがって、指定管理者である外郭団体は、市に対して債務不履行責任を負う可能性がある。

現在、再委託中の契約において、市による書面承諾を得ていないものについては、書面による再委託の承認を得るべきである。

### 【指摘 該当指定管理施設所管課】

今後、外郭団体において、再委託契約を締結する場合については、市による予めの書面承諾を徹底すべきである。

### 【指摘 行財政改革課】

再委託においては、委託契約書を添付させるなどして、属性・内容を確認の上、書面承諾をすることを検討すべきである。

### 【意見 行財政改革課】

行財政改革課は、予めの書面承諾について、事務取扱要領において書面承諾書の様式を作成するなどして、所管による判断のばらつきが生じないように指導することが望ましい。

### カ モニタリングについて

#### (ア) 指定管理者評価委員会

附属機関設置条例及び岐阜市指定管理者評価委員会規則（平成 25 年 3 月 27 日 岐阜市規則第 15 号 以下、「評価委員会規則」という）において、岐阜市指定管理者評価委員会（以下、「評価委員会」という）が設置されている。評価委員会規則第 2 条において、評価委員会は、公の施設又は岐阜市事務分掌条例第 1 条に規定する施設所管部ごとに設置することとなっている。

同規則第 3 条において、委員は 5 人以内で組織するとされ（第 1 項）、税理士、中小企業診断士等、経営分析について専門的知識を有する者（第 2 項（1））、公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者（第 2 項（2））、前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者（第 2 項（3））とされている。

評価委員会規則第 9 条に基づき、施設所管部ごとに評価委員会要綱が策定されている。

教育委員会事務局所管の指定管理施設については、附属機関設置条例及び、岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会規則（平成 25 年 3 月 28 日 教育委員会規則第 5 号 以下、「教育委員会評価委員会規則」という）において、岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会（以下、「教育委員会評価委員会」という）が設置されている。教育委員会評価委員会規則第 2 条において、委員は 5 人以内で組織するとされ（第 1 項）、税理士、中小企業診断士等経営分析について専門的知識を有する者（第 2 項（1））、公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者（第 2 項（2））、前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者（第 2 項（3））とされている。岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会要綱が策定されていたが、岐阜市附属機関設置条例の制定に伴い、平成 25 年 4 月 1 日廃止された。

### 【事実関係】

選定委員会規則・教育委員会選定委員会規則には利害関係人の除外規定がある。しかし、評価委員会規則・教育委員会評価委員会規則には、利害関係人の除外規定がない。なお、選定委員会及び評価委員会のいずれも、規則上、委員の属性構成は同一である。

【意見 行財政改革課】

評価委員会委員と選定委員会委員とでは、委員の属性が同一であることから、利害関係人を除外するか否か区別する合理的な理由はないと考える。

評価委員会規則・教育委員会評価委員会規則においても、利害関係人の除外についての規定を設けることが望ましい。また、選定委員会と同様に、評価委員に、利害関係がないことの誓約書を提出させ、利害関係の有無について、強く意識を持たせることが望ましい。

【意見 行財政改革課】

評価委員会の委員が所属している団体における地位と、応募者の理事が所属している団体における地位とを考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ずるような事態であるにもかかわらず、議事に加わっていると評価される場合が見受けられた。

公平性・中立性の観点からも、利害関係に疑問が生じる立場の委員は、評価委員会の議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。

【意見 行財政改革課】

仮に、「公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者」(評価委員会規則第3条第2項第2号)として、議事に加えるとしても、その議事について、適正になされているかの確認を、市民において、確認することも必要と思われる。

かかる観点からは、評価委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。

なお、利害関係に疑問が生じる立場の委員が加わる委員会に限定するのではなく、全ての委員会において実施することの検討と捉えている。

(イ) モニタリング方法

【事実関係①】

市がモニタリングすることの目的は、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため」(地方自治法第244条の2第10項)であり、「良好な管理状況を確保するため」(指定管理者募集要項)である。

モニタリングは、PDCAサイクルを運用することにより、管理運営業務の継続的な改善に結びつけていくものである(モニタリング指針)。

そのため、市には、指定管理者に対して、報告を求め、実地調査し、必要な指示をする権限、及び管理を継続することが適当でないと認めるときはその指

定を取り消したり管理業務の停止を命じたりする権限が与えられているのである（同条同項、11 項）。また、実地調査は、定期・不定期に実施することとし、不定期には抜き打ち調査も含むとされている（モニタリング指針）。

モニタリング指針において、モニタリングの目的、モニタリングの基本的枠組み、実施主体別のモニタリング事項、モニタリングの実施方針が定められている。

具体的には、「2 モニタリングの基本的枠組み」2 頁募集要項（参考）の（8）「モニタリングの実施」イ②「状況確認」において、「市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。」と記載されているところである。しかし、必ずしも規定どおりの実施はなされていない事実が複数見受けられた。また、市所管課が、現地調査をしていない施設も複数存在した。

モニタリング指針の様式にある指定管理業務実地調査票は作成しておらず、いつ、何のために調査し、何を調査したのかは不明である施設もあった。

また、評価委員会が、一度も、現場に行かずに、アンケート結果や利用客数で、評価をしているものもあった。所管課や評価委員会のコメントが、毎回、似たような内容となっているものもあった。指定管理者、所管課、評価委員会の評価が、全ての評価項目において、同一であるという施設もあった。

#### 【指摘 指定管理施設所管課】

本監査において、外郭団体の指定管理施設について現地調査をした。時間的には、各施設、長くて数時間程度の調査であるが、様々な問題点が発見された。

協定書や指針では、現地調査につき、不定期にあるいは必要に応じてとあるが、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項においては、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を帰するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し・・・」と規定されている。注目すべきは、実地調査については、報告同様制限を設けていないことである。

本監査の経験及び地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定を踏まえれば、指定管理施設所管課は、定期的に施設の現地調査に行くべきである。また、所管課は、現場を訪問した際には、モニタリング指針の様式にある指定管理業務実地調査票などを利用して、モニタリングをした内容を確実に記録すべきである。

#### 【指摘 指定管理施設所管課】

評価委員会においても、年 2 回の開催という問題はあるが、1 年間に最低 1 度は現場を見るべきである。

この点に関し、所管課及び評価委員会において、現場を見ることの困難性を主張する意見もあった。しかし、指定管理者の管理に落ち度があったため、利用者に損害が生じた場合、市が賠償責任（国家賠償法第 2 条）を負う可能性を



考慮すると、実地調査によるモニタリングを決してないがしろにすることはできないと考える。

#### 【指摘 行財政改革課】

所管課と評価委員会の評価が同じ内容となっていることが多い。評価委員会は外部の委員から構成されるもので、本来、その評価は、尊重されるべきものである。

しかしながら、実際は、議事録を見ると委員から活発な意見が出ていたとしても、ホームページ上で見ることでしか結果だけ捉えようと、評価委員の評価が真に実効的なものか疑問が生じる事態となっている。

評価の順序としては、指定管理者の自己評価、所管課の評価、そして最後が評価委員会の評価となっており、評価の際には、それぞれの評価を事前に見ることとなる。

このような評価順序、評価方法に問題がないかを分析し、評価委員会による、より効果的な評価方法がないかを検討すべきである。

#### 【事実関係②】

市は、モニタリング評価の資料として、管理運営状況の評価結果（平成 23 年度まで）、指定管理者管理運営状況シート（平成 24 年度から）を作成している。

管理運営状況の評価結果の「総合評価」の欄、指定管理者管理運営状況シートの「所管課の意見」の欄には、全体のまとめとして評価の理由が記載されているものの、事実の記載が不十分であり、評価を繰り返しているだけの部分が見受けられた。

評価委員会で使用される指定管理者管理運営状況シートには、項目ごとの所管課評価根拠の記載はあるが、やはり事実の記載が不十分であり、評価を繰り返しているだけの記載もあった。

公開されている指定管理者管理運営状況シートには、項目ごとの所管課評価根拠欄がない。

#### 【意見 指定管理施設所管課】

モニタリングの評価は、指定管理者が評価基準に基づいて自己評価を行い、市の所管課が評価基準に基づいて評価を行い、その上で、評価委員会を開催し、各委員からの評価や意見をまとめるという手順である。A 評価の評価基準は、「協定書、要求水準の内容どおりの業務を履行している」ことである（モニタリング指針）。

指定管理者の自己評価、所管課の評価においては、どのような事実に基づいて、協定書、要求水準の内容どおりであると評価したのかを記載しなければ、

本当に協定書、要求水準の内容どおりであるのかが評価委員会には分からない。市は、所管課の評価を評価委員会が適正に検討できるに足りるだけの、評価根拠を記載することが望ましい。

【意見 指定管理施設所管課】

指定管理者管理運営状況シートを公開する趣旨は、指定管理者制度の公平性・透明性を高めることにあることから、評価の結果だけでなく、評価の根拠もホームページ上で公開することが望ましい。

【事実関係③】

報告書には、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等について、チェック方式で記載されているが、各職員の業務内容は記載されていない。業務日誌も作成されているが、特別なことがあったら書くということで、「特になし」と書いてあるものがあった。

【意見 該当指定管理施設所管課】

仕様書によれば、一日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成することとされている。外郭団体が適切に管理運営業務を履行しているかどうかを確認するためだけでなく、人件費が適正かどうかを検証し、適正な指定管理料を積算するためにも、業務日誌には、特別なできごとだけを記載させるのではなく、日常の業務内容を記載することが重要である。

市は、業務日誌において、誰がどんな業務に従事していたのかということについても記載させることが望ましい。

## 8 補助金・負担金について

### （１）平成 25 年度の補助金・負担金と外郭団体

平成 25 年度、13 の外郭団体中 7 団体は、その事業運営や個別の事業に関し、市から、補助金・負担金が支出されている。平成 25 年度において、金額の合計は 2 億円近くである。

### （２）補助金・負担金

地方自治法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。

補助金の交付は、あくまで公益上の必要性がある場合にできる例外的な支出である。

これを受け、市は、岐阜市補助金等交付規則（平成 10 年 11 月 19 日規則第

55号以下、「交付規則」という)を制定し、同規則第28条に基づき、施行に関して必要な事項は、要綱に定められる。

同規則の対象となる「補助金等」とは、本市が交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいうとされている(第2条(1))。

かかる文言からすれば、負担金は、同規則の対象外となる。

### (3) 市の補助金・負担金に関する指針等の策定経過、取組状況

補助金については、既得権益化、前例踏襲という問題が発生しがちということから、平成14年度、外部有識者や公募から構成される岐阜市補助金検討委員会が設置された。

そして、同委員会の提言を受け、「補助金の見直し基準」が作成された。補助金を所管する部署と庁内の補助金等検討チームが評価を実施し、評価結果が異なる場合には、補助金評価委員会において調整・検討した後、意見を補助金所管部署にフィードバックし、各部署がその意見をもとに再検討した。平成17年には、「補助金の見直し基準の『評価指針』」が補足された。

平成26年4月25日には、基準の充実化、評価結果に応じた見直し方法等を明確にし、より一層の効率的効果的な補助制度の運用を図るため岐阜市補助金等ガイドライン(以下「補助金等ガイドライン」という)が策定された。

同ガイドラインにおいては、負担金に関する言及もある。

### (4) 本監査の視点

外郭団体は、市の出資や事業に対する密接関連性から、一般的には、公益性を有している団体といえる。補助金・負担金の交付には、大前提として公益性が必要であるが、外郭団体が公益性を有している団体であるからこそ、市民にとっては、補助金・負担金が前例踏襲主義によって安易に支給されているのではないか、既得権益化しているのではないかという疑問が生じやすい。

本監査においては、かかる視点に基づき、過年度からの比較をするなどして、補助金・負担金を検証することとした。

### (5) 事実関係及び指摘・意見

#### ア 補助金交付要綱

##### 【事実関係】

補助金交付に関しては、交付規則があるが、個別の補助金交付に際して、補助金交付要綱がないものが見受けられた。

補助金等ガイドラインは、平成26年度以降の適用ではあるが、行財政改革課は、補助金等ガイドラインにおいて、原則、補助目的・補助対象・補助金額・

補助率・交付手続（交付規則と異なる方法の場合）等を記載した要綱を定めることとしている。

**【指摘 該当補助金交付所管課】**

交付規則は、基本的事項の記載であり、施行に関して必要な事項は、要綱に定める必要がある。例えば、要綱がないと、補助金額の算定基準等が不明確となってしまう。

補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のない場合を除き、該当所管課において、早急に補助金交付要綱を策定すべきである。

**【意見 該当補助金交付所管課】**

要綱が策定されていない所管課において、要綱を定める必要がないと判断する場合には、行財政改革課に対し、その合理的な理由を、客観的資料をもって示すことが望ましい。

**【意見 行財政改革課】**

行財政改革課においては、補助金交付に関して適正さの疑義が生じた場合など、不足の事態に備えて、補助金交付要綱を収集し、検証程度はすることが望ましい。

**イ 負担金**

**【事実関係】**

市においては、負担金は、交付規則の対象とならない。よって、要綱も存在しない。負担金といっても、法令又は契約に基づき国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費から、地方公共団体が構成又は加入している各種団体（例 全国市長会）に対する会費など様々な種類がある。

負担金の中には、その性質において、補助金類似のものもある。

**【意見 行財政改革課】**

負担金においても、補助金類似の性質をもつものについては、市民に対する説明責任、適正さ担保の観点から、規則など何らかのルールを策定することが望ましい。

## 9 委託契約について

### (1) 平成 25 年度の委託契約と外郭団体

平成 25 年度において、13 の外郭団体中 8 団体において、市と委託契約が締結されている。合計では、5 億 5000 万円ほどである。

### (2) 地方自治法上の随意契約の位置付け

地方自治法では、契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとされ（第 234 条第 1 項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りすることができるとされており（同条第 2 項）、地方自治法施行令では、随意契約によることができる場合が定められている（第 167 条の 2 第 1 項）。

市の契約規則第 29 条によれば、随意契約によるときは、なるべく 2 人以上の者から見積もりを徴さなければならないとされ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれか該当する場合には 1 人の者と随意契約をすることができるとされている。

しかしながら、平成 25 年度の市と外郭団体との委託契約は、その全てが随意契約である。地方自治法上、あくまで随意契約は例外であるところ、市と外郭団体との委託契約においては、原則と例外が逆転している。

### (3) 市が外郭団体と随意契約ができる場合

随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に記載がある。

市においては、主に、第 2 号、第 3 号に該当する場合に、外郭団体との間で、随意契約を締結していることとなる。岐阜市随意契約ガイドラインに（以下「随意契約ガイドライン」という）よれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号の対象となりうる主な態様が次のとおり例示されている。

①契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（第2号）

（1）特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない下記に掲げる契約をする場合

・埋蔵文化材の調査、発掘、移転等で、特殊な技術又は、手法等を用いる必要があるとき  
※教育文化振興事業団の遺跡発掘調査がこれに該当する。

・コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較協議により契約の相手方を予め特定しているとき

※プロポーザル方式の随意契約については、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインが平成25年4月に改定されている。なお、岐阜市地域包括支援センター運營業務委託（18施設）がこれに該当する。

（2）経験又は知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき

（3）市場価格が一定している場合で競争に付す必要がないと物品を購入するとき

（4）国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき

※外郭団体との委託契約においては、ここに該当するとしていたものが多くあった。

（5）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき

※外郭団体との委託契約においては、ここに該当するとしていたものが多くあった。

②障害のある方に対する就労に必要な訓練や生産活動などの機会を提供する施設（以下、「障害者支援施設等」という）において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合又は障害者支援施設等又は高年齢者若しくは母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合（第3号）

※シルバー人材センターとの特定随意契約がこれに該当する。

もっとも、随意契約ガイドラインに該当するものは直ちに一者随意契約にすることができるわけではない。同号の例示として、「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約するとき」が挙げられているが、営利を目的としない法人と契約するときは常に一者随意契約をすることができるわけではない。契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結方法に制限を加えている法令の趣旨からすれば、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断されることが必要であると解される（最高裁判決昭和62年3月20日参照）。

#### （４）随意契約の流れ

岐阜市契約規則（以下、「契約規則」という）及び市の契約事務の手引きからは、所管課で契約を行う場合は、次の流れとされている。

所管は「設計書・仕様書」を作成（契約規則第２条（１））  
→所管は「設計伺」を作成し、専決区分に応じ決裁を受ける  
→随意契約  
→業者選定  
→予定価格書作成（予定価格の決定につき、契約規則第２８条の２、同第２０条（設計書・仕様書等によって予定））  
→指名通知  
→見積徴収（契約規則第２９条第１項、同第２項）  
→相手方決定  
→契約書の作成（契約規則第８条）  
→契約保証金（契約規則第１１条。ただし、免除可能である）  
→委託先の完了報告  
→所管による履行確認（完成検査・納入検査）  
→委託先の請求書の提出  
→支出命令

#### （５）本監査の視点

随意契約を締結することは、法律上の例外であるところ、市と外郭団体との間においては、全て随意契約となっている。

外郭団体ということだけで安易に随意契約とされていないか、金額の算出は適正になされているかなどを検証することは、民間との公平性といった観点から、重要なことであると考え、本監査において検証した。

#### （６）事実関係及び指摘・意見

##### ア 設計伺

##### 【事実関係】

外郭団体との委託契約書類を監査したところ、委託契約において設計伺がなかった（一部例外あり）。

契約規則第２８条の２においては、随意契約による場合は、予め第２０条の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされているが、第２０条においては、価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（契約規則第２条（３））を封書にし、開札の際これを開札

場所におかなければならないとされている。

**【指摘 該当委託契約所管課】**

事務の流れ及び契約規則第 28 条の 2 の記載からすると、設計伺の作成が必要である。作成主体が市であること、そして、設計伺があることにより、その決裁時点での設計書・仕様書で承認を得ていることが明らかとなる。

しかしながら、本監査においては、設計伺がないことにより、そもそも、設計書・仕様書がいつ作成されたのかが不明であった。実際は、契約締結伺書類の中に、設計書・仕様書が存在していた。そして、見積もりは、随意契約締結者一者からの提出であった。文書の綴じ方は、基本的には、時系列で古いものから新しいものの順であるが、見積書の次に設計書・仕様書が来ているものもあった。かかる書面の状態では、設計及び金額算出が独自積算されているのか明らかではない。

今後は、契約所管課で締結する随意契約において、設計伺を必ず作成すべきである。

**【指摘 契約課】**

契約課においては、契約事務の流れについて、現在でも研修等を実施しているとのことであるが、結果からみれば、不十分と評価せざるを得ない。

今後は、契約事務の流れを遵守するように、所管課に徹底させるべきである。

**イ 随意契約ガイドライン**

**【事実関係】**

随意ガイドラインにおいては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合として、(4)「営利を目的としない団体」を挙げているが、外郭団体であるということによってこれに該当するとしていたものがあった。

逆に(5)「前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」という条項に該当するとしたものもあった。

**【意見 契約課】**

所管課担当の契約について、契約課は、随意契約の理由につき、各所管課作成の随意契約理由書にて確認をしている。

しかしながら、随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々となっていることから、そうならないように、判断基準を統一させることが望ましい。



【意見 契約課】

契約課のホームページ上、随意契約ガイドラインの掲載はない。

随意契約があくまで法律上の例外である以上、どのような場合に例外とするかは、契約の公平性、透明性、説明責任といった観点から、市民に示す必要があると考える。

したがって、ホームページ上で随意契約ガイドラインについて、公開することが望ましい。なお、随意契約ガイドラインをホームページ上に掲載している自治体は多く存在する。

ウ 契約規則の規定

【事実関係①】

契約規則第 29 条は、見積書の徴収等の規定であるが、規定は、次のとおりである。

第 29 条 随意契約によるときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合において、1 人の者と随意契約することができる。

【意見 契約課】

契約規則第 29 条第 2 項の規定が明確ではないと考える。市は、第 2 項について、見積書を 1 人でよいとする意味であると述べるが、監査人は、そのように読み取ることができなかった。規則は、可能な限り明確にする必要がある。そこで、端的に、契約規則第 29 条第 2 項を「・・・いずれかに該当する場合においては、この限りではない」と改定することが望ましい。

【事実関係②】

契約締結伺書類として添付されている見積書には、金額の記載はあるが、内訳明細が付記されていなかったものがあった。

【指摘 契約課】

金額のみの見積書では、見積金額がどのように積算されたかが不明である。

例えば、市が作成する仕様書と照合した結果、適正に見積がなされているかという確認をすることができない。設計伺のない市の委託契約においては尚更であった。

見積書には、内訳明細を付記させるべきである。

具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するとか、第 1 項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付

するなどして、見積内訳が判るようにすることが考えられる。

## エ 再委託の事前承諾

### 【事実関係】

市と外郭団体の契約書上、再委託の禁止条項を設け、再委託をする場合は、市の書面による事前承諾を要求したりするものがある。しかし、随意契約の相手方となった外郭団体が、市の事前承諾なく、他の業者に再委託するケースが見られた。

### 【指摘 該当委託契約所管課】

委託契約は、契約（合意）であり、契約書に、再委託に予め市の承認が必要とされている場合に、市の承認を経ずに再委託することは明確な契約違反となる。今後、再委託契約締結の際には、事前承認を得るよう外郭団体に対し、徹底させるべきである。

### 【指摘 該当外郭団体】

外郭団体としても、市と密接に関連する団体であることから、再委託について、契約違反をしないように徹底すべきである。

## オ 再委託の条項

### 【事実関係】

再委託に関する規定は契約書によって統一されてはいない。契約に関しては約款の様式が契約課から提示されているとのことであるが、指定管理者制度における指定管理者制度事務取扱要領のように書面の様式を定めた契約事務取扱要領はない。それゆえ、各所管課の締結する契約書において、再委託禁止条項は、統一されておらず、あるいは、再委託の禁止は契約書に定められず、仕様書中に定められているにすぎないものがあった。

また、今回、委託契約を見る中で、再委託の禁止の解釈が困難なものがあった。一例を挙げると、市と社会福祉事業団の高齢者住宅等安心確保事業に関する委託契約である。

#### （再委託の禁止）

第 10 条 受注者は、委託事業の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理のすべてを再委託することができない。

2 本契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること

### 【指摘 契約課】

上記事例においては、再委託を原則禁止にしているのか否か必ずしも明確ではない。「すべて」を再委託することはできないことは判るが、これとの対比で「一部」というと、例えば、95%委託する場合についても「一部」として許されると解釈することにもなりかねない。

そもそも、契約の条項は、できる限り明確にすべきであるところ、第10条第2項では、再委託につき、委託者である市の承諾が必要か否かも不明である。

再委託の禁止という条項を設けるのであれば、①再委託は原則禁止、②例外として再委託する場合は、再委託の承認書類を予め市に提出し、③書面による市の事前承諾を必要とする旨の条項とすべきである。

指定管理者制度においては、事務取扱要領にて、協定書の様式を定めているが、契約についても、事務取扱要領を作成するなどして、適切な契約書の書式を定めるべきである。なお、個別事情により、契約書の条項が異なることはあろうが、まずは、基本的な形態を適切な様式で指し示すことが重要である。

## 10 事業評価シートについて

### 【事実関係】

市では、平成14年度から事業評価システムを運用していたが、平成23年度からは事業評価システムを廃止し、事業評価シートによる事業評価を行っている。

これは、事業評価に事業仕分けの視点・判断基準を取り入れ、受益者負担や費用対効果のコストバランスが分かる内容とし、より適切な評価や効果的な見直しを行うことを目的として、修正したものとのことである。

補助金・負担金、指定管理、委託契約については、事業評価シートが作成され、市のホームページ上で公表されている。なお、指定管理については、事業評価シートの他に、指定管理者管理運営状況シートも作成されている。

事業評価は、行政活動の目的を明確にしながら、その成果を数値など客観的な指標で評価し、評価結果を行財政改革などに活用することで、効率的で質の高い行財政運営の実現を図るための手段であるとし、①行財政改革の推進（簡素で効率的・効果的な行政システムの構築）、②職員の意識改革（政策形成能力・経営感覚の養成）、③説明責任の確保（公正・透明性の確保）の3つの目的があるとしている。そして、この3つの目的を実現するために、①事業の成果に基づき、必要性・有効性・費用対効果・妥当性・公共性の観点やコストバランスの視点から、事務事業の実施の是非や実施手法などについて検討が必要なものについては、検討・見直しを行う、②成果重視の観点に基づき、よりよいサービスを効率的・効果的に市民に提供するため、事務事業を実施する職員

の目的意識やコスト意識を高め、意識改革を図る、③事務事業の内容、目的・目標とその進捗状況や結果を分かりやすく公表し、その成果について市民に対し説明責任を果たすとともに、市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を推進する、としている。

事業評価シートについては、所管課で作成し、行財政改革課に提出することとなっている。今回、監査の対象となる事業に関し、事業評価シートを検証したが、修正が必要と思われる点が見受けられた。

①記載が不正確

- ・事実関係について不正確な情報が掲載されているものがあった。

②評価の仕方

- ・複数施設を一括して事業評価シートに掲載しているものがあった。

③内部事業

- ・市は、事業評価シートの作成要領にて、事業評価シートを使用せず評価する事務事業として、次の事業を挙げている。しかし、ここに該当しないと思われる事業について、事業評価シートが作成されていないものがあった。

- |                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 1 単年度で完結する事務事業                                        |
| 2 内部管理的な事務事業                                          |
| (1) 総務、人事、出納、庁舎管理、システムの維持管理（事業実施に伴うものは除く）、契約、秘書に関する事務 |
| (2) 統計事務、選挙事務、監査事務、議会事務、工事検査事務、税務事務等                  |
| (3) 報告書、申請書、資料等作成、照会・回答事務                             |
| (4) 情報収集、研究、研修開催・参加事務（職員育成課を除く）                       |
| (5) 関係機関との連絡・調整事務                                     |
| (6) 苦情処理等対応事務、訴訟・紛争対応、法規事務                            |
| (7) 協議会、委員会、協会等運営、各種会議、打ち合わせ事務                        |
| (8) 各施設の修繕、維持補修工事（設備更新工事は除く）                          |
| (9) 事業を伴わない顕彰事務                                       |
| 3 事業実施に関して市に裁量の余地のない事務事業                              |
| (1) 国や県が実施主体の事業で市に裁量の余地のないもの                          |
| (2) 法令や国等が定めた処理基準通りに実施しなければならない事務事業など                 |
| 4 10万円未満の加入団体負担金                                      |

【指摘 該当所管課】

事業評価シートは、市民に対して公開されるものである。かかる観点からすれば、上記①から③のような点は、改められるべきである。

事業評価シートについては、必要かつ正確な情報を記載すべきである。

【指摘 行財政改革課】

事業評価シートの記載に修正点が生じた場合、一時的には、該当所管課の責任ではある。

しかし、事業評価シートの作成を要求する行財政改革課においても、事業評価シートが、可能な限り正確に作成されるように、所管課に対し、研修を実施するなど、具体的な予防措置を講じるべきである。

【指摘 行財政改革課】

現在作成されている事業評価シートの中には、事業の捉え方を見直し、より細分化したものを個々の事業として捉え、評価すべきと思われるものが見受けられた。

適正な評価をして予算に反映できるように、事業評価シートの作成を要求する際は、何をもって一事業と捉えるのか、その見直しを検討することも併せて、契約所管課に働きかけるべきである。

## 11 本部事務所の利用関係について

### （１）市と平成 25 年度における外郭団体の本部事務所利用

市は、外郭団体 13 団体中 11 団体について、その所有する公有財産（地方自治法第 238 条第 1 項第 1 号）を本部事務所として使用させ、10 団体については、結果として無償で使用させている。なお、公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（同法第 238 条第 3 項）。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（同条第 4 項）。行政財産と普通財産では、法令等により、規律が異なる。平成 25 年度においては、次のとおり整理される。

平成 25 年度外郭団体本部事務所一覧表

| 団体名         | 財産の区分                          |      |             | 使用根拠（岐阜市<br>公有財産規則第<br>21 条 財産の交<br>換、譲与、無償貸<br>付等に関する条<br>例第 4 条） | 使用料・賃料<br>（地方自治<br>法第 225 条、<br>岐阜市使用<br>料徴収条例<br>第 4 条 |
|-------------|--------------------------------|------|-------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|             | 公有財産（地方自治法第<br>238 条の 4 第 7 項） |      | そ<br>の<br>他 |                                                                    |                                                         |
|             | 行政財産                           | 普通財産 |             |                                                                    |                                                         |
| 土地開発公社      | ○                              |      |             | 第 21 条第 5 号                                                        | 免除                                                      |
| 信用保証協会      |                                |      | ○（所有）       | —                                                                  | —                                                       |
| 社会福祉協議会     |                                | ○    |             | 第 4 条第 1 項(1)                                                      | 無償                                                      |
| 社会福祉事業団     |                                | ○    |             | 第 4 条第 1 項(1)                                                      | 無償                                                      |
| にぎわいまち公社    | ○                              |      |             | 第 21 条第 7 号                                                        | 免除                                                      |
| 産業会館        | ○                              |      |             | 第 21 条第 5 号                                                        | 有償                                                      |
| 学校給食会       | ○                              |      |             | 第 21 条第 7 号                                                        | 免除                                                      |
| みどりのまち推進財団  | ○                              |      |             | 無許可                                                                | 結果無償                                                    |
| 教育文化振興事業団   | ○                              |      |             | 第 21 条第 5 号                                                        | 免除                                                      |
| 国際交流協会      | ○                              |      |             | 無許可                                                                | 結果無償                                                    |
| 公共ホール管理財団   | ○                              |      |             | 第 21 条第 1 号                                                        | 免除                                                      |
| シルバー人材センター  |                                | ○    |             | 第 4 条第 1 項(1)                                                      | 無償                                                      |
| 観光コンベンション協会 |                                |      | ○（賃貸）       | —                                                                  | —                                                       |
| 合計          | 9                              | 2    | 2           | —                                                                  | 10                                                      |

## （２）行政財産

### 【事実関係】

行政財産の使用許可の基準については、岐阜市公有財産規則（以下、「公有財産規則」という）第 21 条で、次のとおり記載されている。

（使用許可の基準）

第 21 条 法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供す

るため、やむを得ないと認められるとき。

(6)市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

公有規則第 21 条の何号に該当するかは、第 23 条に規定される使用許可の期間との関係で問題となる。

#### (使用許可の期間等)

第 23 条 使用許可の期間は別表に定めるとおりとする。

2 使用許可は、更新することができる。この場合において、前項の規定は、更新する使用許可の期間について準用する。

3 前項により使用許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の 30 日前までに行政財産使用許可更新申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

4 前条の規定は、前項の更新手続について準用する。

別表 1 号 1 年以内

5 号 3 年以内

7 号 1 年以内

行政財産の使用料免除の根拠は、岐阜市使用料徴収条例第 4 条である。県との共有である産業会館以外は、この規定が適用されて、使用料が免除とされている。

#### (減免)

第 4 条 市長は、前条の規定にかかわらず必要と認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。

外郭団体において、行政財産を本部事務所として使用しているものについて、次のとおりの問題点が見られた。

##### ①許可がないこと

国際交流協会とみどりのまち推進財団については、そもそも、行政財産の目的外使用許可が得られていなかった。

##### ②根拠違い

学校給食会と教育文化振興事業団事務所は、同一建物内 1 階にあるところ、使用許可の根拠が異なっていた（5 号と 7 号）。両団体は、公益財団法人とい

うことでは同一であるところ、5号と7号では、使用許可の期間が3年と1年で異なることから違いがある。

平成25年度、公共ホール管理財団の根拠は1号となっていた。1号は、不特定多数人の出入りする施設を想定し、特定団体の事務所使用は想定されていない。なお、平成26年度においては、許可伺いにて、1号と印字されていたものが、手書きで7号に訂正されていた。

#### ③許可申請先と許可権者が異なること

学校給食会の平成26年度においては、許可申請の宛先が市長、許可権者が教育長ということで主体が異なっていた。

#### ④更新の問題

公有財産規則によれば、行政財産を継続して使用するいずれの本部事務所も更新許可申請が必要になるはずのところ、平成25年度は、本部事務所について許可申請で行っていた。なお、学校給食会においては、平成26年度、更新許可申請が行われていたが、申請期間が30日以内であり、公有財産規則第23条第3号違反の状態となっていた。

#### 【指摘 該当使用許可所管課（みどりのまち推進財団は公園整備課）】

行政財産の目的外使用許可申請は、正しく行う必要がある。

次年度以降は、該当所管課（みどりのまち推進財団については公園整備課）において、許可申請につき、公有規則の規定に則り、正しい手続きをとるべきである。

#### 【指摘 管財課】

処務規則上、財産の管理関係は、管財課の管轄である。管財課は、該当所管課に対し、適正な手続きをとるよう指導すべきである。

#### （3）普通財産

社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センターの3団体は、本部事務所について、普通財産の使用貸借として契約している。これらはいずれも、行政財産から普通財産へ切替した上で、使用貸借契約を締結したものである。

貸付及び無償は、公有財産規則第32条、第33条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づいている。詳細は各論で述べる。

### 12 暴力団排除の取組について

#### （1）はじめに

市は、平成24年4月1日、岐阜市暴力団排除条例（以下、「市暴排条例」という）を施行した。市内には、指定暴力団事務所が複数存在する現状があり、



県内の自治体の中でも、市は、特に、暴力団排除が積極的になされなければならない地域である。市暴排条例第4条第1項にあるとおり、市は自ら率先して暴力団排除を実施する責務がある。

市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県、警察等及び暴力団の排除のための活動に取り組む団体との連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

市は、平成22年10月22日、管轄警察署長らとの間で、「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」(以下、「暴排合意書」という)を締結している。

#### 第1条(趣旨)

この合意書は、岐阜市が行う契約その他の事務事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団関係者(第4条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)をその相手方としないための必要な措置(以下「排除措置」という。)を実施するに当たり、法令等に特別の定めがある場合のほか、市長と警察署長が緊密に連携するために必要な事項を定めるものとする。

市及び外郭団体による暴力団排除の場面として、整理すると、以下のとおりとなる。なお、外郭団体においても、役職員の構成員や取引先等に暴力団員や暴力団関係者が入ってくる可能性があり、その場合は、外郭団体も排除措置の対象となりうる。

暴力団排除場面一覧表

| 項目      |        | 細目            | 市⇨外郭団体       | 外郭団体⇨事業者等           |
|---------|--------|---------------|--------------|---------------------|
| 公の施設    | 指定管理   | ①指定管理者        | ○（市暴排条例第7条）  |                     |
|         |        | ②再委託先         | ○（事前の書面承諾）   | ○（市暴排条例第12条）        |
|         |        | ③施設利用者        |              | ○（市暴排条例第8条）         |
|         |        | ④目的外使用許可      | ○（市暴排条例第8条）  |                     |
|         | 使用許可貸付 | 行政財産（目的外使用許可） | ○（市暴排条例第8条）  |                     |
|         |        | 普通財産（使用貸借）    | ○（市暴排条例第8条）  |                     |
| 補助金・負担金 |        | 交付先           | ○（市暴排条例第12条） | ○（市暴排条例第12条）        |
| 委託契約    |        | ①契約先          | ○（市暴排条例第7条）  |                     |
|         |        | ②再委託先         | ○（事前の書面承諾）   | ○（市暴排条例第12条）        |
| 賛助会員    |        |               |              | ○（市暴排条例第5条第3項、第12条） |

## （２）市と外郭団体の関わりにおいて

### ア 公の施設について

#### （ア）指定管理者からの暴力団排除

#### 【事実関係】

市暴排条例では、以下の規定を設けている。

##### 第 7 条（市の事務及び事業における措置）

市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事務取扱要領（平成 25 年 4 月改正）の資料 3「岐阜市〇〇施設指定管理者指定申請にかかる誓約書」において、「6『岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書』の第 4 条に規定する排除措置の対象ではないこと」と記載されており、暴力団関係者ではないことを誓約することが、指定管理者に応募するための前提条件となっている。

排除措置の対象としては、以下のとおりである。

#### 暴排合意書

##### 第 4 条（排除措置の対象）

排除措置の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- （１）暴力団及び暴力団員
- （２）役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- （３）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- （４）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- （５）役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- （６）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- （７）役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(イ) 目的外使用許可からの暴力団排除

下記行政財産の使用許可で述べる。

(ウ) 施設使用（事務所使用）からの暴力団排除

a 行政財産について

【事実関係】

外郭団体 13 団体のうち、8 団体は、本部事務所について、市から行政財産としての使用許可を得ている。そして、使用料は、免除されている。

しかし、公有財産規則には、暴力団関係者を排除するための暴力団排除条項は、導入されていない。

第 8 条(公の施設の使用における措置)

市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供され、又はその活動を助長すると認めるときは、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

【指摘 管財課】

仮に、暴力団関係者が無償で行政財産を使用する場合、当該暴力団関係者は、「市が設定した公の施設が暴力団の活動の用に供される」危険性や暴力団の「活動を助長する」可能性がある。

したがって、そのような事態を防ぐためにも、管財課は、公有財産規則を改定し、交付規則と同様、使用許可の基準や使用許可取消の要件として、暴力団排除条項を明記すべきである。

【指摘 使用許可所管課】

所管課は、使用許可の条件として、暴力団関係者ではないことを示す誓約書を提出させるべきである。

b 普通財産について

【事実関係】

外郭団体 13 団体中 3 団体は、本部事務所について、市から普通財産として無償貸付を受けられるよう、使用貸借契約を締結している。

しかし、市や外郭団体から提供された使用貸借契約には、暴力団排除条項が

導入されていない。

【指摘 使用貸借所管課】

仮に、暴力団関係者が無償で普通財産を使用する場合、当該暴力団関係者は、「市が設定した公の施設が暴力団の活動の用に供される」危険性や暴力団の「活動を助長する」可能性がある。

したがって、そのような事態を防ぐためにも、使用貸借契約の相手方に対して（外郭団体を含む）、暴力団排除条項を明記すべきである。

イ 補助金・負担金について

【事実関係】

市暴排条例の施行に伴い、交付規則において、以下の規定が設けられている。

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 5 条の 2 (補助金等の交付の除外条件)                                                                  |
| 市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。           |
| (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) |
| (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)                                                       |
| (3) 岐阜市暴力団排除条例(平成 24 年岐阜市条例第 13 号)第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者                       |

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 第 19 条 (決定の取消し)                                                     |
| 市長は、補助事業者が補助事業等に関して次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 |
| (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。                                               |
| (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。              |
| (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。                                     |
| (4) 第 5 条の 2 各号のいずれかに該当することが判明したとき。                                 |

しかし、補助金交付申請書において、暴力団排除条項の記載はない。

また、「岐阜市の交付する補助金等に係る契約事務実施基準」（平成 10 年 11 月 19 日決裁）においても、補助事業者が締結する契約に関し必要な事項を定めているが、暴力団排除についての記載がない。

【指摘 補助金交付所管課】

交付規則第 5 条の 2 を遵守するためには、暴力団排除条項を導入した補助金交

付申請書を用いるべきである。

#### ウ 委託契約について

##### 【事実関係】

市暴排条例では、第 7 条において、市の事務及び事業における措置から、暴力団等を排除する規定を設けている。したがって、市の委託事業から、暴力団等を排除する必要がある。しかし、市と外郭団体との業務委託契約書には、暴力団排除条項を導入していないものもあった。

##### 【指摘 委託契約所管課】

外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入するよう、徹底すべきである。

#### (3) 外郭団体と事業者等との関わりにおいて

外郭団体は、市と出資等で密接に関連する以上、民間以上に、暴力団排除には積極的な姿勢が求められる。

#### ア 外郭団体が指定管理者の場合

##### (ア) 再委託先からの暴力団排除

市暴排条例は、以下のとおり、「利益の供与の禁止」として、以下の条項を設けている。

##### 第 12 条(利益の供与の禁止)

市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

また、岐阜県暴力団排除条例(平成 23 年 4 月 1 日施行 以下、「県暴排条例」という)は、以下のとおり、「利益の供与の禁止」、「契約時における措置」について規定している。

##### 第 15 条 (利益の供与の禁止)

- 1 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
  - 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
  - 二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第16条（契約時における措置）

1 事業者は、その行う事業に関し、契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結するときは、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認められるときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

【事実関係①】

市の外郭団体は、事業者として、再委託契約などの契約において、暴力団排除条項を導入するよう努める義務が生じている。また、行政の政策執行の補完、代替を行っており、市の事務事業と密接に関係があることから、外郭団体としては、民間事業者と比較しても、より一層、市暴排条例を遵守するよう努める義務を負っているといえる。

しかし、外郭団体は、再委託先との契約において、暴力団排除条項を導入することを徹底していない。

【指摘 外郭団体】

外郭団体は、再委託契約を締結する場合においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。

【事実関係②】

外郭団体は、指定管理施設所管課から、再委託契約書に暴力団排除条項を導入するよう、指導を受けていない。

【指摘 指定管理施設所管課】

指定管理施設所管課は、再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。

（イ）施設利用者からの暴力団排除

### 【事実関係】

上記のとおり、市暴排条例第8条において、指定管理者は、「市が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供され、又はその活動を助長すると認めるときは、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。」とされている。

また、従前より、指定管理施設について規定する条例の中には、「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織」が利用することがないような措置をとる必要を求めているものも存在する。

暴力団関係者が、地方公共団体から施設管理の委託を受けた管理者に対して、施設利用を拒否したことに対する損害賠償請求を提訴したが、施設利用承認取消を認めて、棄却した判例も存在する（東京高判平成14年7月16日）。

暴力団排除条例による公の施設の利用拒否は、地方自治法第244条第2項の「正当な理由」がある。

#### 第244条（公の施設）

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

外郭団体は、施設の利用について、利用申請書などに、暴力団排除条項を明記するなどの排除措置を取っていない。

### 【指摘 指定管理施設所管課、外郭団体】

市と出資等で密接に関連する以上、外郭団体は、施設の利用については、民間業者よりも、一層、暴力団等の「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織」が利用することがないような措置をとる必要が生じている。

暴力団排除条例が全国的に施行されている中、暴力団の属性を隠す傾向が顕著になっている以上、暴力団だと思われるという担当者の主観的な判断で、属性をチェックするだけでは、足りない。

また、口頭だけで、施設利用者に注意をするだけでは足りない。

仮に、暴力団排除条項を導入していない利用申請書を使用した結果、暴力団関係者が施設を利用して、その暴力団の運営等の利益となった場合、市及び外郭団体は、市民に対して、説明責任を果たすことができない事態となるであろう。

施設の利用については、利用申請書などに暴力団排除条項を明記することで、予防的効果が生じるとともに、施設使用許可の取消事由が明確となる。

したがって、外郭団体と指定管理施設所管課は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用するべきである。

**【意見 外郭団体】**

外郭団体のホームページに、暴力団及び暴力団関係者との関係遮断を明記することで、より一層の予防効果や暴力団排除条項により取消効果が大きくなることから、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断をホームページに明記することが望ましい。

**イ 外郭団体が補助事業者の場合**

**【事実関係①】**

補助事業者が締結する契約に関して、暴力団排除条項を導入することが、市暴排条例第 12 条、県暴排条例第 15 条、同 16 条にかなう。

しかし、補助事業者が外郭団体である場合、外郭団体が、補助事業のために契約する契約書等に、暴力団排除条項が導入されていないことがあった。

**【指摘 外郭団体】**

補助金の交付という公金の交付を受ける場面であるから、通常の委託契約よりも、一層、暴力団排除が求められている。

したがって、補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することを徹底すべきである。

**【事実関係②】**

外郭団体自体が、補助金を交付しているが、その補助金の申請にあたり、暴力団排除条項を、交付申請書に明記していないことがあった。

**【指摘 外郭団体】**

市と出資等で密接に関連する以上、外郭団体は、民間業者よりも、いっそう、暴力団関係者を利することのないよう注意しなければならない。

したがって、外郭団体が交付している補助金の申請については、補助金交付申請書に、暴力団排除条項を明記すべきである。

**ウ 外郭団体が受託者（委託契約）の場合**

**【事実関係①】**

市の外郭団体は、事業者として、再委託契約などの契約において、暴力団排除条項を導入するよう努める義務が生じている。また、行政の政策執行の補完、代替を行っており、岐阜市の事務事業と密接に関係があることから、外郭団体としては、民間事業者よりも、より一層、市暴排条例を遵守するよう努める義務を負っているといえる。しかし、外郭団体は、再委託先との契約において、



暴力団排除条項を導入することを徹底していない。

【指摘 外郭団体】

外郭団体は、再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。

【事実関係②】

外郭団体は、市の所管課や委託契約所管課から、再委託契約書に暴力団排除条項を導入するよう、指導を受けていないことがあった。

【指摘 委託契約所管課】

委託契約所管課も、再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。

エ 賛助会員からの暴力団排除

【事実関係①】

市は、市暴排条例第 5 条第 2 項及び第 3 項において、以下のとおり、規定している。

- |                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。</p> <p>3 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

外郭団体によっては、賛助会員が存在する。しかしながら、入会資格の制限規定はなく、資格喪失条項においても、暴力団排除条項はない。入会申込書においても暴力団排除条項はない。

【指摘 該当外郭団体】

市は、市暴排条例を施行して、暴力団排除を市の責務としている以上、市の外郭団体の賛助会員に反社会的勢力が入ることは許されない。

また、賛助会員に反社会的勢力が入ることは、「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つ」ことにもなりかねず、市暴排条例第 5 条第 2 項、同条第 3 項及び第 12 条に反するおそれが強い。

外郭団体は、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入するなど徹

底すべきである。

**【事実関係②】**

外郭団体の所管課において、外郭団体が賛助会員に関して、暴力団排除条項を導入するような指導が徹底されていない。

**【指摘 該当外郭団体所管課】**

市は、市暴排条例を施行して、暴力団排除を市の責務としている以上、市の外郭団体の賛助会員に反社会的勢力が入ることは許されない。

外郭団体の所管課は、外郭団体に対し、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することを指導すべきである。

**（４）まとめ**

市暴排条例第 8 条及び第 12 条の遵守の徹底を求めるのは、①市の公の施設という財産を、暴力団関係者に利用・管理させることが、違法な状態だからである。

また、②市が自ら民間事業者や市民に対して、市暴排条例により要求している事項を、市政の政策執行の補完、代替を行っており、市の事務事業と密接に関係がある外郭団体に守らせていない状態は、市民に対して説明がつかない。

さらに、③市は、市暴排条例を平成 24 年 4 月 1 日から施行しているが、2 年以上の期間が経過しているにもかかわらず、同条例の遵守を外郭団体に守らせることができていない。したがって、以上の 3 つの点からも、市暴排条例の規定に従い、各契約書や誓約書や利用申請書、加入申込書において、暴力団排除条項の導入を強く求めるものである。

**13 市の外郭団体に対する情報公開について**

**【事実関係】**

市においては、住民自治基本条例第 4 条にて、市民はまちづくりの主権者であると基本理念を述べ、第 5 条（３）において情報を共有することを基本としてまちづくりを進めるとしている。

市は、外郭団体を重要な存在として認識しながらも、市のホームページ上、外郭団体に関する情報を独自に載せてはいない。行財政改革課のホームページにおける外郭団体等一覧表において、団体ごとのリンク先を貼っているだけである。上述した、外郭団体の情報を整理した経営基本情報調査票及び見直し状況調査票は、ホームページ上見ることはできない。

外郭団体が半数以上を占める指定管理に関する選定結果やモニタリング結

果等は、ホームページ上に掲載されているが、所管課によっては、過去からのものをすべて載せていないところもあった。

【指摘 行財政改革課】

市は、市の外郭団体に対する関与についての情報公開が十分であるとはいえない。情報公開は、市民の判断の前提となる重要事項であり、その中でも、ホームページは、簡便な情報公開手段である。

市民の立場に立てば、行財政改革課のホームページにおいて、市の側からみた外郭団体の必要な情報を一覧できることに意味がある。

そもそも、経営基本情報調査票を作成しているのは、一覧性の高い情報を集約して、外郭団体の全容を把握し、行財政改革の観点から、指導・改善に活かすためのものであるが、それは、必ずしも、市内部や外郭団体に関する情報に精通していない市民にとって、より強い要請が働くものである。

市は、市の外郭団体に対する関与が判る情報をホームページ上で積極的に公開すべきである。

公開する情報であるが、例えば、本監査において、閲覧することができた外郭団体ごとの経営基本情報調査票と外郭団体の見直し状況調査票を組み合わせた形の情報を公開することが考えられる。

例えば、神奈川県相模原市では、市と外郭団体との関わりのほか、市の経営基本方針や経営計画、自己改革・改善の実績を記載するなど、外郭団体に関する有益な情報を網羅的に公開している。この基本調書を見れば、相模原市が外郭団体にどのような関与をしているかということが明確である。是非、参考にされたい。

【指摘 該当指定管理施設所管課】

指定管理施設の情報は、ホームページに掲載する期間が統一されていない。

現在の掲載の大勢に合わせることで、導入当初からの流れを追って情報を見ることは導入の目的が達成されているといえるかの判断に有益であることからすれば、平成 18 年度の選定時からの情報を掲載するべきである。

【指摘 外郭団体所管課、行財政改革課】

経営改善指針において、インターネットなどを活用した外郭団体の情報公開の推進が掲げられている。

そうである以上、外郭団体の情報公開が積極的になされているか、適切な時期になされているかなど、外郭団体所管課及び行財政改革課において適切に管理すべきである。

## 14 文書の管理・保管について

### 【事実関係】

岐阜市文書取扱規則（以下、「文書取扱規則」という）第 37 条においては、次のとおり記載されている。

#### （文書の整理）

第 37 条 文書は、常に整理してその所在及び処理状況等を明確にし、あらゆる事態に対処して臨機の処置がとれるよう整備しておかなければならない。

2 文書の整理は、ファイリング・システムで行う。

3 未処理の文書又は懸案中の文書は、懸案フォルダに収納する等の方法により一定の箇所に整理し、文書の所在を明らかにしておかなければならない。

今回、監査に際して、当初、監査人は、外郭団体所管課に対して、所管する団体の委託契約書類一式であるとか指定管理施設書類一式という形で資料提出を求めたところ、例えば、次のような状況があった。

- ・指定管理の申請の際に、応募者である外郭団体が添付していたはずの予算書等が書類の中になかった。
- ・指定管理の設定（条例や選定）や当該施設の所管課とモニタリングの所管課が分かれており、指定管理一式という意味では流れが一元化されていなかった。
- ・書類や情報の管理方法は、所管課ごとにバラバラであった。書類の綴じ方方も時系列になっていないものがあった。

### 【指摘 行政課】

市の書類整理・保管状況においては、あらゆる事態に対処して臨機の処置がとれるような整備状態にないと思われる状況があったと考える。

文書の整理・保管は、手続の適正担保という側面があり、重要な事項である。

今後は、文書取扱規則第 37 条に基づき、必要なときに必要な文書が素早く取り出せるように、適切に文書分類を行い、保管するよう指導・徹底すべきである。

## 第 3 外郭団体の問題について

### 1 本監査の方針と総論の記載について

本監査においては、市の外郭団体に対する関与状況に重点を置いている。

外郭団体独自の問題は各論にて述べるが、現在も有効とされている市の外郭団体の経営改善指針が遵守されているかも検証することとした。

総論においては、経営改善指針の具体的内容を明示し、その点についての全般に係る問題点と、外郭団体において複数に見られた法人登記の問題点につい

て述べる。

## 2 経営改善指針について

### (1) 人事給与制度

#### ①能力・実績主義の徹底

民間事業者との競争原理の上に立ち、団体の経営状況や業績を反映した団体独自の人事給与制度の導入等

#### ②職員の人材育成

団体間での共同研修の実施など、職員に幅広い研修の機会を設定  
積極的な人材の育成

### (2) 業務執行体制

#### ①責任体制の明確化

役員は民間経営のノウハウを有する人材活用、経営責任者は原則常勤、再任にあたっては業績を適切に評価

#### ②簡素効率的な執行体制の確立

民間事業者との競争原理の上に立ち、業務量に応じて常に弾力的に見直す。

### (3) 自主的・自律的な運営

#### ①経営課題の把握・経営改善計画の策定

外郭団体所管室及び団体自らが経営状況、業務全般を継続的に点検評価し、経営課題を的確に把握

#### ②事業の効率的・効果的な運営

市職員の派遣は最小限、厳しく経費の節減を行うなど事業運営の改善、利用者満足度調査を実施するなどして点検、施設稼働率や利用者数など適切な成果目標の設置

#### ③外郭団体の統廃合

積極的に統廃合の検討を行う。

### (4) 情報公開の推進

情報公開条例に基づき、情報公開の対象となっている団体については、インターネットを活用するなど、経営状況等の積極的な公開に努めること。

## 【事実関係①】

経営改善指針と外郭団体の実際を照らし合わせると、指針が徹底されているとはいえないケースが見受けられた。常勤役員がいない団体であるとか、団体独自の給与制度が導入されていない団体であるとか、インターネットが更新されていない団体などである。経営改善指針は、平成16年度策定のもので古く、外郭団体関係者によっては、その存在を明確に認識していないことがあった。

## 【指摘 該当外郭団体】

行財政改革課によれば、経営改善指針に記載されていることは、現在においても、有効とのことである。市と外郭団体の関係性からすれば、外郭団体は、基本的には、かかる指針に従って経営をすべきである。

外額団体は、改めて、市の経営改善指針が有効であることを認識した上で、指針を遵守すべきであるのに遵守していない事項があった該当外郭団体においては、その原因を分析し、改善を図るべきである。

#### 【事実関係②】

経営改善指針においては、積極的な情報公開の推進が掲げられている。

また、外郭団体については、第8条第2項において、まちづくりに関し、市長及び他の執行機関と同様に住民自治を充実させる努力義務が課せられている。しかしながら、複数の外郭団体において、一般法人法において、電子公告の公告期間は評議委員会終結の日後5年と定められているところ、財団は公益及び一般に移行して2年目であり、決算が1年分しかないことから法的には1年分掲載することに問題はないという意見を述べるところが複数団体あった。

#### 【意見 該当外郭団体】

法律で求められていることをしたから問題がないという意見は、市が策定した経営改善指針を忘れた見解であると言わざるを得ない。

情報公開の推進は、外郭団体であるからこそ、求められているものである。

1年間の事業報告や決算書を開示するのみでは、利用者が財政状態や収支状況を適正に把握することは通常困難と思われる。準拠すべき会計基準が変わったとしても、過去の情報を現行の会計基準に修正して開示することはできるであろうし、少なくとも概要だけでも修正して開示すれば、情報の利用者たる市民にとっては有用な情報となる。

一般事業会社においても、平成24年3月期より、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用され、会計方針の変更等を行った場合には過去に遡って財務諸表を修正することとなっている。遡及修正して同じ会計基準に準拠した数値にすることで、財務諸表の比較可能性を確保し、投資家に対する情報の有用性を高めている。

経営改善指針の情報公開の推進という観点からは、会計基準の変更があったとしても、できる限り遡及して修正し、最低でも過去3年分の事業報告や決算書を掲載することが望ましい。

### 3 法人登記について

#### 【事実関係】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条においては、一般社

団法人等において第 301 条第 2 項各号又は前条第 2 項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないと規定されている。

第 301 条第 2 項各号は、一般社団法人の設立登記事項、第 302 条第 2 項各号は、一般財団法人の設立登記事項である。

それぞれの第 5 号において、理事の氏名（社団法人）、評議員、理事及び監事の氏名（財団法人）が登記事項とされている。

これらの者に変更が生じたときは、2 週間以内に変更登記をする必要がある。

ここでいう 2 週間以内とは、民法第 140 条の規定により初日は参入せず、民法第 142 条の規定により、末日が休日に当たるときはその翌日が期間満了日とされる。

法第 303 条違反の効果としては、法第 342 条第 1 項において、理事、監事、評議員等は、100 万円以下の過料の制裁の可能性がある。

しかしながら、市の外郭団体の登記情報を確認したところ、複数の団体については、役員等の変更登記が期間内になされていなかった。

#### 【指摘 該当外郭団体】

期間の経過期間や遅滞の範囲まで態様は一律ではない。しかし、法律に反する事態が発生しているということでは同じである。遅滞が常態化すると、変更登記がなされない役員等が第三者に法的責任を負うリスクもありうる。

該当外郭団体においては、まずは、変更登記が遅延した原因を分析した上で、今後は、法律に適合する形で変更登記をすべきである。

なお、観光コンベンション協会は、定款第 24 条第 5 号において、「役員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない」と明記して、意識付けを図っていることは、参考になる。

### 第 4 過去の包括外部監査の措置状況について

#### 1 指摘・意見と措置状況について

##### 【事実関係】

過去、市で実施された包括外部監査においては、外郭団体そのものがテーマとされたもののほかに、契約、補助金・負担金、指定管理などで外郭団体に関連する指摘・意見が出され、行政課において、指摘意見とその部分に対応する措置状況を公開している。

しかしながら、本監査において、関係する過去の措置状況を確認したところ、検討中とありながら、実際には検討されているとは評価できなかったり、措置

済みとありながら、指摘・意見に対応する形で措置がなされていなかったり、あるいは、そもそも、指摘や意見に対する回答として適切でなかった事例が複数見られた。

**【指摘 措置実施所管課、行政課】**

市民にとっては、包括外部監査の指摘・意見に対する市の措置状況は重要である。

膨大な監査報告書を逐一見るということは、必ずしも現実的ではなく、措置状況の結果一覧をホームページ上で確認する市民が多くいると思われるからである。

措置状況については、指摘・意見との対応において所管課における措置状況の記載が適切か、記載のとおり措置を講じているか、措置実施所管課だけではなく、行政課においても、必ず検証すべきである。

**【指摘 措置実施所管課】**

外部監査人からの指摘・意見は、本来、行財政改革のために有効なもののはずであり、これを最大限に活かす体制を作るべきである。

## 2 措置状況の経過について

**【事実関係】**

過去の措置状況については、措置状況がなされるとそれ以前の年度の措置状況に上書きされていくため、措置状況の経過が判らない。

**【指摘 行政課】**

市民に対する説明責任や措置実施所管課における意識付けの観点からも、ホームページ上で、措置状況の経過まで公開すべきである。



### 第 3 章 特別法人岐阜市土地開発公社

#### 第 1 概要

##### 1 基本情報

|      |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |                     |
|------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日              | 平成 7 年 4 月 3 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |                     |
|      | 所在地                | 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地 岐阜市役所南庁舎 1 階                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |                     |
|      | 所管課                | 行政部 管財課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |                     |
|      | 基本財産               | 10,000 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | うち市出資額<br>(割合) | 10,000 千円<br>(100%) |
|      | 沿革                 | 平成 7 年 4 月 3 日<br>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立<br>財団法人岐阜市開発公社（現在のにぎわいまち公社）より土地の先行取得事業を引き継ぐ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |                     |
|      | 設立目的<br>(定款第 1 条)  | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |                     |
|      | 事業内容<br>(定款第 18 条) | 1 上記目的を達成するため、次の業務を行う。<br>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。<br>イ 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地<br>ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地<br>ハ 公営企業の用に供する土地<br>ニ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地<br>ホ 観光施設事業の用に供する土地<br>ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地<br>ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地<br>(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。<br>(3) 前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。<br>2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において |                |                     |



(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額    | 107,785   | 107,375   | 471,943   |
|                   | 総支出額    | 112,462   | 109,523   | 465,340   |
|                   | (うち人件費) | (5,928)   | (5,891)   | (6,098)   |
|                   | 差引収支額   | -4,676    | -2,147    | 6,602     |
|                   | 総資産額    | 2,643,233 | 2,540,031 | 2,088,961 |
|                   | 総負債額    | 2,601,896 | 2,500,842 | 2,043,170 |
|                   | 正味財産額   | 41,336    | 39,189    | 45,791    |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分       | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|----------|----------|----------|----------|
|                            | 賃借料      | -        | -        | 7,682    |
|                            | 金融機関への返済 | 3,851    | 2,122    | 2,722    |
|                            | 事務費      | -        | -        | 1,854    |
|                            | 合計       | 3,851    | 2,122    | 12,259   |

(単位：千円)

| 事業<br>の<br>概<br>要 | 平成 25 年度         |                                                                      |              |
|-------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|
|                   | 事業名              | 事業内容                                                                 | 事業費          |
|                   | 公有地取得事業（取得、管理業務） | 一般国道 156 号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業の用に供する土地の管理                               | 672<br>※支払利息 |
|                   | 公有地取得事業（処分業務）    | 岐阜大学医学部等跡地整備事業の用に供する土地 3,300.00 m <sup>2</sup> を岐阜市へ売却               | 329,781      |
|                   | 公有地取得事業（処分業務）    | 一般国道 156 号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業の用に供する土地 5,074.98 m <sup>2</sup> を国へ売却    | 133,553      |
|                   | 附帯等事業            | 保有土地の暫定利用として、岐阜大学医学部等跡地整備事業の用に供する土地（岐阜市司町 40 番 1）を資材置き場として貸付         | 7,682        |
|                   | 附帯等事業            | 保有土地の暫定利用として、都市計画道路岐阜駅那加線事業の用に供する土地（高砂町 2 丁目 50 番 4 ほか 1 筆）を駐車場として貸付 | 909          |
|                   | 附帯等事業            | その他（受取利息）                                                            | 17           |

## 2 沿革

平成 7 年、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された。

## 第2 事実関係及び指摘・意見

### 1 はじめに

土地開発公社の業務及びその執行については、法令及び定款の定めるところによるほか、「岐阜市土地開発公社業務方法書」（以下「方法書」という。）の定めるところによるとされている。

方法書第2条では、「公社は、①岐阜市の開発計画の秩序ある実現に積極的に協力するため、その必要とする公共用地等の取得、造成、処分等の業務を行い、合わせて②国及び他の地方公共団体が必要とする公共用地等の先行取得に協力するものとする。」と定められている。

都市計画道路岐阜駅那加線事業（以下「岐阜駅那加線事業」という。）及び岐阜大学医学部等跡地整備事業（以下「岐大跡地整備事業」という。）の用に供する土地の取得、管理及び処分が、下線部①に関する業務である。

一般国道156号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業（以下「岐阜東バイパス事業」という。）の用に供する土地の取得、管理及び処分が、下線部②に関する業務である。なお、かかる業務は、平成25年度で終了した。

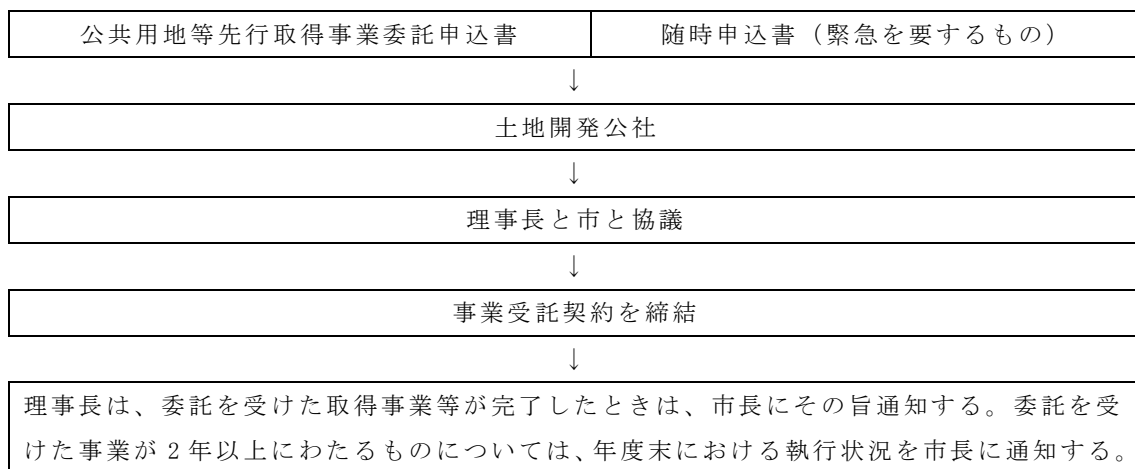
下線部①と②の業務では、協力先にこそ違いはあるが、どちらの業務も、土地の取得、土地の管理、土地の処分という3つの段階を経て完了することでは同一である。そこで、以下では、土地開発公社の業務を、3つのカテゴリー（土地の取得、土地の管理、土地の処分）に分けて、それぞれ、事実関係を説明し、指摘及び意見を述べる。

### 2 土地の取得について

#### （1）手続きの流れ

先行取得事業を行う場合、以下の手続きによる。

（「方法書」より）



(2) 土地の取得・保有状況について

平成 26 年 3 月 31 日現在、公社が保有する土地は、以下のとおりである。

< 岐阜駅那加線事業 >

| 所在地           | 地積 (㎡)   | 取得年月日     | 取得価額 (円)      |
|---------------|----------|-----------|---------------|
| 高砂町 4 丁目 50-5 | 1,369.06 | H10.11.26 | 342,265,000   |
| 高砂町 2 丁目 50-4 | 1,691.86 | H11.09.30 | 414,505,700   |
| 高砂町 3 丁目 50-4 | 924.29   | H11.09.30 | 197,798,060   |
| 高砂町 3 丁目 51-6 | 772.87   | H13.03.30 | 133,706,510   |
| 計             | 4,758.08 |           | 1,088,275,270 |

< 岐大跡地整備事業 >

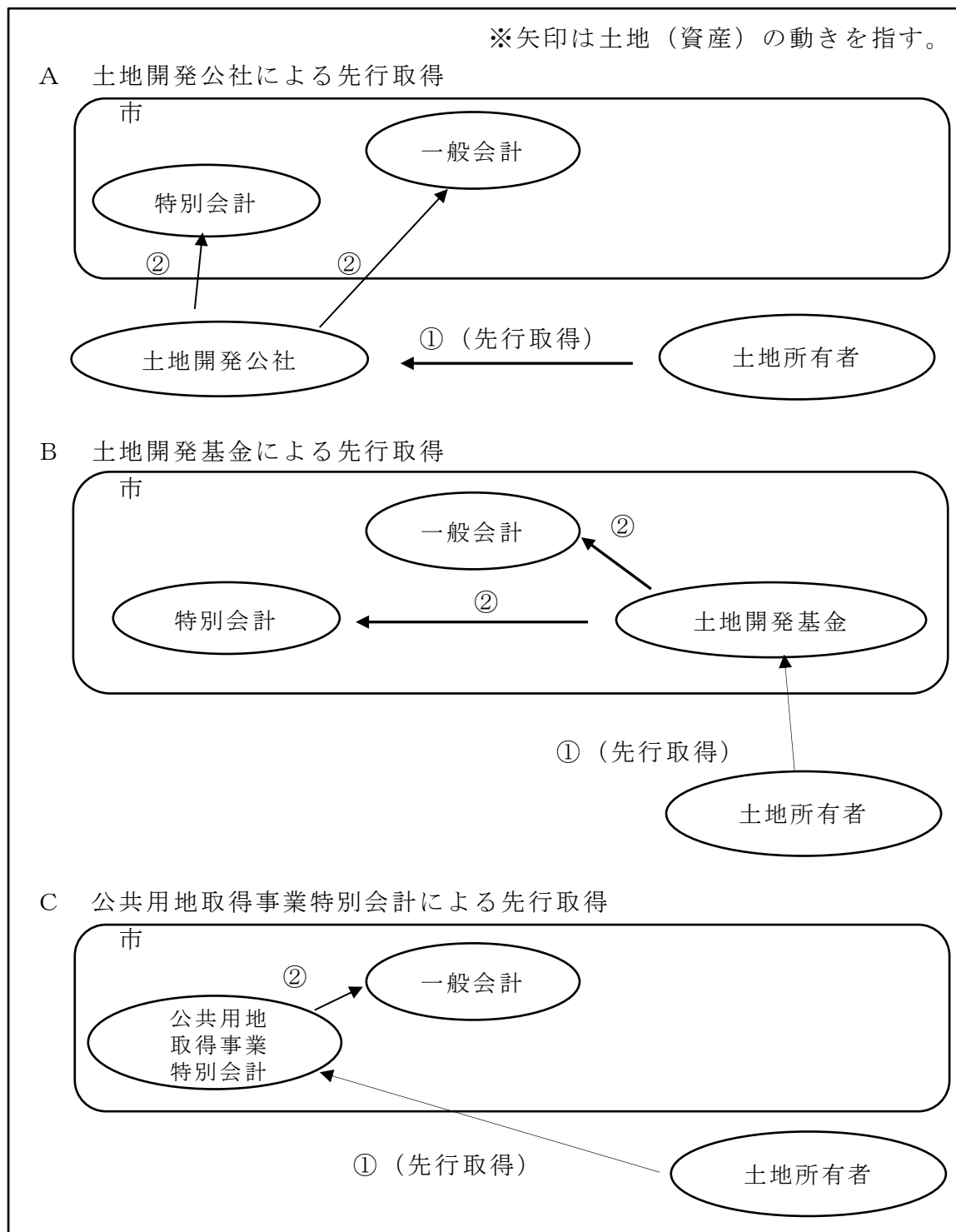
| 所在地     | 地積 (㎡)   | 取得年月日    | 取得価額 (円)    |
|---------|----------|----------|-------------|
| 司町 40-1 | 7,193.60 | H22.9.30 | 714,845,000 |

(公社資料より)

岐阜駅那加線事業においては、平成 10 年 5 月 29 日付け事業用地の先行取得に関する契約書において、そして、岐大跡地整備事業においては、平成 22 年 8 月 2 日付け事業用地の先行取得に関する契約書において、それぞれ、先行取得した土地を市が将来買い取ることが約束されている。

### (3) 土地の先行取得方法

市が、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために、土地を先行取得する場合、概ね、次の3とおりの方法がある。



#### (4) 岐阜駅那加線事業及び岐大跡地整備事業における先行取得

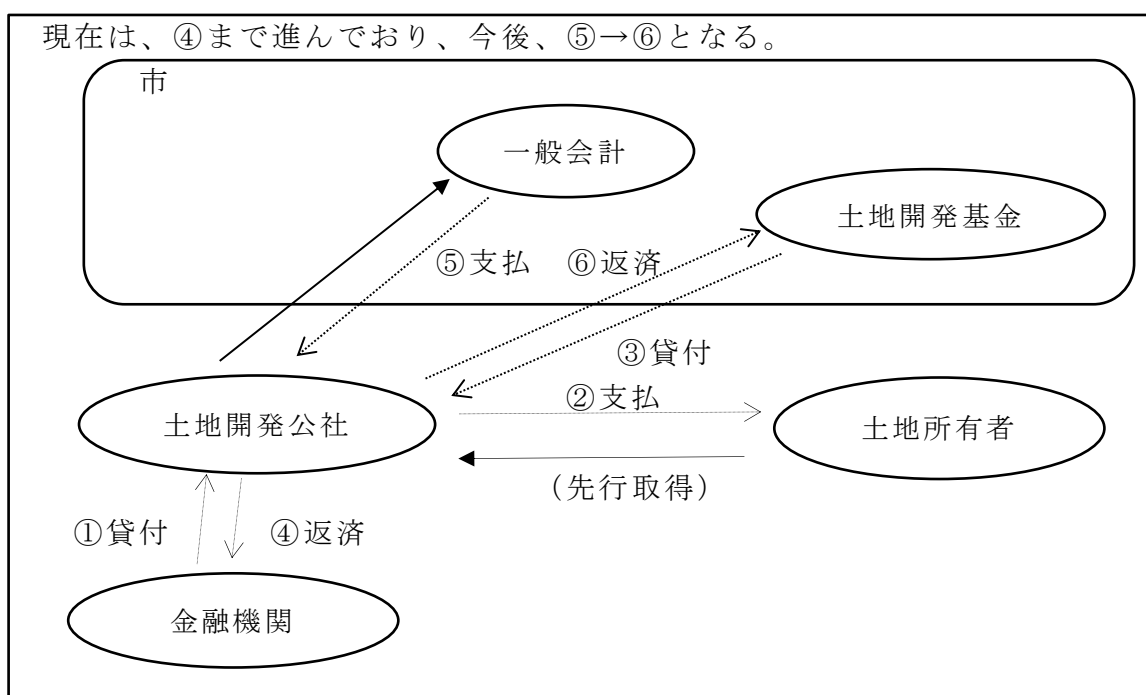
##### ア 岐阜駅那加線事業

土地開発公社は、平成 10 年から平成 13 年にかけて取得した土地について、当初、金融機関からの借入金により先行取得した。

しかし、平成 20 年 11 月 28 日、市は、土地開発公社に対し、「岐阜市土地開発基金」から無利息で貸し付け、これをもって、土地開発公社は、金融機関からの借入金を返済した。なお、同基金からの貸付金額は、平成 26 年 3 月 31 日現在、1,324,273,271 円、基金の残高は、同日現在、2,228,634,529 円である。

これは、土地開発公社が金融機関に支払う利息が、将来、市が土地開発公社より土地を買い取る際の負担となるため（下記「4」土地の処分参照）、それを軽減するためにとられた措置である。

図で示すと、次のとおりである。



##### イ 岐大跡地整備事業

土地開発公社は、「岐阜大学医学部跡地整備基金」からの無利息の借入金により、先行取得した。同基金からの貸付金額は、平成 26 年 3 月 31 日現在、714,845,000 円である。同基金の残高は、同日現在、4,452,104,000 円である。

## ウ 基金からの貸付けについて

### 【事実関係】

岐阜市土地開発基金及び岐阜大学医学部跡地整備基金は、基金について定める地方自治法第 241 条の基金である。

岐阜市土地開発基金は、岐阜市土地開発基金条例（昭和 44 年 10 月 22 日条例第 26 号）を根拠とし、「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」（第 1 条）に設置された。

同条例には、土地開発公社への貸付けを可能とする明文の根拠規定はない。

もともと、岐阜市土地開発基金貸付要綱（平成 14 年 9 月 4 日施行）が作成されており、これには貸付けに必要な事項が定められている。

他方、岐阜大学医学部跡地整備基金は、岐阜市基金条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 9 号）を根拠とし、「岐阜大学医学部跡地の総合的整備に充てるため」（第 2 条）に設置された。

同条例第 5 条第 2 項には、「市長は、基金の目的に応じ、必要があると認めるときは、岐阜市土地開発公社へ貸し付けることができる。」と規定されている。それを受けて、岐阜市基金条例に定める基金の貸付要綱が作成されている（平成 21 年 4 月 1 日施行）。

市が土地開発公社に基金を貸し付ける場合、以下の手続きによる。



### 【意見 財政課】

岐阜市土地開発基金条例第 3 条では、「市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない」と定められている。



同条例の設置目的が、「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る」（第1条）ことにあることからすると、本来は、上記（3）Bの方法（土地開発基金で先行取得する方法）が想定されており、上記第3条は、土地開発基金で先行取得する前提で、そのために基金を確実にかつ効率的に運用することを指していると考えられる。土地開発基金を貸し付けることも「運用」という文言に含まれると解釈することは可能ではあるが、土地開発公社への貸付けは無利息であり、効率的な運用という意味からすれば、例外とも解釈しうる。他方において、岐阜市基金条例においては、第5条第2項において、土地開発公社への貸付けの根拠を明文化している。

したがって、岐阜市土地開発基金条例においても、土地開発公社への貸付けの根拠となる条項の追加を検討することが望ましい。なお、市においては、土地開発基金を公社へ貸し付ける要綱はあるが、要綱は、あくまで内規にすぎず、それがあれば足りると考えるべきではない。

ちなみに、岐阜市同様、中核市である岡崎市においては、岡崎市土地開発基金条例第3条において、岡崎市土地開発公社に対する貸付金の運用及び無利息での貸付けを明文化していることは参考になる。

### 3 土地の管理について

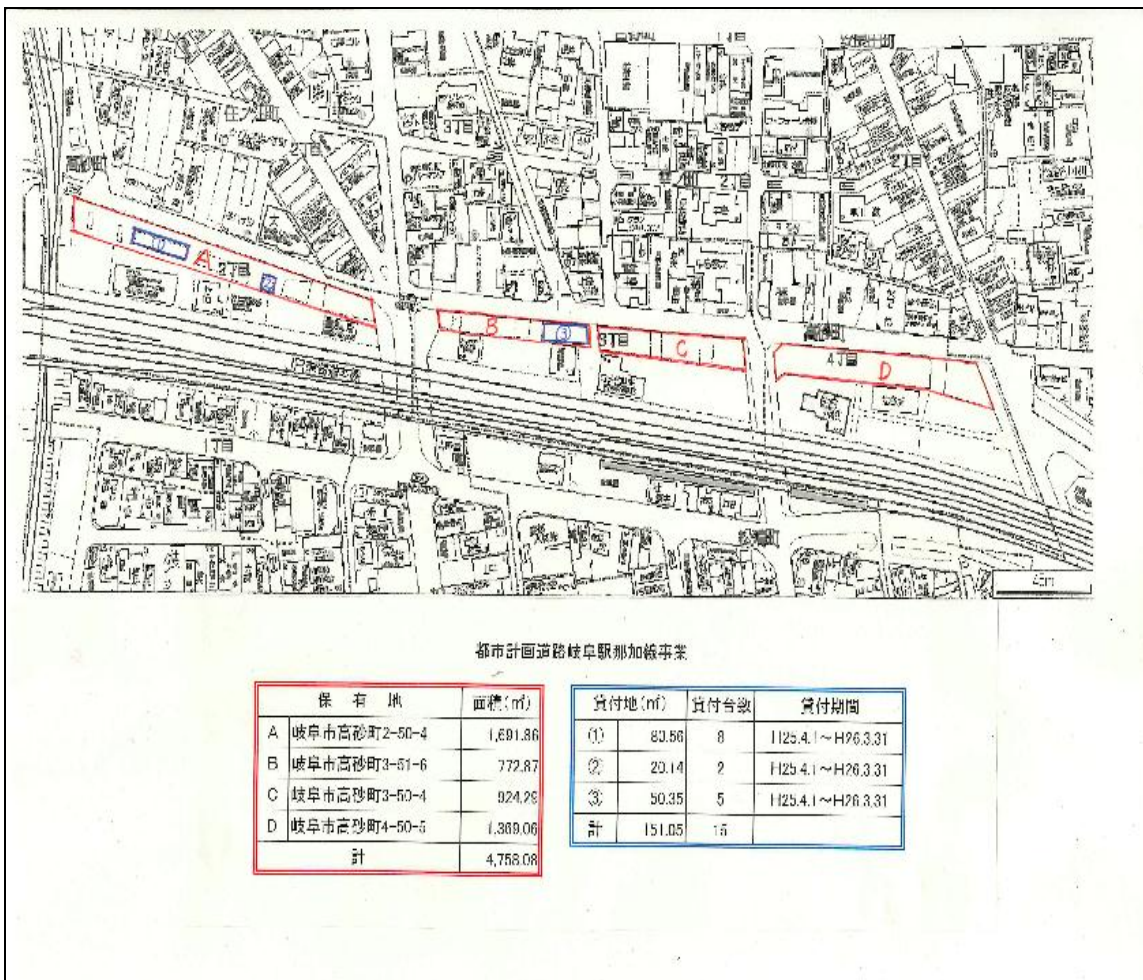
#### （1）はじめに

土地開発公社が先行取得した土地については、本来の用途に供するまでの間、適正な管理が図られ、必要な措置が講じられることになる。方法書第8条第3項では、「公社は、第1項の土地を、その用途に供するまでの間、岐阜市長と協議してその用途に供する場合に支障のない範囲内で、貸付その他の方法により有効に利用することができる」と定められている。

#### （2）岐阜駅那加線事業

##### 【事実関係】

土地開発公社は、下記図のA、B、C、Dで囲まれた部分の土地を保有している。



このうち、貸し付けている土地（①、②、③の部分）の状況は、以下のとおりである。

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

| 所在地           | 地積（㎡）    | 取得年月日     | 貸付料（円）  | 貸付面積（㎡） |
|---------------|----------|-----------|---------|---------|
| 高砂町 4 丁目 50-5 | 1,369.06 | H10.11.26 | -       | -       |
| 高砂町 2 丁目 50-4 | 1,691.86 | H11.09.30 | 600,000 | 100.70  |
| 高砂町 3 丁目 50-4 | 924.29   | H11.09.30 | -       | -       |
| 高砂町 3 丁目 51-6 | 772.87   | H13.03.30 | 300,000 | 50.35   |
| 計             | 4,758.08 |           | 900,000 | 151.05  |

（公社資料より）



このように、土地開発公社が保有している土地のうち、一部分しか貸し付けがなされていない。

貸し付けられていない土地の中には、駐車場の出入り口になるため貸付けすることができない土地もあるが、貸付け自体は可能な土地も存在する。

樹木が植えられているという理由で、貸付けがなされていない土地（上記図のA、B、C、D部分）も存在する。土地開発公社によれば、ある方が樹木を植えたが、緑の景観を思い、道行く人を楽しませている心は大切にしたい、その方からは、いつでも樹は切ってもらって構わないと言われているとのことであった。

#### 【指摘 土地開発公社】

公社は、保有する土地について、本来の事業の用に供するまでの間、方法書第8条第3項に定められている範囲内で、可能な限り有効に利用することができるようにすべきとされている。

方法書第8条第4項では、「前項の規定により土地を貸付ける場合は、原則として時価による貸付料を徴収することとし、公社が必要と認めたときは、いつでも解約できる旨の条件を付するものとする」と定められている。なお、時価については、市の「普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準」に準拠して算出される。

土地開発公社の述べるとおりであれば、樹木を植えられた方の考えを否定するというものではないが、問題は、土地開発公社が契約関係書類もなく、無償で土地を使用させているという事実である。

無償使用に至る際の事実関係については、資料がないため明確ではないが、法律上は、取得時効（民法第162条）が主張される可能性も否定できない。

土地利用が必要となった場合には、原状回復の上、明け渡しを確実にしてもらえるように、樹木を植えた方との間で、契約関係を書類上で明確にすべきである。

#### 【意見 土地開発公社】

樹木が植えられている状態のままでは、借りることができる土地であるとは通常の人には考えない。土地開発公社が借り手を見つける努力をしたり、あるいは、事情を知る人がいたりしない限り、借り手が現れないため、この土地につき、樹木が植えられている現状のままとしておいてよいか検討することが望ましい。

#### 【指摘 土地開発公社】

保有している土地が貸付可能であるにもかかわらず、貸付けがなされていないのであれば、「可能な限り有効に利用されている」とは評価されない。この場合、方法書に反し、機会損失が発生する。

まず、貸付可能な土地については、土地開発公社において、借り手を見つける努力をすべきである。具体的には、「宅地建物取引業者に依頼する」、「土地開発公社のホームページに掲載する」といった方法などが考えられる。

### （３）岐大跡地整備事業

#### 【事実関係】

土地開発公社は、市に対し、市の第1期整備事業施工に要する施設建設工事の工事ヤードとして、下記の土地を平成25年7月1日より貸し付けている。

| 所在地     | 地積（㎡）    | 取得年月日    | 貸付料（円）    | 貸付面積（㎡）  |
|---------|----------|----------|-----------|----------|
| 司町 40-1 | 7,193.60 | H22.9.30 | 7,682,764 | 7,193.60 |

（公社資料より）





平成 25 年度において、市は、土地開発公社に対し、7,682,764 円の地代（平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの地代）を支払っている。

上記のとおり、この土地は市が将来買い取ることを約束している土地であり、かつ、市は基金を無利息で貸し付けている

また、土地開発公社は、市役所南庁舎 1 階に事務所を設置しており、市から目的外使用許可を得て、市の建物を使用している状況にある。市は、岐阜市使用料徴収条例第 4 条に該当するとして、土地開発公社から使用料を徴収していない。免除該当理由は、「岐阜市行政及び事業と密接に関連する業務に従事する公共団体または職員に対する福利厚生事業を市と一体となって行う団体であり、市がこれら団体に対する便宜供与として、行政財産の目的外使用における使用料を免除することが適当と判断されるため」とされている。

このように、市は、土地開発公社から、事務所の使用料や貸付金利息を全く徴収していないにもかかわらず、土地開発公社に対し、将来買い取ることを約束している土地の地代を支払っている。

**【指摘 ギふメディアコスモス開設準備課、管財課、土地開発公社】**

土地開発公社が金融機関からの借入金によって土地を取得する場合、金融機関へは利息を支払うことになる。この場合において、市が土地開発公社から土地を借り受けるにあたって、地代を支払うことは理解できる。下記表の①のような場合である。

これに対し、土地開発公社が金融機関からの借入金を市からの無利息の借入金（基金）によって返済した場合において、市が土地開発公社から土地を借り受けるにあたって、地代を支払えば、土地開発公社は、何の負担もなく地代收

入を得ることになる。下記表の②のような場合である。

|       | ①               | ②               |
|-------|-----------------|-----------------|
| 資金の貸付 | 金融機関            | 市               |
| ↓     | ↑<br>利息の支払<br>↓ | ↑<br>無利息<br>↓   |
| 土地の購入 | 土地開発公社          | 土地開発公社          |
| ↓     | ↑<br>地代の支払<br>↓ | ↑<br>地代の支払<br>↓ |
| 土地の使用 | 市               | 市               |

また、公社の定款第 26 条第 2 項に「この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを岐阜市に帰属させる」と規定されている。このように、土地開発公社の財産は、解散により、最終的に市に戻ってくることとなるが、地代として土地開発公社に支出された市の貴重な資金は、土地開発公社の経費として使用されるもの以外は、土地開発公社が解散するまでの間、土地開発公社の中で利用されないままの状態となる。

しかも、土地開発公社の事務所使用料については、上記のとおり免除されている。

市が土地開発公社から借り受け使用している土地について、土地開発公社に地代を支払う合理的な理由があるとは考えがたく、両者協議の上、無償とすべきである。

#### 4 土地の処分について

##### (1) 処分価格について

方法書第 9 条では、「公社が土地を住宅用地、工業用地等として直接私人に売却する場合は、処分方法、処分価格等についてあらかじめ理事会に諮った上で、岐阜市長と協議する」と定められている。また、方法書第 10 条では、「公社は、③第 2 条に規定する土地を適正な価格で処分するものとする。ただし、前条の規定により売却する場合又は本条の規定により算出した価格が時価に比して著しく低い場合は、時価を基準として定める額とすることができる」と定められている。

上記のとおり、平成 26 年 3 月 31 日現在、土地開発公社が保有している土地は、すべて下線部③に相当する土地であり、方法書第 9 条によって土地を処分

することは現在行われていないので、適正な価格で処分されることになる。

## (2) 土地の取得価額と時価との差額について

### 【事実関係】

公社が先行取得した土地については、将来地方公共団体等に処分されることになる。特に、市の委託によって取得した土地については、将来市に処分されることが確定している。

その処分価格は、岐阜駅那加線事業や岐大跡地整備事業では、①用地費、補償費、及びその他土地開発公社が事業用地の取得に要した費用、②土地開発公社が先行取得業務に要した事務費、③①及び②の費用の支出に有利子の資金が充てられた場合の当該利子支払額の合計額となっている。

例えば、平成 22 年 8 月 2 日付けで締結した「事業用地の先行取得に関する契約書」に基づき、土地開発公社が先行取得した岐大跡地整備事業に必要な用地の一部（司町 40-1、30,853.84 m<sup>2</sup>のうち 3,300.00 m<sup>2</sup>）を処分した場合の処分価格は 327,927,000 円であった。

その算定方法は、以下のとおりである。

| 項目  | 金額          | 算定方法                               |
|-----|-------------|------------------------------------|
| 土地  | 327,927,000 | 3,300.00 m <sup>2</sup> × 99,372 円 |
| 事務費 | 1,854,000   | 3,300.00 m <sup>2</sup> × 562 円    |
| 合計  | 329,781,000 |                                    |

土地の単価については、以下のとおり算出されている。

| (A) 土地取得費(円)  | (B) 先行取得面積 (m <sup>2</sup> ) | 単価 (A) / (B) |
|---------------|------------------------------|--------------|
| 3,066,000,000 | 30,853.84                    | 99,372       |

事務費の単価については、以下のとおり算出されている。

| (A) 事務費(円) | (B) 先行取得面積 (m <sup>2</sup> ) | 単価 (A) / (B) |
|------------|------------------------------|--------------|
| 17,330,000 | 30,853.84                    | 562          |

事務費については、事務比率が決められており、以下のとおり算出されている。なお、直接事業費とは、土地取得費や測量試験費などの直接事業のために支出した費用を合計したものである。

| 年度      | (A) 直接事業費(円) | (B) 事務比率 (%) | 事務費 (A) × (B) |
|---------|--------------|--------------|---------------|
| 平成 22 年 | 50,000,000   | 2.00         | 1,000,000     |
| 度 ~ 平成  | 50,000,000   | 1.50         | 750,000       |

|       |               |      |            |
|-------|---------------|------|------------|
| 32 年度 | 100,000,000   | 1.00 | 1,000,000  |
|       | 100,000,000   | 0.75 | 750,000    |
|       | 2,766,338,483 | 0.50 | 13,831,692 |
| 合計    | 3,066,338,483 |      | 17,331,692 |

(公社資料より)

このように土地の処分価格については、その取得費や取得面積を基に算定されるため、地方公共団体等と事業受託契約を締結した時点でほぼ決定しており、契約締結以降、土地の価格がどれだけ上下しても、契約された価格で処分されることになる。

土地は、価格が変動するため、取得価格と時価とに差額が発生する可能性がある。例えば、平成 26 年 8 月 4 日、土地開発公社は、市に対し、保有する土地の評価につき、平成 26 年相続税評価額を評価の条件として依頼しているが(土地評価依頼書)、その結果、評価された額は、取得価額を数%から 50%程度下回っている。

このように、土地開発公社が保有する土地について、取得価格と評価額とに差額が発生している。

#### <岐阜駅那加線事業>

| 所在地           | 地積 (㎡)   | 取得年月日     | 取得価額 (円)      | ※時価相当額 (円)  |
|---------------|----------|-----------|---------------|-------------|
| 高砂町 4 丁目 50-5 | 1,369.06 | H10.11.26 | 342,265,000   | 162,726,472 |
| 高砂町 2 丁目 50-4 | 1,691.86 | H11.09.30 | 414,505,700   | 213,039,011 |
| 高砂町 3 丁目 50-4 | 924.29   | H11.09.30 | 197,798,060   | 108,273,641 |
| 高砂町 3 丁目 51-6 | 772.87   | H13.03.30 | 133,706,510   | 90,900,139  |
| 計             | 4,758.08 |           | 1,088,275,270 | 574,939,263 |

#### <岐大跡地整備事業>

| 所在地     | 地積 (㎡)   | 取得年月日    | 取得価額 (円)    | ※時価相当額 (円)  |
|---------|----------|----------|-------------|-------------|
| 司町 40-1 | 7,193.60 | H22.9.30 | 714,845,000 | 671,522,560 |

(公社資料より)

※固定資産税評価額より算出した時価相当額

## 5 組織の存続について

### 【事実関係】

市は、土地開発公社の今後について、存廃も含めて検討した結果、今後も存続するという結論を導き出した。その理由として、経営は健全であり、市に与える影響も極めて少ないこと、また、今後も土地開発公社が先行取得する事業



が予定されていることなどが挙げられている。

しかし、ここ数年、市が取得する土地のうち、土地開発公社を利用して先行取得する土地の割合は数％であり、土地開発公社の利用頻度は低い。

平成 25 年度に市によって行われた「土地開発公社の運営に関する他都市調査結果」（下記表参照）によれば、中核市 42 市のうち 12 市の中核市で土地開発公社が存在しない。

<中核市 42 市（市を含む）における土地開発公社の有無>

| 有                                                                                                                          | 無                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、柏市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、高槻市、尼崎市、西宮市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、宮崎市、鹿児島市 | 船橋市、横須賀市、大津市、豊中市、東大阪市、姫路市、奈良市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、那覇市 |
| 30                                                                                                                         | 12                                                 |

そこで、市にとって土地開発公社がなぜ必要なのか、土地開発公社が存在しない市ではどのような方法をとっているのかを確認したところ、以下のような回答があった。

大きな一団の土地を取得する場合、地権者が多数存在すると一事業年度ですべての土地を取得することは難しいため、複数年に分けて取得することになる。そのため、一事業年度で取得できる土地は、当該事業年度の予算の範囲内しかできないことになる。しかし、土地開発公社を利用して土地を取得する場合には、大きな一団の土地を取得するための総額を債務負担行為として契約することになるので、土地開発公社はその予算の範囲内で土地を取得できるようになる。すなわち、総額の予算の範囲内であれば、一事業年度ですべての土地を取得することも可能となる。ここに土地開発公社の存在意義がある。

また、土地開発公社がない市では、そのような土地を取得する場合、県の土地開発公社を利用するなどの方法によって対応しているようであるが、利息や事務費が発生することから、市ではそのような方法をとることは考えていない。

【指摘 管財課、土地開発公社】

土地開発公社の存続を前提に考えるのであれば、支出の大半を占める人件費を抑制・削減するべきであり、特に、土地開発公社の利用頻度が低下している現在では、毎年度 600 万円程度の人件費を必要とする事業量があるとは思えないことから、人件費の抑制・削減について早急に実施するべきである。なお、市は、平成 28 年度より固有職員を配置することを廃止し、土地開発公社の組

織を市職員が兼務することによって運営することを検討している。

**【意見 管財課、土地開発公社】**

県の土地開発公社の利用、市として独自の動きができる市の土地開発公社の活用のメリットも考慮し、総合的に土地開発公社の存廃について再検討することが望ましい。

## 第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会

### 第1 概要

#### 1 基本情報

|      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |                         |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 基本事項 | 設立年月日           | 昭和24年4月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |                         |
|      | 所在地             | 岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟3階                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |                         |
|      | 所管課             | 商工観光部 産業雇用課                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |                         |
|      | 基本財産            | 6,447,768千円                                                                                                                                                                                                                                                                                   | うち市出資額<br>(割合) | 2,377,713千円<br>(36.88%) |
|      | 設立目的<br>(定款第1条) | 中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者等という。）のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること                                                                                                                                                                                                                              |                |                         |
|      | 事業内容<br>(定款第6条) | (1) 中小企業者等が金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証<br>(2) 中小企業者等の債務を金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証<br>(3) 金融機関が(株)日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務の保証<br>(4) 中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務の保証<br>(5) 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務 |                |                         |

(平成26年3月31日現在)

|              |              |           |        |
|--------------|--------------|-----------|--------|
| 出資状況<br>他からの | 団体名          | 出資額       | 出資割合   |
|              | 金融機関（負担金）    | 751,227千円 | 11.65% |
|              | (財)日本共同証券財団他 | 7,180千円   | 0.11%  |
|              | 金融機関他（出えん金）  | 970千円     | 0.02%  |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 組織<br>状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員   |
|----------|-----|------|-----|------|
|          | 常勤  | 3 名  | —   | 21 名 |
|          | 非常勤 | 9 名  | —   | 8 名  |
|          | 合計  | 12 名 | —   | 29 名 |

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度    | 平成 24 年度    | 平成 25 年度    |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|
|                   | 総収入額    | 4,423,275   | 4,438,335   | 4,264,350   |
|                   | 総支出額    | 4,407,099   | 4,489,861   | 4,032,746   |
|                   | (うち人件費) | (227,551)   | (209,930)   | (199,341)   |
|                   | 差引収支額   | 16,176      | — 51,526    | 231,604     |
|                   | 総資産額    | 115,377,792 | 112,474,402 | 105,306,501 |
|                   | 総負債額    | 108,258,396 | 105,353,250 | 97,954,395  |
|                   | 正味財産額   | 7,119,395   | 7,121,152   | 7,352,105   |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分   | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|------|----------|----------|----------|
|                            | 出えん金 | 10,000   | 10,000   | 10,000   |
|                            | 委託料  |          |          |          |
|                            | 補助金  |          |          |          |
|                            | 合計   | 10,000   | 10,000   | 10,000   |

## 2 沿革

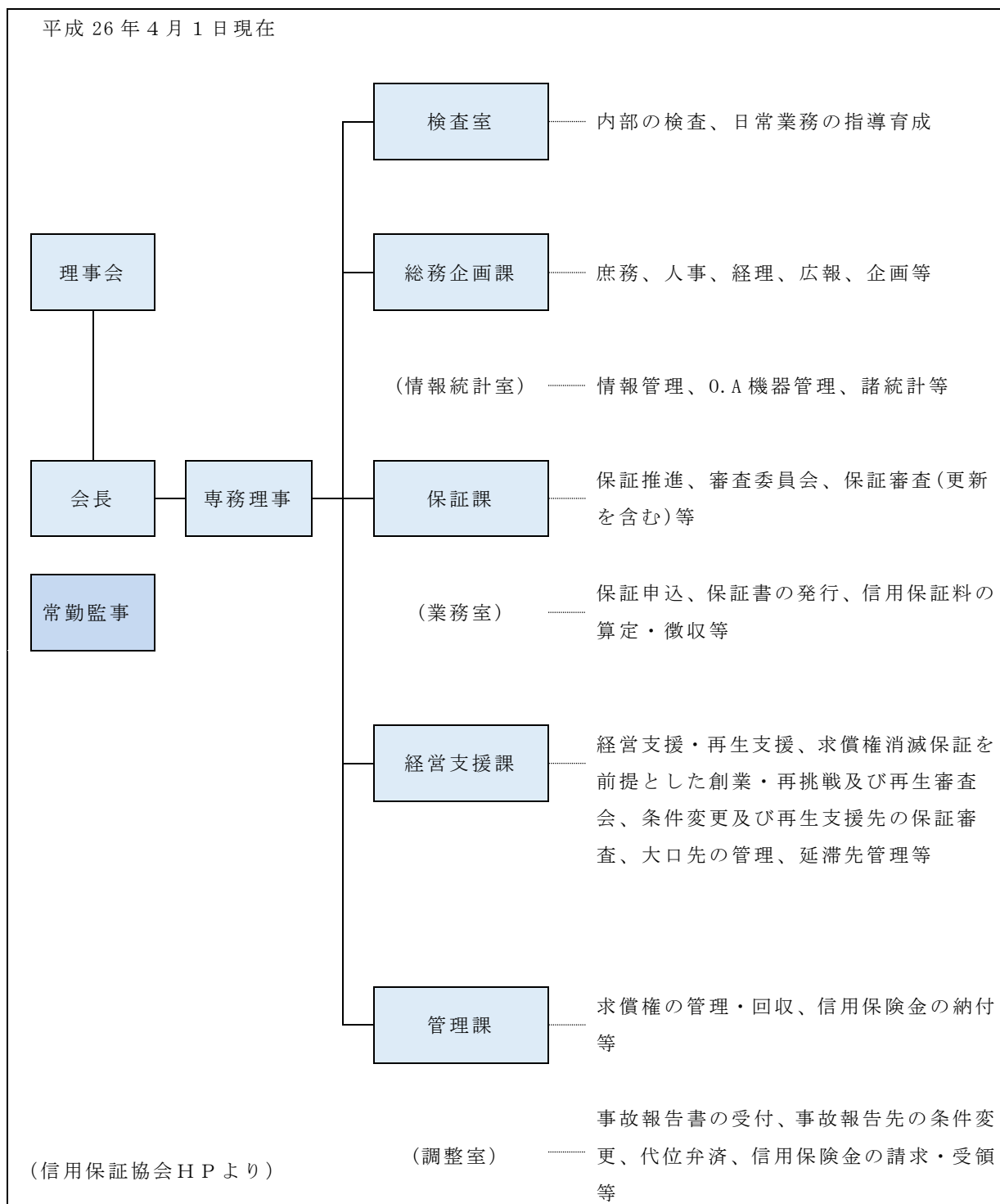
信用保証協会は、昭和 24 年 4 月 28 日に「社団法人岐阜信用保証協会」として設立され、昭和 28 年 8 月 10 日公布の信用保証協会法により「特殊法人岐阜市信用保証協会」に名称変更された。

事務所所在地は、昭和 42 年以降、岐阜市明德町 2 番地であったが、平成 24 年 10 月に、岐阜市吉野町 6 丁目 31 番地（岐阜スカイウイング 37 東棟 3 F）に移転した。

平成 26 年 3 月 31 日現在、基本財産は 64 億 4,800 万円、保証債務残高は 936 億 5,600 万円である。

### 3 組織・機構

信用保証協会の組織機構図と主な業務は以下のとおりである。



## 第2 事実関係及び指摘・意見

### 1 人事関係について

#### 【事実関係】

信用保証協会の平成26年4月1日現在の役員及び各課の人員等の詳細は、以下の表のとおりである。

| 役員   | 役職    | 勤務形態                     | 人数 | 参考    |         |
|------|-------|--------------------------|----|-------|---------|
|      | 会長    | 常勤（市OB）                  | 1名 | }     | 理事会（9名） |
|      | 専務理事  | 常勤                       | 1名 |       |         |
|      | 理事    | 非常勤                      | 7名 |       |         |
|      | 監事    | 常勤                       | 1名 |       |         |
|      |       | 非常勤                      | 2名 |       |         |
| 役員合計 |       | 12名（常勤3名、非常勤9名）          |    |       |         |
| 職員   | 担当課   | 勤務形態                     | 人数 | 所属室   | 人数      |
|      | 検査室   | 嘱託                       | 1名 |       |         |
|      | 総務企画課 | 常勤                       | 7名 | 情報統計室 | （兼務2名）  |
|      |       | 嘱託                       | 1名 |       |         |
|      | 保証課   | 常勤                       | 6名 | 業務室   | （兼務2名）  |
|      |       | 嘱託（市OB）                  | 1名 |       | 嘱託3名    |
|      | 経営支援課 | 常勤                       | 4名 |       |         |
|      |       | （出向者2名）                  |    |       |         |
|      | 管理課   | 常勤                       | 5名 | 調整室   | 1名      |
|      |       | 嘱託                       | 2名 |       | （兼務2名）  |
| 職員合計 |       | 29名（出向、兼務除く）（常勤21名、嘱託8名） |    |       |         |

役員12名のうち、常勤は、会長、専務理事、監事の3名で、残り9名は非常勤で無報酬である。信用保証協会定款第11条において、理事及び監事は学識経験者のうちから岐阜市長が任命するとあるが、現在の理事は、市OB、市職員、協会職員OB、金融機関役員（3名）及び地元を代表する産業（アパレル、鋳造、運輸）の会社役員（3名）で構成されており、長年にわたり就任している理事もいる。

#### 【意見 信用保証協会】

多くの市税が投入されて運営されている信用保証協会だけに、客観的視点で、その客観的かつ公正な業務運営を確保することができる理事を置くことが必要であり、そのためにも、定款の定める理事の要件が学識経験者となっている

と思われる。

信用保証協会の事業内容と直接関連のある金融機関や地元企業から理事を選出するのは、実務的である反面、それぞれが信用保証制度を利用する当事者の立場にもあることから、客観性や公正さを確保できないのではないかという目を向けられるおそれがある。

定款の定めるとおり、理事に学識経験者(利害関係のない金融の専門家など)を選任することが望ましい。

また、客観的かつ公正な業務運営を確保するという観点から、定款に再任の上限を設定することが望ましい。

## 2 基本財産について

### 【事実関係】

信用保証協会の基本財産は、株式会社の資本金に相当するものといえる。

基本財産は、信用保証協会の信用の基礎となるもので、基金(①)と基金準備金(②)から構成されている。

基金は、市、金融機関、業者団体からの信用保証協会に対する拠出金である出えん金(③)、金融機関等から拠出される負担金(④)に分けられる。

基金準備金は、毎年の収支差額のうち、基本財産補填のために収支差額の50%の範囲内で繰り入れられる収支差額変動準備金を差し引いた額を積み立てたものである。

(平成26年3月31日現在)

|            |             |        |                | 金額             | 構成比     |
|------------|-------------|--------|----------------|----------------|---------|
| 基本財産       |             |        |                | 6, 447, 768 千円 | 100. 0% |
| 内<br><br>訳 | ①<br><br>基金 | ③ 出えん金 | 市単独分           | 1, 208, 200 千円 | 18. 7%  |
|            |             |        | 基金補助金分         | 1, 169, 513 千円 | 18. 1%  |
|            |             |        | その他            | 970 千円         | 0. 0%   |
|            |             |        | 計              | 2, 378, 683 千円 | 36. 9%  |
|            |             | ④ 負担金  | 金融機関負担金        | 751, 227 千円    | 11. 7%  |
|            |             |        | その他            | 7, 180 千円      | 0. 1%   |
|            |             |        | 計              | 758, 407 千円    | 11. 8%  |
|            |             | 中 計    |                | 3, 137, 090 千円 | 48. 7%  |
|            | ② 基金準備金     |        | 3, 310, 678 千円 | 51. 3%         |         |

※「平成26年度版岐阜市信用保証協会のあらまし」より

信用保証協会の保証債務額の最高限度は、定款第7条において基本財産の37.5倍と定められており、これを基本財産倍率という。

基本財産倍率は、各信用保証協会の規模や財政事情等により若干異なっているが、各信用保証協会が対外的な信用を維持し健全な経営を行う観点から、国の指針において当分の間原則として 60 倍が最高限度とされている。ちなみに平成 25 年度末の基本財産をもとに保証債務額の最高限度額を算出すると、241,791,300 千円となる（37.5 倍）。3 月末の保証債務残高は 93,194,520 千円（金融安定化分除く）なので、消化率は 38.5% となり、保証枠は十分にある状況である。

また、基金準備金はこれまでの利益留保分の積立額であり、基本財産全体の 50% 超を占めており、安定した基本財産の形成に大きな役割を果たしている。

#### 【意見 信用保証協会】

出えん金や負担金による基本財産の増加は、市または金融機関等からの抛出により成されるものであり、市の財政や金融機関等の経営状況に左右されやすい。一方、基金準備金は信用保証協会の毎年の収支差額（収支差額変動準備金差引後）が積み立てられるものであるため、健全な経営を継続すれば、基金準備金は増加し、結果、基本財産も増加する。

基金準備金の増加による基本財産の増加をすべく、健全な経営による利益確保に努めることが望ましい。

### 3 信用補完制度と信用保証協会について

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」の二つの制度を総称したものであり、信用保証協会を含む全国 51 の信用保証協会は、この制度のもとに成り立っている。

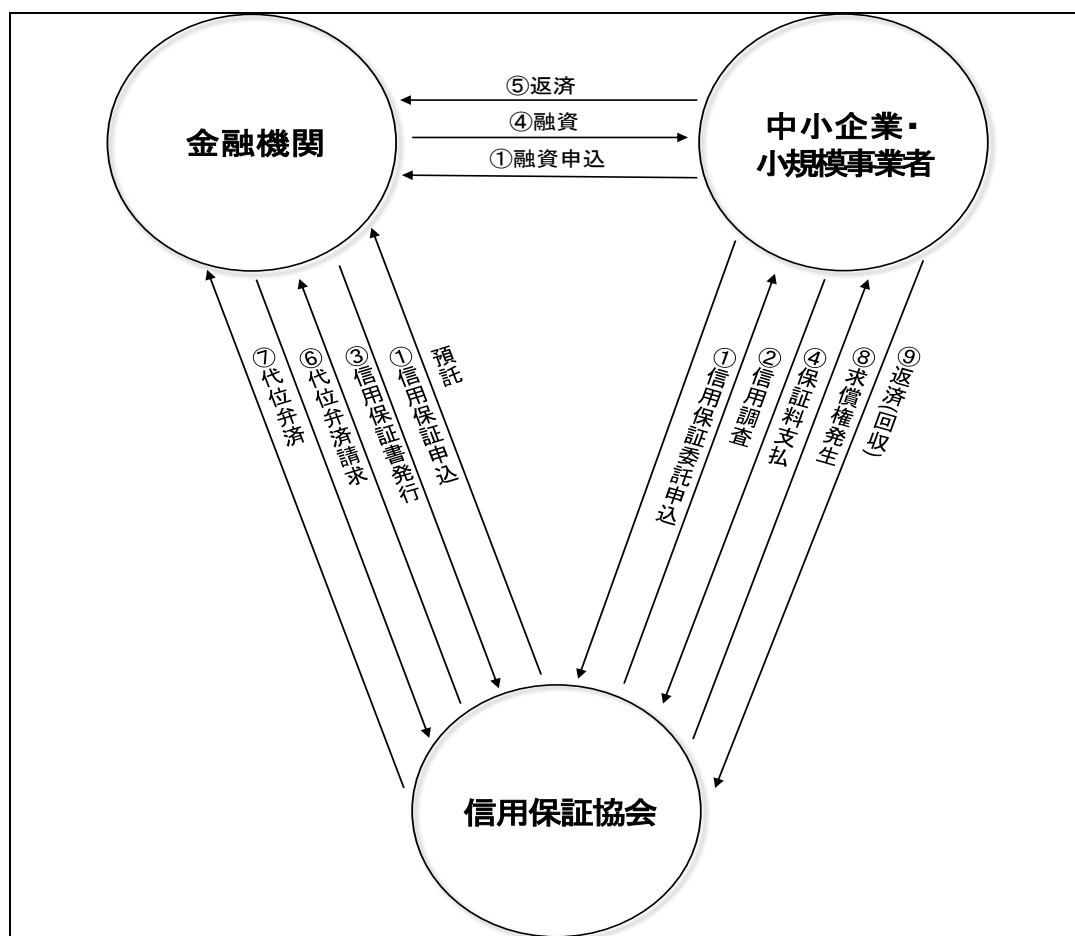
#### （１）信用保証制度のしくみ

信用保証制度とは、中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的とし、万一、何らかの事情により、中小企業者等が借入金を返済できなくなったとき、信用保証協会が中小企業者等に代わって金融機関に代位弁済を行う制度である。

保証の申し込みから保証書発行、融資実行、代位弁済、回収に至る業務の流れを図に示すと以下のようなになる。



(信用保証制度のしくみ)



(「日本の信用保証制度 2014年 信用保証協会」より)

- ① 中小企業者等が信用保証協会に保証の申し込みをする方法には、金融機関を経由する方法と信用保証協会に直接申し込む方法がある。
- ② 信用保証協会は、申し込み中小企業者等の信用調査を行う。
- ③ 信用保証協会が審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。なお、信用保証協会に信用保証委託申込を行うとともに、信用保証付融資の斡旋申込があったものは、信用保証書を発行後に金融機関に融資の依頼をする。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資を行う。この際、中小企業者等は信用保証協会に対して所定の信用保証料を支払う。
- ⑤ 中小企業者等は、返済条件に従って金融機関に返済を行う。
- ⑥ 中小企業者等が諸事情によって、借入金の返済期限にその全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行う。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者等に代わってその金額を支払う。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって、中小企業者等に対し求償権を取得する。
- ⑨ 信用保証協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権に基づく回収を行う。

## （２）信用保険制度のしくみ

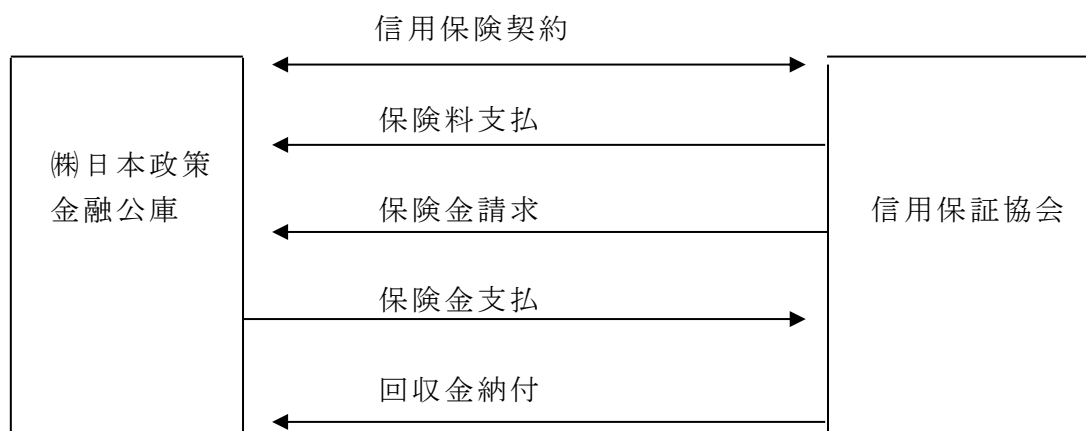
信用保証協会が中小企業者等の保証を承諾し、金融機関において融資が実行されると、中小企業者等の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については、すべて中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみとなっている（包括保証保険制度）。この場合、信用保証協会は、保険の種類ごとに定められた保険料を㈱日本政策金融公庫に支払うことになっている。

保証承諾により融資を受けた中小企業者等が所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から信用保証協会に通知され、信用保証協会は中小企業者等に代わって金融機関に弁済する。

この代位弁済が信用保険上の保険事故となり、代位弁済額の 70～90%（保険の填補率という。）を保険金として、㈱日本政策金融公庫から信用保証協会が受領する。

信用保証協会は、保険金受領後、中小企業者等及びその連帯保証人等から弁済の都度、その回収金を保険の填補率に応じて㈱日本政策金融公庫に納付する。以上の制度を信用保険制度という。

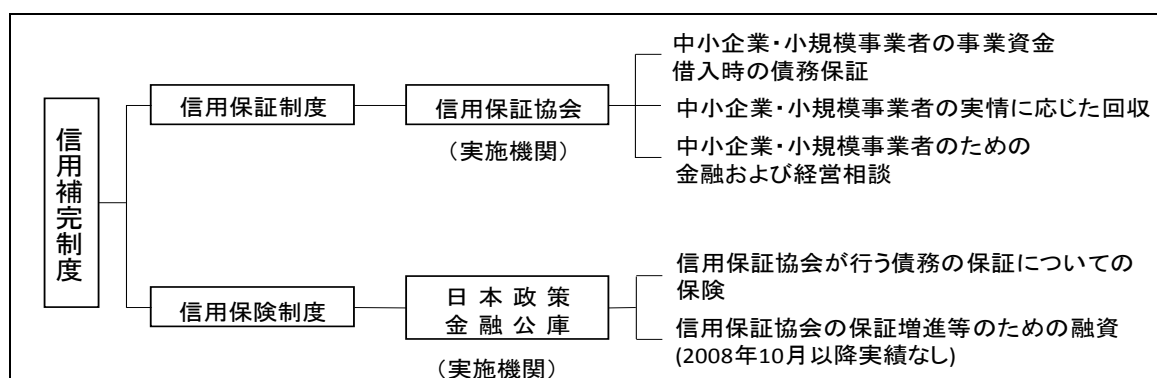
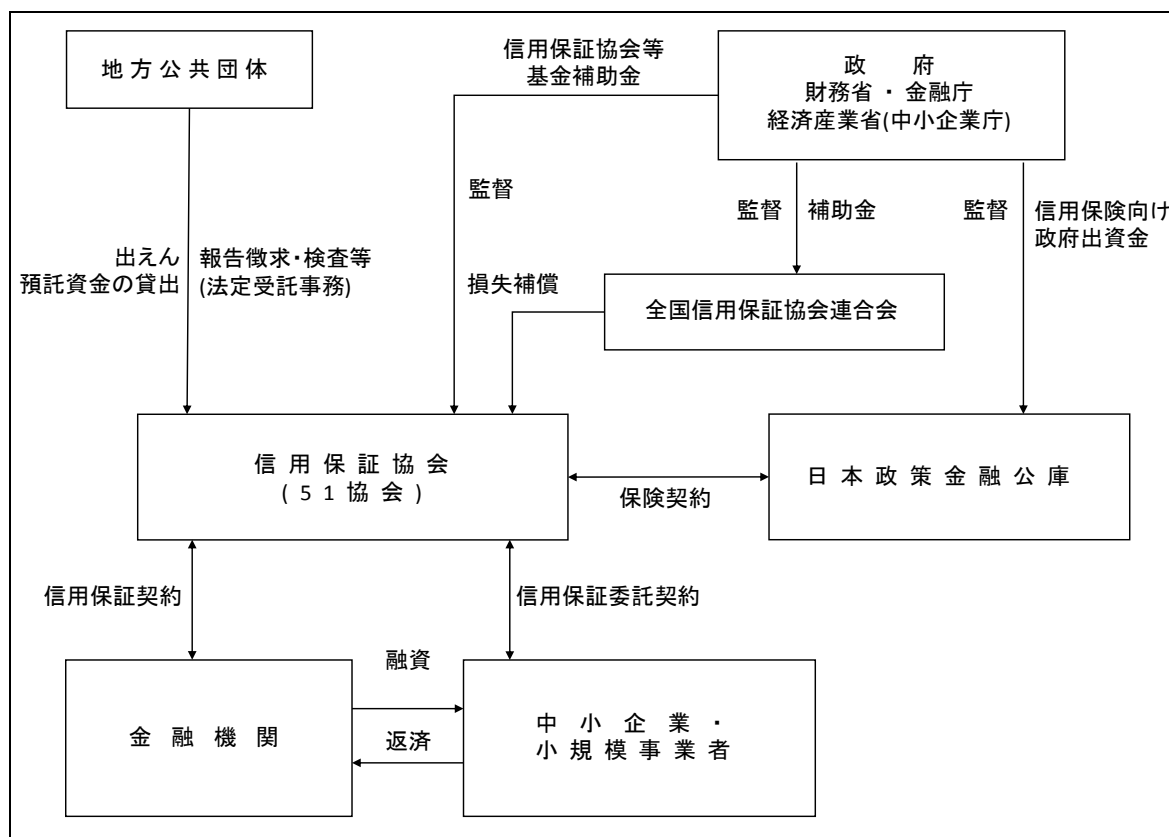
信用保険制度の流れを図に示すと以下のようになる。



## （３）信用補完制度

わが国の信用保証制度の特徴は、①信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者等の債務を保証する「信用保証」機能と、②これを国の出資による㈱日本政策金融公庫が再保険する「信用保険」機能が連結した制度として運営されているところにある。この一体化された仕組みを「信用補完制度」と呼んでいる。この制度を関係図に表すと次のようになる。

(信用補完制度のしくみ)



(「日本の信用保証制度 2014 年 信用保証協会」より)

(4) 一般社団法人全国信用保証協会連合会

全国信用保証協会連合会は、信用保証協会の健全な発展を図り、もって中小企業者等に対する金融の円滑化に資することを目的として、次の事業等を行っている。また、平成 20 年 11 月、信用保証協会法に基づき保証業務支援機関の指定を受けている。

- ① 信用保証業務改善のため調査研究を行うこと。
- ② 中小企業金融に関する調査研究を行うこと。

- ③ 中小企業者等の債務保証を行う信用保証協会に対し、財務基盤強化のための貸付および出えんを行うとともに、その適切な管理を行うこと。
- ④ 責任共有制度に基づき、信用保証協会に対して金融機関が支払うべき負担金の計算および受け払いを行うこと。
- ⑤ 保証業務支援機関に関する業務を行うこと。
- ⑥ 信用補完制度の円滑な運営の実施のため、信用保証協会、(株)日本政策金融公庫および金融機関その他の関係機関との連絡調整並びに信用保証協会に対する指導助言を行うこと。
- ⑦ 関係官庁その他に対する建議、答申を行うこと。
- ⑧ 金融、経済諸団体との連絡協調を図ること。
- ⑨ その他本連合会の目的を達成するため必要な事業。

信用保証協会は全国に 51 の協会が設立されており、その内訳は、各都道府県を単位として 47 協会、市を単位として 4 協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）である。なお、平成 26 年 5 月 19 日に大阪府と大阪市の信用保証協会が合併され、現在の 51 協会となっている。

市を単位としている信用保証協会で見ると、岐阜市以外の 3 市はいずれも政令指定都市であり、政令指定都市以外の市に存在するのは岐阜市信用保証協会だけである。

#### 4 事業内容について

##### （１）信用保証制度の内容

信用保証協会が取扱う保証制度には、協会制度としての「一般保証」と、その保証制度の枠内において創設された「市の融資制度」がある。

主な保証制度の内訳については下表のとおりである。

(一般保証)

| 保証制度名           | 概要                                                                                                                                                            | 保証限度額                                | 保証期間                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 普通保証            | 一般保証の融資制度                                                                                                                                                     | 2億円以内                                | 運転 7年以内<br>設備 10年以内               |
| 無担保保証           | 一般保証の融資制度                                                                                                                                                     | 8,000万円以内                            | 運転 7年以内<br>設備 10年以内               |
| 経営力強化保証         | 中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された保証                                                               | 2億8,000万円以内                          | 運転 5年以内<br>設備 7年以内<br>(一括返済は1年以内) |
| 流動資産担保融資保証      | 売掛債権及び棚卸資産を担保とした融資に対する保証                                                                                                                                      | 2億円以内<br>(借入金の80%を保証)                | 根保証 1年間<br>個別保証 1年以内              |
| 経営安定関連保証        | 業績の悪化している業種等市長の認定を受けた中小企業者に対する保証                                                                                                                              | 2億8,000万円以内                          | 運転 7年以内<br>設備 10年以内               |
| 災害関連保証          | 災害により被害を受けた中小企業者の事業再建に必要な資金に対する保証                                                                                                                             | 2億8,000万円以内                          | 運転 7年以内<br>設備 10年以内               |
| 借換保証            | 既往借入金の借換えにより月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を促進する保証                                                                                                                       | 2億8,000万円以内                          | 10年以内                             |
| 経営者保証ガイドライン対応保証 | 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業者ならびに保証人(経営者本人等)によって当該ガイドラインにおいて求められている対応が講じられていることを前提に、信用保証協会が金融機関と連携して経営者保証に依らない融資を推進することにより、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的として創設された保証 | 2億8,000万円以内                          | 運転 3年以内<br>設備 5年以内                |
| 特定社債保証          | 一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債に対する保証                                                                                                                                   | 4億5,000万円以内<br>(社債発行金額の80%を保証金額とする。) | 2年以上7年以内                          |

(市の融資制度)

| 保証制度名   |             | 資金の種類                                                                                | 保証限度額       | 保証期間                 |
|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------|
| 一般事業資金  | 中小企業振興資金    | 一般的な事業資金                                                                             | 4,000万円以内   | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
|         | 小口零細企業資金    | 小規模事業者に対する資金                                                                         | 1,250万円以内   | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
|         | 短期資金        | 短期の運転資金                                                                              | 3,000万円以内   | 運転 1年以内              |
|         | 創業者支援資金     | 事業を始めるために必要と認められる資金                                                                  | 2,000万円以内   | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
| 新産業振興資金 | みらい戦略資金     | (新分野進出支援枠)<br>新分野進出に対する資金                                                            | 8,000万円以内   | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
|         |             | (省エネ・エコ促進枠)<br>省エネ機械の導入等に対する資金                                                       | 8,000万円以内   |                      |
|         |             | (重点施策枠)<br>1.計画区域内において、卸売業・小売業・サービス業を店舗又は事業所で事業を行うことに対する資金<br>2.受動喫煙防止対策に係る施設等に対する資金 | 1,000万円以内   |                      |
|         | 雇用促進資金      | 事業拡大等を図り、雇用増加に必要と認められる資金                                                             | 3,000万円以内   | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
|         | 事業所建設等促進資金  | 市内適地への移転や現在地での事務所の建替等に対する資金                                                          | 1億5,000万円以内 | 設備 15年以内             |
| 経営改善資金  | 経営環境変動対策資金  | (経営支援枠)<br>経営の安定に支障が生じており、業況の回復を図るための資金                                              | 1億円以内       | 運転 7年以内<br>設備 10年以内  |
|         |             | (セーフティネット支援枠)<br>経営の安定に支障が生じており、業況の回復を図るための資金                                        | 1億円以内       |                      |
|         | ぎふし経営力強化資金  | 経営力強化保証制度により策定する事業計画の実施に必要な資金                                                        | 8,000万円以内   | 運転 5年以内<br>設備 7年以内   |
|         | ぎふし返済おまとめ資金 | 過去に借入れた資金の借換えに対する資金                                                                  | 8,000万円以内   | 運転 10年以内<br>設備 10年以内 |

(「平成 26 年度版 岐阜市信用保証協会のあらまし」より)

なお、市の融資制度においては、信用保証料の一部または全部を市が補填している。「創業者支援資金」、「みらい戦略資金（重点施策枠）」、「経営環境変動対策資金」、「ぎふし経営力強化資金」は、信用保証料の全額が補填されている。

これらの信用保証制度の実績について、直近３年間の指標をもとに検証する。

## （２）基本的指標による検証

### 【事実関係】

直近３年間の協会の保証承諾数、保証残高、代位弁済は下表のとおりである。

| 項目             | 平成 23 年度    | 前年比    | 平成 24 年度    | 前年比    | 平成 25 年度   | 前年比   |
|----------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|-------|
| 保証承諾<br>件数(件)  | 2,404       | 109.9% | 1,754       | 73.0%  | 1,582      | 90.2% |
| 保証承諾<br>金額(千円) | 39,034,028  | 117.7% | 33,479,385  | 85.8%  | 25,977,682 | 77.6% |
| 保証債務<br>残高(千円) | 103,643,210 | 108.5% | 100,623,222 | 97.1%  | 93,655,578 | 93.1% |
| 代位弁済<br>金額(千円) | 2,022,460   | 95.4%  | 2,117,456   | 104.7% | 1,961,488  | 92.6% |

平成 25 年度において、信用保証協会の保証承諾件数・金額、保証債務残高は全国 52 位、代位弁済金額は全国 49 位である。

信用保証協会独自の動きを見ると、平成 23 年度は東日本大震災復興緊急保証等の融資が増加したため、保証承諾金額、保証債務残高とも増加したが、その後は中小企業者数の減少に伴い、減少傾向をたどっている。また、代位弁済額については毎年度 20 億円前後の発生となっている。

次に、直近３年間の協会の収支額は下表のとおりである。

(単位：千円)

| 項目      | 平成 23 年度  | 前年比    | 平成 24 年度  | 前年比    | 平成 25 年度  | 前年比    |
|---------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 経常収入    | 1,103,465 | 101.1% | 1,162,339 | 105.3% | 1,128,697 | 97.1%  |
| うち保証料   | 976,847   | 105.7% | 984,283   | 100.8% | 965,430   | 98.1%  |
| 経常支出    | 764,681   | 100.4% | 862,157   | 112.7% | 805,158   | 93.4%  |
| 経常収支差額  | 338,783   | 102.9% | 300,182   | 88.6%  | 323,539   | 107.8% |
| 経常外収支差額 | △355,657  | -      | △390,697  | -      | △140,517  | -      |
| 当期収支差額  | 16,176    | 77.1%  | 0         | -      | 231,604   | -      |

収支については、平成 23 年度は経常収支差額が例年と比較して高額であっ

たが、経常外支出における求償権償却額の増加が影響し、経常外収支のマイナス幅が膨らむこととなった。結果的には、制度改革促進基金の取崩しにより、当期収支差額は 16,176 千円となった。また、平成 24 年度は、経常収支差額 300,182 千円を計上したものの、旧事務所の除却損 99,067 千円と求償権償却額の増加が影響し、経常外収支差額は 390,697 千円のマイナスとなり、その差額については、制度改革促進基金 38,989 千円と収支差額変動準備金 51,526 千円の取崩しで、当期収支差額は 0 となった。平成 25 年度は、代位弁済の減少と回収金の増加により、経常外収支差額のマイナス幅が減少し、当期収支差額は 231,604 千円となった。

以上の指標をもとに、市が作成している「信用保証協会台帳」によると、信用保証協会の経営諸比率は、下表のとおりとなる。

(単位：％)

| 経営諸比率        | 平成23年度    |           |           | 平成24年度    |           |           | 平成25年度    |           |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              | 市         | 全国        | 下位        | 市         | 全国        | 下位        | 市         | 全国        | 下位        |
| 経費率 (a)      | 0.33      | 0.25      | 0.46      | 0.34      | 0.26      | 0.50      | 0.34      | 0.28      | 0.56      |
| 保証平均料率 (b)   | 0.96      | 0.96      | 0.95      | 0.97      | 0.96      | 0.95      | 1.01      | 0.97      | 0.96      |
| 差率 (b) - (a) | 0.63      | 0.71      | 0.49      | 0.62      | 0.70      | 0.45      | 0.67      | 0.70      | 0.40      |
| 経常収支率        | 69.3<br>0 | 54.9<br>4 | 68.8<br>5 | 74.1<br>7 | 62.0<br>6 | 78.0<br>4 | 71.3<br>4 | 64.3<br>1 | 81.4<br>2 |
| 固定比率         | 1.58      | 3.22      | 2.40      | 6.26      | 3.10      | 2.31      | 6.05      | 2.91      | 3.55      |
| 代位弁済率        | 1.99      | 2.46      | 1.94      | 2.08      | 2.36      | 2.15      | 2.04      | 2.12      | 2.08      |
| 回収率          | 6.70      | 4.01      | 5.58      | 5.87      | 4.13      | 5.18      | 9.31      | 5.50      | 6.60      |

※「全国」は全国の信用保証協会の平均値、「下位」は岐阜市を除く保証債務平均残高下位 5 協会平均値（宮崎県、佐賀県、香川県、鳥取県、高知県）

信用保証協会は、経費率（経費／保証債務平均残高）と、経常収支率（経常支出／経常収入）の両比率が全国平均よりも高いことから、人件費・業務費等が保証債務残高及び保証料に対して高額となっていることがわかる。その結果、差率（（保証料－経費）／保証債務平均残高）についても、全国平均を下回っている。なお、下位 5 協会の平均値から、保証債務残高が少ない協会は同様の傾向がある。

代位弁済率（代位弁済額／保証債務平均残高）については、全国平均よりもやや低く、回収率（回収額（元金）／（期首求償権額＋期中代位弁済額））については全国平均より高くなっている。

また、平成 24 年度に 3 億 9,860 万円で新事務所を購入したため、固定比率



は、全国平均の約2倍と大きく上回っている。新事務所への移転は駅前地区発展への地域貢献と利便性確保のため行われたとのことである。ちなみに、新事務所は岐阜スカイウイング37の東棟3Fの全フロアを使用しており、床面積は994.78㎡（保証協会債権回収㈱岐阜市営業所使用分を除く）で常勤役職員一人当たりの床面積は31.08㎡（執務室に係る床面積は一人当たり14.45㎡）である。これは、一般に公表されている事務所一人当たり床面積の2.2～2.5倍である（日本ビルディング協会連合会 2011年調査 全国平均12.5㎡、森トラスト 2010年調査 全国平均13.8㎡等）。実際には、相談室、会議室、研修室の設置、及び書類保管スペースの確保にも大きく面積が割かれているが、上記指標もこれらの面積を含めたものである。なお、新事務所の管理費（清掃費を含む）は年間約900万円となっている。

岐阜スカイウイング37東棟のその他のテナントは全て賃貸借契約である。賃貸ではなく購入した経緯については、信用保証協会と市で協議を重ねた結果、賃貸よりも購入が有利であるとの見解に至ったとのことであった。

平成25年度における常勤役職員一人当たり承諾件数、同一人当たり保証債務平均残高、同一人当たり収支差額について、岐阜県信用保証協会、全国平均と比較したものを下表に示す。

| 項目                | 岐阜市信用保証協会 | 岐阜県信用保証協会 | 全国平均     |
|-------------------|-----------|-----------|----------|
| 一人当たり承諾件数         | 49件       | 91件       | 118件     |
| 一人当たり保証債務<br>平均残高 | 2,998百万円  | 4,414百万円  | 4,954百万円 |
| 一人当たり収支差額         | 7,238千円   | 21,301千円  | 19,564千円 |

#### 【意見 信用保証協会】

信用保証協会は、規模が最も小さく、保証債務平均残高が全国平均の約1／6程度であるため、経費に関する比率が全国平均より高めになるのは、ある程度理解できる。しかし、平成24年3月に発表された「岐阜市信用保証協会のあり方について 報告書」にある指標において、常勤役職員を分母にした一人当たり収支差額（平成22年度）は、全国平均の3.8%しかなく、岐阜県信用保証協会の2.2%しかなかった。平成25年度には、経常外収支差額の改善により、一人当たり収支差額は、全国平均の37.0%、岐阜県信用保証協会の34.0%まで上昇しているが、保証承諾件数・保証承諾金額は、ここ数年減少傾向にある。

引き続き人件費・業務費の削減や代位弁済の発生率の削減による収益性向上に取り組むことが望ましい。

また、新事務所の購入については、これだけの面積が必要であったかについての疑問は残るが、相談室、研修室等が充実したため、これらを有効利用し、営業力強化に努めることが望ましい。

### (3) リピート率

#### 【事実関係】

次に、信用保証協会の保証制度を利用している中小企業者等を、新規申込(新規)とこれまでに1回以上申込をした(継続)ものに分け、これらの保証承諾及び保証債務残高について検討する。

直近3年間の保証承諾件数と保証金額は、下表のとおりである。

(件数:件、金額:千円、比率:%)

| 区分 | 平成23年度 |            |       | 平成24年度 |            |       | 平成25年度 |            |       |
|----|--------|------------|-------|--------|------------|-------|--------|------------|-------|
|    | 件数     | 金額         | 比率    | 件数     | 金額         | 比率    | 件数     | 金額         | 比率    |
| 新規 | 292    | 3,112,585  | 8.0   | 216    | 2,102,330  | 6.3   | 194    | 1,611,962  | 6.2   |
| 継続 | 2,112  | 35,921,443 | 92.0  | 1,538  | 31,377,055 | 93.7  | 1,388  | 24,365,721 | 93.8  |
| 合計 | 2,404  | 39,034,028 | 100.0 | 1,754  | 33,479,385 | 100.0 | 1,582  | 25,977,683 | 100.0 |

新規の件数は、各年度とも全体の約12%で、保証金額で見ると平成25年度では6.2%しかない。ここ3年間でも新規申込の保証金額が減少していることが分かる。

また、同様に、直近3年間の保証債務残高は、下表のとおりである。上記の保証承諾件数と保証金額の状況がそのまま影響して、新規の比率が年々減少している。

(件数:件、金額:千円、比率:%)

| 区分 | 平成23年度 |             |       | 平成24年度 |             |       | 平成25年度 |            |       |
|----|--------|-------------|-------|--------|-------------|-------|--------|------------|-------|
|    | 件数     | 金額          | 比率    | 件数     | 金額          | 比率    | 件数     | 金額         | 比率    |
| 新規 | 1,204  | 9,672,508   | 9.3   | 1,218  | 9,094,545   | 9.0   | 1,190  | 7,975,320  | 8.5   |
| 継続 | 7,924  | 93,970,702  | 90.7  | 7,424  | 91,528,677  | 91.0  | 6,927  | 85,680,258 | 91.5  |
| 合計 | 9,128  | 103,643,210 | 100.0 | 8,642  | 100,623,222 | 100.0 | 8,117  | 93,655,578 | 100.0 |

なお、新規獲得に向けて市と信用保証協会は、金融機関に対し新規保証キャンペーンや金融機関との勉強会や相談会を行っている。

#### 【指摘 産業雇用課、信用保証協会】

岐阜市内の中小企業者数も年々減少傾向にある中、継続の比率が年々増加することが一概に悪いとはいえないが、新規申込が減少しているということは限られた事業者には制度が利用されていない傾向が強まっているといえる。

また、継続事業者が後述する市の保証制度を利用している場合、これによる事業者への実質的な寄付行為である預託金制度による借入利率の軽減と保証料補填を、同一の事業者が重複して受けることになる。その結果として、保証制度を利用しない他の事業者と比較して、より多くの市からの援助を受けることになる。

市内の多くの中小企業に幅広く利用していただくためにも、信用保証協会と市は、より効果的な新規申込先の開拓を行うべきである。

#### （４）代位弁済

##### 【事実関係】

次に代位弁済の発生について、様々な指標から考察する。

信用保証協会では、保証承諾時の審査において、ＣＲＤ評点（定性点数ならびに財務点数から総合点数を算出）を基に一次格付けを行い、その格付け先のイベント情報（事故報告等）の有無により信用格付（二次格付）がなされる。ただし、ここでいう信用格付は金融機関が融資先に行っているものとは異なり、あくまでＣＲＤ評点による一次格付けを補足するものである。

信用保証協会は、信用格付ごとの代位弁済に関する指標は作成しておらず、代わりにＣＲＤ区分別の代位弁済に関する統計資料を作成している。

ここでは、保証制度別に、保証債務残高に対する代位弁済額の割合を比較して、どの制度に多く代位弁済が発生しているかを検討した後、ＣＲＤ区分別の代位弁済について検討する。

(単位 件数：件、金額：千円、比率：%)

|            | 平成23年度 |           |      | 平成24年度 |           |      | 平成25年度 |           |      |
|------------|--------|-----------|------|--------|-----------|------|--------|-----------|------|
| 制度         | 件数     | 金額        | 比率   | 件数     | 金額        | 比率   | 件数     | 金額        | 比率   |
| 協会制度       | 125    | 1,782,744 | 3.7  | 151    | 1,833,129 | 3.5  | 111    | 1,716,358 | 3.6  |
| 普通         | 7      | 100,072   | 2.7  | 10     | 236,685   | 2.0  | 7      | 196,323   | 1.5  |
| 無担保        | 25     | 219,868   | 2.4  | 41     | 390,694   | 3.9  | 28     | 340,046   | 3.6  |
| 当座貸越       | 5      | 54,317    | 1.3  | 3      | 29,339    | 0.7  | 2      | 41,655    | 1.1  |
| 事業者カードローン  | 13     | 100,101   | 4.4  | 8      | 38,613    | 1.9  | 7      | 62,505    | 3.3  |
| 当座貸越根      |        |           |      |        |           |      |        |           |      |
| 長期経営資金     | 3      | 133,835   | 11.6 | 2      | 73,437    | 8.6  | 0      | 0         | 0.0  |
| 経営安定関連     | 9      | 109,362   | 2.6  | 13     | 182,676   | 3.6  | 14     | 188,981   | 4.1  |
| 東日本大震災復興緊急 | 0      | 0         | 0.0  | 2      | 77,281    | 5.5  | 3      | 91,661    | 7.7  |
| 倒産関連       | 1      | 734       | 0.4  | 2      | 46,184    | 29.1 | 2      | 32,251    | 29.5 |
| 金融安定化特別    | 1      | 8,275     | 2.8  | 4      | 17,150    | 6.8  | 1      | 20,288    | 9.3  |
| 緊急         | 25     | 455,837   | 3.7  | 33     | 389,334   | 4.3  | 23     | 308,307   | 4.5  |
| ロングG       | 9      | 387,087   | 9.8  | 3      | 50,351    | 1.9  | 8      | 322,252   | 13.8 |
| 岐阜プレミアム20  | 6      | 70,690    | 5.8  | 10     | 103,036   | 13.2 | 5      | 46,532    | 9.8  |
| 借換         | 7      | 31,508    | 9.1  | 7      | 34,679    | 13.2 | 5      | 21,591    | 11.3 |
| SSパワフル     | 6      | 60,400    | 13.4 | 7      | 125,709   | 34.6 | 3      | 27,916    | 12.0 |
| その他        | 7      | 40,622    | 23.2 | 4      | 28,000    | 9.4  | 3      | 16,049    | 7.3  |
| 岐阜市制度      | 26     | 239,716   | 0.4  | 43     | 284,328   | 0.6  | 33     | 245,130   | 0.5  |
| 中小企業振興     | 11     | 69,152    | 1.5  | 25     | 155,773   | 4.4  | 12     | 69,868    | 2.6  |
| 経営環境変動対策   | 6      | 80,515    | 0.2  | 6      | 80,015    | 0.2  | 13     | 152,911   | 0.5  |
| 創業者支援      | 1      | 18,374    | 2.2  | 1      | 4,860     | 0.6  | 2      | 2,736     | 0.4  |
| その他        | 7      | 71,676    | 1.1  | 11     | 43,680    | 0.4  | 6      | 19,615    | 0.5  |

※比率は保証債務残高に対する代位弁済額の割合（代位弁済額／（保証債務残高+代位弁済額））

上記表より、岐阜市制度に関しては代位弁済率が相対的に低く、協会制度のうち、「倒産関連保証」、「ロングG（Long-Growth）保証」、「緊急保証」、「SSパワフル」の比率または金額が高いことがわかる。なお、前述4制度の取扱期間は終了しており、平成23年5月以降、新規保証承諾は行っていない。

次にCRD区分による代位弁済率について下表に示す。（下表は保証時点でのCRD区分ではなく、代位弁済前までに取得した決算情報の最新数値により更新されたCRD区分を示す。）

(単位 件数：件、金額：千円、比率：%)

| CRD区分 | 平成23年度 |           |      | 平成24年度 |           |      | 平成25年度 |           |      |
|-------|--------|-----------|------|--------|-----------|------|--------|-----------|------|
|       | 件数     | 金額        | 比率   | 件数     | 金額        | 比率   | 件数     | 金額        | 比率   |
| 1     | 65     | 973,095   | 14.9 | 54     | 530,119   | 9.2  | 63     | 779,739   | 16.7 |
| 2     | 44     | 606,313   | 5.3  | 77     | 995,184   | 11.6 | 34     | 531,370   | 5.9  |
| 3     | 21     | 318,787   | 3.1  | 21     | 315,281   | 3.4  | 28     | 493,784   | 6.0  |
| 4     | 10     | 62,213    | 0.3  | 22     | 198,497   | 1.0  | 7      | 78,121    | 0.5  |
| 5     | 10     | 61,565    | 0.3  | 17     | 57,929    | 0.3  | 8      | 62,891    | 0.3  |
| 6     | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  | 3      | 13,119    | 0.2  |
| 7     | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  |
| 8     | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  |
| 9     | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  | 0      | 0         | 0.0  |
| その他   | 1      | 487       | 0.0  | 3      | 20,446    | 2.1  | 1      | 2,465     | 0.3  |
| 合計    | 151    | 2,022,460 | 1.9  | 194    | 2,117,456 | 2.1  | 144    | 1,961,488 | 2.0  |

※比率は保証債務残高に対する代位弁済額の割合（代位弁済額／（保証債務残高+代位弁済額））

CRD区分の1～3で代位弁済率が高く、特にCRD区分1では15%前後となっている。

比較的規模に近い他の地域の信用保証協会における平成25年度の代位弁済額と比較する。

(単位：件、百万円)

| 信用保証協会名 | 代位弁済 |       | 保証債務残高（平均） |         | 代位弁済率 |
|---------|------|-------|------------|---------|-------|
|         | 件数   | 金額    | 件数         | 金額      |       |
| 岐阜市     | 144  | 1,961 | 8,312      | 95,934  | 2.0   |
| 宮崎県     | 311  | 3,253 | 16,679     | 106,488 | 3.1   |
| 佐賀県     | 280  | 2,567 | 13,347     | 110,229 | 2.3   |
| 香川県     | 210  | 1,760 | 18,146     | 132,456 | 1.3   |
| 鳥取県     | 257  | 2,855 | 14,640     | 146,052 | 2.0   |
| 高知県     | 239  | 2,615 | 15,262     | 151,499 | 1.7   |

#### 【意見 信用保証協会】

金額的には、普通保証、無担保保証に関するものが無視できないが、保証債務残高に対して代位弁済発生率の高いものについては、保証制度自体の見直しを含めて検討することが望ましい。

#### 【意見 信用保証協会】

特に前述した「倒産関連保証」等は、事業報告書を含めた対外的な報告書に

その事実が明確に記載されていないため、制度の内容と代位弁済が多く発生した原因が不明であった。これらの制度は取扱期間が終了しているものが多いとのことであったが、高い代位弁済率となっているため、その理由について事業報告書等に記載することが望ましい。

【意見 信用保証協会】

C R D 区分下位の保証申込について、より慎重な審査を行うことが望ましい。

(5) 求償権の回収

【事実関係】

最後に、代位弁済により生じた求償権の回収状況について検討する。

直近3年間の求償権の回収状況は下表のとおりである。

(単位 件数：件、金額：千円、前年比：%)

| 項目      | 平成23年度 |           |       | 平成24年度 |           |       | 平成25年度 |           |       |
|---------|--------|-----------|-------|--------|-----------|-------|--------|-----------|-------|
|         | 件数     | 金額        | 前年比   | 件数     | 金額        | 前年比   | 件数     | 金額        | 前年比   |
| 期首求償権残高 | 682    | 1,799,048 | 105.9 | 584    | 1,498,620 | 83.3  | 553    | 1,339,281 | 89.4  |
| 代位弁済額   | 151    | 2,022,460 | 95.4  | 194    | 2,117,456 | 104.7 | 144    | 1,961,488 | 92.6  |
| 計       | 833    | 3,821,508 | 100.1 | 778    | 3,616,076 | 94.6  | 697    | 3,300,769 | 91.3  |
| 回収額     | 22     | 256,222   | 75.1  | 6      | 212,204   | 82.8  | 30     | 307,214   | 144.8 |
| 償却額     | 227    | 2,066,666 | 123.2 | 219    | 2,064,591 | 99.9  | 213    | 1,982,508 | 96.0  |
| 期末求償権残高 | 584    | 1,498,620 | 83.3  | 553    | 1,339,281 | 89.4  | 454    | 1,011,048 | 75.5  |

※期末求償権残高＝(期首求償権残高＋代位弁済額)－回収額－償却額

求償権の回収については、前述の回収率にも示すとおり、全国平均よりも高い数値を示している。特に平成25年度については、高い回収率(9.3%)を実現し、求償権残高も前年比75.5%まで下がっている。

ただし、求償権は期末において協会の「求償権償却基準」によって每期償却されている。償却額の期首求償権残高と代位弁済額の合計に対する割合は、平成23年度は54.1%、平成24年度は57.1%、平成25年度は60.1%となっている。

求償権の回収については、一部債権についてサービサー(保証協会債権回収㈱)に委託しており、委託する債権は主に無担保債権である。

サービサー委託分については、契約に基づき、信用保証協会が委託手数料を支払う状況にある。サービサーは、協会と同フロアに所在し、人員も所長は協会の管理課課長が兼務しており、他の職員は2名のみである。なお、サービサ

一は信用保証協会との使用貸借契約により、賃借料の支払いはない。

委託手数料は基本委託手数料と回収実績手数料から成り、中小企業金融安定化特別保証制度に係る案件とそれ以外の案件で金額が異なる。前者については、基本委託手数料は一件につき 4,000 円／半年、回収実績手数料は回収金額の 12%、後者については、同様に 2,500 円／半年、6 %となっている。

また、サービサーによる一人当たりの担当企業数は、340 件程度であり、管理課担当の 240 件の約 1.4 倍である。

サービサーによる直近 3 年間の回収状況は、下表のとおりである。なお、下表の回収額には償却済の求償権の回収額も含まれる。

(単位 回収額：千円、回収率：%)

| 回収原因内訳   | 平成 23 年度 |      | 平成 24 年度 |      | 平成 25 年度 |      |
|----------|----------|------|----------|------|----------|------|
|          | 回収額      | 回収率  | 回収額      | 回収率  | 回収額      | 回収率  |
| 通常督促（定期） | 55,205   |      | 54,613   |      | 55,238   |      |
| 任意処分（担保） | 6,918    |      | 300      |      | 1,700    |      |
| 競売配当（担保） | 0        |      | 1,056    |      | 8,811    |      |
| 破産配分等    | 5,347    |      | 3,492    |      | 3,231    |      |
| その他（不定期） | 34,090   |      | 12,389   |      | 30,962   |      |
| 合計       | 101,560  | 1.22 | 71,851   | 0.72 | 99,943   | 0.99 |
| 計画達成状況   | 112.84%  |      | 79.83%   |      | 111.05%  |      |

※合計の回収率は（回収額合計／（回収額合計＋期末受託求償権））

サービサー回収率については、下表の全国平均と比較して、やや減少傾向にある。

(単位：%)

|        | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 岐阜市営業所 | 1.22     | 0.72     | 0.99     |
| 全国平均   | 1.15     | 1.14     | 1.13     |

計画達成状況については、ここ 3 年とも計画額が 90,000 千円となっており、結果としては変動がある。なお、計画額については、サービサーが利益を出すために必要な手数料収入をもとに、どれだけの回収額が必要になるかを逆算して定めている。

回収原因ごとの回収率について、回収原因別の求償権残高または委託残高が不明なため、信用保証協会ではデータが存在しない。

なお、サービサーに対する委託手数料と回収額に対する比率は、下表のとおり

りである。

| 項目     | 平成 23 年度   | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 委託手数料  | 14,686 千円  | 14,043 千円 | 15,772 千円 |
| 回収額    | 101,560 千円 | 71,851 千円 | 99,943 千円 |
| 委託手数料率 | 14.5%      | 19.5%     | 15.8%     |

また、平成 25 年 12 月に発覚した、栃木県信用保証協会嘱託職員がサービス一に出向期間中に起こした不祥事事件について、当該事件が債務者からの回収額を入金処理していない状況であったため、信用保証協会においても同様な事件に対する対応策として、次のことを行っている。

- ① 集金による回収を原則禁止とし、サービスが現金回収を行う場合は信用保証協会の職員が同行する。
- ② サービス委託案件について、不動産担保の任意処分を行う場合は、信用保証協会の職員が同行し、契約書や現金の受渡は同職員が行う。

#### 【意見 信用保証協会】

求償権の回収状況については、回収率が全国平均を上回っており、償却率も全国で 5 番目に低いことから、概ね良好に見える。ただし、保険料の収入等により每期 50%以上の求償権償却を行っており、他の協会と求償権残高、代位弁済額等の規模も異なるため、一概に回収率の良し悪しを判断することは難しい。

よって、回収原因別の回収率を算定する等、回収状況を詳細に分析して、より効率的な求償権の回収に努めることが望ましい。

サービス委託分については、直近では回収率が減少傾向にある一方で、委託手数料の負担も少なくなく、使用貸借のため貸貸料の負担も求めている。結果、現状では費用面から見てサービスに委託するメリットが見出せない状況にある。

サービスの回収率向上のため指導・監督を強化することが望ましい。

## 5 市との関係について

#### 【事実関係】

市は、信用保証協会に対して経営基盤の強化を目的として、毎年出えん金を支出している。

また、信用保証協会の保証制度の枠内において市独自の融資制度を設け、預託金を金融機関に預けることにより保証利用者の借入金利を低下させる預託金制度や、信用保証料の補填を行う保証料補填制度を設けている。

市から支出される上記金額の直近 3 年間の推移は、下表のとおりである。



(単位：千円)

| 項目    | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度  |
|-------|------------|------------|-----------|
| 出えん金  | 10,000     | 10,000     | 10,000    |
| 預託金   | 11,380,000 | 10,200,000 | 8,900,000 |
| 保証料補填 | 728,487    | 209,152    | 416,257   |
| 合計    | 12,118,487 | 10,419,152 | 9,326,257 |

#### (1) 出えん金

出えん金は、金融対策費のうち商工業融資事業として予算化されている。市内中小企業者等の金融円滑化を確保するために協会の経営基盤の強化を目的として毎年予算化されているが、出えん金の支出に係る明確な規定はなく、信用保証協会設立以来毎年支出されており、平成 17 年度以降支出額は 10,000 千円となっている。

出えん金は、基金を構成し、基金と基金準備金の合計が基本財産となる。基本財産の充実が経営基盤の充実につながるが、基本財産を保証平均残高で除した財産比率を見ると、ここ数年ほぼ 6 % 台で推移しており、平成 25 年度は 6.72% であった。同様に岐阜県や川崎市の財産比率は直近では 4 % 台で推移している。

平成 25 年度の基本財産額は 6,447,768 千円であり、保証最高限度額は 241,791,300 千円となる (37.5 倍)。3 月末の保証債務残高は 93,194,520 千円 (金融安定化分除く) なので、消化率は 38.7% となり、保証枠は十分にある状況である。

#### (2) 預託金

預託金制度は、市が金融機関に融資の原資の一部を預託し、金融機関は預託金の 5 倍以上に相当する自己資金を加えて融資をしなければならない制度である。預託金部分は無利息なので、結果的に、金融機関は、全体の貸出金利を低く設定することができ、保証利用者は、低い利息で利用できることになる。

預託金は、基本的には前年度末融資残高と新規融資見込額を合算した金額を 6 で除した金額となる。預託金は年度当初に各金融機関に配分され、7 月末の新規融資額等を考慮して 10 月頃に予算残額が配分される。一方、これらの預託金は年度末にその全額が戻される。

この 3 年間、預託金は減少傾向にあり、平成 25 年度においては「ぎふし経営力強化資金」制度が創設されたものの、他の制度については過年度残高が減少しているため、合計では 13 億円減少した。

ただし、平成 25 年度において一般会計予算 (当初予算額) に占める預託

金額の割合は 5.8%、予算全体（当初予算額）に占める割合は 3.0%と大きな数値となっている。

### （３）保証料補填

市の融資制度において、市の保証料補填要綱に基づき保証利用者が協会へ支払う保証料の全部または一部が補填される。

平成 23 年度は、東日本大震災復興緊急支援枠による「経営環境変動対策資金」制度の利用が大きく影響し補填額が増加したが、平成 24 年度は、その反動により補填額は大きく減少し、平成 25 年度は、「ぎふし経営力強化資金」制度が創設され、その利用件数も多かったため補填額は持ち直した状況となっている。

保証料補填は、平成 25 年度において全国 52 の信用保証協会のうち、48 の信用保証協会が採用している。

### 【指摘 産業雇用課】

信用保証協会は、財産比率も特に低いわけではなく、消化率にも余裕があることから、協会の財務体質は安定しているといえる。

また、経営の効率化を図り収支差額を計上すれば、基金準備金として基本財産を増額できる。

市は、信用保証協会に対する出えん金のほか、預託金、保証料補填と多額の支出をしているが、これらは、信用保証協会に対する直接の支出ではないが、市融資制度の活用により結果的には信用保証協会に保証料が入ることになるので、間接的には、信用保証協会を支援していることになる。

市は、出えん金の削減をすべきである。

### 【意見 産業雇用課】

預託金は、上記のとおり支出と収入が繰り返されるため、収支差額は毎年 0 となり、市の負担はないように見える。しかし、融資残高に対する一定の預託金を絶えず金融機関に預け入れることになるので、実質的には、預託金額が拘束されることになる。市の予算全体に占める預託金額の割合も 3.0%（89 億円）と無視できない。

預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。

## 6 岐阜県信用保証協会との関係について

### 【事実関係】

平成 22 年 2 月に策定された行財政改革プランの外郭団体見直し行動計画や、平成 24 年 3 月に報告された「岐阜市信用保証協会のあり方について」におい

て、市信用保証協会の廃止又は県信用保証協会との統合が検討されている。

前者においては、廃止又は統合が必要であるとされた時に主務官庁、岐阜県、県信用保証協会と協議を行うこととされ、後者においては、併存協会であることの異議は見当たらないとしながらも、経営基盤の強化を望んでいる。

大阪府と大阪市の保証協会が統合したため、現在では市の保証協会としては、横浜市、川崎市、名古屋市と岐阜市に存在するのみである。

設立当初から、地場産業である繊維業、製造業を営む中小企業者等の育成・支援に大きく貢献してきたが、長引く国内景気低迷により信用保証協会の利用者数も減少傾向にある。

#### 【意見 産業雇用課、信用保証協会】

二重行政の撤廃を目的とした信用保証協会の統合は、大阪府と大阪市において実現された。ただし、両者の統合においては、懸案事項が多数あり、まず両者を客観的に比較する指標が不足していた。

岐阜県と岐阜市においては、当面のところ差し迫った問題ではないが、必要性が提示されてから検討するのは後手に回ることになるので、両者を比較検討する指標を作成し、事前に検討することが不可欠である。

事実、大阪の場合は、「社会コスト（協会・国・地方負担の合計）／保証料」等の指標をもとに府と市の実績を比較検討して、どちらのしくみを基準とするかを決定している。

市は、岐阜市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、岐阜市信用保証協会と岐阜県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。

## 第 5 章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                                                                                                 |          |                     |
|------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 42 年 3 月 28 日                                                                                                                                                                                                                |          |                     |
|      | 所在地               | ◎本所<br>岐阜市都通 2 丁目 2 番地 岐阜市民福祉活動センター内<br>○中央センター<br>岐阜市都通 2 丁目 2 番地 岐阜市民福祉活動センター 1 階<br>○柳津支所・柳津センター<br>岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 8 番地<br>○南部センター<br>岐阜市茜部菱野 1 丁目 75 番 2 岐阜市南市民健康センター 2 階<br>○北部センター<br>岐阜市長良東 2 丁目 140 番地 岐阜市北市民健康センター 1 階 |          |                     |
|      | 所管課               | 福祉部 福祉政策課                                                                                                                                                                                                                       |          |                     |
|      | 基本財産              | 4,000 千円                                                                                                                                                                                                                        | 市出資額（割合） | 0 円<br>(0%)         |
|      | 純資産               | 1,399,327 千円                                                                                                                                                                                                                    | 市出資額（割合） | 451,000 千円<br>(32%) |
|      | 設立目的<br>（定款第 1 条） | 岐阜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。                                                                                                                                                         |          |                     |
|      | 事業内容<br>（定款第 2 条） | ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。<br>②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助<br>③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成<br>④①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業<br>⑤保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡<br>⑥共同募金事業への協力<br>⑦ボランティアセンターの設置運営                            |          |                     |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>⑧ふれあい福祉センターの設置運営</p> <p>⑨老人居宅介護等事業の経営</p> <p>⑩障害福祉サービス事業（居宅介護事業）の経営</p> <p>⑪移動支援事業の経営</p> <p>⑫特定相談支援事業の経営</p> <p>⑬岐阜市高齢者介護予防・家族介護教室事業</p> <p>⑭福祉サービス援助支援事業</p> <p>⑮生活福祉資金貸付事業</p> <p>⑯その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (定款第 31 条) | <p>この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>①岐阜市民福祉活動センターの経営</p> <p>②岐阜市福祉の店事業</p> <p>③訪問入浴サービス事業の経営</p> <p>④居宅介護支援事業の経営</p> <p>⑤岐阜市地域包括支援センター中央北事業</p> <p>⑥指定市町村事務受託法人事業（要介護認定調査事務）</p> <p><b>* 社会福祉法第 26 条（公益事業及び収益事業）</b></p> <p><b>1</b> 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（<a href="#">第 2 条</a>第 4 項第 4 号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。<a href="#">第 57 条</a>第 2 号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p> <p><b>2</b> 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p> |

\* 出資額について、基本財産と基本金で考慮する場合と、純資産と基金及び基本金で考慮する場合と、2つの考え方を記載した。

\* 岐阜市からの基金（451,000 千円）は、社会福祉推進基金（400,000 千円）と福祉ボランティア基金（51,000 千円）である。

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

| 組織状況 |     | 役員   | 評議員  | 職員    |
|------|-----|------|------|-------|
|      | 常勤  | 1 名  | 0 名  | 56 名  |
|      | 非常勤 | 20 名 | 62 名 | 214 名 |
|      | 合計  | 21 名 | 62 名 | 270 名 |

理事会 理事 21 名 任期 2 年 (平成 26 年 6 月 1 日現在)

(島支部長、芥見南支部長、民生委員・児童委員協議会会長、柳津支部長、本郷支部長、鷺山支部長、日置江支部長、三輪南支部長、藍川支部長、白山支部長、華陽支部長、加納東支部長、市身体障害者福祉協会会長、日本児童育成園理事長、市老人クラブ連合会会長、市ボランティア連絡協議会会長、岐阜市福祉部長、市職員OB (常務理事))

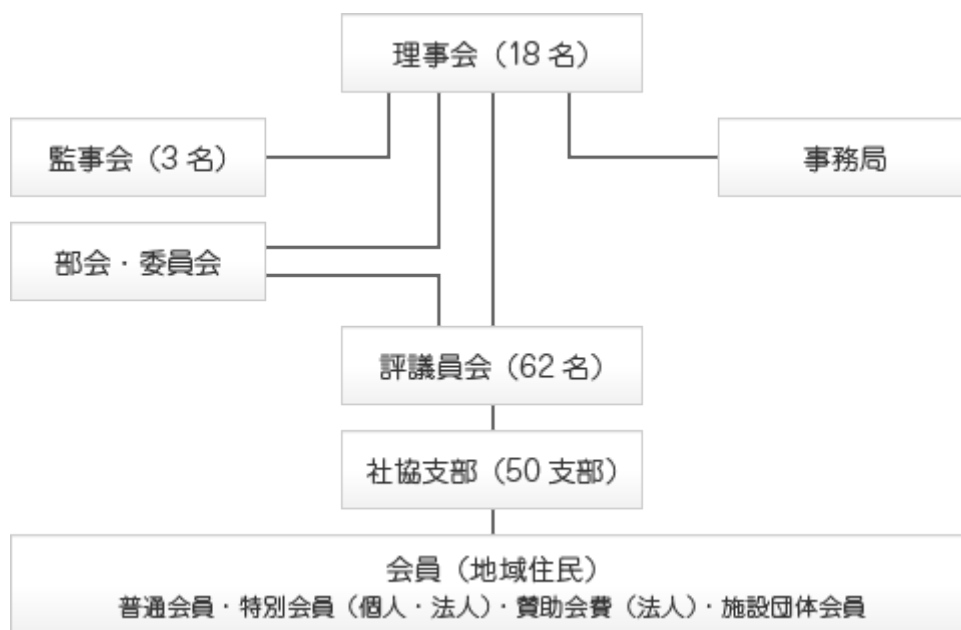
会長 1 名 (非常勤) 副会長 2 名 (非常勤)

監事 3 名 任期 2 年

(民生委員・児童委員協議会理事、岐阜市福祉施設民営化統括審議監、学識経験者)

評議員会 評議員 62 名 任期 2 年

(金華支部長、京町支部長、明德支部長、徹明支部長、梅林支部長、木之本支部長、本荘支部長、日野支部長、長良支部長、長良西支部長、長良東支部長、早田支部長、城西支部長、三里支部長、加納西支部長、則武支部長、常磐支部長、長森南支部長、長森北支部長、長森西支部長、長森東支部長、木田支部長、岩野田支部長、岩野田北支部長、黒野支部長、方県支部長、茜部支部長、鶉支部長、西郷支部長、七郷支部長、市橋支部長、岩支部長、鏡島支部長、厚見支部長、芥見支部長、芥見東支部長、合渡支部長、三輪北支部長、網代支部長、柳津地区自治会連合会会長、岐阜市民生委員児童委員協議会副会長、岐阜市民生委員児童委員協議会副会長、岐阜市民生委員児童委員協議会副会長、岐阜市民生委員児童委員協議会副会長、岐阜市民生委員児童委員協議会理事、岐阜市民生委員児童委員協議会理事、岐阜市民生委員児童委員協議会理事、岐阜市民生委員児童委員協議会理事、岐阜市民生委員児童委員協議会監事、岐阜市民生委員児童委員協議会監事、社会福祉法人豊寿会理事長、岐阜地区知的障害者育成会会長、岐阜市母子寡婦福祉連合会会長、岐阜市赤十字奉仕団委員長、岐阜市女性の会連絡協議会、青少年育成市民会議推進員会会長、岐阜市公民館連絡協議会副会長、岐阜市福祉事務所長兼少子化対策審議監、岐阜市福祉部次長兼福祉政策課課長、岐阜市健康部健康増進課長、岐阜商工会議所議員、ぎふ農業協同組合常務理事)



(出典: 社会福祉協議会ホームページより)

(単位: 千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分    | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|-------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額  | 706,007   | 715,424   | 687,623   |
|                   | 総支出額  | 660,657   | 688,567   | 668,652   |
|                   | (人件費) | 460,625   | 477,007   | 468,411   |
|                   | 差引収支額 | 45,350    | 26,856    | 18,970    |
|                   | 総資産額  | 1,627,852 | 1,692,125 | 1,658,552 |
|                   | 総負債額  | 272,135   | 295,418   | 259,225   |
|                   | 正味財産額 | 1,355,716 | 1,396,706 | 1,399,327 |

(単位: 千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|---------|----------|----------|----------|
|                            | 指定管理料   | 14,190   | 13,595   | 13,595   |
|                            | 委託料     | 76,517   | 83,612   | 84,892   |
|                            | 補助金     | 99,384   | 99,985   | 94,961   |
|                            | 負担金・寄付金 | 50       | 52       | 52       |
|                            | その他     | 26,104   | 19,981   | 24,196   |
|                            | 合計      | 216,245  | 217,225  | 217,696  |

\*【その他】については、障害福祉サービスの地域生活支援事業である移動支援事業や訪問入浴サービス事業の報酬である。

(単位：千円)

| No | 事業名                | 事業概要                                      | 事業費     |
|----|--------------------|-------------------------------------------|---------|
| 1  | 法人運営事業             | 法人の目的である地域福祉推進達成のための運営事業、貸付事業等            | 138,727 |
| 2  | ホームヘルプサービス事業       | 介護保険法・障害者自立支援法における訪問介護員の派遣                | 165,851 |
| 3  | 居宅介護支援事業           | 介護保険制度における居宅サービス計画の作成                     | 110,597 |
| 4  | ふれあいのまちづくり事業       | 地域活動コーディネーターによる社協支部事業の支援やふれあい福祉センターの設置    | 49,058  |
| 5  | 訪問入浴サービス事業         | 介護保険制度や地域生活支援事業における移動入浴車両によるサービスの提供       | 46,279  |
| 6  | 岐阜市地域包括支援センター中央北事業 | 要支援高齢者に対する総合相談や介護予防ケアマネジメントの実施            | 39,196  |
| 7  | 共同募金配分金事業          | ふれあい・いきいきサロンを中心とした各種の社協支部活動やボランティアの育成援助事業 | 38,052  |
| 8  | その他                |                                           | 99,860  |

## 2 沿革

|               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| 昭和 33 年 1 月   | 任意団体として発足                                    |
| 昭和 42 年 3 月   | 社会福祉法人の認可                                    |
| 昭和 47 年 4 月   | 会員制の実施                                       |
| 昭和 48 年 11 月  | 入浴サービス事業（受託事業）の実施                            |
| 昭和 50 年 4 月   | ボランティアセンターの開設                                |
| 昭和 60～61 年    | 「福祉ボランティアのまちづくり事業」の指定                        |
| 昭和 62 年       | 福祉ボランティア基金の設置                                |
| 昭和 63 年 1 月   | 岐阜市福祉の店「友&愛」開設                               |
| 平成 3 年 11 月   | 社会福祉推進基金の設置                                  |
| 平成 3 年～平成 7 年 | 「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受ける。                       |
| 平成 9 年 4 月    | ホームヘルプサービス事業（受託事業）の実施                        |
| 平成 11 年 10 月  | 地域福祉権利擁護事業（受託事業）の実施<br>要介護認定訪問調査（受託事業）の実施    |
| 平成 12 年 4 月   | 介護保険事業の実施<br>基幹型在宅介護支援センターの開設<br>社協北部センターの開設 |



|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成 13 年 4 月 | 社協南部センターの開設                       |
| 平成 18 年 3 月 | 柳津町社会福祉協議会と合併<br>社協柳津支所・柳津センターの開設 |
| 平成 18 年 4 月 | 岐阜市地域包括支援センター中央北の開設               |

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 理事について

#### 【事実関係】

社会福祉協議会においては、常勤役員である常務理事を 1 人置いているが、代表者である会長は、非常勤である。

平成 16 年 10 月 29 日策定の「外郭団体の経営改善指針」では、「業務執行体制」「① 責任体制の明確化」の項目において、「理事長や会長など団体の経営責任者は、原則として、常勤とする。」とある。

しかしながら、これまで「理事長や会長など団体の経営責任者は、原則として、常勤とする。」という経営改善指針との整合性について、検討していない。

なお、指導監査課によると、岐阜県内の社会福祉協議会の会長は非常勤であり、常勤の役員として常務理事を置く体制、若しくは、常勤の事務局長が常務理事を兼務する体制になっており、岐阜市社会福祉協議会の体制が特異というわけではないようである。

#### 【指摘 福祉政策課、社会福祉協議会】

社会福祉協議会において、常勤の常務理事がいることで、「理事長や会長など団体の経営責任者が常勤である」としているが、平成 16 年 10 月 29 日策定の「外郭団体の経営改善指針」に反していないのかを検討すべきである。また、例外に該当すると判断して良いかを検討すべきである。

福祉政策課においても、「理事長や会長など団体の経営責任者が常勤である」という経営改善指針に反していないのかを検討すべきである。また、例外に該当すると判断して良いか検討すべきである。

その上で、整合性が取れないのであれば、福祉政策課は、社会福祉協議会に対して、常任の会長を選任するように指導をすべきである。

### 2 出資割合と基本財産について

#### 【事実関係】

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項において、同法第 221 条第 3 項の「法人」については、経営状況を説明する書類を作成し、議会への報告を義務づけられて

いる。そして、同法第 221 条第 3 項の「法人」とは、「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの」すなわち「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」（地方自治法施行令第 152 条第 1 項）とあり、社会福祉法人は、「一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」に該当しないとされている。

しかし、「普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」、すなわち、「普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」については、監査委員による監査が認められる（地方自治法第 199 条第 7 項、地方自治法施行令第 140 条の 7）。岐阜市から、1 / 4 以上の出資割合が認められる場合、監査委員の監査が認められるということになる。

岐阜市社会福祉協議会は、任意団体であった時の 300 万円の寄附金をもとに、基本金としている。平成 18 年に、柳津町社会福祉協議会（基本金 100 万円）と合併したことから、400 万円の基本金となっていることから、基本財産は、400 万円となっている。

平成 3 年、社会福祉推進基金積立資産設置要綱（岐阜市社会福祉協議会）に基づいて、社会福祉推進基金が設置され、岐阜市から 4 億円が出えんされている。

また、岐阜市福祉ボランティア基金積立資産設置要綱（岐阜市社会福祉協議会）に基づいて、昭和 62 年度から平成 3 年度にかけて毎年 10,000 千円、平成 17 年度には 1,000 千円の合計 51,000 千円が、ボランティア基金として、市から、社会福祉協議会に出えんされている。平成 17 年度の 1,000 千円については、柳津町社会福祉協議会における出えん金であり、岐阜市と柳津町との合併により、ボランティア基金に組み込まれた。

社会福祉推進基金及び岐阜市福祉ボランティア基金についての要綱や決裁について、市には、現時点において存在しない（廃止されたのか、元々存在しないのかは不明である。）。

福祉政策課の申告のもとに、財政課において作成している出資による権利等一覧表によると、社会福祉協議会は、451,000 千円の出資等による権利が存在している。しかし、これらについては、基本財産に計上していないことから、市の出資金として、取り扱われていないため、社会福祉協議会の資本金等に対する出資割合は、0 %となっている。

監査課においても、社会福祉推進基金及び岐阜市福祉ボランティア基金は、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」に該当しない以上、出資割合に影響しないため、社会福祉協議会に対する岐阜市の出資額は、0 円であるという考え方を取っている。

【意見 福祉政策課、監査課】

基本財産及び運用財産という区分けは、社会福祉法人としての財産の区分に過ぎず、出資割合における出資と同一の概念ではない。上記の社会福祉推進基金及び岐阜市福祉ボランティア基金が、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」（地方自治法施行令第152条、第140条の7）に該当するかが問題となる。

この点、「出資による権利」（地方自治法第238条1項7号）にある「出資」については、地方自治法第221条の「出資」と同意義である。そして、地方自治法第221条の「出資」は、地方自治法第199条第7項に規定する「出資」と同じであって、株式会社の出資の外、一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人に対する基金の拠出（同法第131条）及び一般財団法人に対する財産の拠出（同法第157条）も含まれるとされている（「新版逐条地方自治法第7次改訂版（松本英昭著）」769頁参照）。よって、一般社団法人、一般財団法人と同様に、社会福祉法人に対する基金の拠出も、「出資」に該当する可能性がある。したがって、社会福祉法人である社会福祉協議会においても、社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該当する可能性がある。

その場合、社会福祉協議会における市の出資割合は、1／4を超えることから、監査委員監査の対象となる。この点、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」に該当しないのかを検討することが望ましい。

### 3 指定管理について

#### 岐阜市民福祉活動センター（会議室）

|      |          |                                                                         |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市都通2丁目2番地                                                             |
|      | 所管課      | 福祉部福祉政策課                                                                |
|      | 根拠条例     | 岐阜市民福祉活動センター条例                                                          |
|      | 指定期間     | ①平成18年4月1日～平成21年3月31日<br>②平成21年4月1日～平成24年3月31日<br>③平成24年4月1日～平成29年3月31日 |
|      | 指定管理料    | ③13,595千円（平成25年度）                                                       |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                       |
|      | 利用者数     | 14,997人（平成25年度）                                                         |
|      | 公募・非公募   | 公募                                                                      |

\* 監査人補助者は、上記施設について、現場視察をした。

#### （1）指定管理者の選定について

### 【事実関係】

選定委員会のメンバーには、5人のうち、岐阜市福祉部長、岐阜市福祉事務所のほか、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長、岐阜市老人クラブ連合会副会長が入っている。

指定管理者である社会福祉協議会の理事としては、岐阜市民生委員・児童委員協議会の会長、岐阜市老人クラブ連合会会長が入っており、監事には、岐阜市民生委員・児童委員協議会の副会長が入っている。

### 【意見 福祉政策課】

岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長が指定管理者選定委員会委員となっている。他方、岐阜市民生委員・児童委員協議会会長が社会福祉協議会の理事となっている。

また、岐阜市老人クラブ連合会副会長が指定管理者選定委員会委員となっている。他方、岐阜市老人クラブ連合会会長が社会福祉協議会の理事となっている。

このような状況を考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ずるような事態であるといえる。

よって、公平性・中立性の観点からも、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラブ連合会副会長は、議事に加わらないことが望ましい。

## （２）事業の評価（モニタリング）について

### 【事実関係①】

指定管理施設所管課である福祉政策課は、社会福祉協議会で行われる会議等の際に、ついで見聞きしたことをもって、指定管理の評価をしている。指定管理施設所管課（福祉政策課）は、モニタリングに専念した現場訪問を徹底していない。

また、福祉政策課の指定管理者管理運営状況シートにおける「所管課の意見」は、以下のとおり、毎回似た内容となっている。また、指定管理者、指定管理施設所管課、評価委員会の評価が、全ての項目において、「A」となっている。

|                    |
|--------------------|
| 平成 24 年度上半期 所管課の意見 |
|--------------------|

指定管理者のホームページにおいて施設の案内を行い、また、チラシを配布することで、施設及び駐車場の周知を図っている。利用者の利便性向上のため、施設名称を記した看板を新たに設置し、駐車場案内看板の改修を行った。アンケート結果からも施設の場所の分かりやすさは改善されていることが伺える。

施設稼働率は前指定期間の平均と比べて同程度であり、概ね良好である。以上から、平成 24 年度上半期の管理運営状況は良好と認められる。

#### 平成 24 年度下半期 所管課の意見

指定管理者のホームページにおいて施設の案内を行い、また、社協だよりに掲載することで、施設の周知を図っている。会場案内用のホワイトボードの設置や、ワイヤレスマイクの整備など、利用者の要望に対応した。施設稼働率は前指定期間の平均と比べ、93.3%（対前指定期間比）とやや減少傾向であるが、利用者の相談に応じながら地域福祉の増進にも努めている。以上から、平成 24 年度下半期の管理運営状況は良好と認められる。

#### 平成 25 年度上半期 所管課の意見

指定管理者のホームページにおいて施設の案内や、社協だよりへの掲載を継続することで、施設の周知を図っている。今期は利便性を向上するため、駐車場の案内看板を改修するなど、利用者への配慮を行っている。施設稼働率は前指定期間の平均と比べ、100.9%（対前指定期間比）とやや増加傾向であり、利用者の相談に応じながら地域福祉の増進にも努めている。以上から、平成 25 年度上半期の管理運営状況は良好と認められる。

#### 平成 25 年度下半期 所管課の意見

指定管理者のホームページ、ちらしにおいて施設の案内や、社協だよりへの掲載を継続することで、施設の周知を図っている。利用者に対し、丁寧な対応と利用後の整理整頓の徹底により利用者に気持ち良く使っていただく努力をしている。施設稼働率は対直近 3 年平均比 98.3%とわずかに減少したが、通年ではほぼ同水準であり、今期、新たに利用した団体があり、利用者の開拓も行っている。また、利用者の相談に応じながら地域福祉の増進にも努めている。以上から、平成 25 年度下半期の管理運営状況は良好と認められる。

#### 【指摘 福祉政策課】

指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。監査人補助者が、現場を一度訪問しただけでも、施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。

モニタリングとして、現場を訪問する機会を設けることで、気づくことが増

え、「所管課の意見」欄についても、似た内容とはならないはずである。

#### 【事実関係②】

評価委員会は、平成 24 年度までは、一度も、現場にいかずに、アンケート結果や利用客数で、評価をしていた。平成 25 年度からは、評価委員会も、指定管理の現場を見るようになったが、毎年開催するわけではなく、モニタリングとしては、不十分である。その結果、評価委員会のコメントが、以下のとおり、毎回、似た内容となっている。また、指定管理者、指定管理施設所管課、評価委員会の評価が、全ての項目において、「A」となっている。

#### 平成 24 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されている。

会議室使用後には使用者が必ず清掃を行うなど、会議室使用者の当然の責務を徹底させていただきたい。

#### 平成 24 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されている。

今後も利用者のニーズに応えながら管理運営に努めていただきたい。

#### 平成 25 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されている。

今後も利用者のニーズに応えながら管理運営していただき、稼働率がさらに向上するよう、駐車場の確保など利用しやすい施設を目指していただきたい。

#### 平成 25 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されている。

今後も利用者のニーズに応えながら、利用率の向上、管理運営に努めていただきたい。

#### 【指摘 福祉政策課】

監査人補助者が、現場を一度訪問しただけでも、施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。

評価委員会も、平成 25 年度に実施したように、少なくとも 1 年に 1 回、現場で、会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視すべきである。

### 【事実関係③】

評価委員会のメンバーには、5 人のうち、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長、岐阜市老人クラブ連合会副会長が入っている。

社会福祉協議会の理事としては、岐阜市民生委員・児童委員協議会の会長や、岐阜市老人クラブ連合会の会長が入っている。

### 【意見 福祉政策課】

評価委員会の委員と社会福祉協議会の役員との関係性を考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ずるような事態である。

よって、公平性・中立性の観点からも、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び老人クラブ連合会副会長は、評価委員会の議事に加わらないことが望ましい。

## 4 補助金について

### (1) 岐阜市社会福祉協議会運営補助金

|          |                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名     | 社会福祉協議会運営補助金                                                                                                                                                |
| 要綱名      | なし                                                                                                                                                          |
| 補助金の目的   | 地域の実情に応じたきめ細やかなサービス提供や制度の谷間などにある福祉ニーズに対応しながら福祉コミュニティの構築を推進するための地域福祉推進事業を、岐阜市社会福祉協議会が円滑に行えるようにする。                                                            |
| 交付先      | 岐阜市社会福祉協議会                                                                                                                                                  |
| 事業概要     | 岐阜市社会福祉協議会の運営に係る人件費及び管理運営費の一部を助成する。                                                                                                                         |
| 補助金の対象経費 | ①地域福祉推進事業に関わる職員の人件費（職員 9 名、常勤嘱託員 1 名、非常勤嘱託員 1 名の計 11 名のうち、職員 9 名（0.5 人分の補助対象とされている者が 2 人いる。）、常勤嘱託員 1 名、非常勤嘱託員 1 名を補助対象とする。）。<br>②運営費補助（社協、各センター・支所における管理経費） |
| 補助金の算定方法 | ①職員については、各施設の社協負担分を地域福祉推進事業に関わる人員（配置人数）により按分したもの。職種により法人事業のほ                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                              |          |          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
|        | かに地域福祉事業に関わるものについて兼任割合で按分を行う（0.5人相当）。また、嘱託員については人件費全額を補助対象としている。<br>②地域福祉推進事業に従事する職員のいる事業所の管理経費<br><br>算定金額（平成 25 年度）<br>補助対象人件費 54,444 千円<br>補助対象運営費 728 千円 |          |          |
| 補助開始年度 | 昭和 60 年度                                                                                                                                                     | 経過年数     | 29 年     |
| 補助金額   | 平成 23 年度                                                                                                                                                     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 予算     | 60,922                                                                                                                                                       | 61,317   | 60,628   |
| 決算     | 60,593                                                                                                                                                       | 60,657   | 55,172   |

（単位：千円）

#### 【事実関係①】

社会福祉協議会とは、地域福祉推進の中核的団体として、すべての都道府県、市町村に設置されている全国組織の民間団体であり、地域の福祉問題をみんなで考え、話しあい、協力して解決することを目的に、市民や社会福祉に関連する団体・機関によって構成されている。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図るため設立された団体であり、社会福祉協議会においては、昭和 33 年の発足以来、現在では、市内全域に 50 の支部を設置し、地域福祉活動を展開している。少子・高齢社会の進展や核家族化、児童虐待やDV等の社会問題など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、当事者や行政だけでは解決できない課題が増加している。そのため、社会福祉協議会に対する運営費補助事業は、地域の実情に応じたきめ細かなサービス提供や制度の谷間などにある福祉ニーズに対応しながら福祉コミュニティの構築を推進することを目的として、社会福祉協議会の実施事業のうち、地域福祉推進事業に関わる人件費及び各事務所の管理経費の補助を行っている。

#### 【指摘 福祉政策課】

補助金要綱がないことから、補助対象金額が曖昧なものとなっており、本来補助すべきでない支出項目までも補助対象とされてしまう可能性がある。補助金交付申請において補助対象は確認されているようであるが、人件費や運営費を補助対象とするならば、補助金要綱を定めて、その旨明確に規定すべきである。人件費や運営費の算定方法についても、補助金要綱において、明確に規定すべきである。

補助金要綱の策定は、平成 23 年度包括外部監査報告書において指摘されており、平成 25 年度監査委員定期監査においても指示されていることから、再



度、指摘事項とした。

この点、補助金交付所管課である福祉政策課によると、現在は、補助金要綱を策定することとし、平成 27 年度から、新たに策定した補助金要綱が運用できるよう、要綱を策定しているとのことである。

#### 【事実関係②】

平成 26 年 3 月 31 日時点において、貸借対照表を見ると、繰越金が 1 億 2,000 万円以上あり、純資産額が合計 13 億円以上ある。

平成 24 年 3 月 31 日時点において、貸借対照表を見ると、繰越金が 2 億 9,800 万円以上あった。そのため、平成 24 年度第 4 回行財政改革推進会議（平成 24 年 9 月 24 日開催）で、「岐阜市社会福祉協議会運営費補助金について」という議題において、

「福祉やボランティアはメスを入れにくい部分だが資産がこれだけあるのなら、他の福祉事業等に補助金を振り分けたらどうかという思いがある。」

「13 億円の積立金、特に次期繰越として計上されている 3 億円近いお金の使途がわからない。社会福祉法人の本来の姿としてはどうか。

介護事業の黒字は、構造的な黒字体質ができたと考えられる。

地域福祉事業限定で補助金を受けているが、補助金を受けている団体ということが、介護事業や受託事業で競争優位な立場に立っているので、しっかりとした資料を用いて説明する必要がある。

積み立てているお金は、福祉に回るお金が全体として足りない中、他の福祉事業へ回すようなことも考える必要がある。

これらを考慮して、岐阜市は対処してもらいたい。」と意見が出ていた。

しかし、その後、平成 25 年 2 月 6 日において、「平成 24 年度 岐阜市社会福祉協議会一般会計及び公益事業特別会計資金収支補正予算(案)」について、理事会及び評議員会において、議決された結果、平成 24 年度当初の予算では、「介護サービス事業運営積立預金積立支出」について、「7,565,000」円とされていたが、平成 24 年度決算時点での補正予算では、「227,292,786」円とされ、決算額が、「223,937,000」円となった。その結果、介護サービス事業運営積立預金積立支出として、2 億 2,000 万円以上の金員が、介護サービス事業運営積立金として支出され、繰越金の金額が 1 億 8,000 万円以上減少していた。

なお、平成 23 年度の介護サービス事業運営積立預金積立支出は、「16,200,000」円、平成 25 年度の介護サービス事業運営積立預金積立支出は、「6,500,000」円となっている。

#### 【指摘 福祉政策課】

平成 26 年 3 月 31 日時点において、決算書類上、繰越金が 1 億 2,000 万円以上あり、積立金が合計 13 億円以上あることから（ただし、取り崩しを予定し

ていない、「社会福祉推進基金 400,000,000 円」、「ボランティア推進基金 204,303,722 円」、「福祉サービス利用支援基金 16,979,526 円」を含んでいる。)、所管課である福祉政策課において、本当に補助金が必要なのか、収支計算書などの資料をもとに、検討すべきである。

平成 24 年度第 4 回行財政改革推進会議における補助金に対する意見を踏まえて、補助金の必要性について、慎重に検討すべきである。

#### 【指摘 社会福祉協議会】

平成 24 年度第 4 回行財政改革推進会議の後、平成 24 年度の当初予算と異なり、介護サービス事業運営積立預金積立支出として、2 億 2,000 万円以上の金員が、積立金として支出され、繰越金の金額が 1 億 8,000 円以上減少していた。社会福祉協議会によると、漫然と整理していた基金・積立金を規律的に経理したとのことである。しかし、繰越金から、なぜ、2 億 2,200 万円以上という金額を積立金に移動させたのか、その移動の基準及びその移動金額の基準は明らかとなっていない。

この点、社会福祉協議会は、目的額に達するまでは、法人運営上必要な繰越金を除いて積立することから、法人運営上必要な繰越金を除いて、介護サービス事業運営預金積立支出として支出したと述べている。

しかし、これでは、必要なだけ繰越金を積立支出とすることで、繰越金の金額を調整しているに等しい。繰越金、積立金という費目の操作によって、補助金の必要性があるように見せかけているといわれても仕方のない状態である。明確な基準もなく、繰越金を移動させて、介護サービス事業運営積立金とするようなことは、避けるべきである。

#### 【事実関係③】

補助金の事業報告書について、平成 26 年 4 月 2 日付（明確に読みにくい。）による受付印を押印したが、その後、その受付印を日付ごと塗りつぶし、×印を記載して、新たに、平成 26 年 3 月 31 日の日付による押印をしている。

#### 【指摘 福祉政策課】

平成 26 年 3 月 31 日に押印したのであれば、平成 26 年 3 月 31 日に初めて押印する書類を除き、平成 26 年 3 月 31 日の日に受付印をセットしたまま、押印するはずである。その日に初めて押印する書類でもない限り、受付印を間違えることは考えにくい。特に、平成 26 年 3 月 31 日と平成 26 年 4 月 1 日以降では、月ばかりでなく、年度もまたぐことから、受付日については、特に注意を払うはずである。平成 26 年 4 月 2 日に提出された事業報告書について、提出日を遡らせていると認められるが、日付を遡らせるべきではない。

また、受付印の日付を押しつつす形で、青色のマーカーで塗りつぶし、その

上に、バツ印を記載して訂正するという方法を取っている。このような日付や訂正方法からは、外形上、補助金の事業報告書の提出日を遡らせて押印したのではないかと思われても仕方のない状態である。

仮に、受付印の日付の誤りであるならば、訂正についても、上記のような訂正方法ではなく、誤った受付印を二重線で削除し、正しい受付印を押すべきである。以上のような訂正方法では、文書の改ざんと疑われても仕方のないところである。

## (2) ふれあいのまちづくり推進助成事業補助金

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 補助金名     | ふれあいのまちづくり推進助成事業補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |          |
| 要綱名      | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |          |
| 補助金の目的   | 福祉ニーズの多様化・高度化が進む中、住民が主体となった地域福祉事業の充実を図り、住民ひとりひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるふれあいのまちづくりを目指す。                                                                                                                                                                                                                               |          |          |
| 交付先      | 岐阜市社会福祉協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |          |          |
| 事業概要     | 地域活動コーディネーターの配置、ふれあい福祉センター事業、ふれあいネットワーク事業                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |
| 補助金の対象経費 | 人件費相当分                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |          |
| 補助金の算定方法 | <p>下記の①、②で算出した額のうち、低い方を補助金とする。</p> <p>①基準額：人数（専任者以外は兼任割合を補助割合とする。）に、地方交付税単位費用の福祉活動専門員設置事業費（6,683,000 円）を乗じた額</p> <p>②対象経費支出予定額：実人件費（専任者以外の人件費は①と同様兼任割合を補助割合とする）</p> <p>①6,683,000 円×3 人+6,683,000 円×0.5×6 人=40,098,000 円</p> <p>②事務局 20,471,189 円＋コーディネーター19,293,548 円＝39,764,737 円</p> <p>②39,764,737 円が補助金となる。</p> |          |          |
| 補助開始年度   | 平成 3 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 経過年数     | 23 年     |
| 補助金額     | 平成 23 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 予算       | 38,792                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 39,675   | 39,764   |
| 決算       | 38,792                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 39,329   | 39,764   |

（単位：千円）

### 【事実関係①】

岐阜市においては、福祉ニーズの多様化・高齢化に応じ、住民が主体となっ

た地域福祉事業の充実を図るため、社会福祉協議会の実施するふれあいのまちづくりの事業（ふれあい福祉センター相談事業、ふれあいネットワーク事業）に対して、補助金を交付している。

現在、当該補助金は、主に岐阜市地域福祉計画に基づいており、根拠となる補助金要綱については該当するものがない。そのため、補助金額の算定にいても明文化された規程は存在しない。補助金額については、人件費を中心に事業費として補助するとされているだけであり、補助対象支出項目の具体的な範囲は不明確である。実際に補助金として支給されている金額は、人件費相当分のみである。

#### 【指摘 高齢福祉課】

補助金要綱がないことから、補助対象金額が曖昧なものとなり、本来補助すべきでない支出項目までも補助対象とされてしまう可能性がある。補助金交付申請において補助対象は確認されているとはいえ、人件費のみを補助対象とするならば、補助金要綱を定めて、その旨明確に規定すべきである。また、人件費の算定方法についても、補助金要綱において、明確に規定すべきである。

補助金要綱の策定は、平成 23 年度包括外部監査報告書において指摘されており、平成 25 年度監査委員定期監査においても指示されていることから、再度、指摘事項とした。

この点、補助金交付所管課である高齢福祉課によると、現在は、補助金要綱を策定することとし、平成 27 年度から、新たに策定した補助金要綱が運用できるよう、要綱を策定しているとのことである。

#### 【事実関係②】

当該事業については、事業評価シートにおいて、市職員の人件費を記載している。

#### 【指摘 高齢福祉課】

事業評価シートによると、運営費補助金の人件費は、社会福祉協議会の人件費を記載されているが、ふれあいのまちづくり補助金については、岐阜市の人件費を記載していた。

公開されている事業評価シートの記載について、担当者ごとに記載方法が統一されていない。

高齢福祉課において、記載方法を正しく統一すべきである。

この点は、行財政改革課において、事業評価シート作成の手引きを策定していることから、今後、事業評価シートの作成を継続するのであれば、行財政改革課が行っている事業評価シートの作成に関する指導・研修を行い、記載方法を周知すべきである。

### 【事実関係③】

岐阜市から、ふれあいのまちづくり事業補助金など、実績の報告や業務内容についての報告が細かく求められるようになってきている。人ごとに主たる業務内容などの報告を求めていることから、地域活動コーディネーターなどに、業務日報を提出させるようにしている。現状では、10 日間で A 4 の 1 枚程度の業務日報を個々のコーディネーターより提出させている。

### 【意見 高齢福祉課】

福祉の分野については、業務内容と結果の関係性が見えにくいことから、業務の具体的内容などを細かくチェックする方法により、補助金の有効利用等を検証する必要がある。そのため、業務日報についても、業務の具体的内容や活動時間について、より詳細に記載することが望ましい。

### 【事実関係④】

コーディネーターの配置によるネットワーク作り、各種イベントを実施しているが、岐阜市では実施結果報告を受けるのみで、補助金支給に対する効果の測定をしていない。

### 【指摘 高齢福祉課】

社会福祉協議会と協力し、例えば、効果の測定を実施するため、アンケート等により、イベント内容に対する地域住民の感想を把握すべきである。この点は、平成 18 年度岐阜市包括外部監査報告書において指摘されていることであるが（同報告書 36 頁）、再度、指摘する。

## 5 委託事業について

（平成 25 年度）

（単位：千円）

| No | 委託業務名              | 委託契約所管課 | 選定方法   | 確定委託料  |
|----|--------------------|---------|--------|--------|
| 1  | 要介護認定調査事業          | 介護保険課   | 一者随意   | 35,430 |
| 2  | 地域包括支援センター中央北事業    | 介護保険課   | プロポーザル | 18,743 |
| 3  | 高齢者介護予防事業・家族介護教室事業 | 高齢福祉課   | 一者随意   | 12,000 |

|   |                    |        |      |       |
|---|--------------------|--------|------|-------|
| 4 | 介護相談員派遣事業          | 介護保険課  | 一者随意 | 7,972 |
| 5 | 福祉の店事業             | 障がい福祉課 | 一者随意 | 5,861 |
| 6 | 生活・介護支援サポーター養成事業   | 高齢福祉課  | 一者随意 | 3,967 |
| 7 | 高齢者等実態調査（施設入所者分）事業 | 介護保険課  | 一者随意 | 724   |

## （１）要介護認定調査業務

### 【概要】

#### ア 指定市町村事務受託法人事業

岐阜市内では社会福祉協議会のみが指定されており、市からの委託を受けて、岐阜市民の新規申請者について介護認定の際の訪問調査を行う。

### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「平成18年4月施行の改正介護保険法において、平成20年度以降、要介護・要支援認定申請における新規認定調査は、直営か、介護保険法第24条の2に規定する指定市町村事務受託法人しかできなくなった。直営は人員の確保ができないため、平成20年度から県の指定を受けた岐阜市で唯一の指定市町村事務受託法人である社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会に委託している。他に指定を受けた事業所がないことから、平成25年度も引き続き、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会に委託を希望する。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン2（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「新規認定調査は県知事から指定を受けた指定市町村事務受託法人しか委託することができない。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

#### イ 介護認定調査業務

岐阜市からの委託により、市内の施設に入所している岐阜市民の更新時の調査、岐阜市からの委託により、金華、京町、長良東地区に在宅している岐阜市民の更新時の訪問調査、他市町村からの委託により、市内に居住している、他の市町村に住民登録のある者の新規または更新時の訪問調査を行っている。

【事実関係】（随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法において、平成 20 年度以降、要介護・要支援認定申請における更新・変更認定調査は、介護保険法第 28 条の 5、29 条の 2 により、指定居宅事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、介護支援専門員に委託することができると規定された。また、認定調査員は介護支援専門員の資格を持ち、なおかつ岐阜県認定調査員新規者研修を受講した者に限られる。岐阜市では、年間 16,000 件ほどの更新を予定しているが、その場合、月 1,300 件ほどの調査が必要となるが岐阜市内に単独で対応できる事業者はなく、現在、調査を引き受けてくれる全ての居宅支援事業者で対応可能なため、調査ができる全事業者（57 事業者）への委託を希望する。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「一事業者では必要とする調査件数に対応することが困難と思われるため。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

（２）岐阜市地域包括支援センター中央北

【概要】

岐阜市から委託を受け、「岐阜市地域包括支援センター中央北」を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結び付け、また高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保をめざし総合的に支援し、ワンストップサービスの拠点として事業を実施している。

以下、主な業務内容である。

ア 包括的支援業務

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ・介護予防ケアマネジメント業務（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）

イ 多職種協働による地域ケア会議の開催

ウ 指定介護予防支援事業

エ 訪問型介護予防事業

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業ケアマネジメント事業

【事実関係】（随意契約理由、プロポーザル方式）

一者随意契約理由書には、「介護予防・日常生活支援総合事業の業務委託については介護保険法第 115 条の 47「実施の委託」第 5 項に規定されており、この条項でケアマネジメント事業の委託先は「地域包括支援センター設置者に限る」とされているため、平成 25 年度から包括的支援事業を委託している岐阜市地域包括支援センター18 か所とします。」「平成 25 年度及び平成 26 年度については公募による選定結果を基に、委託する地域包括支援センターを決定している。」（岐阜市随意契約ガイドライン 2（1）ア「コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較協議により契約の相手方を予め特定しているとき」、2（5）「前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」）と記載されている。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業の委託については介護保険法第 115 条の 47「実施の委託」第 5 項に規定されており、この条項でケアマネジメント事業の委託先は「地域包括支援センター設置者に限る」とされているため、競争に切り替えることはできない。」と記載されている。

#### ② 介護予防・日常生活支援総合事業ホームヘルプ事業

【事実関係】（随意契約理由）

業務委託契約書には、随意契約理由として、「ホームヘルプ事業の委託先は、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項第 5 条第 2 項において、事業を実施するための知識や技術について熟知している職員が配置されている指定介護予防サービス事業者とすることが規定されている。また、岐阜市内の事業者に委託することにより対象者がより身近な場所で利用することが可能となる。このため、本事業の実施が可能であると申し出のあった岐阜市内の



事業者への委託とする。今年度 41 か所と契約しているが、今回新たに事業を行える事業所ができたため、介護予防訪問介護を行っている上記の事業所との契約を希望する。」と記載されている。

### ③ 訪問型介護予防事業

#### 【事実関係】（随意契約理由）

業務委託契約伺書には、随意契約理由として、「当事業の対象となる、うつ、閉じこもり、認知症の傾向があり、通所型介護予防事業への参加が困難な二次予防事業対象者は要支援状態となる可能性が高い。これらの方に対し介護予防を理解し、適切な支援を行うためには、地域保健等の知識があり在宅者への指導・教育の経験が必要である。岐阜市地域包括支援センターは介護保険法第 115 条の 46 の包括的支援事業を通じて本人や家族と面識があり、対象者が抱える課題を把握している。さらに、平成 18 年度より委託を受け訪問指導を行い、継続的な支援を行い十分な経験を有している。これらのことから、岐阜市地域包括支援センターを運営する法人に業務委託を希望する。」と記載されている。

### （３）高齢者介護予防事業・家族介護教室事業

#### ア 高齢者介護予防事業

#### 【概要】

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後の生活を送ることができるよう、関係機関と連携し介護予防教室等を開催する。

#### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「事業参加者が、できる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援するものであり、転倒予防、栄養改善、運動指導等多岐に渡る事業を実施するには、介護予防のための具体的な知識や取組方法を取り入れた的確なプランの立案や指導が必要である。そのため、健康診断や生活指導、家事訓練、運動機能訓練等、豊富なメニューでの講座を開催することが可能であり、併せて介護事業に精通

していることが必要になる。さらに、営利を目的とした参加者の囲い込みを行うこともなく、従来から実施している実績がある団体でなくてはならない。岐阜市社会福祉協議会は、上記条件を満たしている唯一の団体であり、さらに、社会福祉法に基づき設置されている社会福祉活動の推進を目的とし、営利を目的とはしない。また、住民自らの福祉の向上を図るため、活発に活動しており、住民主体による地域福祉を醸成するうえで唯一の団体であり、各地区に支部を持っており市内全域において地域と協働で事業を推進できる。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（5）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「社会福祉法に基づき設置された、営利を目的としない団体であり、住民自らの福祉の向上を図るために活発に活動しており、地域福祉を醸成するうえで唯一の団体である。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

## イ 家族介護教室事業

### 【概要】

要介護者の介護にあたっている家族及び近隣の援助者等に対し、介護の方法、介護予防、介護者の健康づくりについての講話、介護技術の習得、相談等の教室を開催する。

### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（5）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「要介護者の介護にあたっている家族及び近隣の援助者等に対し、介護の方法、介護予防、介護者の健康づくりについての講話、介護技術の習得、相談等の教室を開催するなど多岐に渡る事業を実施するには、介護予防のための具体的な知識や取組方法を取り入れた的確なプランの立案や指導が必要である。そのため、健康診断や生活指導、家事訓練、運動機能訓練等、豊富なメニューでの講座を開催することが可能であり、併せて介護事業に精通していることが必要になる。さらに、営利を目的とした参加者の囲い込みを行うこともなく、従来から実施している実績がある団体でなくてはならない。岐阜市社会福祉協議会は、上記条件を満たしている唯一の団体であり、さらに、社会福祉法に基づき設置されている社会福祉活動の推進を目的とし、営利を目的とはしない。また、住民自らの福祉の向上を図るため、活

発に活動しており、住民主体による地域福祉を醸成するうえで唯一の団体であり、各地区に支部を持っており市内全域において地域と協働で事業を推進できる。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（5）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「社会福祉法に基づき設置された、営利を目的としない団体であり、住民自らの福祉の向上を図るために活発に活動しており、地域福祉を醸成するうえで唯一の団体である。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

#### （４）介護相談員派遣事業

##### 【概要】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び通所介護施設等の利用者に対し、介護相談員を派遣し、相談に応じるとともに、介護サービス事業者と介護サービス利用者との橋渡しとなって、介護サービスの質の向上を図る。

（１）介護相談員連絡会議の開催

（２）介護相談員研修会へ参加

##### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「本業務は介護相談員を介護サービスの提供現場に派遣し、利用者等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消をするために、利用者から聞いた話を事業者に伝える等により、利用者と事業者の橋渡しをするものである。その活動を通し知り得た利用者の個人情報、また、事業者のサービスの内容等については当然介護相談員及び受注者に守秘義務が求められる。しかし、その内容が高齢者虐待等重大な場合は行政への報告も必要である。そのため、受注者については公益性の高く、介護サービスについて精通している社会福祉法人がふさわしい。しかし、派遣先である特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び老人デイサービスセンターを運営している社会福祉法人では中立性が担保できない。よって、本市内で介護サービスを提供する社会福祉法人の中で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び老人デイサービスセンターを運営しておらず、中立性が確保できる岐阜市社会福祉協議会を希望する。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「本市内に他に高齢者福祉を実施して十分な実績があり、老人福祉施設を運営しない社会福祉法人が参入したとき」と記載して、将来競争に切り替えることができるとしている。

#### （５）福祉の店

##### 【概要】

岐阜市から委託を受け、岐阜市内の障がい者施設の自主生産品の販路を確保すると共に、障がい者及び母子寡婦の手作り作品の展示販売の場として、マーサ 21 の 3 階に「岐阜市福祉の店 友&愛」を常設し、福祉の増進を図っているとの事である（平成 26 年度事業計画書）。

##### 【事実関係①】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「2（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「障がい者施設だけでなく、母子寡婦等の団体も出品しており、出品する各施設・団体との連絡調整や取りまとめが業務の中心となる。そのため、出品施設及び団体が単独で出品することは困難であり、社会福祉全般に精通し中立的立場で行える福祉団体でないと出来ない。該当するのは社会福祉協議会だけである。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「各障がい者施設及び団体が単独で出品することは困難であり、各施設間の調整等が業務であり競争入札は適さない」という理由で、将来的にも、競争に切り替えることはできないとしている。

##### 【事実関係②】（事業評価シートについて）

事業評価シートが、社会福祉協議会の「福祉の店友&愛」と社会福祉事業団「福祉ショップ WA」が、同じシート（事業概要や委託料については分けて記載している。）で作成されている。

##### 【指摘 障がい福祉課】

社会福祉協議会の福祉の店と社会福祉事業団の福祉ショップは、委託先及び対象や目的の一部異なる事業であることから、事業評価シートは別々に作成すべきである。

## （６）生活・介護支援サポーター養成事業

### 【概要】

高齢者等の個別の生活ニーズに応えるために、地域住民の主体性に基づき運営される、安定的・継続的住民参加サービス等の仕組みを作るため、新たな担い手を養成して関係機関と協働し、地域における見守り、支援活動の体制を構築する

### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「2（５）前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「岐阜市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されており、社会福祉に関する活動に対し住民参加のための援助を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、各地区に支部を持っており、市内全域において地域と密接な関係を築いており、本事業を遂行できる唯一の団体である。」と記載されており、岐阜市社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「地域住民の主体性に基づく新たな住民参加サービスの担い手のリーダーを養成するため福祉全般に係る幅広い研修を実施するとともに、その活動の場づくり等を支援するため、他に適当な事業者がない。」という理由で、「競争に切り替えることができない」としている。

## （７）高齢者等実態調査（施設入所者分）事業

### 【概要】

高齢者の日常生活の実態や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握し、平成 26 年度中に見直しを行う「岐阜市高齢者福祉計画（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）」策定の基礎資料とすることを目的としている。調査の種類は、①一般高齢者、②要介護・要支援認定者で介護サービスを受けていない人及びその介護者、③介護予防サービスを受けている人及びその介護者、④居宅で介護サービスを受けている人及びその介護者、⑤小規模多機能型居宅介護利用者、⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者、⑦グループホーム入居者、⑧介護保険施設入所者、⑨介護支援専門員、⑩介護予防サービス計画を作成している地域包括支援センター職員を対象とした 10 種類であり、

対象者に対して、アンケートを配布・回収することで調査している。

社会福祉協議会は、岐阜市から委託を受け、介護支援専門員が⑧施設入所者の実態調査を行った。

【事実関係】（一者随意契約の理由について）

本件契約の一者随意契約理由書には、「この業務は、市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設（以下、「介護保険施設」という。）の入所者に対し、実態調査を実施するもので、重度の介護が必要な入所者本人に面接し、状態や意向についての聞き取り調査を行うため、専門的な知識や経験が必要である。岐阜市社会福祉協議会は社会福祉法により地域福祉の推進を図る団体として位置づけられ、社会福祉士など専門的な知識を持つ人材を有しており、介護保険施設の運営を行っていないため、公正中立な立場が確保できる唯一の団体である。」と記載されており、社会福祉協議会が、上記ガイドライン 2（5）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「社会福祉法に基づき設置された営利を目的としない地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、入所施設を持っておらず、施設運営の利害関係を考慮せず、公平中立な調査を行うことができる唯一の団体である。」という理由で、将来的にも、競争に切り替えることはできないとしている。

## 6 自主事業について

### （１）貸付事業（岐阜県社会福祉協議会からの委託事業を含む。）について

【事実関係】

社会福祉協議会の貸付事業として、以下の４つがある。

#### ①貸付事業相談体制

岐阜県社会福祉協議会からの補助により、多くの貸付相談者に対応するために、貸付事業相談をしている。相談件数は、651 件（平成 25 年度）であった。

#### ②生活福祉資金の貸付

岐阜県社会福祉協議会から委託を受け、低所得世帯及び障がい者世帯等に対し、総合支援・福祉・教育支援及び不動産担保型生活資金を無利子又は低利で貸し付け、民生委員・児童委員の指導と協力を得て、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう援助している。

(単位：千円)

| 貸付状況 | 区分                 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|--------------------|----------|----------|----------|
|      | 更生資金（件数）           | 0        | 0        | 0        |
|      | （金額）               | 0        | 0        | 0        |
|      | 福祉資金（件数）           | 5        | 6        | 16       |
|      | （金額）               | 2,469    | 3,792    | 6,626    |
|      | 教育支援資金（件数）         | 6        | 1        | 3        |
|      | （金額）               | 3,743    | 1,062    | 1,536    |
|      | 総合支援資金（件数）         | 36       | 19       | 5        |
|      | （金額）               | 10,167   | 3,926    | 998      |
|      | 緊急小口資金（件数）         | 58       | 37       | 37       |
|      | （金額）               | 4,860    | 3,146    | 3,132    |
|      | 不動産担保型生活資金・一般（件数）  | 1        | 0        | 0        |
|      | （金額）               | 9,675    | 6,975    | 5,909    |
|      | 不動産担保型生活資金・要保護（件数） | 2        | 1        | 0        |
|      | （金額）               | 612      | 5,373    | 3,824    |
|      | 合計（件数）             | 108      | 64       | 61       |
|      | （金額）               | 22,819   | 24,275   | 22,025   |

\*平成 24 年度からは、貸付を決定した方に送金した金額を記載している。

### ③臨時特例つなぎ資金の貸付

岐阜県社会福祉協議会から委託を受け、公的給付制度又は公的貸付制度を申請中の住居のない離職者に対し、交付を受けるまでの当面の生活費を無利子又は低利で貸し付け、民生委員・児童委員の指導と協力を得て、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう援助している。

(単位：千円)

| 貸付状況 | 区分   | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|------|----------|----------|----------|
|      | 貸付件数 | 1        | 1        | 0        |
|      | 貸付金額 | 100      | 33       | 0        |

### ④生活つなぎ資金の貸付

生活保護決定世帯へ保護費支給日までの生活つなぎ資金を貸し付け、生活保護世帯の生活安定を図っている。

このうち、④生活つなぎ資金の貸付については、要保護世帯の保護決定後、保護費支給日までのつなぎ資金を貸付ける事業である。この貸付事業において、

回収の可能性が極めて低くなった貸付金が存在しているが、今日まで貸し倒れ等の処理がされることもなく貸付金として残高が残ったままになっている。

(単位：千円)

| 貸付状況 | 区分   | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|------|----------|----------|----------|
|      | 貸付件数 | 298      | 205      | 230      |
|      | 貸付金額 | 4,682    | 2,899    | 2,968    |

#### 【指摘 社会福祉協議会】

回収の可能性が極めて低くなった貸付金をそのまま表示しておくことは、資産を過大に評価してしまうことになる。しかし、生活つなぎ資金規定（以下「規定」とする。）には、回収の可能性が極めて低くなった貸付金についてどのように処理するかの規定がない。そこで、こうした貸付金について貸し倒れ等の処理ができるよう、債権管理規程などを設けるべきである。

また、規定第4条では、「この資金の償還は、保護費支給日に本人より担当員を通じて本会へ一括償還するものとする」と定められており、返済方法は一括返済となっているが、金額が多い場合には分割返済としている場合もあり、規定にしたがっていない。社会福祉協議会は、規定どおりに一括返済させるか、支障があるのであれば規定を変更すべきである。

#### （２）法人後見業務について

##### 【事実関係】

法人後見業務が、年間数件行われている。法人後見業務とは、「認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分なために、意思決定が困難な者の判断能力を補うため、社会福祉協議会が成年後見人、保佐人若しくは補助人となることにより、本人の財産管理、身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるように支援を行うものである。法人後見事業運営委員会と法人後見支援員研修会が開催されている。

##### 【意見 社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、被後見人の財産等から報酬が見込めない案件を中心に、法人後見業務の積極化を図ることが望ましい。

その上で、成年後見利用支援事業など、市町村からの援助を受ける制度を利用することが望ましい。



## 7 使用貸借について

### 【事実関係①】

社会福祉協議会事務局、中央センター、北部センター、南部センター、柳津センター（柳津支所）は、普通財産の使用貸借として契約している。これらの公有財産は、行政財産から普通財産へ切替し、使用貸借契約を締結したものである。

また、平成 18 年度の包括外部監査報告書においても、使用貸借は問題であり賃料を取るべきであると指摘されていたが、現状でも、変化はない。

平成 18 年度の包括外部監査においても指摘されている点ではあるが、改められていない。措置結果においては、「他の地方公共団体の状況を見ながら、外郭団体と合意形成を図る」と回答しているものの、協議をした形跡はない。

#### 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条

普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が当該財産につき、地震、火災、水害等の災害を受け使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) その他特別の事情があると認めるとき。

平成 18 年の包括外部監査報告書の指摘に対しては、社会福祉協議会は、「公共的団体の公用に供するとき」に該当すると考えているようであるが、社会福祉協議会が事務局として使用することがどうして「公共的団体の公用に供するとき」の要件を満たしているのか具体的に再検討した形跡もない。

### 【指摘 福祉政策課、健康政策課、柳津地域振興事務所地域振興総務課】

平成 18 年の包括外部監査報告書の指摘（賃料を取る）について、所管部・所管課において、組織的に、資料等をもとに検討したのでなければ、PDCA サイクルを機能させているということとはできない。

福祉政策課、健康政策課、柳津地域振興事務所総務課において、無償貸付の条件を満たしていない可能性が高いことから、上記（１）～（３）の要件のうち、具体的に要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。

### 【事実関係②】

社会福祉協議会の北部センター（ヘルパーステーション）、社会福祉協議会事務局、南部センター、柳津センター（柳津支所）については、行政財産から普通財産へ転換されていることが、決裁資料や公有財産台帳から、明らかとなっている。

しかし、南部センターについては、行政財産から普通財産に転換された決済資料があるにもかかわらず、平成 27 年 2 月 2 日時点まで、行政財産として登録されていた。

### 【指摘 健康政策課】

南部センターが普通財産に転換されているにもかかわらず、公有財産台帳に、行政財産として登録されている点は、誤りである。ただちに、公有財産台帳上、普通財産に登録を変更すべきである。また、今後は、公有財産について変更等があれば、速やかに、公有財産台帳に変更等の登録をすべきである。

#### 岐阜市公有財産規則（用途の変更又は廃止）

第 13 条 部長（教育長を除く。以下 [この条](#) において同じ。）は、その所管に属する行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 用途を変更し、又は廃止しようとする行政財産の明細
- (2) 用途を変更し、又は廃止しようとする理由
- (3) [前 2 号](#) に掲げるもののほか、必要と認められる事項

## 8 市の監査について

### 【事実関係】

岐阜市では、平成 9 年 4 月 1 日の社会福祉法改正により、社会福祉法人の認可及び法人監査実施が中核市の権限となり、社会福祉法人を監査する部署として指導監査部門が設けられた。その後、同部署が係から室、室から課への変遷等を経る中、現在、指導監査課が、社会福祉協議会や社会福祉事業団を含む社会福祉法人や事業所を監査している。社会福祉協議会は、岐阜市からの出資割合が 0 % とされ、かつ、平成 11 年を最後に、監査委員監査が行われていないことから、指導監査課による監査が唯一の法人監査といえる。

指導監査課によると、社会福祉法人の監査について、チェックリストに基づき監査をしたとのことである。

しかし、チェックリストが保存されていないことから、チェックリストによ

り、監査されたのかどうか不明である。

【指摘 指導監査課】

指導監査課が作成したチェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残すような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのか、確実に記録に残すように課内で徹底すべきである。

この点、指導監査課は、監査人補助者の指摘に伴い、直ちに、チェックリストを用いた指導監査の記録を残すように、他の社会福祉法人の指導監査に置いて徹底したことは、評価することができる。

9 決算上の確認について

【事実関係】

岐阜市社会福祉協議会経理規程（以下「経理規程」という。）第10条では、作成すべき会計帳簿について、定められているが、総勘定元帳のうち貸借関係の元帳が作成されていない。国税庁のホームページ上においても、「タックスアンサー」、「法人税」、「[帳簿書類等の保存期間及び保存方法](#)」において、「帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機からアウトプットした紙により保存する必要があります。」と記載されているところである。

岐阜市社会福祉協議会経理規程

第10条 前条の会計伝票に基づき、次の会計帳簿を作成しなければならない。ただし、補助簿については、必要に応じて設けることができる。

- （１）主要簿
  - ア 仕訳日記帳
  - イ 総勘定元帳
- （２）補助簿
  - ア 小口現金出納帳
  - イ 固定資産管理台帳
  - ウ 寄附物品台帳

この点、社会福祉協議会は、紙ベースで保存していなかったと説明している。

【指摘 指導監査課、社会福祉協議会】

紙ベースで保存しなければ、改ざんの危険性もあるし、誰でも閲覧出来る状

態とはならない。仮に、データで貸借関係の元帳を作成しているのであれば、紙ベースでも保存すべきである。

経理規程第 10 条に定められている会計帳簿が整っていない状態は、社会福祉法人の会計事務としては適切でない。岐阜市社会福祉協議会は経理規程に基づき、貸借関係の元帳（紙ベース）を作成すべきである。

指導監査課も、紙ベースによる元帳の作成を指導すべきである。

## 第 6 章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                                                                                            |          |                     |
|------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 56 年 9 月 28 日                                                                                                                                                                                                           |          |                     |
|      | 所在地               | 岐阜市都通 2 丁目 23 番地                                                                                                                                                                                                           |          |                     |
|      | 所管課               | 福祉部福祉政策課                                                                                                                                                                                                                   |          |                     |
|      | 基本財産              | 351,748 千円                                                                                                                                                                                                                 | 市出資額（割合） | 3,000 千円<br>(0.85%) |
|      | 基本金               | 3,000 千円                                                                                                                                                                                                                   | 市出資額（割合） | 3,000 千円<br>(100%)  |
|      | 設立目的<br>（定款第 1 条） | この社会福祉法人は、市と一体となって岐阜市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。                                                                                                                                                               |          |                     |
|      | 事業内容              | (1) 第 1 種社会福祉事業<br>(イ) 養護老人ホームの経営<br>(2) 第 2 種社会福祉事業<br>(イ) 老人福祉センターの管理運営<br>(ロ) 老人デイサービスセンターの経営<br>(ハ) 児童厚生施設の管理運営<br>(ニ) 地域活動支援センターの経営<br>(ホ) 障害福祉サービス事業の経営<br>(ヘ) 障害児通所支援事業所の運営<br>(ト) 障害児相談支援事業所の運営<br>(チ) 特定相談支援事業の経営 |          |                     |

\* 基本財産には、社会福祉事業団が購入した不動産の価格を含めている。

\* 基本金には、社会福祉事業団が購入した不動産の価格を含めていない。

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

| 組<br>織<br>状<br>況 |     | 役員   | 評議員  | 職員    |
|------------------|-----|------|------|-------|
|                  | 常勤  | 3 名  | 7 名  | 67 名  |
|                  | 非常勤 | 10 名 | 15 名 | 166 名 |
|                  | 合計  | 13 名 | 22 名 | 233 名 |

- \* O Bについては、社会福祉事業団の役職員就任直前の職である。
- \* 常勤役員の内1名については、職員と兼務している。
- \* 評議員の定数は、23名であるが、1名欠員である。
- \* 非常勤評議員について、事業団役職員との併任は、7名である。
- \* 理事・監事・評議員の任期は、2年である。

理事会 理事 11名 任期 2年

(岐阜地区知的障がい者育成会会長、  
市社会福祉協議会会長、市医師会副会長、  
市赤十字奉仕団委員長、市民生委員児童委員協議会理事、  
市身体障害者福祉協会会長、市老人クラブ連合会会長、  
常磐自治会連合会会長、みやこ障害者センター所長)  
理事長 1名 副理事長 1名 (事務局長兼任)

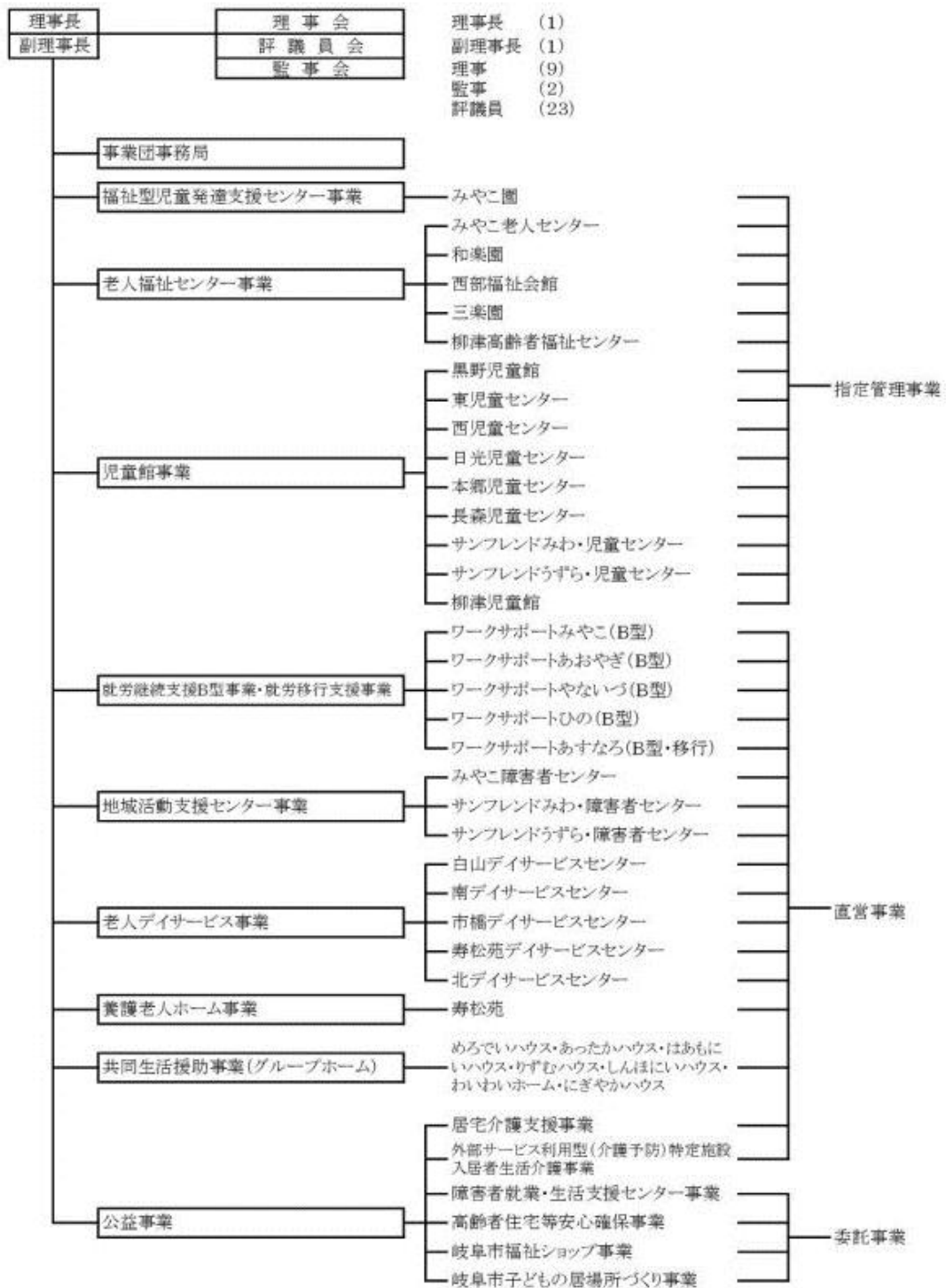
監事 2名 任期 2年

(元岐阜市会計管理者、元社会福祉事業団理事長)

評議員会 評議員 22名 任期 2年

(市社会福祉協議会代表、市身体障害者福祉協会代表、白山デイサービスセンターボランティア、みやこ園利用者の保護者、みやこ老人センター利用者、みわ障害者センター利用者、南デイサービスセンターボランティア、ワークサポートあすなろ利用者の保護者、ワークサポートひの利用者の保護者、ワークサポートみやこ利用者の保護者、寿松苑利用者の家族、ワークサポートあおやぎ利用者の保護者、本郷児童センターボランティア、みやこ障害者センターボランティア、みわ障害者センターボランティア、事業団理事長、ワークサポートあおやぎ所長、寿松苑所長、柳津高齢者福祉センター、児童館所長、南デイサービスセンター所長、和楽園、三楽園所長、サンフレンドうずら障害者センター、児童センター所長)

法人組織図(平成26年4月1日現在)



(出典:社会福祉事業団のホームページより)

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分    | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|-------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額  | 1,590,173 | 1,289,597 | 1,224,855 |
|                   | 総支出額  | 1,557,408 | 1,230,209 | 1,207,207 |
|                   | (人件費) | 780,303   | 737,042   | 749,371   |
|                   | 差引収支額 | 32,764    | 59,387    | 17,647    |
|                   | 総資産額  | 1,718,990 | 1,758,414 | 1,796,550 |
|                   | 総負債額  | 415,321   | 391,668   | 400,316   |
|                   | 正味財産額 | 1,303,668 | 1,366,745 | 1,396,234 |

(単位：千円)

| 市の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|-------|----------|----------|----------|
|                        | 指定管理料 | 310,375  | 296,392  | 296,303  |
|                        | 委託料   | 76,348   | 75,861   | 68,182   |
|                        | 補助金   | 0        | 0        | 0        |
|                        | 負担金   | 0        | 0        | 0        |
|                        | その他   | 79,147   | 76,470   | 70,056   |
|                        | 合計    | 465,870  | 448,723  | 434,541  |

\* その他は、地域活動支援センター事業給付費である。

(単位：千円)

| 事業<br>概<br>要 | 事業名            | 事業概要                         | 事業費     |
|--------------|----------------|------------------------------|---------|
|              | 老人デイサービス事業運営業務 | 介護保険法に基づく通所介護事業              | 281,620 |
|              | 寿松苑運営業務        | 老人福祉法に基づく養護老人ホームの運営業務        | 155,547 |
|              | 就労支援施設運営業務     | 障害者総合支援法に基づく就労支援施設の運営業務      | 142,696 |
|              | 児童厚生施設管理運営業務   | 指定管理者制度に基づく児童館・児童センターの管理運営業務 | 130,765 |
|              | みやこ園管理運営業務     | 指定管理者制度に基づく児童発達支援センターの管理運営業務 | 77,264  |
|              | 身体障害者センター運営業務  | 障害者総合支援法に基づく身体障害者施設の運営業務     | 75,279  |
|              | 老人福祉センター管理運営業務 | 指定管理者制度に基づく老人福祉センターの管理運営業務   | 61,781  |
|              | その他事業          |                              | 137,068 |



## 2 沿革

|                  |                                                                                                                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 56 年 3 月 6 日  | 社会福祉法人社会福祉事業団設立発起人会開催                                                                                                                                                         |
| 昭和 56 年 7 月 12 日 | 市議会で岐阜市福祉健康センター条例議決                                                                                                                                                           |
| 昭和 56 年 9 月 28 日 | 事業団設立認可 定款                                                                                                                                                                    |
| 昭和 56 年 10 月 1 日 | 岐阜市福祉健康センター開館<br>社会福祉事業団発足<br>以下の施設について、運営受託<br>「みやこ障害者センター」「みやこ授産所」<br>「みやこ通勤寮」「みやこ園」<br>「みやこ園ことばの教室」<br>「みやこ老人センター」「和楽園」「友楽園」<br>「西部福祉会館」「天満ホーム」「梅林児童館」<br>「黒野児童館」「東児童センター」 |
| 昭和 57 年 4 月 1 日  | 運営受託「三田洞神仏温泉」「清泉荘」                                                                                                                                                            |
| 昭和 58 年 4 月 1 日  | 運営受託「日野母子寮」(松風荘)<br>「知的障害者就労促進事業」                                                                                                                                             |
| 昭和 59 年 4 月 1 日  | 運営受託<br>「加納児童センター」「三楽園」「老人保健事業」                                                                                                                                               |
| 昭和 60 年 4 月 1 日  | 運営受託「西児童センター」                                                                                                                                                                 |
| 昭和 61 年 4 月 1 日  | 運営受託「日光児童センター」                                                                                                                                                                |
| 昭和 62 年 4 月 1 日  | 運営受託「厚生館」(ワークサポートひの)                                                                                                                                                          |
| 昭和 63 年 4 月 1 日  | 運営受託「本郷児童センター」「あおやぎ授産所」                                                                                                                                                       |
| 平成元年 4 月 1 日     | 運営受託「長良児童センター」                                                                                                                                                                |
| 平成 2 年 4 月 1 日   | 運営受託「長森児童センター」                                                                                                                                                                |
| 平成 3 年 4 月 1 日   | 運営受託「岩野田児童センター」<br>「白山デイサービスセンター」                                                                                                                                             |
| 平成 4 年 4 月 1 日   | 運営受託「サンフレンドみわ・児童センター」<br>「サンフレンドみわ・障害者センター」                                                                                                                                   |
| 平成 5 年 4 月 1 日   | 運営受託「南デイサービスセンター」                                                                                                                                                             |
| 平成 6 年 4 月 1 日   | 運営受託「サンフレンドうずら・児童センター」<br>「サンフレンドうずら・障害者センター」                                                                                                                                 |
| 平成 7 年 4 月 1 日   | 運営開始「知的障害者グループホーム」<br>(共同生活介護・援助事業)                                                                                                                                           |
| 平成 9 年 4 月 1 日   | 運営受託「市橋デイサービスセンター」                                                                                                                                                            |
| 平成 10 年 4 月 1 日  | 運営受託「岐阜市自立援助ホーム事業」                                                                                                                                                            |
| 平成 12 年 4 月 1 日  | 設置経営開始「寿松苑デイサービスセンター」<br>「北デイサービスセンター」<br>運営受託「生活援助員派遣事業」                                                                                                                     |

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
|                  | (高齢者住宅等安心確保事業)           |
|                  | 直営事業へ移行「白山デイサービスセンター」    |
|                  | 「南デイサービスセンター」            |
|                  | 「市橋デイサービスセンター」           |
| 平成 14 年 5 月 7 日  | 運営受託「障害者就業・生活支援センター事業」   |
| 平成 15 年 2 月 1 日  | 設置経営開始「居宅介護支援事業所」        |
| 平成 15 年 4 月 1 日  | 運営受託                     |
|                  | 知的障害者就労促進事業「屋内清掃班」       |
| 平成 16 年 3 月 31 日 | 「老人保健事業」廃止               |
| 平成 16 年 4 月 1 日  | 直営事業へ移行                  |
|                  | 「みやこ授産所」「みやこ授産所ひの分場」     |
|                  | 「あおやぎ授産所」「みやこ通勤寮」        |
|                  | 「みやこ障害者センター」             |
|                  | 「サンフレンドみわ・障害者センター」       |
|                  | 「サンフレンドうずら・障害者センター」      |
|                  | 運営受託「岐阜市福祉ショップ事業」        |
| 平成 18 年 1 月 1 日  | 設置経営開始「やないづ授産所」          |
| 平成 18 年 3 月 1 日  | 運営受託「柳津高齢者福祉センター」        |
|                  | 「柳津児童館」                  |
| 平成 18 年 4 月 1 日  | 運営から外れる「友楽園」「長良児童センター」   |
|                  | 「岩野田児童センター」              |
|                  | 運営受託「岐阜市子どもの居場所づくり事業」    |
| 平成 19 年 3 月 31 日 | 「松風荘」廃止                  |
| 平成 21 年 4 月 1 日  | 設置経営開始「寿松苑」              |
|                  | 運営から外れる「加納児童センター」        |
|                  | 「三田洞神仏温泉」「清泉荘」「天満ホーム」    |
| 平成 21 年 6 月 1 日  | 設置経営開始「外部サービス利用型（介護予防）   |
|                  | 特定施設入居者生活介護事業」           |
| 平成 23 年 3 月 31 日 | 廃止「みやこ通勤寮」               |
| 平成 24 年 4 月 1 日  | 運営から外れる「梅林児童館」           |
| 平成 25 年 3 月 25 日 | 「岐阜障がい者就業・生活支援センター」と「障がい |
|                  | 者共同生活支援センター」を統合          |
|                  | 「障がい者自立支援合同事務所」として設置運営   |
| 平成 25 年 3 月 31 日 | 廃止「岐阜市自立援助ホーム事業」         |
| 平成 25 年 4 月 1 日  | 設置経営開始「特定相談支援事業」         |
| 平成 26 年 3 月 31 日 | 廃止「岐阜市知的障害者就労促進事業」       |

平成 26 年 4 月 1 日 設置経営開始「就労継続支援 B 型・就労移行支援事業所ワークサポートあすなろ」

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 役員及び評議員について

#### 【事実関係】

評議員に理事長が加わっている。これは、人材の確保困難を理由としているとのことである。

#### 【意見 社会福祉事業団】

評議員に理事長等の役員が名を連ねることは、評議員会が役員を牽制する機能を果たしていることを考慮すると、適切な人事ではない。特に、理事長が評議員を兼任することは、評議員会の存在意義からして疑問である。上記のような取扱いについては、第 2 回社会保障審議会福祉部会（平成 26 年 9 月 4 日開催）の資料 2 の 24 頁によると、部会の課題として、「評議員と理事等の兼職が認められているため、理事会と評議員会の適切な牽制関係が期待できないのではないか。」と記載されており、考え方として、「評議員と理事等の兼職は禁止してはどうか。」と記載されている。このように、理事と評議員の兼職について見直しが検討されていることも考慮すると、今後、社会福祉事業団は、理事等と評議員を兼ねるような人事は避けることが望ましい。

### 2 出資割合と基本財産について

#### 【事実関係】

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項において、同法第 221 条 3 項の「法人」については、経営状況を説明する書類を作成し、議会への報告が義務づけられている。そして、同法第 221 条第 3 項の「法人」とは、「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの」すなわち「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」（地方自治法施行令第 152 条第 1 項）とあり、社会福祉法人は、「一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」に該当しないとされている。

しかし、「普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」、すなわち、「普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」については、監査委員による監査が認められる（地方自治法第 199 条第 7 項、地方自治法施行令第 140 条の 7）。市から 1 /

4 以上の出資割合が認められる場合、監査委員の監査が認められるということになる。

社会福祉事業団については、市からの出資金 3,000 千円をもとに、基本金としている。

しかし、平成 18 年の「萱場」の不動産取得から始まり、寿松苑や日野などの不動産も取得（譲渡を含む。）していった。当初は、「萱場」の不動産については運用財産としていたが、後に、基本財産とした。その後に取得した寿松苑や日野などの不動産についても、基本財産としたため、基本財産額は、増大している。社会福祉事業の用に供することから、取得した不動産は運用財産ではなく、基本財産としたが、出資割合を考慮する上での出資に含めてしまっていることから、市の出資割合は、経営基本情報調査票によると、1 % を切る状態となってしまう。

福祉政策課において、上記不動産は、基本財産であることから、出資割合に影響するという考え方を取っている。

#### 【指摘 福祉政策課、監査課】

基本財産及び運用財産という区分けは、社会福祉法人としての財産の区分に過ぎず、基本財産であることから、直ちに、出資割合に影響するとはいえない。上記の社会福祉事業団が自ら取得した不動産が、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」（地方自治法施行令第 152 条、第 140 条の 7）に該当するかが問題となる。この点、株式会社を含め、法人が不動産を取得しても、株主等の出資者や出資変動に変化がないことを考慮すると、上記不動産は、仮に、基本財産に該当するとしても、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」に該当しないと考えられる。

また、大阪府障害者福祉事業団は、社会福祉法人会計基準（以下「基準」という。）第 31 条第 4 号基本金（定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組入額）を増額する決定をして、大阪府の出資割合が低下するという事態が生じた。この事例では、純資産の部にある基本金の金額を増額しているが、社会福祉事業団の場合は、純資産の部にある基本金を増額させていない。

このような状況を考慮すると、社会福祉事業団における市の出資割合は、1 / 4 を超えることから、地方自治法第 199 条第 7 項後段により、監査委員監査の対象となるとも考えられる。

この点、監査課は、出資割合については、100 % であると認識しており、監査委員監査の対象団体であると認識している。

したがって、監査課と福祉政策課との間で、出資割合の認識が食い違っていることから、監査課と福祉政策課において協議し、出資割合について、統一的な見解を出すべきである。

### 3 指定管理について

(単位：千円)

| No | 対象施設                 | 指定管理施設所管課 | 選定方法 | 平成 25 年度<br>指定管理料 |
|----|----------------------|-----------|------|-------------------|
| 1  | みやこ園                 | 障がい福祉課    | 非公募  | 93,193            |
| 2  | 黒野児童館                | 子ども家庭課    | 公募   | 15,212            |
| 3  | 東児童センター              | 子ども家庭課    | 公募   | 14,433            |
| 4  | 西児童センター              | 子ども家庭課    | 公募   | 14,505            |
| 5  | 日光児童センター             | 子ども家庭課    | 公募   | 13,132            |
| 6  | 本郷児童センター             | 子ども家庭課    | 公募   | 14,449            |
| 7  | 長森児童センター             | 子ども家庭課    | 公募   | 14,198            |
| 8  | サンフレンドみわ・<br>児童センター  | 子ども家庭課    | 非公募  | 16,862            |
| 9  | サンフレンドうずら・児童<br>センター | 子ども家庭課    | 非公募  | 16,625            |
| 10 | 柳津児童館                | 子ども家庭課    | 公募   | 16,350            |
| 11 | みやこ老人センター            | 高齢福祉課     | 公募   | 21,646            |
| 12 | 和楽園                  | 高齢福祉課     | 公募   | 10,804            |
| 13 | 西部福祉会館               | 高齢福祉課     | 公募   | 10,557            |
| 14 | 三楽園                  | 高齢福祉課     | 公募   | 4,146             |
| 15 | 柳津高齢者福祉センター          | 高齢福祉課     | 公募   | 20,191            |

\* 監査人補助者は、上記施設等について、現場視察をした。

#### 【概要】

##### (1) みやこ園（児童発達支援センター）（障がい福祉課）

所在地：岐阜市都通 2 丁目 23 番地（岐阜市福祉健康センター 3 階）

児童発達支援センターでは、0 歳から就学前までの聴覚障がい乳幼児の療育や養育者支援を行っている。聞こえにくさを早期に発見し、早期に療育を開始することにより、聴覚を最大限に利用し、より望ましいことばの発達を目指している。また、地域支援として、保育所等訪問支援や相談支援も行っている。そのほか、聴覚障がい乳幼児の早期発見、耳鼻科的管理を目的とした診療部門を併設している。

##### (2) 児童厚生施設（子ども家庭課）

児童福祉法に基づき、18 歳未満の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置された施設で、保護者が

同伴する乳幼児には、親と子だけでなく他の親子との交流も含めた「子育て支援」、小中高生の方々には、遊びの指導や相談を行う「健全育成」、地域の方々と連携し、地域の子育て力を高める「地域組織支援」の3分野を中心にサービスを提供している。利用料は、無料である（ただし、講座・教室により材料費等の実費あり。）。

#### ア 黒野児童館

所在地：岐阜市古市場 20 番地 1 岐阜市立黒野保育所との併設施設。

親子で遊んだり、保護者の方同士の交流を行ったり、楽しい集いの場となるよう、利用者サービスに心がけている。

幼児室には、おもちゃや絵本があり、いつでも遊べる。また、ボールあそびや一輪車で遊べる体育室、各種ボードゲーム、卓球ができるプレイルームなどが整備されている。

#### イ 東児童センター

所在地：岐阜市大洞桜台 1 丁目 33 番地 2

岐阜市の東部にある児童センターで、緑色の三角屋根が特徴的である。

ドッジボールやバドミントン、レゴブロックなど各種おもちゃで遊ぶことができるほか、季節の遊びや運動、工作など、様々な行事を計画している。

幼児と保護者を対象としたクラブや食育講座なども行っている。

#### ウ 西児童センター

所在地：岐阜市鏡島南 2 丁目 8 番 40 号

岐阜市立岐阜商業高校のすぐ南にある児童センターで、岐阜市西部体育館が併設されている。

午前中は 0、1 歳児の親子を対象とした「こあら」「ぱんだ」クラブを自由参加の形式で週 2 回(各 1 回)行っている。

また、幼児と父親(自由参加)、2～3 歳児の登録制クラブ、母親たちで自主運営するクラブ等が活動している。

小学生以上については、卓球・ドッジボール・おもしろ記録会・クッキング・簡単工作など、誰でも利用できるイベントを用意している。

#### エ 日光児童センター

所在地：岐阜市日光町 9 丁目 1 番地 3

遊具やおもちゃで遊びながら体を動かしたり、工夫しながら考えたり、遊びを通して友だちと関わりながら楽しいひとときを過ごしてもらうことを目標としており、プリキュアなど幼児が好むアニメの衣装が、多数、置

かれている。

オ 本郷児童センター

所在地：岐阜市青柳町 5 丁目 24 番地 1

乳幼児とその保護者を対象とした年齢別の子育て支援事業（幼児クラブ）や小学生や中学生、高校生を対象とした卓球大会などのイベントをはじめとするさまざまな事業を開催している。地元の文化祭に母親クラブの協力を得て参加している。

カ 長森児童センター

所在地：岐阜市野一色 4 丁目 11 番 4 号

岐阜市中心部よりやや東にあり、国道 22 号、21 号、156 号にもすぐにアクセスできる交通の便が良い場所にある。

また、施設のすぐ東側には緑あふれる野一色公園があり、自然豊かな恵まれた環境にある。

工作や調理といった創作活動を実施しているほか、卓球大会などの体育活動やハロウィンなどの季節的行事を行っている。

キ サンプルンドみわ・児童センター

所在地：岐阜市門屋字野崎 95 番地

のどかな田園風景が広がる岐阜市北部の三輪地区にある児童センターであり、併設する障害者センターとの合同行事を催し、温かい思いやりの心の育成に取り組んでいる。

幼児の保護者には、幼児クラブや、地域の対象行事などのお役立ち情報を提供し、小学生には毎日工作行事を行うなど、いつでも楽しめる遊びの充実を図っている。

ク サンプルンドうずら・児童センター

所在地：岐阜市中鵜 7 丁目 58 番地

岐阜市の南部、鵜小学校の近くにある児童センターで、遊具などの遊び環境の充実を図っているほか、0 歳～3 歳までの親子教室の開催、月に 8 回～10 回の児童対象行事の開催などの事業を実施しており、子どもたちが積極的に児童センターの運営に参加している。

平成 26 年度からは留守家庭児童会（岐阜市直営）も行なわれている。

ケ 柳津児童館

所在地：岐阜市柳津町丸野 1 丁目 34 番地 老人福祉センターと併設

日常の活動をとおして身体と心の健康増進をはかり、知的、社会的適応

能力を高め、さらに情緒を豊かにすることで、すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図り、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、バランスよく全人格的に穏やかに育てることを目的に活動している。

また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援している。留守家庭児童会（岐阜市直営）も行なわれている。

高齢者福祉センターが併設されており、高齢者との交流を行っている。

### （３）老人福祉センター（高齢福祉課）

老人福祉センターは、地域の満 60 歳以上の方々に、各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供し、福祉増進を図ることを目的としている。

開講している講座やサークル等は、施設ごとに異なっている。

A 型は、地域老人福祉活動の拠点となるもので、「生活相談」「健康相談」「生業及び就労の指導」「機能回復訓練の実施」「教養講座等の実施」「老人クラブに対する援助等」を行う。

B 型は、比較的小規模で事業内容も限られ、「生活相談」「健康相談」「教養講座等の実施」「老人クラブに対する援助等」を行う。

#### ア みやこ老人センター：老人福祉センター（A 型）

所在地：岐阜市都通 2 丁目 23 番地

岐阜市福祉健康センター 4 階にある。高齢者が健康で心豊かに生きがいのある生活が営めるよう、生涯学習・交流の場として、生活や健康相談・教養講座の開講・サークル活動の支援を行っている。

満 60 歳以上の方は誰でも利用でき、約 30 種の定期講座を開講、35 を超える団体のサークル活動を支援している。

また、施設内通路壁面・陳列棚には、講座・サークルで作った作品を展示している。

#### イ 西部福祉会館：老人福祉センター（B 型）

所在地：岐阜市西荘 2 丁目 11-23

J R 西岐阜駅の北 200m に位置し、1 階は老人福祉センター、2 階は青少年ルームからなる複合施設として、利用されている。

昭和 49 年 5 月開設以来、高齢者の「生きがいづくり」「仲間づくり」「生涯学習の場」として各種事業を行っている。また、毎年 10 月には高齢者・青少年・地域住民との交流を深めるため「西部祭」を開催している。

#### ウ 柳津高齢者センター：老人福祉センター（A 型）



所在地：岐阜市柳津町丸野 1 丁目 34 番地

総大理石のお風呂があり、入浴して頂ける月・水・金曜日には看護師による健康相談を行っている。施設内には囲碁盤やマッサージ機等が備えられている。

講座は、英会話・歌謡・フラダンス・華道・書道・楽しく体操の 6 種を開講し、受講生の募集は岐阜市の広報紙でお知らせしている。

その他にボランティアの方（岐阜聖徳学園の学生など）や幼稚園児との交流会、併設の児童館との合同行事も行っている。

#### エ 和楽園：老人福祉センター（A 型）

所在地：岐阜市金竜町 5 丁目 10 - 3

昭和 46 年 4 月に、浴室、機能回復訓練室、舞台付大広間、図書室、集会室などの機能を備えた岐阜市最初の老人福祉センターとして、梅林地区に開設され、高齢者の拠点施設として利用されてきた。その後、時代の流れの中で浴室や機能回復訓練室は廃止されたが、現在も講座やサークル活動、囲碁・将棋の愛好者に利用されている。

#### オ 三楽園：老人福祉センター（B 型）

所在地：岐阜市北野東 827 番地

昭和 59 年 4 月に、岐阜市で 5 館目の老人福祉センターとして、岐阜市の北東部三輪地区の里山の麓、市天然記念物「北野神社の大杉」（樹高 25m）で有名な北野神社の隣接地に開設された。

施設名の三楽園は、江戸時代に儒学者、本草（漢方）学者として活躍した貝原益軒（かいばらえきけん）が長生の秘訣として養生訓（ようじょうくん）の中で唱えた「三楽」に由来している。

### 【事実関係及び指摘・意見】

#### （１）指定管理者の選定について

##### 【事実関係①】

老人福祉センター 5 か所、児童館 7 か所については、公募とされているが、みやこ園、サンフレンドうずら（児童センター）、サンフレンドみわ（児童センター）については、非公募とされており、社会福祉事業団が選定されている。

この点、福祉政策課は、サンフレンドうずらとサンフレンドみわが、非公募となっている理由として、以下のように説明している。「サンフレンドうずら、サンフレンドみわが存在している建物には、すでに、社会福祉事業団の直営事業である障害者センターが入っている。当該建物には事務所が一つしかなく、

指定管理者専用の事務スペースを新たに見出すこと又は社会福祉事業団と指定管理者が事務スペースを共有することは困難である。また、サンフレンドみわ及びサンフレンドうずらの場合は、障がい者を支援する施設でもあり、事務所内にて支援対象の障がい者個人の通常知られたくない書類や会話等の情報がある。このような状況から、同一団体により指定管理を行わせるのが望ましいため、社会福祉事業団を指定管理者として非公募により選定した。」という説明があった。市のホームページでは、「非公募＊３ 複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設」に該当するとされている。

#### 【意見 福祉政策課、子ども家庭課】

一つの事務所スペースしかないことから、既に別の事業で利用している団体に対して、非公募で指定管理者として選定することは、非公募とする理由には、直ちにならない。西部福社会館・青少年ルームにおいては、岐阜市教育文化振興事業団の青少年ルーム（２階）と社会福祉事業団の西部福社会館（１階）が入っており、１階において、一つの事務所スペースを共有する形で行っている（むしろ、１階の部屋と２階の部屋を互いに貸し借りするなど協調的な運営が図られている。）。

したがって、２つの団体が１つの事務スペースを使うことは難しいとして非公募の理由にしているが、西部福社会館の例からも分かるように、２つの団体が１つの事務スペースを使うことは可能であるとも考えられる。そのため、理由として直ちに成り立たない。後ほど、使用貸借の項目でも述べるが、そもそも、地域活動支援センター（障害者センター）については、市の施設であるサンフレンドうずら、サンフレンドみわを、社会福祉事業団が無償で借りていて、自主事業を営んでいるものであり、この時点において、すでに、民間との公平性を欠く事態となっている。また、無償で貸すことについての明確な理由も見当たらない。このような状態で、すでに、障害者センターとして、社会福祉事業団が、障害者センターを運営していることから、同じ場所の指定管理についても、非公募で、社会福祉事業団を選定するというのは、さらに、民間との公平性を欠く状態となる。サンフレンドうずら（児童センター）、サンフレンドみわ（児童センター）についても、プライバシー保護等の問題を検討した上で、公募により選定することが望ましい。

#### 【事実関係②】

障がい福祉課の説明及びホームページ上の記載によると、みやこ園が、非公募となっている理由は、難聴幼児に特化した児童発達支援センターであり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が継続または当面行う必要がある施設に該当するためであるとのことであった。

### 【事実関係③】

みやこ園（障がい福祉課）、サンフレンドみわ、サンフレンドうずら・児童センター（子ども家庭課）は、非公募とされているが、その他の児童館・児童センター（子ども家庭課）、老人福祉センター（高齢福祉課）については、公募とされている。しかし、公募施設のうち、みやこ老人センター、柳津高齢者福祉センター、西部福祉会館、黒野児童館、日光児童センター、柳津児童館、などの施設については、社会福祉事業団しか応募団体がなかったこともあり、応募者一者である社会福祉事業団が選定されている。

### 【事実関係④】

三楽園（老人福祉センター）、和楽園（老人福祉センター）は、公募として、社会福祉事業団を含む2団体が応募している。そして、指定管理料として応募した金額が同額又は社会福祉事業団ではない団体が低い金額であったにもかかわらず、選定委員会における評価項目の点数により、社会福祉事業団が選定されている。選定委員会のメンバー5人のうち、市福祉部長、市福祉事務所長のほか、市民生委員・児童委員協議会副会長、市老人クラブ連合会副会長が入っている。社会福祉事業団の理事としては、民生委員・児童委員協議会の会長や、市老人クラブ連合会の会長が入っている。

### 【意見 福祉政策課】

岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長が指定管理者選定委員会委員となっている。他方、岐阜市民生委員・児童委員協議会会長が社会福祉事業団の理事となっている。

また、岐阜市老人クラブ連合会副会長が指定管理者選定委員会委員となっている。他方、岐阜市老人クラブ連合会会長が社会福祉事業団の理事となっている。

このような状況を考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ずるような事態であるといえる。

よって、公平性・中立性の観点からも、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラブ連合会副会長は、議事に加わらないことが望ましい。

## （２）事業の評価（モニタリング）について

### 【事実関係①】

指定管理施設所管課（高齢福祉課）は、モニタリングに専念した現場訪問を徹底していない。

また、高齢福祉課の指定管理者管理運営状況シートにおける「所管課の意見」は、毎回似た内容となっている。

例えば、西部福社会館の「所管課（高齢福祉課）の意見」は、以下のとおりである。

#### 平成 24 年度上半期 所管課の意見

開催する講座や施設自体の P R のために、市発行の「広報ぎふ」への掲載はもとより、地元周辺公民館、コミュニティセンター等へチラシを配布し、広く広報活動を行っている。

ご意見箱やアンケートの実施並びにサークル代表者との懇談会を通じて幅広いニーズの把握、サービスの向上に努めている。また、本年度から講座の申し込みは当館以外の老人福祉センター（社会福祉事業団が運営）でも受付できるようにして、利用者の便宜を図った。

会館周囲の清掃を毎週実施しており、地域の環境美化に積極的に貢献している。

アサガオやふうせんかずら等による緑のカーテンなど節電に努めた結果、電力使用量が前年比 2 % 削減できた。

#### 平成 24 年度下半期 所管課の意見

開催する講座や施設自体の P R のために、市発行の「広報ぎふ」への掲載はもとより、地元周辺公民館、コミュニティセンター等へチラシを配布し、広く広報活動を行っている。また、市社会福祉事業団受託の老人福祉センター 5 階では、情報の共有化を図るとともに、講座受講者のための共同受付の実施など、利用者の便宜を図った。

金融機関の協力により、水墨画等の各作品を展示し、講座受講者の創作意欲を高めるとともに、当施設の活動内容を P R して利用者増加の呼び水に努めた。また、当施設が老人福祉センターと青少年ルームとの併設である特色を生かし、高齢者、青少年及び地域住民の交流を深めるために日頃の講座とサークル活動の成果を発表する場として「西部祭」を 10 月に開催し、地域の活性化に努めた。

#### 平成 25 年度上半期 所管課の意見

開催する講座の P R のために、市発行の「広報ぎふ」に掲載するとともに、館内の掲示板、コミュニティセンター等へチラシを配布し、広く広報活動を行っている。また、昨年度から市社会福祉事業団受託の老人福祉センター 5 階で

は情報の共有化を図るとともに、講座受講者のための共同受付の実施など、利用者の便宜を図っている。

今年度より金融機関で開催する作品展示会を年1回から2回（8月はサークル会員、2月は講座受講者）にして、当施設の活動内容を周知する機会を増やした。

多くの方が受講できるように、歌謡講座や書道講座は定員以上の人数を受け入れたり、さわやか体操では90分の講座を45分の2交代としたりするなど工夫を行った。

また、アサガオやふうせんかずら等による緑のカーテンなど節電に努めた結果、電力使用量が前年度同期比で10%削減できた。

#### 平成25年度下半期 所管課の意見

開催する講座のPRのために、市発行の「広報ぎふ」に掲載するとともに、館内の掲示板、コミュニティセンター等へチラシを配布し、広く広報活動を行っている。また、利用促進に向け新規講座や新規サークルを開設し、利用者の増加に努めている。

金融機関の協力により、受講者の作品展を開催し、講座受講者の創作意欲を高めるとともに、当施設の活動内容をPRして利用者増加の呼び水に努めた。また、当施設が老人福祉センターと青少年ルームとの併設である特色を生かし、高齢者、青少年及び地域住民の交流を深めるために日頃の講座とサークル活動の成果を発表する場として「西部祭」を10月に開催し、地域の活性化に努めた。

囲碁サークルの会員が地域小学校に出向き指導するなど、小学生との交流を図っている。

#### 【指摘 高齢福祉課】

指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。監査人補助者が、現場を一度訪問しただけでも、施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。

モニタリングとして、現場を訪問する機会を設けることで、気づくことが増え、「所管課の意見」欄についても、似た内容とはならないはずである。

#### 【事実関係②】

評価委員会は、平成24年度までは、一度も、現場に行かずに、アンケート結果や利用客数で、評価をしている。平成25年度からは、評価委員からの要望もあり、福祉部における評価委員会も、指定管理の現場を見るようになったようである。しかし、数年に1度くらいの頻度であり、モニタリングとしては、

不十分な内容である。他団体が指定管理者である友楽園を除いて、老人福祉センターには、評価委員会は訪れていない。

西部福祉会館における平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期にかけての指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、平成 25 年度下半期の 2 項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

和楽園における平成 25 年度上半期の指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、三者とも全て同一の評価となっている。また、平成 24 年度上半期、同下半期、平成 25 年度下半期の指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価も、1 項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

三楽園における平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期にかけての指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、平成 24 年度下半期の 1 項目及び平成 25 年度下半期の 1 項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

柳津高齢者センターにおける平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期にかけての指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、1～2 項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

#### 【指摘 福祉政策課、高齢福祉課】

評価委員会についても、少なくとも 1 年に 1 回は、現場で会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視すべきである。少なくとも、評価委員会の評価が、指定管理者及び指定管理施設所管課の評価とほぼ全ての項目で同一の評価とはならないはずである。

#### 【事実関係③】

児童館については、補助者による現場ヒアリングでは、指定管理施設所管課（子ども家庭課）が現場に顔を出していないという声が聞かれた。子ども家庭課は、修繕箇所等の確認に現場に行き、その時に併せてモニタリングをしていると述べているが、現場でモニタリングをしたという記録は残していない。さらに、長森児童センターの館長（施設長）が長期休職している状態であるが、社会福祉事業団に対して、館長代行を置くよう求め、館長代行がいることの確認など、体制整備のための指示や確認をしていない。子ども家庭課は、仕様書に記載されている人数を満たしているため、特に、指示などはしなかったとのことである。

#### 【指摘 子ども家庭課】

指定管理施設所管課自身（子ども家庭課）も、モニタリングに専念した、指定管理の現場を訪問（調査）する機会を設けるべきである。包括外部監査人補

助者が、現場を1度訪問しただけでも、施設長の状況（休職状況等）や施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。モニタリングに専念した現場訪問（現場調査）の機会を設けることで、気づくことが増え、施設長代行を求めるなど適切な指示などができるはずである。なお、仕様書の職員数を満たしていても、児童センターの館長と（施設長）がいない状態に対しては、施設長代行を求めるなどを指示すべきであった。

#### 【事実関係④】

評価委員会は、平成24年度までは、一度も、現場に行かずに、指定管理者管理運営状況シート（指定管理者評価委員会の意見を除く。）や利用客数で、評価をしていた。平成25年度からは、評価委員会も、指定管理の現場を見るようになったが、数年に1度の頻度であり、不十分である。評価委員会の意見についても、毎回、似たものとなっている。

また、平成24年度上半期から平成25年度下半期にかけて、9つの児童館・児童センター（子ども家庭課）における「指定管理者評価委員会の意見」が、以下の文章の内容で、それぞれの評価時期において、（幼稚園・小中学校・高等学校・ボランティア・NPO）の部分を除いて、ほぼ同一の文章であった。

#### 平成24年度上半期「指定管理者評価委員会の意見」

事業計画書どおり適正に管理運営されており、良好と認められる。なお、広報の方策として、岐阜市の子育て支援サイトである「ぶりあネット」の活用も検討していただきたい。

#### 平成24年度下半期「指定管理者評価委員会の意見」

事業計画書どおり適正に管理運営されており、良好と認められる。事業の実施においても利用者のニーズを取り入れた方策が取られていると見受けられる。各施設でノウハウを共有するなどして今後も充実した活動をしていただきたい。

#### 平成25年度上半期「指定管理者評価委員会の意見」

事業運営は活性化されており、施設間での競争意識も働いて良い結果が出ている。今後も他施設との情報の共有・交換を積極的に行っていただきたい。子育て支援に対する社会の要望をきちんと把握し、うまく活動に入れている。ブログ等のインターネットを利用した広報は大変効果があり、引き続き活用していくと良い。適正に管理運営されており、良好と認められる。

## 平成 25 年度下半期「指定管理者評価委員会の意見」

今日の児童館の役割をよく理解し、積極的に事業に取り組んでいる。（幼稚園・小中学校・高等学校・ボランティア・NPO）との連携ができている。適正に管理運営されており、良好であると認められる。

### 【指摘 福祉政策課、子ども家庭課】

評価委員会も、現場で、少なくとも、1年に1回は、評価会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視すべきである。少なくとも、9つの児童館・児童センターで、全て同一のコメントにはならないはずである。

### 【事実関係⑤】（障がい福祉課）

みやこ園（障がい福祉課）については、毎回、所管課の意見、指定管理者評価委員会の意見が同一であるということとはなかった。また、利用者アンケートの概要と対応をホームページに掲載するなどしており、具体的な情報を掲載していた。

### 【事実関係⑥】

評価委員会のメンバーには、5人のうち、岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長、岐阜市老人クラブ連合会副会長が入っている。

社会福祉事業団の理事としては、岐阜市民生委員・児童委員協議会の理事や、岐阜市老人クラブ連合会の会長が入っている。

### 【意見 福祉政策課】

評価委員会の委員と社会福祉事業団の役員との関係性を考慮すると、「応募者が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合」に準ずるような事態である。

よって、公平性・中立性の観点からも、岐阜市民生委員・児童委員協議会理事及び老人クラブ連合会副会長は、評価委員会の議事に加わらないことが望ましい。



#### 4 委託事業について

(平成 25 年度)

(単位：千円)

| No | 委託業務名        | 委託契約所管課 | 選定 | 確定委託料  |
|----|--------------|---------|----|--------|
| 1  | 福祉ショップ事業     | 障がい福祉課  | 随意 | 5,144  |
| 2  | 高齢者住宅等安心確保事業 | 高齢福祉課   | 随意 | 3,413  |
| 3  | 子どもの居場所づくり事業 | 子ども家庭課  | 随意 | 4,289  |
| 4  | 就労促進事業       | 障がい福祉課  | 随意 | 55,233 |

\* 監査人補助者は、上記施設等について、現場視察をした。

##### (1) 福祉ショップ事業

###### 【概要】(障がい福祉課)

市内の障がい者施設の自主生産品の販売場所を提供している。

また、障がい者施策の重点項目の一つである就労の促進を図るため、障がい者を雇用し、一般就労に結び付けられるようにしたり、就労体験の場としても活用したりしている。

###### 【事実関係①】(一者随意契約の理由について)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「(5) 前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」が掲げられている。

本件契約の一者随意契約理由書には、「岐阜市社会福祉事業団は、岐阜圏域で唯一、厚生労働省職業安定局長から障害者就業・生活支援センター事業の業務委託を受け、就業及びそれに伴う生活上の支援を行っている。また、

事業団が運営する「ワークサポートみやこ」は、長年にわたり自主製品の販売実績も高く福祉ショップにも地理的に近いことから、運営、商品の補充、機動性の面からも期待できる。販路拡大及び障がい者の働く場の提供の両立されることが期待されるため、当該事業団に委託することが適当である。」と記載されており、社会福祉事業団が、上記ガイドライン(5)に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「柳ヶ瀬周辺地域に開設が見込まれる就労継続支援 B 型の事業所等と協議し、平成 25 年度中にこの事業の業務委託の方向性のあり方を検討する。」として、将来競争に切り替えることがで

きるとしている。

**【事実関係②】（事業評価シートについて）**

事業評価シートが、社会福祉事業団「福祉ショップWA」と社会福祉協議会の「福祉の店友&愛」が、同じシート（事業概要や委託料については分けて記載している。）で作成されている。

**【指摘 障がい福祉課】**

社会福祉事業団の福祉ショップと社会福祉協議会の福祉の店は、委託先及び対象や目的の一部異なる事業であることから、事業評価シートは別々に作成すべきである。

**（２）高齢者住宅等安心確保事業**

**【概要】（高齢福祉課）**

高齢者世話付住宅（市営住宅「ふれあいハウス白山」）に居住する高齢者に対して、併設する白山デイサービスセンターから派遣された生活援助員が、自立し安全でかつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活を支援する。

**【事実関係①】（一者随意契約の理由について）**

本件契約の一者随意契約理由書には、「シルバーハウジングプロジェクト事業により建設された高齢者世話付住宅（市営住宅ふれあいハウス白山）は、デイサービスセンター、シルバー人材センター、高齢者情報センターが併設され、そのデイサービスセンターから派遣された生活援助員が当該住宅に居住する高齢者の在宅生活を支援するために建設された住宅であり、そのデイサービスセンターの運営主体と契約する。」と記載されており、社会福祉事業団が、上記ガイドライン２（５）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「デイサービスセンター等を併設し、同センターから生活援助員を派遣することを目的に建設された高齢者世話付住宅であり、同センターの運営主体であるため。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

**（３）子どもの居場所づくり事業（茜部）**

**【概要】（子ども家庭課）**

**①利用者が平等に施設を利用するための基本的な考え方**

茜部校区全域に子どもの居場所作り事業の活動が周知できるよう、公民館等を通じて広報する。

## ②施設の設置目的を最大限発揮するための考え方

子ども達の居場所となるよう、できる限りオープンな雰囲気をつくり、健全な遊び場の提供、自主的な学習に対する支援、ボランティアの指導による子どもの体験活動、及び子どもの健全な育成上必要な生活指導を行う。

## ③運営を安定して行う人的・物的能力

近隣のサンフレンドうずら・児童センターから職員を派遣し、児童センターのノウハウのうち、子どもの居場所づくり事業で活用できるものを導入する。

## ④地域との連携

自治会、小学校との連携を密にし、子どもの姿を共有する。

地域ボランティアの募集を自治会等の協力を得て実施し、地域住民の参加を促す。

### 【事実関係】（事業者選定理由について）

本件契約の事業者一覧及び事業者選定理由書には、「選定対象者については、本事業が児童館に類する機能を持つため、当事業の受託実績のある社会福祉法人及び特定非営利活動法人と、岐阜市の児童館・児童センターの管理運営を受託している指定管理者を選定した。」と記載されており、社会福祉事業団のほか、社会福祉法人日本児童育成園（平成 18～24 年度長良児童センター）、社会福祉法人中部学院福祉会（平成 18～24 年度岩野田児童センター）、社会福祉法人和光会（平成 21～24 年度加納児童センター、平成 24 年度梅林児童館）、特定非営利活動法人グッドライフ・サポートセンター（平成 21～24 年度子どもの居場所づくり事業（鷺山）業務受託、ぎふファミリー・サポート・センター事業受託者）が選定されている。

## （４）知的障害者就労促進事業

### 【概要】（障がい福祉課）

民間企業等に雇用されることが難しい知的障害者に対して、岐阜市の公共作業の中から軽作業の提供を受け、作業指導を通じて勤労意欲を高めると同時に、自立更生を図ることを目的とする。

また、知的障害者の社会的就労（企業就労）が進みにくい中、その受け皿として、「公園清掃班」20 名、「施設清掃班」12 名で就労作業を実施する。

なお、本件事業は、平成 25 年度で、終了している。

### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

本件契約の一者随意契約理由書には、「岐阜市社会福祉事業団は、岐阜県圏域で唯一厚生労働省職業安定局長から障害者就業・生活支援センター事業の業務委託を受け、雇用・保健福祉・教育等の各関係機関との連携の下、就業及びそれに伴う生活上の支援を一体的に行っている市内唯一の法人であるため。」と記載されており、岐阜市社会福祉事業団が、上記ガイドライン２（４）「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約するとき」に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「岐阜市社会福祉事業団は、岐阜県圏域で唯一厚生労働省職業安定局長から障害者就業・生活支援センター事業の業務委託を受け、雇用・保健福祉・教育等の各関係機関との連携の下、就業及びそれに伴う生活上の支援を一体的に行っている市内唯一の法人であるため。」として、将来競争に切り替えることができないとしている。

## ５ 自主事業等について

（平成 25 年度）

（単位：千円）

| No | 委託業務名             | 種類           | 所管課    | 確定額     |
|----|-------------------|--------------|--------|---------|
| 1  | 障がい者共同生活支援センター    | 共同生活援助事業     | 障がい福祉課 | 43,673  |
| 2  | 寿松苑               | 養護老人施設       | 高齢福祉課  | 167,212 |
| 3  | みやこ障害者センター        | 地域活動支援センター   | 障がい福祉課 | 37,747  |
| 4  | サンフレンドみわ・障害者センター  | 地域活動支援センター   | 障がい福祉課 | 16,907  |
| 5  | サンフレンドうずら・障害者センター | 地域活動支援センター   | 障がい福祉課 | 26,975  |
| 6  | 白山デイサービスセンター      | 老人デイサービスセンター | 介護保険課  | 59,408  |
| 7  | 南デイサービスセンター       | 老人デイサービスセンター | 介護保険課  | 52,167  |
| 8  | 市橋デイサービスセンター      | 老人デイサービスセンター | 介護保険課  | 66,377  |
| 9  | 寿松苑デイサービスセンター     | 老人デイサービスセンター | 介護保険課  | 44,465  |
| 10 | 北デイサービスセンター       | 老人デイサービスセンター | 介護保険課  | 62,259  |
| 11 | ワークサポートみやこ        | 就労継続支援 B 型事業 | 障がい福祉課 | 69,649  |

|    |                              |                     |                  |        |
|----|------------------------------|---------------------|------------------|--------|
|    |                              | 所（知的障がい者）           |                  |        |
| 12 | ワークサポートあおやぎ                  | 就労継続支援B型事業所（知的障がい者） | 障がい福祉課           | 45,455 |
| 13 | ワークサポートやないづ                  | 就労継続支援B型事業所（知的障がい者） | 障がい福祉課           | 32,112 |
| 14 | ワークサポートひの                    | 就労継続支援B型事業所（知的障がい者） | 障がい福祉課           | 37,707 |
| 15 | 居宅介護支援センターかやば                | 居宅介護支援事業            | 介護保険課            | 14,998 |
| 16 | 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護事業 |                     | 高齢福祉課・介護保険課      | 10,192 |
| 17 | 岐阜障害者就業・生活支援センター事業           | 障害者就業・生活支援センター事業    | 障害福祉課・国と県からの受託事業 | 17,847 |

＊ 指定管理とは区別されるものであり、事業団の収入となるものである。

＊ 監査人補助者は、上記施設等について、現場視察をした。

## 【概要】

### （１）障がい者共同生活援助事業

事務所所在地：岐阜市鍵屋西町２丁目２０番地 多恵第２ビル１Ｆ

就労または就労継続支援などの日中活動を利用している１５歳以上の障がい者の共同生活を営むべき住居であるグループホーム（岐阜市内７か所）を援助している。

地域において自立した日常生活を営めるよう、排泄又は食事の介護、金銭管理、会社や施設との連絡・調整、健康管理、安全管理や余暇活動などの日常生活を援助している。

行事は年１回の１泊旅行、クリスマス会の他に、ボウリングやプール、カラオケ、食事会等がある。

また、月１回、各ホームで職員や世話人を交えての座談会を設けており、困っていることや悩み事の相談にも応じている。

| ＜グループホーム一覧＞ |    |    |
|-------------|----|----|
| グループホーム     | 住所 | 定員 |

|                 |                            |     |
|-----------------|----------------------------|-----|
| あったかハウス（世話人宿泊型） | 岐阜市塩町 2-46                 | 4 名 |
| めろでいハウス         | 岐阜市北一色 10-6-4<br>メゾン徳 NO.3 | 4 名 |
| りずむハウス          | 岐阜市鍵屋西町 2-20<br>多恵第二ビル     | 4 名 |
| しんほにいハウス        | 岐阜市菅生 6-1-9<br>メゾンドール      | 4 名 |
| はあもにいハウス        | 岐阜市萱場南 1-4-2               | 4 名 |
| わいわいホーム         | 岐阜市明神町 2-42<br>ブルメンガーデン B  | 4 名 |
| にぎやかハウス         | 岐阜市旦島中 1-9-18              | 4 名 |

## （２）寿松苑（養護老人ホーム）

所在地：岐阜市椿洞 1089 番地 1

65 歳以上の環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護の困難な高齢者を受け入れる福祉施設としての「養護老人ホーム」事業と、岐阜市から委託を受けて「岐阜市生活管理指導短期宿泊事業」を行う施設である。

平成 21 年に岐阜市から当事業団に移管され、敷地面積 6,774.07 m<sup>2</sup>、80 人を超える高齢者が暮らしており、24 時間 365 日を通して生活支援や健康管理を行う等、事業団の中核を担う施設として運営している。

## （３）地域活動支援センター

身体等に障がいをもつため、家の中に閉じこもりがちな人や家族に対して、社会とふれあう場を提供し、自立と社会参加を目的として、切り絵、組みひも、木目込み等の創作活動およびカラオケ、書道、絵画、水墨画、読書等のサークル活動等に取り組むとともに、「仲間づくり」のためのサービスを提供している。

### ア みやこ障害者センター

所在地：岐阜市都通 2 丁目 23 番地（岐阜市福祉健康センター 1 F）

身体等に障がいを抱えているため家の中に閉じこもりがちな人や家族に対して、社会とふれあう場を提供し、自立と社会参加を目的とした便宜を供与している。事業内容としては、充実した毎日を送るために、機能訓練(トレーニング器具の活用)、創作的活動(組みひも、切り絵等)、サークル活動(書道、水墨画、カラオケ等)、レクリエーション(遠足、買い物、美術館鑑賞等)等がある。

#### イ サンフレンドみわ・障害者センター

所在地：岐阜市門屋字野崎 95 番地

岐阜市北東部にお住まいの障がい者が、主な利用者である。

自立した日常生活を更に豊かにもっと楽しく過ごすことができるよう、利用者の希望に合わせた創作活動(革細工・木目込み・切り絵など)やサークル活動(書道・絵手紙など)を通じて身体機能の維持を図っている。

#### ウ サンフレンドうずら・障害者センター

所在地：岐阜市中鵜 7 丁目 58 番地

岐阜市が行っている「地域生活支援事業」の「障害者デイサービス事業」を提供する施設で、岐阜市の南部の鵜小学校区にある。

事業内容は主に創作活動を通し、生きがいや仲間作りを支援すると共に、買物や食事会等の社会との交流の機会も多く設けている。また、ボランティアの協力を得て、俳句、絵画、フラワーアレンジメント、書道講座も開いている。送迎サービスも提供している。

#### (4) 老人デイサービスセンター

要介護状態あるいは要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護及び介護予防通所介護を提供する施設である。介護を必要とする方を支え、介護その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担を軽減できるようサポートしている。

また、要支援状態になるおそれのある高齢者に対しては、岐阜市から委託を受け「岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業デイサービス事業」を行っている。要支援状態となることの予防として、介護だけでなく、身体機能の向上、口腔機能の向上のための支援をしている。

#### ア 白山デイサービスセンター

所在地：岐阜市鶴田町 3 丁目 7-4 「ふれあいの館白山」 1 階

J R 岐阜駅から 1.3 km 程東方の岐阜市の中心部に位置しており、平成 3 年に開所した。

平成 25 年度からは、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（要介護認定結果が「要支援」と認定された方や、65 歳以上の高齢者で心身の状態から要介護状態や要支援状態となるおそれの高い方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした事業）のメニューの中から、「デイサービス事業」を、岐阜市から委託を受け行っている。

#### イ 南デイサービスセンター

所在地：岐阜市茜部菱野 1 丁目 75 - 2

南市民健康センターとの複合施設で、健康・衛生行政の職員と福祉の関係者が協働して、高齢者や障がいを抱えている方などを支えている。

施設の目的は、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、通所介護サービスを提供することにより、職員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じたサービスを提供している。

また、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（要介護認定結果が「要支援」と認定された方や、65 歳以上の高齢者で心身の状態から要介護状態や要支援状態となるおそれの高い方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした事業）のメニューの中から、「転ばぬ先の運動教室」「デイサービス事業」を、岐阜市から委託を受け行っている。

#### ウ 市橋デイサービスセンター

所在地：岐阜市市橋 6 丁目 13 - 25

岐阜県庁前 J R 西岐阜駅近くに位置する地域密着型の通所介護施設である。市橋コミュニティセンターと併設になっており、この利点を活かして、ここを拠点に様々なサークル活動をしているボランティアとの交流を深めている。出会いの場を持つことで、利用者の社会的孤立感の解消を図り、積極的に社会参加ができる環境づくりに努めている。

また、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（要介護認定結果が「要支援」と認定された方や、65 歳以上の高齢者で心身の状態から要介護状態や要支援状態となるおそれの高い方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした事業）のメニューの中から、「転ばぬ先の運動教室」「デイサービス事業」を、岐阜市から委託を受け行っている。

#### エ 寿松苑デイサービスセンター

所在地：岐阜市椿洞 1089 番地 1 養護老人ホーム寿松苑内

季節の移り変わりを肌で感じ、新鮮な空気を十分に満喫できる自然の山々に囲まれた場所にある。



岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（要介護認定結果が「要支援」と認定された方や、65 歳以上の高齢者で心身の状態から要介護状態や要支援状態となるおそれの高い方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした事業）のメニューの中から、「転ばぬ先の運動教室」「デイサービス事業」を、岐阜市から委託を受け行っている。

#### オ 北デイサービスセンター

所在地：岐阜市長良東 2 丁目 140 番地

北市民健康センターとの複合施設で、健康・衛生行政の職員と福祉の関係者が協働して、高齢者や障がいを抱えている方などを支えている。

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（要介護認定結果が「要支援」と認定された方や、65 歳以上の高齢者で心身の状態から要介護状態や要支援状態となるおそれの高い方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした事業）のメニューの中から、「転ばぬ先の運動教室」「デイサービス事業」を、岐阜市から委託を受け行っている。

### （５）就労継続支援 B 型事業所・就労移行支援事業所(知的障がい者)

就労継続支援 B 型事業所は、働く能力を備えながら、社会にうまく適応できないため、雇用されることが困難な障がい者を対象とし、生活や作業を通じて、自立できるように支援している。

作業内容としては、受託作業の紙箱組立、紙袋加工、ハンガー加工や自主生産作業の縫製品や食廃油石鹸、野菜の販売などを行っている。

就労移行支援事業所(ワークサポートあすなろ)では、実際の職場を想定し、タイムカードで出退勤の管理を行ったり、身だしなみチェックやマナー学習、模擬面接等を実施したりして、本人の希望に即した就職先へ就職できるよう支援している。

#### ア ワークサポートみやこ

所在地：岐阜市都通 2 丁目 23 番地（岐阜市福祉健康センター2 階）

障がい者で、社会生活に順応できないなど、一般企業等への就職が困難な方を対象に、生産活動を通じて工賃を受け取ることによって、自分で働き、生活していく力を身につけ、自立できるよう、支援を行っている事業所である（就労継続支援 B 型）。また、集団の中で仲間と過ごすことや役割を持つことで、協調性を身につけることができるよう、支援することも心掛けている。

#### イ ワークサポートあおやぎ

所在地：岐阜市青柳町 5 丁目 24 - 1

障がいを抱え、一般就労が困難な方が通所する施設である（就労継続支援B型）。必要な訓練や生産活動の場を提供して雇用への移行や社会参加、自立することを支援している。

岐阜市中心部に位置し、本郷児童センターと隣接している。生産活動は、箱折、ハンガーのウレタン掛け、紙袋の取っ手付けなどが中心となり、一人ひとりの特性、能力を把握しながらサポートに心掛けている。また、社会性を身につけるため、地域交流やボランティアの方の援助を得てレクリエーション等を行っている。

#### ウ ワークサポートやないづ

所在地：岐阜市柳津町下佐波西1丁目15

岐阜市の南部に位置し、旧柳津町時代の小規模授産所以来の家族的な雰囲気のある事業所（就労継続支援B型）としての特色を引き継いでおり、柳津出身の利用者が多い。

利用者の自立と社会参加を推進するため、利用者の意思や人格、プライバシーを尊重し、利用者一人ひとりの特性や能力に応じて、作業、生活、健康など総合的に支援している。

生産活動として、受託作業では紙箱組立や紙袋加工、ハンガー加工、自主生産作業では、アクリルたわしや香り袋、食事エプロン、竹炭袋である。

余暇活動としてカラオケや音楽活動、社会体験としてボウリングや日帰り旅行などを実施している。また、やないづふれあいフェスティバルでの出店、参加など地域との交流も図っている。

#### エ ワークサポートひの

所在地：岐阜市日野南4丁目2-3

岐阜市東部の日野地区にあり、就労継続支援B型事業所として、通所する利用者に、就労や生産活動の機会を提供すると共に、一般就労等への移行に向けて支援している。また、日帰り旅行や音楽活動などの行事も行っている。

#### オ ワークサポートあすなろ

所在地：岐阜市都通2丁目23番地（岐阜市福祉健康センター別棟）

平成26年度から、32年間続いた「岐阜市知的障害者就労促進事業」から「ワークサポートあすなろ」へと新たなスタートを切った。多機能型施設であり、就労継続支援B型・就労移行支援を行っている。

就労継続支援B型では、岐阜市の公共業務の中から、公園清掃や公共施設清掃の軽作業を受託し、その中で職員が作業指導、生活指導を行い、一人ひとりの就労意欲を高めるとともに、一般就労に結びつくよう支援している。

また、就労移行支援では、実際の職場を想定し、タイムカードで出退勤の管理を行ったり、身だしなみチェックやマナー学習、面接練習等を実施したりして、本人の希望に即した就職先へ就職できるよう支援している。

#### （６）居宅介護支援事業（居宅介護支援センターかやば）

居宅介護支援事業は、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供している。

介護保険に関する相談を受けてから自宅を訪問し、住環境や本人・家族からの情報、主治医からの情報・助言をもとに、適切な介護サービスや社会資源を提案して介護サービスの利用につなげたり、専門の窓口を紹介し自宅で生活を送るための支援を行ったりしている。

要介護状態等となった場合においても、可能な限り自宅で暮し続けられるように、福祉サービスや保健医療サービス、社会資源等を活用していただくための支援として、相談業務、居宅介護サービス計画書（ケアプラン）の作成を行っている。

また、特定事業所加算Ⅱの指定を受け、24時間対応を行っている。

#### （７）外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護事業

養護老人ホーム寿松苑入所者が、要支援・要介護状態になった場合でも、利用者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能、生活機能の維持・回復を目指し、介護支援専門員が特定施設サービス計画、又は介護予防特定施設サービス計画を作成し、生活相談、安否の確認、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話及び緊急時の対応を行う。

また、居宅介護サービス事業者と契約し、利用者の身体機能の低下や日々の生活に支障をきたした場合でも、通所介護や福祉用具のサービスを受け、自立した生活が送れるように努める。

#### （８）障害者就業・生活支援センター事業（国・県からの受託事業）

事務所所在地：岐阜市鍵屋西町2丁目20番地 多恵第2ビル1F

離職や離職のおそれなど、職場定着が困難な障がい者の方々に対し、就業や日常生活、社会生活への支援を行い、就業生活の自立を図るために面談、相談等のサービスを提供している。

また、就職を希望される障がい者に対し、就職活動の支援、就職後の定着支援も行っている。就職希望あるいは、在職中の障がいがある方の課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。安定して仕事が継続できるよう、必要に応じて職場訪問を行い、仕事や生活に関する悩みなどの相談に応じている。

さらに、平成 26 年度から障がい者雇用拡大支援事業も受託し、職場実習や就職先の開拓、特別支援学校の生徒・卒業生の就労・定着支援も行っている。

## 6 使用貸借について

### 【事実関係】

岐阜市社会福祉事業団事務局、ワークサポートみやこ、みやこ障害者センター、サンフレンドうずら（地域活動支援センター）、サンフレンドみわ（地域活動支援センター）のほか、老人デイサービスセンター（北・南・白山・市橋）は、岐阜市公有財産規則第 32、第 33 条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条に基づき、使用貸借（無償）となっている。また、寿松苑の敷地（デイサービスセンターを含む。）についても、岐阜市公有財産規則第 32、第 33 条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条に基づき、使用貸借（無償）となっている。平成 18 年度の包括外部監査報告書においても、事務所について、無償の使用貸借は問題であり賃料を取るべきであると指摘されていたが、現状においても、変化はない。そして、使用貸借契約書によると、無償となる根拠として、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 号が挙げられている。

## 公有財産規則

第 32 条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、一般競争入札の方法による場合を除き、普通財産貸付申請書([様式第 8 号](#))を市長に提出しなければならない。

### 第 33 条(貸付けの手続)

1 部長は、[前条](#)の規定により申請書を受理したときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類又は貸付の方法により、その一部を省略することができる。

- (1) 貸し付けようとする理由
- (2) 所在地、種類、地目又は構造及び数量
- (3) 貸付料予定額、単価その他価格算出の根拠
- (4) 貸付料納付の時期及び方法
- (5) 貸付料の歳入科目及び予算額
- (6) 貸付期間
- (7) 相手方の住所及び氏名
- (8) 無償又は減額して貸し付ける場合は、その根拠及び理由
- (9) [前各号](#)に掲げるもののほか、貸付けについて参考となる事項

## 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第 4 条 普通財産は、[次の各号](#)の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が当該財産につき、地震、火災、水害等の災害を受け使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) その他特別の事情があると認めるとき。

### 【指摘 福祉政策課】

従前、社会福祉事業団においては、市から人的物的に負担となる福祉業務の公的責任を委託され実施する者という立場で事業に当っており、本部事務局のほか、サンフレンドみわ、サンフレンドうずら、みやこ障害者センターなどは、使用貸借にして欲しいという意識が存在するようである。市との過去の経緯についての事実関係は不明であるが、少なくとも、対市民との関係で通用する議

論かどうかを再度検討する必要があると思われる。また、他の地方公共団体において、利用料金制度の指定管理として、地域活動支援センターや老人デイサービスセンターが公募されていることからすると、公的責任を過度に負担しており、社会福祉事業団が経済的に犠牲となっているとはいえない。

平成 18 年度の包括外部監査においても指摘されている点ではあるが、改められていない。措置結果においては、「他の地方公共団体の状況を見ながら、外郭団体と合意形成を図る」と回答しているものの、協議をした形跡はない。

また、使用貸借契約書には、無償となる根拠として、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 号とあるものの、どうして、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当するのか、不明である。

平成 18 年度において、社会福祉事業団が、市の 100% 出資であることを理由としているものの、その理由が、上記要件とどのように関連するのか、他の社会福祉法人と差異を設けて良いのか、本当に、上記要件に該当するのか、再検討した形跡もない（なお、福祉政策課においては、現状、100%とは捉えていないようである。）。指摘事項について、所管部・所管課において、組織的に、資料等をもとに検討したのであれば、PDCA サイクルを機能させているということとはできない。

平成 26 年 3 月 31 日の貸借対照表によると、国庫補助金等特別積立金として 252,000 千円、その他の積立金（施設整備積立金、福祉事業対策積立金、器具備品購入積立金）として 290,000 千円の積立金が社会福祉事業団に存在する。このような多額の積立金が存在しており、必ずしも財政的に困窮しているわけではない。

以上の点を考慮すると、上記（１）～（３）の要件のうち、具体的に要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。

## 7 市の監査について

### 【事実関係】

平成 9 年 4 月 1 日、社会福祉法が改正されたことにより、市は、社会福祉法人を監査するために、指導監査部門を設けた。社会福祉事業団についても、指導監査課が一社会福祉法人としての運営体制や一事業所としての運用状況等について、定期又は随時に、監査を実施している。市監査委員監査が、平成 9 年度以降実施されていないことを考慮すると、事実上、社会福祉事業団を監査する唯一の場面と言って良い。指導監査課は、平成 25 年 8 月 6 日、同年 10 月 8 日に監査を実施し、研修や第三者委員の活用、障がい者虐待防止チェックリストについて施設長のみならず法人としても関与することなど指導等をし

ている。しかし、指導監査課による監査においては、法人監査用のチェックリストを用いて、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのかが、記録上残っていないため不明である。

**【指摘 指導監査課】**

指導監査課が作成したチェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残すような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのか、確実に記録に残すように課内で徹底すべきである。

この点、指導監査課は、監査人補助者の指摘に伴い、直ちに、チェックリストを用いた指導監査の記録を残すように、他の社会福祉法人の指導監査において徹底したことは、評価することができる。

**8 賞与引当金について**

**【事実関係】**

平成 25 年度の決算書に過年度賞与引当金 1,830 千円が計上されており、その内容及び算出方法について確認したところ、以下のような回答を得た。

社会福祉事業団の賞与の支給時期については、社会福祉法人社会福祉事業団職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第 32 条において、「賞与は、事業団業績並びに各人の役割期待及び業績に応じて、原則として、年 2 回、夏期及び冬期に支給する」と定められ、また同条 2 項において「賞与は、原則として、夏期は 7 月 10 日及び冬期は 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、順次その日より前の日に繰り上げて支給する。」と定められている。そのため、決算賞与を 3 月に支給したいと思っても支払うことができないので、決算賞与として支払い~~たい~~たい金額を過年度賞与引当金として計上し、翌事業年度の夏期及び冬期に支払われる賞与に過年度賞与引当金として計上された金額を上乗せして支払っている。

**【意見 社会福祉事業団】**

事業団の賞与の算定期間については、賃金規程第 35 条において「賞与算定期間は、夏期は前年 12 月 1 日から 5 月 31 日まで、冬期は 6 月 1 日から 11 月 30 日までとする」と定められており、年度決算において計上すべき賞与引当金は、夏期に支給される賞与の見積金額のうち 12 月 1 日から 3 月 31 日に対応する部分である。そこで、平成 27 年 4 月から社会福祉法人新会計基準に移行することになるため、これを機に、決算賞与として夏期冬期の賞与に上乗せして支払われる金額のみを賞与引当金として計上する方法は、見直しをすることが望ましい。

また、社会福祉事業団は、決算賞与を支払うこと自体に問題がないかについ

でも、検討することが望ましい。

## 9 存在意義について

### 【事実関係】

以前は、社会福祉事業団は、民間で対応できなかった、老人・児童・障害者の福祉施設について専門的に対応してきた。

しかし、指定管理者制度を導入したところ、民間事業者（社会福祉法人やNPO法人）が指定管理者となる例が増えてきたように、老人・児童・障がい者の福祉施設についても、市の外郭団体が引き受ける必要性が小さくなってきている。福祉政策課も、社会福祉事業団を、外郭団体というよりは、一社会福祉法人と捉えているようである。

### 【意見 福祉政策課、社会福祉事業団】

指定管理等についても、みやこ園など障がい者の部門も含め、公募とすることを検討すべきである。美濃加茂市、敦賀市など他の地方公共団体において、利用料金制度による指定管理者制度が採用されている。

年々、児童厚生施設や老人福祉センター、障害者施設についても、民間業者が行うようになってきている。そのため、設立当初から考えると、社会福祉事業団について、市の外郭団体として、あえて存続させる意義は大きいとはいえない。また、使用貸借により無償で市の不動産を使用しているが、それも有償とすることを検討すべきであることや、社会福祉事業団が大きく経営を依存している指定管理者制度において、友楽園、長良児童センター、岩野田児童センター、加納児童センター、三田洞神仏温泉、梅林児童館などのように、指定管理者の選定から漏れる可能性もあることを考慮すると、社会福祉事業団の経営状況は難しくなってくる。このような状況を考慮すると、合併によるスケールメリットを活かして、経営改善等を図るためにも、社会福祉協議会との合併を検討すべきである。このような合併は、札幌市や宮城県でも行われているし、社会福祉協議会のみ存在する他の地方公共団体も少なからず存在する。このような合併は、外郭団体の経営改善指針の「外郭団体との統廃合」には、「他の団体と類似の業務を行っているもの、既に目的を達成したと思われるもの、民間事業者との競合により存続が困難と思われるものについては、積極的に統廃合の検討を行う。」とある。まさに、社会福祉事業団については、外郭団体の経営改善指針の「外郭団体との統廃合」にかなうものである。

社会福祉協議会も、社会福祉事業団の所有・管理している施設を利用して、社会福祉協議会の地域福祉活動の拠点の一つとするとともに、広報効果も期待することができる。

将来的には、合併等で整理することが望ましい。



## 第 7 章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社

### 第 1 概要

|      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                 |                |                    |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 43 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                 |                |                    |
|      | 所在地               | 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地 岐阜市役所南庁舎内                                                                                                                                                                                                                     |                |                    |
|      | 所管課               | まちづくり推進部 まちづくり推進課                                                                                                                                                                                                                               |                |                    |
|      | 基本財産              | 2,000 千円                                                                                                                                                                                                                                        | うち市出資額<br>(割合) | 2,000 千円<br>(100%) |
|      | 沿革                | 昭和 43 年 財団法人岐阜市開発公社として設立<br>平成 7 年 財団法人岐阜市都市整備公社に名称変更・改組<br>平成 15 年 財団法人岐阜市にぎわいまち公社に名称変更・改組<br>平成 24 年 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社に名称変更                                                                                                                   |                |                    |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 岐阜市における都市整備事業を効率化ならしめるための事業及び地球環境の保全のための事業を実施することにより、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉増進に寄与すること                                                                                                                                                      |                |                    |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) まちづくりに関する調査研究及び情報の提供<br>(2) 市民のまちづくり活動の育成と支援及び助成<br>(3) 中心市街地活性化に関する事業<br>(4) 中心市街地整備推進機構に関する事業<br>(5) 景観整備機構に関する事業<br>(6) 低炭素型まちづくり活動の支援・啓発事業<br>(7) 岐阜市駐車場条例（昭和 43 年岐阜市条例第 9 号）に規定する駐車場及び公共施設に設置されている駐車場等の管理<br>(8) その他この法人の目的達成のために必要な事業 |                |                    |

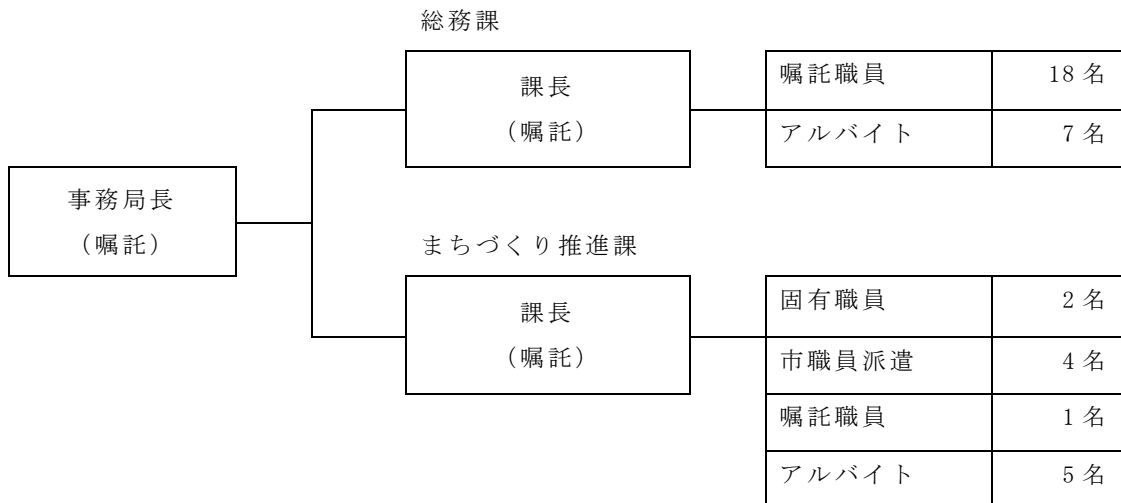
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

|      |     |     |     |      |
|------|-----|-----|-----|------|
| 組織状況 | 区分  | 役員  | 評議員 | 職員   |
|      | 常勤  | 1 名 | 0 名 | 28 名 |
|      | 非常勤 | 6 名 | 5 名 | 12 名 |
|      | 合計  | 7 名 | 5 名 | 40 名 |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 評議員会・理事会の構成員 | 評議員会<br>(5 名) |                           | 理事会<br>(5 名)  |              | 監事<br>(2 名)    |
|--------------|---------------|---------------------------|---------------|--------------|----------------|
|              | 評議員会長<br>1 名  | 岐阜観光コンベン<br>ション協会常務理<br>事 | 代表理事<br>1 名   | 岐阜女子大学<br>教授 | 市職員<br>市職員 O B |
|              | 評議員<br>4 名    |                           | 業務執行理事<br>1 名 | 市職員 O B      |                |
|              |               |                           | 理事<br>3 名     |              |                |

平成 26 年 3 月 31 日現在の職員配置図は、以下のとおりである。



(まちづくり推進政策課の回答による)

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度 |
|-------------------|---------|-----------|-----------|----------|
|                   | 総収入額    | 272,207   | 221,204   | 225,911  |
|                   | 総支出額    | 269,855   | 224,247   | 225,572  |
|                   | (うち人件費) | (126,911) | (106,828) | (99,554) |
|                   | 差引収支額   | 2,352     | - 3,043   | 338      |
|                   | 総資産額    | 166,776   | 142,153   | 146,548  |
|                   | 総負債額    | 36,485    | 21,072    | 28,461   |
|                   | 正味財産額   | 130,291   | 121,081   | 118,087  |

(単位：千円)

| 市の財政支出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|-------|----------|----------|----------|
|        | 指定管理料 | 152,320  | 115,332  | 115,332  |
|        | 委託料   | 81,391   | 79,263   | 77,165   |
|        | 補助金   | 13,000   | 13,000   | 13,000   |
|        | 合計    | 246,711  | 207,595  | 205,497  |

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 指定管理について

にぎわいまち公社が指定管理者となっている施設の概要は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 対象施設                           | 担当課   | 選定方法 | 平成 25 年度<br>指定管理料 |
|--------------------------------|-------|------|-------------------|
| 岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43<br>地下駐車場 | 都市計画課 | 公募   | 115,332           |

| 施設の概要 | 名称     | 岐阜市駅西駐車場                                        | 岐阜シティ・タワー43 地下駐車場        |
|-------|--------|-------------------------------------------------|--------------------------|
|       | 所在地    | 橋本町 2 丁目 16 番地                                  | 橋本町 2 丁目 52 番地           |
|       | 建物概要   | 地下 1 階地上 6 階                                    | 地下 1 階                   |
|       | 建築年    | 平成 11 年 11 月 1 日                                | 平成 19 年 10 月 1 日         |
|       | 施設概要   | 自走機械併用式駐車場<br>供用台数 623 台<br>(自走 263 台、機械 360 台) | 自走式駐車場<br>供用台数 56 台      |
| 設置目的  | 法的位置づけ | 道路法第 2 条第 2 項第 6 号に該当する道路付属物の自動車駐車場             | 駐車場法第 2 条第 2 項に該当する路外駐車場 |
| 導入    | 導入年度   | 平成 18 年                                         | 平成 19 年度                 |
|       | 根拠条例   | 岐阜市駐車場条例                                        |                          |
|       | 指定期間   | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日               |                          |
|       | 施設種別   | 駐車場                                             |                          |
|       | 所管課    | 都市計画課                                           |                          |
|       | 選定方法   | 公募                                              |                          |
|       | 経費負担   | 利用料金制非導入                                        |                          |

|               |                   |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の行う業務の範囲 | 施設の管理に関する業務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定点検、定期点検、日常点検、始業前点検等による駐車場施設・設備の維持管理</li> <li>・保守点検施設・設備の年間計画書及び報告書の提出</li> <li>・機械警備設備による警備</li> </ul>                                                                                            |
|               | 駐車場の供用に関する業務      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間営業・年中無休</li> <li>・施設利用者の対応</li> <li>・駐車機械への入出庫操作</li> <li>・案内及び誘導</li> <li>・施設内の巡回</li> </ul>                                                                                                   |
|               | 駐車料金の徴収及び減免に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4時間まで30分毎150円、4時間超24時間まで1200円</li> <li>・駐車料金の徴収及び領収書の発行</li> <li>・駐車券の印刷、発行及び回収</li> <li>・つり銭の準備及び保管</li> <li>・回数駐車券、定期駐車券の作成、販売及び領収書の発行</li> <li>・駐車料金の全部又は一部の免除</li> <li>・徴収した駐車料金の払込み</li> </ul> |
|               | その他の業務            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・施設及び設備の補修、修繕（1件につき20万円未満は指定管理料において実施）</li> </ul>                                                                                                                 |

#### （１）導入について

##### 【事実関係】

岐阜市駅西駐車場は、平成11年から供用されている。

市は、岐阜市駅西駐車場の管理につき、従前は、にぎわいまち公社に委託していたが、平成18年から、指定管理者制度を導入した。この際に指定管理者制度の導入効果の検証を行ったことを示す資料は残されていない。

岐阜シティ・タワー43 地下駐車場（以下、駅西駐車場と併せて「本施設」という。）は、供用開始と同時に指定管理者制度が導入されているが、指定管理者制度の導入効果の検証を行ったことを示す資料は残されていない。

#### （２）利用料金制の非導入について

##### 【事実関係】

本施設では、利用料金制を導入していない。

市のヒアリングによれば、その理由は、①施設の建設資金のため市が国の無利子貸付けを受けており、利用料収入をその返済に充てる計画になっているこ

と、②収入が安定しないこと、とのことであった。

平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間の収入と経費は、次のとおりである。

(千円)

|    | 平成 20 年度 |        | 平成 21 年度 |        | 平成 22 年度 |        |
|----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|    | 駅西       | シティ    | 駅西       | シティ    | 駅西       | シティ    |
| 収入 | 172,478  | 25,462 | 136,393  | 22,350 | 149,461  | 23,710 |
| 経費 | 99,746   | 7,218  | 103,046  | 21,134 | 106,024  | 21,134 |

【指摘 都市計画課】

上記の市が述べた理由のうち、①建設資金のため市が国の無利子貸付けを受けているとの理由については、基本方針の定める利用料金制度非導入の理由のいずれにも該当しない。②収入が安定しないとの理由についても、収益性が低いということとは意味合いが異なるものであり、基本方針の定める「収益性が低く指定管理者の経営努力へのインセンティブが働き難い施設」に該当するものではない。

市は、本施設において利用料金制度を導入しない理由について、基本方針に従った理由で説明すべきである。

【意見 都市計画課】

上記の収入と経費の経過をみると、収入が減っても市の経費（指定管理料）が減っておらず、利用料金制を導入しないことにより、かえって経費が削減できていないことになっているようにも思える。

また、建設資金のため市が貸付けを受けていることを理由にして利用料金制度を導入しないというのであれば、むしろ指定管理者制度ではなく市直営にすべきという方向に行くのではないだろうか。

本施設に利用料金制度を導入すべきかどうかについて、市直営と指定管理者制度のいずれが本施設の設置目的を達成できるかということと合わせて、基本指針に従って、検討することが望ましい。

(3) 応募状況について

【事実関係】

本施設の指定管理者制度では、平成 18 年度から平成 20 年度まで、平成 21 年度から平成 23 年度まで、平成 24 年度から平成 29 年度までの 3 回とも、公募による指定管理者の募集が行われたが、いずれも応募をしたのは、にぎわいまち公社のみであった。

市のヒアリングでは、このことについての検討は特になされていないとのこ

とであった。

## 2 委託について

にぎわいまち公社が市から委託を受けた業務の概要は、次のとおりである。  
(平成 25 年度) (単位：千円)

|   | 委託業務名              | 事業の概要                                                                                                                                                                                                            | 担当課            | 選定方法 | 確定委託料  |
|---|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------|--------|
| 1 | 景観まちづくり活動支援業務      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり組織への補助金交付</li> <li>・まちづくり組織へのアドバイザー派遣</li> <li>・「公社だより」の発行</li> <li>・「ぎふまちづくりコーディネーター養成講座」の実施</li> <li>・「わがまち探検マップコンクール」の実施</li> <li>・「ぎふ景観まちづくりファンド」の運営</li> </ul> | まちづくり<br>景観課   | 随意   | 27,035 |
| 2 | 中心市街地活性化推進業務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替え促進</li> <li>・まちの魅力PR（七夕まつり・岐阜まち物語・クリスマス飾り）</li> <li>・柳ヶ瀬プロデュース（まちなか写真館）</li> </ul>                                                                                   | まちづくり<br>推進政策課 | 随意   | 5,900  |
| 3 | 柳ヶ瀬にぎわい創出業務        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳ヶ瀬商店街探検隊</li> </ul>                                                                                                                                                     | まちづくり<br>推進政策課 | 随意   | 3,500  |
| 4 | 中心商店街活性化総合対策事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心商店街活性化プロデュース</li> <li>・空き店舗活用</li> </ul>                                                                                                                               | 産業雇用課          | 随意   | 9,950  |
| 5 | 中心市街地都市開発まちづくり支援業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等設立支援、活動支援</li> <li>・権利者勉強会の開催支援</li> <li>・戸別訪問説明の実施支援</li> </ul>                                                                                                     | 区画整理課          | 随意   | 1,458  |

|    |                                  |                                                                       |              |    |        |
|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|----|--------|
| 6  | まちなか歩き回廊<br>推進業務                 | ・歩行者交通量調査<br>・「瑞龍寺山歴史ウォーク」の実施<br>・「まちなか看板しりとり」の実施<br>・「ぎふ・いざナビ」の再構築検討 | 歴史まちづくり課     | 随意 | 5,600  |
| 7  | レンタサイクル業務                        | ・レンタサイクル及びレンタサイクル施設の管理運営                                              | 歴史まちづくり課     | 随意 | 13,005 |
| 8  | 岐阜公園総合案内<br>所運営業務                | ・岐阜公園施設等に関する情報提供<br>・岐阜公園施設に関する問い合わせ等への対応                             | 公園整備課        | 随意 | 9,746  |
| 9  | 岐阜駅北口団体バス<br>乗降場管理（緊急<br>時対応等）業務 | ・利用者からのインターホン連絡等への対応<br>・自動警報装置からの信号受信への対応                            | 駅周辺事業<br>推進課 | 随意 | 30     |
| 10 | 急速充電器運営管<br>理業務                  | 駅西駐車場内に一般開放された<br>急速充電器の管理運営                                          | 地球環境課        | 随意 | 941    |
|    |                                  |                                                                       | 合計           |    | 77,165 |

## （１）景観まちづくり活動支援業務について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名を景観まちづくり活動支援業務とし、委託契約書の記載によれば、①景観まちづくり活動の支援及び育成に関すること（まちづくり組織への補助金交付に関すること、まちづくり組織へのアドバイザーの派遣に関すること、まちづくりの相談に関すること）、②景観まちづくりの推進、啓発及び情報の提供に関すること（パンフレット等まちづくり啓発資料の作成に関すること、まちづくり事業に関すること、まちづくりの情報の提供に関すること）、③景観まちづくりの調査研究に関すること（他都市事例等まちづくりに関する資料収集に関すること、まちづくり事業の制度・手法の調査研究に関すること）、④ぎふ景観まちづくりファンドに関すること（ファンド運営委員会に関すること、ファンド助成に関すること、ファンド資産運用に関すること）、⑤その他

景観まちづくりに関すること（その他前各号の業務を行うために必要な事務等に関すること）を業務内容として委託している。

市は、委託契約書において上記の業務内容を記載しているものの、仕様書を作成していない。

市は、平成 15 年度から毎年、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」（２－（４））に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、住民参加、住民主体のまちづくりを推進するにあたっては、岐阜市の特性に精通し、豊富な知識や技術、経験等を持った者が、住民との信頼関係を築き、それぞれに応じたまちづくりの相談、指導、支援等を行うことが重要である。このような条件を満たす団体等は、景観法で認められた岐阜市景観整備機構を取得したにぎわいまち公社しかないという理由が記載されている。

#### 【指摘 まちづくり景観課】

市が業務を委託する際には仕様書を作成しなければならず、「業務委託契約における仕様書作成について」によれば、仕様書は、業務内容を詳細に把握したうえで、業者に委託したい内容を遺漏なく盛り込むことが大切であり、具体的でわかりやすい表現で記載するとともに、特定の業者しか履行できないような内容にならないようにしなければならないとされている。

このような仕様書を作成することを通じて、その業務を市が行うことの是非、業務を市が自ら行うのか委託に出すのかの選択、委託先の選定方法、委託する業務内容の検討などをすることになる。

本委託について仕様書を作成していないということは、前年踏襲で何の検討もすることなく委託に出していると受け取られるおそれがある。この点につき、市からは、契約書案に仕様が記載されているとの意見があったが、契約書に記載されているのは、抽象的な業務内容にすぎず、具体性が求められる仕様書を代替しうるものではない。

市は、上記のことを検討するためにも、仕様書を作成すべきである。

#### 【指摘 まちづくり景観課】

景観法の定める景観整備機構の業務は、①良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと、②管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと、③景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公



共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること、④前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと、⑤第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと、⑥良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと、⑦前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うことである（第93条）。

にぎわいまち公社が本委託により実際に行っている業務のうち、「景観形成市民団体への支援」、「ぎふ景観まちづくりファンドの運営」、「景観アドバイザー派遣」については、このような景観整備機構の業務に関連するものといえる。

しかし、「ぎふまちづくりコーディネーター養成講座」は、「まちづくり活動を行う中で、進め方が分からなかったり、話がまとまらなかったり、色々な課題が出てきます。この講座では、そのような時の取り組み方や発想の仕方を学び、参加された方がそれぞれのフィールドで実践していただくこと」（にぎわいまち公社のHP）を目的としているものであり、「わがまち探検マップコンクール」は、「自分たちの住んでいるまちの絵地図を描く過程を通じて、子供たちが自分の目でまちを見、まちを知り、まちを表現し、まちの一員であるという意識を抱くきっかけとなること」（にぎわいまち公社のHP）を目的としているものであり、どちらも良好な景観の形成だけではなく、広くまちづくりのための業務である。これらの業務は、景観整備機構でしかなしえない業務とはいえない。

また、公社だよりの発行は、にぎわいまち公社という団体のパンフレットを発行する業務であり、そもそも市が委託すべき業務ではない。

したがって、本委託業務のすべてについて景観整備機構を取得したにぎわいまち公社しか業務をなしえないとする理由は適切ではない。

しかも、本委託を担当するのは、まちづくり景観課であり、同課の処務規則に定められた分掌事務は、都市景観の形成に関することである。

市は、にぎわいまち公社が景観整備機構であることを一者随意契約の理由にするのであれば、それが理由として成り立つ業務のみを委託すべきである。

#### 【意見 まちづくり景観課】

本委託業務の担当課は、都市景観の形成の推進に関すること等を分掌事務とする、まちづくり景観課であり、本委託の目的は、良好な景観の形成のほうである。しかし、本委託では、上記のとおり、まちづくりということにまで委託の目的と業務内容が広げられている。このように、委託の目的と業務内容が抽象的になると、委託の是非、業務内容、委託料の額、業務遂行の評価の検証があいまいなものとなる。

市は、委託の目的を明確にし、その目的と業務内容との関係性を厳密に検討

した上で、委託の発注を決めることが望ましい。

【指摘 まちづくり景観課】

平成 16 年度の包括外部監査の結果報告書において、本委託と類似のまちづくり業務委託について、市とにぎわいまち公社の役割を明確にする必要性や委託業務の効果測定を継続的に行う必要性について監査意見があった。

市は、措置状況報告書において、「他の民間業者への委託の可能性を十分に検討の上で実施しております」「実績の数値化が可能なものについては、逐次報告を求め、継続して事業効果の検証に努めている」と記載していた。

しかし、そのような事業効果の検証を行い、事業を継続するか否か、市自ら事業を行うか委託するか、にぎわいまち公社以外の団体へ委託するかといったことを検討したことの分かる資料はない。

市は、措置状況報告書に記載した事実につき、その存在が確認できるだけの資料を作成すべきである。

イ 委託料について

【事実関係】

市が本委託の発注を決定する際に作成したと思われる設計書は見当たらなかった。

にぎわいまち公社が作成した見積書に記載された合計金額は、消費税込で 36,500,000 円となっている。

にぎわいまち公社から見積書の提出があった後の業務委託契約伺書には、見積書と同様の設計書が添付されているが、これが、にぎわいまち公社から見積書の提出がある前に作成されたものなのかどうかは不明である。

一者随意契約理由書には、独自積算をしたとの記載がある。

契約金額は、にぎわいまち公社の見積書に記載された合計金額と同額である。

にぎわいまち公社の見積書及び業務委託契約伺添付の設計書には、人件費として、にぎわいまち公社 3 人・市派遣職員 2 人・嘱託職員 1 人の給料手当 15,872,307 円、その福利厚生費 4,374,144 円、その旅費交通費（通勤手当）634,104 円、アルバイト 1 人の賃金 656,250 円の合計 21,536,805 円の記載はあるが、これらの内訳の記載はない。

委託契約書添付の内訳書には、人件費として、にぎわいまち公社の固有職員 3 人の 1 年分の給料・期末勤勉手当・通勤手当・扶養手当・超過勤務手当・住宅手当・地域手当、市派遣職員 2 人の昇給差額分・期末勤勉手当・通勤手当・扶養手当・超過勤務手当・住宅手当・地域手当、嘱託職員の 1 年分の給料・期末勤勉手当・通勤手当・超過勤務手当、アルバイト 104 日分の賃金・交通費、にぎわいまち公社 3 人・市派遣職員 2 人・嘱託職員 1 人の福利厚生費の記載は

あるが、これらの金額の記載はない。

平成 23 年度から平成 25 年度までの契約金額と精算金額の経過は、次のとおりである。

(千円)

|          | 契約金額   | 返還金額  | 確定金額   |
|----------|--------|-------|--------|
| 平成 23 年度 | 37,400 | 3,496 | 33,904 |
| 平成 24 年度 | 35,000 | 2,404 | 32,596 |
| 平成 25 年度 | 36,500 | 9,465 | 27,035 |

なお、平成 26 年度は、37,500,000 円で契約している。

【指摘 まちづくり景観課】

市が設計書を作成していないということは、独自積算をしていないということになる。一者随意契約理由書は、随意契約の適法性を担保するための重要な書類であり、市は、これを正確に記載すべきである。

【指摘 まちづくり景観課】

本委託の委託料には、にぎわいまち公社の固有職員全員（3 人）分の人件費が含まれている。

にぎわいまち公社は、本委託以外にも、市から様々な業務委託を受けており、にぎわいまち公社の固有職員の全員が本委託にのみ従事していることは考えられない。

市は、本委託業務の遂行に必要となる人件費のみ、委託料として支出すべきである。

【意見 まちづくり景観課】

平成 23 年度からの経過でみると、精算により多額の余剰があったにもかかわらず、毎年ほぼ同額の金額で契約している。

必要のない金額を支出すれば、精算後に戻ってくるとしても、その間、資源の有効活用がなされていないことになる。

市は、精算の結果を踏まえて、適正な契約金額を算定することが望ましい。

ウ 事業評価について

【事実関係】

平成 25 年度の事業評価シートにおいては、「事業名」が「景観まちづくり活動支援事業」とされているが、平成 24 年度及び平成 23 年度では、「まちづくり活動支援事業」とされている。

「事業の必要性」には、「岐阜らしさあふれる、賑わいのあるまちなみ空間

の創造や自然と調和し、歴史・文化資源を生かしたまちなみを保全、継承するために市民、企業、行政が協働して個性豊かなまちづくりを行っていくため」と記載されている。「事業の目的」には、「個性ある魅力的なまちなみの形成を目指して、住民主体のまちづくり活動を支援する」と記載されている。

「指標」の欄は、空欄である。「問題点・課題」の欄も、空欄である。

「項目別評価」の欄では、必要性の項目で、「市民と行政による協働によるまちづくりをしていることから必要である」と記載され、「有効性」の項目で、「市民の景観形成やまちづくりに関わる意識啓発が図られている」と記載され、「費用対効果」の項目で、「大変有益な事業である」と記載され、「公共性」の項目で、「公共性が強く、民間主導の事業では困難である」と記載されている。「総合評価」の欄では、「住民主体のまちづくり活動ができる様に継続支援をしていく必要がある」とだけ記載されている。

平成 24 年度及び平成 23 年度の事業評価シートにおいても、平成 25 年度とほとんど同じ文言で記載されている。

#### 【指摘 まちづくり景観課】

事業評価の目的からすれば、まずもって、委託の目的（何のために）と委託内容（何を）を明確にすべきである。

ところが、平成 24 年度までの事業名の記載、事業の必要性や事業の目的の記載からすると、委託の目的が、本来の目的であるはずの良好な景観形成からまちづくりへと、委託内容が、景観形成に関するものからまちづくり活動に対する支援へと広げられている。なお、「事業の目的」に「まちづくり活動を支援する」と記載しているのは、目的ではなく内容を記載しているものであり、誤りである。

評価の記載の仕方についても、「指標」の欄や「問題点・課題」の欄が空欄であるのは、事業評価の重要性に対する意識が欠落していると言わざるを得ない。「項目別評価」の欄において、「必要性」の項目の記載は、なぜその事業が必要なのかということの記載になっていない。「有効性」の項目において、市民の意識啓発が図られているとあるが、その根拠を記した資料は見当たらない。「費用対効果」の項目の記載は、有益であることを記載しただけで、書くべきこととずれている。「公共性」の項目で、民間主導の事業では困難というのであるならば、にぎわいまち公社に一者随意契約で委託していることが適切でないことになる。「総合評価」の欄は、必要であることを記載しただけで、評価としての体をなしていない。

市は、委託の目的と委託内容を明確にした上で、事業評価シートに記載すべきことを適切に記載すべきである。

## （２）中心市街地活性化推進業務について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名を中心市街地活性化推進業務とし、①中心市街地建替え促進事業の推進（アンケート調査、情報提供）、②まちの魅力ＰＲ事業の推進（３回のイベント開催）、③柳ヶ瀬プロデュース事業の推進（「柳ヶ瀬プロデュースチーム」の活動記録の作成、「柳ヶ瀬まちなか写真館」の展示物の維持管理）を委託している。

市は、平成 18 年度から毎年、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。

仕様書に添付された資料には、にぎわいまち公社へ委託する旨の記載がなされている。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」（２－（４））に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、中心市街地整備推進機構は、岐阜市においてにぎわいまち公社以外に指定されていないこと、にぎわいまち公社は、委託する中心市街地活性化推進業務に関連する事業を既に数多く実施しており、経験、知識及び関係者とのネットワークを有していることが記載されている。

#### 【指摘 まちづくり推進政策課】

仕様書に添付された資料に、にぎわいまち公社に委託する旨の記載をしているということは、特定の業者しか履行できないような内容になっているどころか、特定の業者に履行させることが前提となった仕様書になっていることになる。市が業務を委託する手続として、公平性・公正さを欠くものである。

仕様書にも、仕様書に添付する資料にも、委託先を記載すべきではない。

#### 【指摘 まちづくり推進政策課】

中心市街地整備推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律により、市町村長が指定するものであり（第 61 条）、その業務は、①中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと、②中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること、③中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと、④中心市街地公共

空地等の設置及び管理を行うこと、⑤中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと、⑥前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うことである（第 62 条）。国土交通省の中心市街地活性化に関するホームページによれば、中心市街地整備推進機構は、いわゆるまちづくり会社と同様、地域密着型のディベロッパーとして、公益性と企業性を併せ持ち、行政や民間企業だけでは実施が難しい「開発」に取り組むことが期待されているものである。

本委託の業務内容のうち、「中心市街地建替え促進事業の推進業務」については、このような中心市街地整備推進機構に求められる業務との関わりが強いといえるが、「まちの魅力 P R 事業の推進業務」と「柳ヶ瀬プロデュース事業の推進業務」については、まちの P R のためのイベント開催業務であり、中心市街地整備推進機構に求められる業務との関わりは強くはなく、同機構に指定された団体でなければできない業務では決してない。

にぎわいまち公社が中心市街地整備推進機構に指定されていることは、一者随意契約理由としては不十分である。

また、にぎわいまち公社がこれまでに中心市街地活性化に関する事業を行った経験があることを一者随意契約の理由にしているが、この理由が一者随意契約の理由になれば、最初に委託に出したところに委託し続ければいいことになり、法が一般競争入札を原則とし、随意契約は一定の要件を満たす場合に限り例外的に認められるものであるとしていることに反する。過去の経験も一つの要素ではあるが、経験があることと、経験がある者しか本委託業務を遂行できないこととは別の問題であって、経験があることのみをもってしては、一者随意契約の理由にならない。

このように市が記載している一者随意契約理由は不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。

## イ 委託料について

### 【事実関係】

市は、本委託を発注するに際し、設計書を作成しておらず、仕様書に添付された資料に予算案 5,900,000 円と記載しているだけである。

市は、にぎわいまち公社に見積書の提出を依頼しているが、市が依頼をしたのが平成 25 年 3 月 22 日で、にぎわいまち公社から提出された見積書の日付も同じ 3 月 22 日となっている。

にぎわいまち公社の見積書記載の合計金額は、消費税込で 5,900,000 円となっている。

契約金額は、にぎわいまち公社の見積書記載の合計金額と同額である。

にぎわいまち公社の見積書では、人件費として、①中心市街地建替え促進事

業の推進（アンケート調査、情報提供）につき、職員１人×２ヶ月、②まちの魅力ＰＲ事業の推進（３回のイベント開催）につき、職員１人×２ヶ月、アルバイト１人×２ヶ月、③柳ヶ瀬プロデュース事業の推進（「柳ヶ瀬プロデュースチーム」の活動記録の作成、「柳ヶ瀬まちなか写真館」の展示物の維持管理）につき、職員１人×１ヶ月の合計額が算定されているが、その根拠資料はない。

市とにぎわいまち公社の委託契約書には、内訳書が添付されていない。

平成 23 年度から平成 25 年度までの契約金額と確定金額の経過は、次のとおりである。

（単位：千円）

|                          | 契約金額   | 確定金額   |
|--------------------------|--------|--------|
| 平成 23 年度                 | 5, 199 | 5, 430 |
| 平成 24 年度（柳ヶ瀬にぎわい創出業務と一括） | 7, 699 | 7, 986 |
| 平成 25 年度                 | 5, 900 | 5, 993 |

## ウ 精算手続について

### 【事実関係】

精算書において、事業経費は、契約金額よりも 1, 580, 723 円減ったが、法人会計は、契約金額よりも 1, 699, 833 円増えている。その結果、合計額は、契約金額よりも 93, 156 円増え、委託料の返納はなされていない。

### 【指摘 まちづくり推進政策課】

契約金額において、法人会計は、事業経費 4, 682, 540 円に 20% を乗じた金額として、936, 508 円が計上されている。このような計上方法からすれば、通常、法人会計は、事業経費が減れば、それに伴って減るものと考えられる。

予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたという通常想定されていない事態になったことにつき、市からは、総務課職員の人件費及びその諸経費のうち、「まちの魅力ＰＲ事業」に対して多く発生した費用を法人会計に計上したとの説明があったが、精算書にはその内訳は記載されていない。このことと、結果として契約金額よりも僅か 93, 156 円多い金額で精算していることとを合わせてみると、返納をしなくてもいいように法人会計を調整したのではないかと疑いを持たれるおそれがある。

市は、予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。

## エ 事業評価について

### 【事実関係】

本委託と下記の柳ヶ瀬にぎわい創出業務とを一括して、一つの事業評価シートを作成している。

平成 25 年度の事業評価シートにおいて、「指標」の欄では、成果指標名が「歩行者・自転車通行量」とされ、その人数が実績値とされている。平成 24 年度及び平成 23 年度の事業評価シートにおいては、「指標」の欄では、成果指標名が「岐阜まち物語の来場者数」とされ、その人数が実績値とされていた。

平成 25 年度の事業評価シートにおいて、「項目別評価」の欄では、「必要性」の項目で、「中心市街地活性化」の「一助となる本事業は必要」と記載され、「有効性」の項目で、「イベント参加者からもよい評価をもらっている」と記載され、「費用対効果」の項目で、「イベントは低予算で最大の効果を発揮するよう工夫を凝らしている」と記載されている。「総合評価」の欄では、「本事業は、中心市街地活性化に大きく寄与しており」と記載されている。

平成 24 年度及び平成 23 年度の事業評価シートにおいても、評価に関する記載は、平成 25 年度とほとんど同じ文言で記載されている。

**【指摘 まちづくり推進政策課】**

中心市街地活性化推進業務と柳ヶ瀬にぎわい創出業務とは、目的は中心市街地の活性化という点で共通しているものの、それを実現するための手段は異なるのであるから、別々の事業と捉え、事業評価シートもそれぞれ作成すべきである。

**【指摘 まちづくり推進政策課】**

中心市街地活性化推進業務のなかにも、性格の異なる業務内容が 3 つあることから、事業評価シートは一つであるとしても、それぞれの業務内容の詳細な分析を行ったうえで作成すべきである。

**【指摘 まちづくり推進政策課】**

事業評価の目的からすれば、イベント開催業務の評価は、イベント自体の成果を評価することではなく、そのイベントが委託目的の実現にどれだけ寄与できているかという効果の評価を行わなければならない。

必要性の項目で、本事業が中心市街地活性化の一助となっている、総合評価の欄で、本事業は中心市街地活性化に大きく寄与しており、と記載されているが、ここが重要である。どのようにして一助となっているのか、どのようにして大きく寄与しているのか、ということについて根拠をもって説明すべきである。

平成 24 年度及び平成 23 年度の事業評価シートでは、イベントの来場者数を成果指標としていたことから、委託の目的に照らして事業評価がなされていなかったといえる。平成 25 年度の事業評価シートからは、歩行者・自転車通



行量を成果指標に変えており、委託の目的に対する意識が出てきたようにも受け取れるが、項目別評価や総合評価の欄の記載の仕方が平成 23 年度から変わっておらず、事業評価の姿勢が変わったとは思えない。

柳ヶ瀬にぎわい創出業務として小学生の商店街見学を実施しているが、前年より多くの小学生が見学にきたというイベントそのものの実績を検証するだけでは事業効果を検証できているとはいえない。小学生が商店街を知ることにより商店街を訪れる人が増えるということを企図しているようであるが、そうであれば、商店街を訪れる人が増えているのかどうか、増えているとしたら社会見学の影響なのかどうかといったことを検証すべきである。

市は、事業評価シートを記載するにあたっては、委託の目的に照らしながら、具体的な根拠を示して記載すべきである。

### (3) 柳ヶ瀬にぎわい創出業務について

#### ア 委託発注について

##### 【事実関係】

市は、委託業務名を柳ヶ瀬にぎわい創出業務とし、小学生が商店街について学習する社会見学等の受け皿として、柳ヶ瀬ファンづくり事業（柳ヶ瀬商店街探検隊）を商店街と協働して実施することを委託している。

市は、平成 22 年度から毎年、上記の中心市街地活性化推進業務と併せて、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。ただし、平成 24 年度は、中心市街地活性化推進業務の中に組み込んで委託している。

仕様書に添付された資料には、にぎわいまち公社へ委託する旨の記載がなされている。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」（２－（４））に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、中心市街地整備推進機構は、岐阜市においてにぎわいまち公社以外に指定されていないこと、にぎわいまち公社は、委託する中心市街地活性化推進業務に関連する事業を既に数多く実施しており、経験、知識及び関係者とのネットワークを有していることが記載されている。

##### 【指摘 まちづくり推進政策課】

本委託の業務内容は、まちの P R のためのイベント開催業務であり、中心市街地整備推進機構に求められる業務との関連性が強くなく、同機構に指定され

た団体でなければ遂行できないものでもない。

にぎわいまち公社が中心市街地整備推進機構に指定されていることは、一者随意契約によりにぎわいまち公社に委託することが相当であることの理由として不十分である。

にぎわいまち公社がこれまでに中心市街地活性化に関する事業を行った経験があることだけでは、一者随意契約の理由として不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。

## イ 委託料について

### 【事実関係】

市は、本委託を発注するに際し、設計書を作成しておらず、仕様書に添付された資料に予算案 3,500,000 円と記載しているだけである。

市は、にぎわいまち公社に見積書の提出を依頼しているが、市が依頼をしたのが平成 25 年 3 月 22 日で、にぎわいまち公社から提出された見積書の日付も同じ 3 月 22 日となっている。

見積書の金額は、消費税込で 3,500,000 円となっている。

契約金額は、にぎわいまち公社が作成した見積書記載の合計金額と同額である。

にぎわいまち公社の見積書では、人件費（給料手当）として、職員 1 人×7 ヶ月が算定されているが、その根拠資料はない。

市とにぎわいまち公社の委託契約書に内訳書が添付されていない。

平成 23 年度から平成 25 年度までの経過は、次のとおりである。

(千円)

|                                  | 契約金額  | 確定金額  |
|----------------------------------|-------|-------|
| 平成 23 年度<br>(中心市街地におけるまちづくり推進事業) | 3,759 | 3,794 |
| 平成 24 年度<br>(中心市街地活性化推進業務と一括)    | 7,699 | 7,986 |
| 平成 25 年度                         | 3,500 | 3,502 |

## ウ 精算手続について

### 【事実関係】

精算書において、事業経費は、契約金額よりも 172,075 円減ったが、法人会計は、契約金額よりも 180,070 円増えている。その結果、合計額は、契約金額よりも 2,000 円増えており、委託料の返納はなされていない。

【指摘 まちづくり推進政策課】

契約金額において、法人会計は、事業経費 2,777,779 円に 20%を乗じた金額として、555,555 円が計上されている。このような計上方法からすれば、通常、法人会計は、事業経費が減れば、それに伴って減るものと考えられる。

予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたという通常想定されていない事態になったことにつき、精算時において、何の説明もなされておらず、精算書にその内訳は記載されていない。このことと、結果として契約金額よりも僅か 2,000 円多い金額で精算していることとを合わせてみると、返納をしなくてもいいように法人会計を調整したのではないかと疑いを持たれるおそれがある。

市は、予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。

(4) 中心市街地都市開発まちづくり支援業務について

ア 委託発注について

【事実関係】

委託契約書によれば、委託の目的は、岐阜市中心市街地活性化基本計画区域地内の玉宮地区内（約 6.4ha）において点在する低・未利用地（空家、駐車場等）を区画整理手法により集約し、都心居住建築物等を建設する都市開発事業の立ち上げに向け、玉宮地区内の権利者のまちづくり機運の醸成を図ることとされ、委託業務の内容は、①まちづくり協議会等設立支援及び活動支援（各権利者への事業勉強会の周知・参加依頼、土地、建物活用等の相談体制の確立）、②権利者勉強会の開催支援（事業想定地区内の権利者を対象にした勉強会（年 4 回開催）の事務局として開催支援を行う）、③個別訪問説明の実施支援（勉強会に欠席した権利者を対象に個別に訪問し説明を行う）、④課題整理とされている。

市は、仕様書を作成し、にぎわいまち公社から参考見積書（1,810,499 円）を徴収している。この参考見積書は、内訳が添付されており、単価表により算定した人件費に基づき算定されていることが分かるものである。

その後、市は、委託契約書（案）、設計書、一者随意契約理由書（案）を添付資料とする業務委託設計伺を決裁している。

一者随意契約理由書（案）によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」（2-（4））に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当するとされ、「一者随

意契約理由」欄には、受注者は、権利者、民間事業者、市とのパイプ役となること、市民活動のノウハウがあり、継続的に運営が可能であること、市内で前例のない新しい土地区画整理手法を用いた中心市街地の整備事業や中心市街地活性化に係る補助制度等を権利者へ提案が可能であること、将来、事業調整役となるコーディネーター等を育成することが可能であることがポイントとされ、本委託業務は、中心市街地整備推進機構の業務である「中心市街地の整備改善に関する事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと」に合致すること、にぎわいまち公社の業務である「中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと」に合致すること、にぎわいまち公社は、中心市街地活性化に係る事業支援を受注していることから幅広い知識の中から権利者へ補助制度等の提案が可能であること、まちづくり活動家の育成と支援及び助成を事業内容とし、収支バランスを重視したコミュニティビジネスの概念に基づく積極的なまちづくり活動支援を進めていることとされている。

【意見 区画整理課】

仕様書の記載は、委託契約書の記載とほとんど同じで抽象的であり、より具体的に記載することが望ましい。

【意見 区画整理課】

一者随意契約理由は、にぎわいまち公社が委託先として適当であることまでは理解できるが、一者随意契約が適正であることの理由とまではなっていない。もう少し説得的な理由を記載することが望ましい。

イ 委託料について

【事実関係】

設計書によれば、単価表に基づき、①まちづくり協議会等設立支援及び活動支援 128,000 円、②権利者勉強会の開催支援 192,000 円、③個別訪問説明の実施支援 230,000 円、④課題整理 34,000 円が算定され、これに、⑤電子成果品作成費 80,000 円、⑥間接原価 314,000 円（①～④の合計額（584,000 円）×53.85%）、⑦一般管理費 419,000 円（①～⑥の合計（978,000 円）×42.86%）を加えた合計 1,397,000 円に消費税を加えた額 1,466,850 円が設計金額とされている。

一者随意契約理由書の「積算の根拠」欄には、「積算が適正であるという理由」として、にぎわいまち公社は市がまちづくり活動の主体として出資している法人であり、これまでの委託業務及び事業実績を考慮して算出したためと記載されている。

市は、にぎわいまち公社に対し、同年 8 月 1 日付けの指名通知書を出し、に

ぎわいまち公社は、市に対し、同月 5 日付けの見積書を提出している。

にぎわいまち公社の見積書は、1,389,010 円（消費税込み 1,458,460 円）と記載されているが、その内訳は添付されていない。

契約金額は、1,458,460 円（消費税込み）である。

【意見 区画整理課】

単価表に基づいて算出している一方で、にぎわいまち公社のこれまでの委託業務及び事業実績を考慮して算出したとも記載しており、何をもって積算が適正であるとしているのかが不明である。

一者随意契約においては、委託料の積算が特に重要であるから、どのような根拠をもって適正としたのかの説明になるような記載をすることが望ましい。

ウ 精算について

【事実関係】

精算書添付の予算執行状況報告書によれば、契約額として、事業費 660,000 円、管理費 729,010 円（内訳は空欄）、公租公課 69,450 円とされ、執行額として、事業費 682,245 円、管理費 752,190 円、公租公課 53,345 円とされ、結果として、契約額よりも 29,320 円多い金額となり、返納がなされていない。

【指摘 区画整理課】

予算執行計画書や予算執行状況報告書の記載方法と設計書の記載方法が整合しておらず、にぎわいまち公社が提出した見積書の内訳も不明であることから、精算時において、予算執行状況報告書の内容の確認ができていないように思える。

このような報告書では、結果として契約金額よりも僅か 29,320 円多い金額で精算していることと合わせてみると、返納をしなくてもいいように管理費を調整したのではないかと疑いを持たれるおそれがある。

市は、契約締結時の委託料の内訳と整合する計画書と報告書を作成させ、その内訳や理由が確認できる資料を添付させた上で、精算をすべきである。

（５）まちなか歩き回廊推進業務について

ア 委託発注について

【事実関係】

市は、委託業務名をまちなか歩き回廊推進業務とし、設計内訳書では、まちなか歩き回廊の調査研究に関すること、まちなか歩き回廊の情報の収集及び提供に関すること、地域住民と協働でまちなか歩き及び健康に関する検討を行う

こと、その他まちなか歩き、健康に関することを業務内容とし、実際には、ウォーキングイベントの開催、歩行者交通量調査、まちなか歩きに関する調査や情報整理を委託している。

市は、平成 19 年度から毎年、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。

市は、仕様書を作成していない。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」(2-(4))に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、にぎわいまち公社が岐阜市のまちづくりに精通し、豊富な知識や技術、経験を兼ね備えた団体であることが記載されている。

**【指摘 歴史まちづくり課】**

上記指摘のとおり、市は、委託の是非などを検討するためにも、仕様書を作成すべきである。なお、契約書や設計内訳書に抽象的な業務内容の記載があるが、実際に委託する具体的な業務内容は記載されておらず、仕様書の代替とはならない。

**【指摘 歴史まちづくり課】**

にぎわいまち公社が一者随意契約理由書に記載されるような団体であるとして、そのこととにぎわいまち公社にウォーキングイベント開催や歩行量調査などの業務を委託することの関連性が記載されていない。

まちなか歩き構想の目的にまちづくりがあるとしても、ウォーキングイベント開催と歩行量調査の業務にまちづくりの経験や知識がどのように必要であるのかが不明であるし、にぎわいまち公社に委託しなければ契約の目的が達成できないという事情もない。

一者随意契約の理由として不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。

**【指摘 歴史まちづくり課】**

平成 16 年度の包括外部監査の結果報告書において、本委託とは別の業務ではあるが、市がにぎわいまち公社に委託していた業務について、「一者随意契約の理由が不十分である」との指摘がなされ、市は、措置状況報告書において、「今後、指摘事項に留意し、対応に心がけて参ります」と記載していた。

しかし、上記の一者随意契約理由をみる限り、指摘事項に留意した対応がなされているとはいえない。

## イ 委託料について

### 【事実関係】

市は、本委託を発注するに際し、設計書を作成し、にぎわいまち公社に見積書の提出を依頼しているが、市が設計をしたのが平成 25 年 3 月 22 日で、にぎわいまち公社から提出された見積書の日付は 3 月 25 日となっている。

市が設計した金額は、消費税込みで 5,642,700 円であり、契約金額は、にぎわいまち公社が作成した見積書の金額は、これと同額である。見積書の金額は、消費税込で 5,600,000 円となっている。

設計書にも、にぎわいまち公社の見積書にも、人件費（給料手当）の総額の記載はあるが、その内訳や根拠が記載された資料はない。

平成 23 年度から平成 25 年度までの経過は、次のとおりである。

(千円)

|          | 契約金額  | 確定金額  |
|----------|-------|-------|
| 平成 23 年度 | 4,000 | 3,889 |
| 平成 24 年度 | 5,000 | 5,099 |
| 平成 25 年度 | 5,600 | 5,600 |

## ウ 事業評価について

### 【事実関係】

平成 24 年度の事業評価シートにおいて、「事業の必要性」欄には、「まちなか歩きの定着を図り、その魅力を広く周知・啓発すること」と記載され、「事業の目的」欄には、「岐阜の新たな魅力を掘り起こし、磨きをかけ、人々に語りかけ、魅了する空間、まちなか歩き回廊の周知を図る」と記載されている。

「指標」の欄では、活動指標名が「歩行者交通量」とされ、その人数が実績値とされている。「項目別評価」の欄では、「有効性」の項目で、「イベント参加者のアンケートや定点観測による歩行者交通量の増加により有効性が高い」と記載され、「費用対効果」の項目で、「まちなかを歩くことにつながる」と記載されている。「総合評価」の欄では、「今後は地域住民の健幸を踏まえたまちなか歩きを推進していく必要があり、本業務だけでなく他部署の事業と連携して行っていく」と記載されている。

歩行者交通量調査は、年 1 回（平日と休日の 2 日間・12 地点）行われているだけであり、そのほかにウォーキングイベントの効果の検証はしていない。

### 【指摘 歴史まちづくり課】

ウォーキングイベントにより、事業の目的がどれだけ達成されているのかを評価しなければならないが、その評価は事業評価シートに記載されていない。

歩行者交通量を活動指標に記載しているが(むしろ成果指標ではないかと思われる)、たった年1回の歩行者交通量調査の結果によって、上記のような事業の目的がどれだけ達成されたのかが分かるのであろうか。

イベントのアンケートから有効性が高いとしているが、どのような点で有効性が高いとしているのかが不明である。ウォーキングイベントの参加者が増えたことやイベント自体の満足度が高いことは、評価の対象ではない。

総合評価の記載内容は、今後の課題であって、総合評価の記載になっていない。

市は、事業評価の重要性を再認識し、適切に事業評価すべきである。

## (6) レンタサイクル業務について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名をレンタサイクル業務とし、レンタサイクル施設(JR岐阜駅南口・市役所南庁舎・岐阜公園)の運営管理、レンタサイクル施設(JR岐阜駅南口・市役所南庁舎・岐阜公園・鶺鴒観覧船のりば・長良川うかいミュージアム)の総括一般管理を委託している。

市は、平成17年度から毎年、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。

市は、仕様書を作成していない。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」(2-(4))に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、にぎわいまち公社が、岐阜市職員の派遣を受けていること、中心市街地活性化事業を行っていること、コミュニティビジネスの概念に基づくまちづくり活動支援を進めていること、行政にはない蓄積されたノウハウを生かしながらすきま産業的な新規事業の開発提案を行っていること、行政と市民団体の調整機能を持つまちづくり支援機関としての役割を担っていることが記載されている。

#### 【指摘 歴史まちづくり課】

にぎわいまち公社が一者随意契約理由書に記載されるような団体であるとして、そのこととにぎわいまち公社にレンタサイクルの管理運営を委託することの関連性がよく分からない。

レンタサイクル事業の目的にまちづくりがあるとしても、レンタサイクルの



管理運營業務にまちづくりの経験や知識が特に必要であるとは思えないし、にぎわいまち公社に委託しなければ契約の目的が達成できないという事情もない。

一者随意契約の理由として不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。

#### イ 委託料について

##### 【事実関係】

市は、本委託を発注するに際し、設計書を作成し、にぎわいまち公社に見積書の提出を依頼しているが、市が設計をしたのが平成 25 年 3 月 22 日で、にぎわいまち公社から提出された見積書の日付は 3 月 25 日となっている。

市が設計した金額は、消費税込みで 14,209,650 円であり、契約金額は、にぎわいまち公社が作成した見積書記載の金額と同額である。見積書の金額は、消費税込で 14,200,000 円となっている。

#### ウ 事業評価について

##### 【事実関係】

平成 24 年度の事業評価シートにおいて、「事業の必要性」欄には、「レンタサイクルにより、まちなかの回遊性の向上とにぎわいの創出が見込め、中心市街地の活性化につながる」と記載され、「事業の目的」欄には、「レンタサイクル条例の目的である、市民の健康増進、まちのにぎわいの促進、観光の促進」と記載されている。

「指標」の欄では、活動指標名が「レンタサイクルの利用件数」とされ、その人数が実績値とされている。

「項目別評価」の欄では、「必要性」の項目で、「年間 14,000 件を超える利用、観光地区である岐阜公園レンタサイクルポートの利用件数の増加から必要」と記載され、「有効性」の項目で、「毎年実施している利用者アンケートの結果から、満足度は高い」と記載され、「費用対効果」の項目で、「使用料 100 円が安いとの指摘があるかもしれないが、公共のサービスと考えたとき、妥当」と記載されている。

##### 【指摘 歴史まちづくり課】

レンタサイクル事業により、事業の目的がどれだけ達成されているのかを評価しなければならないが、その評価は事業評価シートに記載されていない。

利用件数を活動指標に記載しているが(むしろ成果指標ではないかと思われる)、利用件数と事業の目的がどれだけ達成されたのかは別の問題である。ア

ンケートの結果から有効性が高いとしているが、レンタサイクルの満足度と事業の目的が達成されているかは別の問題である。

費用対効果は、使用料の問題ではなく、1400 万円という委託料と効果の問題である。

市は、事業評価の重要性を再認識し、適切に事業評価すべきである。

## (7) 岐阜公園総合案内所運営について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名を岐阜公園総合案内所運営業務とし、仕様書には、岐阜公園施設に関する情報提供、岐阜公園施設に関する問い合わせ等への対応、岐阜公園周辺地区を中心とするまちなか歩きに関する情報提供、岐阜公園周辺地区を中心とするイベントや店舗等に関する情報提供、市の行政情報等の提供、まちなか歩きの普及・啓発に関すること、ポスター・パンフレット類等の収集、配置及び配布を委託する旨の記載をしている。

市は、平成 21 年度から毎年、本業務を一者随意契約でにぎわいまち公社に委託している。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」(2-(4))に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、案内所は、公園施設の情報提供のほかに、まちなか歩きの拠点としての機能があることから、運営にあたっては高い公共性・信頼性が求められるところ、にぎわいまち公社は、まちなか歩きに関する事業を主業務として行い、まちなか情報交流拠点(柳ヶ瀬あい愛ステーション)の運営実績もあることが記載されている。

なお、案内所の管理は、市が直営で行っており、岐阜公園の管理は、市とみどりのまち推進財団が行っている。

#### 【指摘 公園整備課】

公園施設の情報提供にはにぎわいまち公社の経験や知識が特に必要であるとは思えない。

案内所にはまちなか歩きの拠点としての機能もあるということであるが、その内容は不明であるし、仮にそうであるとして、そのために高い公共性・信頼性が求められるのであれば、市が直営で行うべきではないだろうか。

また、にぎわいまち公社は、まちなか歩きに関する事業を主業務として行っ

ているわけではなく、市からウォーキングイベント開催業務等の委託を受けているだけであるから、まちなか歩きの拠点としての機能を発揮するためににぎわいまち公社の経験や知識が特に必要であるとは思えない。

にぎわいまち公社に委託しなければ契約の目的が達成できないという事情はない。

一者随意契約の理由として不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。

#### イ 委託料について

##### 【事実関係】

市は、本委託を発注するに際し、設計書を作成し、にぎわいまち公社に見積書の提出を依頼している。

市が設計した金額は、消費税込みで 10,407,600 円であり、契約金額は、にぎわいまち公社が作成した見積書記載金額（9,746,100 円）と同額である。

見積書では、職員 2 名×12 か月の給料手当、アルバイト 2 名×5 時間×180 日の賃金が算定されている。

仕様書において、開館時間内において 2 名以上を常に配置することとされ、実際にも、一人が案内スペースに座り、一人が事務所内にいる体制をとっている。従事する業務は、情報提供（案内所を訪れた人からの質問に答える）であり、そのほかは案内所内の飲食スペースの運営管理者と分担して共用区域の清掃・整理である。

##### 【意見 にぎわいまち公社、公園整備課】

にぎわいまち公社のヒアリングでは、一人が事務所内にいる必要性について、明確な回答は無かった。

市からは、観光バスで来場する大勢の観光客が一度に来館するような場合には情報提供を一人で対応することができない、電話対応や緊急事態の対応のためにも常時 2 人以上の配置が必要との意見があったが、観光客には添乗員がついていることが多いであろうし、大勢の観光客が一斉に質問をするという事態は想定しにくいこと、公園の案内所に電話が頻繁にかかってくることも想定しにくいこと、緊急事態といっても公園の案内所で事故等が起こる可能性は低いし、起こるとすれば別に運営管理者がいる飲食スペースのほうである。

市も、にぎわいまち公社も、常に 2 名以上を配置する必要性を検証することが望ましい。

#### 3 補助金について

にぎわいまち公社が市から交付を受けた補助金の概要は、次のとおりである。

(平成 25 年度)

(単位：千円)

| 対象事業              | 事業の概要                 | 担当課   | 交付要綱                     | 確定<br>補助金 |
|-------------------|-----------------------|-------|--------------------------|-----------|
| 商店街情報発信拠点<br>整備事業 | 「柳ヶ瀬あい愛ステ<br>ーション」の運営 | 産業雇用課 | 岐阜市中小企業<br>振興補助金交付<br>要綱 | 13,000    |

|          |                                                                                             |            |            |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 補助金名     | 商店街情報拠点整備事業補助金                                                                              |            |            |
| 要綱名      | 中小企業振興補助金交付要綱・同取扱要領                                                                         |            |            |
| 補助金の目的   | 中小企業団体の経営の近代化及び合理化等を促進する（要綱第 1 条）                                                           |            |            |
| 交付先      | 一定の条件をみたす中小企業、一般社団法人等（要綱第 2 条）                                                              |            |            |
| 事業概要     | 団体が実施する商店街の情報発信及びサロン、休憩所等の拠点を整備・運営する事業（要綱第 3 条・別表）                                          |            |            |
| 補助金の対象経費 | 人件費（謝金及び賃金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告・宣伝費、使用料及び賃借料、通信運搬費、会議に係る食糧費、委託料、その他市長が必要と認める経費（取扱要領第 1 条第 4 項） |            |            |
| 補助金の算定方法 | 補助対象経費から国の補助金を除いた額以内であり、上限なし（要綱第 3 条・別表）                                                    |            |            |
| 補助開始年度   | 平成 20 年度                                                                                    | 経過年数       | 5 年        |
| 補助金額     | 平成 25 年度                                                                                    | 平成 24 年度   | 平成 23 年度   |
| 予算       | 13,000,000                                                                                  | 13,000,000 | 13,000,000 |
| 決算       | 13,000,000                                                                                  | 13,000,000 | 12,744,424 |

### 【事実関係】

市（商工観光部）は、中小企業振興補助金交付要綱及び同取扱要領に基づいて、にぎわいまち公社が「柳ヶ瀬あい愛ステーション」を運営する経費について、本補助金を交付している。

同要綱及び要領では、補助金額は、補助対象経費から国の補助金を除いた額以内とされ、上限は設定されていない。

実際には、市は、総事業費 21,470,839 円から、職員の給料手当及び福利費と消費税分を除いた額の 14,697,548 円を補助対象経費として、その内、予算額 13,000,000 円を交付している。

他方、にぎわいまち公社の「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営に関わる固有職員 1 名分の給料手当及び福利費は、にぎわいまち公社が負担している。

### 【指摘 産業雇用課】

中小企業振興補助金の目的は、中小企業団体の経営の近代化及び合理化等を促進することである（同交付要綱第1条）。

一方、補助金等交付申請書によれば、補助事業等の目的及び内容は、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」を運営することにより、商店街や地域住民の活動の場とするとともに、商店主などと連携する事業を展開することによって、まちににぎわいを創出することである。

このように補助金を交付する根拠となる要綱の目的（補助金の本来の目的）と実際に補助金を交付する目的が異なっている。これでは、補助金の必要性や補助金額の相当性を検証することができない。当該補助金の目的に適った要綱を策定するなどすべきである。

#### 【意見 産業雇用課】

本来、補助金は、補助するために支給するものであり、経費のすべてを支給するのは補助金とはいえない。補助金の算定方法としては、通常、要綱において、補助対象経費の何％以内と上限が定められる。

臨機応変の対応の必要性も理解できるが、補助金の交付を受ける側に対し、どれだけの経費を自己負担しなければならないかということについて予測可能性をもたせるとともに、市に対し、補助金額の算定に対する意識をもたせるためにも、要綱に補助金の上限を定めることが望ましい。

#### 【意見 産業雇用課】

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営に要する経費については、固有職員1名分の給料手当及び福利費以外の経費の約88％が、市からの補助金で賄われ、固有職員1名分の給料手当及び福利費が、市からにぎわいまち公社に対する別の業務委託における委託料で、そのほとんどが賄われている。

これは、市がにぎわいまち公社に対し、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営を委託している状態と考えられる。補助金という形を取ったのは、平成20年度から平成22年度まで国からの補助金があったからである。国の補助金があったころは、市のにぎわいまち公社に対する補助金額は500万円程度であったが、国からの補助金が終了した後もなお補助金の形を維持し、補助金額が1300万円になっている。

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」について、その存在意義から遡って、今後、所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移すのか、にぎわいまち公社の自主運営のままにするのか、運営を委託するのかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。

# 第 8 章 一般財団法人岐阜産業会館

## 第 1 概要

### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                    |                |                   |
|------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 45 年 4 月 1 日                                                                                                                                    |                |                   |
|      | 設置者名              | 岐阜市・岐阜県                                                                                                                                            |                |                   |
|      | 所在地               | 岐阜市六条南二丁目 11 番 1 号                                                                                                                                 |                |                   |
|      | 所管課               | 商工観光部産業雇用課（岐阜県においては、岐阜県商工労働部商工政策課。ただし、平成 25 年度は商業流通課。）                                                                                             |                |                   |
|      | 基本財産              | 3,000 千円                                                                                                                                           | うち市出資額<br>(割合) | 1,500 千円<br>(50%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 岐阜産業会館の運営管理をし、及び岐阜県の産業振興と文化の向上に寄与すること                                                                                                              |                |                   |
|      | 事業<br>(定款第 4 条)   | (1) 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年岐阜県条例第 13 号及び昭和 45 年岐阜市条例第 8 号）に規定する岐阜産業会館の指定管理業務<br>(2) 岐阜産業会館の利用者の利便を図るための事業<br>(3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事業 |                |                   |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

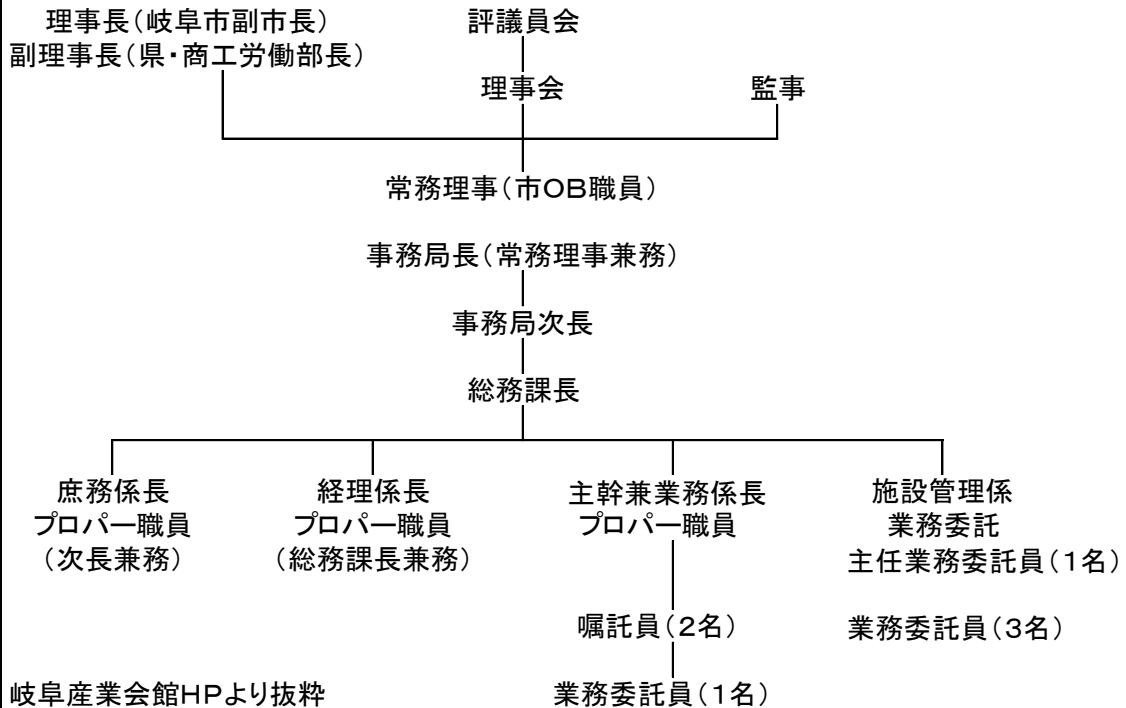
|              |     |          |      |
|--------------|-----|----------|------|
| 出資状況<br>他からの | 団体名 | 出資額      | 出資割合 |
|              | 岐阜県 | 1,500 千円 | 50%  |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 組織状況 | 区分  | 役員  | 評議員 | 職員  |
|      | 常勤  | 1 名 | 0 名 | 3 名 |
|      | 非常勤 | 5 名 | 5 名 | 2 名 |
|      | 合計  | 6 名 | 5 名 | 5 名 |

【組織図】

一般財団法人岐阜産業会館組織図及び役職員構成



(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------------|---------|----------|----------|----------|
|                   | 総収入額    | 130,955  | 132,453  | 130,802  |
|                   | 総支出額    | 130,955  | 132,453  | 130,802  |
|                   | (うち人件費) | (36,562) | (37,822) | (37,730) |
|                   | 差引収支額   | 0        | 0        | 0        |
|                   | 総資産額    | 70,296   | 71,197   | 71,429   |
|                   | 総負債額    | 67,296   | 68,197   | 68,429   |
|                   | 正味財産額   | 3,000    | 3,000    | 3,000    |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|-------|----------|----------|----------|
|                            | 指定管理料 | 60,610   | 61,566   | 62,151   |
|                            | 負担金   | 1,141    | 1,572    | 1,377    |
|                            | 合計    | 61,751   | 63,139   | 63,528   |

| 事業の概要 | 平成 25 年度    |                      |         |
|-------|-------------|----------------------|---------|
|       | 事業名         | 事業内容                 | 事業費     |
|       | 岐阜産業会館の運営管理 | 岐阜産業会館の管理業務及び使用料徴収事務 | 120,731 |
|       | 駐車場管理事業     | 入居団体職員用駐車場の管理事業      | 8,170   |
|       | 臨時電話等付設工事   | 岐阜産業会館内の臨時電話付設・貸出事業  | 304     |
|       | その他事業       | 事務手数料                | 1,105   |

## 2 沿革

昭和 45 年 4 月 1 日 財団法人岐阜産業会館として設立。市と県が 150 万円ずつ出資して設立された。

平成 25 年 4 月 1 日 一般財団法人岐阜産業会館へ移行

## 3 表記について

本章においては、一般財団法人岐阜産業会館を「（一財）産業会館」と、施設としての岐阜産業会館を「産業会館」と表記する。

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 岐阜産業会館運営管理協議会について

#### 【事実関係】

産業会館については、昭和 45 年の法人設立当初より、岐阜産業会館運営管理協議会（以下、「協議会」という）が設置されている。かかる協議会は、岐阜産業会館運営管理協議会規約（昭和 45 年 3 月 26 日 市議会議決／以下、「規約」という）に基づくものである。

協議会は、市及び県が設置しており（規約第 3 条）、産業会館に関する事務を共同して管理し、執行することを目的とする（規約第 1 条）。

事務内容は、規約第 4 条に記載があり、

- （１）会館の運営の基本的事項に関する事務
- （２）会館の使用許可に関する事務
- （３）会館の維持管理及び使用料徴収の委託に関する事務
- （４）その他会館の運営に関し必要な事務



がある。

規約第4条においては、市と県との役割分担までは明記されていないが、県が、協議会に係る事務を、市が、施設管理及び法人に係る事務をそれぞれ担当し、産業会館の運営に係る事項については、市と県が協議することとなっているとのことである。

(一財)産業会館は、会長、副会長及び委員若干人(規約上の表現)をもってこれを組織するとされている(規約第6条)。

会長及び副会長は、知事及び市長が協議して定めた者をもって、これに充てるとされており(規約第8条)、これまで、会長は、副知事が、そして、副会長は、副市長が、それぞれ就任してきている。

委員は、市及び県の職員から同数で、それぞれ2名が選任されている。

協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとされている(規約第10条第4項)。

平成25年度中、協議会は、4回開催された。

#### 【意見 産業雇用課】

規約によれば、仮に、市と県の意見が対立した場合、議長である会長が副知事である以上、市が反対したとしても、県の意見が通ることが想像できる。

また、議長である会長が協議会に欠席した場合は、副会長が議長を務めることがあるが(平成25年度の協議会にも例があった)、この際、議事決定する場合は、逆に、副会長が市の副市長である以上、市の意見が通ることも可能性としてはある。

このような協議会の組織構成・決議方法の是非については、市単独で決められるものではないが、県とも協議の上、協議会の組織に外部委員を加えることや、重要事項については、議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討することが望ましい。

## 2 役員について

#### 【事実関係】

定款上、理事及び監事は、評議員会の決議によって選任され((一財)産業会館の定款第21条第1項)、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による決議によって理事の中から選定することとなっているところ(同第2項)、実際の運用は、(一財)産業会館が、協議会に推薦依頼をして、協議会が指名したものを選任する形式になっている。(一財)産業会館理事長は、副市長である。

一方、上記「1」で述べたとおり、協議会の会長及び副会長は、知事及び市長が協議して定めた者をもって、これに充てるとされており(規約第8条)、

会長は、副知事、副会長は、副市長となっている。

協議会と（一財）産業会館は、産業会館の管理運営に係る基本協定を締結する契約当事者である。

【意見 産業雇用課、（一財）産業会館】

協議会を代表するのは会長（副知事）であり、通常は、直接の利益相反とはならないが、協議会において、副会長は会長が欠けたとき等は、その職務を代理することとなっており、その場合、双方の組織の代表がいずれも副市長となり、利益相反が顕在化する。

このような事態を避けるため、（一財）産業会館を存続するのであれば、理事長を副市長とする運用の変更を検討することが望ましい。

### 3 所管課の関与について

【事実関係】

産業会館のあり方検討会（以下、「あり方検討会」という）が年3回開催されている。あり方検討会は、産業会館の運営に関する事務担当者の会議であり、協議会の議事及び報告事項について、協議されている。

市と県との意見が合わないときはどうするのかという問いかけをしたところ、市の担当者によれば、市及び県の担当者間の綿密な協議により、摺り合わせを行い、担当者レベルで話がつかなければ、その上司同士で協議しており、今まで県との間で意見が食い違ったことはないとのことである。

市の担当者によれば、あり方検討会以外に、担当者レベルでは、電話あるいは面会により、ほぼ毎日打合せを行っているとのことであった。

【意見 産業雇用課】

これまでは、市及び県の担当者間において、意見合致に向けて相当な努力がなされていたことが伺われ、意見対立が生じなかったのは、これら担当者の努力の成果ともいえる。

しかしながら、職員の人件費、指定管理の期間、モニタリング方法等、様々な場面で、それぞれの方針の違いにより、意見がどうしても合致しない可能性は出てくる。市は、市民の利益を図るために必要がある場合には、県に譲歩すべきでない場合も出てくる可能性がある。

後に、市民に対して、疑義を生じさせないように、あり方検討会での協議の経過を書面に残しておくことが望ましい。

### 4 定款の目的について

### 【事実関係】

県の岐阜産業会館設置及び管理に関する条例第1条では、「岐阜県の産業の発展と県民の文化向上に寄与するため、岐阜市に岐阜産業会館を設置する。」と規定されている。そして、同条例第9条第3項第1号では、指定管理者選定の基準の一つとして、「県民が会館を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。」が挙げられている。

他方、市の岐阜産業会館設置及び管理に関する条例第1条では、「岐阜市の産業の発展と市民の文化向上に寄与するため、…岐阜産業会館を設置する。」と規定されている。そして、同条例第4条第2項第1号では、指定管理者の選定基準の一つとして、「市民が会館を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。」が挙げられている。

しかしながら、(一財)産業会館の定款第3条では、「会館は、岐阜産業会館の運営管理をし、及び岐阜県の産業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。」と定められ、(一財)産業会館の登記の目的においても同様の記載となっている。

### 【意見 (一財)産業会館】

市の条例は、「岐阜市」の産業の発展等を目的と定めているのに対し、定款では、「岐阜県」の産業等の振興を目的としている。

確かに、県の産業が発展することが、市の産業の発展につながる面があることは否定しない。また、市民が産業会館を平等に利用することと、県民が産業会館を平等に利用することも、両立する。

ただし、市は、(一財)産業会館に対し、県と同様、半分の出資をし、応分の指定管理料及び負担金を支出している自治体である。

それにもかかわらず、あくまで、定款の文言上、県内他の自治体と同等の扱いとなるのは、不合理ではないかと考える。

あくまでも、市条例が定める目的は、「岐阜市の産業の発展」であることからすれば、(一財)産業会館は、定款の目的を、「岐阜県及び岐阜市の産業の振興・・・」とすることを検討することが望ましい。

## 5 事業の必要性・事業の目的と事業評価シートについて

### 【事実関係】

市のホームページ上(行財政改革課)で公表されている平成22年度から平成25年度における岐阜産業会館運営管理にかかる事業評価シート(平成22年、23年当時の担当は商工観光部産業振興課)では、「事業の必要性」・「事業の目的」について、それぞれ、次のとおり記載されている。

【平成 22 年度、平成 23 年度（産業振興課）】

（事業の必要性）

岐阜産業会館の大展示場は、県内唯一重量車両が会場に乗り入れできる施設で、販路拡張につながる見本市、展示会等の開催に展示場等を提供することは、産業振興には不可欠であり、また、文化の向上に関する行事への文化ホールの提供は、文化振興に寄与するために必要である。

（事業の目的）

産業の発展と市民の文化向上に寄与するため。

【平成 24 年度（産業雇用課）】

（事業の必要性）

岐阜産業会館の大展示場は、県内唯一重量車両が会場に乗り入れできる施設で、販路拡張につながる見本市、展示会等の開催に展示場等を提供することは、産業振興に不可欠である。

（事業の目的）

産業の発展に寄与するため。

【平成 25 年度（産業雇用課）】

（事業の必要性）

岐阜産業会館の大展示場は、県内唯一重量車両が会場に乗り入れできる施設で、販路拡張につながる見本市、展示会等の開催に展示場等を提供することは、産業振興に不可欠である。

（事業の目的）

産業の発展と市民の文化向上に寄与するため。

ちなみに、同じくホームページ上で公表されている平成 22 年度の岐阜産業会館施設整備事業における事業の必要性では、次のとおり記載されている。

岐阜産業会館は、本市唯一の産業拠点施設であり、・・・

ところで、平成 22 年、23 年の事業の必要性に記載のある文化ホールについて述べると、最大収容 542 名、面積で 2,170 m<sup>2</sup>（約 657 坪）ある大規模施設であるが、雨漏り等のため、平成 15 年度から使用休止となっており、再開の目途は経っていない。

【指摘 産業雇用課】

平成 22 年、23 年の事業の必要性では、文化振興に寄与する目的であるものとして、文化ホールの提供があるが、実際は、この時期には提供がなされていなかった。

そうである以上、かような記載はできなかったはずである。

平成 24 年度は、所管課がかかる過ちに気づき、事業の必要性から文化ホールの提供を削除したが、これに併せて、事業の目的・必要性から、市民の文化向上の寄与を完全に削除してしまった。文化振興の寄与については、産業会館の会議室や大展示場で、文化的な講演会などが開催されており、かかる削除も実態と合わないものであった。

平成 25 年度は、事業の目的には、産業の発展と市民の文化向上への寄与を掲げ正しいものとされたが、事業の必要性においては、文化向上の記載は一切なかった。これも平成 24 年度同様、実態と合わないものであった。

また、平成 25 年度の事業の必要性において、「岐阜産業会館の大展示場は、県内唯一の重量車輛が会場に乘入れできる施設」で、「産業振興に不可欠である」とある。確かに、重量車輛が会場に乘入れできる施設は便利ではあるが、産業振興に「不可欠」であるかと言われれば、それは疑問である。

さらに、平成 22 年度の岐阜産業会館施設整備事業における事業評価シートにおいては、「岐阜産業会館を本市唯一の産業拠点施設」としている。

ところで、JR 岐阜駅北口に、産業拠点運営課が担当する指定管理施設じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）があるが、この施設は、「地域交流、文化活動及び産業活動の拠点」（岐阜市文化産業交流センター条例第 1 条）として設置されている。産業雇用課の説明によれば、産業に特化した施設としては産業会館が市内唯一であることから記載に誤りはないとのことである。しかしながら、事業評価シートの文言だけを見ると、市民に誤解を生じさせる可能性がある。

事業評価シートは、市民に公表される以上、正確な情報提供がなされるべきである。それがなされていなかったことは、指摘となる。

今後は、事業評価シートにおいて、正確な情報提供をすべきである。

#### 【意見 産業雇用課】

文化ホールは、文化に寄与することをも目的とする産業会館において、その目的からは、本来的には核となる施設である。

しかし、10 年以上も稼働していない。

平成 21 年度予算要求の検討の際、市公共建築課から、文化ホールの改修概算額として、簡易的な改修費用は約 90,000 千円、本格的な改修を行う場合、その想定額は約 200,000 千円以上が必要とされたようであるが、結局、県との協議において、改修をしないことを決定し、現在に至っている。

施設を存続させる場合には、文化ホールを改修せずに休止した状態のままでよいとは思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。

## 6 給与体系について

### 【事実関係】

(一財)産業会館においては、人件費を市職員の人事制度に準拠して支給している。

市が平成 16 年度に策定した経営改善指針においては、団体の経営状況や業績を反映した団体独自の人事給与制度を導入するとされているので、指針に反する状態となっている。

所管課である産業雇用課においては、経営改善指針を認識し、県及び(一財)産業会館と協議をしているが、(一財)産業会館が市と県の共同出資団体であり、市単独で決定できないとしている。

### 【意見 産業雇用課、(一財)産業会館】

市としては、民間業者との競争原理の観点から、外郭団体に対して、業績等の評価を反映した独自の給与体系を設けることを求めているものである。

独自の給与体系は、職員の勤労意欲を高めることに繋がるものでもある。

(一財)産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。

(一財)産業会館が市と県の共同出資団体であり、独自に決定することができないという問題点はあるが、市の立場としては、経営改善指針を策定している以上、今後、(一財)産業会館が法人として存続するのであれば、県及び(一財)産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。

## 7 負担金について

### 【事実関係】

「6」で述べたとおり、職員の給与は、市職員の人事制度に準拠して支給されているが、県の支給基準との差額を市が毎年負担金としている。ここ 3 年間では、次のとおりである。

平成 23 年度：1,141,215 円

平成 24 年度：1,572,990 円

平成 25 年度：1,377,422 円

市と県の出資比率がそれぞれ 50%であり、使用料収入も市と県がそれぞれ 2 分の 1 ずつを取得しているところ、平成 25 年度において、市負担金額が 1,377 千円であるのに対し、県負担金額は、327 千円となっている。

担当者によると、平成 14 年まで、退職給与引当金は、その大部分は決算余剰金の積立てにより賄い、具体的な支払時に不足額を県及び市が予算対応してきたところ、平成 13、14 年度に実施された岐阜県財政的援助団体に対する監

査において、「退職給与引当金は年度末に自己都合退職所要額の 100%を計上すべき」との指摘を受けたため、平成 16 年度から退職手当引当金の積み立てに要する経費（自己都合退職の要支給額）を市・県が負担し積み立てることとなった（財団監事からも同様の指摘がなされた）。

市と県の負担の不均衡については、平成 15 年、（一財）産業会館にて、雇用することとなったプロパー職員 1 名について、当時県が「プロパー職員不補充、嘱託職員採用」の方針を堅持したため、協議会において、市が嘱託職員とプロパー職員の給与差額を負担することとなり、退職手当についても同様の取扱いとなったことによる。

なお、該当プロパー職員 1 名は今年度末で退職する予定であり、平成 27 年度以降は、負担金の不均衡の問題は発生しないとのことである。

そこで、ここでは事実の紹介に留める。

## 8 指定管理について

### （１）概要

|          |                                                                                                                         |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠条例     | 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（市条例第 8 号）                                                                                           |
| 指定管理期間   | 1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 |
| 事業内容     | （１）岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例に規定する岐阜産業会館の指定管理業務<br>（２）岐阜産業会館の利用者の利便を図るための事業<br>（３）その他、目的達成の為に必要な事業                             |
| 指定管理料    | 62,151 千円（平成 25 年度実績）                                                                                                   |
| 利用料金制の採用 | 無                                                                                                                       |
| 利用者数     | 200,235 人（平成 25 年度実績）                                                                                                   |
| 公募・非公募   | 非公募                                                                                                                     |

### （２）指定管理期間について

#### 【事実関係】

市の指定管理者制度基本方針においては、平成 24 年度から標準的な指定管理期間を 3 年から 5 年へと変更している。しかしながら、（一財）産業会館については、3 年の指定管理期間が維持されている。産業雇用課によれば、指定管理期間は、事前に担当者同士の協議や市行財政改革課に相談したうえ、協議

会の議決で決定されたとのことである。

このように、産業会館は、市の指定管理施設ではあるものの、指定管理期間については、例外的な扱いとなっている。

### （３）公募・非公募について

#### 【事実関係】

市の指定管理者制度基本方針では、「民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる団体を公募のうえ選定」することを原則としている。しかしながら、産業会館は、施設の老朽化その他特段の事情により公募することが相応しくない施設であるとして、例外的に、非公募とされている。

#### 【意見 産業雇用課】

産業会館は、建物老朽化により、文化ホールが休止状態であり、また毎年、補修工事が行われるなど施設として完全ではないから、老朽化した施設の管理のノウハウを持っている法人として、（一財）産業会館を特定者指名することもやむを得ないとする。

平成 27 年 4 月 1 日から同 30 年 3 月 31 日を指定管理期間とする指定管理者の募集が行われることが決定しているが、上述したとおり、この間に、これまで先延ばしにしてきた施設のあり方を検討することも必要である。

施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。

### （４）評価主体及び評価基準について

#### 【事実関係】

市のモニタリング指針によれば、指定管理者管理運営状況シートにより上半期、下半期の年 2 回、自己評価を行い、指定管理者の選定基準に基づく評価と指定管理者の取組みに対する自己評価を行うこととなっている。

指定管理者の選定基準に基づく評価は、①公平性・透明性、②効果性、③効率性、④安定性・安全性、⑤貢献性の 5 つに区分し、各施設に応じた項目が設けられている。評価基準としては、S S、S、A、B、C、D の 6 段階評価とし、A を標準としている。評価主体は、指定管理者による自己評価、所管課、評価委員会の三者がそれぞれ行っている。

指定管理者の取組みに対する自己評価は、「今期の取組みに対する評価」「前回までの意見を踏まえた取組み状況」「今後の取組みについて」を各々記入する様式となっている。



市では、部単位で評価委員会が設置されている。

これに対し、（一財）産業会館については、市のモニタリング指針に沿ったモニタリングはなされていない。岐阜産業会館評価員会議が設置され、同会議が、①経営状況に対する評価、②運営管理に対する評価、③施設設置目的達成状況に対する評価の3つに区分し、10項目について評価している。評価基準は、1点から5点までの採点方式であり、3点を標準としている。指定管理者の取組みに対する自己評価については、記載がない。

これも、市の指定管理施設の評価方法としては、唯一の例外である。

#### （５）評価員会議の評価

##### 【事実関係】

平成 23 年度以降、全ての項目について、総評は「優」であった。平成 25 年度第 2 回岐阜産業会館評価員会議の評価結果において、評価委員 4 名のうち、1 名は、全ての項目について「5」と評価し、特記事項に何らの記載もしていなかった（同委員は、第 1 回評価員会議においても特記事項に記載がなかった）。

特記事項記載欄の記載は、①経営状況に対する評価については 3 名が、②運営管理に対する評価については 0 名が、③施設設置目的達成状況に対する評価については 1 名が記載していた。なお、特記事項欄の中には、解読困難な文字が見受けられた。

しかしながら、特記事項には、毎年のように、「施設の老朽化と厳しい経済環境下において、指定管理業務の努力がなされている」との評価がなされている。

##### 【指摘 産業雇用課】

「稼働率の向上が図られているか」という項目について、3 点「普通」と評価した委員と 5 点「よく努力している」と評価した委員がいるが、特記事項に何ら記載がないため、その評価の根拠が不明である。それゆえ、評価を活かして、今後の改善に向けた対策を立てることが困難となる。

改善のための指針となる評価がなされるように、評価員会議の評価につき、評価根拠の記載を求めるなど、評価方法を改善すべきである。

#### （６）再委託について

##### 【事実関係】

1,000 千円を超える再委託契約の過去 3 年間の契約額の推移は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

|                         | 区分 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|
| 清掃警備委託                  | 入  | 8,400    | 8,400    | 8,400    |
| エレベータ保守点検委託             | 随  | 3,024    | 3,024    | 3,024    |
| 自家用電気設備点検委託             | 入  | 1,291    | 1,249    | 1,249    |
| 防災設備保守管理業務委託            | 入  | 1,795    | 1,816    | 1,806    |
| 舞台管理操作業務委託              | 入  | 4,378    | 4,365    | 4,365    |
| 電気設備等管理操作及び<br>環境管理業務委託 | 入  | 17,955   | 17,902   | 17,850   |

(入：指名競争入札、随：一者随意契約)

【意見 産業雇用課、(一財)産業会館】

一者随意契約は、1 契約であり、残り 5 契約は、指名競争入札となっている。

にもかかわらず、契約額は、指名競争入札においても、ほぼ横ばいとなっており、金額面からみれば、入札の効果が表れていないのが現状である。

市は、県と(一財)産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。

9 情報公開について

【事実関係】

平成 26 年 12 月 16 日現在、産業会館のホームページを見ると、その段階で、平成 25 年度の事業報告書、決算資料がアップされていなかった。

【指摘 産業雇用課、(一財)産業会館】

平成 25 年度も 3 / 4 ほどの期間が経過した 12 月 16 日の時点で、平成 25 年度の事業報告書、決算資料のアップがなされていなかったことは問題であった。

指摘後すぐに資料がアップされた。そして、産業雇用課は(一財)産業会館に対し、今後は毎年 6 月末までにホームページ上でアップするよう指導したとのことである。

速やかな対応は、評価できるが、(一財)産業会館は、適時の情報発信を徹底すべきである。

また、産業雇用課は、適時の情報発信を徹底するよう指導すべきである。

## 10 組織のあり方について

### 【事実関係】

(一財)産業会館に対する出資は、市及び県ともに 150 万円ずつであり、出資割合は 50%ずつとなっている。これは、そもそも、市が、市政 80 周年記念事業として、産業会館開設を企画したところ、県から共同事業運営の提案があり、これを市が受け入れたことによる。

(一財)産業会館においては、平成 26 年、同 28 年、同 30 年と、職員が立て続けに退職することになる予定であるとのことだが、担当者によれば、(一財)産業会館のあり方が決まらないため、新規採用はしにくい状況にあるとのことである(指定管理期間が 3 年であるため、新規採用しても指定されなければ直ぐに解雇せざるを得ない。)

県も、「プロパー職員不補充、嘱託職員採用」の方針をとっていることから、新規採用に消極的であるようである。

そうすると、(一財)産業会館の職員数は 5 名から 2 名となる可能性があり、組織としての存続が現実的な問題となる事態が数年内に発生することとなる。

### 【意見 産業雇用課、(一財)産業会館】

市と県が半分ずつという出資割合により、どちらにも決定的な支配力が無い状態となっている。全国的に見ても、市と県が半分ずつ出資して設立された財団法人は珍しいのではないかと思われる。

このような出資形態が、物事が進みにくい要因になっている可能性がある。例えば、上述したとおり、給与体系に関する市の指針が実現しないなどである。指定管理についても、選定から評価に至るまで、市の指針からすれば、例外的な扱いとなっている。また、最終的な責任の所在も必ずしも明確とならない。

産業会館の土地・建物については、市と県が 2 分の 1 ずつ共有している。

かかる問題もあり、(一財)産業会館の出資割合に優劣を付けること、あるいは、市と県のどちらかが 100%出資とすることは、いずれも困難であろう。これまで長年勤務してきた職員の定年問題が数年内に予定されており、次期指定管理期間も平成 29 年度までであることから、市は、この期間内に、(一財)産業会館のあり方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。

## 11 施設のあり方について

### 【事実関係】

産業会館は、登記簿上、昭和 45 年 8 月 6 日に新築された施設であり(敷地及び建物いずれも、市と県の 1 / 2 ずつの共有)、既に築 44 年以上が経過し

ている。老朽化のため、緊急性の高い箇所から毎年工事がなされている。平成 21 年度には、大規模な耐震補強工事が行われた。

10 年ほど前から、施設の老朽化は問題となっており、平成 21 年 3 月に国土交通省が策定した「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を受け、協議会において、産業会館の維持管理及び建替えに関する検討がなされている。平成 25 年度、開館から 60 年使用（残る期間 17 年）のための工事を行うことや建替え等、それぞれの場合の費用を算出の上、方針を検討しているとのことである。

市の産業会館に対する支出は決して少なくない。

市が公表している平成 23 年度から平成 25 年度の岐阜産業会館運営管理にかかる事業評価シートによれば、市の負担は、次のとおりで整理されている。

（単位：千円）

|          | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 総コスト     | 98,040   | 98,984   | 99,562   |
| 人にかかるコスト | 656      | 644      | 636      |
| 物にかかるコスト | 97,384   | 98,340   | 98,926   |
| （指定管理料）  | (60,610) | (61,566) | (62,152) |
| （減価償却費）  | (36,774) | (36,774) | (36,774) |
| 収入       | 60,010   | 57,539   | 59,595   |
| 収支（市負担額） | 38,030   | 41,445   | 39,967   |

かかるシートによれば、毎年、市は、40,000 千円ほどを負担していることとなる。

産業会館のあり方について、これまで、どのような検討経過をたどっているかは、市のホームページ、行財政改革課の平成 25 年度岐阜市行財政改革プランの進捗状況（平成 25 年度のものでは 10 頁）に詳しい。次のとおりである。

## 進捗状況

### H22

H21 年度の岐阜産業会館運営管理協議会における以下の確認事項を踏まえ、共同管理者である岐阜県と、岐阜産業会館のあり方について検討を行っている。今年度は連絡会議を 3 回実施。現在、協議会では下記の内容で考え方を整理している。

- ・ 耐用年数を迎える 10 年後まで、岐阜市と県の共同管理施設として運営する。
- ・ 施設改修は最低限度にとどめ、文化ホールの改修は行わない。
- ・ H24 年以降の指定管理者は（財）岐阜産業会館の特定者指名を継続する。
- ・ 新たな産業振興施設について岐阜産業会館の諸問題に関する連絡会議で検討する。

### H23

H21 年度の確認事項を踏まえ、岐阜県と岐阜産業会館のあり方について検討を行ってい

る。今年度も連絡会議を実施。

**H24**

今年度は 2 回の連絡会議を県と実施した。検討事項の調査及び取りまとめを行い、岐阜産業会館運営管理協議会に報告した。来年度以降も県と協議を継続する。

**H25**

岐阜産業会館のあり方について県と検討事項の調査及び課題の整理を行っている。今年度は、連絡会議を 4 回実施。

平成 26 年 4 月 22 日付けで、総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」の通知があり、これに基づき市と県において、それぞれ公共施設の指針を作成中である。その指針の策定を待って、施設の方向性を協議会で協議する予定であるとのことである。

**【意見 産業雇用課、(一財) 産業会館】**

毎年、産業会館には、多大なコストがかかっている。

また、産業会館の老朽化は、かなり以前から問題となっていたが、施設の存続についての最終的な結論が決まらないことから、必要最小限の工事を行うことで対処してきた。

さらに、市民文化の向上に寄与する（定款の 2 つの目的の 1 つ）核となるべきはずの文化ホールは休止したままであるなど、施設全体の有効活用がなされてきたとは必ずしも評価できない状態が何年も継続されていた。

現状のコスト及び産業会館の活用状況双方の観点からは、市は、産業会館のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を決めることが望ましい。具体的には、産業会館の存続意義に遡り、存続させるべきか否かを検討し、存続させるのであれば、有効活用をする必要がある。そのために、いつ、どれだけのコストをかけて必要な工事を行うか、そして、どんな事業を行っていくのかを考えることが望ましい。

そして、仮に、設置目的に合った事業ができない、あるいは、そこまでの工事費用はかけられないとなれば、存在意義や維持及び改修コストも考慮し、県と協議して、施設を取り壊すことも現実的な選択肢（更地になれば、民間に売却することも可能となる）として検討することが望ましい。

## 第9章 公益財団法人岐阜市学校給食会

### 第1 概要

#### 1 基本情報

|      |                                 |                                                                                                                                          |                 |                    |
|------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|
| 基本事項 | 設立年月日                           | 昭和47年12月12日                                                                                                                              |                 |                    |
|      | 所在地                             | 岐阜市上川手735番地2                                                                                                                             |                 |                    |
|      | 所管課                             | 岐阜市教育委員会事務局 学校保健課                                                                                                                        |                 |                    |
|      | 基本財産                            | 3,000千円                                                                                                                                  | うち、市出資額<br>(割合) | 1,000千円<br>(33.3%) |
|      | 設立目的<br>(定款第3条)<br>(平成26年4月1日～) | この法人は、岐阜市内の市立小中学校（市立幼稚園を含む。）等で学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校等における食育の推進を支援することにより、児童生徒の心身の健全な発達及び広く市民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とする。 |                 |                    |
|      | 事業内容<br>(定款第4条)<br>(平成26年4月1日～) | (1) 学校給食の安定供給及び安全安心に関する事業<br>(2) 学校給食の充実及び食育支援に関する事業<br>(3) 学校給食の情報及び資料の提供に関する事業<br>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業                          |                 |                    |
| 基本事項 | 事業内容（寄附行為第4条）<br>(～平成26年3月31日)  | (1) 学校給食用物資の調達及び配給に関する事業<br>(2) 学校給食用物資代金の徴収及び支払い<br>(3) 学校給食実施上必要な講習会、研究会等の開催<br>(4) 学校給食の普及奨励に必要な事業<br>(5) 前各号のほか、この法人の目的達成に必要な事業      |                 |                    |

(注) 基本財産は、「定款別表」にて、以下のように管理されている。

国債 2,000千円 定期預金 990千円 出資金 10千円

|          |              |         |      |
|----------|--------------|---------|------|
| 他からの出資状況 | 団体名          | 出資額     | 出資割合 |
|          | 岐阜食品青果協同組合   | 1,200千円 | 40%  |
|          | (株)十六銀行      | 100千円   | 3%   |
|          | 岐阜信用金庫       | 100千円   | 3%   |
|          | (公財)岐阜市学校給食会 | 600千円   | 20%  |

(注) 学校給食会の出資額のうち580千円は、公益財団法人に移行するに際して、増資した分である。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 組織<br>状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員  |
|----------|-----|------|-----|-----|
|          | 常勤  | 1 名  | 0 名 | 3 名 |
|          | 非常勤 | 11 名 | 9 名 | 1 名 |
|          | 合計  | 12 名 | 9 名 | 4 名 |

(注) 常勤役員は、学校給食会の職員(事務局長)も兼ねているが、上記常勤職員数には含まれていない。

(平成 26 年 3 月 31 日)

|          |                |                                          |
|----------|----------------|------------------------------------------|
| 組織<br>関係 | 会長 → 評議員会(9 名) | →市立小学校 48 校(市立特別支援学校小学部含む)<br>+ 岐大附属小学校  |
|          | 理事会(9 名)       | 市立中学校 23 校(市立特別支援中学部高等部<br>含む) + 岐大附属中学校 |
|          | 監事(3 名)        | 市立幼稚園(3 園)                               |
|          | 給食会事務局(5 名)    |                                          |
|          | (うち 1 名は理事兼任)  |                                          |

(注) 会長は、平成 26 年 4 月 1 日から「理事長」と呼称

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額    | 1,727,592 | 1,737,549 | 1,726,526 |
|                   | 総支出額    | 1,727,337 | 1,737,689 | 1,725,230 |
|                   | (うち人件費) | (25,677)  | (26,959)  | (26,229)  |
|                   | 差引収支額   | 254       | -139      | 1,295     |
|                   | 総資産額    | 156,655   | 152,754   | 148,605   |
|                   | 総負債額    | 153,727   | 149,966   | 144,521   |
|                   | 正味財産額   | 2,927     | 2,788     | 4,083     |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分  | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|-----|----------|----------|----------|
|                            | 補助金 | 7,150    | 7,150    | 7,150    |
|                            | 貸付金 | 20,000   | 20,000   | 20,000   |
|                            | 合計  | 27,150   | 27,150   | 27,150   |

(単位：千円)

| 事業の概要 | 平成 25 年度 |                               |                                                       |
|-------|----------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
|       | 事業名      | 事業内容                          | 食材費                                                   |
|       | 学校給食事業   | 学校給食の統一献立に基づいた給食物資の一括購入及び支払業務 | 1,719,031<br>主食・副食購入費<br>1,693,298<br>委託事務費<br>25,733 |

## 2 沿革

|              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| 昭和 30 年      | 岐阜市学校給食会（任意団体）設立<br>市立学校の給食物資の共同購入機関として |
| 昭和 45 年      | 岐阜市内の全小中学校が岐阜市学校給食会に加入                  |
| 昭和 47 年 12 月 | 財団法人岐阜市学校給食会となる                         |
| 昭和 55 年      | 主食・副食すべてを一括購入                           |
| 平成 26 年 4 月  | 公益財団法人へ移行                               |

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 学校給食の流れについて

#### (1) 全体像

市における学校給食の流れ（全体像）は、以下のとおりである。教育委員会と学校給食会の役割分担により、提供されている。

なお、以下の記載で示す根拠規定は、平成 26 年度のものである。

#### ①学校給食費の算定：教育委員会

教育委員会が、岐阜市学校給食研究委員会（岐阜市学校給食研究委員会規則 平成 25 年 3 月 28 日 教育委員会規則第 10 条）に諮問し、その答申を受けて、学校給食費を決定する。平成 26 年度に改定された。



#### ②献立作成：教育委員会

献立作成委員会（岐阜市学校給食献立作成委員会規則 平成 25 年 3 月 28 日 教育委員会規則第 11 号） 翌々月の献立原案の内容を決定する。なお、献立については、市内を北、中、南地区の 3 地区に分けて、決められている（循環実施）。





### ③給食用物資の決定：学校給食会

物資調達委員会（公益財団法人岐阜市学校給食会専門委員会規程）年 11 回開催される（8 月を除く）。翌月の献立内容に合う食材を選定、納入業者を選定する。



### ④給食用物資の調達：学校給食会

各学校長の委任に基づき、業者に物資を発注する（公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書第 4 条、委任状）。

#### 【年契約】

①公益財団法人岐阜県学校給食会（公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書第 2 条第 1 項（1））

→米飯、パン、ソフト麺、牛乳など

②物資協力会（岐阜市学校給食用物資協力会に関する要領）

→豆腐・油揚げ、牛・豚肉、味噌・醤油、鶏肉、蒟蒻、角麩、麺類

③岐阜食品青果協同組合（随意契約）

→青果物など

#### 【月契約】

登録業者（競争入札）

（公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書第 2 条第 1 項（2））

→油脂、乾物、缶詰、魚介類など



### ⑤入荷物資の検収及び納入：学校給食会

入荷物資の検収（規定なし）

③で決定した物資が納入される。この物資の食材の量・質等进行检查して各学校に納入する。



### ⑥調理：教育委員会

各学校給食室

物資点検（岐阜市学校給食衛生管理マニュアルおよび岐阜市学校給食調理作業マニュアルに従って作業）

調理

検食（味見）

配缶



#### ⑦喫食

教室の児童・生徒、職員等が食事をとる。



#### ⑧食材費（委託事務費も含む）の徴収：各学校長

学校ごとに、保護者から口座振替の形式で徴収する。

毎月 23 日をめどに、各校より、学校給食会に振込入金する。

なお、学校行事による全校・学年の欠食、学級閉鎖の欠食を、全て 3 月分で精算する。



#### ⑨業者への物資代金支払：学校給食会

学校給食会が各学校長の委任を受け、物資業者へ物資代金を支払う。

#### （２）詳細

本監査は、学校給食会に関するものであるので、以下、学校給食会関与部分について、詳細を記載する。

#### ア 「④給食用物資の調達」

##### 調達方法の 3 類型

学校給食用物資の調達方法は、食材の種類により、3 類型に分かれる。

岐阜県教育委員会規格基本物資、年契約物資、月契約物資の 3 類型である。

##### 岐阜県教育委員会規格基本物資

物資業者：公益財団法人岐阜県学校給食会

食材の種類：米飯、パン、ソフト麺、うどん、牛乳などの基本的な食材。

「給食実施学校長の委託を受けて、給食会が公益財団法人岐阜県学校給食会から購入する」と、定められている（公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書第 3 条）。

年契約であり、県下の全市町村は同一額である。これらの物資は、直通で、各学校へ運ばれる。

##### 年契約物資及び月契約物資

年契約物資及び月契約物資については、3 年に 1 度、業者を公募し（直近は、平成 26 年 1 月）、「学校給食用物資指定登録業者」として、登録している業者（岐阜市学校給食用物資納入業者の指定に関する規程第 4 条第 3 項、第 5 条）。業者は、物資調達委員会において、施設及び設備、資力及び信用程度、従業員及び輸送力、衛生状態等を審査し、決定される（岐阜市学校給食用物資納入業

者の指定に関する規程第3条)。

市における学校給食用物資指定登録業者数は、次のとおりである。

年契約物資 7業種の登録業者数

| 物資別             | 指定業者数<br>(H23～25) | 指定業者数<br>(H26～28) |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 牛肉・豚肉           | 16                | 16                |
| 鶏肉              | 5                 | 4                 |
| こんにゃく           | 3                 | 3                 |
| 角麩              | 2                 | 2                 |
| 豆腐・油揚げ          | 8                 | 7                 |
| 乾麺              | 2                 | 1                 |
| 味噌・醤油・塩・調味料     | 5                 | 4                 |
| 青果物（岐阜食品青果協同組合） | 1                 | 1                 |
| 計               | 42                | 38                |

年契約物資（随意契約）

岐阜市学校給食用物資納入業者として指定を受けた7業種（豆腐・油揚げ、牛・豚肉、鶏肉、味噌・醤油、蒟蒻、角麩、麺類）の業者は、業種別に岐阜市学校給食用物資協力会を組織する（岐阜市学校給食用物資協力会に関する要領第1条）。年契約物資については、いずれも、随意契約であり、価格は、年間契約物資価格検討会（平成25年度は、3月6日、7日に実施）で検討される。

これらの物資は、直通で、各学校へ運ばれる。

月契約物資の登録業者

| 物資別       | 指定業者数<br>(H23～25) | 指定業者数 (H26～28) |
|-----------|-------------------|----------------|
| 乾物・缶詰・添加物 | 7                 | 8              |
| 食用油       | 6                 | 6              |
| 砂糖・粉類     | 6                 | 6              |
| 魚介類及び冷凍食品 | 9                 | 8              |
| 調味料       | 6                 | 7              |
| 雑穀        | 6                 | 5              |
| 乳酸菌及び発酵乳  | 10                | 9              |
| 計         | 50                | 49             |

### 月契約物資（入札）

物資調達委員会を年 11 回開催し、翌月の献立に必要な食材について、個別品目ごとに競争入札を行っている（公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書 5 条、岐阜市学校給食用物資調達に関する細則第 3 条）。

入札方法は、品目ごとに（１）規格および銘柄が決まっていて、価格のみを入札する物資と、（２）規格のみが決まっていて価格を入札する物資がある。

これらの物資は、原則として、学校給食会事務所へ運ばれた後、学校給食会職員が検収する。その後、各学校へ運ばれる。

### イ 【⑧⑨学校給食費に関する資金の流れ】

学校給食に関する経費の負担は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者（自治体）による負担となっている。

それ以外の経費（学校給食費）は保護者負担とされている（学校給食法第 11 条第 1 項、同第 2 項）。

学校給食費には、物資購入代金その他、学校給食会への委託事務費が含まれている。学校給食会への委託事務費が学校給食費に含まれるのは、それが、食材を調達するための費用だからである。

物資購入代金と委託事務費の割合は、平成 25 年度実績では、約 98.5%：約 1.5%である。

公益財団法人岐阜市学校給食会業務方法書第 13 条にて、受給学校が所定の金額を負担する（第 1 項）、負担金の額並びに徴収方法は別に定める（第 2 項）とある。

市における学校給食費は、次のとおりである。

### 【平成25年度】

| 学校            |    | 主食    | 牛乳    | 副食     | 計      | 基準給食日数 |      | 備考             |
|---------------|----|-------|-------|--------|--------|--------|------|----------------|
|               |    |       |       |        |        | 年間     | 月平均  |                |
| 小学校           | 日額 | 55.71 | 47.89 | 124.73 | 228.33 | 198    | 18   | 牛乳 1 本 200 c c |
|               | 月額 | 1,003 | 862   | 2,245  | 4,110  |        |      |                |
| 中学校           | 日額 | 64.67 | 47.89 | 160.21 | 272.22 | 198    | 18   | 牛乳 1 本 200 c c |
|               | 月額 | 1,164 | 862   | 2,884  | 4,910  |        |      |                |
| 幼稚園           | 日額 | 49.45 | 47.25 | 124.73 | 221.43 | 185    | 16.8 | 牛乳 1 本 200 c c |
|               | 月額 | 831   | 794   | 2,095  | 3,720  |        |      |                |
| 幼稚園<br>(3 歳児) | 日額 | 45.67 | 35.44 | 132.68 | 213.79 | 160    | 14.5 | 牛乳 1 本 150 c c |
|               | 月額 | 662   | 514   | 1,924  | 3,100  |        |      |                |

【平成26年度】

|              |    |       |       |        |        |     |      |                |
|--------------|----|-------|-------|--------|--------|-----|------|----------------|
| 小学校          | 日額 | 53.32 | 47.84 | 133.84 | 235    | 198 | 18   | 牛乳 1 本 200 c c |
|              | 月額 | 960   | 861   | 2,409  | 4,230  |     |      |                |
| 中学校          | 日額 | 61.74 | 47.84 | 170.97 | 280.55 | 198 | 18   | 牛乳 1 本 200 c c |
|              | 月額 | 1,111 | 861   | 3,078  | 5,050  |     |      |                |
| 幼稚園          | 日額 | 49.51 | 46.6  | 131.86 | 227.97 | 185 | 16.8 | 牛乳 1 本 200 c c |
|              | 月額 | 832   | 783   | 2,215  | 3,830  |     |      |                |
| 幼稚園<br>(3歳児) | 日額 | 46.9  | 34.5  | 135.84 | 217.24 | 160 | 14.5 | 牛乳 1 本 150 c c |
|              | 月額 | 680   | 500   | 1,970  | 3,150  |     |      |                |

平成 10 年度から平成 25 年度まで、学校給食費は据え置きされており、小学校が日額 228.33 円、月額 4,110 円、中学校が日額 272.22 円、月額 4,910 円、幼稚園が日額 221.43 円、月額 3,720 円（3 歳児は、日額 213.79 円、月額 3,100 円）であった。

しかし、平成 26 年度の学校給食費は、小学校が日額 235 円、月額 4,230 円、中学校が日額 280.55 円、5,050 円、幼稚園が日額 227.97 円、月額 3,830 円（3 歳児は、日額 217.24 円、月額 3,150 円）といずれも値上げされた。

値上げは、いずれも消費税増税分 3 % 分である。

実際には、物資代金の値上がり及び文部科学省が定める栄養価を満たすために、学校給食費は、更に 6.5% の値上げになり、消費税増税分 3 % との合計では、9.5% の値上げとなっている。

ただし、保護者に対する急激な負担増加を避けるため、市は、学校給食クオリティアップサポート事業により、直接、学校給食会に値上げ分を払い込むことで、保護者に対し、実質的に補助金を支出していることと同様の効果となる。平成 26 年度は、小学生は月額 270 円、中学生は 330 円が支払われている。

したがって、平成 26 年度の実際の学校給食費は、小学生月額 4,500 円（4,230 円 + 270 円）、中学生月額 5,380 円（5,050 円 + 330 円）となる。

平成 27 年度以降、毎年月額 90 円～120 円、平成 30 年度までに実際の月額に達するよう、段階的に保護者負担に転嫁していく予定とのことである。

学校給食費は、学校ごとに保護者から集め、毎月 23 日をめどに振込期限として学校給食会に振り込む。

学校給食用物資の購入方法としては、「給食実施学校長の委託を受けて、給食会が購入」することとなっており（（公財）岐阜市学校給食会業務方法書第 3 条、第 4 条）、学校給食会は、各学校から振り込まれた学校給食費で、物資代金を支払う。

## 2 補助金について

### (1) 補助金額について

#### 【事実関係】

岐阜市補助金等交付規則（平成 10 年岐阜市規則第 55 号）及び財団法人岐阜市学校給食会補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 29 日決裁）に基づき、市から学校給食会に補助金が交付されている。

交付の対象は、要綱第 2 条において、学校給食用物資の調達及び供給に関する事業、学校給食の普及充実及び食育支援に関する事業にかかる学校給食会職員の人件費とされている。

そして、交付額は、要綱第 3 条において、「補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、前条に規定する経費の 2 分の 1 以内とする」と定められている。

平成 3 年度から平成 17 年度までは 9,800 千円、平成 18 年度以降は、7,150 千円となっている。ヒアリングによれば、平成 18 年以降、補助金額が減少したのは、嘱託職員 1 名を削減したことによるとのことである。

平成 25 年度においては、学校給食会から市に対して、7,150 千円の交付申請があり、次のとおりの算定により、申請どおり、7,150 千円の交付がなされた。

①補助金対象経費 25,269,000 円

（内訳）

職員給：15,771,000 円、諸手当：6,066,000 円、共済費：3,432,000 円

②補助金対象経費の 1 / 2 12,634,500 円

③補助金交付申請額 7,150,000 円は、②より少ない。

#### 【指摘 学校保健課】

補助金交付要綱第 2 条によれば、補助金対象経費は、学校給食会職員の人件費とされているが、上記で算出された補助金対象経費は、人件費の一部である。学校保健課においては、内規（平成 14 年 4 月 1 日施行）第 2 条で職員給、諸手当、厚生費を補助対象経費とするとしているが、現在の学校給食会担当者は、その内規の存在を知らなかった。内規を知らなければ、人件費といっても限定がなされていることが不明である。

これまでは、補助金額 7,150 千円で推移していたことから、補助金対象経費の額は特に問題とならなかったが、今後、学校保健課は、補助金対象経費の算定の内規を学校給食会に周知すべきである。

#### 【意見 学校保健課】

そもそも、補助金対象経費は、学校給食会職員の人件費であるところ、職員

の人件費は、委託事務費として、保護者が支払う学校給食費から支払われている（平成 25 年度実績にて、物資購入代金約 98.5%、委託事務費約 1.5%）。

この点、市の補助金の増減により、学校給食費に含まれる委託事務費に影響が生じる可能性がある。すなわち、市が補助金を増やせば、学校給食費から支払われる委託事務費は少なくなる方向となり、逆に、市が補助金を減らせば、学校給食費から支払われる委託事務費は多くなる方向となる。学校給食費に関しては、単に補助金を減らせばよいという問題ではないと考える。

学校給食に対する市の考え方にも関わるが、学校保健課においては、少なくとも、委託事務費と補助金の関係性を認識し、現在の補助金算定方法が妥当であるかを検討することが望ましい。

#### 【意見 学校給食会】

補助金は、7,150,000 円に定まっているということではない。学校給食会の立場からすれば、要綱の算出方法により、補助金が支給されることを認識し、今後、組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。

#### （２）過去の包括外部監査の措置状況

##### 【事実関係】

補助金の額については、平成 22 年度の包括外部監査で、監査人より、次のとおり、意見が出されている。

補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった。

これに対し、学校保健課は、「措置済み」として、以下のとおりを措置状況としている。

当該補助金は、（財）岐阜市学校給食会運営費補助金交付に係る取扱い内規第 3 条において、補助対象経費の 1 / 2 を補助限度としているものの、岐阜市給食会の経営状況も良好であることを財務諸表等により確認したため、補助限度を下回る 1 / 3 程度の補助金額としている。上記の検討結果により、補助金額は適正であると判断した。なお、同様の検討は毎年度行うこととする。

##### 【指摘 学校保健課】

措置状況の回答を見ると、監査人の意見に対し、学校保健課は、補助の根拠

規定はあること、そして、それが補助対象経費の1／2を限度としていることを示しつつ、学校保健課が主体となって、補助限度を下回る1／3程度の補助金額を決定したかのように読めるが、それは事実ではない。

補助金については、補助金交付申請があつて初めて支出されるどころ、平成18年度以降、学校給食会側が、市に対して、7,150千円で申請し続けてきていた。その金額が、補助対象経費の1／2以下であることから、結果として、補助金額が7,150千円になっていたに過ぎないのが事実である。

学校保健課としては、内規あるいは要綱に従い、申請額どおりを支給していたに過ぎない。

今後、監査意見の措置状況については、意見に対応した正確な事実記載をすべきである。

### 3 貸付金について

#### 【事実関係】

岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則に基づき、市は、毎年度、学校給食会に対し、20,000千円を無利息で貸し付けている。同規則では、30,000千円が貸付額の上限であるが、昭和60年度以降、20,000千円で金額に変化はない。かかる貸付は、市に一括で返還される。

平成25年度においては、平成25年4月1日付けで、岐阜市学校給食用物資購入資金貸付契約書が締結されている。かかる契約に基づき、平成25年4月19日、市から学校給食会の口座（学校給食費が振り込まれる口座 貸付金に関する専用口座ではない）に20,000千円が振り込まれ、同年6月28日、学校給食会から市に対し、20,000千円全額が返還されている。

貸付の必要性について、学校給食会は、次のとおり述べる。

毎年度、4月と5月には、事務処理の都合上、各学校から学校給食費が振り込まれない。しかし、業者への支払については、業者との契約に基づき、支払う必要があることから、市からお金を借り入れる必要があるとのことである。一学校の例を挙げる。

4月分は、全学年において銀行の事務処理上4月27日にしか引き落としができない。その1週間後の5月上旬ころに、銀行から学校に情報が入り、その後、学校において、事務職員が学校給食費・教材費・積立金に仕分けし、学校の中のそれぞれの通帳へ振り分けるという作業がある。

その作業後に、学校給食会へ学校給食費が振り込まれるため、4月分については、最短で5月10日前後の振り込みとなる。5月分は、早い学校で7日に引き落としされるが（銀行によって引き落とし日が違うため15日に引き落としという学校もある）、4月と同様の日数を必要とするため23日には間に合わないとのことである。



【意見 学校保健課】

各学校から学校給食会への振込は、当月 23 日がめどとされているものの、学校給食会の説明によれば、事務処理手続上、毎年度 4、5 月には、学校給食費の振込が間に合わないために、市からの貸付が必要であるとのことである。

学校給食会によれば、20,000 千円の貸付を受けても、業者に対する支払が約定どおりできず、業者に支払期日を猶予してもらう事態が恒常的に発生しているようである。このような事態の発生は、厳に避けなければならない。

この点、毎年度、学校給食会が 20,000 千円の借り入れ申請をしているために、市としては、20,000 千円を貸し付けること自体は、規則に何ら違反するものではない。

しかし、貸付金額が足りない、その結果、業者に対して支払の猶予を受けているという実態が発生しているのであれば、市としても、それを避ける対策を検討すべきである。

市には、規則及び契約書において、学校給食会に対し、貸付の運営状況の報告を要求したり、関係帳簿等进行检查したりする権限があることから、それを積極的に利用するなどして、学校給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、現状のままでよいか、仮に、現状に不都合があるのであれば、規則の改正も含め、改善策を検討することが望ましい。

【意見 学校給食会】

学校給食会は、20,000 千円の貸付で足りないことを認識しているのであれば、学校給食会の立場からは、組織として、必要な貸付額で貸付申請することが望ましい。

規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を、学校保健課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。

#### 4 学校給食費の徴収について

##### (1) 市の学校給食費徴収の流れ（問題の所在）

【事実関係】

市の学校給食費は、平成 25 年度実績で合計 1,719,079 千円であり、年間 17 億円を超える。

市における学校給食費の徴収の流れは、現状、次のとおりである。

①学校給食会は、毎年度末に各学校長宛てに、委任状の提出を依頼し、各学校長は毎年度初めに、委任状を学校給食会に提出する。委任状においては、公益財団法人岐阜県学校給食会理事長との学校給食用物資売買契約に関する一切の権限、牛乳業者との学校給食用牛

乳供給契約に関する一切の権限、その他給食用物資購入に関する一切の権限が記載されている。

↓

②学校給食会は、各学校長より、委任状の提出を受ける。

↓

③これを受けて、学校給食会は、業者より、給食用物資を購入する。

↓

④各学校長が、保護者から学校給食費を徴収して、毎月 23 日をめぐに、集めた学校給食費を学校給食会に振り込む（4、5 月は除く）。

学校給食費を支払う義務のある者が保護者であることは、学校給食法第 11 条第 2 項において明らかである。

では、市における学校給食費の徴収責任者は誰か。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条では、教育委員会の職務権限として、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」として、第 11 号で、「学校給食に関すること」を掲げている。そして、学校給食法では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」（第 4 条）と定められている。

このように、法律上、学校給食に関する管理執行権限が教育委員会にあることは明らかであるが、保護者が支払う学校給食費の徴収責任者があるのが、学校長という個人であるのか、教育委員会（市）であるのか、法律上は明確ではない。

市の会計に学校給食費が含まれていれば、徴収責任者が市であることは明白である。いわゆる公会計であるが、この場合、学校給食費は、「保護者→市」という流れで納入される。しかしながら、市では、流れで述べたとおり、公会計は採用されていない。

市では、各学校長の責任の下、保護者から学校給食費を徴収し、各学校長は、徴収した学校給食費を学校給食会に振り込んでいる。

したがって、市の学校給食費については、公会計ではなく、私会計での処理ということになる。

このように、学校給食費について、私会計を採用している場合において、保護者が学校給食費を支払わない場合に、誰が、保護者に対し、未払学校給食費を請求する主体となるのかということで、学校給食費の徴収責任者の問題が顕在化する。

## (2) 学校給食費の未納問題の現状と対応

### 【事実関係】

市の小学校・中学校に対する学校給食費の徴収状況について、過去4年の推移は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 年<br>度 | 小学校     |       |      | 中学校     |       |      | 合計        |       |      |
|--------|---------|-------|------|---------|-------|------|-----------|-------|------|
|        | 必要額     | 未納額   | 未納率  | 必要額     | 未納額   | 未納率  | 必要額       | 未納額   | 未納率  |
| 22     | 996,038 | 4,345 | 0.44 | 552,481 | 5,371 | 0.97 | 1,548,520 | 9,716 | 0.63 |
| 23     | 938,516 | 3,848 | 0.41 | 519,549 | 5,399 | 1.04 | 1,458,066 | 9,247 | 0.63 |
| 24     | 949,234 | 3,953 | 0.42 | 518,805 | 5,549 | 1.07 | 1,468,040 | 9,502 | 0.65 |
| 25     | 912,122 | 3,979 | 0.44 | 526,545 | 5,505 | 1.05 | 1,438,668 | 9,484 | 0.66 |

(岐阜市教育研究所調べ)

金額的には、毎年、小学校、中学校の合計で9,000千円から10,000千円の間で推移している。未納率は、合計で0.6%台となっている。

平成26年1月23日付けの文部科学省の「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」によると、全国の学校給食(完全給食)を実施している公立小・中学校約29,000校中(岩手県、宮城県、福島県は除く)583校の抽出検査において、未納額の割合は、平成24年度で約0.5%であるが、市はそれを上回る。未納額につき、小学校に比べ中学校の数値が高く、平成23年度以降は、実に1%を超えていることが判る。

ところで、平成25年度(10月8日～18日)、学校保健課は、小中学校、特別支援学校全保護者に対し、学校給食費に関するアンケート調査を実施した。

学校給食費未納の問題については、「値上げよりも、まずは学校給食費未納の対策を。増額すると払わない人が増えるのでは。不公平感をなくして欲しい」との意見が寄せられており、保護者の関心も高いところと思われる。

学校保健課によれば、学校給食費の未納問題対策については、教育委員会と学校長と連名で、保護者宛に学校給食費について理解してもらえるように通知文を作成し、配付しているとのことである。

しかしながら、未納がある場合でも、法的に徴収する手続はとられていない。したがって、残念ながら、未払のままで、児童・生徒が卒業していくという保護者が一定数存在することとなる。

このようなことにより、実際は、支払をした保護者からの学校給食費分で、提供した食材費(委託事務費を含む)が賄われることとなる。

すなわち、学校給食費を支払っている児童・生徒の保護者が、未納児童・生徒の学校給食費の分を負担していると評価される事態となっている。

なお、市では、学校給食費が未払であっても、児童・生徒に学校給食を提供しないという対応はなされていない。子どもの権利の観点からすればかかる対応は当然ではある。

### （３）学校保健課及び学校給食会の認識

学校保健課及び学校給食会は、各学校長が学校給食費の徴収責任者であり、未納金対策について、学校給食会は、実施主体ではないと述べている。

#### 【指摘 学校保健課】

私会計である以上、学校給食費の徴収責任者は、各学校長であると考え。

学校給食費未納分の督促業務を各学校長に委ねるのは、本来的な教育的職務とは異なる負担をさせるともいえ酷である。すなわち、通常の学校給食費の支払は、口座引き落としであるが、口座引き落としができない場合には、各学校長の責任の下での現金回収になる。支払われない場合には、粘り強く督促をすることになる。そのため、各学校長の負担が大きいと思われるものである。

また、各学校長が、学校給食費の未納状況を知る立場にあり、学校保健課も学校給食会もその詳細は把握していないとのことであるが、現金回収をすることで、あくまで一般論であるが、不正や過誤などの可能性が生じうる。

さらに、督促業務が煩雑であると、未払がある場合に、自ら立て替えてしまった方が楽であるなどといった考えが生じることもありうる。そのようなことを個人にさせるようなことがあっては絶対にならない。

さらにいえば、学校給食費の支払は保護者の責任であるとして、その徴収責任者が各学校であるとすれば、学校給食費の未払があった場合、どうするのだろうか。

各学校長は、保護者に対して、法的手段に訴えて、未納金を回収することなど、事実上想定できない。未払部分については、強制に訴える手段がなかったというのがこれまでの実態であった。

なお、保護者の経済事情等やむを得ない事情があれば、市が学校給食費を負担する制度があることから、かかる制度の存在を前提とすると、学校給食費の未納者の中には、支払うことができるのに支払わない保護者がいることが推測される。そのような保護者に対して、法的手段を講じることは、決して不当なことではない。

また、保護者からは、未払者との不公平感をなくして欲しいとの意見が現実には寄せられている。

学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが（横浜地方裁判所平成 26 年 1 月 30 日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るかは地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私会計を採用することは違法ではないと述べる）。また、

公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各学校長の負担、未払学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。

公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項参照）、法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いたりしている自治体が多く見られるところでもある。

以上より、市は、学校給食費の公会計導入を検討すべきである。

## 5 検収について

### 【事実関係】

学校給食会によれば、検収は、月契約物資については、競争入札によるすべての食材が対象であり、学校給食会が、各食材について、対象となる学校を指定して、抽出検査を行っている。業者は、どの学校が検収の対象となるのか検収時まで判らない状態である。

学校給食会職員は、複数体制で、規格や色等の検査をする。監査人は、実際に検収状況を見せてもらった。

具体的には、消毒、ビニールの手袋をした上で、指定した学校の食材の入った箱を開封し、中身が規格にあっているか、色などは大丈夫であるかを目で確認する。検収が終わると、検収した日時を記載したシールを箱に貼る。検収し終わると、給食物資調査表に、調査日時、納入業者名、物資名、メーカー名、確認数、品質、包装状態、配送状況、摘要欄にそれぞれ記載し、記載者及び決裁者の印が押される。

一方、年契約物資については、業者が、各学校に直接納入するため、原則として、学校給食会で検収は行っていない。随時、学校給食会職員が、学校に抜き打ち的に食材を確認しに行くことはあるが、制度的な検収ではない。

### 【指摘 学校給食会】

物資の検収は、食の安全という意味から極めて重要な業務である。

平成 25 年度、学校保健課において実施した学校給食費に関する保護者アンケートにおいても、保護者からは、「安全が一番」、「異物混入が心配」など、食の安全に対する意見が数多く寄せられている。

競争入札物資については、アットランダムな抽出検査であり、実際の検査方法としては、かなり厳密なものだといえ評価はできる。

市において、食の安全に関し、岐阜市学校給食衛生管理マニュアル・岐阜市学校給食衛生管理マニュアル（共同調理場）が策定され、ホームページ上で公

開されているが、学校給食会の検収がなされていることは、このマニュアルからは明らかではない。競争入札物資について、学校給食会が、学校の調理場に届けられる前に、検収していることは、知られていないのではないだろうか。

このように、学校給食会では、食材の検収が行われているが、学校給食会の定款、学校給食会内部規程において、検収についての規程は無い。

学校給食会においては、検収の規程を整備するなどして、制度的な検収にすべきである。

#### 【指摘 学校保健課】

学校保健課においては、調理場における検査や保健所の検査等と学校給食会の役割分担の必要性もあることから、学校給食会の制度的な検収に向けて、積極的に指導すべきである。

### 6 実際に提供される給食の確認について

#### 【事実関係】

学校給食会職員には、学校現場で実際に提供される調理後の給食を確認する機会がない。それゆえ、学校給食会の職員は、自らが購入、配給に携わった食材が、どのように調理され、最終的に、学校現場でどのように提供されているか、また、それを食べている子供たちの反応を知る機会がない。

#### 【意見 学校保健課、学校給食会】

実際に提供された給食の最終の形を知ることは、物資の選択を行ったり、物資業者への指導を含め、トラブルに適切に対応したりすることに、資するものといえる。

学校給食会へのヒアリングによれば、学校給食会の職員は、試食の機会、実際に給食を食べる児童生徒の実際の反応を知りたいことを望んでいるが、給食の調理段階は、市の管轄であるため、実現できていないとのことである。今後、学校給食会と学校保健課は、協議の上、完成した給食を試食し、実際に児童・生徒の反応を聞く機会（例 各小・中学校での試食など）を持つことができる体制を構築することが望ましい。

### 7 各種規程の整備について

#### 【事実関係】

学校給食会は、平成 26 年 4 月 1 日に公益財団法人岐阜市学校給食会となった。

それに従い、諸規程を変更したが、それまで、整備が十分でない部分があっ

た。また、現状も定款変更にあったものとなっていない条項もある。

具体的には、次のとおりである。

#### ①公益財団法人岐阜市学校給食会事務局規則

平成 23 年 11 月 25 日に寄附行為の変更によって、専務理事から常務理事への変更がなされたが、本規則第 3 条においては、平成 25 年度まで、「事務局長は給食会の専務理事をもって充てる」とされたままであった。平成 26 年度に、常務理事に変更された。

また、第 6 条では、職員の服務・給料についての定めがあるが、岐阜市職員の例によるとされていた。現実には、平成 21 年度より、財団法人岐阜市学校給食会給与規程により、独自の給与体系となっており、本来は削除すべき規定であったが、平成 25 年度までそのままであった。

#### ②公益財団法人岐阜市学校給食会会計規則

平成 26 年度に、それまでの寄附行為から定款へ変更するに際し、事業内容の記載に変更があったが、第 4 条の経理の内容においては、寄附行為の事業を前提としたままとなっている。

#### 【指摘 学校給食会】

職員は、常務理事を兼ねる事務局長を含めて、5 名程度と小さな組織ではあるが、公益財団法人であり、諸規程が整備されている必要がある。

職員に問題意識はあるが、早急に全体を見直し、実態に即した諸規程を整備すべきである。

#### 【指摘 学校保健課】

学校保健課においても、所管課として、学校給食会の諸規程整備について指導をすべきである。

例えば、外郭団体の見直しの方向性において、独自の給与体系を採るよう指導したこととなっており、平成 21 年度より実際にそうになっている。しかしながら、平成 25 年度までの財団法人岐阜市学校給食会事務局規則第 6 条では、岐阜市職員の例によるとされたままであった。

指導する際には、そのあたりまで意識する必要がある。

### 8 当座借越の貸借対照表の表示について

#### 【事実関係】

会計上、当座借越、つまり当座預金がマイナスの残高になった場合、短期借入金として計上すべきであるが、現状現金預金と相殺されて計上されている。

【指摘 学校給食会】

当座借越が存在することを貸借対照表上正しく表示するため、現金預金と相殺せず、短期借入金として計上すべきである。

ちなみに、平成 26 年 3 月期の貸借対照表の現金預金及び短期借入金を修正すると次のようになる。

(単位：円)

|       | 修正前         | 修正後         |
|-------|-------------|-------------|
| 現金預金  | 124,898,381 | 212,448,358 |
| 短期借入金 | —           | 87,549,977  |

9 担保提供資産の注記について

【事実関係】

財務諸表に関する注記において、担保に提供されている資産の注記が必要とされているが、定期預金 130,000 千円が当座借越契約の担保として提供されているにもかかわらず、注記がされていない。

【指摘 学校給食会】

担保提供資産の注記は、仮に債務が不履行となった場合に担保提供資産が優先的に弁済に充てられる資産であることを明らかにするための重要な注記である。

財務諸表及びそれに対する注記は、利害関係者に対して財政状態及び経営成績を正しく伝えるものでなくてはならない。

今後は、必ず、担保提供資産の注記をする必要がある。

10 定期預金と当座借越について

【事実関係】

定期預金が 130,000 千円ある一方で、当座借越が 87,549 千円ある。定期預金の利率より、当座借越の利率の方が 0.5%上回っている状況である。なお、当座借越は、当座貸越を借主側からいうことである。当座貸越とは、銀行貸し付けの一で、銀行が当座預金の取引のある者に対して、あらかじめ約定した限度額・期間の範囲内で当座預金の残額以上に小切手の振出を許すことをいう。

【指摘 学校給食会】

平成 25 年度決算書上、預金利息が 256 千円であるのに対し、借入利息が 759 千円となっている。借入利息には手数料も 40 千円程度含まれているものの、金利差を考えれば、定期預金を取崩して当座借越の返済に充てる方が有利であ



る。

学校給食費の中に、借入利息も含まれていることからすれば、当座借越の枠自体をなくす必要はないものの、少しでも借入利息の発生額を抑えるような資金繰りを行うべきである。仮に、定期預金を担保に供することが当座借越の条件であるならば、学校給食会は、条件の緩和を金融機関と交渉すべきである。

## 11 職員の立替金について

### 【事実関係】

現状では、学校給食会において、小口現金を所持しておらず、理事会・評議員会・物資調達委員会の役員報酬と旅費等については、急な人数の変更があるため、職員が立替えて支払うこともあるとのことであった。

### 【指摘 学校給食会】

小口現金を持つと、横領といった不正のリスクもあり、基本的には持たない方が好ましい。

しかし、反面、想定外の事態が発生した場合には、小口現金を持たないと、職員が立替えて支払わなければならないというデメリットもあり、職員個人の負担を発生させるような事態は避けなければならない。

そこで、学校給食会において、例えば、小口現金の管理規程を定めるなどして、適切に管理していく体制を早急に構築すべきである。

## 12 情報公開について

### 【事実関係】

平成 26 年 4 月時点において、学校給食会のホームページに掲げられていた情報は、「平成 21 年度事業計画」「平成 20 年度（財）岐阜市学校給食会事業報告」「平成 21 年度物資会計予算書」「平成 21 年度業務会計予算書」「平成 20 年度業務会計決算書」「平成 20 年度物資会計決算書」など、平成 21 年度に関するものだった。学校給食会では、平成 21 年 4 月にホームページを開設しているが、結局、何年も、更新がなかったこととなる。

学校給食会へのヒアリングによると、更新できなかった理由は、人手不足及び予算の問題とのことである。

### 【指摘 学校給食会】

学校給食は、市民生活に関連する事柄ではある。保護者であれば、学校を通じるなどして、ある程度の情報が手に入るとしても、市民にとっては、ホームページが重要な情報源である。

また、食の安全性について関心が高まっている昨今、例えば、他の自治体から市への転居を考えている保護者の中には、子どもの健康のため、学校給食についての情報を求める者もあろう。地産地消など、よい事業を行っていても、情報を発信しないと、そのような保護者には届かない。

何年間も更新していなかったという事実は問題であり、情報公開に積極的でなかったと指摘されても仕方がない。

平成 26 年 7 月には、ホームページのリニューアルがなされた。しかし、市の他の外郭団体のホームページと比較しても、情報開示として十分であるとはいえない。具体例で示すと、学校給食会には、財団法人岐阜市学校給食会情報公開規程が存在し、情報公開について一定のルールが定められているが、ホームページに記載がなければ、一般の市民が情報公開を求める前提を欠くことになり、大きな問題である。

また、財団法人岐阜市学校給食会事務局規則第 5 条で定められる事務分掌、平成 26 年 4 月 1 日現在の学校給食会事務分掌担当者一覧の事務内容にホームページ等、情報公開に関するものがない。

学校給食会は、ホームページによる情報開示の重要性を認識し、事務分掌担当者を定め、正しい情報を適時・適切に更新し、市民に公開すべきである。

#### 【指摘 学校保健課】

学校給食会においては、上述のとおり、何年も更新がなされておらず、十分であったとはいえない。学校保健課としては、この事実をまずは、明確に認識した上で、今後、学校給食会のホームページによる情報公開について、検証を継続し、不適切であれば、指導をすべきである。

## 第 10 章 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団

### 第 1 概要

|      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |                     |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 61 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |                     |
|      | 所在地               | 岐阜市大宮町 1 丁目 岐阜公園内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |                     |
|      | 所管課               | 都市建設部 公園整備課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |                     |
|      | 基本財産              | 20,000 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | うち市出資額<br>(割合) | 20,000 千円<br>(100%) |
|      | 沿革                | 昭和 61 年 4 月 1 日 財団法人岐阜市公園協会設立<br>平成 17 年 4 月 1 日 財団法人岐阜市みどりのまち推進財団に名称変更<br>平成 25 年 4 月 1 日 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団に名称変更                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                     |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 活力ある緑豊かなまちづくりや地域社会づくりを目指し、緑化事業の推進に関わる知識の向上と愛護思想の普及を図るほか、都市公園緑地の維持・保全や多目的な利用促進、学術の振興に係る緑地の保全、心身の健全な発達に寄与するスポーツ環境の維持・提供等の事業を行い、自然環境の保全並びに地域社会の健全な発展に寄与すること                                                                                                                                                                                                                |                |                     |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) 都市公園緑地の管理・保全及び循環型社会形成に寄与する堆肥化事業<br>(2) 市民等の心身の健全な発達に寄与し、スポーツライフが楽しめるスポーツ環境の維持・提供等の事業<br>(3) 岐阜薬科大学薬草園の管理・保全による学術研究支援及び市民への薬草に関する正しい知識の普及支援事業<br>(4) 市民協働による民有地緑化事業の推進及び助成事業<br>(5) 緑化推進及び普及啓発に関する講習会、展示会、その他催し物の開催<br>(6) 緑や自然の大切さの普及啓発及び地域活性化を目指した都市公園緑地での各種イベントの実施及び市民の環境保全活動等に対する支援事業<br>(7) 岐阜市緑化基金の造成、管理及び運用事業<br>(8) 茶道の普及啓発事業による観光振興支援事業<br>(9) 機関誌その他印刷物の刊行 |                |                     |

|  |                              |
|--|------------------------------|
|  | (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
|--|------------------------------|

(注) 基本財産の部分は経営基本情報調査票の記載

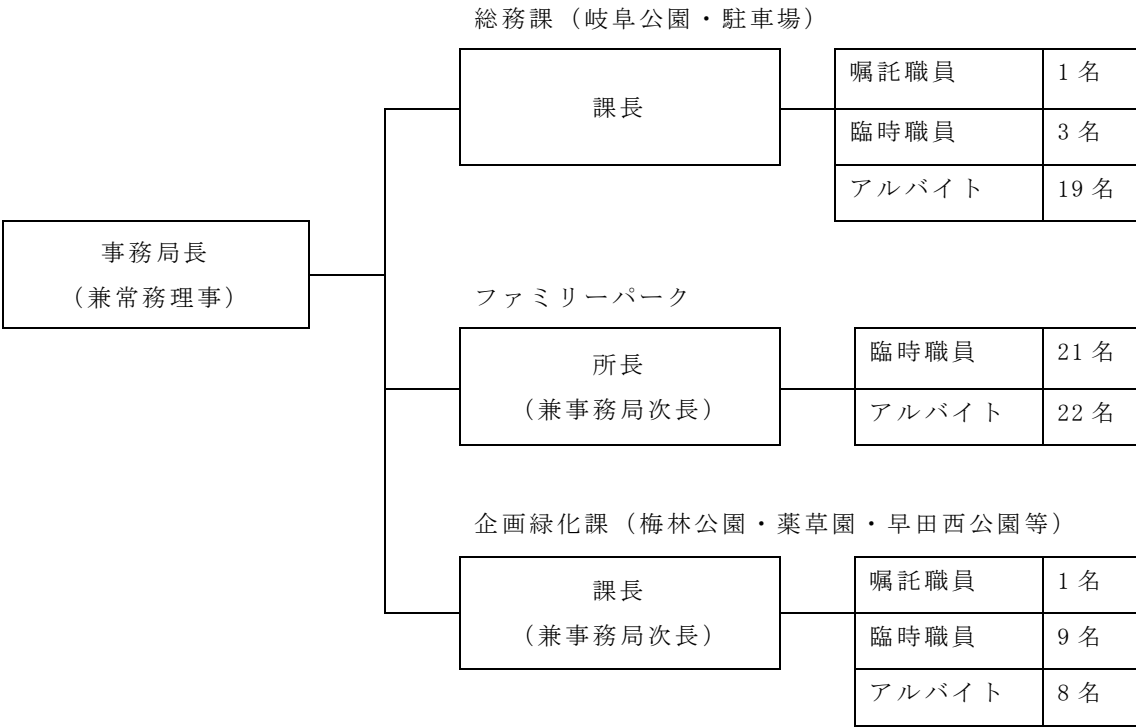
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 組織状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員   |
|------|-----|------|-----|------|
|      | 常勤  | 1 名  | 0 名 | 3 名  |
|      | 非常勤 | 10 名 | 7 名 | 84 名 |
|      | 合計  | 11 名 | 7 名 | 87 名 |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 評議員会・理事会の構成員 | 評議員会<br>(8 名) |            | 理事会<br>(8 名) |         | 監事<br>(2 名) |
|--------------|---------------|------------|--------------|---------|-------------|
|              | 評議員会長<br>1 名  | 岐阜薬科大学名誉教授 | 理事長<br>1 名   | 市職員 O B |             |
|              | 評議員<br>7 名    |            | 常務理事<br>1 名  | 市職員 O B |             |
|              |               |            | 理事<br>6 名    |         |             |

平成 26 年 3 月 31 日現在の職員配置図は、以下のとおりである。



(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|---------|----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額    | 94,654   | 197,967   | 194,388   |
|                   | 総支出額    | 93,324   | 186,475   | 193,388   |
|                   | (うち人件費) | (51,665) | (111,303) | (119,490) |
|                   | 差引収支額   | 1,330    | 11,492    | 1,000     |
|                   | 総資産額    | 344,856  | 362,416   | 369,758   |
|                   | 総負債額    | 9,906    | 15,931    | 18,798    |
|                   | 正味財産額   | 334,950  | 346,484   | 350,959   |

(単位：千円)

| 市の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|-------|----------|----------|----------|
|                        | 指定管理料 | 38,013   | 118,321  | 118,321  |
|                        | 委託料   | 62,019   | 55,991   | 55,991   |
|                        | 補助金   | 3,189    | 2,361    | 2,273    |
|                        | 合計    | 103,221  | 176,673  | 176,585  |

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 所管課としての業務について

#### 【事実関係】

岐阜市処務規則によれば、公園整備課の分掌事務として、みどりのまち推進財団に関することが定められており、市も、公園整備課がみどりのまち推進財団の所管課であるとしている。

公園整備課のヒアリングによれば、みどりのまち推進財団に対する委託や補助金の担当課としての業務以外には、所管課として日常のコミュニケーションをとる程度のことはしているとのことであった。

所管課としての業務に関する記録は作成されていない。

#### 【指摘 公園整備課】

所管課として何をすべきかが明確にされていない。市は、所管課の業務としてなすべき管理事項を定め、それに基づいて管理業務を遂行すべきである。また、その記録をしておくべきである。

## 2 市の出資額（経営基本情報調査票）について

### 【事実関係】

市は、平成 24 年度の決算附属書類において、市のみどりのまち推進財団に対する出資による権利として、「170,000,000 円」と記載している。市は、みどりのまち推進財団に対し、緑化基金として、昭和 63 年度から平成 14 年度にかけて毎年 10,000,000 円ずつ合計 150,000,000 円の出えんをした。市は、みどりのまち推進財団設立時の出資額 20,000,000 円に、この緑化基金の出えん額 150,000,000 円を加えたものを出資による権利としている。

みどりのまち推進財団も、平成 25 年度の貸借対照表において、基本財産 20,000,000 円、緑化基金 297,357,924 円、基本財産等合計 317,357,924 円と記載している。なお、民有地緑化事業概要（平成 26 年 4 月 1 日）においては、平成 25 年度の緑化基金 299,557,924 円と記載されている。

ところが、市の経営基本情報調査票（平成 25 年 6 月 1 日現在）においては、「基本財産等 20,000,000 円、うち市出資額 20,000,000 円」と記載されている。

## 3 補助金について

みどりのまち推進財団が市から交付を受けた補助金の概要は、次のとおりである。

（平成 25 年度）

（単位：千円）

| 対象事業                        | 担当課   | 交付要綱 | 確定補助金 |
|-----------------------------|-------|------|-------|
| 事業ではなく、民有地緑化助成補助金そのものに対して交付 | 公園整備課 | なし   | 2,273 |

|          |                     |           |           |
|----------|---------------------|-----------|-----------|
| 補助金名     | 民有地緑化助成（補助金交付）事業補助金 |           |           |
| 要綱名      | なし                  |           |           |
| 補助金の目的   | 不明                  |           |           |
| 交付先      | 不明                  |           |           |
| 事業概要     | 不明                  |           |           |
| 補助金の対象経費 | 不明                  |           |           |
| 補助金の算定方法 | 不明                  |           |           |
| 補助開始年度   | 平成 13 年度            | 経過年数      | 12 年      |
| 補助金額     | 平成 25 年度            | 平成 24 年度  | 平成 23 年度  |
| 予算       | 3,189,000           | 3,189,000 | 3,189,000 |
| 決算       | 2,273,628           | 2,361,659 | 3,189,000 |

(1) 補助金の必要性（緑化基金との関係）について

【事実関係①】

市が補助金を交付するための要綱・要領がなく、補助金を交付する目的も不明である。

【事実関係②】

みどりのまち推進財団が発行している「民有地緑化事業概要」（平成 26 年 4 月 1 日）には、緑化基金の運用利息及び市からの補助金で民有地緑化助成補助金交付事業を行っている旨の記載がある。

平成 25 年度の実績でみると、みどりのまち推進財団の民有地緑化助成補助金交付事業により市民に交付された補助金額は 2,273,628 円であるところ、緑化基金の運用利息は 4,104,736 円（民有地緑化事業概要（平成 26 年 4 月 1 日）の記載）であり、これだけで補助金額を賄えている。

【指摘 公園整備課】

そもそも補助金とは、ある公益目的のためになされる事業の経費を補助するものである。ところが、民有地緑化助成補助金交付事業においては、市がみどりのまち推進財団に対し、民有地緑化助成補助金交付事務を委託して事務経費を委託料として支払い、市民に交付する民有地緑化助成補助金のために補助金を支払う仕組みとなっている。補助金のために補助金を出すというのは、本来の意味での補助金とはいえない。このような性質の補助金であるから、市が補助金を交付するための要綱・要領がないものと思われる。

民有地緑化の助成というのは、市民に交付する補助金の目的であって、市がみどりのまち推進財団に交付する補助金の目的ではない。

みどりのまち推進財団の業務方法書によれば、緑化基金の運用利息は、民有地緑化助成補助金だけでなく、民有地緑化推進事業に要する経費にあてるものとされており、結局、みどりのまち推進財団の民有地緑化推進事業の経費のために、市が拠出した緑化基金の運用利息、市からの委託料が使用されている。

しかし、みどりのまち推進財団が市民に交付する民有地緑化助成補助金は、本来的には、緑化基金の運用利益から支弁することが予定されているものであるし、現実には運用利益の金額で補助金の交付額が賄えている。それにもかかわらず、民有地緑化助成補助金の全額につき、みどりのまち推進財団に補助金を交付している。なお、市が緑化基金を拠出した際の資料が提出されないため、市が緑化基金を拠出した根拠や目的は不明である。

このように、緑化基金の運用利息で補助金を交付するという形が本来の形であること、実際にも運用利息の範囲内で補助金の交付ができているという現実、

補助金のための補助金といういびつな実態からすれば、市のみどりのまち推進財団に対する補助金は廃止すべきである。

## （２）交付手続きについて

### 【事実関係】

補助金等交付申請書には、補助事業等の目的及び内容として、①保存樹等補助金交付要綱、②屋上緑化奨励補助金交付要綱、③環境（地域）緑化奨励補助金交付要綱、④生け垣づくり奨励補助金交付要綱に基づき補助金を交付すると記載されている。

これに対し、交付決定の決裁書には、この①ないし④だけでなく、⑤張芝奨励補助金交付要綱、⑥壁面緑化奨励苗木配布要綱、⑦わが家のシンボルツリー記念樹配布要綱といった申請書にない補助金の要綱が付け加えられている。

### 【指摘 公園整備課】

岐阜市補助金交付規則では、まず、補助金交付の申請をしなければならず、市は、当該申請のあった補助金について、交付決定をすることとされている（第４条・第５条）。

交付申請書にない事業に対する補助金を出せば、規則違反となるし、交付対象でないものに対して交付する決定をすれば、それは無効となる。

この点につき、市からは、補助事業の軽微な計画変更であり、交付申請には含まれているが計画変更申請書の提出という手続がなされていないだけのことであるとの意見があった。しかし、市は、交付決定の決裁書において、事業内容として、「岐阜市からの補助金と岐阜市緑化基金の果実をもって・・・補助金の交付を行う」と記載され、保存樹等補助金交付要綱・屋上緑化奨励補助金交付要綱・環境緑化奨励補助金交付要綱・地域緑化奨励補助金交付要綱・生け垣づくり奨励補助金交付要綱をまとめて「市の補助金」と手書きで記載し、張芝奨励補助金交付要綱・壁面緑化奨励苗木配布要綱・わが家のシンボルツリー記念樹配布要綱をまとめて「みどりのまち推進財団」と手書きで記載している。このことから、交付申請書にない後者３つの補助金については、緑化基金の運用利息から交付するものであって、補助金交付の対象ではないものと認識していたはずである。みどりのまち推進財団からすれば、市からの補助金と運用利息の全体の予算で考えているのかもしれないが、市からすれば、何に対して補助金を出すのかを明確にしておかなければならないはずである。

交付申請書に記載がないものに対し、補助金を交付すべきではない。

## （３）確定手続きについて



# 【事実関係】

上記のとおり、張芝奨励補助金は、補助金交付の対象ではなかった。

しかし、事業実績書には、申請書にない張芝奨励補助金が記載され、収支計算書には、張芝奨励補助金 668,100 円が計上されており、これに基づいて補助金の確定が行われている。

# 【指摘 公園整備課】

補助金交付の対象ではなかった補助金についても補助金を交付した結果になってしまっている。

補助金交付の対象である補助金についてのみ、補助金の確定をすべきである。

## 4 委託について

みどりのまち推進財団が市から委託を受けた業務の概要は、次のとおりである。

(平成 25 年度)

(単位：千円)

|   | 委託業務名             | 事業の概要                                                                                                                                                                                             | 担当課          | 選定方法 | 確定委託料  |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|--------|
| 1 | 民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地緑化助成補助金交付事業</li> <li>・「フローラリー岐阜」の事務局</li> <li>・「花飾り講習会」の開催</li> <li>・「緑化フェア」の開催</li> <li>・「ふれあい花壇事業」の業務補助</li> <li>・梅林公園の梅園の管理</li> </ul>              | 公園整備課        | 随意   | 11,140 |
| 2 | 公園管理業務及び使用料収納事務業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜公園来園者休憩所等の管理及び使用料収納事務</li> <li>・岐阜公園来園者駐車場の管理及び使用料収納事務</li> <li>・岐阜公園駐車場の案内及び周辺整理</li> <li>・岐阜公園の維持管理</li> <li>・川原町広場施設の開閉</li> <li>・梅林公園の管理</li> </ul> | 公園整備課        | 随意   | 38,460 |
| 3 | 岐阜薬科大学薬草園施設管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内の薬草栽培、除草、清掃</li> <li>・温室、管理舎等の管理</li> </ul>                                                                                                             | 薬科大学事務局庶務会計課 | 随意   | 6,391  |
|   |                   |                                                                                                                                                                                                   | 合計           |      | 55,991 |

## (1) 民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名を民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務とし、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する業務(保存樹所有者への補助金交付事務・研修会実施、樹木医診断受付)、民有地緑化推進業務(民有地緑化助成補助金交付事務)、緑化啓発に関する業務(フローラリー岐阜の事務局、花飾り講習会の開催、緑化フェアの業務)、花による緑化啓発業務(ふれあい花壇事業の業務補助、梅林公園の梅園の管理)といった複数の業務をまとめて委託している。

市は、みどりのまち推進財団に対し、平成13年度から毎年、一者随意契約により本委託を行っている。

仕様書は、契約書に添付されているもののみが存在し、委託を発注する前のものかどうかは不明である。

また、仕様書には、委託先としてみどりのまち推進財団名が既に記載されている。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に該当するとされ、「一者随意契約理由」欄には、業務の内容が行政目的なもので委託できる相手が限られること、みどりのまち推進財団が、民有地緑化推進のため、昭和61年の設立以来、従来岐阜市が行ってきた事業を実施してきたこと、また、市の独自事業にも協力し連携を図っていることが記載されている。

#### 【指摘 公園整備課】

市が業務を委託する際には、仕様書を作成しなければならない、「業務委託契約における仕様書作成について」によれば、仕様書を作成するにあたっては、特定の業者しか履行できないような内容にならないようにしなければならないとされている。

仕様書に委託先が記載されているというのは、特定の業者に委託することが既定事実となっているのではないかと誤解を招くおそれがある。委託の必要性・相当性の検討をしていないことの表れでもある。

市は、仕様書に委託先を記載すべきではない。

**【指摘 公園整備課】**

このように複数の業務をまとめてしまうと、これまで委託されてきたみどりのまち推進財団以外の者が委託を受けることは困難になる。後に述べる事業評価を適正に行うという観点からも、一つ一つの業務に分けて委託すべきである。

この点につき、市は、複数の業務を総合して進めることにより効果を発揮することから、一つ一つの業務に分けて委託することは現実的ではないとの意見を述べた。しかし、複数の業務を総合して進めているということも、それによって効果を発揮しているということも、その根拠は見当たらない。後述のように、一つ一つの業務が緑化啓発や緑化推進の目的実現に寄与しているかどうかの検証すら十分になされていないのに、総合して進めることにより効果を発揮するといえるはずがないと考える。

**【指摘 公園整備課】**

一者随意契約の理由に記載されている「業務の内容が行政目的なもので委託できる相手が限られる」という点は、理由として不十分である。市が委託する業務の目的はすべて公益的なものであるはずである。そのために委託できる相手が限られるのであれば、すべての委託について一者随意契約にできることになってしまう。民有地緑化推進・啓発という業務の目的から、委託できる相手がみどりのまち推進財団に限られるとの意図であると思われるが、民有地緑化推進・啓発業務はみどりのまち推進財団にしか遂行しえないということの根拠は見当たらない。

また、今までやってきた団体だからということのみを理由にすると、最初に委託した先の既得権益になるだけである。今までやってきたということから、直ちにその団体しか遂行できないということにはならない。これも理由として不十分である。

市は、一つ一つの業務の性質や目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。

**【指摘 公園整備課】**

この業務委託は、一者随意契約理由書にも記載されているとおり、市が行ってきたこと又は市が行うべきことをみどりのまち推進財団に行わせ続けているものである。

業務内容をみても、事務的なことばかりであり、市の職員以外の者でなければできないような専門性が必要とされるものではない。フローラー岐阜の事務局、花飾り講習会の開催、緑化フェアに関する業務、いずれも緑化啓発との関連性が不明である。ふれあい花壇事業に関する業務補助や梅園の管理が緑化啓発といえるのかも不明である。梅園の管理には専門性が求められるとはいえるが、それを行うのは嘱託・臨時職員であり、みどりのまち推進財団自体に専

門性があるわけではない。

補助金交付事務も、市のヒアリングによれば、もともと市が行うもので、実際に昔は市が行っていたところ、みどりのまち推進財団に委託している理由は、市の職員だと対応が遅くなるし、人件費がかからない（市の職員を増やすよりは委託料を払ったほうが安いとの意味）とのことであった。しかし、補助金の交付件数や交付事務の内容からすれば、市の職員が行ったとしてもそれほどの負担になるとは思えず、市の職員を増やさなければ迅速な対応をすることができないといえるような根拠は見当たらない。

委託料を払ってまで委託する必要があるのか、市が行えば足りるのではないのか、委託することによって無駄な経費がかかっているのではないかといった委託の必要性・相当性の検討はなされていない。

このような業務について、委託の必要性・相当性を何ら検討することなく委託し続けているのは、みどりのまち推進財団に委託料を払うために委託しているのではないかと受け取らざるを得ない。

市は、上記の業務の一つ一つについて、委託の必要性・相当性を吟味した上で、委託すべきか、委託すべきでないかを検討すべきである。

## イ 委託料について

### 【事実関係】

発注段階で、設計書は作成されておらず、市の予算書の写しが添付されているだけである。市のヒアリングによれば、予算書を作成する際に積算を行ったとのことであった。

一者随意契約理由書の「積算の根拠」欄には、「見積徴収し、その金額と事業予算額を比較し妥当性を精査」との記載があるが、その精査をした形跡はない。市のヒアリングにおいても、市は見積書を詳細に検討することはしていないとのことであった。

みどりのまち推進財団の見積書には、上記の複数の業務をまとめた金額しか記載がなく、一つ一つの業務に要する経費の内訳の記載はない。

### 【指摘 公園整備課】

見積書の精査をしていないにもかかわらず、「精査」と記載するのは不適切である。そもそも、見積書には内訳が記載されていないのだから、精査しようもないはずである。

このような委託の仕方を見ると、予算額を決めて、それに合わせた見積書をみどりのまち推進財団に出させていると受け取らざるを得ない。

市は、前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適

正な金額を委託料として定めるべきである。

#### ウ 手続について

##### 【事実関係】

みどりのまち推進財団は、本委託の事業計画・予算を作成していない。市のヒアリングでは、みどりのまち推進財団全体の事業計画書と予算書で代替しているとのことであった。

みどりのまち推進財団は、本委託の事業実績報告・決算書を作成していない。市のヒアリングでは、みどりのまち推進財団が発行している冊子（民有地緑化事業概要）とみどりのまち推進財団全体の決算書で代替しているとのことであった。

##### 【指摘 公園整備課】

委託契約書では、みどりのまち推進財団は、「発注者が示す方針に基づき、事業計画及び予算を作成し、これに基づいて受託事業を行うものとする」とされ（第7条第1項）、「前項の事業計画及び予算の作成については、あらかじめ書面をもって発注者の承認を得、執行しなければならない」とされている（第7条第2項）。

このように定められている目的は、市が委託する当該業務について、どのようにして業務を履行するのか、どのように経費を支出するのかということを明確にしておくことにより、当該委託の目的に従って当該業務が履行されるかどうかを事前に確認すること、及び、業務終了後に計画・予算どおりに履行されたのかどうかを検証できるようにしておくことにある。そのため、事業計画・予算書は、当該委託ごとに作成しなければならないものであり、みどりのまち推進財団全体のものでは作成の目的が実現しえない。

委託契約書では、みどりのまち推進財団は、「事業完了後速やかに事業実績報告及び決算書を発注者に提出しなければならない」とされている（第7条第3項）。

このように定められている目的は、市が委託する当該業務について、どのようにして業務を履行したか、どのように経費を支出したかということを明確にしておくことにより、当該委託の目的に従って当該業務が履行されるかどうか、計画・予算どおりに履行されたのかどうかを検証することにある。そのため、事業実績報告・決算書は、当該委託ごとに作成しなければならないものであり、みどりのまち推進財団全体のものでは作成の目的が実現しえない。

市は、みどりのまち推進財団に対し、当該委託ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。

## エ 精算について

### 【事実関係】

市は、契約代金を2分し、4月と10月に前金払で支払っているが、その精算手続を行っていない。

### 【指摘 公園整備課】

委託契約書において、「事業実績の結果、委託料に残額が生じたときは、直ちに残額を市に返還しなければならない」(第7条第4項)と定められており、精算手続を行うことが義務とされている。

市は、精算手続を行うべきである。

## オ 事業評価について

### 【事実関係】

事業評価シートには、事業名「岐阜市みどりのまち推進みどりのまち推進財団事業委託」、事業の必要性「環境の保全、緑化には市内の多くの範囲を占める民有地の緑化を促進する必要がある。花飾り講習会は市民が花飾りの方法を学ぶことにより、家庭での緑化に貢献している。」、事業の対象「花飾り講習会を市民に年6回開催する」と記載されている。

人にかかるコスト「0円」、物にかかるコスト「民有地緑化推進事業及び緑化啓発業務委託・11,148,000円」と記載されている。

また、活動指標名「民有地緑化の支援件数」、問題点・課題「まちにみどりが必要であり、現在みどりのまち推進財団が対応している」と記載されている。

項目別評価では、必要性「特に助成事業は重要」、有効性「市民からの要望が多い」、費用対効果「あると考える」、妥当性「みどりのまち推進財団で対応することは妥当である」、公共性「非常に高い」、総合評価では、「民有地緑化の推進は必要なことであり、現状維持が望ましいと考えている」と記載されている。

### 【指摘 公園整備課】

事業評価シートは、そもそも事業名に団体名しか記載されていないうえ、事業の必要性、事業の対象の欄には花飾り講習会のことしか記載されておらず、対象の記載として不適切である。

コストとしては、民有地緑化推進事業及び緑化啓発業務委託事業の全体の委託料を記載していながら、活動指標としては、民有地の緑化の支援件数（補助金の件数のことと思われる）しか記載されていない。

課題・問題点は、的外れな記載となっているし、項目別評価の説明も、結論

を言葉にただけで何の説明にもなっておらず、総合評価は、事業の目的の正当性を述べているだけで、事業の評価になっていない。

このような事業評価シートは、上記の作成の目的の実現に全く寄与しておらず、無意味なものといわざるを得ない。

市は、事業評価シート作成の目的を十分に考慮し、意識改革を行い、目的の実現に寄与する内容を記載すべきである。

また、民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務委託業務という、具体的な業務そのものではなく抽象的な業務の目的をそのまま委託業務名にして、複数の業務をまとめて委託していることも、このような事業評価シート作成をすることになった一因であるもの考える。

市は、事業評価できるような形で分けて業務を委託するか、個別具体的な業務ごとに事業評価すべきである。

## (2) 公園管理業務及び使用料収納事務業務について

### ア 委託発注について

#### 【事実関係】

市は、委託業務名を公園管理業務及び使用料収納事務業務とし、岐阜公園来園者休憩所等管理業務並びに使用料収納事務、岐阜公園来園者用駐車場管理業務並びに使用料収納事務、岐阜公園駐車場案内及び周辺整理業務、岐阜公園維持管理業務、川原町広場施設開閉業務、梅林公園管理業務をまとめて委託している。

市は、みどりのまち推進財団に対し、平成7年度から毎年、一者随意契約により本委託を行っている。

市のヒアリングでは、このようにまとめて委託している理由は分からないとのことであった。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき」に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当するとされ、一者随意契約理由欄には、次のような理由が記載されている。岐阜公園の管理には、岐阜城などとの連絡や業務の調整が必要であり、円滑な業務の遂行を行っていくためには、長年の経験による効率的・効果的な運営が求められる。梅林公園の管理には、高度な剪定技術、地元ボランティアへの指導など熟練した経験を有する能力が求められる。みどりのまち推進財団に従事する職員は都市緑化に関する豊富な知識と経験があり、みどりのまち推進財団は、公園管理に長けているだけでなく、来園者に緑化をPRできる。みどりのまち推進財団の事業目的と能力・経験は他の団

体では補えない。

**【意見 公園整備課】**

複数の業務をまとめて一つの委託としていることにつき、市は、一括発注することで経費の削減が見込まれるとの意見を述べたが、その内容と理由は不明である。仮に、そうだとした場合、経費の削減の観点でいうならば、むしろみどりのまち推進財団に委託をしないという方向を検討することになるのではないだろうか。

本委託のように、複数の業務をまとめて委託してしまうと、これまで委託されてきたみどりのまち推進財団以外の者が委託を受けることは困難になる。先に述べた、事業評価の観点（本委託は内部事務であるとして事業評価シートの作成は必要とされていないとしても、委託料を支出する以上は事業評価をしなければならない。）からしても、一つ一つ分けて委託することが望ましい。

なお、本委託は、上記の民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務とは異なり、一つ一つの委託業務間に関連性があり、各々の業務量が少ないため、まとめて委託することに合理性があることも否定できないことから、指摘ではなく意見とした。

**【指摘 公園整備課】**

一者随意契約理由にある岐阜城などとの連絡や業務の調整とは具体的にどのようなことを指しているのかは不明であるが、業務内容をみる限り、それができなければ業務を遂行できないとは思えない。

また、どの業務も特に専門的な能力が必要とされる業務ではない。この点につき、市は、樹木の選定や公園管理、使用料を扱う事務などは誰でもできる業務であるとは考えないとの意見を述べた。しかし、樹木の剪定は、アルバイトや臨時職員にノウハウがあるだけであり、みどりのまち推進財団に専門性があるわけではないし、公園管理や使用料を扱う事務は専門性が要求される業務ではない。

結局は、これまでみどりのまち推進財団がやっていたからみどりのまち推進財団に委託するという理由であると解さざるを得ない。

市は、一つ一つの業務の内容・目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。

**【指摘 公園整備課】**

この委託業務は、どれも、臨時職員とアルバイトにより遂行されているものであり、みどりのまち推進財団としての特殊性により遂行されているものではない。

また、後述するように、市の解釈によれば、この委託業務では事業評価シー



トを作成しなくてもよいと解釈しており、それは、内部管理的な事務であることを理由としている。そうであるならば、みどりのまち推進財団にまとめて委託せずとも、市が臨時職員とアルバイトを使用して業務を遂行すれば足り、そのほうが効率性・経済性が高いとも考えられる。この点につき、市は、現在の市の体制では、業務や労務を管理する職員の配置が困難であり、通常業務に支障をきたすことは明らかであるとの意見を述べた。しかし、臨時職員やアルバイトを使用するのにさほど労力を要するとは思えない。

市は、市が臨時職員やアルバイトを使用して業務を遂行する場合と外部にそれを委託する場合における有効性、効率性、経済性について検証し、委託の是非を検討すべきである。

#### イ 委託業務の内容について

##### 【事実関係】

上記の民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務の委託には、「梅林公園の管理業務」が含まれており、仕様書には、その内容として、「梅園の管理（剪定、施肥、品種の名札付け等）と開花状況の報告、ぎふ梅まつりでの緑化啓発」と記載されている。

ところが、本委託にも、「梅林公園の管理業務」が含まれており、仕様書には、その内容として、「民有地緑化事業（ぎふ梅まつりの開催）、公園管理事務所の管理、園内の維持管理、公園内の除草、清掃など」と記載されている。

市のヒアリングでは、前者は、梅の木の管理で、後者は、公園の管理であるから、本委託には、梅の木の管理は含まれていないとのことであった。

##### 【指摘 公園整備課】

市のヒアリングによれば、梅の木の管理は本委託には含まれていないとのことであるが、本委託の一者随意契約理由において、「みどりのまち推進財団に梅の木の剪定技術があること」が記載されており、明らかに矛盾している。しかも、本委託の業務内容において、民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務の一つである民有地緑化事業が含まれており、ぎふ梅まつりが双方の委託にまたがっている。

このようなことからすると、民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務と本委託の双方において、梅林公園の管理業務に対する委託料を支出しているのは、同じ業務に対して二重に支出しているか、過剰に支出しているのではないかとの誤解を招くおそれがある。

市は、委託の仕方（仕様書の記載の仕方）と委託料の算定方法を検討すべきである。

## ウ 岐阜公園来園者休憩所の使用について

### 【事実関係】

みどりのまち推進財団は、岐阜公園来園者休憩所において、2階は、みどりのまち推進財団の事務所として使用し、1階は、立礼茶席（華松軒）において抹茶とお菓子の提供を自主事業として営み、本委託業務の一つとして茶室（青翠庵）・和室・水屋の貸出事業を運営している。茶室等の貸出事業については、岐阜市都市公園条例に基づく使用許可、使用料の徴収又は減免申請の受付を行っている。

市は、市の施設である岐阜公園来園者休憩所をみどりのまち推進財団に使用させているが、これに係る書類は作成されていない。

市は、みどりのまち推進財団から、岐阜公園来園者休憩所の使用に対する対価は徴収しておらず、これに係る書類は作成されていない。なお、市は、同様に岐阜公園内で飲食店を営む民間事業者からは市の施設の使用料を徴収している。

### 【指摘 公園整備課】

岐阜公園来園者休憩所は、市民が共同利用する不動産であり、行政財産に該当する。行政財産は、地方自治法第238条の4第2項から第4項までに定めるとき以外は、これを貸し付けることはできず、その用途又は目的を妨げない限度においてのみその使用を許可することができるにとどまる（同条第7項）。

岐阜市公有財産規則では、行政財産の使用許可は、同規則第21条各号に定められた場合にのみ許可でき、そのためには使用許可申請書の提出などの手続きをとらなければならないとされている。

また、岐阜公園来園者休憩所は、岐阜市都市公園条例において、有料公園施設に定められ、有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない（第6条第1項及び第2項）、そのためには使用許可申請書の提出などの手続きをとらなければならないとされている（第6条第4項・第3条第2項ないし第5項）。

しかし、市は、使用許可の手続きをとることなく、みどりのまち推進財団に岐阜公園来園者休憩所を使用させている。

市は、みどりのまち推進財団に対し、使用許可の手続きをとらせるべきである。

### 【指摘 みどりのまち推進財団】

みどりのまち推進財団は、市に対し、岐阜公園来園者休憩所について使用許可をとるべきである。

【指摘 公園整備課】

市は、許可を受けてする行政財産の使用について使用料を徴収することができ（地方自治法第 225 条）、岐阜市使用料徴収条例では、行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないとされ（同第 3 条）、必要と認めるときは使用料の額の減額又は徴収の免除をすることができるとされている（同第 4 条）。

市は、少なくともみどりのまち推進財団が自主事業として抹茶とお菓子の提供を営んでいる立礼茶席（華松軒）の部分については、他の民間事業者と同様に使用料を徴収すべきである。

みどりのまち推進財団が事務所として使用している 2 階部分については、他の外郭団体の事務所が市の施設を使用している例も併せ考え、使用料を徴収するのか免除するのか、いずれが正当であるかということについて十分に検討し、明確な手続きをとるべきである。

【指摘 公園整備課】

市がみどりのまち推進財団から使用料を徴収していないことについては、平成 19 年度の包括外部監査報告書において、使用料を徴収すべきとの監査意見がなされている。これに対する措置状況報告書において、市は、「当施設は収益を目的としているものではなく、茶道の伝統文化を継承するものであることから、引き続きみどりのまち推進財団による運営を継続する」と記載しているだけであり、使用料を徴収しないという結論を維持していることについての明確な回答はしていないし、その理由も明らかにしていない。

市は、明確な回答をすべきである。

エ 委託料について

【事実関係】

一者随意契約理由書及び実施設計書によれば、それぞれの委託業務ごとに、人工に岐阜県公表の平成 24 年度単価表に基づく単価を乗じて人件費を積算している。

みどりのまち推進財団から提出を受けた見積書は、委託業務ごとの内訳がなく、平成 24 年度の契約額と全く同じ金額であり、これと同額が契約額となっている。

【指摘 公園整備課】

前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な積算をすべきである。

#### オ 手続について

##### 【事実関係】

上記委託と同様、本委託の事業計画・予算を作成しておらず、事業実績報告・決算を作成していない。

##### 【指摘 公園整備課】

市は、みどりのまち推進財団に対し、当該委託ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。

#### カ 精算について

##### 【事実関係】

上記委託と同様、精算がなされていない。

##### 【指摘 公園整備課】

市は、精算手続を行うべきである。

#### キ 事業評価について

##### 【事実関係】

本委託については、事業評価シートが作成されていない。

公園整備課のヒアリングによれば、事業評価シートの「作成要領」にある「事業評価シートを使用せずに評価する事務事業」のうち、「内部管理的な事務事業」に該当することが理由であるとのことである。

##### 【指摘 公園整備課】

本委託の各業務は、いずれも「内部管理的な事務事業」として挙げられている事務事業には該当しない。事業評価シートを作成すべきである。

#### (3) 岐阜薬科大学薬草園施設管理業務について

#### ア 所管課について

##### 【事実関係】

公園整備課のヒアリングでは、本委託は、薬科大学事務局庶務会計課が担当なので分からないとのことであった。

【指摘 公園整備課】

上記のとおり、みどりのまち推進財団にすることが公園整備課の分掌事務であるとして岐阜市処務規則に定められている。委託の所管が異なるからといって分からないというのは、分掌事務を適切に履行していないことになる。

公園整備課は、委託の所管でないとしても、みどりのまち推進財団が受託している業務について、把握をしておくべきである。

イ 委託発注について

【事実関係】

仕様書によれば、本委託の業務内容は、園内の薬草栽培、除草、清掃等、温室・管理舎の管理（清掃を含む）とされている。

一者随意契約理由書によれば、岐阜市随意契約ガイドラインの「特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき」に該当することから、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当するとされ、一者随意契約理由欄には、植物栽培の専門知識と組織的人的能力が不可欠であり、専門的業務はみどりのまち推進財団だけが行いうるとの記載がある。

【指摘 薬科大学事務局庶務会計課】

みどりのまち推進財団のヒアリングによれば、本委託の業務内容は、大学教授の指示に従って作業をすることである。そうであれば、専門性は大学教授にあるのであって、みどりのまち推進財団に専門性があるわけではない。みどりのまち推進財団でなければならぬとはいえない。

みどりのまち推進財団に一者随意契約で委託する理由が不十分である。一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。

ウ 委託料について

【事実関係】

一者随意契約理由書には、独自積算をしたとの記載があるが、予算書があるのみで積算したことを示した書類はない。

平成22年度から平成24年度まで同じ金額であり、平成25年度の見積書及び契約額も前年と全く同じ金額である。

【指摘 薬科大学事務局庶務会計課】

書類がなく、毎年同じ金額であること、精算手続をしていないことからすれば、積算をしておらず、前年踏襲で委託料を決定しているにすぎないと受け取

らざるを得ない。

市は、適正な積算をすべきである。

#### エ 委託契約書について

##### 【事実関係】

委託契約書には、精算をして返還をする条項がない。

##### 【指摘 薬科大学事務局庶務会計課】

報告をさせて精算をさせなければ、委託料が適正であったのかどうかの判断ができず、前年踏襲になってしまう。

市は、精算、返還条項を入れ、実行すべきである。

#### オ 事業評価について

##### 【事実関係】

本委託については、事業評価シートが作成されていない。

薬科大学事務局の書面による回答によれば、事業評価シートの「作成要領」にある「事業評価シートを使用せずに評価する事務事業」のうち、「内部管理的な事務事業」に該当することが理由であるとのことである。

##### 【指摘 薬科大学事務局庶務会計課】

本委託業務は、「内部管理的な事務事業」には該当しない。

市は、事業評価シートを作成させるべきである。

#### 5 指定管理について

みどりのまち推進財団が指定管理者となっている施設の概要は、次のとおりである。

(単位：千円)

|   | 対象施設              | 担当課   | 選定<br>方法 | 平成 25 年度<br>指定管理料 |
|---|-------------------|-------|----------|-------------------|
| 1 | 岐阜ファミリーパーク        | 公園整備課 | 公募       | 92,042            |
| 2 | 早田西公園・木ノ下公園・野一色公園 | 公園整備課 | 公募       | 26,279            |
|   |                   | 合計    |          | 118,321           |

岐阜ファミリーパーク

|            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設概要       | 名称            | 岐阜ファミリーパーク                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 所在地           | 北野北                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|            | 面積            | 556,000 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|            | 開設年           | 昭和 57 年 3 月 29 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|            | 施設概要          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料公園施設</li> </ul> <p>野球場（1 面）、サッカー兼ラグビー場（1 面）、庭球場（10 面）、遊戯施設 8 基（サイクルモノレール、スーパーモービル、ボブスレー、ゴーカート、バッテリーカー、ボート、パターゴルフ、インラインスケート）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミワクル広場</li> </ul> <p>遊具 11 基（ジャンピングボム、ボルケーノスライド、ハッピークラウド、バランスファイト、スカラベトンネル、モンスターウォール、スネイクロード、グレートフォール、レインボーピラミッド、ホーンテッドマウンテン、フローティングケイブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理棟</li> <li>・ 徳山の家</li> <li>・ 駐車場</li> <li>・ 芝生広場</li> <li>・ 溪流及び池</li> </ul> |
| 導入         | 導入年度          | 平成 18 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 根拠条例          | 都市公園条例、同施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|            | 指定期間          | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | 施設種別          | 総合公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 所管課           | 公園整備課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|            | 選定方法          | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|            | 経費負担          | 利用料金制非導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 指定管理者の行う業務 | 施設の運営に関する業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の対応</li> <li>・ 利用促進活動</li> <li>・ 災害、事故への対応</li> <li>・ 取得物、残置物の処理</li> <li>・ 市や園内施設の指定管理者との連絡調整</li> <li>・ 管理報告書の作成</li> <li>・ 施設貸付、利用受付及び使用料収納</li> <li>・ 巡回</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|            | 施設の維持管理に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常点検、法定点検、定期点検等の実施</li> <li>・ 部品の交換や施設の補修、修繕（1 件あたり 50 万円未満は指定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|             |        |                                                                                           |
|-------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| の<br>範<br>囲 |        | 管理料で負担)<br>・グラウンド整備<br>・保安警備<br>・園内清掃、便所清掃<br>・芝生管理<br>・除草、草刈<br>・樹木管理<br>・花壇等管理<br>・動物飼育 |
|             | その他の業務 | ・フードコート                                                                                   |

早田西公園・木ノ下公園・野一色公園

|                                                |               |                                                                                                          |                              |                        |
|------------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 施<br>設<br>の<br>概<br>要                          | 名称            | 早田西公園                                                                                                    | 木ノ下公園                        | 野一色公園                  |
|                                                | 所在地           | 学園長 1 丁目 93                                                                                              | 木ノ下 7 丁目                     | 野一色 4 丁目 530<br>－ 1    |
|                                                | 面積            | 10,382 m <sup>2</sup>                                                                                    | 11,745 m <sup>2</sup>        | 30,615 m <sup>2</sup>  |
|                                                | 開設年           | 昭和 40 年 8 月 5 日                                                                                          | 昭和 40 年 12 月 1 日             | 昭和 33 年 4 月 1<br>日     |
|                                                | 施設概要          | テニスコート (4 面)<br>(全天候型)                                                                                   | テニスコート (7 面) (全<br>天候型, クレイ) | テニスコート (4<br>面) (全天候型) |
| 導<br>入                                         | 導入年度          | 平成 24 年度                                                                                                 | 平成 24 年度                     | 平成 24 年度               |
|                                                | 根拠条例          | 都市公園条例, 同施行規則                                                                                            |                              |                        |
|                                                | 指定期間          | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日                                                                        |                              |                        |
|                                                | 施設種別          | 近隣公園                                                                                                     | 近隣公園                         | 地区公園                   |
|                                                | 所管課           | 公園整備課                                                                                                    |                              |                        |
|                                                | 選定方法          | 公募                                                                                                       |                              |                        |
|                                                | 経費負担          | 利用料金制非導入                                                                                                 |                              |                        |
| 指<br>定<br>管<br>理<br>者<br>の<br>行<br>う<br>業<br>務 | 施設の運営に関する業務   | ・利用者の対応<br>・利用促進活動<br>・災害、事故への対応<br>・取得物、残置物の処理<br>・市や総合体育館指定管理者との連絡調整<br>・管理報告書の作成<br>・施設貸付、利用受付及び使用料収納 |                              |                        |
|                                                | 施設の維持管理に関する業務 | ・日常点検、法定点検、定期点検等の実施<br>・部品の交換や施設の補修、修繕 (1 件あたり 50 万円未満は指定管理料で負担)                                         |                              |                        |



|             |        |                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| の<br>範<br>囲 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安警備</li> <li>・ 園内清掃、便所清掃</li> <li>・ 遊具点検</li> <li>・ 芝生管理</li> <li>・ 除草、草刈</li> <li>・ 樹木管理</li> <li>・ 庭球場管理</li> <li>・ 徒渉池管理</li> </ul> |
|             | その他の業務 |                                                                                                                                                                                  |

(1) 岐阜ファミリーパークについて

【事実関係】

本施設の指定管理者募集要項には、「過去3年間の決算及び平成23年度の当初予算のうち、平成23年度の予算額(95,033,000円)を上限」とすると記載されているが、その積算内訳は明示されていない。

積算した内容が記載された資料はない。金額としては、前年を踏襲したものと思われるが、前年の経費を検証したことが記載された資料もない。

(2) 早田西公園外2公園について

【事実関係】

早田西公園、木ノ下公園、野一色公園の3つの施設を一括で募集している。

公園整備課のヒアリングによれば、一括募集の理由は、いずれもテニスコートという点で類似施設であるからとのことである。その後、市から、市が設置する公共のテニスコートとして、同じ品質管理を行い、市民に対して同一レベルのサービスを提供すること、経費の削減が見込まれることも一括募集の理由であるとの意見があった。

【指摘 公園整備課】

上記3施設は、それぞれ独立した施設であり、他の公の施設と併設されているとか、同じ敷地内にあるといったこともない。

テニスコートは、民間事業者が運営するものが数多くあり、民間事業者が運営することによってサービスが低下するとか施設の設置目的が達せられないといったことはない。それぞれに指定管理者を募集することによりかえって市民サービスの低下につながることはない。

市が一括募集の理由として述べる、公共のテニスコートとして同一レベルのサービスを提供するというのは、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者

まで広げることにより、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することによる住民サービスの向上という指定管理者制度導入の目的と相反しかねないし、市が指定管理者のモニタリングをするのであるから、それぞれ募集をしたとしても、一定程度レベル以上のサービスを維持することは可能である。

他方において、地理的に離れた位置にあり、設備の関連性もない上記3つの施設を一括募集することにより、民間事業者が指定管理者に応募しにくくなっていることが容易に推測される。現に、平成24年度の募集ではみどりのまち推進財団しか応募をしていない。

一施設ごとに指定管理者を募集すべきである。

## 6 自主事業について

### 【事実関係】

みどりのまち推進財団は、自動販売機の経営などの自主事業を行っているが、公園整備課のヒアリングによれば、市の関与は決算書を見る程度であるとのことである。

### 【指摘 公園整備課】

公園整備課は、所管課として、自主事業が適正に行われているかどうかもチェックすべきである。

## 7 存続について

### 【事実関係】

平成20年3月に策定された「外郭団体の見直しの方向性」では、指定管理者の選考の結果により、あり方を判断する団体と位置付けられていたところ、平成21年度から岐阜ファミリーパークの指定管理者となったことにより、存続することとなっている。

平成22年に開催された「岐阜市外郭団体意見交換会」でも、存続に関する意見交換が行われた。ここで、みどりのまち推進財団は、平成20年の見直しには反対である、みどりのまち推進財団は公益法人になれる、公園は指定管理になじまないと述べている。

みどりのまち推進財団は、指定管理者の事業費割合が高いために公益法人になれないでいる。

### 【意見 公園整備課】

みどりのまち推進財団は、常勤の役員1名と職員3名の指揮監督下において、嘱託職員・臨時職員・アルバイトが業務を行うという組織である。固有職員は

3名のみであり、常勤の役職員の全員が市職員のOBである。

みどりのまち推進財団の業務は、市からの受託と指定管理だけとっていい状態であり、自主的に行っている公益事業はない。

市から委託されている民有地緑化の推進・啓発・助成業務は、もともと市が行うべき業務であるし、その内容は事務作業がほとんどであって、みどりのまち推進財団の専門性や創造性が発揮されているわけではない。つまり、その実質は市の事務の外注であり、市が嘱託職員・臨時職員・アルバイトの管理をみどりのまち推進財団にさせているものといえる。

市の公園の管理も、指定管理者制度の導入が進んでおり、指定管理者制度を導入している公園7つのうちみどりのまち推進財団が指定管理者となっている2つ以外はすべて民間事業者が指定管理者となっている。

指定管理者制度を導入していない直営の公園のうち、みどりのまち推進財団が管理委託を受けているのは、岐阜公園と梅林公園のみである。岐阜公園においては、市の職員も直接管理している。公園の管理もまた、みどりのまち推進財団の専門性や創造性が発揮されているわけではない。

この点につき、市からは、専門職員の育成やノウハウの引継ぎなどの面からみどりのまち推進財団は存続する必要があるとの意見があった。しかし、みどりのまち推進財団の固有職員は市職員OB3名のみであり、現場の業務を遂行しているのは、嘱託・臨時職員やアルバイトであるから、みどりのまち推進財団において、専門職員が育成されているとか、ノウハウが蓄積されているとは思えなかった。

その一方で、市は、みどりのまち推進財団に委託しなければ実施しえないとは決していえない委託業務を一者随意契約でみどりのまち推進財団に発注し、委託料の見直しも十分になされないまま毎年支払い続けている。むしろ、市が直接アルバイト等を使いながら事務を行うほうが、みどりのまち推進財団の役職員の人件費や備品などの経費を削減できるのではないだろうか。

この点につき、市からは、組織体系や事務手続きの複雑化などにより市民のニーズに柔軟に対応することが困難となっており、みどりのまち推進財団に委託したほうが柔軟に対応できるとか、職員を増やす必要があるとの意見があった。しかし、そのようにいえることの根拠は見当たらない。

指定管理の期間を終える平成29年度以降においても、みどりのまち推進財団を存続させるのか否か、みどりのまち推進財団の組織としてのあり方をどうしていくのかなどといったことについて、遅くとも平成27年度までには検討することが望ましい。

## 第 11 章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                                                            |                |                     |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 63 年 3 月 23 日                                                                                                                                                                           |                |                     |
|      | 所在地               | 岐阜市上川手 735 番地 2（岐阜市岐陽体育館内）                                                                                                                                                                 |                |                     |
|      | 所管課               | 教育委員会事務局 教育政策課                                                                                                                                                                             |                |                     |
|      | 基本財産              | 10,000 千円                                                                                                                                                                                  | うち市出資額<br>(割合) | 10,000 千円<br>(100%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | この法人は、教育、文化、スポーツ、生涯学習等の振興に資する事業を行い、地域と未来の活力を支える人づくりを推進し、もって生きがいとうるおいに満ちた創造性あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。                                                                                         |                |                     |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) 青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資する事業<br>(2) スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達に資する事業<br>(3) 市民の生涯学習及び芸術文化活動の振興に資する事業<br>(4) 女性の自立及び男女共同参画社会の実現に資する事業<br>(5) 埋蔵文化財の調査・研究等に関する事業<br>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |                |                     |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

|      |     |      |     |       |
|------|-----|------|-----|-------|
| 組織状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員    |
|      | 常勤  | 2 名  | 0 名 | 121 名 |
|      | 非常勤 | 12 名 | 7 名 | 0 名   |
|      | 合計  | 14 名 | 7 名 | 121 名 |

【組織図】

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

|            |                          |         |      |
|------------|--------------------------|---------|------|
| 理事長兼体育館統括監 | 事務局総務課<br>(4 名)          | 固有職員    | 3 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 1 名  |
| 常務理事兼事務局長  | 岐阜市少年自然の家<br>(15 名)      | 固有職員    | 8 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 7 名  |
|            | ドリームシアター岐阜<br>(15 名)     | 固有職員    | 5 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 10 名 |
|            | 北青少年会館<br>(4 名)          | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 東青少年会館<br>(4 名)          | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 青山青少年会館<br>(4 名)         | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 青少年ルーム<br>(4 名)          | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 市民総合体育館<br>(8 名)         | 固有職員    | 2 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 6 名  |
|            | 岐陽体育館<br>(0 名)           |         |      |
|            | 南部スポーツセンター・南部市民プール (4 名) | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 北部体育館・北部市民プール<br>(4 名)   | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 東部体育館<br>(4 名)           | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 西部体育館・本荘市民プール<br>(4 名)   | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | ファミリーパーク体育館<br>(5 名)     | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 5 名  |
|            | 北西部体育館<br>(4 名)          | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|            | 体育ルーム<br>(4 名)           | 固有職員    | 0 名  |
|            |                          | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |

|  |            |         |      |
|--|------------|---------|------|
|  | 生涯学習センター   | 固有職員    | 7 名  |
|  | (18 名)     | 嘱託・臨時職員 | 11 名 |
|  | 女性センター     | 固有職員    | 2 名  |
|  | (6 名)      | 嘱託・臨時職員 | 4 名  |
|  | 埋蔵文化財調査事務所 | 固有職員    | 2 名  |
|  | (8 名)      | 嘱託・臨時職員 | 6 名  |

(単位：千円)

|           |         |           |           |           |
|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 財務の<br>状況 | 区分      | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|           | 総収入額    | 822,606   | 804,408   | 833,549   |
|           | 総支出額    | 816,370   | 795,932   | 823,235   |
|           | (うち人件費) | (406,628) | (403,399) | (406,874) |
|           | 差引収支額   | 6,236     | 8,475     | 10,313    |
|           | 総資産額    | 412,773   | 416,713   | 443,072   |
|           | 総負債額    | 150,008   | 145,855   | 162,274   |
|           | 正味財産額   | 262,764   | 270,858   | 280,798   |

(単位：千円)

|            |       |          |          |          |
|------------|-------|----------|----------|----------|
| 市の財政<br>支出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|            | 指定管理料 | 699,310  | 693,709  | 700,506  |
|            | 委託料   | 96,569   | 86,683   | 108,480  |
|            | 合計    | 795,892  | 780,392  | 808,986  |

(単位：千円)

|           |               |                                                   |         |
|-----------|---------------|---------------------------------------------------|---------|
| 事業の<br>概要 | 平成 25 年度      |                                                   |         |
|           | 事業名           | 事業内容                                              | 事業費     |
|           | 市民健康増進事業      | 岐阜市体育館、体育ルーム及び岐阜市民<br>プールの管理・運営                   | 218,544 |
|           | 生涯学習・芸術文化振興事業 | 岐阜市生涯学習センターの管理・運営及<br>び岐阜市民文化祭・岐阜市芸術文化奨励<br>事業の実施 | 169,827 |
|           | 青少年自然体験活動事業   | 岐阜市少年自然の家の管理・運営                                   | 119,135 |

|  |              |                                                |         |
|--|--------------|------------------------------------------------|---------|
|  |              |                                                |         |
|  | 埋蔵文化財調査事業    | 遺跡の発掘調査、記録作成及び発掘調査の成果報告                        | 101,582 |
|  | 青少年・市民文化活動事業 | ドリームシアター岐阜の管理・運営                               | 71,385  |
|  | 施設の貸与事業      | 生涯学習センター・ドリームシアター岐阜及び青少年会館での株式会社等への部屋の貸与にかかる費用 | 33,206  |
|  | 青少年健全育成事業    | 岐阜市青少年会館（中央青少年会館を除く）の管理・運営                     | 27,648  |
|  | 男女共同参画推進事業   | 岐阜市女性センターでの事業運営                                | 22,807  |

## 2 沿革

|                 |                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 63 年         | 財団法人岐阜市教育文化振興事業団として設立<br>岐阜市少年自然の家の管理運営を受託開始                                                                          |
| 平成元年            | 体育館 8 館、プール 4 プールの管理運営を受託開始                                                                                           |
| 平成 2 年          | 岐阜市北西部体育館の管理運営を受託開始                                                                                                   |
| 平成 6 年          | ドリームシアター岐阜の管理運営を受託開始<br>岐阜市民文化祭の事務局移管                                                                                 |
| 平成 7 年          | 岐阜市芸術文化・スポーツ基金による文化事業助成事業を開始                                                                                          |
| 平成 8 年          | 埋蔵文化財発掘調査業務を開始                                                                                                        |
| 平成 11 年         | 埋蔵文化財調査事業において、新たに市内遺跡発掘調査事業、史跡整備事業を受託                                                                                 |
| 平成 12 年         | 岐阜市青少年会館（中央青少年会館を除く）、岐阜市岐陽体育館の管理運営を受託開始                                                                               |
| 平成 14 年         | 岐阜市体育ルームの管理運営を受託開始<br>ハートフルスクエア G(岐阜生涯学習センター／女性センター)の管理運営を受託開始                                                        |
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 岐阜市少年自然の家、岐阜市体育館／岐阜市民プール、岐阜市体育ルーム、ドリームシアター岐阜、岐阜市青少年会館（中央青少年会館を除く）、ハートフルスクエア G（生涯学習センター／女性センター）につき、指定管理業務開始（指定管理 1 期目） |
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 岐阜市少年自然の家、岐阜市体育館／岐阜市民プール、岐阜市体育ルーム、ドリームシアター岐阜、岐阜市青少年                                                                   |

会館（中央青少年会館を除く）、ハートフルスクエアG（生涯学習センター／女性センター）につき、指定管理業務開始（指定管理2期目）

平成23年4月1日 公益財団法人へ移行

平成24年4月1日 岐阜市少年自然の家、岐阜市体育館／岐阜市民プール、岐阜市体育ルーム、ドリームシアター岐阜、岐阜市青少年会館（中央青少年会館を除く）、ハートフルスクエアG（生涯学習センター／女性センター）につき、指定管理業務開始（指定管理3期目）

## 第2 事実関係及び指摘・意見

### 1 存在意義について

#### （1）今後のあり方について

##### 【事実関係】

市が平成19年度に策定した外郭団体の見直しの方向性によれば、事業団は、合併により組織体制の強化を図り、一体的かつ効果的・効率的な運営を行う団体として、財団法人岐阜市公共ホール管理財団（当時の名称 現在、一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団（以下、「財団」という）との合併の必要性があるとされていた。

しかしながら、両組織が合併すると、公益目的事業比率が50%を下回る懸念があるとのことで、公益法人制度改革による両組織の公益法人への移行が完了するまで、合併協議は休止された状態であった。

平成26年度に入り、行財政改革課より、教育政策課と産業拠点運営課に対し、協議を再開するようにとの話が出ているとのことである。

##### 【指摘 教育政策課、教育文化振興事業団】

外郭団体は、民間ではできない公共的な事務や、異動が前提の市職員では対応しにくい専門的な事務を受託等するという点に、その存在意義がある。

ただし、自治体内に、類似・同種団体、類似・同種の事業を行う外郭団体があれば、これらを統合することで、組織体制の強化を図り、事業目的達成に向けて、より効果的・効率的な運用を目指すことが必要である。それが、市が策定した外郭団体の見直しの方向性に合致する。

この点、事業団と財団とでは、その収益の大半が市からの指定管理料であるという意味では、同種の団体であり、芸術文化施策の推進の観点からは、同一の方向性を持つ。



市の見直しの方向性は維持されているのであるから、教育政策課及び事業団は、財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。

## (2) 事業の範囲（市との関係性より）

### 【事実関係】

平成 25 年度決算において、事業団の市からの指定管理事業収益は、700,506 千円である。その他、市からの委託事業収益は、108,480 千円であり、この合計 808,986 千円は、事業団の事業収益 809,587 千円の約 99.9%、経常収益 833,549 千円の約 97.0%を占めている。ちなみに、平成 24 年度決算において、事業団の市からの指定管理事業収益は、693,709 千円である。その他、市からの委託事業収益は、86,683 千円である。この合計 780,392 千円は、事業団の事業収益 781,103 千円の約 99.9%、経常収益 804,408 千円の約 97.0%を占めている。

### 【意見 教育文化振興事業団】

数値的に見れば、事業団は、市に依存する組織であることは明らかである。

特に、収益の大半は、市の施設の指定管理料であり、市の指定管理者となることができるか否かが事業団の存続に直結する。

ところで、定款第 3 条の事業団の目的及び定款第 4 条第 2 項からすれば、事業団は、広く県内において活動することが可能な団体であり、指定管理の受託先が、市に限定される訳ではない。

事業団は、多数の職員がいることもあり、これらの者の雇用を守るためには、組織としてのリスクを分散し、安定した経営基盤を得る必要がある。

また、事業団は、内部規程の整備状況などからして、市の他の外郭団体と比べても、評価できる組織であり、かかる組織風土やこれまで蓄積したノウハウの維持・活用は、市民にとっては勿論、他の自治体の住民にも有効と思われる。

これまでも、事業団は、安定した経営基盤を得るため、岐阜県内他市町村の指定管理者に応募しているところであるが、今後も引き続き、指定管理の受託先を、市以外の県内公共団体に広げていく経営努力を継続・発展することが望ましい。

## 2 出資による権利について

### 【事実関係】

平成 25 年度、市の決算附属書類の事業団に対する「出資による権利」は、155,400 千円である。

10,000 千円は、事業団の目的である事業を行うために不可欠な基本財産である（定款第 5 条第 1 項）。国債として、管理・運用されている。

残り 145,400 千円は、市民文化の振興並びに市民の健康増進を図るため、事業団が設置した市民芸術文化・スポーツ基金に充てるために、市が出資したものである（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団市民芸術文化・スポーツ基金規程第 1 条）。

#### 【意見 教育文化振興事業団】

基金については、現在、その運用益を、市の芸術文化の継承及び創造に寄与すると認められる個人、団体に対して、必要経費の一部を助成する「文化事業助成」制度を設けて活用されており、平成 7 年度から平成 25 年度までの間、221 件、21,516 千円の助成を行うなど、市の芸術文化の振興に寄与している。しかし、スポーツ基金としての利用がなされていない。

基金額は少なくなく、元々、かかる基金の内、145,400 千円は、市が事業団に支出したものである。

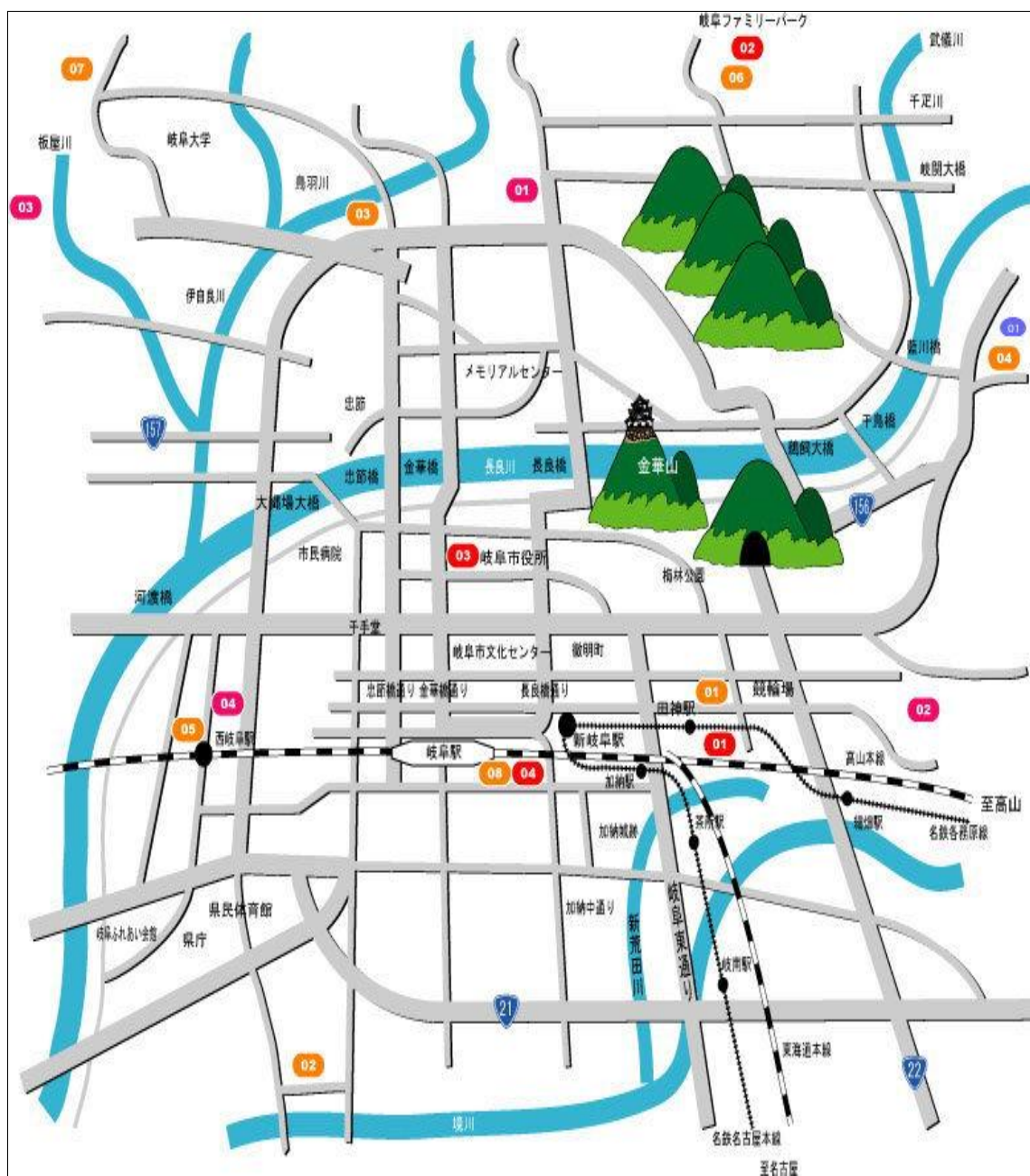
本基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。

### 3 指定管理について

#### （１）施設の位置関係

事業団が、市の施設において、指定管理業務を行っている施設の位置関係は次のとおりである。施設の数 19 と多いことから、まず、位置関係を載せる。事業団が指定管理業務を行う指定管理施設の所管部は、市民参画部と教育委員会の 2 つである。選定及び評価は、所管部単位で行うため、大きく所管部 2 つに分けて報告する。

【事業団ホームページより抜粋】



|    |                    |    |                          |    |            |
|----|--------------------|----|--------------------------|----|------------|
| 01 | 事業団事務局<br>岐阜市岐陽体育館 | 01 | 岐阜市総合体育館                 | 01 | 岐阜市北青少年会館  |
| 02 | 岐阜市少年自然の家          | 02 | 岐阜市南部スポーツセンター<br>南部市民プール | 02 | 岐阜市東青少年会館  |
| 03 | ドリームシアター岐阜         | 03 | 岐阜市北部体育館<br>北部市民プール      | 03 | 岐阜市青山青少年会館 |

|    |                             |          |                           |    |                        |
|----|-----------------------------|----------|---------------------------|----|------------------------|
| 04 | ハートフルスクエアG<br>(生涯学習・女性センター) | 04       | 岐阜市東部体育館                  | 04 | 岐阜市青少年ルーム<br>(西部福祉会館内) |
| 01 | 岐阜市埋蔵文化財事務所                 | 05<br>05 | 岐阜市西部体育館<br>本荘市民プール       |    |                        |
|    |                             | 06       | 岐阜ファミリーパーク体育館             |    |                        |
|    |                             | 07       | 岐阜市北西部体育館                 |    |                        |
|    |                             | 08       | 岐阜市体育ルーム<br>(ハートフルスクエアG内) |    |                        |

## (2) 市民参画部

### I 岐阜市生涯学習・女性センター（開設 平成 14 年）

|      |          |                                                                                  |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市橋本町1丁目10番地23                                                                  |
|      | 所管課      | 生涯学習センター：市民参画部市民協働推進課<br>女性センター：市民参画部男女共同参画・文化課                                  |
|      | 根拠条例     | 岐阜市／生涯学習／女性／センター条例<br>岐阜市／生涯学習／女性／センター条例施行規則                                     |
|      | 指定期間     | 1期目 平成18年4月1日～平成21年3月31日<br>2期目 平成21年4月1日～平成24年3月31日<br>3期目 平成24年4月1日～平成29年3月31日 |
|      | 指定管理料    | 213,445千円（平成25年度）                                                                |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                |
|      | 利用者数     | 206,193人（平成25年度）                                                                 |
|      | 公募・非公募   | 非公募                                                                              |

#### ア 概要

生涯学習センター・女性センターは、JR岐阜駅ハートフルスクエアG内にある。ハートフルスクエアGは、平成14年に総工費約2,765,000千円で完成した市所有の施設である。3階建てで、延床面積11,555㎡、1階部分には、

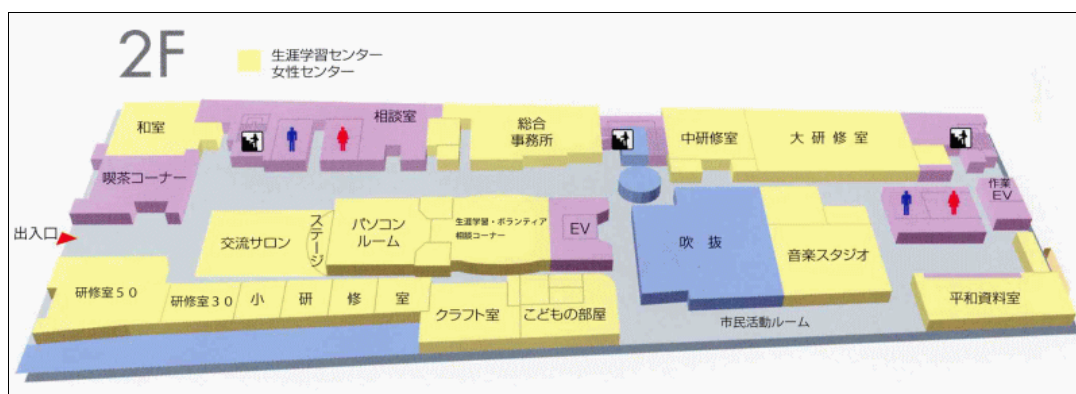
体育ルーム（指定管理者 事業団）、岐阜市図書館分館（市直営）および岐阜市消費生活センター（市直営）が入り、2階部分には、生涯学習・女性センター（指定管理者 事業団）が入っている。

3階は駐車場（53台）である。

生涯学習センターは、市民の生涯学習を推進するための拠点施設である（条例第1条参照）。交流サロン、情報コーナー、パソコンルーム、音楽スタジオ、クラフト室などが設置され、また、ボランティア活動を支援・促進する市民活動ルームが設置されている。

女性センターは、男女共同参画社会の実現を図るための施設である（条例第1条参照）。託児および休憩用として、遊具や絵本を備えた「こどもの部屋」が設置されている。

#### 【ハートフルスクエアG ホームページより抜粋】



#### イ 事業評価シート

##### 【事実関係】

生涯学習センター及び女性センターについては、事業評価シートが作成され、ホームページ上で公開されている。

生涯学習センター（所管 市民協働推進課）の問題点・課題においては、「施設の老朽化、大規模な修繕の必要性も出てきている、予算的な問題も考慮した上で、優先順位を付けて、対応せざるを得ない状況である」との記載がある（平成24年度、平成25年度同じ）。しかしながら、女性センター（所管 男女共同参画・文化課）の問題点・課題においては、このような記載は一切ない。

両センターとも同一の場所にあり、施設の老朽化、大規模な修繕の必要性は、同一の課題・問題点となる。

月次報告などで、課題・問題点は共通認識しているとのことであるが、生涯学習・女性センターの施設管理は生涯学習センターが行うことから、同センターの事業評価シートに記載し、女性センターには記載がないとのことである。

【意見 市民協働推進課、男女共同参画・文化課】

事業評価シートは、市民に公表されるものである。内部的な事情から、上記のと通りの記載となっていることは理解したが、市民からすると、その内部事情は判らない。

それゆえ、同一施設内の課題・問題点については、女性センターの事業評価シートにおいても記載し、共通の認識であることを示しておくことが望ましい。

(3) 教育委員会

I 岐阜市少年自然の家（開設 昭和 63 年）

|      |          |                                                                                                                         |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市山県北野 2081 番地                                                                                                         |
|      | 所管課      | 教育委員会 青少年教育課                                                                                                            |
|      | 根拠条例     | 岐阜市少年自然の家条例<br>岐阜市少年自然の家条例施行規則                                                                                          |
|      | 指定期間     | 1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 |
|      | 指定管理料    | 127,172 千円（平成 25 年度）                                                                                                    |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                                                       |
|      | 利用者数     | 27,411 人（平成 25 年度）                                                                                                      |
|      | 公募・非公募   | 非公募                                                                                                                     |

ア 概要

少年が自然に親しみ、自然の中で情操、社会性をはぐくみ心身を鍛練するための施設である。岐阜ファミリーパーク（指定管理者 みどりのまち推進財団）、岐阜ファミリーパーク体育館（指定管理者 事業団）に隣接している。

岐阜市内の小中学校や子ども会をはじめ、多くの青少年団体に利用されている。集団宿泊活動、自然観察、スポーツ、レクリエーションおよび野外活動などに関する事業を行っている。

また、主催事業として、キャンプ、ファミリーDAYなどを行ったり、研修事業として、学校指導者研修会、青少年団体指導者研修会などを行ったりしている。

## Ⅱ 岐阜市青少年会館（４館）

|      |          |                                                                                                                                                                                                               |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 施設・所在地   | ①岐阜市北青少年会館（開設 昭和 44 年）<br>岐阜市福光東三丁目 19 番 18 号<br>②岐阜市東青少年会館（開設昭和 45 年 平成 3 年現在地移転）<br>岐阜市前一色一丁目 2 番 1 号<br>③岐阜市青山青少年会館（開設 昭和 47 年）<br>岐阜市小西郷一丁目 56 番地 2<br>④岐阜市西部福祉会館青少年ルーム（開設 昭和 49 年）<br>岐阜市西荘二丁目 11 番 23 号 |
|      | 所管課      | 教育委員会 青少年教育課                                                                                                                                                                                                  |
|      | 根拠条例     | 岐阜市青少年会館条例<br>岐阜市青少年会館条例施行規則                                                                                                                                                                                  |
|      | 指定期間     | 1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日                                                                                       |
|      | 指定管理料    | 35, 196 千円（平成 25 年度）                                                                                                                                                                                          |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                                                                                                                                             |
|      | 利用者数     | 岐阜市北青少年会館 20, 507 人<br>岐阜市東青少年会館 23, 200 人<br>岐阜市青山青少年会館 14, 202 人<br>岐阜市西部福祉会館青少年ルーム 12, 135 人<br>（いずれも平成 25 年度）                                                                                             |
|      | 公募・非公募   | 公募                                                                                                                                                                                                            |

### ア 概要

青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資することを目的として設置された施設である（岐阜市青少年会館条例（昭和 42 年 4 月 1 日 条例第 19 号）第 1 条）。

講座事業、相談事業、学習拠点支援事業、活動拠点支援事業等を行っている。

岐阜市東青少年会館は、岐阜市長森コミュニティーセンター（指定管理者岐阜市長森コミュニティーセンター運営委員会）、長森図書室との複合施設である。料理室、スポーツ室、大集会室などのコミセン施設を利用し、東青少年会館だけではできない多様な少年講座を実施できるとのことである。

岐阜市西部福祉会館青少年ルームは、西部福祉会館との複合施設である。1 階事務室は、西部福祉会館の指定管理者である社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団と共用している。

岐阜市東青少年会館は、コミセンフェスティバルに協力参加をしている。岐阜市青少年ルームは、西部福祉会館とともに、西部祭（活動発表会）を行っている。

岐阜市北青少年会館は、照明設備付きのテニスコートを併設している、岐阜市青少年ルームは料理実習室が充実している、岐阜市青山青少年会館は、広い和室があるので琴サークルの利用があり、また、テニスコートを併設しているなど、施設ごとの特徴がある。

岐阜市東青少年会館を除き、昭和 40 年代の開設であり、施設の老朽化が進んでいる。

青少年会館では、相談事業、学習拠点支援事業なども行っていることから、職員は、ほとんどが教員免許を有する教員ＯＢである。

#### イ 選定について（指定管理者の一括募集について）

##### 【事実関係】

青少年会館 4 館（中央青少年会館を除く）は、公募ではあるが、一括募集されている。ヒアリングによれば、青少年会館 4 館を一括募集している理由は、横のつながりにより、施設の統一性、事業の統一性を生かした管理運営ができるというものである。

平成 24 年度から平成 28 年度の指定期間の募集に対し、応募団体は、事業団 1 団体だった。

##### 【意見 青少年教育課】

岐阜市指定管理者制度事務取扱要領では、募集の方法として、一施設に一指定管理者を原則とするとされている。そして、「一施設に一指定管理者を募集することにより、かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合を除き、類似施設を束ねて一つの指定管理者を募集することは、新規参入者を排除する可能性があることに留意してください」とされている。

例外要件は、かえって、市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合とされている。

この点、青少年会館 4 館は、地理的には、それぞれ別個の立地であるという観点からは（上記 3（1）の位置関係参照）、施設管理面では、同一団体であることによる効率化が必ずしも望める訳ではない。

また、運営面においては、現在、月 1 回、館長会議を開いて、事業内容や問題点について情報交換が行われているが、同一の指定管理者でなくても、館長会を開催するなどして、統一した理念を持ち、連携して事業に当たることは可能であると考えられる。

他方で、一施設に一指定管理者を募集することにより、かえって市民サービ



スの低下につながるなどの合理的な理由は見当たらない。

類似施設を束ねて一つの指定管理者を募集することは、新規参入者を排除する可能性が高まることとなることから、次期公募の際には、青少年会館の一括募集は例外であることを明確に認識した上で、一括募集の可否を慎重に検討することが望ましい。

#### ウ 指定管理の仕様について

##### 【事実関係】

青少年会館の開館時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時までとなっている。

そして、上記の開館時間に対応して、職員の勤務時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分となっており、嘱託職員 1 名（勤務時間 6 時間 45 分、休憩 45 分）、臨時職員 3 名（勤務時間 5 時間）が、早番、中番、遅番の 3 つの時間帯でローテーション勤務を組んでいる。

ヒアリングによれば、青少年会館の利用状況は、平日の昼間は、一般の利用者が卓球などに使用することが多く、青少年の利用は、ほとんど見られないとのことだった。青少年が主として来館するのは、平日の夕方、土日、夏休みとのことであった。実際、4 館については、平日に現地調査に出向いたが、利用者は、一般の卓球や部屋の団体利用であった。

青少年会館 4 館の平日・休日別利用者の構成、および、平成 25 年、平成 26 年の利用者区分利用者数は、以下のとおりである。「少年」は～15 歳、「青年」は 16 歳～35 歳、「一般」は 36 歳～である。

一般の利用者が占める割合が多くなっている（約 50%強）ことは読み取れる。

時間帯別、利用者構成別の統計はとっていないとのことである。

##### 【青少年会館 4 館 平日・休日別利用者の構成（人）】

|     |    | 少年    | 青年  | 一般    | 合計    | 開館日数           |
|-----|----|-------|-----|-------|-------|----------------|
| 4 月 | 平日 | 1,267 | 328 | 2,459 | 4,054 | 17             |
|     | 休日 | 1,105 | 261 | 1,229 | 2,595 | 7(東青少年会館のみ 9)  |
| 5 月 | 平日 | 1,033 | 220 | 2,079 | 3,332 | 16             |
|     | 休日 | 865   | 287 | 1,000 | 2,152 | 6(東青少年会館のみ 11) |
| 6 月 | 平日 | 914   | 243 | 2,149 | 3,306 | 16             |
|     | 休日 | 918   | 259 | 821   | 1,998 | 8(東青少年会館       |

|     |    |       |     |       |       |                |
|-----|----|-------|-----|-------|-------|----------------|
|     |    |       |     |       |       | のみ 9)          |
| 7 月 | 平日 | 2,437 | 347 | 2,921 | 5,705 | 18             |
|     | 休日 | 1,067 | 269 | 971   | 2,307 | 7(東青少年会館のみ 9)  |
| 8 月 | 平日 | 2,075 | 272 | 1,870 | 4,217 | 17             |
|     | 休日 | 1,015 | 276 | 922   | 2,213 | 9(東青少年会館のみ 10) |
| 9 月 | 平日 | 973   | 270 | 1,908 | 3,151 | 15             |
|     | 休日 | 1,104 | 243 | 932   | 2,279 | 7(東青少年会館のみ 10) |

【青少年会館 4 館利用者区分（％） 平成 26 年度は、4 月から 9 月】

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
|          | 少年   | 青年   | 一般   |
| 平成 25 年度 | 35.5 | 11.3 | 53.2 |
| 平成 26 年度 | 39.6 | 8.8  | 51.6 |

岐阜市青少年会館条例(昭和 42 年 4 月 1 日条例第 19 号)第 1 条においては、青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資するために、青少年会館は設置されている。

また、同条例第 6 条においては、会館は、次の事業を行うとされている。

- (1) 青少年のための講演会、講習会、研究会、鑑賞会、展示会等の開催に関すること
- (2) 青少年の集団活動の育成指導に関すること
- (3) 青少年に対する余暇活動と自習の指導に関すること
- (4) 青少年の集会のための場の提供に関すること
- (5) 青少年の体育、レクリエーションのための場の提供に関すること
- (6) 青少年に対する相談室の開設に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

【指摘 青少年教育課】

岐阜市青少年会館条例の青少年の健全育成、市民の教養の向上という青少年会館の設置目的からすれば、対象は、青少年のみならず、市民も含まれることとなっている。

岐阜市青少年会館条例第 6 条の事業内容の文言からは、第 1 号から第 6 号までが、青少年に向けられており、第 7 号の「教育委員会が必要と認める事業」という規定により一般利用が認められる。

青少年会館の現状は、一般利用が半数を超える。そして、一般利用の内容は、団体利用においては、英会話や書道、生け花など教養の向上に繋がる利用が多くあるが、卓球利用など、必ずしも市民の教養の向上につながるとはいえない利用もある。

確かに、青少年においては、学校などの関係から、平日の昼間などの利用が困難な側面があることは認めるが、一般利用が半分を超える状況というのは、事業内容（第6条）からすれば、問題がないとは言えない状態と考える。

青少年会館条例の目的、事業に沿った利用形態とするには、更に青少年の利用を増強する方策を講じることが必要である。

今後は、時間帯別の利用状況を調査し、あるいは、他自治体の類似施設を検証するなどして、青少年会館利用の現状を検証・分析し、その上で、具体的対策を講じるべきである。

### Ⅲ ドリームシアター岐阜（開設 平成6年）

|      |          |                                                                                  |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市明德町6番地                                                                        |
|      | 所管課      | 教育委員会 青少年教育課                                                                     |
|      | 根拠条例     | 岐阜市ドリームシアター岐阜条例<br>岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則                                           |
|      | 指定期間     | 第1期 平成18年4月1日～平成21年3月31日<br>第2期 平成21年4月1日～平成24年3月31日<br>第3期 平成24年4月1日～平成29年3月31日 |
|      | 指定管理料    | 94,331千円（平成25年度）                                                                 |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                |
|      | 利用者数     | 62,388人（平成25年度）                                                                  |
|      | 公募・非公募   | 非公募                                                                              |

#### ア 概要

文化的体験や創造的活動を通して、心身ともに健全な青少年を育成し、また、生涯学習施設の拠点として、市民へのサービスを提供するための施設である。平成6年5月5日に開館し、8階建の建物である。

平成25年度においては、子ども土曜セミナー（30回）、子ども土曜ドリームクラブ（45回）、夏休み子どもセミナー（40回）、日曜親子セミナー（26回）、一般セミナー（86回）、ドリームイベント（6回）など、多くの主催事業を行っている。

パソコンルーム、クッキングルーム、音楽スタジオ、メインホールなどを備えており、団体利用のほか、2階のパソコンルーム及び4階、5階の子どもの

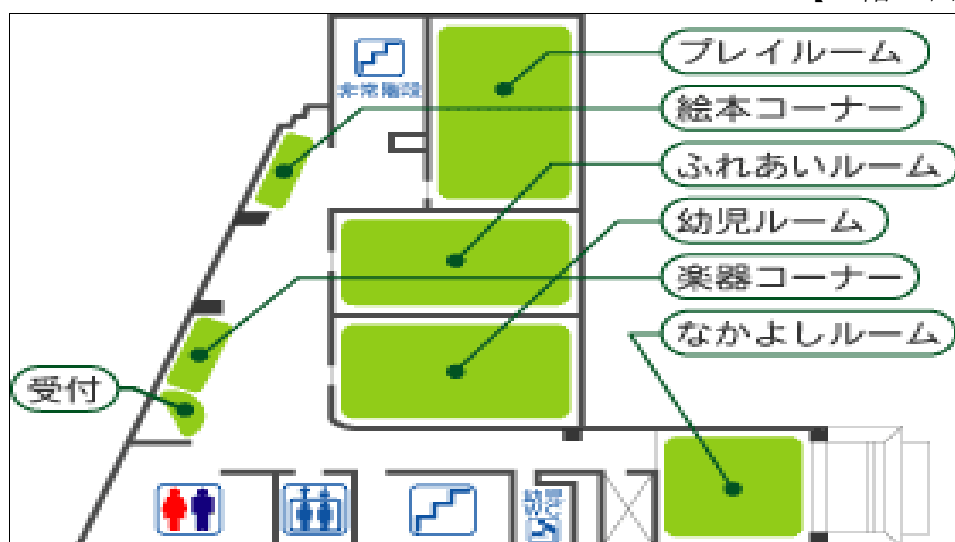
フロア（4階：プレイルーム、なかよしルーム、幼児ルーム、ふれあいルーム  
5階：まんがコーナー、クラフトルーム、わくわく工作コーナー、大道芸コーナー）は、個人利用もできるとなっている。

イ 個人利用について

# 【事実関係】

2階のパソコンルーム及び4階、5階は個人使用が可能である。4階、5階については、次のとおりである。

【4階の図】



【5階の図】



個人使用については、原則として、使用料がかかる（岐阜市ドリームシアター岐阜条例第4条第3項 別表2）。平成26年度現在、小人（小・中学生）200円（市内在住は無料）、大人（高校生以上）510円である。

ただし、条例第6条において、使用料の減免制度があり、岐阜ドリームシアター岐阜条例施行規則第7条にて、減免事由が具体的に記載されている。

例えば、幼児は免除、家庭の日（第3日曜日）は、小中学生及び中学生以下の子どもを連れた家族は免除となる。

例えば、次のような事態が発生する。

5階クラフトルームでセミナーを受講する、あるいは、7階において人形劇を観覧する。その場合、受講料や観覧料がかかる。施設には、4階には幼児ルームが、5階にはまんがコーナーなど、子どもが楽しめる施設があるが、別途、使用料がかかる。

幼児及び市内小・中学生が無料であっても、保護者は原則有料であることから、使用に躊躇する場面が生じる可能性がある。

監査人は、実際に、このような意見を、小学生の子を持つ市民から聞いた。

そこで、監査人は、個人有料利用状況につき、検証すべく、担当者に資料提出を求めた。

結果としては、平成25年度において、施設の個人利用26,806人中、2階のパソコンルーム使用は577名、4・5階利用は26,229名以上（2階利用者が利用する場合もあるため）、そして、個人使用の使用料金2,025,950円（4,939名）中、2階使用分8,000円（500円×16人）を差し引くと、2,017,950円（4,923人）であるとの利用状況表の提出を受けた。4・5階の個人有料利用は、個人全体利用の $4,923 \text{ 人} \div 26,229 \times 100 \div 18.7\%$ となる。

そこで、監査人は、個人利用者のアンケートの閲覧を求めたところ、その時点では、個人利用者向けのアンケートは実施しておらず、団体利用者代表者向けのアンケートを実施していたとのことであった。

#### 【指摘 教育文化振興事業団】

個人利用者数が施設全体利用者数に占める割合は少くない（平成25年度施設使用者62,388人の約47%）。個人利用者の声を聞くことは、施設のサービス改善につながるよい機会となる。

監査人は、本監査実施に際し、市民から個人有料利用についての生の声を聞いたが、これまで施設では、個人利用者向けアンケートを実施しておらず、施設側に、これら個人利用者の声が十分に届いていなかった可能性がある。

事業団において、早速、平成27年1月から、個人利用者向けアンケートを実施したということは大変評価できるが、今後、個人利用者向けアンケートの周知方法を工夫するなどして、個人利用者の声を聞くようにすべきである。

#### IV 岐阜市体育ルーム（開設 平成 14 年）

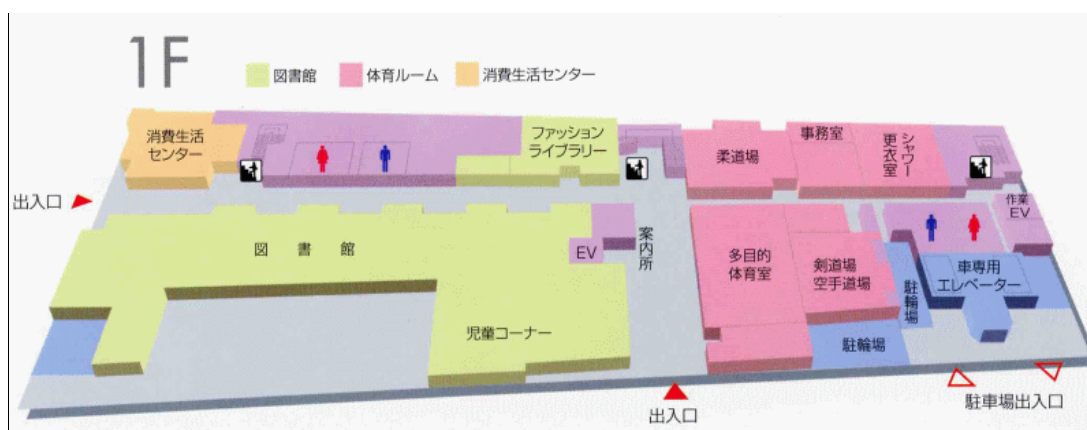
|      |          |                                                                                                                         |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市橋本町一丁目 10 番地 23                                                                                                      |
|      | 所管課      | 教育委員会事務局 市民体育課                                                                                                          |
|      | 根拠条例     | 岐阜市体育館条例<br>岐阜市体育館条例施行規則                                                                                                |
|      | 指定期間     | 1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 |
|      | 指定管理料    | 19, 889 千円（平成 25 年度）                                                                                                    |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                                                       |
|      | 利用者数     | 57, 998 人（平成 25 年度）                                                                                                     |
|      | 公募・非公募   | 非公募                                                                                                                     |

#### ア 概要

スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達を図るための施設である。ハートフルスクエアG 内 1 階にある。

多目的体育室の北側壁面には、幅 6 メートル、高さ 7 メートルのクライミングウォールを備え、フリークライミングのトレーニングができることが特徴である。

#### 【ハートフルスクエアG 1 階】



#### イ 指定管理者の選定について（指定管理者の非公募の理由について）

#### 【事実関係】

岐阜市体育ルームの非公募の理由は、岐阜市指定管理者制度基本方針の公募・非公募の考え方により、非公募の例外的措置をとれる施設のうち、「(c) 複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設」に該当するというものである。

具体的には、生涯学習センター、女性センター等と一体的管理のもと連携を図りながら、運営していくことが効率的、効果的であるとされている。

この経緯は次のとおりとのことである。

平成 10 年代前半に、J R 岐阜駅高架下において、J R、岐阜県、岐阜市が共同して開発を実施した際に、市部分の生涯学習拠点施設(生涯学習センター、女性センター、図書館分室、体育ルームの当時の総称)について、市による一体的な運営で市民サービスの充実を図る方針が表明され、実際にその方針に基づく運営がなされた。

その後、生涯学習センター、女性センター、体育ルームについては、事業団が管理を受託した(平成 15 年改正前の地方自治法第 244 条の 2)。

平成 15 年改正地方自治法により、指定管理者制度が法定され、生涯学習センター、女性センター、体育ルームについては、平成 18 年度より、指定管理者制度導入施設とされ、その際、円滑な運営の継続を目的として、非公募にて事業団が選定されたものである。

#### 【指摘 市民体育課】

体育ルーム設置時には、岐阜市による一体的な運営で市民サービスの充実を図る必要性があったとしても、現在までに、10 年以上が経過している。

岐阜市体育ルームは、ハートフルスクエア G 内 1 階に位置する。1 階には、岐阜市立図書館分館、岐阜市消費生活センターがあり、生涯学習センターと女性センターは 2 階である。1 階にある岐阜市立図書館分館、岐阜市消費生活センターは、岐阜市直営であって、同一の管理者ではない。

同一管理者であれば、管理運営面で効率化できるが、必ずしも同一の団体でなくても、他施設との連携をとることにより一体管理することは可能である。

また、市の他の体育館は、公募である。

岐阜市体育ルームについては、非公募の理由はないと考え、次期、選定の際には、原則どおり、公募とすべきである。

#### V 岐阜市体育館・岐阜市民プール

|      |        |                                                                                        |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 施設・所在地 | < 体育館 ><br>①岐阜市民総合体育館(開設 昭和 45 年)<br>岐阜市九重町四丁目 24 番地<br>②岐阜市岐陽体育館(開設 平成 12 年 前身は岐陽中学校体 |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|

|  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |          | <p>育館)</p> <p>岐阜市上川手 735 番地 2</p> <p>③岐阜市南部スポーツセンター (開設 昭和 54 年)</p> <p>岐阜市南鶉五丁目 86 番地</p> <p>④岐阜市北部体育館 (開設 昭和 56 年)</p> <p>岐阜市正木 1020 番地 2</p> <p>⑤岐阜市東部体育館 (開設 昭和 59 年)</p> <p>岐阜市芥見四丁目 68 番地</p> <p>⑥岐阜市西部体育館 (開設 昭和 60 年)</p> <p>岐阜市鏡島南二丁目 8 番 40 号</p> <p>⑦岐阜ファミリーパーク体育館 (開設 昭和 62 年)</p> <p>岐阜市山県北野 2078 番地 1</p> <p>⑧岐阜市北西部体育館 (開設 平成 2 年)</p> <p>岐阜市則松二丁目 65 番地 2</p> <p>&lt;プール&gt;</p> <p>①岐阜市南部市民プール (開設 昭和 55 年)</p> <p>岐阜市南鶉四丁目 120 番地</p> <p>②岐阜市北部市民プール (開設 昭和 61 年)</p> <p>岐阜市正木 1020 番地 2</p> <p>③岐阜市本荘市民プール (開設 昭和 55 年)</p> <p>岐阜市寿町二丁目 13 番地</p> |
|  | 所管課      | 教育委員会事務局 市民体育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|  | 根拠条例     | <p>体育館：岐阜市体育館条例</p> <p>岐阜市体育館条例施行規則</p> <p>プール：岐阜市民プール条例</p> <p>岐阜市民プール条例施行規則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  | 指定期間     | <p>1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日</p> <p>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日</p> <p>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|  | 指定管理料    | 210,473 千円 (平成 25 年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 利用料金制の採用 | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  | 利用者数     | <p>&lt;体育館&gt;</p> <p>①岐阜市民総合体育館 126,466 人</p> <p>(②岐陽体育館含む)</p> <p>③岐阜市南部スポーツセンター 61,249 人</p> <p>④岐阜市北部体育館 73,654 人</p> <p>⑤岐阜市東部体育館 62,344 人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



|  |        |                 |          |
|--|--------|-----------------|----------|
|  |        | ⑥ 岐阜市西部体育館      | 80,488 人 |
|  |        | ⑦ 岐阜ファミリーパーク体育館 | 48,628 人 |
|  |        | ⑧ 岐阜市北西部体育館     | 42,887 人 |
|  |        | <プール>           |          |
|  |        | ① 岐阜市南部市民プール    | 11,798 人 |
|  |        | ② 岐阜市北部市民プール    | 9,113 人  |
|  |        | ③ 岐阜市本荘市民プール    | 5,940 人  |
|  |        | (いずれも平成 25 年度)  |          |
|  | 公募・非公募 | 公募              |          |

## ア 概要

スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達を図るための施設である。  
施設ごとに特徴がある。

総合体育館は、岐阜市体育館 8 館及びプール 3 施設を統轄している。岐阜市の体育館としては、唯一、弓道場、相撲場、射撃場がある。視覚障害者用サウンドテーブルテニス用卓球台がある。平成 25 年度から、月曜開館を実施している。平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月まで耐震工事を行った。職員には、上級体育管理士、水泳指導管理士などの資格を持つ職員がいる。

東部体育館は、東部地区のスポーツ活動の中心的施設であり、隣接する各務原市、関市の利用者も多い。

南部スポーツセンターは、プールを併設している。トレーニングルームの利用は、女性、高齢者が多い。

西部体育館は、西児童センターが併設されており、普段は別々だが、体育館デーでは連携している。卓球利用者が多い。また、高齢者の生涯スポーツ講座を開設している。

北西部体育館は、本格的な器械体操ができる岐阜市唯一の体育館である。地元の人に利用してもらうための和室を備えている。

## イ 選定について（指定管理者の一括募集について）

### 【事実関係】

岐阜市体育館 8 館および岐阜市民プール 3 施設は、公募であるが、一括募集されている。

一括募集している理由は、横のつながりにより、施設の統一性、事業の統一性を生かした管理運営ができるというものである。

平成 24 年度から平成 28 年度の指定期間の募集に対し、応募団体は、事業団を含む 3 団体だった。

### 【意見 市民体育課】

岐阜市指定管理制度事務取扱要領においては、募集の方法は一施設に一指定管理者が原則であり、一施設に一指定管理者を募集することにより、かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合を除き、類似施設を束ねて一つの指定管理者を募集することは、新規参入者を排除する可能性があることに留意すべきとされている。

岐阜市体育館 8 館および岐阜市民プール 3 施設は、地理的には、岐阜市北部体育館と北部市民プールが同一敷地内にあり、南部スポーツセンターと南部市民プールが併設されているほかは、それぞれ別個の立地であるから、立地という観点からは、必ずしも、施設の統一管理による効率化が望める訳ではない。

運用面では、体育館、プールでは、現在、月 1 回、館長会議を開いて事業内容や問題点について情報交換が行われているが、同一の指定管理者でなくても、館長会議に参加すること等により、統一した理念を持ち、連携して事業に当たすることは可能である。

また、一施設に一指定管理者を募集することにより、かえって、市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由は見当たらない。

岐阜市体育館 8 館および岐阜市民プール 3 施設ものの多数の施設を一括募集すると、実質的には、規模の大きい団体でなければ応募することが困難で、応募できる団体が限定される方向となる。

応募者が実質的に限定される方向性は、競争を阻み、指定管理料の高止まりにもなり得ることから、次回選定の際には、一括募集の可否・範囲について、変更を検討することが望ましい。

## VI モニタリング（教育委員会事務局指定管理共通）

### 【事実関係】

平成 24 年度までは、青少年会館 4 館と体育館 8 館及びプール 3 施設のそれぞれについて、「指定管理者管理運営状況シート」が作成されていたが、平成 25 年度は、青少年会館 4 館と体育館 8 館及びプール 3 施設それぞれが、一括で、「指定管理者管理運営状況シート」が作成されている。

### 【指摘 教育政策課、青少年教育課、市民体育課】

効率性の観点から、共通化できるところは共通化するのは、妥当な考え方である。しかし、市民においては、公表される指定管理者管理運営状況シートからの情報が重要であることから、かかる情報については、効率性の観点をういることなく、一施設ごとに作成すべきである。

## VII 備品管理（教育文化振興事業団共通）

### 【事実関係】

指定管理施設の備品は、市の備品管理システムに登録されている。

指定管理施設の所管課によれば、備品に異動があった場合は、異動した備品については、所管課により、施設を訪れた際にその都度、あるいは、年度末、月1回の打ち合わせ時など、現地で確認しているとのことである。

### 【意見 青少年教育課、市民体育課】

備品は、市の所有物であるから、市は、定期的に、備品が登録どおりに備えられているか、異動した備品のみでなく、備品全体をチェックすることが望ましい。

## VIII 再委託（岐阜市少年自然の家、岐陽体育館分）

### 【事実関係】

事業団は、入札（指名入札）を原則とし、随意契約の場合は、理由を施行向に書くこととしている。岐阜市少年自然の家、岐陽体育館の非常通報装置（火災報知設備）保守点検業務についての契約に、一者随意契約理由の記載漏れがあった。

### 【意見 教育文化振興事業団】

再委託料を適正に設定することは、事業団の経費の削減に資し、ひいては適正な指定管理料に結びつく。そのため、再委託については、市の承認を必要としている。

事業団は、システムの製造元であるメーカーしか保守が行えないなど特殊な事情がある場合を除いて、入札によることとし、随意契約の場合は、その理由を記録として残すこととしており、この点は評価できる。

記録に残すことは重要であるから、記載漏れがないように留意し、チェック体制を強化することが望ましい。

## 4 委託について

### （1）概要

平成25年度、市が事業団に委託した業務は、下記のとおりである。委託所管課としては、教育委員会 社会教育課のほか、市民参画部 男女共同参画・文化課、同 市民協働推進課の3課である。

(単位：千円)

| 社会教育課          | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 岐阜城千畳敷遺跡調査業務委託 | 33,514   | 43,163   | 67,107   |
| 市内遺跡調査業務委託     | 18,760   | 31,337   | 31,165   |
| 加納城跡発掘調査業務委託   | 6,326    | 7,552    | 8,844    |
| 合計             | 58,600   | 82,052   | 107,116  |

| 男女共同参画・文化課 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| スローライフぎふ事業 | 1,000    | 1,200    | 463      |

| 市民協働推進課              | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 生涯学習によるまちづくり人材養成事業委託 | 1,000    | 1,000    | 900      |

## (2) 教育委員会 社会教育課分

### 【事実関係】

平成 25 年度は、遺跡に関する委託契約として、市内遺跡調査業務、岐阜城千畳敷跡調査業務、加納城跡発掘調査業務の 3 本があった。

加納城跡発掘調査業務の資料の中に、「岐阜城千畳敷跡調査業務の平成 25 年度の支出予定」(内容は加納城跡のものであった)という資料が訂正されないまま、綴じられていた。

### 【指摘 社会教育課】

問題は、そのままになっていた状況で、委託業務伺の決裁印が押されているということである。容易に判明する誤りであり、これでは、チェック体制が十分機能していなかったと評価せざるを得ない。

決裁の手続を徹底し、チェック体制を強化すべきである。

## 第 12 章 公益財団法人岐阜市国際交流協会

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                           |                |                       |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 平成 3 年 4 月 1 日                                                                                                                                            |                |                       |
|      | 所在地               | 岐阜市今沢町 18 番地 岐阜市役所内                                                                                                                                       |                |                       |
|      | 所管課               | 市民参画部 国際課                                                                                                                                                 |                |                       |
|      | 基本財産              | 212,494 千円                                                                                                                                                | うち市出資額<br>(割合) | 211,010 千円<br>(99.3%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | この法人は、産業、経済、教育、文化等幅広い分野での多文化共生社会の推進と、国際交流（国際協力を含む。以下同じ）活動の促進を行い、もって我が国の国際化に対応したまちづくりと国際親善の発展に寄与することを目的とする。                                                |                |                       |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) 多文化共生推進事業及び国際交流事業の実施<br>(2) 多文化共生推進事業及び国際交流事業に関する情報収集、研究及び啓発<br>(3) 多文化共生推進事業及び国際交流事業に対する助成<br>(4) 多文化共生推進活動及び国際交流活動への協力<br>(5) その他法人の目的を達成するために必要な事業 |                |                       |

(平成 26 年 3 月 31 現在)

|      |     |      |     |      |
|------|-----|------|-----|------|
| 組織状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員   |
|      | 常勤  | 0 名  | 0 名 | 0 名  |
|      | 非常勤 | 13 名 | 9 名 | 12 名 |
|      | 合計  | 13 名 | 9 名 | 12 名 |

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------------|---------|----------|----------|----------|
|                   | 総収入額    | 18,546   | 17,875   | 17,786   |
|                   | 総支出額    | 11,443   | 9,901    | 10,518   |
|                   | (うち人件費) | (4,330)  | (2,380)  | (3,695)  |
|                   | 差引収支額   | 7,102    | 7,974    | 7,268    |
|                   | 総資産額    | 241,575  | 240,168  | 240,186  |
|                   | 総負債額    | 2,962    | 1,950    | 2,649    |
|                   | 正味財産額   | 238,612  | 238,218  | 237,537  |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分  | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|-----|----------|----------|----------|
|                            | 委託料 | 1,452    | 4,663    | 4,437    |
|                            | 補助金 | 240      | 240      | 240      |
|                            | 合計  | 1,692    | 4,903    | 4,677    |

(単位：千円)

| 事業<br>の<br>概<br>要 | 平成 25 年度    |                                     |       |
|-------------------|-------------|-------------------------------------|-------|
|                   | 事業名         | 事業内容                                | 事業費   |
|                   | 多文化共生推進事業   | 外国人のための日本語講座、外国人市民向け相談窓口の開設、ラジオ啓発事業 | 4,894 |
|                   | 国際交流推進事業    | 友好姉妹都市等一般交流事業、各国文化の理解・習得事業          | 1,727 |
|                   | 民間活動支援・連携事業 | 民間国際交流事業への助成                        | 1,247 |
|                   | 情報提供・広報啓発事業 | 国際交流ニュース GIFU 発行                    | 372   |
|                   | その他         |                                     | 938   |

## 2 沿革

平成元年 岐阜市国際交流推進懇話会

平成 3 年 財団法人国際交流基金設立

平成 11 年 財団法人岐阜市国際交流協会に名称変更

平成 24 年 公益財団法人岐阜市国際交流協会に名称変更

## 第2 事実関係及び指摘・意見

### 1 定款記載事項について

#### 【事実関係】

定款第4条第2項に国際交流協会の事業範囲の記載がある。

「前項の各事業は、岐阜県及び岐阜県との間で交流を行っている海外の地域で行うものとする。」

#### 【意見 国際交流協会】

定款第3条の目的からすれば、事業の範囲は、必ずしも、市内に限られるものではなく、県内という範囲で行う点は否定されないと思われる。

しかし、海外の地域で行う事業に関しては、県との間で交流を行っている地域は対象とはならないはずである。

市と県は、異なる自治体であり、協会は市の外郭団体であることからしても、「岐阜市との間で交流を行っている海外の地域」とするのがあるべき形であると考ええる。

そこで、国際交流協会は、定款第4条第2項を「岐阜県内及び岐阜市との間で交流を行っている海外の地域で行うものとする」に定款変更することが望ましい。

### 2 出資について

#### 【事実関係】

平成26年3月28日に議決された定款第5条第1項において、基本財産は評議員会で定めたものとされた。基本財産としては、平成25年度決算において、定期預金455千円及び投資有価証券212,039千円の合計212,494千円とされている。

それ以前の定款第5条第1項においては、基本財産は別表の財産として記載されていた。別表は次のとおりである。

そこでは、定期預金455千円、国債212,000千円の合計212,455千円とされていた。

| 財産種別   | 場所・物量等    | 単位：千円 |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 定額貯金   | 預託金額      |       | 455     |
| 投資有価証券 | 第137回利付国債 | 額面    | 40,000  |
|        | 第329回利付国債 | 額面    | 100,000 |
|        | 第83回利付国債  | 額面    | 52,000  |
|        | 第112回利付国債 | 額面    | 20,000  |

平成 25 年度決算における基本財産は、平成 26 年 3 月 28 日議決の定款第 5 条第 1 項に基づくもので、212,494 千円である。それ以前の定款第 5 条第 1 項に基づく基本財産の数値 212,455 千円であり、39 千円の差異がある。その差異については、次のとおりである。

まず、定期預金 455 千円には違いがない。国債購入時において生じた差額（券面額より安価に購入した際の差額）を別管理している部分である。

国債部分に違いが発生する。国債による運用益を基本財産に組み入れており、償却原価法により算出された平成 25 年度末残高が現定款第 5 条第 1 項の基本財産となる。

基本財産における市の出資額は、あくまで 211,010 千円であるところ、基本財産は、上記（１）で述べたとおり、212,494 千円であることから、「市出資割合」は、99.30%となる。

平成 26 年 3 月 28 日、定款第 5 条第 1 項において、基本財産は「評議員会」で定めたものと変更された。

しかしながら、公益財団法人岐阜市国際交流協会会計規程（平成 26 年 5 月 26 日議決）第 41 条（１）では、基本財産とは、定款第 5 条で定める協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として「理事会」が定めた資産とされている。

#### 【指摘 国際交流協会】

公益財団法人岐阜市国際交流協会会計規程は、決議主体につき、定款と相容れないものとなっていた。国際交流協会は、同規程第 41 条（１）については、既に、修正したとのことである。

定款や各規程等との整合性を十分検討すべきである。

### 3 補助金について

#### 【事実関係】

市から国際交流協会へ毎年、補助金 240 千円が交付されている。これは「外国人のための日本語講座」という事業に対する補助金であり、岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市外国人のための日本語講座補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 27 日決裁）に基づく交付である。

平成 25 年度の同講座受講者 52 名中、市外からの受講者（市内在勤者も含む）は 16 名とのことである。

平成 21 年度以降の同講座における補助金の推移、会計は次のとおりである。平成 21 年度以降、補助金額に変化はない。



外国人のための日本語講座

(単位:円)

|                              | H21       | H22       | H23       | H24       | H25       |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 補助予算額                        | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   |
| 補助決算額                        | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   |
| 執行率(%)                       | 100       | 100       | 100       | 100       | 100       |
| 【収入】                         |           |           |           |           |           |
| 自己資金                         | 94,057    | 201,656   | 375,181   | 267,009   | 229,932   |
| 受講者負担金                       | 744,210   | 296,230   | 360,770   | 491,560   | 767,970   |
| 岐阜市補助                        | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   | 240,000   |
| 国際交流・多文化共生推進事業助成金<br>(県センター) | 830,000   | 494,000   | 500,000   | 500,000   | 459,000   |
| 合計                           | 1,908,267 | 1,231,886 | 1,475,951 | 1,498,569 | 1,696,902 |
| 【支出】                         |           |           |           |           |           |
| 賃金                           | 0         | 0         | 1,040,000 | 1,060,000 | 1,150,000 |
| 報償費                          | 1,330,000 | 880,000   | 0         | 0         | 10,000    |
| 消耗品費                         | 110,316   | 55,448    | 71,346    | 49,349    | 115,272   |
| 通信運搬費                        | 2,560     | 800       | 525       | 240       | 560       |
| 使用料・賃借料                      | 461,180   | 292,860   | 360,190   | 385,380   | 416,780   |
| 手数料                          | 610       | 450       | 530       | 240       | 690       |
| 法定福利費                        | 0         | 2,328     | 3,360     | 3,360     | 3,600     |
| 保険料                          | 3,601     | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 合計                           | 1,908,267 | 1,231,886 | 1,475,951 | 1,498,569 | 1,696,902 |

【指摘 国際課】

補助金交付要綱の正式名称は、岐阜市外国人のための日本語講座補助金交付要綱というものであり、同要綱第1条(趣旨)において、「岐阜市の多文化共生推進に取り組む団体の支援及び外国人住民」を対象としている。

国際課が作成し、市民に公表されている事業評価シートにおいては、事業の必要性の箇所に「外国人市民が・・・」とあり、事業の目的のところに「外国人市民の・・・」と記載されている。

ところが、国際交流協会においては、平成25年度外国人のための日本語講座収支予算書における事業概要について、「市内及び近郊の外国人住民」を受講者の対象としている。

以上のとおり、対象者が不明確となっている。

国際課において、「岐阜市外国人」、「外国人住民」、「外国人市民」といった

語句の定義付け、使い方を整理すべきである。そして、国際交流協会の事業概要に従って、市内及び近郊の外国人住民を対象とするのであれば、その旨、要綱を改正すべきである。

#### 【意見 国際課】

補助金額は 240 千円であり、過去 5 年間一定である。

補助金交付要綱には、240 千円との金額の記載があるが、かかる金額の算定根拠は不明である。補助事業の評価の際には、算定根拠も金額の妥当性を検討する上で重要な要素であり、240 千円と決して多額ではないものの、その金額であることの合理的根拠を明確にする必要はある。

5 年間の会計収支を見ても、補助対象事業の収支及びその内容は一定ではなく、かかる事業の位置づけ等から考えて補助金の支出の有無及び支出額が妥当といえるかの検討が必要である。

この機会に、国際課としては、国際交流協会に対する補助金額の算定根拠を明確にし、補助の必要性、補助限度額を検討することが望ましい。

具体的には、補助限度額その他、対象経費に占める割合を決めることなどが考えられる。

## 4 委託について

#### 【事実関係①】

平成 25 年度、市は、岐阜市国際交流・多文化共生推進事業業務委託に対する委託料として 6,791 千円を予算計上した。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合)、岐阜市随意ガイドライン(4)(国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約するとき)の適用があるとして、国際交流協会が受託者となる一者随意契約である。

平成 12 年度以降、本業務委託については、国際交流協会への一者随意契約とされている。本契約において、国際交流協会から他業者への再委託はない。

また、委託料総額 6,791 千円については、契約書第 1 条及び仕様書上、委託総額の範囲内での各事業間流用ができるものとされている。

委託内容は大きく 2 つに分かれる。

国際交流事業と多文化共生推進事業である。

前者は、市の友好姉妹都市等一般交流事業、代表団受入事業であり、後者は、平成 22 年 3 月策定の岐阜市多文化共生推進等基本計画の基本目標である「ことば」をつなげる(①～③)、「制度」をつなげる(④)、「意識」をつなげる(⑤)に対応した事業である。

平成 25 年度の実績は、4,437 千円であり、2,353 千円の未消化がある。

事業間流用はなく、国際交流協会は、契約書第 18 条に基づき、未消化分を剰余金として、市に返還している。

平成 25 年度 岐阜市国際交流・多文化共生推進事業業務委託

| 1 収入の部                 |       | (単位：千円) |
|------------------------|-------|---------|
| 内容                     | 予算    | 決算      |
| 岐阜市国際交流・多文化共生推進事業委託料収入 | 6,791 | 6,791   |
| 合計                     | 6,791 | 6,791   |
| 2 支出の部                 |       |         |
| 友好姉妹都市等一般交流事業費支出       | 1,000 | 141     |
| シンシナティ市代表団受入事業費支出      | 1,750 | 1,457   |
| 杭州市代表訪日団受入事業費支出        | 1,200 | 0       |
| 多文化共生推進事業費支出           | 2,841 | 2,838   |
| ①外国人市民向け相談窓口の開設        |       | 2,523   |
| ②外国人向け資料の発行            |       | 21      |
| ③日本語の教え方講座             |       | 52      |
| ④防災啓発事業                |       | 15      |
| ⑤ボランティア人材育成事業          |       | 156     |
| ⑥「やさしい日本語」講座           |       | 46      |
| ⑦外国人コミュニティとの協働事業       |       | 23      |
| 合計                     | 6,791 | 4,437   |

【意見 国際課、国際交流協会】

市は、国際交流事業及び多文化共生推進事業を国際交流協会へ委託している。この事業の内容は、「ぎふ躍動プラン・21」の政策の基本方針に含まれており、様々な国籍、文化等への理解を深め、外国人と共生する社会を目指すというものである。

この事業の中には、友好姉妹都市との交流が含まれており、友好姉妹都市からの訪問が事業予算の中に含まれる時があるが、差異が大きくなる原因は、大半がこの友好姉妹都市からの訪問が計画通り実施されないためとのことであった。なお、市は、平成 25 年度現在、イタリア・フィレンツェ市、中国・杭州市、ブラジル・カンピーナス市、アメリカ・シンシナティ市、オーストラリアウィーン市・マイドリング区、カナダ・サンダーベイ市の 6 つの市区と友好姉妹都市を提携している。

市は、この友好姉妹都市からの訪問がある場合、滞在費や交流費を負担するが、国際情勢の影響などを受け、相手側が予定していた訪問を急に取りやめることもあるとのことである。その結果、予算を取っていた事業が行われず、予

算が未消化となり、差額を返金することとなる。

今後は、少しでもより確実な訪問計画に基づく予算組みができるよう、友好姉妹都市側と情報を密に交わしていくなどしていくことが望ましい。

【意見 国際課、国際交流協会】

仕様書においては、各種事業の内容、開始時期等については、市と協議して進めることとし、委託料総額の範囲内で事業間流用が可能となっていた。

このように、本委託は、他の事業の充実のためにも委託料を活かすことができるようになっていく。

今後は、さらに委託料の有効活用を進めることが望ましい。

【事実関係②】

随意契約の理由においては、「国際交流・多文化共生推進全般にかかるコーディネートや民間と行政のパイプ役を担う唯一無二の団体」と記載されている。

【意見 国際課】

一括での委託のメリットは、機動性がある、ノウハウを活用できる、事業同士で連携できる、事業間で流動性等がある、などが考えられる。

しかし、国際交流事業と多文化共生推進事業は、分けて委託することが可能であるところ、これを一括して委託すれば、実質上、両事業を設立目的に入れている国際交流協会しか受託できないことになってしまう可能性がある。

事業を分けることによって、より小規模な団体（NPO など）でも、適切に実施できるものもあるかもしれないし、随意契約をすることが本当に合理的なのかどうか、市民をはじめとする外部の第三者から疑念を抱かれるおそれもある。

よって、事業の内容を精査し、個々の事業の内容、規模から、一括ではなく分けて委託できるものがあるか否かを再検討することが望ましい。

その結果、現状が合理的であるというのであれば、その旨、そう判断した理由を明らかにすればよい。

【事実関係③】

一者随意契約理由書においては、「必要経費を適正に積算している」、「ボランティア、NPO、教育機関等の非営利団体との協働活動を前提にした積算であり一般業者への支払と比べ安価である」との記載がある。

【指摘 国際課】

金額が他の団体と比べて安価か否かは、資料上は明らかではない。随意契約は、あくまで、例外であるのだから、積算の適正さの担保及び手続の透明性という観点から、随意契約の理由についていかなる検討がなされたかは重要であ

る。今後も随意契約をするのであれば、検討過程は正確に残すべきである。

#### 【事実関係④】

委託事業の中で、岐阜市外国人生活ガイドブック携帯版の発行がある（上記表 多文化共生推進事業費支出 ②資料の発行）。

ところで、市においては、岐阜市外国人市民会議設置要綱を制定し、岐阜市外国人市民会議を年３回ほど開催している。会議は、外国人市民への市政への参画を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、外国人市民等から意見を聴取し、市政に反映させるとともに、多文化共生社会の推進に寄与することを目的として設置されている。

平成 25 年度は、９月 29 日、11 月 24 日、３月 23 日の計 3 回実施されている。岐阜市外国人生活ガイドブック概要版・携帯版や外国人市民生活実態調査などの意見聴取をしている。

#### 【指摘 国際課】

国際交流協会としては、岐阜市外国人市民会議に関わった形跡はない。

国際交流協会は、単にガイドブックを印刷するだけではなく、企画にも関わったとするが、市が直接発行せず、国際交流協会に委託するのか、委託の必要性が明確ではない。

今後は、本事業が国際交流協会に委託すべき内容かを十分に検討すべきである。

### 5 他組織との連携について

#### 【事実関係①】

国際交流協会に類似する団体として、岐阜県には、公益財団法人岐阜県国際交流センターがあり、岐阜県内の市町村には、それぞれ、岐阜市国際交流協会と類似の市町村国際交流協会などがある。また、岐阜市公共ホール管理財団とは、我が国の国際化に対応したまちづくりと国際親善の発展に寄与するという点では、業務目的が同種である。

公益財団法人岐阜県国際交流センターは、岐阜市柳ヶ瀬通に事務所があり、国際交流協会とは、至近距離にある。

国際交流協会は、平成 25 年度でいえば、ラジオ啓発事業において、岐阜県国際交流センターとの共催に取り組んでいる。

また、国際交流協会は、類似団体のみならず、岐阜市生涯学習センター（所在のハートフルスクエア G 内にロダン作 花子のマスクがある。これは国際交流協会の特定資産であり、国際理解促進のために展示されている）との共催事業にも取り組んでいるとのことである。

【意見 国際交流協会】

国際交流協会は、その目的において、広く、多文化共生社会の推進と国際交流活動の促進を行うことを掲げている（定款第3条）。

この点、岐阜県及び県内各市町村の類似団体で、同様の目的等から、国際交流に関わる各種事業が行われている。

利用者からすれば、自らの必要性に応じ、最も有効にこれらの組織を利用したいはずである。市の外国人市民においていえば、最も身近な組織として、国際交流協会が位置づけられるはずである。

その観点でいえば、より有益な事業を他団体で実施していれば、それを国際交流協会が採り入れることで満足につながっていく。

また、国際交流協会と他団体が共に事業を開催していくことで利用者が幅広い交流を実現するといったことが可能となる。

そのためには、まずは、類似団体が参加する協議会など、情報収集の機会を積極的に利用すること、そして、その上で、より効果的な事業実施を検討することが望ましい。

【意見 国際課】

国際交流協会のみならず、所管課である国際課においても、市内部の施設や所管部署などのより効果的な連携を検討することが望ましい。

【事実関係②】

市は、岐阜市外国人市民会議を年3回程度開催し、意見聴取をしている。

【意見 国際課、国際交流協会】

国際交流協会は、上述したとおり、市委託事業として、岐阜市外国人生活ガイドブック携帯版の発行を行っているが、これには、岐阜市外国人市民会議との連携が有意義であると考えられる。効果的な連携を検討することが望ましい。

## 6 組織体制について

【事実関係①】

会長を初め、役員、監事、評議員はすべて非常勤である。

【指摘 国際交流協会】

市が平成16年度に策定した外郭団体の経営改善指針においては、理事長や会長など団体の経営責任者は常勤であることを原則とすべきとしている。

しかしながら、市職員としては、常時勤務しているものの、国際交流協会業

務に対しては、非常勤としていることから、国際交流協会に、常勤役員が一人もいない状態である。

市自らが策定した経営改善指針を踏まえ、早急に、国際交流協会として常勤の経営責任者を置くべきである。

#### 【事実関係②】

国際交流協会職員は、全て、市職員（正職員 8 名、嘱託職員 4 名）が、「協会事務局職員として業務に従事させる」との決裁を受け、辞令を交付されて、協会の業務を兼務している。協会の業務を行う上で、現在、マンパワーの不足は生じておらず、市の業務の空いた時間に、こまめに協会の業務を行っており、実務は、上手く回っているとのことである。

なお、国際交流協会は、平成 27 年 7 月にぎふメディアコスモスへの移転を目指し、移転費用は、特定費用準備資金に計上済みとのことである。また、移転後は、固有の職員を最低 1 名でも採用したいと考えている。それと同時に、派遣法による人員の派遣も検討しており、組織作りに取り組んでいるとのことである。

#### 【指摘 国際交流協会】

市および国際交流協会ともに、現在の組織の在り方がよいかという問題意識はある。既に、平成 19 年度策定の外郭団体の見直しの方向性においても、国際交流協会は、自立した組織運営体制に見直して存続する団体とされており、当時より、課題は認識されていた。しかしながら、国際交流協会固有の職員が一人もいないという現状のままできている。国際課によれば、国際交流協会の組織検討を担当部内で断続的に行ってきたと述べるが、結果からみれば、自立した組織運営体制は実現していない。運営組織の自立化及び職員のプロパー化の利点としては、機動性、ノウハウの蓄積、業務の連続性、継続性などが考えられる。

国際交流協会存続を前提とするようであるが、そうであれば、早急に、自立した組織運営体制を確立すべきである。

## 7 自主事業について

### 【事実関係】

推移は、次のとおりとなる。

(単位：円)

| 事業名称                                            | 平成 25 年度         | 平成 24 年度         | 平成 23 年度         |
|-------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>情報提供・広報啓発事業</b>                              | <b>371,009</b>   | <b>392,272</b>   | <b>315,455</b>   |
| インターナショナル・インフォメーション・スタンドの運営                     | 9,839            | 26,508           | 20,475           |
| ホームページによる国際交流・多文化共生推進イベント等の情報発信                 | 80,130           | 77,324           | 0                |
| 国際交流ニュース GIFU の発行                               | 281,040          | 288,440          | 294,980          |
| <b>国際交流推進事業</b>                                 | <b>127,480</b>   | <b>109,505</b>   | <b>180,997</b>   |
| 外国文化理解講座の開催                                     | 97,097           | 55,031           | 48,861           |
| 外国人のための日本文化理解講座の開催                              | 6,721            | 19,614           | 80,111           |
| 「英語を話したい人、集まれ！」の開催                              | 23,662           | 34,860           | 47,045           |
| 「ハローギフ・ハローワールド」への参加                             | 0                | 0                | 4,980            |
| 医療通訳サポーター研修                                     | 未実施 0            | 実施 0<br>※ 1      | 実施 0<br>※ 2      |
| <b>多文化共生推進事業</b>                                | <b>2,054,929</b> | <b>2,519,856</b> | <b>6,561,149</b> |
| 外国人のための日本語講座の開催                                 | 1,766,929<br>※ 3 | 1,570,966<br>※ 3 | 1,529,866<br>※ 3 |
| 通訳補助員の設置（岐阜県国際交流センター「市長村国際交流協会等特別支援事業助成金」により実施） | —                | —                | 2,587,187        |
| ラジオ啓発事業                                         | 288,000<br>※ 4   | 948,890<br>※ 5   | 2,444,096<br>※ 5 |
| <b>民間活動支援・連携事業</b>                              | <b>1,246,000</b> | <b>1,430,000</b> | <b>1,730,000</b> |
| 友好都市等産業交流推進委員会への負担金                             | 30,000           | 30,000           | 30,000           |
| 草の根交流助成事業の実施（平成 24 年度以前国際交流事業支援基金助成金事業）         | 1,216,000        | 1,400,000        | 1,700,000        |
| <b>各種会議</b>                                     | <b>22,610</b>    | <b>27,050</b>    | <b>59,010</b>    |
| <b>合計</b>                                       | <b>3,822,028</b> | <b>4,478,683</b> | <b>8,846,611</b> |

※ 1 岐阜県国際交流センター主催

※ 2 岐阜県国際交流センター、岐阜大学医学部との共催

※ 3 岐阜県国際交流センター助成金および岐阜市補助金を受け実施



※ 4 岐阜県国際交流センターとの共催

※ 5 岐阜県国際交流センター助成金を受け実施

#### 【意見 国際交流協会】

推移を見る限り、自主事業にかかる費用が減少している。公益財団法人に移行し、組織としての自主性が要求されていることから、今後は、積極的に自主事業を展開することが望ましい。

### 8 広報について

#### 【事実関係①】

国際交流ニュース GIFU を年 3 回（5 月、9 月、11 月）各 2 千部発行している。各事務所、コミセン等岐阜市の関係施設等 25 箇所（計 750 部）、賛助会員（公益財団法人岐阜市国際交流協会賛助会員規程第 4 条において賛助会員は配布を受けることができるものとされている。）、国際交流団体、役員等に各 1 部（計 700 部）、国際課・本庁舎・南庁舎・ハートフルスクエア G に合計で 550 部配置している。

国際課・本庁舎・南庁舎・ハートフルスクエア G に配置している分については、残余が生じ、それらは、資料用の在庫として保存される。

その他、国際交流協会ホームページ上でも公開されている。

#### 【意見 国際交流協会】

幅広い市民に、国際交流協会の情報をみてもらうことは重要である。

過剰な残余分が生じないように、国際交流協会は、配布先の開拓など、広報の充実を図ることが望ましい。

#### 【事実関係②】

賛助会員による会費は、個人会員 1 口 3 千円、団体会員 1 口 10 千円であり、国際交流協会にとっては、貴重な収入源となるはずのもので、増加すれば、より充実した事業を行うことが可能となる。

しかしながら、平成 25 年度の賛助会費は、団体 150 千円、個人 87 千円の合計 237 千円であり、それぞれ、15 団体、29 人にすぎなかった。

市は、岐阜県内では、最も外国人住民数が多い自治体であるにもかかわらず、賛助会員数は、他と比して少ない。

下記表は、平成 26 年 3 月末現在の外国人住民数県内トップ 3 である。

組織形態としては、大垣市は、本協会と同様、公益財団法人であり、可児市は、NPO 法人（特定非営利法人）である。

外国人住民数の数値は、岐阜県環境生活部環境生活政策課調べにより、可児

市、大垣市の賛助会員数は、それぞれの協会に問い合わせの上、記載した。

|        |    | 岐阜市   | 可児市            | 大垣市   |
|--------|----|-------|----------------|-------|
| 外国人住民数 |    | 8,272 | 5,227          | 4,182 |
| 賛助会員数  | 団体 | 15    | 0              | 47    |
|        | 個人 | 29    | 個人 171<br>家族 9 | 153   |

※可児市の賛助会員の数値は、平成 26 年 5 月 1 日現在。個人会員は一人の加入で会費 2 千円、家族は会費 3 千円。大垣市の会費は、個人 3 千円、団体 10 千円。

### 【意見 国際交流協会】

他の自治体と上記の指標で比較すると、外国人住民数に比して、賛助会員数は少ないと評価せざるを得ない。

原因としては、協会の組織が独立していないこと、広報が充実していないこと、賛助会員になることのメリットが十分周知されていないこと、会費の額など様々なものが考えられる。

国際交流協会においては、原因を分析した上で、賛助会員が増加するように具体的対策を講じることが望ましい。

### 【事実関係③】

外国人市民にとって、本協会へのアクセス手段として重要なものが、協会ホームページであるが、日本語、中国語、英語でしか見ることができない。

ところで、岐阜県環境生活部環境生活政策課の調べによると、市の外国人住民数及び国籍の過去 5 年間の推移は、次のとおりである。

### 【岐阜市外国人住民数の推移】

岐阜県環境生活政策課調べ

|          | 総計    | ブラジル | 中国    | フィリピン | 韓国・朝鮮 | ペルー | ベトナム | その他 |
|----------|-------|------|-------|-------|-------|-----|------|-----|
| 平成26年3月末 | 8,272 | 223  | 3,534 | 1,749 | 1,442 | 72  | 271  | 981 |
| 平成25年3月末 | 8,443 | 232  | 3,841 | 1,769 | 1,480 | 77  | 166  | 878 |
| 平成24年3月末 | 8,843 | 268  | 4,047 | 1,865 | 1,540 | 71  | 123  | 929 |
| 平成23年3月末 | 8,880 | 269  | 4,164 | 1,843 | 1,546 | 73  | 109  | 876 |
| 平成22年3月末 | 8,876 | 252  | 4,150 | 1,868 | 1,578 | 66  | 109  | 853 |

平成 26 年 4 月 1 日現在、市の人口は 41 万 5113 人であるところ、平成 26 年 3 月末現在、外国人住民数は 8,272 人（県全体では 42,942 人）であり、人口に占める外国人の割合は、約 1.99%である。市内の約 50 人に 1 人が外国人

住民ということになる。中国人、フィリピン人、韓国・朝鮮人が多いのが特徴で、全体の約 81.3%を占める。5年の推移でみると、総計では、外国人住民数が減少しているが、ベトナム人は5年間で倍以上増加し、ブラジル人を抜いて4位となった。

**【意見 国際交流協会】**

外国人市民の立場からすれば、協会ホームページにおいて、母国語での説明があると便利である。

公益財団法人岐阜県国際交流センターは、ホームページ上で、タガログ語の他ポルトガル語でも読むことができるようにしているし、また、各務原国際協会はホームページ上で、韓国語も掲載している。

国際交流協会は、現在の日本語、中国語、英語のほか、市の在住外国人の実態や、外国人の相談窓口での実績を踏まえ、他の言語での掲載をすることが望ましい。

## 第 13 章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

### 第 1 概要

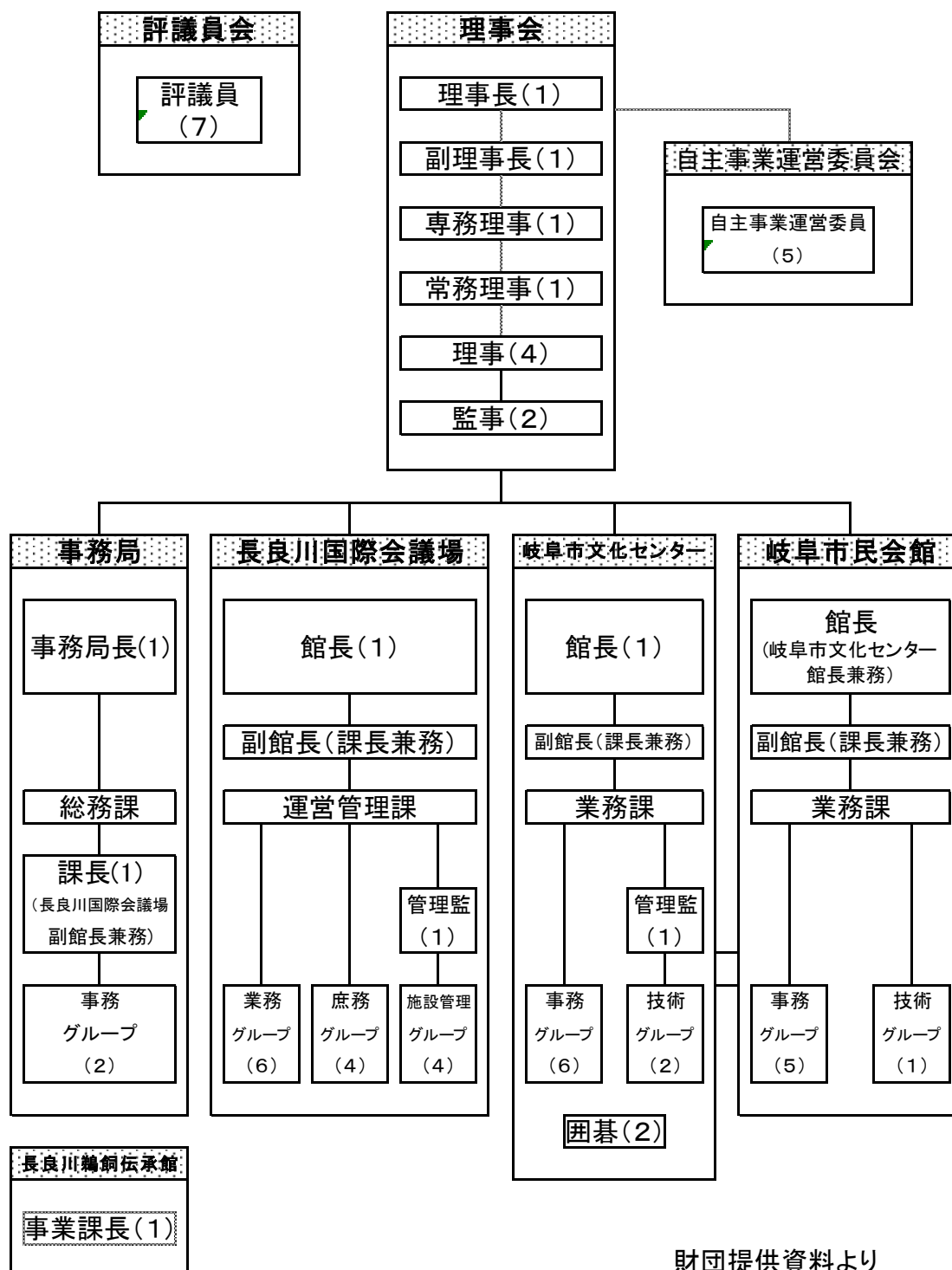
#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                                     |                |                     |
|------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 平成 7 年 4 月 1 日                                                                                                                                                      |                |                     |
|      | 所在地               | 岐阜市長良福光 2695 番地 2                                                                                                                                                   |                |                     |
|      | 所管課               | 商工観光部 産業拠点運営課<br>市民参画部 男女共同参画・文化課                                                                                                                                   |                |                     |
|      | 基本財産              | 30,000 千円                                                                                                                                                           | うち市出資額<br>(割合) | 30,000 千円<br>(100%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、「国際コンベンション都市岐阜」及び「文化都市岐阜」の実現に寄与すること                                                 |                |                     |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) 長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の管理運営<br>(2) 地域振興及び文化振興に関するイベント・コンベンションの企画、誘致及び実施<br>(3) 上記(1)及び(2)の事業に関する情報及び資料の収集並びに提供<br>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び旅行業法に基づく旅行業 |                |                     |

(平成 26 年 3 月 31 現在)

|      |     |      |     |      |
|------|-----|------|-----|------|
| 組織状況 | 区分  | 役員   | 評議員 | 職員   |
|      | 常勤  | 4 名  | 0 名 | 42 名 |
|      | 非常勤 | 6 名  | 7 名 | 0 名  |
|      | 合計  | 10 名 | 7 名 | 42 名 |

一般財団法人 岐阜市公共ホール管理財団 機構図



財団提供資料より

(単位：千円)

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分      | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 総収入額    | 588,335   | 585,808   | 549,390   |
|                   | 総支出額    | 573,354   | 581,255   | 532,862   |
|                   | (うち人件費) | (175,762) | (166,818) | (159,948) |
|                   | 差引収支額   | 14,980    | 4,553     | 16,528    |
|                   | 総資産額    | 222,329   | 253,125   | 257,349   |
|                   | 総負債額    | 98,446    | 109,280   | 100,996   |
|                   | 正味財産額   | 123,882   | 143,844   | 156,352   |

(単位：千円)

| 市<br>の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------|-------|----------|----------|----------|
|                            | 指定管理料 | 413,417  | 415,322  | 376,148  |
|                            | 合計    | 413,417  | 415,322  | 376,148  |

| 事業<br>の<br>概<br>要 | 平成 25 年度     |                             |         |
|-------------------|--------------|-----------------------------|---------|
|                   | 事業名          | 事業内容                        | 事業費     |
|                   | 長良川国際会議場施設管理 | 長良川国際会議場の維持管理及び貸館業務         | 220,743 |
|                   | 文化会館施設管理事業   | 岐阜市文化センターと岐阜市民会館の維持管理及び貸館業務 | 215,033 |
|                   | 文化会館自主事業     | 「松竹大歌舞伎」ほか 11 本の公演          | 57,762  |
|                   | 長良川国際会議場自主事業 | 「しまじろうコンサート」ほか 9 本の公演       | 19,359  |
|                   | 法人管理         | 財団共通事項の管理                   | 13,914  |
|                   | その他事業        | 岐阜市長良川鶯飼伝承館の維持管理            | 4,067   |
|                   | 特定資産取得       | 退職給付資産・自主事業運営資産繰入           | 1,981   |

## 2 沿革

|                 |                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 平成 7 年 4 月 1 日  | 長良川国際会議場が建設され、その管理運営のため、財団法人として設立             |
| 平成 18 年 4 月     | 長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の指定管理者に選定           |
| 平成 21 年 4 月     | 長良川国際会議場の指定管理者に財団が代表構成員であるトリニティぎふが選定          |
| 平成 24 年 4 月     | 鶯飼伝承館が建設され、その指定管理者に財団が構成員であるトリニティうかいミュージアムが選定 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 財団法人から、一般財団法人へ移行                              |

## 3 表記について

本章において、公共ホール管理財団を「財団」、岐阜市文化センターを「文化センター」、岐阜市民会館を「市民会館」、文化センター及び市民会館を「文化会館」、岐阜市長良川国際会議場を「長良川国際会議場」、岐阜市長良川鶯飼伝承館を「長良川鶯飼伝承館」という。

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 存在意義について

#### (1) 今後のあり方について

#### ア 目的

##### 【事実関係】

財団の目的は、「岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、『国際コンベンション都市岐阜』及び『文化都市岐阜』の実現に寄与すること」である（定款第 3 条）。

公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団（以下、「教育文化振興事業団」という）の目的は、「この法人は、教育、文化、スポーツ、生涯学習等の振興に資する事業を行い、地域と未来の活力を支える人作りを推進し、もって生きがいというおおいに満ちた創造性あふれるまちづくりに寄与すること」である（定款第 3 条）。

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会（以下、「観光コンベンション協

会」という)の目的は、「この法人は、岐阜市及び周辺の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンションの誘致、開催支援、及び国際会議観光都市岐阜の広報、宣伝等の事業を行うことにより、岐阜市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資すること」である(定款第3条)。

公益財団法人岐阜市国際交流協会(以下、「国際交流協会」という)の目的は、「この法人は、産業、経済、文化等幅広い分野の多文化共生社会の推進と、国際交流(国際協力を含む。以下同じ)活動の促進を行い、もって我が国の国際化に対応したまちづくりと国際親善の発展に寄与することを目的とする(定款第3条)。

上記で、財団を含めた岐阜市の外郭団体4団体の定款上の目的を並べた。

全く同じではないが、重複する部分が数多く見られる。

具体的には、財団と教育文化振興事業団とは、「文化・・・の振興に資する事業を行う」ことでは、業務目的が同種である。

また、観光コンベンション協会とは、「コンベンションの誘致、開催支援」「国際会議観光都市岐阜」の事業を行うという点では、業務目的が同種である。

さらに、国際交流協会とは、国際コンベンション都市岐阜の実現に寄与という点では、業務目的が同種である。

指定管理者制度導入後、「長良川国際会議場条例に指定管理者がコンベンション誘致能力を有すること」と加えられたため、専任の営業担当と協会が同行営業するなど、従前以上に、観光コンベンション協会と協力し合って、イベント等に出席しているとのことである。

財団の評議員には、国際交流協会会長と観光コンベンション協会の専務理事が名を連ねている。

## イ 見直しの方向性

### 【事実関係】

市が平成19年度に策定した「見直しの方向性」によれば、財団は、合併により組織体制の強化を図り、一体的かつ効果的・効率的な運営を行う団体として、教育文化振興事業団との合併の必要性があるとされていた。

しかしながら、両組織が合併すると、公益目的事業比率が、50%を下回る懸念があるとのことで、公益法人制度改革による両組織の公益法人への移行が完了するまでは、合併協議は休止された状態であった。

平成26年度に入り、行財政改革課より、産業拠点運営課と教育政策課に対し、合併協議を再開するようにとの話が出ているとのことである。



【指摘 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団】

外郭団体は、民間ではできない公共的な事務や、異動が前提の市職員では対応しにくい専門的な事務を委託等するという点に、その存在意義がある。

ただし、自治体内に、類似・同種団体、類似・同種の事業を行う外郭団体があればこれを統合し、組織体制の強化を図り、効果的・効率的な運用を目指すことが必要である。それが、市の策定した見直しの方向性にも合致する。

この点、財団と教育文化振興事業団とは、その収益の大半が市からの指定管理料であるという意味では、同種の団体であり、文化都市岐阜実現の観点からは、同一の方向性を持つ。

市の見直しの方向性は維持されているのであるから、産業拠点運営課、男女共同参画・文化課と財団は、事業団の意向も踏まえつつ、事業団の所管課である教育政策課との間で、合併協議を再開すべきである。

【意見 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団】

財団が主たる業務としている貸館業務については、民間事業者等による管理運営が適当であり、実際、貸館業務を実施する3施設中1施設は民間業者とのコンソーシアム形態となっているが、その一方で、イベント・コンベンションの実施には、専門性が必要であり、観光コンベンション協会、国際交流協会との協働が必要である。

財団と類似業務を目的とする市の他の外郭団体との連携や所管課間の更なる連携の検討をすることが望ましい。

(2) 条例について

【事実関係】

岐阜市長良川国際会議場条例第6条第1項第3号は、指定管理者が行う業務として、「岐阜市文化会館条例（昭和41年岐阜市条例第30号）に基づき設置された文化会館と連携した事業に関する業務」を規定している。

他方、岐阜市文化会館条例（昭和41年12月26日条例第30号）第4条の事業の項目には、これに対応する条項がない。

【指摘 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課】

連携とは、連絡を密に取り合って、一つの目的のために一緒に物事をすることをいい、一方通行の関係はあり得ない。

現在は、長良川国際会議場、岐阜市文化会館の両施設ともに、財団が指定管理者（正確には前者はトリニティぎふ）となっていることから、この条例でも特段の不都合は生じない。

しかし、指定管理者が別となると（現在においても、長良川国際会議場は公

募であることからあり得る)、文化会館の指定管理者は、長良川国際会議場と連携した業務をすることが条例上設けられておらず、一方通行の関係が現実的に生じうる。

次期指定管理者選定前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。

## 2 給与について

### 【事実関係】

財団職員の給与については、一部独自の給与体系を導入しているものの、岐阜市職員に準拠した給与体制となっている。

平成 16 年度策定の「岐阜市の外郭団体に関する経営改善指針」によれば、市職員の人事給与制度に準ずるのではなく、民間事業者との競争原理の上に立ち、団体の経営状況や業績を踏まえ、団体独自の人事給与制度を導入すると規定されている。

この点、産業拠点運営課においては、合併協議と連動するため、公益法人与自然法人のどちらに移行するか確定するまでの間、協議休止としていた。

### 【指摘 産業拠点運営課、男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団】

そもそも、経営改善指針は、市が策定したものである。

財団は、市の外郭団体の中でも、100%出資団体である。岐阜市の外郭団体として、存続する以上は、指針に従い、所管課と財団において、速やかに協議を開始し、独自の給与制度を導入すべきである。

## 3 指定管理について

財団が平成 25 年度現在で関与する指定管理施設は 4 施設である。文化センター、市民会館、長良川国際会議場、長良川鵜飼伝承館である。

|                 |                                                                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠条例            | 岐阜市文化会館条例<br>岐阜市長良川国際会議場条例<br>岐阜市長良川鵜飼伝承館条例                                                                             |
| 指定期間            | 1 期目 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>2 期目 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>3 期目 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 |
| 指定管理料（平成 25 年度） | ①文化センター・市民会館： 278,131 千円<br>②長良川国際会議場： 91,617 千円<br>③長良川鵜飼伝承館： 5,000 千円                                                 |
| 利用料金制の採用        | 文化会館：無                                                                                                                  |

|                      |                                                                                                       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 長良川国際会議場・鶯飼伝承館：有                                                                                      |
| 利用者数<br>(平成 25 年度実績) | ①文化センター・市民会館：214,015 人・36,668 人<br>②長良川国際会議場：324,737 人<br>③長良川鶯飼伝承館：127,950 人(来場者数)<br>47,944 人(来館者数) |
| 公募・非公募               | 文化センター・市民会館：非公募<br>長良川国際会議場・長良川鶯飼伝承館：公募                                                               |

## (1) 選定について

### 【事実関係】

財団が指定管理により管理 4 つの施設の指定管理施設導入初年度の平成 18 年度以降の選定状況は、以下のとおりである。

| 年 度            | 18      | 19 | 20 | 21              | 22 | 23 | 24                     | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----------------|---------|----|----|-----------------|----|----|------------------------|----|----|----|----|
| 長良川国際会議場       | 財団(非公募) |    |    | トリニティぎふ<br>(公募) |    |    | トリニティぎふ<br>(公募)        |    |    |    |    |
| 文化センター<br>市民会館 | 財団(非公募) |    |    | 財団<br>(非公募)     |    |    | 財団<br>(非公募)            |    |    |    |    |
| 長良川鶯飼伝承館       |         |    |    |                 |    |    | トリニティうかいミュージアム<br>(公募) |    |    |    |    |

### 【意見 男女共同参画・文化課】

文化会館は、市民を巻き込んでの文化事業であり、専門性及び事業の継続性を非公募の理由としている。

しかしながら、平成 22 年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書(平成 23 年 3 月社団法人全国公立文化施設協会)によれば、指定管理の対象となっている劇場、音楽堂等の施設の 59.8%が公募により決定しており、その割合は年々上昇している(平成 18 年度は 42.9%であった。 )。

第 3 期は、市民会館は平成 25 年 4 月 1 日から同 26 年 1 月 31 日まで耐震補強工事を行ったという事情はあるが、次期もまた指定管理とするのであれば、公募も視野に入れて検討することが望ましい。

## (2) 利用料金制の導入について

### 【事実関係】

文化会館については、利用料金制は導入しておらず、料金は条例で制定され

ている。長良川国際会議場、長良川鵜飼伝承館は利用料金制が採られている。長良川国際会議場は、平成 21 年度に公募制を導入したことに伴い利用料金制を導入した。

【意見 男女共同参画・文化課】

利用料金制は、指定管理者自らの収入を上げるというインセンティブを高め、経営努力を促す結果、市民へのサービス向上へとつながる制度である。

担当者によれば、文化会館は使用料の減免があり（平成 25 年度は金額にして 3 割程度、件数にして 1 割程度）、利用料金制には馴染まないとのことである。

しかし、まず使用料の減免については、「受益と負担の公平化」を考慮し、施設の公共性の度合いや負担能力等から、使用料については、真にやむを得ない理由による免除に限定するよう改善すべきであるとの意見があるところである（平成 25 年度包括外部監査意見事項）。

また、先に挙げた平成 22 年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書によれば、指定管理の対象となっている劇場、音楽堂等の施設の実に 74.4%の施設において利用料金制が採用されていることから、これは原則を覆す理由にならない。市民会館は平成 25 年 4 月 1 日から同 26 年 1 月 31 日まで耐震補強工事を行ったという事情はあるが、その間については、別途、取決めを行うことで不都合性は回避可能であったと思われる。

次期もまた指定管理とする場合には、利用料金制導入を検討することが望ましい。

<文化センター・市民会館の減免の件数>

|        | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | 平成 23 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 文化センター | 179 件    | 150 件    | 144 件    |
| 市民会館   | 11 件     | 79 件     | 69 件     |

（３）選定条件について

【事実関係】

|             |          |                  |
|-------------|----------|------------------|
| 長良川国際会議場    | 平成 18－21 | 非公募（財団）          |
|             | 平成 21－24 | 応募 3 団体（トリニティぎふ） |
|             | 平成 25－29 | 応募 1 団体（トリニティぎふ） |
| 文化センター・市民会館 | 平成 18－21 | 非公募（財団）          |
|             | 平成 21－24 | 非公募（財団）          |
|             | 平成 25－29 | 非公募（財団）          |

長良川国際会議場の指定管理者は、第 2 期より、コンソーシアムのトリニティぎふが選定された。代表構成員は財団であり、構成員は株式会社総合舞台はぐるま及び株式会社コングレである。

長良川鵜飼伝承館の指定管理者は、コンソーシアムのトリニティうかいミュージアムが選定された。代表構成員は株式会社コングレであり、構成員は財団及び、株式会社乃村工藝社である。いずれも、コンソーシアムの構成は、財団以外は民間の業者である。

トリニティ構成員間での契約については、他の構成員の了承を得る必要があることから、資料を確認することはできなかったが、担当者によれば、トリニティぎふにおいては、代表構成員が、年間指定管理料から、事業に係る費用を構成員に支払い、リスク負担については、構成員間での契約に基づき負担するとのことである。

株式会社コングレは、国際会議・学術会議の企画・運営で業界をリードする会社であり、コンベンション誘致での効果があったとのことである。確かに、コンベンション事業は、広域的な視点で観光誘致する必要性が高く、株式会社コングレのように、全国的に活動拠点を置く会社をその構成員とするのは有益である。

一方、岐阜市は外郭団体に対して、人的・物的資源を投入しており、外郭団体に対して責任と権限をもって監理・指導すべきところ、外郭団体である財団がコンソーシアムを形成することによって、その側面からは、監理・指導が間接的になるという面も有する。

長良川国際会議場においては、その指定管理者の応募資格を、「市と容易かつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民へのサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること」としている。結果としては、市内に主たる事務所を置く財団が代表構成員となるコンソーシアムが指定管理者となった。

他方、長良川鵜飼伝承館においては、その指定管理者の応募資格を、「市と容易かつ緊密に連携することが可能な団体であること」として、市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であることを削除している。これは、同施設が、長良川の鵜飼文化を全国に発信し、人々が集い交流する場を使命としていることから、文化振興と観光振興の両側面の能力を有する指定管理者を幅広く募集する観点があったことが理由とのことである。結果として、市内に主たる事務所を置かない民間業者が代表構成員となるコンソーシアムが指定管理者となった。

#### (4) 協定書の委託料の取決めについて

##### 【事実関係】

総務省から、平成 22 年 12 月 28 日、指定管理者制度の運用について「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。」との助言がなされたことを受け、長良川国際会議場及び文化会館について、協定において、指定管理期間 5 年間の各年度の委託料が決められている。一方、長良川鵜飼伝承館については、指定管理期間 5 年間の各年度の委託料の上限が定められている。同施設は、施設完成後すぐに指定管理者制度を導入したことから、過去の実績によることができず、毎年協議により決定することとなったものである。

#### (5) 指定管理者評価委員会について

##### 【事実関係】

指定管理者評価委員会の結果について記載された運営状況シート（平成 25 年度下半期）において、その原本を確認した。そのところ、指定管理者評価委員会の意見欄には、

文化会館について、

- ・ 事故等はなく・・・
- ・ 文化会館利用者による・・・
- ・ 市民会館の駐車場不足・・・
- ・ アンケートの満足度・・・

というメモ程度の記載しかなされていなかった。

対応する部分に関して、ホームページ上は、  
文化センターにつき、

- ・ 事故等はなく、施設の安全な管理がなされていると考えられる。
- ・ 文化会館利用者による柳ヶ瀬のにぎわい創出についても、検討されたい。
- ・ アンケートの満足度が高いことは評価できる。

と掲載されており、

市民会館については、

- ・事故等はなく、施設の安全な管理がなされていると考えられる。
- ・文化会館利用者による柳ヶ瀬のにぎわい創出についても、検討されたい。
- ・市民会館の駐車場不足を解消するため、他施設の駐車場を利用するなど検討されたい。
- ・アンケートの満足度が高いことは評価できる。

と、文化センターとほぼ同様のコメントが掲載されていた。

担当者によれば、委員会で委員から活発な意見が出ているとのことであった。

#### 【指摘 市民参画政策課】

外部の評価委員のコメントは、毎回のように同じものが載せられている。

この記載だけみると、評価委員会自体が形骸化していると評価されても仕方がない。

また、評価委員会は年に2回開催されて、質疑応答の概要は記録されているが、議事録は存在していないとのことだった。

例外的に、指定管理者を非公募で選定しているのであるから、なお一層のこと、厳格なモニタリングが必要である。

そして、市民は、その結果につき、通常は、ホームページ上で確認するのである。今後は、情報開示の重要性を認識し、ホームページには、委員会の検討結果を適切に情報開示すべきである。

#### （6）指標について

##### 【事実関係】

指定管理者管理運営状況シートの「利用状況」につき、長良川国際会議場は、施設の各室稼働状況を、平成24年度上半期より「料金稼働率」を採用している。

一方、事業評価シートにおいては（平成25年度）、長良川国際会議場の活動指標を「施設稼働率」として、その目標値は78%となっている。

その結果、指定管理者管理運営状況シートの利用状況の平成25年度上半期の数値は、以下のとおり、指定管理者管理運営状況シートとかけ離れている。文化会館の成果指標は、入場者数である。

平成25年度上半期指定管理者管理運営シート（長良川国際会議場）記載の各室稼働状況（%）

| メインホール | 練習室  | 国際会議室 | 大会議室 | 第1～5会議室 | 特別会議室 |
|--------|------|-------|------|---------|-------|
| 63.2   | 20.3 | 33.8  | 58.8 | 31.3    | 22.5  |

【指摘 産業拠点運営課】

同じ施設の評価に、異なる基準を用いているが、そのことに合理性はない。  
情報を得る市民の立場からすれば、混乱する。

この点、産業拠点運営課によれば、長良川国際会議場は、事業評価シートは、以前から継続して作成しており、考え方の継続性、統一性を図るため、その活動指標として施設稼働率を維持しているとのことである。

しかし、市民の負担により指定管理料が支払われている以上、料金稼働率での評価が望ましいと思われる。

そこで、事業評価シートの指標については、指定管理者管理運営状況シートにおける料金稼働率に変更し、指標を統一すべきである。

(7) 文化会館の稼働率について

【事実関係】

稼働率は、利用日数／利用可能日数によるものと、利用区分（午前・午後・夜間）／利用可能区分数による指標がある。直近 3 年間では、文化センターにおいては、催し広場、展示室、和室の稼働率の低さが目立つ。また、各室ごとの稼働率を見ると、平成 25 年度、録音室は利用日数が年間 4 日（稼働率 1.2%）しかなく、和室舞台付も 3 年間で 30%～40%程度の稼働率となっている。



・文化センターの稼働率

(単位：％)

| 施設    | 平成23年度 |      | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
|       | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 |
| 催し広場  | 44.4   | 39.3 | 61.3   | 55.7 | 55.0   | 48.0 |
| 小劇場   | 65.2   | 52.1 | 70.4   | 58.0 | 71.2   | 56.8 |
| 練習室   | 93.0   | 66.7 | 90.9   | 65.1 | 88.7   | 61.3 |
| 展示室   | 60.6   | 41.4 | 68.7   | 47.6 | 66.7   | 43.3 |
| 会議室   | 95.6   | 77.0 | 94.8   | 76.9 | 90.4   | 68.0 |
| 音楽関係室 | 99.1   | 84.4 | 98.6   | 83.6 | 97.4   | 74.2 |
| 美術工芸室 | 95.9   | 62.8 | 91.2   | 59.8 | 87.2   | 51.8 |
| 和室    | 71.1   | 46.9 | 78.1   | 55.4 | 69.8   | 47.6 |

・文化センター各室別稼働率（利用日数による稼働率のみ）

(単位：％)

| 施設    | 各室名     | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|---------|--------|--------|--------|
| 会議室   | 第1会議室   | 91.5   | 88.9   | 86.1   |
|       | 第2会議室   | 82.2   | 84.8   | 71.0   |
| 音楽関係室 | 音楽室     | 89.8   | 93.4   | 87.8   |
|       | 音楽スタジオ  | 89.8   | 85     | 80.6   |
|       | 録音室     | 13.1   | 14.5   | 1.2    |
| 美術工芸室 | 第1美術工芸室 | 88.9   | 84.2   | 84.3   |
|       | 第2美術工芸室 | 69.4   | 67     | 52.2   |
| 和室    | 和室舞台付   | 33.8   | 43.3   | 35.2   |
|       | 和室茶室付   | 59.2   | 68.7   | 60.2   |

市民会館の稼働率は、大規模修繕のあった平成25年度を除くと、利用区分による稼働率は全て50%未満であり、利用日数による稼働率も50%前後である。

・市民会館の稼働率（大規模修繕後の施設による）

(単位：％)

| 施設      | 平成23年度 |      | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      |
|---------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 |
| 大ホール    | 56.9   | 42.1 | 56.5   | 42.0 | 47.2   | 34.6 |
| 展示ギャラリー | 33.2   | 33.2 | 41.2   | 41.2 | 63.8   | 42.0 |
| 会議室80   | -      | -    | -      | -    | 36.2   | 21.8 |
| 会議室48   | -      | -    | -      | -    | 48.3   | 29.9 |
| 多目的ルームA | -      | -    | -      | -    | 39.7   | 25.9 |
| 多目的ルームB | -      | -    | -      | -    | 51.7   | 33.3 |
| 練習スタジオ  | -      | -    | -      | -    | 6.9    | 4.0  |
| 和室      | -      | -    | -      | -    | 22.4   | 17.2 |

・参考：市民会館の稼働率（大規模修繕前施設による）（単位：％）

| 施設      | 平成23年度 |      | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      |
|---------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 | 利用日数   | 利用区分 |
| 大ホール    | 56.9   | 42.1 | 56.5   | 42.0 | 47.2   | 34.6 |
| 展示ギャラリー | 33.2   | 33.2 | 41.2   | 41.2 | 63.8   | 42.0 |
| 大集会室    | 39.4   | 25.6 | 43.9   | 28.8 | -      | -    |
| 第1集会室   | 52.8   | 32.3 | 65.8   | 39.4 | -      | -    |
| 第2集会室   | 39.4   | 26.1 | 42.4   | 28.0 | -      | -    |
| 第3集会室   | 61.2   | 36.8 | 63.5   | 36.1 | -      | -    |

【意見 公共ホール管理財団】

文化センターについては、録音室の稼働率が極端に低い。

音楽室と音楽スタジオに挟まれていること、機材が古いこと、ガラス張りであることなど、録音室としての利用状況には制限があると思われる。

録音室として利用し続けるのであれば、何らかの対応を講じる必要はある。

防音等の特性を生かし他の利用方法がないかということも含めて、録音室の在り方を検討することがのぞましい。

【意見 公共ホール管理財団】

市民会館については、稼働率が全体的に低くなっている。

耐震補強工事に伴い、会議室等が改装され、使い勝手が良くなった印象を受けるが、休館による使用者離れを取り戻した上、施設全体の稼働率を上げる方策を検討することが望ましい。

（８）事業評価シートの人件費欄について

【事実関係】

文化会館の運営委託に関する事業評価（仕分け）シートの人件費欄が、平成23年度から同25年度に至るまで、0円と記載されている。

【指摘 男女共同参画・文化課】

男女共同参画・文化課によると、過去から事業評価の人件費を0で計上しており、文化会館の管理運営費（指定管理費）のみの数字で評価を行っていたとのことであった。

事業評価シートは、作成要領に基づき作成されているところ、作成要領では、「その年度に事業に携わった延べ人数（人数×日数）を正規職員・嘱託職員・アルバイトに各々3カ年分記入してください。正規職員の1人あたりの年間労

働日数は 260 日で計算してください。(人件費や合計は自動計算されますので、記入しないでください。)」となっている。

人件費は、事業評価のための重要な要素であり、また、市民にとって、正確な情報を提供する必要があることから、今後は、正確な記載をすべきである。

#### (9) 共催事業のまとめについて

##### 【事実関係】

共催事業については、事業ごとに参加者及び収支の両方がまとめられた報告がなされていない。

##### 【意見 公共ホール管理財団】

計画人数と実際の参加人数で事業の結果を判断するだけでなく、収支の面でもトータル的に判断することも重要である。特に、入場料などを取る場合は、その設定金額の妥当性の検討材料となる。

この点、民間の事業会社との共催事業においては、採算が明らかになるため、収支状況の報告は無理と考えられるが、少なくとも同じ公共団体との共催の場合は、全体の取りまとめとして参加者等の情報だけでなく、収支情報もまとめて報告をすることが望ましい。

#### (10) 再委託について

##### 【事実関係】

再委託のうち、特に舞台装置等、長良川国際会議場独自の施設設備の保守点検契約は、一者随意契約が多くなっている。

再委託のうち、一者随意契約で契約額 1,000 千円以上の契約の推移をまとめると、次のようになる。

(単位：千円)

|                | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 対前年比   | 平成 25 年度 | 対前年比   |
|----------------|----------|----------|--------|----------|--------|
| 舞台機構設備保守点検業務委託 | 5,092    | 5,092    | 100.0% | 5,092    | 100.0% |
| 舞台音響設備保守点検業務委託 | 1,365    | 1,333    | 97.7%  | 1,312    | 98.4%  |
| 昇降設備保守点検業務委託   | 4,277    | 4,189    | 97.9%  | 4,189    | 100.0% |
| 可動床設備保守点検      | 3,003    | 2,898    | 96.5%  | 2,898    | 100.0% |

|            |       |       |       |       |        |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 業務委託       |       |       |       |       |        |
| 庭園維持管理業務委託 | 1,654 | 1,617 | 97.8% | 1,627 | 100.6% |

【意見 公共ホール管理財団】

大半が設置業者であり、設置業者しかできない又はその方が効率的という理由から一者随意契約も止むを得ないというのが財団の意見である。

しかし、市民からすれば、そもそも、一者随意契約については、常に委託料が高止まりしないか、癒着等が生じていないかといった疑念を少なからず残すものであるところ、現に契約金額の推移を見てもそれほど大きな変化見られず、金額が硬直化しているようにも感じられる。

仮に、一者随意契約が妥当であるとしても、金額の妥当性を検証するために、見積合わせをするなど、コストがより削減できないかを検討することが望ましい。

(11) 文化会館の備品管理について

【事実関係】

備品の管理については、市が平成 24 年度に導入した備品管理システムにより管理されている。

指定管理者は 2 万円以上の備品購入と備品の除却に関して、所管課に報告し、所管課が備品管理システムに情報を入力している。

文化センターにおいては、備品データをエクセルで取得して実際の状況を確認している。ただし、備品管理システムには、設置場所を入力する欄がないため、2,100 を超える備品の状況を、今後管理するのは難しい状況にある。

一方、市民会館は、設置場所を加えた独自の備品台帳を作成している。ただし、直近の平成 25 年 3 月末の備品台帳は手元になく、所管課への備品に関する報告により備品管理が終了している。

【意見 男女共同参画・文化課、公共ホール管理財団】

文化センターについては、備品数が多いことから、今後は設置場所を加えたデータ管理を検討することが望ましい。

市民会館については、年度終了ごとに所管課から備品データを取得して、実際の備品の状況と相違がないか、所管課において確認することが望ましい。

(12) 文化センターの街並みギャラリーについて

【事実関係】

文化センターの南側道路に面した展示スペース（街並みギャラリー）において、1ヵ月ごとにアートの展示を行っている。

文化センターの顔とも言える重要な役割であるが、現地視察の際に見たところ、展示スペースの汚れが目立ち、展示物の印象に影響を与えていた。

なお、このアート展示は外部委託されている。

#### 【意見 公共ホール管理財団】

文化センターの利用率向上のためにも、街並みギャラリーは広告手段として大きな役割を果たすので、展示スペースの清掃や展示物についてのアンケートの実施などを検討することが望ましい。

### 4 文化会館における受託事業について

#### 【事実関係】

平成 25 年度に市からの受託事業として、アートパフォーマンスを開催した（委託費 140 万円）。財団の市に対する平成 25 年度の事業計画書（経営状況報告書）には記載されているが、平成 25 年度の事業報告書（経営状況報告書）には記載がない。

#### 【意見 公共ホール管理財団】

担当者によると、アートパフォーマンスは、市企画の事業であり、財団の定性的な主催事業（指定事業である「市民の劇場」や主催事業である「市民ふれあい事業」）とは異なっており、当財団は事業運営を受託し、別途、岐阜市へ報告したとのことである。しかしながら、平成 25 年度事業計画書には、財団の定性的な主催事業と共に記載されていた。

一覽的に事業を把握するためには、事業計画書で記載した事業については、事業報告書にも記載することが望ましい。

### 5 長良川鵜飼伝承館について

#### 【事実関係】

長良川鵜飼伝承館の指定管理者は、コンソーシアムであり代表構成員は民間業者であるが、構成員に財団がいることからここで触れる。

一般に、有料施設のソフト、ハードを今後維持していくことは大変であり、コストもかかる。

その点で、長良川鵜飼伝承館は、新しい施設として、市の指定管理施設の中でも特に注目されている施設である。

平成 23 年 12 月 12 日、市議会より、長良川鵜飼伝承館における指定管理者

の指定に関する決議がなされた。これは、6月定例会の説明における管理経費見込額と比較して、12月定例会で提案のあった第154号議案の指定管理料が大幅に高い金額となった経過について、議会へ報告がなされていなかったこと、運営実施計画の策定にかかわりがあった業者が、指定管理候補者の構成員となっていることなど多くの問題点が指摘されていることを踏まえてのものであった。

市議会にかかる決議で、4点の厳守を求めているが、これを以下のとおり、抜粋する。

- 1 指定管理料は平成24年度分も含め、年度ごとに岐阜市と指定管理者が協議を行い、決定すること
- 2 岐阜市と指定管理者の間で締結する協定書には、指定管理料の縮減に向けて毎年見直す旨の条文を明記すること
- 3 平成25年度以降の指定管理料の見直しに伴い、変更協定書を毎年締結すること
- 4 指定期間の始まる平成24年4月以降は、原則、毎月モニタリングを実施すること
- 5 以上の経過及び結果を定期的に議会に報告すること

【意見 産業拠点運営課、公共ホール管理財団】

ぎふ長良川の鶺鴒飼は、岐阜が日本、そして、世界に誇る重要な文化である。

かかる文化を伝承するための文化施設の一面を持つことは理解できるが、定期的に、新しい試みを実施していくなどしないとすぐに飽きられ、リピーターが来ない状況になるのではないと思われる。

岐阜市、岐阜県内、さらには全国の地方公共団体で似たような施設の扱いが問題になっている昨今でありながら、施設を作ったということは、岐阜市は、長良川の鶺鴒飼の価値を評価し判断した結果と思われる。判断には責任を持つ、すなわち、人で賑わう施設にする必要がある。

この点、長良川国際会議場及び長良川鶺鴒飼伝承館の両施設の指定管理業務に関与する財団は、平成26年度から独自に、長良川国際会議場と長良川鶺鴒飼伝承館が連携して、岐阜市長良川鶺鴒飼伝承館送迎支援事業を開始した（岐阜市長良川鶺鴒飼伝承館送迎支援事業取扱要領）。条件を満たせば、両施設間をマイクロバスにて無料送迎するというものである。また、両施設は連携してロビーコンサートを開催したりもしている。

長良川鶺鴒飼伝承館をより多くの人に利用してもらえるように、所管課と財団を含む指定管理者とが協力し、様々な角度から試みを検討し、実施していくことが望ましい。

## 第 14 章 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

|      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |          |
|------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 昭和 56 年 1 月 16 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |          |
|      | 所在地               | ○本所<br>岐阜市鶴田町 3－7－4 ふれあいの館白山 2 階<br>○シルバー柳ヶ瀬サロン<br>岐阜市神室町 1－10 川合ビル 1 階                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |          |
|      | 所管課               | 商工観光部 産業雇用課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |          |
|      | 基本財産等             | 0 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | うち市出資額(割合) | 0 円 (0%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |          |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | 1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること<br>2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと<br>3 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと<br>4 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと<br>5 前 4 号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと<br>6 その他目的を達成するために必要な事業を行うこと |            |          |
|      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |          |

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 組<br>織<br>状<br>況 |     | 役員   | 職員   |
|------------------|-----|------|------|
|                  | 常勤  | 1 名  | 5 名  |
|                  | 非常勤 | 17 名 | 17 名 |
|                  | 合計  | 18 名 | 22 名 |

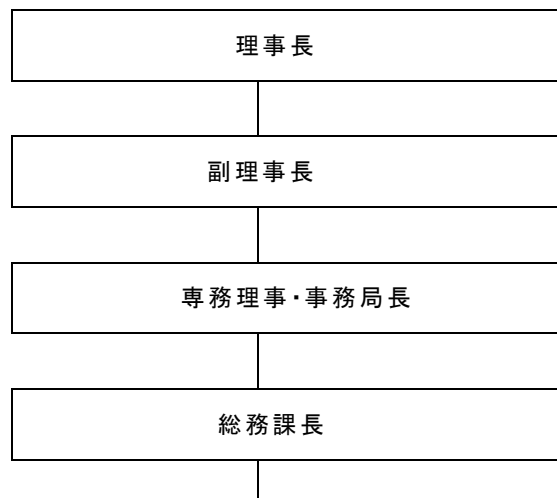
理事会      理事 16 名      任期 2 年  
                市職員 O B      3 名  
                元会社員      7 名  
                元銀行員      1 名  
                元自営業      4 名  
                元農協職員      1 名  
                (理事長 1 名(非常勤) 副理事長 1 名(非常勤)  
                専務理事(常勤) 事務局長兼任)

監事 2 名      任期 2 年  
                元銀行員      2 名

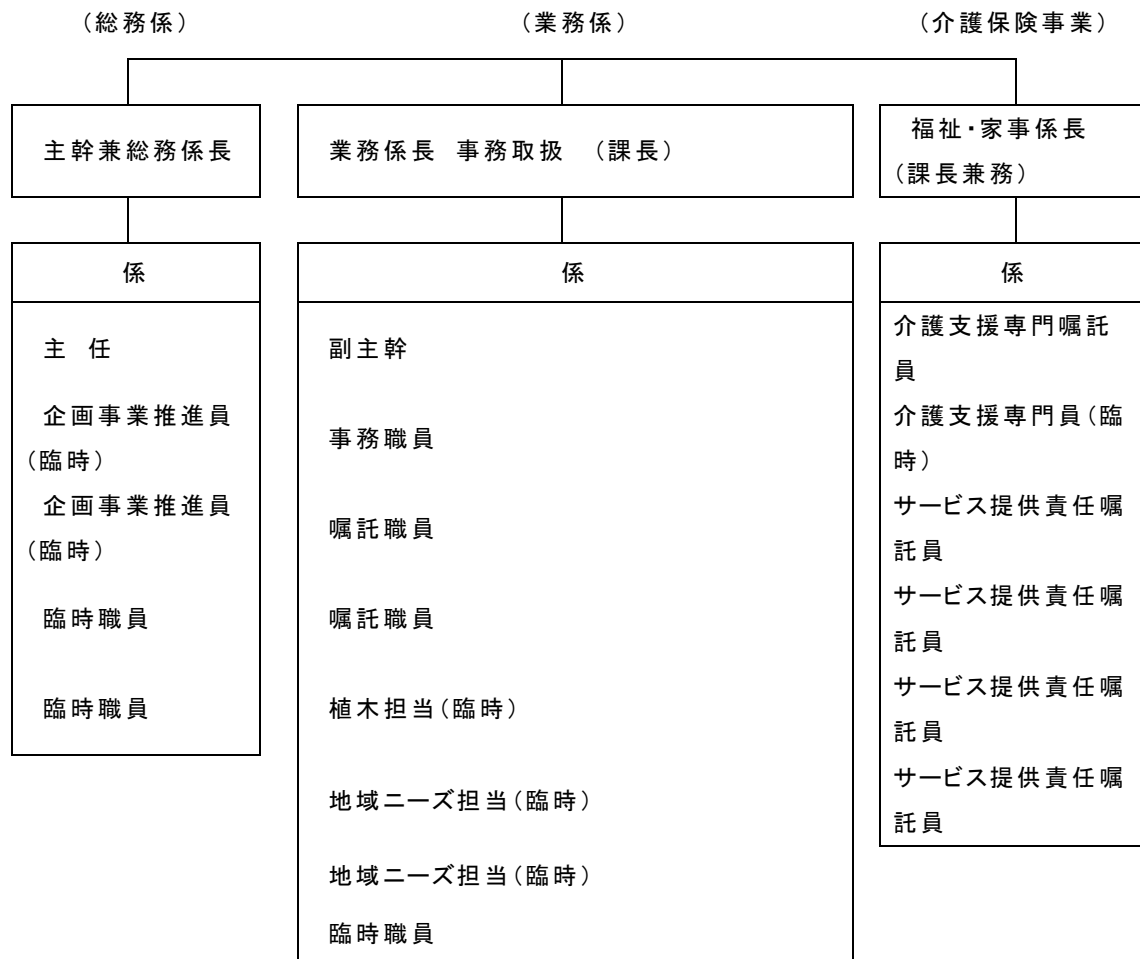
公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター

事 務 局 機 構

平成 26 年 10 月 1 日  
現在







総会：正会員及び特別会員

会員：センターの会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。
  - ア 岐阜市に居住する原則として 60 歳以上の者。
  - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

- (3) 賛助会員 岐阜市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

理事会：理事 13 名以上 18 名以内 監事 2 名以内

任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

理事長（代表理事） 1 名 副理事長（代表理事） 1 名

専務理事（業務執行理事） 1 名

（単位：千円）

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------------|-------|----------|----------|----------|
|                   | 総収入額  | 665,917  | 559,681  | 569,517  |
|                   | 総支出額  | 655,023  | 558,725  | 580,214  |
|                   | （人件費） | 58,782   | 55,828   | 63,350   |
|                   | 差引収支額 | 10,893   | 956      | -10,696  |
|                   | 総資産額  | 299,434  | 292,406  | 282,761  |
|                   | 総負債額  | 75,942   | 67,962   | 69,269   |
|                   | 正味財産額 | 223,491  | 224,443  | 213,491  |

（単位：千円）

| 市の<br>財<br>政<br>支<br>出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|-------|----------|----------|----------|
|                        | 指定管理料 | 117,932  | 54,839   | 54,839   |
|                        | 委託料   | 151,746  | 123,919  | 132,462  |
|                        | 補助金   | 9,992    | 9,992    | 10,945   |
|                        | 負担金   | 0        | 0        | 0        |
|                        | その他   | 2,845    | 2,762    | 2,247    |
|                        | 合計    | 282,515  | 191,513  | 200,494  |

（単位：千円）

| 事業<br>概<br>要 | 事業名           | 事業概要                                     | 事業費     |
|--------------|---------------|------------------------------------------|---------|
|              | 高年齢者就業機会確保事業  | 臨時的かつ短期的な就業、又はその他の<br>軽易な業務に係る就業機会の確保、提供 | 493,681 |
|              | 介護保険事業        | 訪問介護サービス事業                               | 39,780  |
|              | 介護保険事業        | 居宅介護支援事業                                 | 5,933   |
|              | シニアワークプログラム事業 | シニアワークプログラム事業                            | 2,875   |
|              | 一般労働者派遣事業     | 臨時的かつ短期的な就業及びその他の                        | 191     |

|  |  |                         |  |
|--|--|-------------------------|--|
|  |  | 軽易な業務に係る就業に関する一般労働者派遣事業 |  |
|--|--|-------------------------|--|

|       |                         |                      |
|-------|-------------------------|----------------------|
| 産業雇用課 | 分掌事務<br>(処務規則第3条 産業雇用課) | (10)雇用促進及び雇用対策に関すること |
|-------|-------------------------|----------------------|

## 2 沿革

- 昭和 56 年 2 月 4 日 社団法人として設立（法人許可）
- 平成 12 年 4 月 指定訪問介護事業所開設。訪問介護事業を開始。
- 平成 14 年 6 月 居宅介護支援事業を開始。
- 平成 18 年 5 月 シルバー柳ヶ瀬サロンを設置。
- 平成 25 年 4 月 1 日 公益社団法人へと移行  
愛称「シニアワークぎふ」
- 平成 25 年 11 月 介護予防・日常生活支援総合事業を開始。

## 第2 事実関係及び指摘・意見

### 1 役員等について

#### (1) 役員について

##### 【事実関係】

平成 16 年 10 月 29 日策定の「外郭団体の経営改善指針」では、「業務執行体制」「① 責任体制の明確化」の項目において、「理事長や会長など団体の経営責任者は、原則として、常勤とする。」とある。

ヒアリングによると、シルバー人材センター代表者である理事長は、常勤役員であるとのことである。実際に、平成 26 年度理事長勤務表によると、1 日の勤務時間は不明であるが、少なくとも週 3 日以上、勤務している。また、役員の報酬等及び費用に関する規程の第 2 条（2）において、「常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。」と規定されている。

しかし、産業雇用課とともに、シルバー人材センターが作成している経営基本情報調査票（平成 25 年 6 月 1 日時点及び平成 26 年 6 月 1 日時点）には、理事長は常勤の欄に記載すべきところ、非常勤の欄に非常勤の役員と記載されている。

【指摘 シルバー人材センター】

経営基本情報調査票どおりに、非常勤職員であるとする、平成 16 年 10 月 29 日策定の「外郭団体の経営改善指針」に反しているし、例外事情についても、特に、検討された形跡はない。理事長を常勤の役員とするよう検討すべきである。

【指摘 産業雇用課】

産業雇用課は、理事長を常勤の役員とするよう指導すべきである。

【指摘 シルバー人材センター、産業雇用課】

規程どおり、理事長が、週 3 日以上センターの業務に従事していることから、シルバー人材センター及び産業雇用課が、理事長を常勤役員と判断しているのであれば、産業雇用課及びシルバー人材センターは、経営基本情報調査票において、常勤役員として記載すべきである。

(2) 理事会について

【事実関係】

平成 26 年 8 月時点までにおいて、シルバー人材センターは、各理事に対して、理事会の招集通知を発送していない。シルバー人材センターによると、全員出席の時に、次の開催日等を告げて事実上、招集通知省略の同意を得ているとのことである。しかし、役員全員出席しているとは限らないので、省略通知の同意を得ているとはいえない。また、全員出席している場合においても、同意については、明確には得ていないし、少なくとも議事録に記載されていない。

【指摘 シルバー人材センター】

招集通知の発送について省略することの同意を得たというのであれば(定款第 34 条第 5 項)、その旨、議事録に明記すべきである。

全員の同意を得ていないのであれば、招集通知を発送すべきである(定款第 34 条第 3 項)。

なお、シルバー人材センターによると、平成 26 年 9 月理事会において、理事等全員出席の下、平成 26 年度中の理事会開催日程を理事会資料として配布し、全員の同意を得て、議事録に明記しており、監査補助者の指摘に対して、ただちに、改善に努めていることは評価できる。

【意見 シルバー人材センター】

出席率を上げるため、また、招集通知を発送することが原則であるから、招

集通知は、発送することが望ましい。また、議論の充実化を図るためにも、招集通知を発送する際に、日時場所の連絡だけでなく、議事事項について資料の添付などを図ることが望ましい。

なお、シルバー人材センターによると、平成 27 年 1 月から、招集通知を発送する際に、議事事項について資料を送付するように対応するとのことである。

### (3) 登記情報について

#### 【事実関係①】

所管課である産業雇用課において、定期的に、シルバー人材センターの登記簿謄本を取得する義務もないことから、登記簿謄本を取得していないとのことである。

#### 【意見 産業雇用課】

産業雇用課は所管課の立場から、シルバー人材センターの登記という基本的な資料については、毎年、取得して、確認することが望ましい。

#### 【事実関係②】

辞任した理事は、途中で引き抜きにあったようであるが、この点について、シルバー人材センターは、退任した理事に対して、再三にわたり慰留をしたものの、最終的には、シルバー人材センターの理念に基づき、自主自立を重んじたと述べている。シルバー人材センターは、退任した理事について、再三にわたり慰留したとのことであるが、慰留をした旨の記録はない。

#### 【意見 シルバー人材センター】

理事であり、忠実義務（一般社団法人及び一般財団法人法第 83 条参照）を負っていることから、自主自立の問題と考えて、辞任を認めるのは相当ではない。この点については、当該理事と面談して、理事の責任等（競業避止義務等の法的責任を含む。）を述べるとともに、できる限り、任期を満了するよう説明することが望ましい。仮に、そのような説明や説得をしたのであれば、シルバー人材センターとして、競業避止義務等に留意して理事の退任しないよう説得等した点を示すとともに、今後の引き抜き防止の参考にするためにも、退任した理事とのやり取りについて、記録を残すことが望ましい。

### (4) 登録している会員、就労先について

#### 【事実関係】

会員数は、以下のとおり、減少傾向である。

| センター | 平成 22 年度                                     | 平成 23 年度                                     | 平成 24 年度                                     | 平成 25 年度                                     |
|------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 全国   | 男性 532,340 人<br>女性 254,566 人<br>合計 786,906 人 | 男性 516,344 人<br>女性 247,083 人<br>合計 763,427 人 | 男性 503,748 人<br>女性 240,221 人<br>合計 743,969 人 | 男性 492,392 人<br>女性 236,814 人<br>合計 729,206 人 |
| 岐阜県  | 男性 11,211 人<br>女性 5,827 人<br>合計 17,038 人     | 男性 10,420 人<br>女性 5,431 人<br>合計 15,851 人     | 男性 9,874 人<br>女性 5,075 人<br>合計 14,949 人      | 男性 9,493 人<br>女性 4,887 人<br>合計 14,380 人      |
| 岐阜市  | 男性 1,203 人<br>女性 638 人<br>合計 1,841 人         | 男性 1,181 人<br>女性 618 人<br>合計 1,799 人         | 男性 1,132 人<br>女性 602 人<br>合計 1,734 人         | 男性 1,106 人<br>女性 604 人<br>合計 1,710 人         |

そのため、平成 26 年度より、シルバー人材センターの広報活動として、出前入会説明会や女性委員会の設置などにより、会員数の増加に努めている。受託金額や就労先も減少傾向であり、就労先についても、外郭団体の施設（梅林公園など）のほか、市からの特定随意契約が多い。

そのため、就業開拓委員会の設置や理事による企業へのあいさつ回りなどにより、受注する仕事の開拓に努めている。

#### 【意見 シルバー人材センター】

広報の在り方や、仕事の拡大に向けての取り組みを、平成 26 年度より、本格的に始めたことは評価できることである。今後、出前入会説明会や就業開拓委員会、女性委員会等の活動を継続するとともに、会員や仕事の拡大につながっているのかどうかの検証をすることが望ましい。

#### 【意見 福祉政策課、産業雇用課】

現在、65 歳が定年となっている上に、65 歳以上の高齢者も、短期の臨時雇用（時給）よりも、長期雇用（月給）を望んでいる場合も少なくない。そのため、シルバー人材センターにおいて、雇用を求めるという需要は必ずしも多いとはいえない。シルバー人材センターによる雇用の提供は、労働という観点もあるが、産業や雇用という観点よりは、福祉の観点が強いのではないかと思われる。また、今から 10 年ほど前は、高齢福祉課がシルバー人材センターの所管課であった。さらに、ふれあいの館白山の指定管理のモニタリング担当が高齢福祉課であり、ふれあいの館白山という建物の管理が福祉政策課であること、指定管理の要綱の管理も福祉政策課の所管であることを考慮すると、シルバー人材センターの所管課については、産業雇用課ではなく、福祉政策課が所管することが望ましい。

【意見 福祉政策課、高齢福祉課、産業雇用課】

仮に、所管課が産業雇用課のままである場合、福祉政策課、産業雇用課ほか指定管理や委託契約所管課は、シルバー人材センターの情報共有や意見交換などの連携を強く意識する必要がある。具体的には、シルバー人材センターの総会に、福祉政策課、高齢福祉課も出席するようにしたり、指定管理のモニタリングにおいて、福祉政策課、産業雇用課ほか指定管理や委託契約の所管課が立ち会ったりすることなどを通じて情報共有を図ることが望ましい。

## 2 指定管理について

(単位：千円)

| No | 対象施設                       | 指定管理施設所管課 | 選定方法 | 平成 25 年度<br>指定管理料 |
|----|----------------------------|-----------|------|-------------------|
| 1  | ふれあいの館 白山管理業務指定管理          | 高齢福祉課     | 公募   | 14,995            |
| 2  | 自転車等駐車場管理業務<br>(西岐阜駅) 指定管理 | 土木管理課     | 公募   | 39,844            |

\* 自転車等駐車場管理業務（西岐阜駅）指定管理については、平成 26 年度からは、非公募である。

\* 監査人補助者は、上記施設等について、現場視察をした。

### (1) ふれあいの館 白山について

|      |          |                                                                                                             |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市鶴田町 3-7-4                                                                                                |
|      | 所管課      | 福祉部高齢福祉課                                                                                                    |
|      | 根拠条例     | 岐阜市高齢者福祉会館条例                                                                                                |
|      | 指定期間     | ①平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日<br>②平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日<br>③平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 |
|      | 指定管理料    | 14,995 千円（平成 25 年度）                                                                                         |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                                                                                           |
|      | 利用者数     | 10,879 人（平成 25 年度）                                                                                          |
|      | 公募・非公募   | 公募                                                                                                          |

### ア 岐阜市暴力団排除条例について

### 【事実関係】

岐阜市暴力団排除条例第8条において、「市が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供され、又はその活動を助長すると認めるときは、当該公の施設の許可を使用せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。」とされている。

また、従前より、岐阜市高齢者福祉会館条例の第11条（2）において、「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」と規定されている。

したがって、高齢福祉課及びシルバー人材センターは、岐阜市高齢者福祉会館の会議室等の利用については、より、いっそう、暴力団等の「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織」が利用することがないような措置をとる必要が生じている。

この点、シルバー人材センターにおいて、会議室の利用については、初めて申請をしたり、不審に思われたりする団体については、市に問い合わせをするなどして確認しているとのことである。しかし、会議室の利用申請書などに、暴力団排除条項を明記していない。

その後、平成26年8月時点に実施した、シルバー人材センターに対するヒアリングにおける上記監査人補助者の指摘に対して、シルバー人材センターは、平成26年9月12日に利用申請書を変更し、利用申請書に暴力団排除条項を記載して、速やかに対応している点は、評価することができる。また、同年12月頃、ホームページ上にも、暴力団及びその関係者との関係遮断を明記している。指摘後、直ちに対応している点は、評価することができる。

## イ 事業の評価（モニタリング）について

### 【事実関係①】

指定管理施設所管課である高齢福祉課は、モニタリングに専念した現場訪問を徹底していない。平成24年度上半期から平成25年度下半期における指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、平成24年度の1項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

また、指定管理施設所管課の意見が、平成24年度から平成25年度にかけて、以下のとおり、ほとんど同じ内容となっている。

|                  |
|------------------|
| 平成24年度上半期 所管課の意見 |
|------------------|

趣味の教室（講座）の開設にあたり、当センターに登録された1,800人を超える会員の豊富な人材を活用し、その中から講師として指導できる方の募集を



行うとともに、受講してみたい講座の調査を行い、講座の開設・講師の選定を行った。また、講座の案内にあたり、チラシをシルバー全会員に配布し、友人にもPRするとともに、地元の自治会長を通じて班回覧でのPRチラシを行った。

施設内の他団体と連携を密にして、夏季の空調機器の温度設定制限、未使用部分の消灯監視など館内の省エネを徹底して無駄の排除を行っている。

交流センターの管理、館内清掃の人員について、シルバー会員を配置して利用者が使いやすいように管理運営を行った。

車両に防犯ステッカーを貼り、市内全域にわたり巡回パトロールを行うなど地域の貢献度も高い。

#### 平成 24 年度下半期 所管課の意見

趣味の教室（講座）の運営にあたり、当センターに登録された 1,800 人を超える会員の豊富な人材を活用し、その中から講師として指導できる方の募集を行うとともに、受講してみたい講座の調査を行い、講座の内容・講師の選定を行った。また、講座の案内にあたり、チラシをシルバー全会員に配布し、当センター会員による口コミのPRを行うとともに、地元の自治会長を通じて班回覧でのPRを行った。

交流センターの管理、館内清掃の人員について、経験豊富なシルバー会員を配置して利用者が使いやすいように管理運営を行った。

施設内の他団体と連携を密にして、未使用部分の消灯監視など館内の省エネを徹底して無駄の排除を行っている。

#### 平成 25 年度上半期 所管課の意見

昨年度から実施している趣味の教室（講座）の運営にあたり、当センターに登録された 1,700 人を超える会員の豊富な人材を活用し、その中から講師として指導できる方の募集を行うとともに、受講してみたい講座の調査を行い、講座の内容・講師の選定を行った。また、講座の案内にあたり、チラシをシルバー全会員に配布し、当センター会員による口コミのPRを行うとともに、地元の自治会長を通じて班回覧でのPRを行った。さらに、老人クラブ連合会事務局の協力のもと、中央地区の単位老人クラブに講座・会議室の利用チラシの配布を行った。

交流センターの管理、館内清掃の人員について、経験豊富なシルバー会員を配置して利用者が使いやすいように管理運営を行った。

施設内の他団体と連携を密にして、夏季の空調機器の温度設定制限や未使用部分の消灯監視など館内の省エネを徹底して無駄の排除を行っている。

#### 平成 25 年度下半期 所管課の意見

昨年度から実施している趣味の教室（講座）の運営にあたり、当センターに登録された 1,700 人を超える会員の豊富な人材を活用し、その中から講師として指導できる方の募集を行うとともに、趣味や関心のある講座の調査も併せて行い、講座の選定を行った。

講座の案内にあたり、チラシをシルバー全会員に配布し、当センター会員による口コミの P R を行うとともに、地元の自治会長を通じて班回覧での P R を行った。さらに、柳ヶ瀬サロンでの交流センターの講座開催のチラシの設置ならびに配布、P R 活動に努めた。

交流センターの管理、館内清掃の人員について、経験豊富なシルバー会員を配置して利用者が使いやすいように管理運営を行った。

施設内の他団体と連携を密にして、未使用部分の消灯監視など館内の省エネを徹底して無駄の排除を行っている。

#### 【指摘 高齢福祉課】

包括外部監査人補助者が、現場を 1 度訪問しただけでも、施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。

指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。

#### 【事実関係②】

評価委員会は、平成 24 年度までは、一度も、現場にいかずに、アンケート結果や利用客数で、評価をしている。平成 25 年度からは、評価委員からの要望もあり、福祉部における評価委員会も、指定管理の現場を見るようになったようである。しかし、5 年に 1 度くらいの頻度であり、モニタリングとしては、不十分な内容である。ふれあいの館白山には、まだ、評価委員会は訪れていない。

平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期における指定管理者、高齢福祉課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、平成 24 年度の 1 項目を除いて、三者とも全て同一の評価となっている。

また、評価委員会の意見が、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、以下のとおり、記載の分量も少ない上に、ほぼ同じ内容となっている。

#### 平成 24 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

管理運営状況シートのとおり適正に管理運営されており、良好である。

#### 平成 24 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されており、良好である。

#### 平成 25 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されており、良好である。

アンケート調査における満足度は高い。また、受講してみたい講座の調査を行うなど高齢者ニーズの把握に努めている。

今後も高齢者の関心にマッチした、工夫した取組みを検討されたい。

#### 平成 25 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見

事業計画書のとおり適正に管理運営されており、良好である。

講座の運営にあたり、指定管理者の会員を活用するなど、工夫した取組みがなされている。

今後も指定管理者のノウハウを活かした取組みを進めてください。

#### 【指摘 福祉政策課、高齢福祉課】

評価委員会も、少なくとも 1 年に 1 回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。

#### ウ 指定管理の収支決算書において

#### 【事実関係】

指定管理料から、光熱費、委託料などの経費を控除した残額について、事務経費として計上している。事務経費の内訳については、明らかにすることができていない。また、予算では、平成 23 年度：0 円、平成 24 年度：350 千円、平成 25 年度：350 千円であったが、決算では、平成 23 年度：140 千円、平成 24 年度：2,341 千円、平成 25 年度：2,150 千円となっており、1,900 千円程度、予算よりも大きい金額となっている。その結果、支出の部で、人件費など支出が削減されていても、収支は、0 円となっている。

シルバー人材センターによると、事務経費の金額の内訳や根拠は、明らかにできないとのことである。

#### 【指摘 シルバー人材センター】

決算において収支を 0 円とするために事務経費の金額により、収支を調整しているとうかがえる。事務経費の内訳には、利益も含まれているのではないか

と考えざるを得ない。

指定管理の収支計算書において、不正確な記載となっているため、岐阜市においても、ふれあいの館白山の指定管理の経済的合理性について、正確な資料に基づく検証をすることができない。シルバー人材センターは、消費税相当分等の間接経費が含まれていると主張しているが、それならば、収支計算書において、事務経費の具体的な内訳を正確に記載すべきである。

#### 【指摘 高齢福祉課】

指定管理施設所管課である高齢福祉課においても、シルバー人材センターに事務経費の具体的な内訳を記載するよう指導すべきである。

#### (2) 自転車駐車場（西岐阜駅）の管理について

|      |          |                                                |
|------|----------|------------------------------------------------|
| 基本事項 | 所在地      | 岐阜市市橋4丁目11番地1（外3か所）                            |
|      | 所管課      | 基盤整備部土木管理課                                     |
|      | 根拠条例     | 岐阜市自転車等駐車場条例                                   |
|      | 指定期間     | ①平成23年4月1日～平成26年3月31日<br>②平成26年4月1日～平成29年3月31日 |
|      | 指定管理料    | 平成25年度：39,844千円                                |
|      | 利用料金制の採用 | 無                                              |
|      | 利用者数     | 2,062人／1日（平成25年度上半期）<br>2,054人／1日（平成25年度下半期）   |
|      | 公募・非公募   | ①公募、②非公募                                       |

#### ア 選定について

##### 【事実関係】

平成24年度、シルバー人材センターは、岐阜駅周辺自転車駐車場の管理について指定管理者に選定されなかった。

平成25年度4月に、指定管理者制度基本方針が改定されたことにより、「特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合」という非公募事項を設けられた。

そして、平成26年度の西岐阜駅周辺自転車駐車場の指定管理については、上記非公募の考え方にに基づき、シルバー人材センターが非公募で選定されている。シルバー人材センターなど特定の団体に対して、非公募で選定されることの根拠となっている。

### 【意見 土木管理課】

シルバー人材センターという団体の性質から、指定管理を非公募で選定することは、他団体との公平性を欠くことになるし、競争原理が働かないことから、指定管理料の削減効果が限定的になる。「指定管理者の選定に関しては、「民間のノウハウの導入により住民サービスの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる団体を公募のうえ選定」を原則」とされている(指定管理者制度基本方針(平成 25 年 4 月改訂))。したがって、シルバー人材センターを非公募で選定することについては、上記原則の例外となるものであるから、非公募で選定する合理的理由が求められることはもちろんのこと、非公募とする必要性や他への影響、選定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証することが望ましい。

なお、シルバー人材センターの見直し行動計画においても、見直しに伴う課題として、「市がシルバーと委託契約を結ぶにあたって委託の対象とする業務の範囲を示した指針を所管室が明確にする必要がある。」「契約手続きの公平性・透明性の確保」と記載されているが、この趣旨は、指定管理者の選定にも及ぶものである。

## イ 事業の評価（モニタリング）について

### 【事実関係①】

指定管理施設所管課である基盤整備部土木管理課は、モニタリングに専念した現場訪問をしていない。現場における備品の確認や修繕の際に、合わせて見聞きしたことをもって、指定管理の評価をしている。

その結果、以下のとおり、指定管理施設所管課の意見が、平成 24 年度から平成 25 年度のものを見ても、あまり内容に変化がない状態となっている。4 つの自転車駐車場について、それぞれ指定管理者管理運営状況シートがあるが、全て、同一内容の記載となっている。

また、平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期における指定管理者、土木管理課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、三者とも同一の評価となっている項目がほとんどである。

#### 平成 24 年度上半期 所管課の意見

自転車等駐車場の目的、役割を理解し、利用者ニーズに応えようとする努力がみられる。

スタッフの管理・監督、人材育成については、チーフとの会議で苦情などの問題点を事務局が把握し、職場会議を通じて管理人への周知を図るなど適正に行われ、指定管理者全体で取り組んでいる。

定期利用の状況を把握し、利用者を多く増やし、代車の配備や、空気ポンプの設置等、利用者サービスへの積極的な取り組みは評価される。また、利用者アンケートの結果から、職員全員が接客対応などで利用者サービスに努力されていることが伺える。

平成 24 年度下半期 所管課の意見

自転車等駐車場の目的、役割を理解し、利用者ニーズに応えようとする努力がみられる。

スタッフの管理・監督、人材育成については、チーフとの会議で苦情などの問題点を事務局が把握し、職場会議を通じて管理人への周知を図るなど適正に行われ、指定管理者全体で取り組んでいる。

定期利用の状況を把握し、利用者を多く増やし、代車の配備や、空気ポンプや注意看板設置等、利用者サービスへの積極的な取り組みは評価される。また、利用者アンケートの結果から、職員全員が接客対応などで利用者サービスに努力されていることが伺える。

平成 25 年度上半期 所管課の意見

自転車等駐車場の目的、役割を理解し、利用者ニーズに応えようとする努力が引き続きみられる。

各自転車駐車場チーフ会議で苦情などの問題点を事務局が把握し、職場会議を通じて管理人への周知を図ることで、指定管理者全体で認識することを心がけ、スタッフの管理・監督、人材の育成に努めることができている。

定期利用の状況を把握し、良好な稼動を保ちつつ、場内に白線や停止線を引くことなど利用者に対する安全性の向上に努めていることが評価される。

また、引き続きヒヤリ・ハットマップの作成を初めとした利用者サービスに努力されたい。

平成 25 年度下半期 所管課の意見

自転車等駐車場の目的、役割を理解し、利用者ニーズに応えようとする努力が引き続きみられ、特に、ヒヤリ・ハットマップの作成や、A E D の設置など、利用者に対する安全性の向上が評価される。

また、自転車駐車場利用状況を的確に判断することで、より多くの利用者を確保していることが評価される。

今後も、引き続き利用者サービスの向上に努められたい。

### 【指摘 土木管理課】

指定管理施設所管課である土木管理課も、修繕等の場面とは別に、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。

### 【事実関係②】

評価委員会は、平成 24 年 11 月 20 日開催分を除き、平成 26 年 12 月時点まで、現場にいかずに、アンケート結果や利用者数などを示す書類資料により、評価をしている。

その結果、以下のとおり、評価委員会の意見が、平成 24 年度から平成 25 年度のものを見ても、あまり内容に変化がない状態となっている。また、4 つの自転車駐車場について、それぞれ指定管理者管理運営状況シートがあるが、全て、同一内容の記載となっている。

また、平成 24 年度上半期から平成 25 年度下半期における指定管理者、土木管理課（指定管理施設所管課）、評価委員会の評価が、三者とも同一の評価となっている項目がほとんどである。

#### 平成 24 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している。

利用者に対する従業員の対応は良く、施設も清掃等が強化され、きれいに管理されている。

加えて利用者の視点に立ち代車の配備や空気ポンプを設置するなどの利用者サービスへの積極的な取り組みは評価できる。定期利用待ちもなく利用者ニーズに応えている。引き続きサービスの向上に努力されたい。

#### 平成 24 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見

協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している。

加えて、注意看板の設置や独自の交通安全啓発紙の配布を行うなど、利用者の安全面に配慮した環境づくりや活動に工夫が見られる。

特に、周辺水路の清掃に積極的に取り組み、まちの景観保全に貢献していることは評価できる。

#### 平成 25 年度上半期 指定管理者評価委員会の意見

協定書、要求水準の内容どおり業務を概ね履行している。

新たに、白線を引いて駐車スペースを等間隔に仕切るなど、利用しやすい環境づくりに取り組んでいることは評価できる。

その他、要求以外の地域の清掃活動などにも積極的に参加していることは評価できる。

引き続き、サービスの向上に努められたい。

|                           |
|---------------------------|
| 平成 25 年度下半期 指定管理者評価委員会の意見 |
|---------------------------|

協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している。

加えて、管理棟に A E D を設置し、管理人に普通救命講習会を受講させるなど、利用者にとって安心・安全な環境づくりに取り組んでいることは評価できる。

引き続き、サービスの向上に努められたい。

**【指摘 土木管理課】**

包括外部監査人補助者が、現場を 1 度訪問しただけでも、施設の設備、運営状況等、気づくことが多々あった。

評価委員会も、現場で、少なくとも 1 年に 1 回は、評価会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視すべきである。



### 3 補助金について

#### 【事実関係】

(単位：千円)

| No | 対象事業 | 補助金交付所管課 | 交付要綱 | 確定補助金  |
|----|------|----------|------|--------|
|    | 補助金  | 産業雇用課    | あり   | 10,945 |

|          |                                                                              |        |        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 補助金名     | (公社) 岐阜市シルバー人材センター補助金                                                        |        |        |
| 要綱名      | (公社) 岐阜市シルバー人材センター補助金交付要綱                                                    |        |        |
| 補助金の目的   | 岐阜市シルバー人材センターの円滑な運営を促進し、高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資することを目的とする。                     |        |        |
| 交付先      | (公社) 岐阜市シルバー人材センター                                                           |        |        |
| 対象事業     | 高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱(平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号。以下、「国要綱」という。)                  |        |        |
| 補助金の算定方法 | 予算の範囲内において、国要綱に規定する高年齢者就業機会確保事業費等補助金の交付額以内。ただし、市長が必要と認めた場合は、補助対象経費の2分の1以内の額。 |        |        |
| 補助開始年度   | 昭和55年度                                                                       | 経過年数   | 34年    |
| 補助金額     | 平成23年度                                                                       | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 予算       | 9,992                                                                        | 9,992  | 10,945 |
| 決算       | 9,992                                                                        | 9,992  | 10,945 |

公益社団法人岐阜市シルバー人材センター補助金は、シルバー人材センターの円滑な運営を促進し、高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資することを目的として交付する補助金である。補助金の概要は上記のとおりである。

シルバー人材センターには、岐阜市の他に国からも補助金が拠出されている。国からのシルバー人材センターに対する補助金の限度額は、国要綱に定められた、シルバー人材センターの会員数及び1ヶ月あたりの就業延人日数(会員1人が1日活動した場合を1日と考える)の直近3年度の平均値を基準にして算定される。つまり、規模が大きい組織に対しては、多額の補助金が拠出される仕組みであり、シルバー人材センターは、最大額である8,700,000円を限度額として補助されることとなっている(運営費7,200,000円、機能強化推進事業費1,500,000円)。また、企画提案方式による事業に対して3,000,000円(事業費2,000,000円、事業設備費1,000,000円)を限度額として補助されることになっている。この企画提案事業に対する補助金は、初年度は3,000,000円を限度額とし、2年目及び3年目は、運営費のみ2,000,000円を限度額とする。平成25年度は、企画提案事業として、「ぎふ野菜とうたごえでシニアが元気に

なれる街」として、柳ヶ瀬サロンにおいて、「シルバー野菜市」や「シルバーうたごえサロン」を実施しており、国と岐阜市から、それぞれ 2,245,000 円の補助金を受けているところである。

また、国の補助金には、もう 1 つの制限があり、地方公共団体の補助金の額を限度とするというものである。したがって、岐阜市が補助金を拠出しなければ、国からの補助金も同様に拠出されないこととなる。平成 23 年度の包括外部監査報告書においても、現状の方法で補助金額を算定すると、補助金の支出が機械的になり、補助金が既得権益化されて、シルバー人材センターの自立を妨げる結果となるため、原則どおり、運営費補助金は交付団体の運営に必要な補助金額を算定し交付することが望まれると意見を述べている。

そのため、岐阜市版事業仕分けにおいても、シルバー人材センター補助金の見直しがあり、補助金額を国と同額に削減した。

また、毎年度、補助金が要綱で定める使途に従い使用されているかを実際に、岐阜市の補助金交付所管課の担当者がシルバー人材センターへ出向き、質問や帳簿の確認を行い調査しているとのことである（補助金等交付規則第 16 条）。

第 16 条(補助金等の額の確定等)

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第 5 号)により当該補助事業者へ通知しなければならない。

しかし、調査の内容が記載された記録が残っていない。

【指摘 産業雇用課】

本当に必要な補助金額だったのか検討した結果を、検討資料を添付した記録に残すべきである。

また、シルバー人材センターの貸借対照表によると、財政運営積立資産が 113,000 千円あり、そのうち、シルバー人材センター事業に関わるものが、25,000 千円も存在しており、補助金の 2 倍以上の金額となっている。

さらに、補助金のみならず、市から、特定随意契約や指定管理により、189,549 千円（平成 25 年度）も支出されている。これらの状況を考慮して、補助金の金額設定を考えるべきである。また、補助金の使途状況についても、調査をしたのであれば、その調査結果について、文書化し、記録に残すべきであるが、そのような記録は残っていない。担当者が異動すると、以前検討した結果が引

き継がれず、その後に、検討結果、調査結果を生かすことができないからである。この点は、平成 23 年度の包括外部監査報告書において、（意見）とされていたが、改善等されていないため、【指摘事項】とする。

なお、本件指摘事項は、補助金の必要性や金額の妥当性について検討し、調査した結果を記録に残すべきというものである。シルバー人材センターに対する補助金を直ちに廃止すべきであるとまでは述べていない。

#### 4 委託事業について

市とシルバー人材センターの委託契約等（手数料による業務を含む。）については、以下の一覧表のとおりである。「平成 26 年 11 月末時点、ホームページに記載」については、平成 26 年 11 月末時点において、ホームページに記載されていた委託契約等である。

平成 27 年 1 月末現在においては、産業雇用課は、岐阜市からシルバー人材センターに委託した全ての委託契約等を把握している。

平成 25 年度

（単位：円）

| 内 訳                         | 金 額        | 区 分 | 平成 26<br>年 11<br>月 末 時<br>点 ホ ー<br>ム ペ ー<br>ジ に 記<br>載 | 所 管 課      |
|-----------------------------|------------|-----|--------------------------------------------------------|------------|
| 岐阜市有料自転車駐車場（西岐阜駅）の管理運営      | 39,844,330 | 公募  | ○                                                      | 土木管理課      |
| 岐阜市高齢者福祉会館「ふれあいの館 白山」管理運営業務 | 14,995,000 | 公募  | ○                                                      | 高齢福祉課      |
| 公園管理業務委託                    | 25,697,011 | 随意  |                                                        | 公園整備課      |
| 東部クリーンセンター計量・粗大ごみ選別等業務      | 14,232,000 | 随意  |                                                        | 東部クリーンセンター |
| 岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託            | 13,234,110 | 随意  |                                                        | 自然共生政策課    |
| 岐阜市民病院第 2 駐車場等案内及び整理業務      | 12,265,024 | 随意  |                                                        | 病院政策課      |
| 岐阜駅北口・南口駅前広場清掃管理業務          | 5,925,206  | 随意  | ○                                                      | 駅周辺事業推進課   |

|                       |           |    |   |            |
|-----------------------|-----------|----|---|------------|
| 柳津資源ステーション運営管理業務      | 5,556,066 | 随意 |   | 循環型社会推進課   |
| コミュニティ水路の清掃           | 5,287,590 | 随意 | ○ | 河川課        |
| 無料自転車駐車場の指導整理及び清掃業務   | 4,578,081 | 随意 | ○ | 土木管理課      |
| 掛洞プラント計量・プラットホーム等管理業務 | 4,368,016 | 随意 |   | 掛洞プラント     |
| 放置自転車の指導・整理業務         | 4,211,439 | 随意 | ○ | 土木管理課      |
| 自転車保管所管理業務            | 3,668,316 | 随意 | ○ | 土木管理課      |
| 留守家庭児童会事業運用支援業務       | 3,113,665 | 随意 |   | 青少年教育課     |
| 地域交流センター等管理業務         | 2,868,250 | 随意 |   | 競輪事業課      |
| 岐阜市大洞墓地管理事務所管理業務委託    | 2,685,900 | 随意 | ○ | 自然共生政策課    |
| 長良川右岸河畔道路通行整理業務委託     | 2,488,800 | 随意 | ○ | 道路建設課      |
| 鏡岩水源地ほか構内環境整備業務委託     | 1,893,838 | 随意 |   | 上下水道事業部施設課 |
| 保育所営繕業務               | 1,854,720 | 随意 |   | 保育事業課      |
| 岐阜市長選挙における投票事務業務      | 1,297,619 | 随意 |   | 選挙管理委員会    |
| 柳津生涯学習センター施設管理業務      | 1,292,850 | 随意 | ○ | 地域振興総務課    |
| 参議院議員選挙における投票事務業務     | 1,282,530 | 随意 |   | 選挙管理委員会    |
| 鮎の駅・清水川清掃業務           | 1,260,000 | 随意 | ○ | 河川課        |
| 佐波出張所施設管理業務           | 1,106,700 | 随意 | ○ | 地域振興総務課    |
| 岐阜市民病院放射線科受付補助業務      | 1,055,415 | 随意 |   | 病院政策課      |
| 柳津公民館施設管理業務           | 921,270   | 随意 | ○ | 社会教育課      |
| 雄総水源地ほか構内環境整備業務委託     | 903,000   | 随意 |   | 上下水道事業部施設課 |
| 歩行者・自転車通行量調査業務        | 886,996   | 随意 |   | まちづくり推進政策課 |
| 河川及び水路敷地の清掃業務         | 831,600   | 随意 | ○ | 河川課        |
| スクールバス運行補助業務          | 731,000   | 随意 | ○ | 地域振興総務課    |
| 毛筆筆耕                  | 706,440   | 随意 | ○ | 行政課        |
| 計量検査補助業務委託            | 668,201   | 随意 |   | 消費生活課      |

|                            |         |    |   |           |
|----------------------------|---------|----|---|-----------|
| 寺田プラント場内清掃業務委託             | 657,921 | 随意 | ○ | 寺田プラント    |
| 柳津地区ものづくり産業集積地除草業務委託       | 630,000 | 随意 | ○ | 企業誘致課     |
| 荒田公園交通教室管理業務委託             | 530,004 | 随意 | ○ | 防犯・交通安全課  |
| 国史跡岐阜城跡見廻り及び監視業務           | 504,000 | 随意 |   | 社会教育課     |
| 食肉地方卸売市場場内環境整備業務委託         | 502,382 | 随意 | ○ | 食肉地方卸売市場  |
| 岐阜駅南口駅前広場の一部及び東西自由通路清掃管理業務 | 479,790 | 随意 | ○ | 土木管理課     |
| 期日前投票における投票立会人業務           | 468,633 | 随意 |   | 選挙管理委員会   |
| 岐阜市中央卸売市場場内せん定業務           | 447,825 | 随意 |   | 中央卸売市場    |
| 時鐘楼鐘撞業務委託                  | 406,617 | 随意 | ○ | 管財課       |
| 寺田プラント樹木剪定                 | 388,500 | 随意 | ○ | 寺田プラント    |
| J R 岐阜駅周辺指定喫煙場所灰皿清掃業務      | 351,059 | 随意 |   | 循環型社会推進課  |
| 窓口案内整理業務                   | 335,265 | 随意 | ○ | 市民課       |
| 岐阜市科学館剪定及び草刈               | 256,725 | 随意 | ○ | 科学館       |
| 岐阜市上加納山墓地等交通整理業務委託         | 195,500 | 随意 | ○ | 自然共生政策課   |
| 岐阜市上下水道事業部本庁舎日常清掃等業務委託     | 174,191 | 随意 |   | 上下水道事業政策課 |
| 横断地下道清掃業務委託                | 166,320 | 随意 |   | 道路維持課     |
| 寺田プラント場内草刈業務               | 158,403 | 随意 | ○ | 寺田プラント    |
| 恵光学園環境整備業務                 | 153,972 | 随意 | ○ | 恵光学園      |
| 国史跡琴塚古墳見廻り及び監視業務           | 123,600 | 随意 |   | 社会教育課     |
| 柳津運動場夜間照明施設管理業務            | 120,600 | 随意 |   | 市民体育課     |
| 岐阜市立図書館植木剪定                | 109,200 | 随意 |   | 図書館       |
| 市有土地除草業務                   | 92,860  | 随意 | ○ | 市街地再開発課   |
| 市有地除草業務                    | 91,350  | 随意 |   | 産業雇用課     |
| 梅林小 樹木の剪定手数料               | 68,000  | 随意 |   | 教育政策課     |
| 庭木剪定                       | 67,000  | 随意 |   | 日野恵光      |
| 除草業務                       | 63,674  | 随意 | ○ | 区画整理課     |

|                           |        |    |   |                 |
|---------------------------|--------|----|---|-----------------|
| 西柳ヶ瀬コミュニティー広場噴水<br>清掃業務委託 | 49,350 | 随意 |   | 道路維持課           |
| 学位記筆耕（宛名等）                | 49,290 | 随意 |   | 女子短期大学<br>総務管理課 |
| 北市民健康センターせん定業務            | 47,250 | 随意 | ○ | 北市民健康センタ<br>ー   |
| 南市民健康センター内剪定業務            | 33,600 | 随意 | ○ | 南市民健康センタ<br>ー   |
| 市有地除草・草処理業務               | 31,651 | 随意 | ○ | 公共用地課           |
| 剪定                        | 30,000 | 随意 |   | 第二・第三恵光         |
| 除草業務                      | 18,900 | 随意 | ○ | 健康政策課           |
| 樹木剪定                      | 18,000 | 随意 | ○ | 恵光学園            |
| 納骨堂周辺の清掃と草刈業務             | 16,800 | 随意 |   | 生活福祉課           |

＊岐阜市有料自転車駐車場（西岐阜駅）の管理運営（指定管理）は、平成 26 年度から、非公募であり、シルバー人材センターが選定されている。

#### （１）公園管理業務（公園整備課）

##### 【概要】

- ①本荘公園管理業務
- ②岩戸公園等管理業務
- ③長良川公園等管理業務
- ④西岐阜駅道路広場等管理業務
- ⑤江崎運動場入口開閉業務
- ⑥清水緑地便所清掃及び多目的便所扉の鍵開閉業務
- ⑦加納公園門扉開閉業務
- ⑧加納公園車止め開閉業務
- ⑨島大橋河川公園管理業務
- ⑩溝旗公園等管理業務
- ⑪柳公園管理業務
- ⑫金公園管理業務

公園管理業務の内容は、①本荘公園管理業務を例にすると、以下のとおりである。

- ・便所の清掃並びに身障者便所窓の鍵の開閉

- ・園内の除草、清掃、かん水及び詰所の管理
- ・樹木の手入れ
- ・池噴水の水替え、清掃
- ・園内での犬の放し飼い及び危険な遊びへの注意
- ・公園管理事務所に電話が設置されているので、公私用の区別をつけ使用する。
- ・その他公園管理上支障と思われることを発見した場合は、公園整備課及び公園管理事務所長に報告すること
- ・市民プール開設期間中（7月～8月）は来園者が多くなるので、特に管理に万全を期し、プール管理者である公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団職員と連携を密にし、公園内の見回り等を強化すること
- ・作業終了後、詰所等の火災の危険箇所の確認点検、及び施錠
- ・排水路の浚渫業務
- ・公園内遊具の目視点検を行い異常が見受けられた場合は早急に使用禁止措置を取ると共に、公園整備課及び公園管理事務所長に報告をすること

入口開閉業務の内容は、⑤江崎運動場開閉業務を例にすると、以下のとおりである。

- ・江崎運動場入口（第1球場側及び第2球場側の2箇所）の開閉に関すること。なお、閉錠の際には運動場内に残置する車両へ施錠する旨伝えること
- ・万一、車両が閉じ込められた場合、発注者からの連絡等により、再度開閉を行うこと
- ・その公園管理上支障と思われることがある場合は、公園管理事務所長に報告すること

#### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、「障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合又は障害者支援施設等又は高年齢者若しくは母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合」と規定されている。そして、岐阜市随意契約ガイドラインにおいて、具体的例示として、「（2）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合会若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約」が掲げられている。

本件契約について、一者随意契約理由書には、「別紙」（A 4 で 1 枚）に、「少子高齢化の進む中、特に高齢者人口は飛躍的にのびています。それに伴い高齢者の就業率は、年齢階層が高くなるほど低下しています。シルバー人材センターは、就業を希望する高年齢者に対して、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保、提供することにより、高年齢者の就業機会の増大を図り、健康の維持、追加収入の喜び、社会参加、生きがいに対する誇りと喜びを実現し、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした公益性、公共性の性格を併せ持つ非営利団体であり、「高齢者等（ママ。正確には、「高年齢者等」）の雇用の安定等に関する法律（昭和 61 年法律第 43 号（ママ。正確には、「昭和 46 年法律第 68 号」）において位置づけられています。また、本市では健康で安心して暮らせる長寿社会の創造のため、「岐阜市老人保健福祉計画」を作成し、高齢者の健康及び積極的な社会参加による生きがいのため、高齢者の働く場を確保することを本市の重要な政策課題として位置づけています。この政策課題の推進の一つとして、従来からの委託業者で実績があり、業務内容を熟知しているとともに、「高齢者等（ママ。正確には、「高年齢者等」）の雇用の安定等に関する法律」に基づいて設立され、上記のような性格を持つ団体である公益社団法人岐阜市シルバー人材センターと地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号により随意契約を締結します。」と記載されている。なお、競争性への切換えの可否について、「当該都市公園管理全般を今般導入した指定管理者制度によって指定管理者に管理の代行を行わせる。なお、切り替えの時期については、現在検討中。」と記載されており、「将来競争に切り替えることができる」としている。

## （２）東部クリーンセンター計量・粗大ごみ選別等業務（東部クリーンセンター）

### ① 計量・プラットホーム管理

- ・ ごみ搬入受付
- ・ 搬入受付システム及びデータ管理
- ・ 計量システム及びデータ管理
- ・ プラットホームにおける監視、誘導及び搬入物監視
- ・ 洗剤によるプラットホーム洗浄（随時）
- ・ 業務に係わる場所（搬入路、退出路含む）の清掃
- ・ その他、計量・プラットホーム管理に係わる業務

### ② 粗大ごみ選別・成形機操作



- ・粗大ごみ選別（プラットホーム・手選別室）及び解体・投入に係わる業務
- ・成形機操作に係わる業務
- ・業務に係わる場所（敷地内道路植栽などを含む）の清掃、整備
- ・その他粗大ごみ選別・成形機操作に係わる業務
- ・ごみ焼却施設プラットホームの監視、清掃業務の支援

### ③ 再使用品選別修理

- ・再使用品の選別・修理・展示に係わる業務
- ・業務に係わる場所（敷地内道路植栽などを含む）の清掃、整備
- ・その他、粗大ごみ再使用品選別修理展示・抽選に係わる業務

#### 【事実関係】（一者随意契約の理由について）

本件契約の一者随意契約理由書には、「シルバー人材センターは、仕事に従事することを希望する高年齢者に対して仕事を確保し、これを提供する団体であり「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」により位置づけられている。」と記載されており、シルバー人材センターが、上記ガイドライン 3（2）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「シルバー人材センターは、仕事に従事することを希望する高年齢者に対して仕事を確保し、これを提供する団体であり「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)」により位置づけられている。」と記載され、「競争に切り替えることができない。」としている。

### （3）岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託（自然共生政策課）

- ① 大洞墓地
- ② 上加納山墓地
- ③ 加納穴釜墓地
- ④ 柳津北宮浦墓地
- ⑤ 柳津宮東墓地

- ・ごみ収集（ごみ籠、通路等。ごみ収集者によるごみ回収時前は、発注者の指示に従い指定した場所にごみを集めておくこと）
- ・雑草抜き、雑草刈り（墓地内の通路、広場、法面、山間地など全面的に行い、繁茂時は発注者の指示に従うこと。やむをえず、除草剤を使用する場合は、「岐阜市営墓地病害虫等防除マニュアル」を遵守するとともに、使用状況を記録すること。）

- ・ 軽微な樹木の枝打ち、及び剪定
- ・ 側溝の清掃
- ・ 墓地内通路等の軽微な補修作業
- ・ 便所掃除（週 1 回程度）
- ・ その他施設の美化に関すること

【事実関係】（一者随意契約の理由について）

本件契約の一者随意契約理由書には、「①労務単価と比較した場合に安価である（労務単価 軽作業員 10,500 円＞契約額 6,640 円 ただし、8 時間あたり）②岐阜市の重要施策の一つである高齢者の生きがい対策、社会参加を推進する上で、高齢者の雇用機会の積極的な提供を行える。③過去の実績では、適正に業務を行っており、また、業務内容を熟知しているため、円滑に業務を行える。」と記載されており、シルバー人材センターが、上記ガイドライン 3（2）に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「高齢者に働く場を確保するため。また、シルバー人材センターは長年業務を実施してきた実績があり、業務内容を熟知しているため。」と記載され、「競争に切り替えることができない。」としている。

（４）岐阜市民病院第 2 駐車場等案内及び整理業務（病院政策課）

- ① 岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地
- ② 岐阜市如月町 6 丁目 24 番 1、27 番、30 番、32 番、33 番  
岐阜市錦町 6 丁目 35 番地 1（第 2 駐車場）
- ③ 岐阜市寿町 6 丁目 30 番地 1、2、3、4（第 3 駐車場）
- ④ 岐阜市瑞穂町 22（第 5 駐車場）
- ⑤ 岐阜市香取町 2 丁目 12 番地（第 6 駐車場）
- ⑥ 岐阜市豊岡町 24 番地 1（第 7 駐車場）

- ・ 第 2 駐車場及び第 3、5、6、7 駐車場への案内
- ・ 第 2 駐車場及び第 3、5、6、7 駐車場における案内、整理（駐車場券の配布）及び美化業務
- ・ 身障者専用駐車場の整理（身障者マーク等を確認し、身障者や車イス利用者、妊婦等歩行困難者を優先する。）
- ・ 第 2 駐車場の草刈業務 5 月、7 月、10 月の各月毎に 1 回行う。

【事実関係】（一者随意契約の理由について）

本件契約の一者随意契約理由書には、「当業務の趣旨である高齢者の雇用促

進及び地域社会との関わりという目的のため。」と記載されており、シルバー人材センターが、上記ガイドライン3(2)に該当することを理由としている。

なお、競争性への切換えの可否について、「当業務の趣旨である高齢者の雇用促進という目的を考慮した場合、他社では目的にそぐわない。」と記載され、「競争に切り替えることができない。」としている。

#### (5) 各契約共通について

##### ア 特定随意契約の公表について

###### 【事実関係①】

産業雇用課は、特定随意契約について、公表する措置をとらなければいけないにもかかわらず(契約規則第29条2(3)、特定随意契約の公表に関する要綱)、岐阜市とシルバー人材センターとで締結した特定随意契約について把握していないため、公表していない契約等もあった。シルバー人材センターについて問い合わせが来ているが、その問い合わせが、産業雇用課が把握していない特定随意契約に基づくものであることがある。

###### 【指摘 委託契約所管課、産業雇用課】

公表するとされている特定随意契約においてすら、産業雇用課は把握しきれていないのであるから、産業雇用課が、シルバー人材センター全体の委託契約等の業務を把握することが困難な状態となっている。これは、外郭団体の経営改善指針にある「自主的・自立的な経営」、「①経営課題の把握・経営改善計画の策定」における「外郭団体所管室及び団体自らが経営状況、業務全般を継続的に点検評価し、経営課題を的確に把握する」という点に反しており、産業雇用課が、所管課として責任を果たせていない状態である。岐阜市のシルバー人材センターに対する委託契約(特定随意契約を含む。)について、産業雇用課が、その全て把握する必要がある。そのため、産業雇用課において、シルバー人材センターに対する委託契約(特定随意契約を含む。)を産業雇用課が全て把握できるよう、産業雇用課に報告するよう、各委託契約所管課との連携をとるべきである。

また、各課からの報告を徹底するについても限界があることから、財務会計システムの検索機能を利用するなどして、特定随意契約の把握に努めるべきである。

なお、産業雇用課は、本件包括外部監査をきっかけに、委託契約等(平成25年度を含む。手数料による業務を含む。)を全て調査して把握したことは、評価することができる。

## イ 苦情等の対応について

### 【事実関係②】

苦情などの問題が生じた場合に、所管課である産業雇用課、指定管理や委託契約所管課と連絡等については、特に、記録は取っていないとのことである。そのため、事案の重大性や対応策など、後から振り返ることができない状態となっている。

### 【指摘 委託契約所管課、産業雇用課、シルバー人材センター】

委託契約所管課、産業雇用課、シルバー人材センターは、苦情内容とともに、シルバー人材センターや所管課や指定管理施設所管課、委託契約所管課との相互のやりとりについて記録化するよう、連絡シートなどを設けるべきである。

なお、平成 27 年 1 月 15 日に、産業雇用課において、「岐阜市シルバー人材センター連絡票」を作成し、速やかに、連絡シートを設けたことは、評価することができる。

## ウ モニタリングについて

### 【事実関係③】

委託契約において、「公園管理業務委託共通仕様書」第 4 項には、「発注者は、委託業務の運営に関し疑義が生じた場合は、随時検査、立会等を行い、又は、報告を求め、必要があるときは改善を求めることができる。また、改善結果等について報告を求めることができる。」と規定されている。

「岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託仕様書」第 9 項（４）には、「発注者は、委託業務について随時その内容について検査を行い、仕様書に適合していない場合は、受注者に改善を命ずることができる。」と規定されている。

また、東部クリーンセンター計量・粗大ごみ選別等業務委託、岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託、岐阜市民病院第 2 駐車場等案内及び整理業務委託の業務委託契約書では、業務委託契約書第 4 条「委託業務の調査等」において、「発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、若しくは受注者から関係書類を提出させ、又は受注者に対し報告を求めることができる。」と規定している。

しかし、検査の実施状況については、記録上、不明である。

### 【指摘 委託契約所管課、シルバー人材センター】

シルバー人材センターの事務局のほか、各委託契約所管課においても、契約書や仕様書の条項に基づいて、現場において、抜き打ち検査を含め、随時

の検査や調査を実施し、その状況を具体的に記録すべきである。この点について、環境事業政策課によると、東部クリーンセンターにおいては、同一敷地内の作業であるため、適時業務内容を確認しているとのことである。しかし、その確認状況を具体的に記録すべきことは、同様である。

#### エ 業務日報について

##### 【事実関係④】

業務日報についても、数文字だけ業務内容を記載し、勤務時間を記載しており、必要最小限の記載となっている。

そのため、実際に、誰が、どのくらいの時間、どのような業務を行ったのか具体的にたどることができず、「疑義」が生じるかどうかについて確認できない状態である。また、業務内容を振り返って改善策を検討することができない状態となっている。

##### 【意見 委託契約所管課、シルバー人材センター】

業務日報については、業務内容や業務の実施において気になった点を具体的に記載できる書式にすることが望ましい。

#### 5 独自事業等について

シルバー人材センターでは、登録している会員の資格、技能を生かし、地域社会の要望に応えるという目的で、独自事業を行っている。

事業運営は、会員の自主性を尊重して運営するとともに、技能の向上のための定期的な研修も行っているとのことである（シルバー人材センターHPより）。

##### （１）観光ガイド事業

会員のガイド約 25 名が当番で岐阜公園の観光バス乗り場に待機して、観光客に対して、金華山ロープウェイ・岐阜城を中心に案内する事業である。

##### （２）託児サービス事業

育児経験の豊富な会員が中心となり、幼児の母親が、講演会やイベントに安心して参加できるよう、会場内での託児サービスをする。

##### （３）介護保険事業

訪問介護事業者及び居宅介護支援事業者として、岐阜市長の指定を受けた事業所である。

訪問介護事業所では、利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行っている。

居宅介護支援事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者との信頼関係の確立を図る中で、介護保険の申請、ケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介、介護全般についての相談等を受けている。

#### （４）シルバー柳ヶ瀬サロン

シルバーの情報の発信基地として、柳ヶ瀬サロンを活用し、また、市民の憩いの場として、多くの市民に利用してもらうよう、柳ヶ瀬サロンの充実を図っているとのことである。

シルバー柳ヶ瀬サロンでは、センター会員及び他都市の会員の手作り品の販売、喫茶コーナー、手芸等趣味の講座、作品展等様々な事業を運営しているとのことである。

売上高：6,274,750 円（平成 25 年度）6,816,675 円（平成 24 年度）

手作り品出品者：40 人

来店者数：19,373 人（1 日平均 64 人）

販売品目：会員手作り品、他シルバー独自商品、コーヒー等

実施講座：俳句の会、刺繍、水彩画、ちぎり絵、小物づくり、  
手まりづくり

相談業務：高齢者に対する就労支援

### 6 その他の事業について

#### （１）企画提案事業について

平成 25 年度から、国や岐阜市の補助金により、新たな企画提案事業「ぎふ野菜とうたごえでシニアが元気になれる街」を開始している。シルバー人材センター補助金 10,945,000 円のうち、企画提案方式による事業としての補助金 2,245,000 円である。

会員手作りの新鮮野菜を柳ヶ瀬サロンにおいて販売し、シルバー人材センターの P R に努めているとのことである。

「シルバーうたごえサロン」では、「第二次ぎふ市民健康基本計画」に基づき、多くの会員の参加を目指し、生活機能の低下予防に寄与することを目的としている。木曜日に、「うたごえサロン」を実施し、柳ヶ瀬商店街の賑わいを創出し、中心市街地の活性化にも努めているとのことである。

## (2) シニアワークプログラム地域事業

岐阜労働局からの委託に基づく地域事業で、高齢者の雇用・就業機会の確保を目的として、60 歳代前半層を中心とする高齢者を対象に、地域の事業主団体等の参画・協力のもとに雇用を前提とした技能講習（座学・実習）・合同面接会等を実施するものである。

## 7 使用貸借について

### 【事実関係①】

ふれあいの館白山における、シルバー人材センター事務局のある場所は、市所有のものであるが、使用貸借であり、賃料は徴収されていない。

平成 18 年度の包括外部監査においても指摘されている点ではあるが、この点については、協議等するなどして改められた形跡はない。措置結果においては、「他の地方公共団体の状況を見ながら、外郭団体と合意形成を図る」と回答しているものの、協議をした形跡はない。

岐阜市公有財産規則の第 33 条第 1 項（8）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 4 項において、次のとおり、規定されている。

普通財産は、[次の各号](#)の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 普通財産の貸付けを受けた者が当該財産につき、地震、火災、水害等の災害を受け使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(3) その他特別の事情があると認めるとき。

しかし、シルバー人材センターは、「高齢者の福祉の増進を目的とする団体」として、第 4 条第 1 号「公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当すると考えているとのことである。しかし、「高齢者の福祉の増進を目的とする団体」は、社会福祉法人を含めて、多数あるため、どうして、シルバー人材センターが上記要件を満たしているのか具体的な理由が不明である。また、上記要件を満たしているのかを具体的に再検討した形跡もない。

### 【指摘 福祉政策課】

市として、速やかに、賃貸借契約（有償）に切り替える方向で検討すべきで

ある。また、資料等に基づき検討した議事録が残っていない状況からも、PDCAサイクルが機能していないことがわかる。検討する際には、後日、指定管理施設所管者が異動となっても、検討結果を振り返るためにも、部内、課内等で議論した経過について資料も添付した上で、議事録を作成すべきである。

#### 【事実関係②】

ふれあいの館白山についての不動産登記簿謄本が、現状とは異なる物となっている（既に取り壊しされている建物についての滅失登記がなされていない）状態になっている。ふれあいの館白山を利用するシルバー人材センター及びふれあいの館白山という建物を管理する福祉政策課、ふれあいの館白山の指定管理についてモニタリング等をする高齢福祉課のいずれについても、指定管理の選定や使用貸借契約をする際に、対象物件の公有財産台帳の確認は行っているが、登記簿謄本を確認するという作業を怠っている。

#### 【指摘 福祉政策課】

シルバー人材センター、ふれあいの館白山の建物を管理する福祉政策課、指定管理のモニタリングを指定管理施設所管する高齢福祉課は、指定管理の選定、使用貸借契約など、契約行為等をする際には、対象となる物件についての不動産登記簿謄本などの基本資料を確認すべきである。

ふれあいの館白山の前に建っていた建物について滅失登記がなされていない状態は、過料の制裁を伴う違法な状態であったことから（不動産登記法第164条、第57条第1項）、監査人補助者の指摘後、速やかに、滅失登記をしたようである。この点は、監査人補助者の指摘に対して、直ちに対応していることから、評価することができる。

#### 【指摘 福祉政策課】

公有財産規則第9条において、「部長は、登記又は登録ができる公有財産を取得したときは、速やかに、その手続を行わなければならない。」と規定されていることから、速やかに、ふれあいの館白山という建物についても登記手続をすべきである。

この点、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除するとの従前の取扱いを継続することとしている（不動産登記法附則第9条、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）附則第5条第1項）。

しかし、本件については、上記のとおり、誤解を招く滅失建物の登記を放置していたのであるから、その誤解を解消するためにも、ふれあいの館白山についての登記が必要となる。



## 8 指定管理者管理運営状況シートについて

### 【事実関係】

自転車駐車場維持管理について、J R 岐阜駅（名鉄岐阜駅）周辺の市営有料自転車等駐車場の指定管理者は、民間業者である。自転車駐車場維持管理について、西岐阜駅周辺の市営有料自転車等駐車場の指定管理者は、シルバー人材センターである。

西岐阜駅自転車駐車場の平成 25 年度下半期指定管理者管理運営評価シートにおいて、指定管理委託料（年額）が、59,630,000 円となっており、岐阜駅周辺の 5 箇所の自転車駐車場一括管理の委託料を記載している。

なお、指定管理者が異なるにもかかわらず、岐阜駅（名鉄岐阜駅）周辺及び西岐阜駅周辺の市営有料自転車等駐車場（計 9 か所）の管理運営委託の評価をまとめて評価している。

### 【指摘 土木管理課】

岐阜駅周辺の指定管理委託料（年額）ではなく、西岐阜駅周辺の指定管理委託料（年額）を記載すべきである。

このように、記載を誤っているのは、事業評価シートにおいて、岐阜駅周辺の自転車駐車場と西岐阜駅周辺の自転車駐車場をまとめて記載するなどのように、2 つの指定管理施設について、区別していないことが原因であると思われるので、2 つの施設については、明確に区別すべきである。

なお、土木管理課は、監査人補助者の指摘に対して、平成 27 年 1 月 9 日に、西岐阜駅周辺の指定管理委託料（年額 39,844,330 円）を記載して修正した。直ちに、修正したことは、評価することができる。

## 9 市の監査について

### 【事実関係】

シルバー人材センターに対する調査権限は、各課にまたがっている。また、監査委員監査が行われている。

補助金については、監査委員監査や補助金交付所管課である産業雇用課、指定管理については、監査委員監査、指定管理施設所管課（高齢福祉課、土木管理課）が、調査を行う。各委託契約については、各委託契約所管課が、調査を行う。介護保険事業については、介護保険課が、実地指導を行う。

他方、不正事案の恐れがあるときは、監査委員監査や所管課の調査が中心となる。

例えば、平成 25 年度に、羽島市シルバー人材センターについて、不適正な処理事件が発覚した後に、平成 25 年度に、監査委員の監査が行われた。補助

金等財政援助団体に対する監査委員監査として、緊急雇用補助金による委託事業についての金銭の流れを中心に監査を受けたようである。

|         |                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査所管課   | 監査委員                                                                                                                                                                                                                                    |
| 根拠規定    | 地方自治法第199条第7項                                                                                                                                                                                                                           |
| 監査の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政援助団体の監査（岐阜市が補助金、交付金等を交付している団体の中から監査委員が必要であると認めたときに監査するもの）</li> <li>・公の施設の指定管理者に対する監査（岐阜市の施設の管理を行っている法人その他の団体（公の施設の指定管理者）の中から監査委員が必要であると認めたときに監査する）</li> </ul>                                 |
| 指導監査所管課 | 指導監査課                                                                                                                                                                                                                                   |
| 根拠規定    | 岐阜市処務規則第3条                                                                                                                                                                                                                              |
| 指導監査の内容 | （3）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する市町村又は中核市の権限とされたものの指導監査に関すること                                                                                                                                                                                  |
| 指導監査所管課 | 介護保険課                                                                                                                                                                                                                                   |
| 根拠規定    | 岐阜市処務規則第3条                                                                                                                                                                                                                              |
| 指導監査の内容 | （1）介護保険に関すること                                                                                                                                                                                                                           |
| 所管課     | 産業雇用課（所管課）                                                                                                                                                                                                                              |
| 根拠規定    | 岐阜市処務規則第3条                                                                                                                                                                                                                              |
| 調査の内容   | （10）「雇用促進及び雇用対策に関すること」として、外郭団体であるシルバー人材センターに対する監理・監督                                                                                                                                                                                    |
| 所管課     | 福祉政策課                                                                                                                                                                                                                                   |
| 根拠規定    | 岐阜市処務規則第3条                                                                                                                                                                                                                              |
| 調査の内容   | （5）部内（介護保険課を除く。）の財務及び庶務に関すること（ふれあいの館白山について）                                                                                                                                                                                             |
| 調査所管課   | 委託契約所管課                                                                                                                                                                                                                                 |
| 根拠規定    | 委託契約書、同仕様書                                                                                                                                                                                                                              |
| 調査の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理業務委託共通仕様書第4条<br/>「発注者は、委託業務の運営に関し疑義が生じた場合は、随時検査、立会等を行い、又は、報告を求め、必要があるときは改善を求めることができる。また、改善結果等について報告を求めることができる。」</li> <li>・業務委託契約書第4条（委託業務の調査）<br/>「発注者は、必要と認めるときは、委託事務の処理状況を調査し、</li> </ul> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>若しくは受注者から関係書類を提出又は受注者に対し報告を求めることができる。」（東部クリーンセンター計量・粗大ごみ選別等業務委託、岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託、岐阜市民病院第2駐車場等案内及び整理業委託）</p> <p>・岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託仕様書第9項（4）</p> <p>「発注者は、委託業務について随時その内容について検査を行い、仕様書に適合していない場合は、受注者に改善を命ずることができる。」</p>                   |
| 指定管理施設所管課 | 指定管理所管課                                                                                                                                                                                                                                   |
| 根拠規定      | 管理運営に関する協定書（岐阜市指定管理者制度事務取扱要領（平成25年4月改正）の資料13参照）                                                                                                                                                                                           |
| 調査の内容     | <p>第14条第3項（高齢福祉課）</p> <p>「甲は、必要があると認める場合には、乙に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」</p> <p>第18条第3項（土木管理課）</p> <p>「甲は、必要があると認める場合には、乙に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」</p> |

羽島市シルバー人材センターの不適正な処理事件が発覚した際に、所管課である産業雇用課は、各指定管理施設所管課がそれぞれ個別に締結した委託契約書にある調査権限を意識して、シルバー人材センターに、羽島市シルバー人材センターの不適正な処理事件に関連して、報告書を提出するよう指示している。なお、産業雇用課は、特定随意契約の公表要綱に従い、特定随意契約を把握して、公表する役割を負っている。

しかし、産業雇用課は、シルバー人材センターが、特定随意契約を含めて、どのような契約を締結しているのかを把握し切れていない。そのため、シルバー人材センターの会員の仕事についての問い合わせが所管課である産業雇用課に寄せられた際に、産業雇用課が把握していない特定随意契約であることも散見される。

#### 【意見 産業雇用課、指定管理施設所管課、委託契約所管課】

各調査権限が、所管課、各指定管理施設所管課、各委託契約所管課に、分散しており、情報も分散する結果となっている。

そのため、各課の情報が集約しきれずに、調査が、課ごとに、ばらばらに行われている可能性が高い。

シルバー人材センターの補助金や指定管理、委託契約についての調査や監査などの結果を、共有できるような体制を設けることが望ましい。

## 第 15 章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

### 第 1 概要

#### 1 基本情報

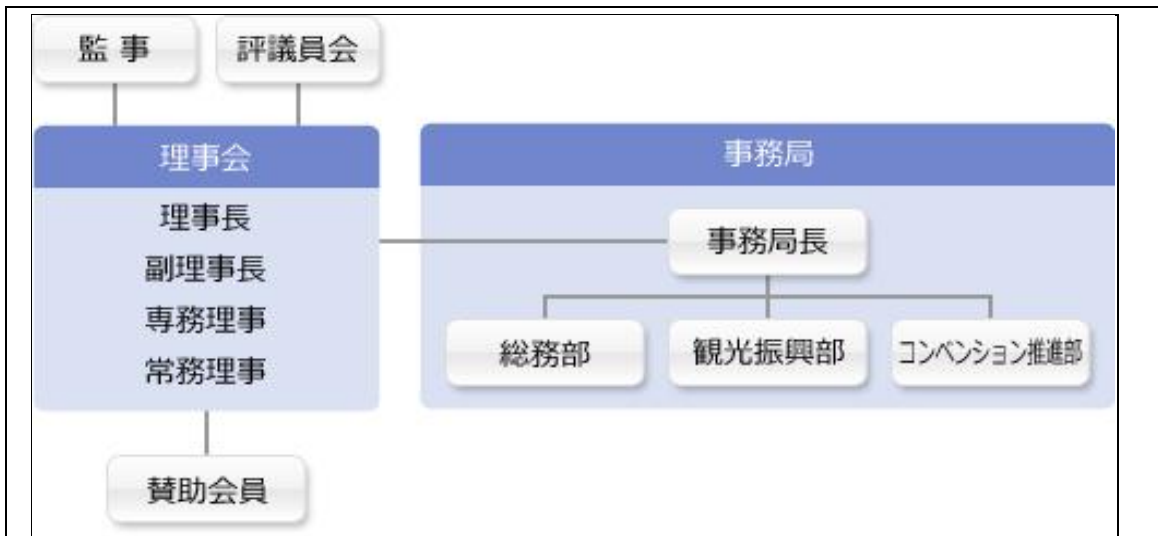
|      |                   |                                                                                                                                                                      |                |                       |
|------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 基本事項 | 設立年月日             | 平成元年 5 月 24 日                                                                                                                                                        |                |                       |
|      | 所在地               | 岐阜市神田町二丁目 2 番地（岐阜商工会議所 1 階）                                                                                                                                          |                |                       |
|      | 所管課               | 商工観光部 観光コンベンション課                                                                                                                                                     |                |                       |
|      | 基本財産              | 115,000 千円                                                                                                                                                           | うち市出資額<br>(割合) | 50,000 千円<br>(43.48%) |
|      | 設立目的<br>(定款第 3 条) | 岐阜市及び周辺の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンションの誘致、開催支援、及び国際会議観光都市岐阜の広報、宣伝等の事業を行うことにより、岐阜市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資すること                          |                |                       |
|      | 事業内容<br>(定款第 4 条) | (1) コンベンション振興のための広報、宣伝、誘致及び受入<br>(2) コンベンションの開催に係る支援<br>(3) 観光及びコンベンションに係る環境基盤の整備<br>(4) 観光振興のための広報、宣伝、誘致及び受入<br>(5) 岐阜市の運営する観覧船事業の支援<br>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |                |                       |

|          |             |           |        |
|----------|-------------|-----------|--------|
| 他からの出資状況 | 団体名         | 出資額       | 出資割合   |
|          | 岐阜県         | 10,000 千円 | 8.70%  |
|          | 岐阜商工会議所     | 10,000 千円 | 8.70%  |
|          | 株式会社十六銀行    | 17,000 千円 | 14.78% |
|          | 岐阜乗合自動車グループ | 28,000 千円 | 24.34% |

平成 26 年 3 月 31 日現在

|      |     |      |      |      |
|------|-----|------|------|------|
| 組織状況 |     | 役員   | 評議員  | 職員   |
|      | 常勤  | 2 名  | 0 名  | 8 名  |
|      | 非常勤 | 11 名 | 11 名 | 2 名  |
|      | 合計  | 13 名 | 11 名 | 10 名 |

【組織図】



【協会ホームページより】

◎理事会

理事長 1 名、副理事長 3 名（うち 1 名副市長）、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 5 名（うち 1 名市商工観光部長）、監事 2 名（うち 1 名市財政部長）

◎評議員会

会長 1 名、評議員 10 名（うち 1 名市商工観光部観光コンベンション課長）

◎事務局

- ・ 事務局長（市派遣職員 1 名）
- ・ 総務部長 総務課
- ・ 観光振興部長 観光振興部 観光振興課（市派遣職員 2 名）
- ・ コンベンション推進部長 コンベンション推進部 コンベンション推進課

（単位：千円）

| 財務<br>の<br>状<br>況 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------------|-------|----------|----------|----------|
|                   | 総収入額  | 106,327  | 115,970  | 104,272  |
|                   | 総支出額  | 88,794   | 98,320   | 87,692   |
|                   | （人件費） | （34,326） | （35,215） | （28,371） |
|                   | 差引収支額 | 17,533   | 17,650   | 16,579   |
|                   | 総資産額  | 332,819  | 329,100  | 321,571  |
|                   | 総負債額  | 5,723    | 7,639    | 6,434    |
|                   | 正味財産額 | 327,096  | 321,461  | 315,137  |

(単位：千円)

| 市の財政支出 | 区分    | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|-------|----------|----------|----------|
|        | 指定管理料 | 0        | 0        | 0        |
|        | 委託料   | 15,166   | 17,250   | 7,956    |
|        | 補助金   | 0        | 0        | 0        |
|        | 負担金   | 46,000   | 54,300   | 54,300   |
|        | 合計    | 61,166   | 71,550   | 62,256   |

(単位：千円)

| 事業概要 | 平成 25 年度      |                            |        |
|------|---------------|----------------------------|--------|
|      | 事業名           | 事業概要                       | 事業費    |
|      | 観光コンベンション振興事業 | 観光及びコンベンション振興のための広報、宣伝、誘致等 | 76,461 |
|      | 観覧船支援事業       | おまかせパック・風流屋形船支援事業          | 1,689  |
|      | 賛助会員を対象とした事業  | セミナー、講習会等開催 優良従業員表彰実施      | 2,429  |

## 2 沿革

平成元年 5 月 財団法人岐阜コンベンション・ビューローとして設立  
岐阜市が運輸省（現国土交通省）の国際コンベンションシティの第 1 次指定を受けたことにより設立された。  
平成 14 年 4 月 岐阜市観光協会と統合し、財団法人岐阜観光コンベンション協会に名称変更  
平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

## 第 2 事実関係及び指摘・意見

### 1 他との連携について

#### (1) 所管課と観光コンベンション協会の連携

岐阜市処務規則第 3 条によれば、観光コンベンション課の分掌事務として、  
(1) 観光事業の企画及び振興に関すること  
(2) 観光案内及び観光宣伝に関すること  
(3) コンベンションの推進に関すること  
(4) 観光コンベンション協会に関することが挙げられている。

他方、観光コンベンション協会の定款第4条によれば、協会の事業内容は、

- (1) コンベンション振興のための広報、宣伝、誘致及び受入
- (2) コンベンションの開催に係る支援
- (3) 観光及びコンベンションに係る環境基盤の整備
- (4) 観光振興のための広報、宣伝、誘致及び受入
- (5) 岐阜市の運営する観覧船事業の支援
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業とされている。

このように、処務規則及び定款の文言において、観光コンベンション課と観光コンベンション協会の業務は、一部重なる。市と観光コンベンション協会は、観光とコンベンションという共通目的の達成に向けて、市からは職員を派遣し、日常的な連携が図られているとのことである。

## (2) 他の外郭団体との連携

### 【事実関係】

市は、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」に基づき、運輸省（平成6年当時）より、国際会議観光都市として認定された都市である。県内では、市の他に、高山市が国際会議観光都市として認定されている。認定の条件としては、国際会議の用に供する施設の存在と国際会議等の誘致を実施する体制整備などがある。市でいえば、認定当時建設中であった長良川国際会議場と財団法人岐阜コンベンション・ビューロー（現協会）の存在などが認定条件となっている。

協会の行う事業は、「コンベンションの誘致、開催支援」である。

長良川国際会議場の指定管理者は、公共ホール管理財団が代表構成員として構成されるトリニティぎふであるが、同団体が、コンベンション誘致業務を行っている。

国際交流協会は、市へのコンベンション誘致に向けた共通目的の下、トリニティぎふと協力し、イベント等に共同参加するなど協力関係にあるとのことである。協会においては、類似業務を目的とする公共ホール管理財団など、他の外郭団体間の連携が図られているとのことである。

### 【意見 観光コンベンション課】

観光コンベンション課において、協会と類似業務を目的とする市の他の外郭団体や所管課間の更なる連携を検討することが望ましい。

## 2 基本財産・特定資産の管理・運用について

### (1) 基本財産



### 【事実関係】

協会は、平成 26 年 3 月 31 日現在、次のとおり、基本財産を管理している。

#### 基本財産

普通預金 十六銀行今沢町支店 117,242,500 円

(公益目的保有財産として 50%、管理業務として 50%使用)

(無利息決済型決済性預金)

基本財産については、全て普通預金にて管理している。平成 25 年度途中まで、国債として管理している部分があったが、いずれも満期を迎えることとなった。当時、低金利で運用益も低い状況であったことから、暫定的措置として、これらの部分は、普通預金の無利息型決済性預金に預けられることとなったとのことである。基本財産については、定款第 5 条第 2 項で、目的達成のために善管注意義務をもった管理が義務づけられている。

### 【指摘 観光コンベンション協会】

基本財産の管理については、定款第 5 条第 2 項の定めがあるところ、無利息型決済性預金であるので、ペイオフの問題は発生せず、安全確実な管理がなされているとはいえる。

しかし、協会の基本財産中、約 43%は、市の出資金である。

安全確実な管理という側面から、無利息決済型決済性預金という暫定的な措置をとることは理解できるが、かかる状態の継続は、基本財産からは運用益を何ら生み出さず、効率的な運用面という観点からは、適切な状態とはいえない。

協会は、基本財産運用に関する規程を設け、基本財産の効率的運用をすべきである。

### 【指摘 観光コンベンション課】

観光コンベンション課は、基本財産は、市の出資金であることから、協会において、効率的な運用をするよう指導すべきである。

## (2) 特定資産

協会は、平成 26 年 3 月 31 日現在、次のとおり、特定資産を管理している。

#### 特定資産

コンベンション振興基金

①定期預金 十六銀行今沢町支店 10,000,000 円

②定期預金 岐阜信用金庫若宮町支店 10,000,000 円

|       |                 |              |
|-------|-----------------|--------------|
| ③定期預金 | 大垣共立銀行岐阜支店      | 10,000,000 円 |
| ④定期預金 | 岐阜商工信用組合本店      | 10,000,000 円 |
| ⑤定期預金 | 大和ネクスト銀行（ビシャモン） | 10,000,000 円 |
| ⑥普通預金 | 十六銀行今沢町支店       | 75,315,000 円 |
|       | （無利息決済性預金）      |              |
| ⑦普通預金 | 岐阜信用金庫若宮町支店     | 56,000,000 円 |
|       | （無利息型決済性預金）     |              |

特定資産中、50,000,000 円については、定期預金で、そして、131,315,000 円については、普通預金にて管理している。この中には、市の出えん金（戻ってこない性質のお金）が含まれている。

特定資産についても、基本財産同様、平成 25 年度途中まで、国債として管理されている部分につき、暫定的措置として、普通預金の無利息型決済性預金に預けられることとなったとのことである。

特定資産については、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会岐阜市コンベンション振興基金規程（以下、「振興基金規程」という）が設けられており、その第 3 条にて、金融機関への預金その他最も安全確実かつ有利な方法による保管の必要性が、そして、第 4 条にて、基金の運用から生ずる収益は、コンベンション開催支援に係る公益目的事業会計への繰入金に充てるものとされている。

### 3 委託契約について

#### （1）概要

平成 2 年度から、市は、協会に対し、随意契約にて、JR 岐阜駅構内岐阜市観光案内所運営管理業務を委託している。平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間の委託料は、7,956 千円で同一金額である。

#### （2）契約者の選定について

#### 【事実関係】

市は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約とする根拠とし、一者随意契約の理由を「当該財団が、観光事業とコンベンション事業を一体的に推進している団体で、観光事業団体、観光事業関係者、報道機関などを会員として組織化されており、業界と連携して各種イベントに協賛するとともに、観光宣伝・誘致活動を積極的に展開している。『岐阜市の顔』である観光案内所では、観光客・来訪者に対し観光とコンベンション両方の最新の資料・情報などを提供することが求められ、当該財団は、それができる市内唯一の団体であるため」としている。

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(随意契約ガイドライン)

2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき。

【指摘 観光コンベンション課】

確かに、協会は、観光事業とコンベンション事業を一体的に推進している団体である。しかし、協会は、平成 25 年度において、委託業務料 7,956 千円中、再委託料として合計 7,624 千円を 1 業者に支払っている。その数字は、約 96% 強である。

この事実からすれば、協会が、「市内唯一」の団体ということを随意契約の理由として、随意契約を締結してよいものか疑問が生じる。

市は、長年来、継続して協会と随意契約を締結してきたものであり、協会が実績という意味のアドバンテージがあることは認める。しかし、随意契約はあくまで地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項によれば、例外的なものである。

観光コンベンション課は、協会が、随意契約記載の「市内唯一」の団体であるといえるのか、民間ではできないのかということを、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。

(3) 委託料について

【事実関係】

JR 岐阜駅構内岐阜市観光案内所運営管理業務の委託料については、岐阜市は独自の積算を行っているとのことである。しかし、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で金額に変わりはない。

委託料 7,956 千円のうち 7,308 千円は人件費である。人件費の根拠は、仕様書にある業務を行うには、3 人分の人件費が必要であり、市役所のアルバイトの賃金である時給 750 円を単価（1 人あたり 176 時間／月）とし、これに通勤手当、保険（健康、労災、雇用）料、厚生年金、福利厚生費、賞与等を加え、積算している。昨年度までの実績を元にその算出していることを、その積算が適正であることの理由としている。

【指摘 観光コンベンション課】

本件のような積算方法において、「実績」を理由とするのであれば、実態に変更がない限り、金額は、前年踏襲ということになりかねない。

そうではなく、積算をするに際しては、他の自治体の類似業務との比較をするなど、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。

4 岐阜観光コンベンション協会運営負担金について

(1) 金額の推移

市は、岐阜観光コンベンション協会運営負担金として、協会に負担金を支出している。協会のコンベンション振興事業、環境基盤整備事業、観光振興事業にかかる負担金である。

平成 17 年度より平成 23 年度は、46,000 千円、平成 24 年度・平成 25 年度は、54,300 千円である。ただし、平成 23 年度は、実施主体が岐阜市観光宣伝推進実行委員会（協会も関与）で、8,300 千円の岐阜市観光宣伝実行委員会負担金が支出されており、実質的には、54,300 千円で 3 年間、金額に変更はない。

(2) 事業評価シート

観光コンベンション課作成の事業評価シートの総合評価においては、平成 24 年度に、平成 25 年度以降も団体との協議を重ねるなかで負担金を見直していくとの記載がある。

(3) 過去の包括外部監査の指摘

【事実関係】

平成 23 年度包括外部監査では、補助金・負担金がテーマとされたが、観光コンベンション課に対して、岐阜観光コンベンション協会運営負担金の交付事務について、次のとおり指摘がなされている。

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである。 |
|---------------------------------------------------------|

これに対する、観光コンベンション課の措置状況の回答は、次のとおりであった。

平成 24 年度末現在措置状況

岐阜市の観光宣伝を担っている岐阜観光コンベンション協会への負担金は、不可欠である。引き続き、当協会と協議を行いながら、予算措置を検討していくが、国内外の観光客の状況を考慮し、来年度も同様の事業を行う必要があるため、現状維持とした。

平成 25 年度末現在措置状況

協会は、本市の観光行政を進める上で重要な役割を担っており、その業務に対する負担金は不可欠である。負担金額の決定にあたっては、事業内容のみならず、スタッフの配置を含め、今後も協会との連携を図りながら協議を継続する。

本監査における回答

観光コンベンション課によれば、負担金額については、負担金実施当初に協議の上で決定した金額をベースに、事業の改廃状況による総事業費の増減を加味した上で負担金額を決定しているとのことである。

平成 23 年度から平成 25 年度においては、変更事情がないため、同金額となったとのことであった。

【指摘 観光コンベンション課】

平成 23 年度包括外部監査の指摘とそれに対する平成 24 年度末現在の観光コンベンション課の措置状況の回答を対比してみると、指摘に対応する回答とはなっていないと思われる。また、平成 25 年度末現在の措置状況の回答では、事業内容の言及とスタッフの配置が出てくるが、本監査における回答と同様の基準による算出であるのか不明である。

そもそも、平成 23 年度の監査の指摘では、事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきとしている。負担金が不要などということを言っていない。

事業内容を精査して負担金額を決定するというプロセスをとることを妥当と考えて措置を講じるのかどうか、妥当ではないとするのであれば、そのように判断した理由は何であるか、決定した負担金額の妥当性（結果）を回答すべきであるのに明確な回答はない。

事実としては、負担金額は、平成 23 年度監査の指摘後も変更がないため、明確な基準のもと、適正な手続を経て、負担金額が決定されているか不明である。

平成 23 年度の監査指摘に対して、措置状況は、適切に回答すべきである。具体的には、①平成 23 年度監査の指摘に対して、観光コンベンション課と

しては、どのように判断したのか、②現在の負担金決定方法が適切であるとするのであれば、その理由について、明確に回答すべきである。

## 5 連携団体への補助金、負担金の支出について

### 【事実関係】

観光コンベンション協会から、関連団体や実行委員会へ補助金や負担金が毎年支出されている。

補助金については、交付規則に準じた形で支出している。

支出金額にかかわらず、同様の手続が求められている。

負担金については、主なものが出席負担金や加入団体負担金である。「道三まつり負担金」、「信長まつり負担金」、「GIFU ナイトビュー負担金」、「国際旅行客誘致協議会負担金」などの事業負担金については、平成 26 年度からは、市の策定した「補助金等ガイドライン」の示す公益性、必要性、効果・経済性、緊急性、岐阜らしさといった視点に立ち、関係団体との協議等を実施した上審査を行っているとのことである。

### 【意見 観光コンベンション協会】

観光コンベンション協会が、交付規則に準じて補助金を支出していることは、市の外郭団体という意味において適切であると評価できる。

ただし、協会は、公益財団法人であり、自主性が必要とされる組織であることも事実であり、協会の立場から、合理的な理由がある限り、独自の取扱いをすることは許容されるはずである。現状では、例えば、少額の補助金支出であっても、補助金を受ける側は、補助金交付申請、実績報告の提出等の手続を経て初めて補助金を受けられるとのことである。補助金を受ける以上はやむを得ないとの考え方もあるが、他方、手続の簡素化が図れないかという問題意識もありうる。

そこで、補助金については、交付規則に準ずる形を維持しつつも、観光コンベンション協会の実態に照らした適切な取り扱いを検討することが望ましい。また、事業負担金の支出については、算出の明確性の観点から、負担金支出の根拠規定を独自に策定することを検討することが望ましい。

## 6 パンフレットやノベルティグッズの管理及び会計上の表示について

### 【事実関係】

協会では、その事業目的の遂行のため、油取り紙、うーたんのクリアファイルなど、様々なノベルティグッズを作成している。それらについては、数量の管理はされているものの、金額では管理されておらず、決算書にも計上されて

いない。

#### 【意見 観光コンベンション協会】

協会は、その事業の性質上、事業費に占める印刷製本費や広告宣伝費が大きくなっている。主に、パンフレットやノベルティグッズの作成に支出されるが、単年度決算の公的機関の場合、一時の支出として処理されてしまうと、その後の現物管理自体がおろそかになると一般的に考えられている。ただ、これらの中には、単価が比較的高く、金額的にも無視できないものもあると思われ、それが一時的な支出として処理されるだけで、その後管理されないとなると、作だけ作り、後の責任は負わないという状況を招きかねない。

その点において、協会では、グッズ等の出入りを管理する表を作成して数量自体の管理をしており、単なる一時の支出としてではなく、資産として意識されていることは、大変評価できる。

この管理状況やそれだけの資産を保有しているということを、市民ほか外部関係者に情報提供するためには、決算書の貸借対照表に「貯蔵品」として計上することが考えられる。企業会計では一般的な処理であり、企業会計に近づいてきている公益法人会計でも採用すべき処理方法と考えられる。

そこで、今後は、「貯蔵品」として扱うものの金額を設定し、該当するものは、数量のみならず金額でも管理し、貸借対照表上にも計上することを検討することが望ましい。

### 7 賛助会員と発注業者について

#### 【事実関係】

平成 25 年度の事業費のうち、人件費の次に支出割合の高い印刷製本費について、発注業者を確認したところ、協会の賛助会員となっている業者が多かった。

印刷製本費のほとんどは、カタログやパンフレットやニュース等の印刷費であるが、それらの大半が賛助会員で請け負っており、しかも一社集中ではなく、数社に分散されている。

また、契約については、市の契約基準に準拠して行われているが【公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会契約事務ガイドライン】、増刷・改版については版をもっている業者が随意契約により受注している。

賛助会員である業者に分散されていること、随意契約が多くなっていることから、市民の目線で見ると、本当に公正かつ公平な取引がなされているかどうかについて疑問に思われる可能性がある。

協会においては、平成 26 年 3 月 11 日に契約事務ガイドラインを策定した。

ガイドラインは、経済性、公正性、透明性を発揮して適正に執行する必要性

を認めた上で策定されたもののことである。

**【意見 観光コンベンション協会】**

協会が問題意識を持って契約事務ガイドラインを策定したことは評価できることである。

策定した以上は、ガイドラインに沿って適切な執行をすることを今後継続して意識することが望ましい。



## 終章

### 第1 はじめに

本監査を実施するにあたり、市の職員、外郭団体の関係者には、全面的に協力をしていただいた。本報告書を完成させることができたのは、多忙であるにもかかわらず、市の職員、外郭団体の関係者が、ヒアリング、現地視察や、書類監査など、快く応じていただいたことに尽きる。

心より、感謝を申し上げる。

### 第2 現状の課題

外郭団体は、市の貴重な資源である「ヒト」・「モノ」・「カネ」といった点で、民間組織とは異なる例外的取扱がなされている。そうであるからこそ、その関与については、慎重・適切になされるべきであるところ、これまでの市の外郭団体に対する関与状況には、様々な課題が見られ、必ずしも適切といえるものではなかった。

監査人は、課題の発生原因は、主に次の3点にあると考える。

- ①外郭団体という存在の曖昧さ
- ②市内部間、市と外郭団体間、外郭団体間の連携不足
- ③情報公開に対する意識の低さ

### 第3 提言

以上から、監査人は、次の3点につき、市に対する提言を述べる。

#### ①外郭団体という存在の曖昧さに対して

外郭団体において、何らかの問題が発生した場合、最終的に市が問題の責任を負うリスク（法的責任や信用問題）がある。しかしながら、外郭団体という存在の位置付けが市において曖昧なために、リスク管理が必ずしもできる体制になっていないと思われた。

この点、住民自治基本条例第8条第2項において、市が外郭団体として位置づけている団体は、市長等が住民自治を充実するために、基本とする事項の趣旨に沿い活動することの努力義務が課せられているが、同条例には、市の外郭団体に対する関与についての規定はない。

今後は、外郭団体の関与に関する条例を新規に策定するであるとか、住民自

治基本条例の中に、外郭団体に対する関与の条項を入れることなどにより、市からみた外郭団体の位置づけを明確にすることが望ましい。

## ②連携不足に対して

今回、外郭団体という組織を通じて、職員の併任・派遣、委託、指定管理、補助金・負担金、財産の使用などを検証したが、それぞれのよい部分が入り入れられていないと感じた。例えば、暴力団排除や再委託といった場面である。

この点、住民自治基本条例第8条第1項（1）においては、市長等は、「組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること」を基本として住民自治を充実しなければならないとされていること、同第2項においては、外郭団体にその努力義務が課せられていることからすれば、現状は、不十分であると評価せざるを得ない。

今後は、横断的に連携することで、他において取り入れるべきものがあれば、積極的に取り入れる組織体制を構築することが望ましい。

## ③情報公開に対する意識の低さについて

情報公開の手段は、ホームページのみではないが、現代社会において、ホームページが簡便重要な手段であることは否定できない事実である。しかしながら、市が、ホームページで公開した情報の誤りが少なからずあり、あるいは、本来、ホームページで公開するような内容も公開されていない事例が見受けられた。

この点、住民自治基本条例第5条（3）においては、市民及び市は、「情報を共有すること」を基本としてまちづくりを進めるものとしている。また、同条例第8条第1項（2）においては、市長等は、「政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと」を基本として住民自治を充実しなければならないとされている。

これらの基本からすれば、現状は、不適切であると評価せざるを得ない。

今後は、市の情報については、あくまで市民と共有するものであるという認識のもと、まずは、ホームページ上で、積極的かつ正確な情報公開をすることが望ましい。

## 第4 最後に

監査人らは、本監査期間中に、ある地方公共団体の幹部の方に、地方公務員の心構えについて聞いたことがあった。その時、その方が述べた2つの言葉を

記して、本報告書の結びとしたい。市役職員、外郭団体役職員をはじめ、また、監査人らを含めて、市の事業や活動に関わる者にとって、今後の指針となる言葉であると思われる。

「役場の人間にとって、最終的には、市民（町民）の利益につながる事業なのか、税金を使うべき事業なのか、そこが大事だ。その点だけはぶれてはいけない。」

「今まで、こうだったということを言い訳にはいけない。これからどうするかが大事だ。」